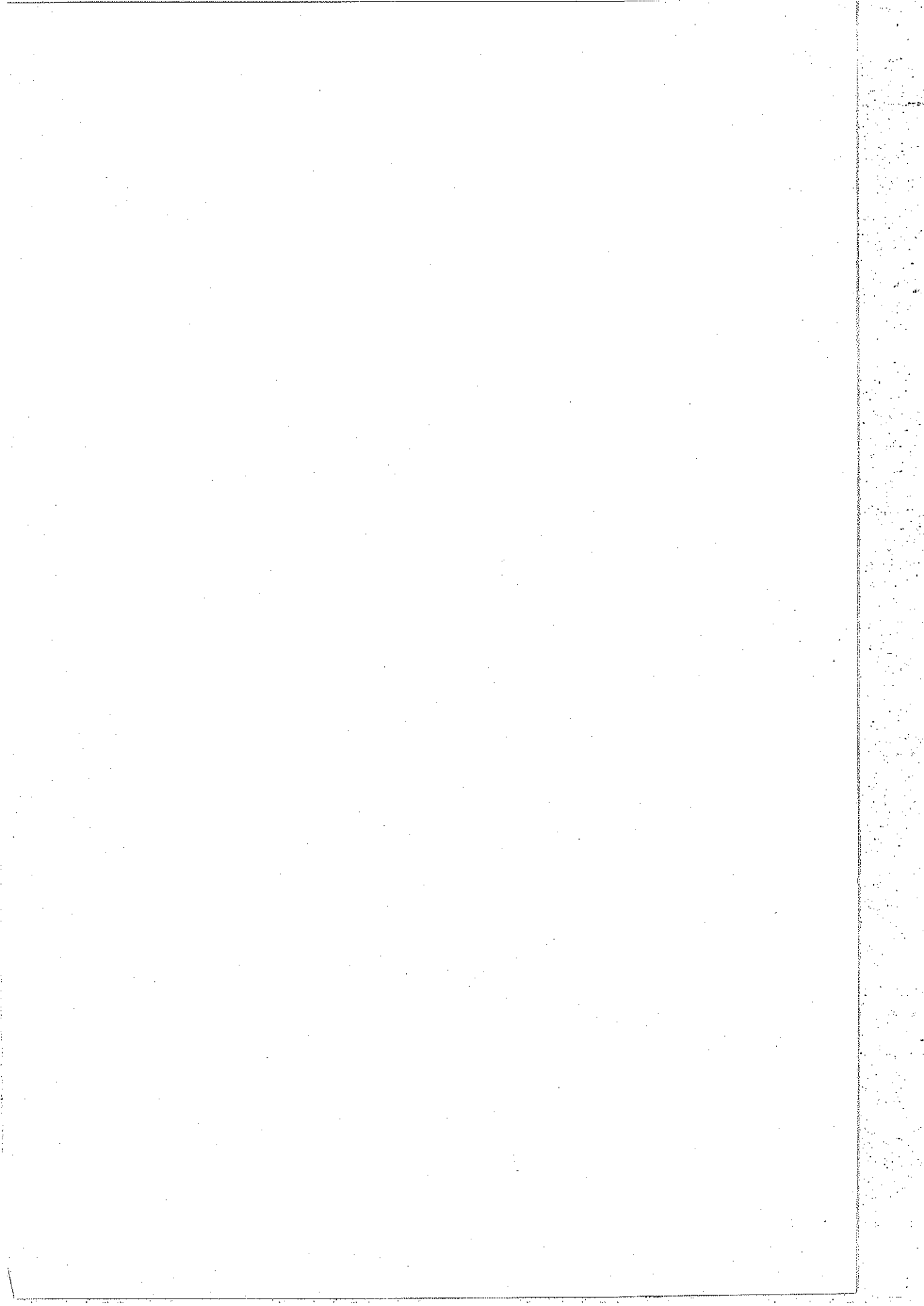


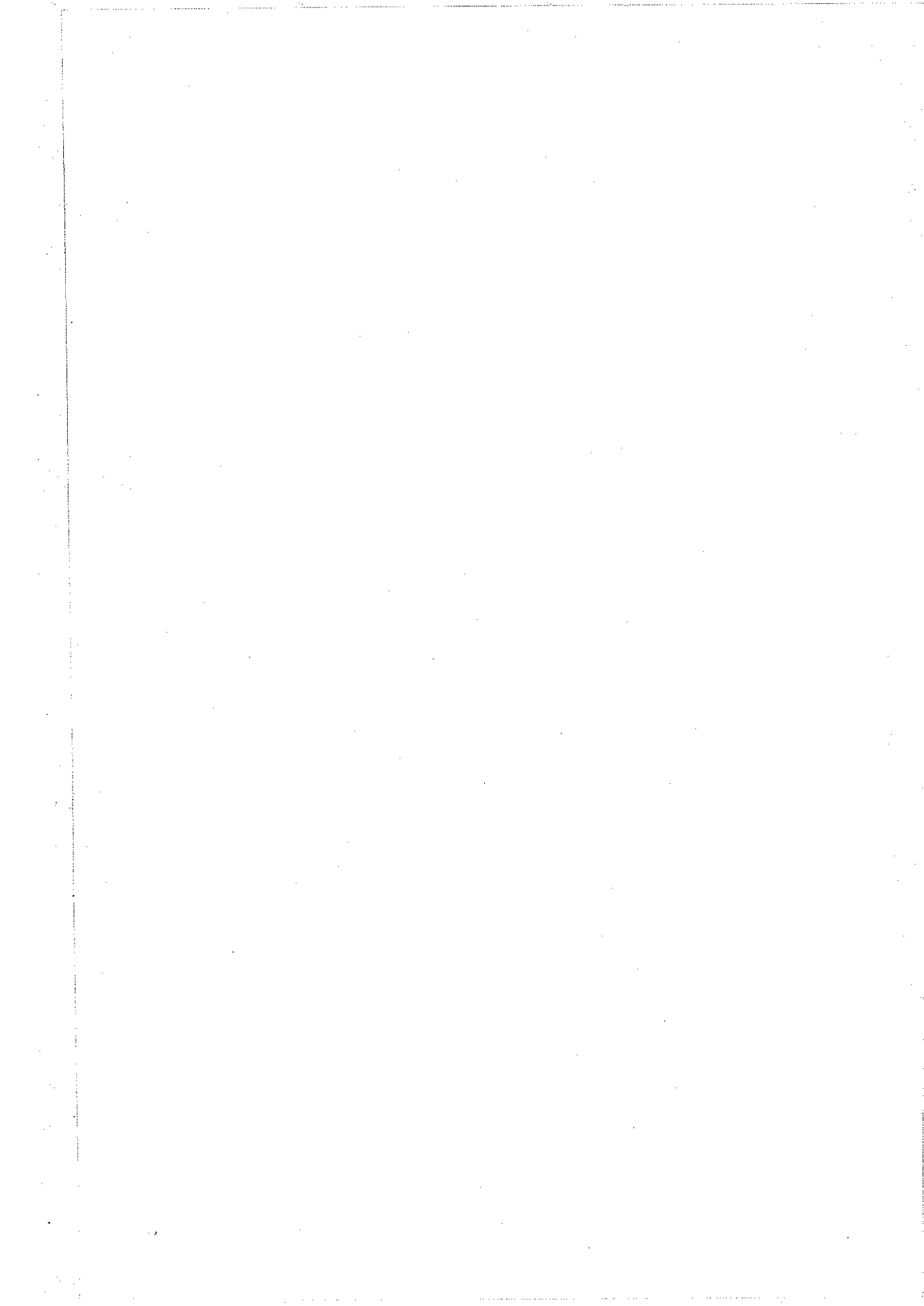
昭和47年3月10日開会
昭和47年3月30日閉会

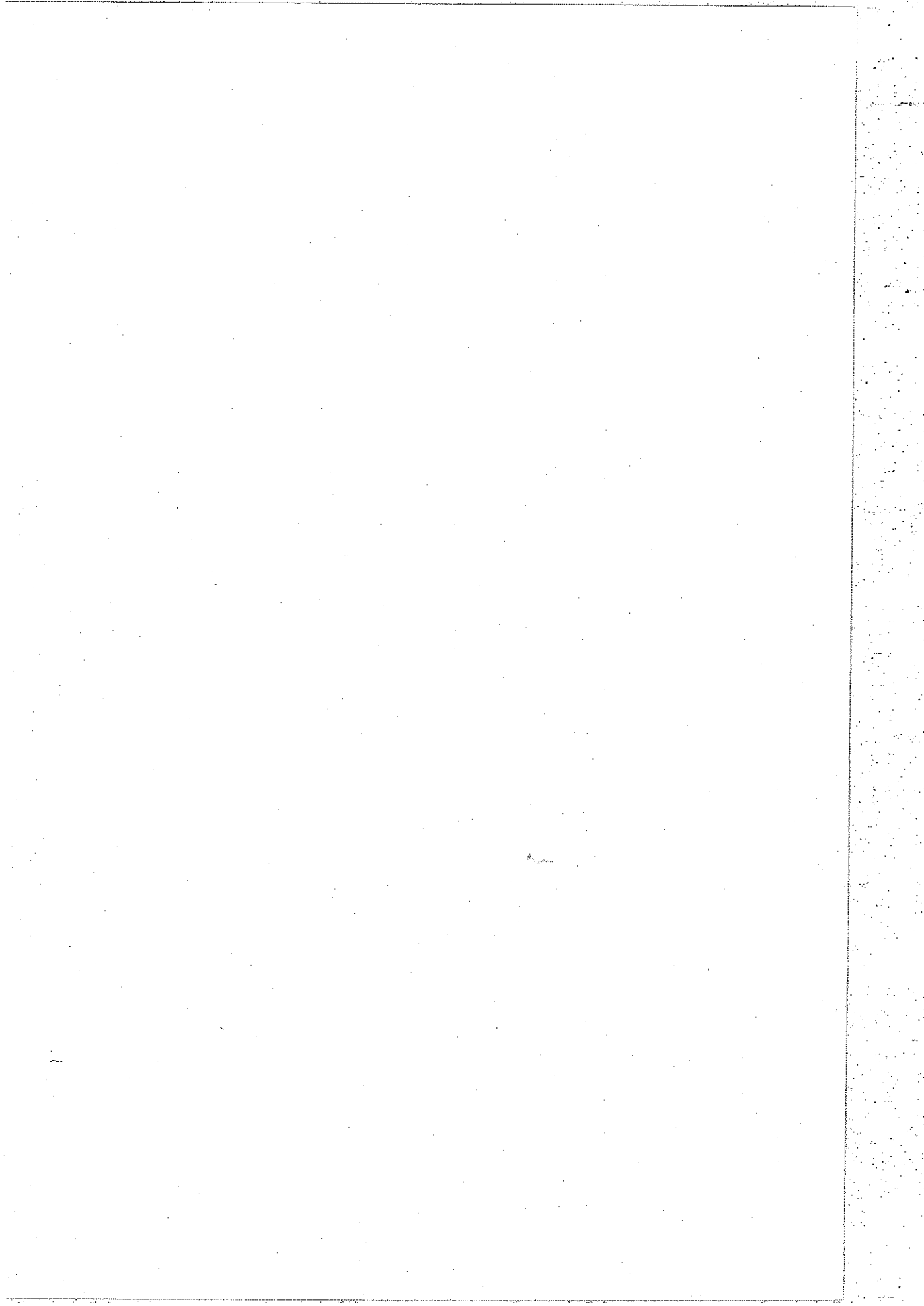
和泉市議会第1回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会







和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和47年3月10日(金曜日)第1日

○出席議員、欠席議員	1頁
○議事説明員その他	1頁
○議事日程	2頁
○開会宣言(午前10時30分)	4頁
○開会宣告	4頁
○会議録署名議員の指名(坂上国治君、田中幸一君、木下甲子三君)	4頁
○市長開会挨拶	4頁
○会期決定(3月10日～3月31日)	5頁
○日程第1 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和46年11月分)	
○日程第2 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和46年11月分)	
○日程第3 例月出納検査の結果報告について(収入役扱昭和46年12月分)	
○日程第4 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和46年12月分)	
4件一括上程	5～30頁
○日程第5 町の区域および名称の変更について(青葉台)	
○日程第6 町の区域および名称の変更について(緑ヶ丘)	
2件一括上程	31～59頁
○日程第7 町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	60頁
○日程第8 和泉市立教育研究所条例制定について	
○日程第9 和泉市職員定数条例制定について	
○日程第10 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第11 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第12 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第13 和泉市立病院の料金等に関する条例制定について	
○日程第14 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第15 青年学級開設について	
○日程第16 和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
○日程第17 昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算	
○日程第18 昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	

日程第19 昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

日程第20 昭和47年度和泉市水道事業会計予算

日程第21 昭和47年度和泉市病院事業会計暫定予算

14件一括上程	62~90頁
○昭和47年度の市長施政方針	91頁
○日程第8から日程第21まで提案理由の説明	95頁
○散会宣告(午後8時0分)	123頁

昭和47年8月14日(火曜日)第2日

○出席議員、欠席議員	125頁
○議事説明員その他	125頁
○開会宣告(午前10時40分)	126頁
○一般並びに総括質問	
1番に29番坂上国治君	127~140頁
2番に2番木下甲子三君	140~143頁
3番に8番三井正光君	143~145頁
4番に21番松尾千代一君	145~152頁
5番に20番直村静二君	152~170頁
○散会宣告(午後4時55分)	170頁

昭和47年8月15日(水曜日)第3日

○出席議員、欠席議員	171頁
○議事説明員その他	171頁
○開会宣告(午前10時35分)	172頁
○一般並びに総括質問	
1番に20番直村静二君(14日に引続く)	173~188頁
2番に6番柏音三郎君	189~196頁
3番に15番依田七郎君	196~200頁
4番に3番山田清二君	200~221頁
○散会宣告(午後4時56分)	221頁

昭和47年3月16日(木曜日)第4日

○出席議員	223頁
○議事説明員その他	223頁
○開会宣告(午前10時35分)	224頁
○一般並びに総括質問	
1番に 5番横田憲治郎君	225~241頁
2番に 10番池田信幸君	242~256頁
3番に 27番吉川伊与一君	257~258頁
4番に 28番藤原要馬君	259~268頁
○散会宣告(午後4時37分)	268頁

昭和47年3月17日(金曜日)第5日

○出席議員	269頁
○議事説明員その他	269頁
○議事日程	271頁
○開会宣告(午前10時35分)	273頁
○一般並びに総括質問	
1番に 13番竹下義章君	273~294頁
2番に 7番出原武司君	294~304頁
○予算特別委員会設置並びに委員選任	
日程第1より日程第14まで予算特別委員会に付託	303頁
○日程第15 昭和45年度和泉市歳入歳出決算の認定について(決算委員長報告)	304頁
○日程第16 例月出納検査の結果報告について(収入役抜昭和47年1月分)	317頁
日程第17 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員抜昭和47年1月分)	326頁
○日程第18 前市長に対して支給する退職手当の額について	334頁
○日程第19 昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	336頁
○日程第20 財産取得について(鶴山台南小学校用地)	370頁
○日程第21 昭和46年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	372頁
○日程第22 昭和46年度年泉市水道事業会計補正予算(第3号)	376頁
○日程第23 和泉市幼幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	395頁
日程第24 財産取得について(信太中学校校舎)	396頁

日程第25 伝染病患者収容事務の委託に関する協議について	396頁
日程追加 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	392頁
○散会宣告(午後6時42分)	401頁

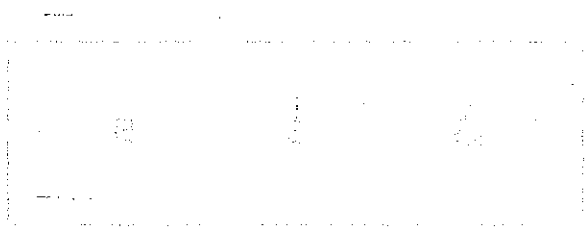
昭和47年8月22日(水曜日)第6日

○出席議員	403頁
○議事説明員その他	403頁
○議事日程	405頁
○開会宣告(午後1時20分)	406頁
○日程第1 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	406頁
○散会宣告(午後2時7分)	415頁

昭和47年8月30日(木曜日)第7日

○出席議員	417頁
○議事説明員その他	417頁
○議事日程	419頁
○開会宣告(午前10時50分)	421頁
○日程第1より日程第17まで 予算委員長藤原要馬君報告	421頁
○日程第18 和泉市事務分掌条例制定について	443頁
○日程第19 和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について	455頁
○日程第20 財産取得について(改良住宅建設用地)	456頁
○日程第21 財産取得について(消防署用地)	461頁
○日程第22	464頁
○日程第23 和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	479頁
○日程第24 和泉市立病院特別委員会設置ならびに委員の選任について	481頁
○日程第25 和泉市道認定請願書	483頁
○追加 公共料金値上げ反対に関する要望決議	487頁
○閉会宣言(午後4時0分)	489頁
○市長閉会挨拶	489頁
○議長閉会挨拶	490頁

第 1 日



昭和47年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第1日)

出席議員(24名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23番	貝淵博治君
9番	上代卯之松君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

欠席議員(2名)

11番	田村清房君	18番	藤原利一君
-----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市	長	藤木秀夫	人事課長	平野誠蔵
助	役	辻忠夫	財政課長	庄司清
助	役	藤田利	課税課長 兼納税課長	西川喜久
収	入	役橋本炳	交通公害課長	内田繁
総	務	部長坂口礼之助	民生部次長	宇沢清
民	生	部長大和茂治	市民課長	杉本忠彦
事	業	部長中塚白	保険年金課長	高橋正弘
同	和	対策部長小林一三	衛生課長	西岡正志
水	道	部長神田平吉	社会児童課長	森保
消	防	長赤阪久	福祉事務所長	山本武雄
総	務	部次長井谷義雄	事業部次長 兼土木課長	神山一郎
企	画	課長橋本昭夫	開発課長	宮本福秀

建築課長	林 徳 治	選管委員長	味 谷 日 吉
経済課長	門 林 六 男	選管事務局長	青 木 孝 之
同和对策部次長	佐 原 行 雄	教育委員長	堀 内 由 延
推進調整担当課長 (総括・教育)	逢 野 一 郎	教 育 長	葛 城 宗 一
推進調整担当課長 (総括・民生)	生 田 稔	教育次長	阪 東 重 信
推進調整担当課長 (事 業)	浅 井 隆 介	教委総務課長	紀之定 藤与茂
幸会館分室長	吉 田 利 秀	学校教育課長	唄 幸 治
会計課長	片 桐 武 雄	社会教育課長	広 岡 史 郎
水道部次長	田 中 稔	同和教育指導室長	竹 内 義 一
営業課長	高 橋 新 平	開発協会事務局長	西 川 武 雄
工務課長	福 本 喬 久	開発協会総務課長	山 本 俊 兼
監査委員	堀 田 徳 治	開発協会用地課長	中 西 淳 富
監査事務局長	吉 岡 昭 男		

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	上 野 稔
次 長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 俊 昭
議事係	西 垣 宏 高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告第1号	例月出納検査の結果報告について (収入役扱昭和46年11月分)	
2	監査報告第2号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和46年11月分)	

日程	種別及び番号	件名	摘要
3	監査報告第3号	例月出納検査の結果報告について (収入取扱昭和46年12月分)	一括上程
4	監査報告第4号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員扱昭和46年12月分)	
5	議案第16号	町の区域および名称の変更について	一括上程
6	議案第17号	町の区域および名称の変更について	
7	議案第18号	町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	一括上程 (14議案)
8	議案第25号	和泉市立教育研究所条例制定について	
9	議案第19号	和泉市職員定数条例制定について	
10	議案第20号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
11	議案第21号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第22号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第23号	和泉市立病院の料金等に関する条例制定について	
14	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	
15	議案第31号	青年学級開設について	
16	議案第32号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	
17	議案第26号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算	
18	議案第27号	昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
19	議案第28号	昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	
20	議案第29号	昭和47年度和泉市水道事業会計予算	
21	議案第30号	昭和47年度和泉市水道事業会計予算	

(午前10時30分開会)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かとお忙しいところ多数ご出席され、ありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。
ただいま出席されております議員さんが15名でございます。
なお、藤原利一議員さん、田村清房議員さんの2名の方から欠席届が出てございます。その他の方につきましてはおっつけお見えになるものと思われます。現在、15名でございます。

開 議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) 会議録の署名議員を29番の坂上国治君、4番の田中幸一君、2番の木下甲子三君、以上3名の方にお願いたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めたものの氏名は、お手元に印刷配布してありでございます。市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつを申し上げます。
本日、ここに第1回定例市議会をお願い申し上げましたところ、議員各位には公私ご繁忙のありにもかかわらず、ご出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。
本定例会には、昭和四十七年度当初予算をはじめ、重要議案をご提案申し上げ、ご審議をお願い申し上げるものでございます。諸議案の内容につきましては、後刻説明させていただきますので、何とぞよろしくご審議下さしまして、可決決定賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会にあたってのごあいさつといたします。

- 議長(貝淵博治君) 市長のあいさつが終わりましたので、この際、おはかりいたします。
本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月31日までの22日間と

決定いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本日から3月31日までの22日間と決定いたします。

-
- 議長(貝淵博治君) それではこれより日程審議に入ります。日程審議に入ります。日程第1より日程第4までは、いずれも例月出納検査の結果報告でございますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第1号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条第1項の規定により、昭和46年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年1月25日

監査委員 堀 田 徳 治

記

1. 検査実施日 昭和47年 1月25日
2. 検査の対象 昭和46年11月分の出納状況
3. 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分	收 入			支 出		
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分	
一 般 会 計		△ 760,528			△ 629,616	
	1,896,232,679	374,772,649	2,270,244,800	1,766,520,891	2,698,851,172	
才 入 才 出 外 現 金	66,211,097	14,701,313	80,912,410	60,165,622	18,897,589	
特別才入才出外現金	611,827,906	126,748,579	738,576,485	589,172,835	108,155,338	
府 税	107,084,577	20,898,162	127,932,739	97,955,711	9,220,461	
特 別 会 計	国民健康保険		△ 38,733		△ 9,647	
		396,278,893	17,639,689	413,879,849	236,997,676	45,682,089
	土地区画整理事業	239	0	239	11,540,464	0
合 計	3,077,585,391	554,760,892	3,631,546,522	2,762,353,199	441,790,647	
資 金	用品調達	4,922,122	885,221	5,807,343	4,044,346	625,290
	同資和金更正付	13,248,634	151,500	13,395,134	4,850,000	0
	財政調整					
	土地開発	131,475,104	702,566	132,177,670	40,223,278	562,460
合 計	149,640,860	1,739,287	151,380,147	49,117,624	624,984	

算 書

昭和46年11月30日現在

(単位 円)

計	収支差引残高	一時借入金	他会計との	差引残高	摘 要
		一時貸付金	相互流用		
2035726447	234518353		△11540464	222977889	
74063209	6849201			6849201	
692328173	46248312			46248312	
107176172	20756567			20756567	
282670118	131209731			131209731	
11540464	△11540225		11540464	239	
3203504583	428041939			428041939	
4669636	1137707			1137707	
4850000	8545134			8545134	
45847882	86329788			86329788	
55367518	96012629			96012629	

現 金 の 保 管 方 法

昭和46年11月30日現在 (単位 円)

区 分	現 在 高	内 訳						備 考
		普通預金	当 座	定期預金	費 用	協 便 局	追 加 信 託 長期債券約	
一 般 会 計	222,977,889	162,748,389		53,500,000		500,000		
特 別 会 計	131,209,731	130,909,731						
土地区画整理事業	239	239						300,000
用 品 調 達	1,137,707	758,734	383,973					
同 和 貸 付	854,513	254,513	600,000					
財 政 調 整								
土 地 開 発	863,297,888	863,297,888						
特別才入才出外現金	57,270,360	462,483,12		5,180,838	5,841,210			大阪公 137,584,446 大阪 24,223,764
才 入 才 出 外 現 金	684,920	684,920						
府 税	207,565,667	207,565,667						
住 宅 資 金	4,406,825	550,805	3,036,293				819,727	
現 金	539,483,441	457,691,900	383,973	6,253,629	5,180,838	6,341,210	5,549,227	1,800,000

歳 入 調 査 書

昭和46年11月30日現在

科 目	予 算 額	収 入 入 済 額			収入済額の予算額に対する差			予 算 対 対 する 収 入 割 合
		前月末累計	本 月 分	計	過	不 足	足	
市 税	1,222,687,000	680,030,906	△ 608,952 77,594,423	757,016,377		465,670,623	61.91	
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	8347,000	0		0		8347,000		
地方交付税	681,566,000	608,156,000	24,291,000	851,066,000	1,695,000,000		124.87	
分担金及負担金	96,628,000	50,873,454	4,814,480 △ 60 377,8802	55,687,934		40,940,066	57.63	
使用料及手数料	44,338,000	22,428,352	3,778,802	26,207,094		18,325,906	58.85	
国府支出金	1,633,104,000	195,432,816	1,805,800	213,490,816		1,418,613,184	13.08	
府支出金	989,953,000	194,508,59	5,179,885	2,463,0694		965,322,306	2.49	
財産収入	64,994,000	20,593,609	2,087,205	22,687,054		42,306,946	34.91	
寄附金	82,611,000	30,541,137		30,541,137		52,069,863	36.97	
繰入金	59,210,000	0		0		59,210,000		
繰越金	7,333,900	7,333,9432		7,333,9432	482		100.00	
諸収入	262,297,000	169,406,114	△ 151,516 11,349,904	180,598,262		81,698,738	68.85	
市債	1,314,700,000	460,000	9,000,000	13,600,000		1,301,100,000	10.34	
自動車取得税交付金	45,521,000	17,705,000		17,705,000		27,816,000	38.89	
交通安全 対策特別交付金	231,000	367,500		3,675,000	1,365,000		159.09	
地方譲与税	7,365,000					7,365,000		
合 計	6,588,165,000	1,896,232,679	△ 760,528 374,772,649	2,270,244,800		4,317,920,200	34.46	

訂正
6,240

訂正
△6,240

歳出調書

昭和46年11月30日現在

科 目	予 算 額	支 出		濟 額		予 算 残 額	予算対する支出割合
		前月末累計	本 月 分	前 計	計		
議 会 費	58028000	30627122	△ 1200 4562576	35188498	22833502	60.64	
総 務 費	518489000	313846356	△94619 42132562	355884299	162604701	68.64	
民 生 費	800492000	338051712	△32123 65726951	403746540	396745460	50.44	
衛 生 費	399390000	184041141	△44500 31769699	215766340	188623660	54.02	
労 働 費	45357000	32244990	△455446 2651379	3440923	10916077	75.93	
農 林 水 産 業 費	105496000	12755221	3398317	16153538	89342462	15.31	
商 工 費	25886000	16947566	1089484	18037050	7848950	69.68	
土 木 費	3225324000	138871329	△1728 42397755	181267356	3044056644	5.62	
消 防 費	221191000	50814583	6353286	57167869	164023131	25.85	
教 育 費	845315000	516426082	48301934	564728016	280586984	66.81	
公 債 費	273111000	129046224	20895674	149941898	123169102	54.90	
諸 支 出 金							
予 備 費	5000000				5000000		
災 害 復 旧 費	65086000	2848565	555555	3404120	61681880	5.23	
合 計	6588165000	1766520891	△629616 269835172	2035726447	4552438553	30.90	

監査報告第2号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和46年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年1月25日

監査委員 堀田 徳治

記

1. 検査実施日 昭和47年 1月25日
2. 検査の対象 昭和46年11月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、11月末日における収支の状況は別表のとおりである。

	1,024,000			預り担保有価証券		182,400	800,000
	2,441,418	2,441,418		減価償却引当金		132,385,966	1,299,445,48
				退職給与引当金		52,896	52,896
				資本の部			
				自己資本			
	17,506,119	8,085,18		借入資本		118,703,235	118,703,235
				資本剰余金		1,166,370,341	1,148,864,222
	790,472,04		790,472,04	資本剰余金	252,300	287,796,683	287,796,683
				利益剰余金			
				費用の部			
	98,074,261	98,164,73		原水及浄水費		8,965,480	
	38,415,485	34,762,88		配水及給水費			
	6,984,000			受託工事費			
	1,691,928	1,812,530		業務費			
	13,622,034	13,749,84		総係費		6,300	
				減価償却費			
	5,468,607	5,468,607		資産減耗費			
	48,418,614	19,243,4		支払利息及企業債償還			
				雑支出			
	4,627,106	5,950,505		その他の営業費用		5,401	
	1,279,154	348,000		過年度損益修正			
				収益の部			
	237,870	3570		給水収益	31,469,621	267,697,848	267,459,978
				補償			
				受託工事収益	22,000	10,351,900	10,351,900
				その他の営業収益	6,052,545	48,035,965	48,035,965
				受取利息		52,896	52,896
				雑収益	204,000	351,063	351,063
				固定資産売却益			
				過年度損益修正			
234,679,266	459,528,028	166,750,688	166,750,688	過年度損益修正			
				合計	156,750,688	459,528,028	234,679,266

11月分予算執行報告書(甲)

昭和46年11月30日現在 (収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
①水道事業収益	538182000	37744596	329882415	208299585
1.営業収益	535182000	37540596	325847843	209334157
1給水収益	401021000	31466051	267459978	133561022
2補償金	5000000	0	0	5000000
3受託工事収益	38500000	22000	10351900	28148100
4その他の営業収益	90661000	6052545	48035965	42625035
2.営業外収益	3000000	204000	4034582	△ 1034572
1受取利息	1000000	0	523936	476064
2雑収益	2000000	204000	3510636	△ 1510636
①資本的収入	298939309	2523000	123502000	175437309
1.企業債	127000000	0	0	127000000
1企業債	127000000	0	0	127000000
2.工事負担金	171939309	2523000	123502000	48437309
1工事負担金	171939309	2523000	123502000	48437309
支出合計	837121309	40267596	453384415	383736894

11月分予算執行報告書(乙)

昭和46年11月30日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		11 月	累 計	
①水道事業費用	499078000	28091771	59123355	239954645
1.営業費用	396017000	27899337	15704741	180312259
1原水及浄水費	128080000	9816473	93074261	35005739
2原水及給水費	51334000	3476238	33415485	17918515
3受託工事費	38500000	0	6934000	31576000
4業 務 費	26961000	1812530	16919289	10041711
5総 係 費	23093000	1374984	13622034	9470966
6減価償却費	32309000	0	0	32309000
7資産減耗費	5740000	5468607	5468607	271393
8その他の営業費用	90000000	5950505	46271065	43728935
2.営業外費用	102961000	192434	43418614	59542386
1支払利息及 企業債取扱諸費	102951000	192434	43418614	59532386
2雑 支 出	10000	0	0	10000
3.予 備 費	100000	0	0	100000
1予 備 費	100000	0	0	100000
①資本的支出	358068206	11087415	284894543	73173663
1.建設改良費	323271206	10278897	267388424	55882782
1事 務 費	3600000	156400	1497117	2102383
2拡張工事費	139068897	6789000	119854000	19214897
3改良工事費	50000000	2196797	25038263	24961737
4鶴山台水施設 建設改良費	121939309	900	114503119	7436190
5営業設備費	8658000	1135800	6490550	2167450
6投 資	5000	0	4875	125
2.企業債償還金	34797000	808518	17506119	17290881
1企業債償還金	34797000	808518	17506119	17290881
支出合計	857146206	39179186	544017898	313128308

和泉市水道事業損益計算書 (11月分)

(昭和46年11月1日から昭和46年11月30日まで)

1. 営業収益

(1) 給水収益	31,466,051円	
(2) 受託工事収益	2,200,000円	
(3) その他の営業収益	6,052,545円	37,540,596円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	9,816,473円	
(2) 配水及給水費	3,476,238円	
(3) 業務費	1,812,530円	
(4) 総係費	1,374,984円	
(5) 資産減耗費	5,468,607円	
(6) その他の営業費用	5,950,505円	27,899,337円

営業利益 9,641,259円

3. 営業外収益

(1) 雑収益	2,040,000円	2,040,000円
---------	------------	------------

当月分総利益 9,845,259円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	1,924,344円	1,924,344円
----------------------	------------	------------

当月分純利益 9,652,825円

昭和46年12月10日

資 金 予 算 表

月 次		11月執行済額	12月予定額	1月予定額	2月予定額
科 目		円	千円	千円	千円
前月繰越金		17,417,476	3,245.1	7,397	12,617
収	営業収益	40,165,141	43,000	42,000	41,000
	営業外収益	204,000	170	170	170
	前年度未収金	226,720	100	50	30
	企業債	0	0	0	0
	工事負担金	252,300	0	0	0
	一時借入金	0	0	0	0
	預り金	0	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	2,595,000	500	500	500
計	45,713,861	44,270	43,220	42,200	
支	営業費用	15,639,155	27,000	22,000	21,000
	営業外費用	192,434	1,324	0	15,300
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	10,134,097	24,000	10,000	2,000
	貯蔵品	2,478,660	16,000	5,000	1,000
	企業債償還金	808,518	0	0	8,500
	一時借入金返還	0	0	0	0
	預り金返還	256,000	500	500	500
	前受金	823,095	500	500	500
	過年度損益修正	348,000	0	0	0
	計	30,679,959	69,324	38,000	48,800
					0
	32,451,378				
収支差引額		32,451,378	7,397	12,617	6,017

監査報告第3号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和46年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果ついて、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年2月16日

監査委員 堀田徳治

同 山田清二

記

1. 検査実施日 昭和47年 2月16日
2. 検査の対象 昭和46年12月分の出納状況
3. 検査の結果

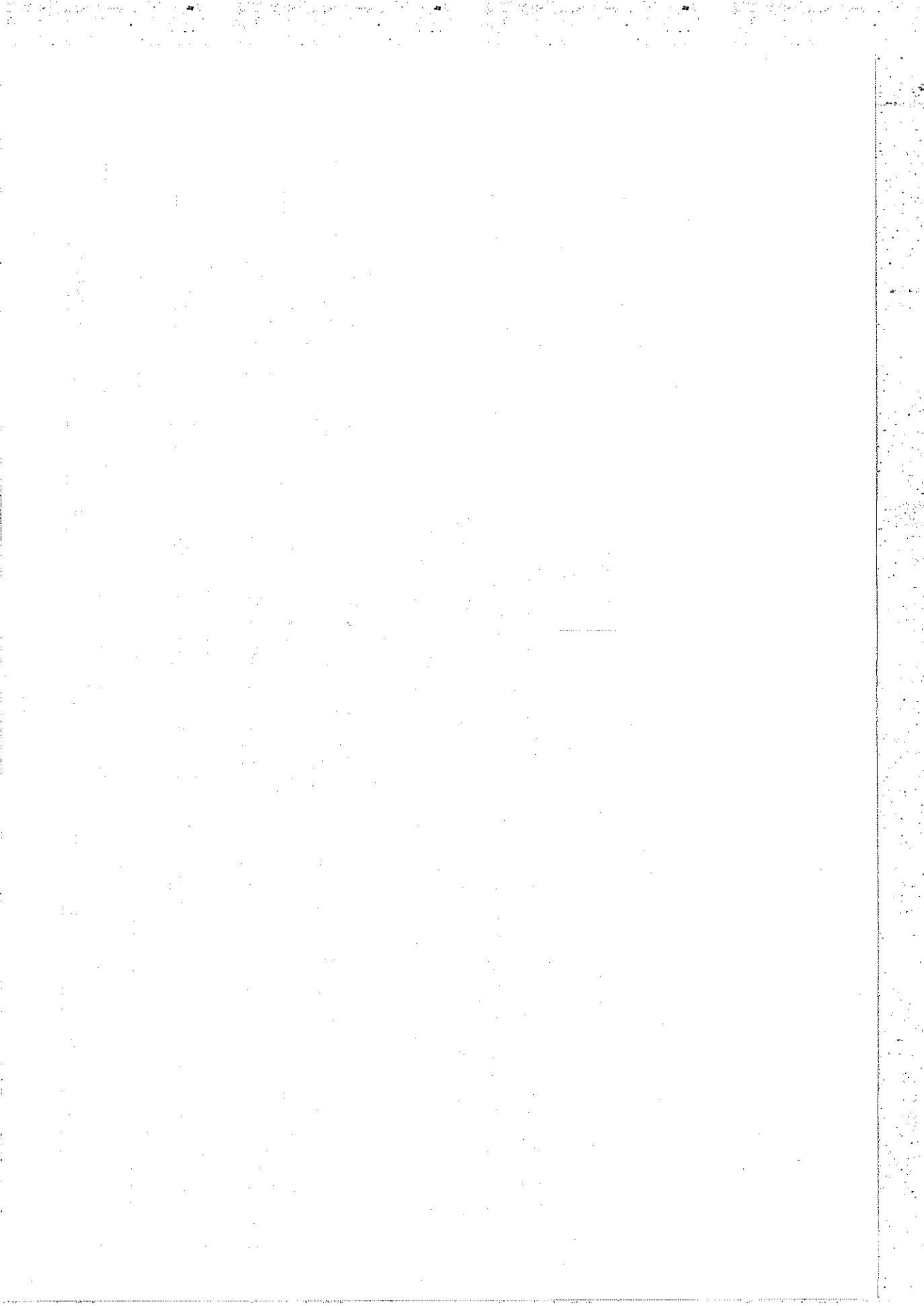
12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計 算 書

昭和46年12月31日現在 (単位 円)

区 分	収 入		支 出		収支差引残高	一時借入金 一時貸付金	他会社との 相互信用	差 引 残 高	備 考
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計					
一 般 会 計	2,270,244,800	△1,267,117 509,789,842	2,778,767,025	2,085,726,447	1,149,696,155	8,178,988,048	△4,002,210,18	13,238,518	国保より 15,000,000 土庫へ △11,540,464
才 入 才 出 外 現 金	809,124,10	89,509,176	1,204,215,86	74,068,209	21,829,112	9,589,232,1	245,292,665	245,292,665	
特 別 才 入 才 出 外 現 金	7,385,764,85	1,168,787,74	8,549,552,59	69,232,81,78	10,980,698,8	8,019,351,11	5,802,014,8	5,802,014,8	
府 税	1,279,82,739	1,981,156,5	1,477,442,94	107,176,172	20,652,669	1,27,828,841	1,991,545,8	1,991,545,8	
国民健康保険	418,678,649	△148,765 234,036,71	499,184,765	282,670,118	60,836,827	3,481,666,28	989,781,87	1,897,81,37	
土地区画整理専業	289	0	289	11,540,464	0	11,540,464	△11,540,225	239	
特別会計									
合 計	8,681,546,522	△1,415,872 7,089,251,8	4,389,028,168	3,208,504,568	1,862,621,201	4,583,841,408	△2,203,182,40	12,968,1,760	
用品調達	580,78,48	86,988	617,527,9	4,669,636	694,858	5,864,494	81,078,6	81,078,5	
国和置正貸付	18,895,134	668,738	14,064,872	4,850,000	5,200,000	10,050,000	4,014,872	4,014,872	
財政調整									
土地開発	132,177,670		132,177,670	458,47,882	21,721,500	67,568,382	64,608,288	64,608,288	
金									
合 計	151,880,147	1,097,674	1,524,178,21	558,67,518	27,618,358	82,988,876	69,433,945	69,433,945	



現金の保管方法

昭和46年12月31日現在(単位 円)

区分	現在高	内						訳		備考
		普通預金	当座	定期預金	農協	郵便局	追加信託 長期債券	電話自動払 釣銭		
一般会計	13238518	5509018					1500000	4729500	500000 1000000	
特別会計	18978137	18678137							300000	
国土整理	239	239								
用品調達	810785	803934	6851							
同和正 資貸付	4014872	4014872								
財政調整										
土地開発	64608288	64608288								
特別才入才出外現金	88290080	53020148		34911648	358284					大阪公 137 858186 大阪 24223 98
才入才出外現金	24529265	24529265								
府税	19915453	19915453								
住宅敷金	4411625	555605	3036293					819727		
合計	238797262	191634959	6851	34911648	1858284	3036293	5549227	1800000		

歳 入 調 書

昭和46年12月31日現在

科 目	予 算 額	収 入 入 済 額			収入済額の予算額に対する差			予 算 対 する 収入割合
		前月末累計	本 月 分	計	過	不 足	余 剰	
市 税	1,272,887,000	757,016,377	△687,259 87,056,465	843,435,583		429,451,417	66.26	
国有提施設等所在市町村助成交付金	879,000	0	881,000	881,000	21,000		100.24	
地方交付税	871,793,000	851,066,000	20,600,000	871,666,000		127,000	99.99	
分担金及負担金	96,628,000	55,687,934	△9,600 4,127,180	59,805,514		36,822,486	61.89	
使用料及手数料	44,533,000	2,620,709	39,406,510	39,145,665		14,387,335	67.69	
国庫支出金	1,684,221,000	213,490,816	64,566,338	278,057,154		1,406,163,846	16.51	
府支出金	1,022,442,000	246,906,94	4,014,136	286,443,30		993,797,170	2.82	
財産収入	2,015,290,000	226,870,54	137,829,373	160,544,717		40,984,283	79.66	
寄附金	1,007,110,000	305,411,37	0	305,411,37		70,169,863	30.33	
繰入金	692,100,000	0	70,000,000	70,000,000	790,000		101.14	
繰越金	73,339,000	73,339,432		73,339,432	432		100.00	
諸収入	317,697,000	180,598,262	△618,178 11,208,199	191,159,993		126,537,007	60.17	
市債	1,696,000,000	136,000,000	81,000,000	94,600,000		1,601,400,000	55.78	
自動車取得税交付金	495,210,000	17,705,000	16,636,000	34,341,000		151,800,000	69.35	
交通安全対策特別交付金	367,500	367,500		367,500		0	100.00	
地方譲与税	736,500	0		0		736,500		
合 計	7,520,341,000	2,270,244,800	△1,267,117 509,789,342	2,978,767,025		4,741,573,975	36.95	

歳 出 調 査

昭和46年12月31日現在

科 目	予 算 額	支 出		予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
		前 月 未 累 計	本 月 分		
議 会 費	66630000	35188498	14655935 △32963	49844438	74.81
総 務 費	620001000	355884299	117791642 △4319942	473642978	76.39
民 生 費	915487000	403746540	164137018 △1451770	568563616	61.56
衛 生 費	460837000	215766340	148742926 △204260	368057496	78.78
労 働 費	48438000	34440923	8705892	42942555	88.65
農 林 水 産 業 費	103400000	16153538	13370740	29524278	28.55
商 工 費	31941000	18037050	4103165	22140215	69.32
土 木 費	3333913000	181267356	112980048	294247404	8.83
消 防 費	239492000	57167869	31300681 △425624	88468550	36.94
教 育 費	1283884000	564728016	495903739	1060206131	82.58
公 債 費	273111000	143941398	1075379	151017277	55.30
諸 支 出 金	73221000		25000000	25000000	34.14
予 備 費	5000000			5000000	
災 害 復 旧 費	65086000	3404120	11928990	15333110	23.56
合 計	7520341000	2035726447	△6434559 1149696155	3178988048	42.27

監査報告第4号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和46年12月分本市水道部企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年2月16日

監査委員 堀内徳治
同 山田清二

記

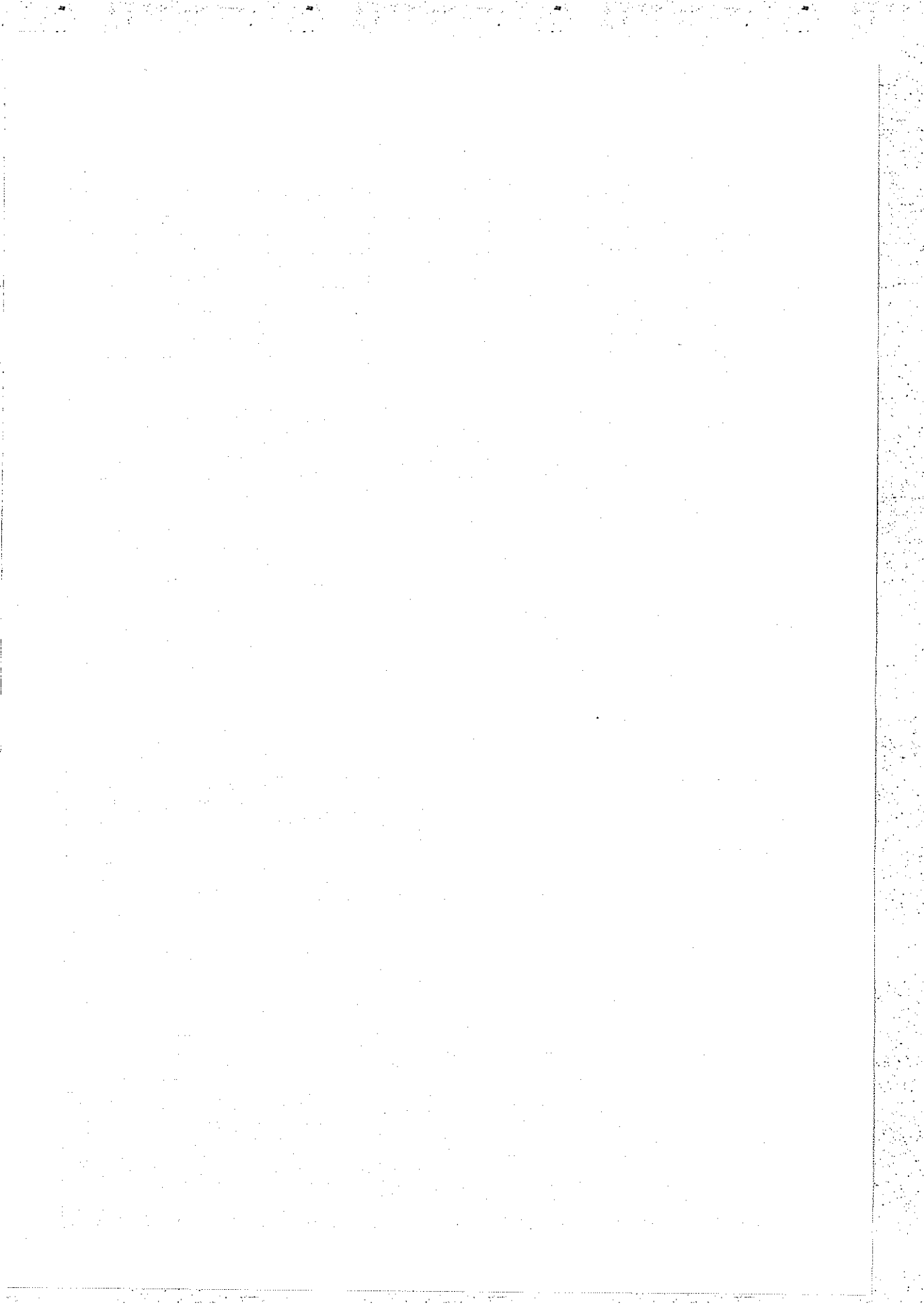
1. 検査実施日 昭和47年 2月16日
2. 検査の対象 昭和46年12月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、12月末日における収支の状況は別表のとおりである。

昭和46年12月31日現在

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計	本 月 分		本 月 計	合 計	残 高
22051361	22051361		資 産 の 部			
88714773	88714773		土 地			
782486315	785194840		建 物			
183870390	188442390		構 築 物		2758025	
38521689	38521689	485350	機 械 及 装 置		4572000	
5559753	6139753		量 水 器			
12823927	12823927		車 輛 及 運 搬 具		580000	
818131313	818131313	12226889	工 具 器 具 及 備 品			
660000	660000		建 設 仮 勘 定			
41200	41200		水 利 権			
20000	20000		電 話 加 入 権			
39409935	901558413	70304135	現 金			
	837093660	63325578	普 通 預 金	68826578	862143478	
49086139	338596252	29768498	当 座 預 金	63325578	837093660	
23847687	86269327	5548190	未 収 金	45892166	288560113	
			貯 蔵 品	5114291	62421640	
			仮 払 金			
419000	419000		投 資 有 価 証 券			
			前 払 費 金			
			前 払 金			
800000	2288000		保 管 有 価 証 券		1438000	
			負 債 の 部			
	67008560	5549730	未 払 金	5548190	67984240	975680
			未 払 費 用			
	250000000		一 時 借 入 金		554000000	304000000
	7158400	904000	前 受 金	1046000	30102130	22943730
	26747815	4117429	預 り 金	4270429	29893965	2646650
	1024000		預 り 担 保 有 価 証 券		1824000	800000
	2441418		減 価 償 却 引 当 金		132385966	129944548
			退 験 給 与 引 当 金		528960	528960
			資 本 の 部			
			自 己 資 本 金		118703235	118703235
	17506119		借 入 資 本 金		1166370341	1148864222
			資 本 剰 余 金	11556000	299852688	299852688
	79047204		利 益 剰 余 金			
			費 用 の 部			
	115641698	18601952	原 水 及 浄 水 費		3965480	
	48931942	10516457	配 水 及 給 水 費			
	11626700	4692700	受 託 工 事 費			
	22882522	5463233	業 務 費			
	18094459	4466125	総 係 費		6300	
			減 価 償 却 費			
	5468607		資 産 減 耗 費 及 倉 庫 支 出			
	45085462	1666848	支 払 利 息 及 雑 支 出			
49992880	50046890	3721815	そ の 他 の 営 業 費 用			
1279154	1279154		過 年 度 損 益 修 正		54010	
			収 益 の 部			
	254670	16800	給 水 収 益	29709128	297406971	297152301
			補 償 金			
			受 託 工 事 収 益	7055000	17406900	17406900
			そ の 他 の 営 業 収 益	4267190	52803155	52803155
			受 取 利 息	11239	585175	585175
			雑 収	254450	3765086	3765086
			固 定 資 産 売 却 益			
			過 年 度 損 益 修 正			
2899922325	4886655513	241875224	合 計	241875224	4886655513	2899922325



12月分予算執行報告書(甲)

昭和46年12月31日現在 (収 入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12 月	累 計	
①水道事業収益	540182000	41280202	371162617	169019383
1.営業収益	535182000	41014513	366862356	168319644
1給水収益	401021000	29692323	297152301	103868699
2補償金	5000000	0	0	5000000
3受託工事収益	38500000	7055000	17406900	21093100
4その他の営業収益	90661000	4267190	52363155	38357845
2.営業外収益	5000000	265689	4300261	699739
1受取利息	1000000	11239	535175	464825
2雑収益	4000000	254450	3765086	234914
①資本的収入	298939309	11556000	135058000	163881339
1.企業債	127000000	0	0	127000000
1企業債	127000000	0	0	127000000
2.工事負担金	171939309	11556000	135058000	36881309
1工事負担金	171939309	11556000	135058000	36881309
収入合計	839121309	52836202	506220617	332900692

12月分予算執行報告書(乙)

昭和46年12月31日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		12月	累 計	
①水道事業費用	510,440,000	49,129,130	308,252,485	202,187,515
1.営業費用	407,379,000	47,462,282	263,167,023	144,211,977
1 原水及浄水費	131,552,000	18,601,952	111,676,213	198,757,87
2 配水及給水費	54,854,000	10,516,457	43,931,942	10,922,058
3 受託工事費	38,500,000	4,692,700	11,626,700	26,873,300
4 業 務 費	30,022,000	5,463,233	22,382,522	7,639,478
5 総 係 費	24,402,000	4,466,125	18,088,159	6,313,841
6 減価償却費	3,230,000	0	0	3,230,000
7 資産減耗費	5,740,000	0	5,468,607	271,393
8 その他の営業費用	90,000,000	3,721,815	49,992,880	40,007,120
2.営業外費用	102,961,000	1,666,848	45,085,462	57,875,538
1 支払利息及 企業債取扱諸費	102,951,000	1,666,848	45,085,462	57,865,538
2 雑 支 出	10,000	0	0	10,000
3.予 備 費	100,000	0	0	100,000
1 予 備 費	100,000	0	0	100,000
①資本的支出	358,068,206	12,711,739	297,606,282	60,461,924
1.建設改良費	323,271,206	12,711,739	280,100,163	43,171,043
1 事 務 費	360,000	81,7989	2,315,606	1,284,394
2 拡張工事費	139,068,897	6,040,000	125,894,000	13,174,897
3 改良工事費	50,000,000	5,366,950	30,405,213	19,594,787
4 鶴山台水施設建設 改良費	121,989,309	1,450	114,504,569	7,484,740
5 営業設備費	8,658,000	485,350	6,975,900	1,682,100
6 設 資	5,000	0	4,875	125
2.企業債償還金	34,797,000	0	17,506,119	17,290,881
1 企業債償還金	34,797,000	0	17,506,119	17,290,881
支出合計	868,508,206	61,840,869	605,858,767	262,649,439

和泉市水道事業損益計算書（12月分）

（昭和46年12月1日から昭和46年12月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	29,692,323円	
(2) 受託工事収益	7,055,000円	
(3) その他の営業収益	<u>4,267,190円</u>	41,014,513円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	18,601,952円	
(2) 配水及給水費	10,516,457円	
(3) 受託工事費	4,692,700円	
(4) 業務費	5,463,233円	
(5) 総係費	4,466,125円	
(6) その他の営業費用	<u>3,721,815円</u>	<u>47,462,282円</u>

営業損失

6,447,769円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	11,239円	
(2) 雑収益	25,4450円	265,689円

当月分総損失

6,182,080円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及 企業債取扱諸費	<u>1,666,848円</u>	<u>1,666,848円</u>
----------------------	-------------------	-------------------

当月分純損失

7,849,928円

資 金 予 算 表

昭和47年1月10日

月 次		12月執行済額	1月予定額	2月予定額	3月予定額
科 目					
前月繰越金		32451378円	39430円	26310千円	7730千円
入	営業収益	56686626	42000	41000	43000
	営業外収益	265689	170	170	300
	前年度未収金	273020	100	50	30
	企業債	0	0	0	29000
	工事負担金	11556000	6610	4000	20000
	一時借入金	0	0	0	200000
	預り金	510000	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	0
	前受金	1046000	500	520	500
	計	70287335	49880	46220	293330
出	営業費用	42833341	37000	35000	42000
	営業外費用	1666848	0	15300	30319
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	12226389	15000	3000	2000
	貯蔵品	5549730	10000	2000	1000
	企業債償還金	0	0	8500	12966
	一時借入金返還	0	0	0	206000
	預り金返還	334000	500	500	500
	前受金	698470	500	500	500
	計	63308778	68000	64800	295285
収支差引額		39429935	26310	7780	5775

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第 5 第 6 は、いずれも町の区域変更関係議案でありますので一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市店事務局長朗読）

議案第 16 号

町の区域および名称の変更について

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、昭和 47 年 4 月 1 日から本市内の町の区域および名称を次のとおりとする。

昭和 47 年 3 月 10 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 鍛冶屋町、浦田町、および松尾寺町の各区育を別図 1 の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 別図 1 の斜線で示す区域をもって別図 2. で示すとおり青葉台を新設する。

議案第 16 号参考資料

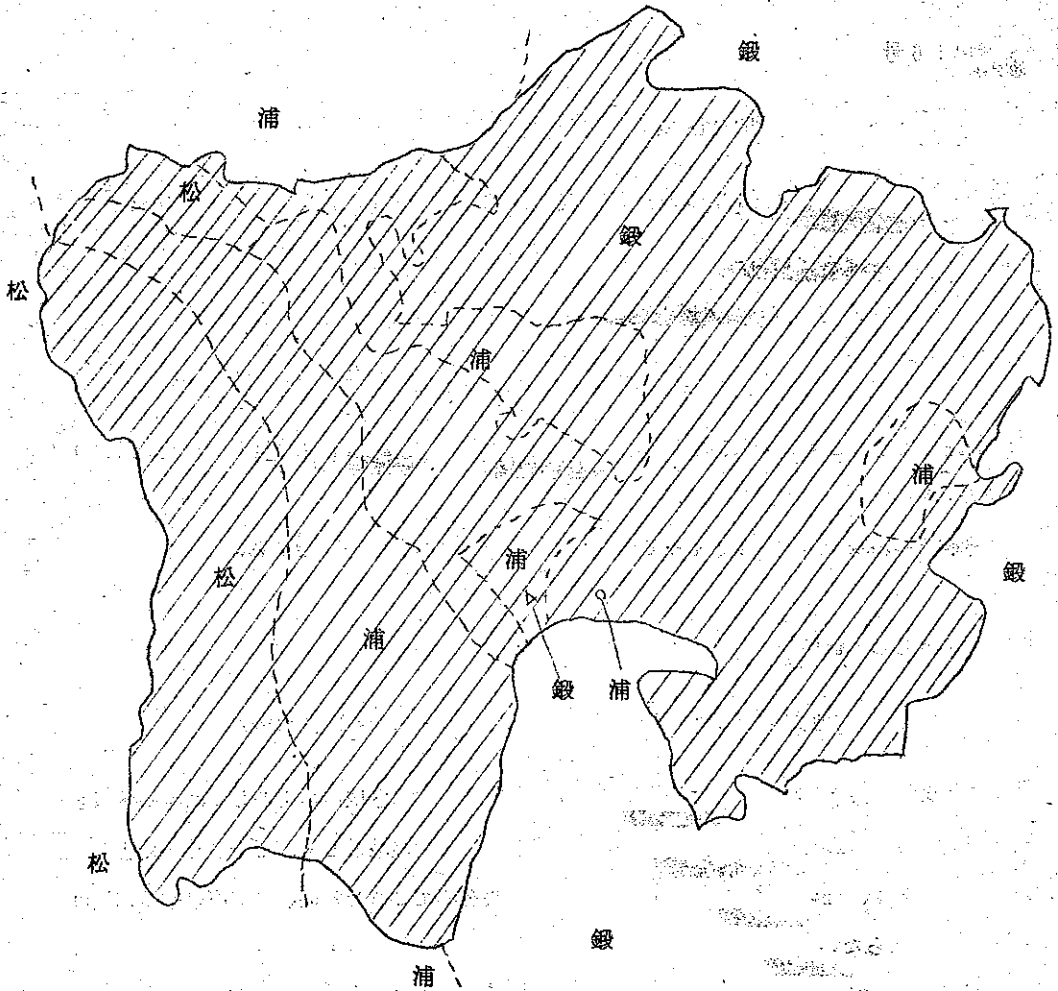
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

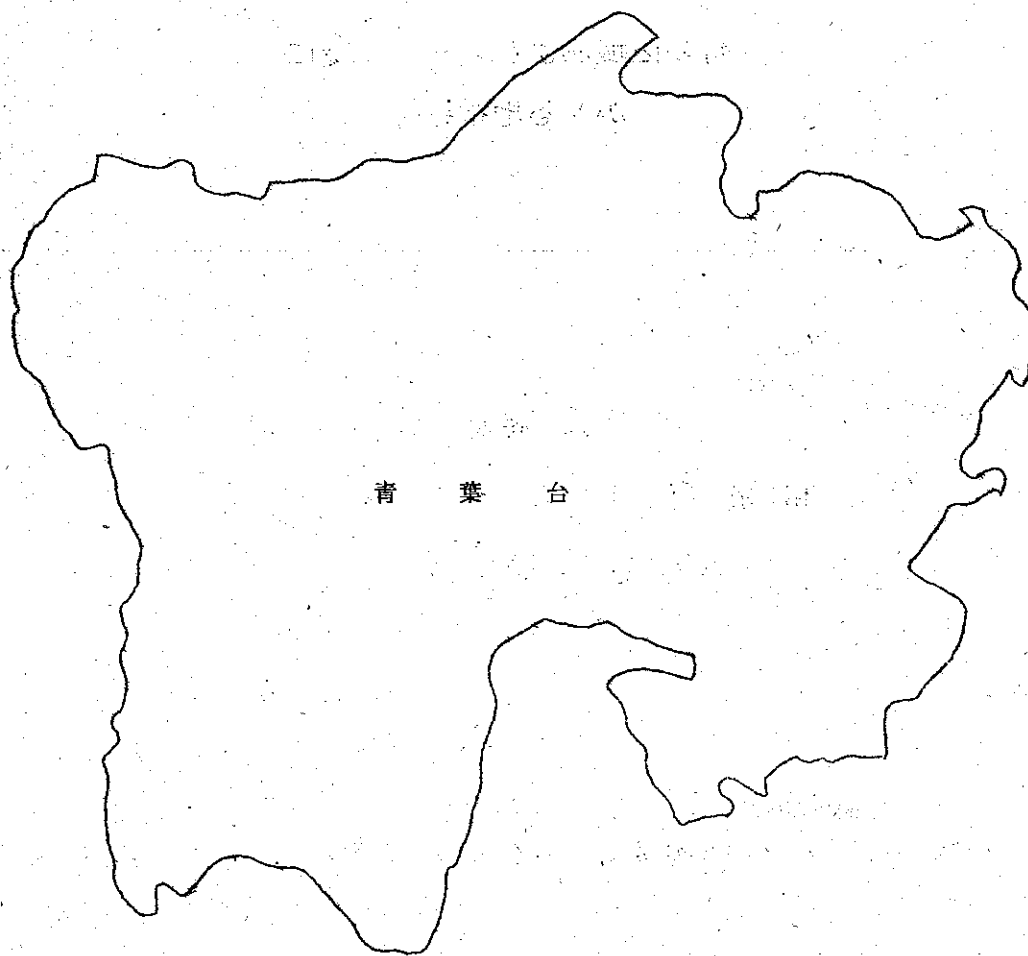
別図 1



凡 例	
—	区 域
- - -	町 界
鍛	和泉市鍛冶屋町
松	和泉市松尾寺町
浦	和泉市浦田町

縮尺 1 : 6 0 0 0

別圖 2



凡 例	
—	町 界
青葉台	町 名

縮尺 1:6000

町の区域および名称の変更に
かゝる地番調書

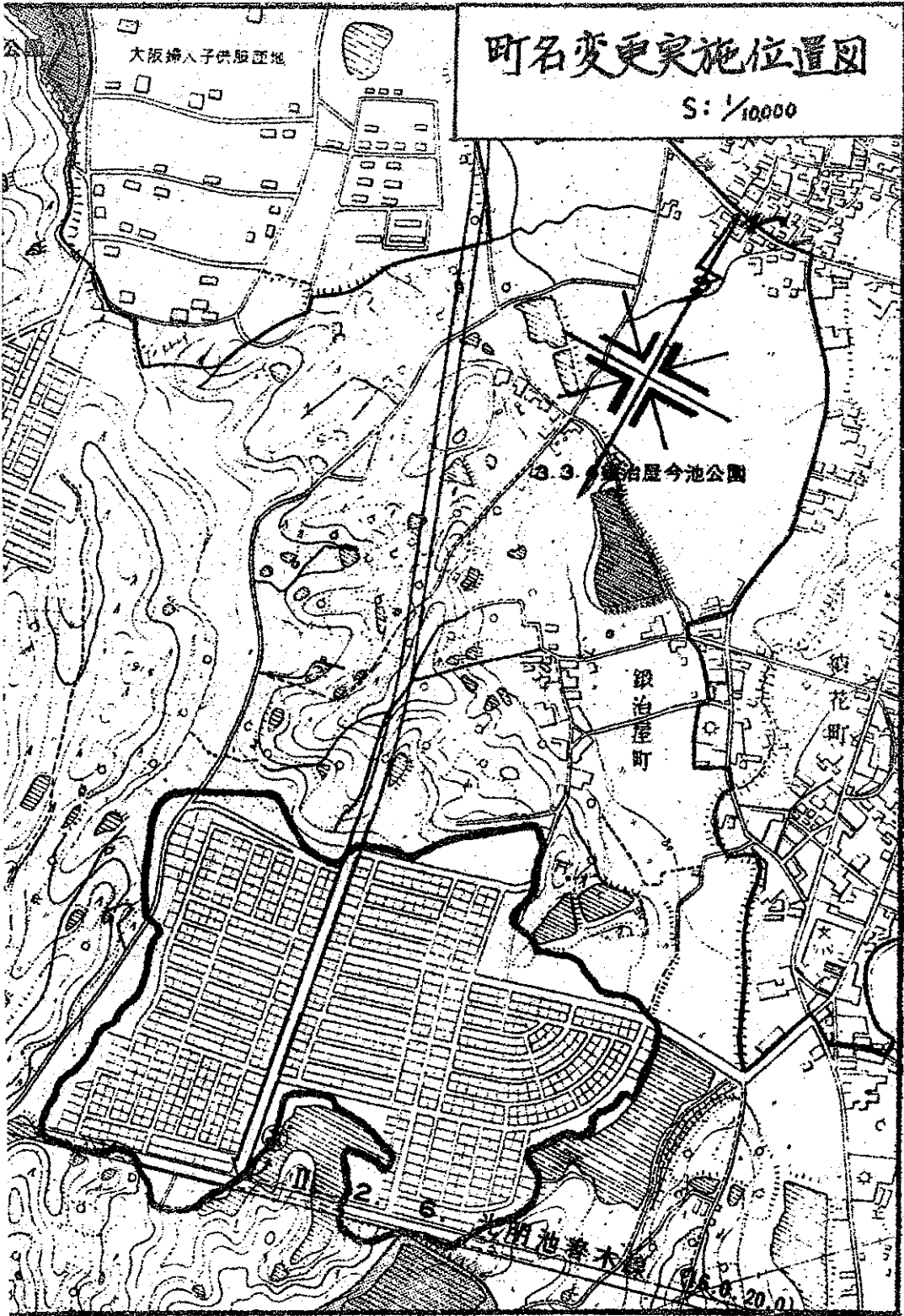
鍛治屋町
和泉市 浦田町 の各一部区域
松尾寺町

昭和47年4月1日施行

和 泉 市

町名変更実施位置図

S: 1/10000



大阪婦人子供服産地

鍛冶屋今池公園

鍛冶屋町

鍛冶屋町

木暮池

20.0

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちよ 鍛治屋町	421			あおばだい 青葉台 とする
	422			
	423			
	424			
	425			
	426-1			
	427			
	428-1			
	429			
	431			
	432			
	442-2	449-2	449-3	
	449-1			
	450			
	451			
	452			
	453			
	488-1			
	489			
	500			
511				
519				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちよう 鍛治屋町	521			あおばだい 青葉台 とする
	529-1	529-1-3	529-1-4	
	529-1-9	529-1-10	529-1-12	
	529-1-14	529-2	529-2-1	
	529-2-2	529-3-1	529-5-1-1	
	529-3-2	529-4	529-5	
	529-6	529-7	529-8	
	529-13	529-14	529-15	
	529-17	529-18	529-20	
	529-21	529-22	529-23	
	529-27	529-28	529-29	
	529-30	529-31	529-32	
	529-33	529-34	529-35	
	529-36	529-37	529-38	
	529-39			
	530			
	531			
	543			
	544			
	545			
546				
547				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちよう 鍛治屋町	548			あおげだ 青葉台 とする
	549			
	550-1			
	551			
	552			
	553			
	554			
	555			
	556			
	557			
	558			
	559			
	560			
	561			
	564-1			
	566			
	567-1			
	568			
	569-1	569-2		
	570			
571-1				
572				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちよう 鍛治屋町	573			あおばだい 青葉台 とする
	574			
	575-1	575-2	575-3	
	575-4	575-5	575-6	
	575-9	575-7		
	576			
	577			
	581			
	599			
	600			
	605			
	606			
	607			
	609			
	610			
	611			
	612			
	613			
	614			
615				
616				
617				

現在町名	区 域 地 番			新 町 名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちより 鍛治屋町	618-1	618-2		あおばだい 青葉台 とする
	619-1	619-2		
	620			
	621			
	622			
	623			
	624			
	625			
	626			
	627			
	628			
	629			
	630			
	631			
	632-1	632-2		
	633-1	633-2	633-2-1	
	633-3	633-3-2	633-5	
	633-6	633-7	633-8	
	633-9	633-10	633-11	
	633-12	3		
634-1	634-2	634-3		
635				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
かじやちより 鍛治屋町	636			あおぼだい 青葉台 とする
	637			
	638-1	638-2		
	639-1	639-2		
	640			
	641			
	645-1			
	647-1	647-2		
	648			
	649			
	668			
	674			
	675			
	676			
	677			
	678			
	679			
	680			
	681			
	682-1	682-2		
683				
684				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
まつをじちよう 松尾寺町	933			あおばだい 青葉台 とする
	938			
	1056-1	1056-2	1056-3	
	1057-3			
	1058-1	1058-2	1068-3	
	1059			
	1060-1	1060-2		
	1064-1			
	1065-1			
	1066			
	1067-1			
	1068-2			
	1070			
	1072-2			
	1073-3			
	1074-1	1074-2	1074-3	
	1085-1			
	1094-2			
	1135			
	1136			
1141-1	1141-2	1141-3		
1142				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
まつお じちよう 松尾寺町	1148-1			あおば だい 青葉台 とする
	1150			
	2015-1	2015-2		

現在町名	区域地番 同区域内国有水路その他無番地を含む			新町名
うらだちよ 浦田町	1138			あおばだい 青葉台 とする
	1150			
	1152			
	1155			
	1156-1			
	1171			
	1173			
	1177			
	1179			
	1183-1			
	1184			
	1185			
	1186			
	1187			
	1188-1			
	1190			
	1191			
	1193			
	1195-1			
	1196			
1199				
1202				

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
うらだちの 浦田町	1203			あおばだい 青葉台 とする
	1206			
	1210			
	1218			
	1216-1			
	1217-1			
	1218			
	1228			
	1338-1	1358-8	1358-5	
	1358-6	1358-8		
	1361			
	1367			
	1369			
	1374			
	1388			
	1389			
	1417			
	1441			
	1442			

議案第17号

町の区域および名称の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、昭和47年4月1日から本市内の町の区域および名称を次のとおりとする。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 内田町、松尾寺町、浦田町および万町の各区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
2. 別図1の斜線で示す区域をもって別図2で示すとおり緑ヶ丘を新設する。

議案第17号参考資料

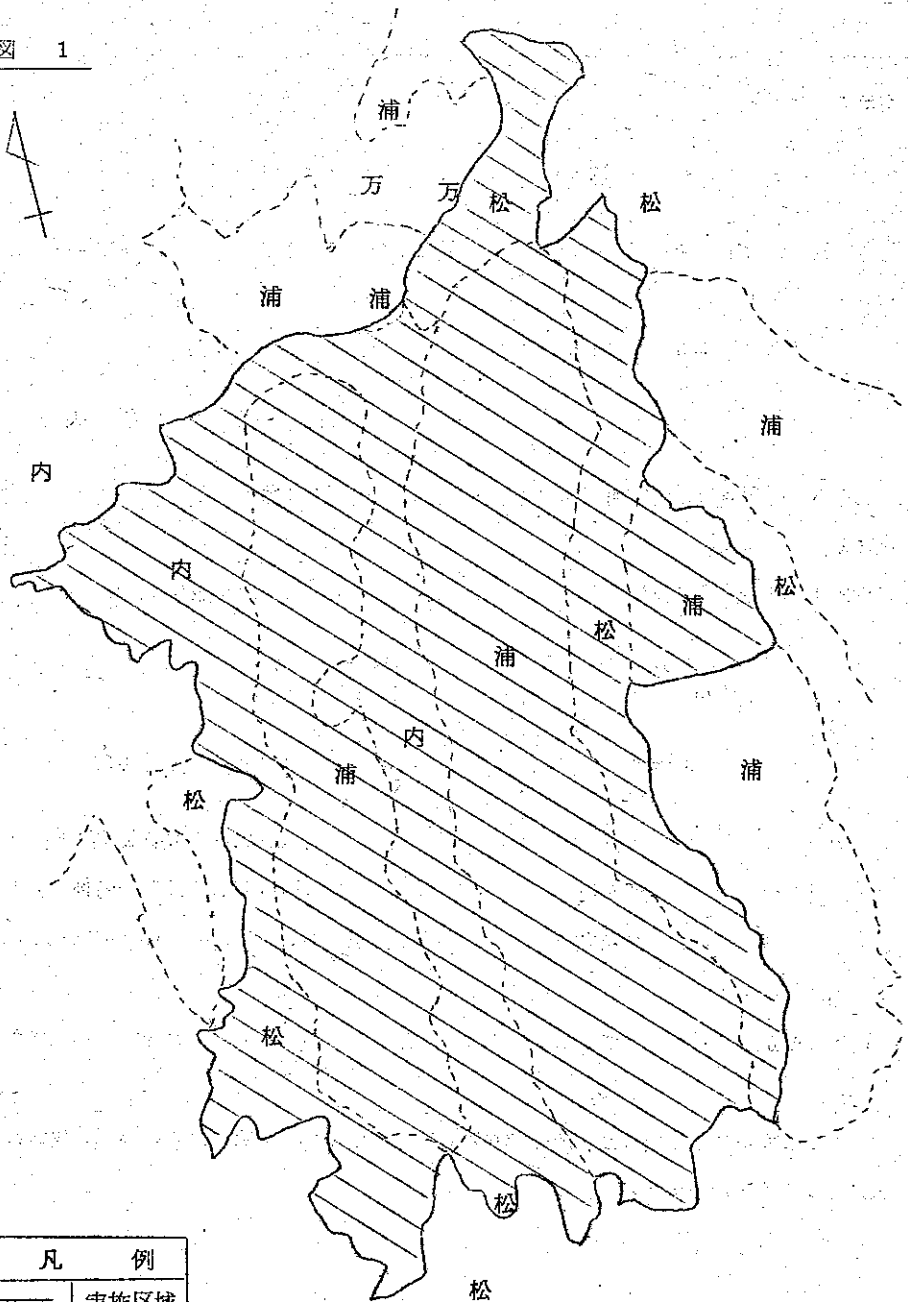
地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は直ちにこれを告示しなければならない。

第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

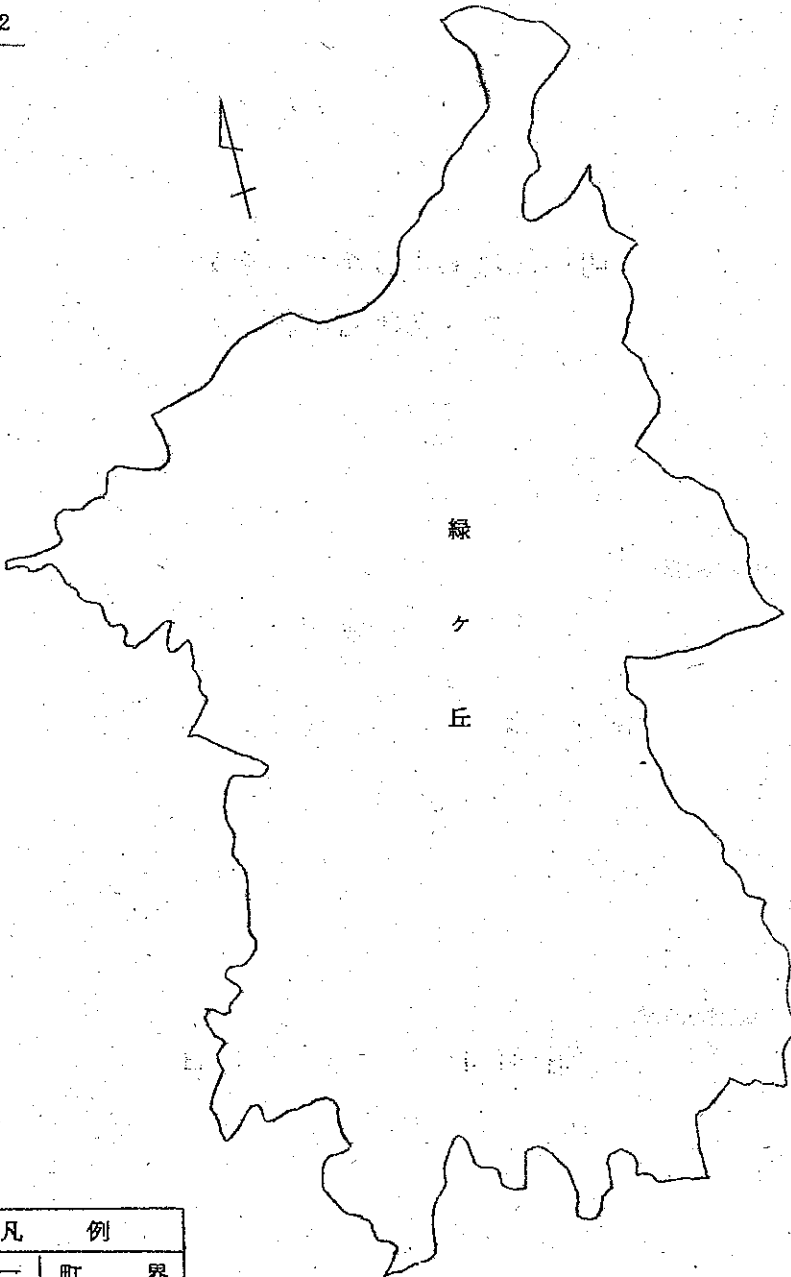
別図 1



凡 例	
——	実施区域
-----	町 界
内	内田町
松	松尾寺町
浦	浦田町
万	万町

縮尺 1:6,000

別図 2



凡 例	
——	町 界
緑ヶ丘	町 名

縮尺 1:6000

町の区域および名称の変更に

かゝる地番調書

和泉市
松尾寺町
内田町
浦田町
万町
の一部区域

昭和47年4月1日

和泉市

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
うちだちよう 内田町	90-1	90-5	90-6	みどりがおか 緑ヶ丘
	94-1	101	102-1	
	102-2	103	120-1	
	120-2	120-3	120-4	
	120-5	120-6	120-7	
	120-8	120-9	122	
	123	124	125	
	126	127-1	127-2	
	128	129	201-1	
	201-2	130	131	
	132	133	134	
	135	136	137	
	138	141	142	
	143	144	145	
	146	147	148	
	149	150	151	
	152	153	154	
	155	156	157	
	158	159	160	
	161	162	163	
164	165	166		
167	168	169		

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内固有水路その他無番地を含む			
うち 内 だ 田 ちよ 町	170	171	172	みどり 緑 が ケ おか 丘
	173	174	175	
	176	177	178	
	179	180	181	
	182	183	184	
	185	186	187	
	188	189	190	
	191	192	193	
	194	195-1	196-1	
	197-1	198-1	199	
	200-1	207-1	208-1	
	208-2	208-4	208-5	
	209	1923	1942-1	
	1944	1950	1952	
	1953	1954	1955	
	1957	2085	2102	
	2103			

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
うらたちよ 浦田町	1268-1	1269-1	1269-2	みどりがおか 緑ヶ丘
	1269-3	1269-4	1269-5	
	1269-6	1269-7	1269-8	
	1269-9	1269-10	1269-11	
	1270	1271	1272	
	1273	1274	1275-1	
	1275-2	1276	1277	
	1278-1	1278-2	1279-1	
	1279-2	1280	1281-1	
	1281-2	1282	1283	
	1284	1285-1	1285-2	
	1286-1	1286-2	1287-1	
	1287-2	1288	1289	
	1290	1291	1292	
	1293	1294	1295-1	
	1295-2	1296-1	1296-4	
	1296-3	1296-5	1296-6	
	1296-7	1296-8	1296-9	
	1296-10	1296-11	1296-12	
	1296-13			
1296-15	1296-16	1296-17		
1296-18	1296-20	1296-21		

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
うらたちょう 浦田町	1296	1296-23	1296-24	みどりがおか 緑ヶ丘
	1296	1296-26	1296-27	
	1297	1297-2	1298	
	1299	1300-1	1300-2	
	1301	1302	1303	
	1304	1304-2	1305	
	1308	1308-2	1309-1	
	1309	1309-3	1309-4	
	1309	1310-1	1310-2	
	1311	1311-2	1330-1	
	1330	1330-25	1330-26	
	1330	1445	1446	
	1447	1448	1449	
	1471	1472	1473	
	1474	1475	1483-1	
	1483-2			

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
まつおじちよう 松尾寺町	163-1	163-2	164	みどりがおか 緑ヶ丘
	165	166-1	166-2	
	166-3	167-1	167-2	
	203-1	203-2	221-1	
	221-3	221-5	222-2	
	222-3	223-1	223-2	
	235	582	583	
	584	585	651	
	652	653	654	
	655	656	657	
	658	659	660	
	661	662	663	
	664	665	666	
	667	668	669	
	670	671	672	
	673	674	675	
	676	677	678	
	679	680	724	
	725	726	727	
	728	729	732	
762-1	763	764-1		
765-1	766-1	767		

現在町名	区域地番			新町名
	同区域内国有水路その他無番地を含む			
まつお じちよう 松尾寺町	768	769	770	みどり が おか 緑 ケ 丘
	771	772	773	
	774	775	776	
	777	2020	2068	
	2074			

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 事業部長（中塚 白君） それでは第16号議案につきまして、提案理由の説明並びに内容のご説明申し上げます。

第16号につきましては、三英商事株式会社がこのたび、旧宅地造成法に基づきまして宅地事業を施行いたしておりますが、本年5月に第1期工事が完了する造成地の分譲を開始する予定であります。

造成面積は約41.6ヘクタール、分譲宅地1,184戸、人口4,400人が計画されております。しかしながら、事業施行地区内には、鍛冶屋町、万町、浦田町及び松尾寺町の一部が互いに入り込んでおります。このために、造成後の市並びに各行政機関の行政を円滑に進めるため、既存の各町を廃止して、新たに新しい町を新設しようとするのであります。

新町の名称については、まず歴史的に知られているものについて検討したわけではあります。地区に深くかかわりある適当なものが見当たりませんので、いろいろ検討した結果、新市街地の名称としてふさわしいものとして、「青葉台」という新町名を本年4月1日をもって実施期日といたしたく、本案を提案した次第でございます。

なお、引き続きまして、第17号議案について、内容並びに提案理由の説明をさせていただきます。

17号につきましては、株式会社大場土木が内田町付近で、これも旧宅造法に基き宅地造成事業を施行中であります。これにつきましては、本年8月に第1期工事が完了し、9月から造成地の一部を分譲する予定になっております。

造成面積は約28.1ヘクタール、分譲宅地820戸、計画人口は3,200人となっております。本地区でも、地区内に内田町、松尾寺町、浦田町、万町の各町の一部が入り込んでおります。このために16号議案でも申し述べましたが、行政の円滑を期するため、既存の各町を廃止して、新町を新設しようとするものであります。

新町の名称については、歴史的に知られているものについて、町の古老をはじめ松尾寺の住職にも教授を願ったわけでございますけれども、適当な名前が見当たらなかったわけではあります。いろいろの事項を参酌いたしまして、「緑ヶ丘」という町名にいたしたく、これにつきましても、4月1日より実施する予定でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本案について質疑ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ご意見ないものと考えます。

おはかりいたします。本案を原案どおり可決することご異議ありませんが。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと考えます。よって、議案第16号、17号原案どおり可決されました。

- 議長(貝淵博治君) 次に日程第7、「町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第18号

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
制定について

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する
条例(案)

(和泉市長選挙立会演説会条例の一部改正)

第1条 和泉市長選挙立会演説会条例(昭和39年和泉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表の第1の項区域の欄中「1丁目」を「一丁目」に、「8丁目」を「八丁目」に、「2丁目」を「二丁目」に、「6丁目」を「六丁目」に、「4丁目」を「四丁目」に改め、同表の第2の項区域の欄「槇尾山町」を「槇尾山町 青葉台 緑ヶ丘」に改める。

(和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正)

第2条 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例(昭和35年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第1選挙区の項選挙区の区域の欄中「1丁目」を「一丁目」に、「8丁目」を「八丁目」に、「2丁目」を「二丁目」に、「6丁目」を「六丁目」に、「4丁目」を「四丁目」に改め、同条の表第2選挙区の項選挙区の区域の欄中「和田町」の次に「青葉台」を加

え、同条の表第 8 選挙区の項選挙区の区域の欄中「松尾寺町」の次に「、緑ヶ丘」を加える。

附 則

この条例中、第 1 条の規定は昭和 47 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

理 由

町の区域の変更に伴う青葉台および緑ヶ丘の各町の新設により市長選挙立会演説会開催単位の区域等関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第 18 号、町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例案について、提案の理由並びに内容をご説明申し上げます。

本条例案は、先ほど町の区域並びに名称の変更についてご議決を賜わり、来たる 4 月 1 日をもって青葉台と緑ヶ丘の二つの町が新設されることになりましたので、それに伴い関係条例を整理しようとするものでございます。

本条例案第 1 条は、市長選挙立会演説会条例関係部分、すなわち演説会の開催単位と区域を定めた別表中、第 2 の地域の欄に新たに青葉台、緑ヶ丘の二町名を加えようとするものでございます。

第 2 条は、和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区並びに各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の関係部分、すなわち選挙区と区域を定めた表中、第 2 選挙区の区域の欄に青葉台を加え、また、第 3 選挙区の区域の欄に緑ヶ丘を加えるものでございます。

なお本条例案中、字句の改正につきましては、町名のうち何々町、何々町と表示する場合、従来は、たとえば府中町 1 丁目の数字は算用数字で表示いたしておりましたが、これは固有名詞である関係で、条例案のように改正をお願いする次第でございまして、これにつきましては、府におきましても、漢数字に改める方針に行政指導を行いつつある段階でございまして、本市におきましても、例規を中心に逐次関係部分の整理をいたしたく存じておる次第でございまして、

附則でございしますが、第 1 条の規定は、来たる 4 月 1 日から、第 2 条の規定は規則で定める日から、それぞれ施行することといたしてございまして。

第 2 条の施行日を規則で定めることにいたしましたのは、農業委員会の選挙による委員の選挙区域を二つ以上に分けて設けようとするときは、知事の承認を受けなければならないので、

農業委員会等に関する法律第10条の2、第2項に規定されておりますので、本条例第2条の施行日は、府知事の承認を得た後に規則で定めるよう規定いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく審議のうえ、原案どおり可決ご決定下さいませようお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑ご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 議運の決定では、きょうは議案一括上程だけだというふうに申し合わせしたように思うんですが、議案審議は17日と、そのとき言うたんですけどね、その点明快にしてもらえぬと。
- 議長（貝淵博治君） これは直村さん、何か勘違いしているのと違いますか。
- 20番（直村静二君） ということは、
- 議長（貝淵博治君） 予算に関するものは上程だけ、こういうものは全部やるということで
- 20番（直村静二君） まあいわ、大したことはないから。
- 議長（貝淵博治君） 別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。おはかりいたします。本案を原案どおり可決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号、原案どおり可決いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第8「和泉市立教育研究所条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第25号

和泉市立教育研究所条例制定について

和泉市立教育研究所条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市立教育研究所条例（案）

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、和泉市立教育研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 研究所は、本市の教育計画の立案及び実施に資するため、教育に関する専門的、技術的事項の調査、研究及び教職員の研修を行なうことを目的とする。

（研究部）

第 3 条 研究所に、前条の目的を達成するため必要な研究部を置く。

（職員）

第 4 条 研究所には所長及びその他の職員を置き、その定数は、和泉市職員定数条例（昭和 47 年和泉市条例第 号）の定めるところによる。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

教育行政の重要性にかんがみ、教育に関する事項の調査研究をより一層推進し、教育を振興し、および教職員の研修を行なうため、これらの事項を専門的に所掌する機関を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長（阪東重信君） ただいまご上程いただきました議案第 25 号、和泉市立教育研究所条例制定についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、教育行政の重要性にかんがみ教育の諸条件の整備とともに、学校における研修と指導の補充強化をはかるべく、教育に関する専門的事項の調査研究を所掌する機関を設置し、教育の振興に寄与せんとするものであります。

内容といたしましては、第一条は設置規定であります。すなわち、教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定では、市町村はこうした研究機関を設置する場合は、条例に基づく規定されており、本条の規定により、和泉市立教育研究所を設置しようとするものであります。

第二条は、目的を規定したもので、研究所は本市の教育計画の立案及び実施に資するため、

教育に関する専門的、技術的事項の調査研究を行なうことや、それらの結果に基づき研究所の所管による教職員の研修を行なうことを目的とする規定であります。

第三条は、研究所の内部組織として所要の研究部を置くことといたしており、従来の理科教育研究部の領域から脱し、道徳、社会、数学等の部門にも目を開いてまいりたいと存じます。

第四条は、研究所には所長その他所要の職員を置くこととし、市の身分にかかる職員についての定数は、和泉市職員定数条例の定めるところといたしておりますが、和泉市教育委員会の所管に関する教育機関の職員の中で措置いたしたいと存じます。現状市負担教職員2名のほか、臨職ではあります1名の職員を派遣している現状にあります。

第五条は、条例の事項に関する細部事項を規則に委任しようとするもので、研究部の組織、事務分掌、庶務事項等について規定し、よりよい研究所に育て上げることを願っている次第であります。

附則として、この条例は昭和47年4月1日から施行いたしたいと存じます。

なお、本件については、さきに昭和35年和泉市教育委員会科学教育研究所規則を設けて、科学教育についてのみ技術的な研究調査を進めることに発端し、昭和40年、和泉市教育研究所規則に改め、教育に関する諸問題を現場と結びつく実際的な研究調査を一步前進する措置を講じてまいりましたが、今回、教育行政に基づく教育行政機関として、発展的に条例に基づくその内容の充実をはかることが私たちに与えられた目標と自覚し、本条例にご審議いただきました結果と経緯に基づき、教職員の派遣等に対し、大阪府に強く要望いたしたいと存じておりますので、よろしくご審議の上、可決決定賜わりますようお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

- 議長（貝淵博治君） 本案について質疑ご意見ありませんか。山田君。
- 3番（山田清二君） こういう組織といいますが、機関が規則でいままであったということは、昨年度の予算でも通ってあるわけですね。今度新しく条例として制定されて、この条例は4月1日から実施することとなっておりますが、したがって、57万1,000円の予算が予算書に載っております。したがって、これは予算との関連議案であると思いますので、予算が予算委員会に付託されるならば、この議案も付託されるべきだと思っております。

（そのとまり、「当然」と呼ぶ者あり）

- 13番（竹下義幸君） 議運で通ってきまっただか知りませんが、先ほど、直村議員から言われておるときに関連をしたかったんですけども、予算との関連はいろいろあると思うんで、予算の審議はどうなるんかという問題になってきますんで、いままでの議会というものは、少なくとも市長の施政方針がうたわれ、一括上程の議案が出されて予算委員会に入っていき、こ

れがいままでの慣例だったろうと思うんですよ。進め方としてはちぐはぐになっていると思うんで、その点、まとめてください。

- 28番（藤原要馬君） これは各条例には、多少にかかわらず、みな予算がかかっているはずです。
- 市会事務局長（上野 稔君） 47年度予算に関連する諸議案を一括ご上程申し上げるという事で、日程第9から上程申し上げまして、そして市長の施政方針をいただきまして内容のご説明を申し上げるということになってございます。
- 議長（貝淵博治君） 日程第7までの分はこの予算には含まれていないということで、いま教育委員会からの和泉市立教育研究所条例制定についてはあるということですが、その説明をこちらはないということでおわかりしたのは、私の間違いだということでおわびいたします。

教育委員会の、ないということを説明してください。

- 教育次長（阪東重信君） 先ほど提案の中でも申し上げましたが、本件については、すでに35年に教育委員会の科学教育についてのみの技術的な調査研究を進めておることに発端しておったということで、さらに40年には科学教育だけから教育研究規則に改めて今日までまいりましたが、今回はやはり教育行政法に基づく教育機関として、発展的にこの条例に基づく力の強い内容の充実をはかることを、われわれの目標といたしまして、この本条例を可決いただいた際には、その審議の経過と、35年以来の経過に基づきまして、教職員の派遣等について府に強く要望のいたしたい、こういうことでございまして、先ほど、山田議員さんのご指摘がありましたことで、教育研究所そのものの予算措置につきましては、昭和35年以来ずっと計上いたしておりましたが、47年度の予算の増額はいたしておりますが、予算措置につきまして新たな予算を計上したものでなく、従来35年以来、教育研究所としての科目を設けて予算してもらいたいということで、その点おわび申し上げたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） ただいま上程申し上げました日程第8の和泉市立教育研究所条例制定について取り消しいたします。議長としての不手ぎわをおわびいたします。
- 21番（松尾千代一君） この前の議案審議の、この町名変更につきましても、これは若干の予算は必然的にかかる問題だと思っております。やはりこういうことくらいは予算審議の中で行なわれていっても不思議ではなからう。あえて本日、ここでやろうというところに、多少の無理があったんじゃないかならうかと私は思います。しかしながら、これは先ほど決定したことでございますので、撤回していただきたいとは申しませんけれども、そういうこともございまして、今後ともひとつ十分吟味をしていただきたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） それでは次に日程第 8、「和泉市教育研究所条例制定について」より、日程第 21、「昭和 47 年度和泉市病院事業会計暫定予算について」は、いずれも昭和 47 年度予算案に関連する諸議案でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 18 号

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する
条例制定について

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

昭和 47 年 8 月 10 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

町の区域の変更に伴う関係条例の整理に関する
条例（案）

（和泉市長選挙立会演説会条例の一部改正）

第 1 条 和泉市長選挙立会演説会条例（昭和 39 年和泉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 1 の項区域の欄中「1 丁目」を「一丁目」に、「8 丁目」を「八丁目」に、「2 丁目」を「二丁目」に、「6 丁目」を「六丁目」に、「4 丁目」を「四丁目」に改め、同表の第 2 の項区域の欄中「槇尾山町」を「槇尾山町 青葉台 緑ヶ丘」に改める。

（和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正）

第 2 条 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例（昭和 35 年和泉市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 1 選挙区の項選挙区の項選挙区の区域の欄中「1 丁目」を「一丁目」に、「8 丁目」を「八丁目」に、「2 丁目」を「二丁目」に、「6 丁目」を「六丁目」に、「4 丁目」

を「四丁目」に改め、同条の表第2選挙区の項選挙区の区域の欄中「和田町」の次に「、青葉台」を加え、同条の表第3選挙区の項選挙区の区域の欄中「松尾寺町」の次に「、緑ヶ丘」を加える。

附 則

この条例中、第1条の規定は昭和47年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

理 由

町の区域の変更に伴う青葉台および緑ヶ丘の各町の新設により市長選挙立会演説会開催単位の区域等関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第19号

和泉市職員定数条例制定について

和泉市職員定数条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和32年和泉市条例第26号）の全部を改正する。

（定 義）

第1条 この条例において「職員」とは、本市の常勤の職員で一般職に属するもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び臨時に雇用される者を除く。）をいう。

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 議会の事務局の職員 8人

(2) 市長の補助機関たる職員

ア 一般会計で給与を支弁する職員 519人

(うち16人は、福祉事務所の職員とする。)

イ 国民健康保険事業特別会計で給与を支弁する職員	22人
ウ 病院事業会計で給与を支弁する職員	110人
(3) 水道事業に属する職員	65人
(4) 選挙管理委員会の職員	6人
(5) 監査委員の事務局の職員	3人
(6) 教育委員会の事務局の職員	29人
(7) 教育委員会の所管に属する教育機関の職員	133人
(8) 公平委員会の事務職員	3人
(9) 農業委員会の職員	4人
10 消防職員	69人
2 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれの任命権者が定める。	

附 則

(執行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(和泉市議会事務局条例の一部改正)

2 和泉市議会事務局条例(昭和31年和泉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「和泉市職員定数条例」を「、和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第号)」に改める。

(和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 和泉市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年和泉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条中「和泉市職員定数条例(昭和32年条例第26号)」を「和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第号)」に改める。

(和泉市監査委員条例の一部改正)

4 和泉市監査委員条例(昭和39年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「和泉市職員定数条例(昭和32年条例第26号)」を「、和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第号)」に改める。

第3条中「和泉市公告式条例(昭和31年条例第3号)」を「、和泉市公告式条例第3号)」に改める。

理 由

本年4月1日から病院事業を設置するに伴い、当該事業に従事する職員の定数を定めるとともに、行政事務需要の増加により職員の定数を改め、かつ、これを機に条例規定形式の他市との調和を図る必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第20号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（給 料）

第4条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対し、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件に応じて給料を支給する。

（給 料 表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

ア 医療職給料表（一）

イ 医療職給料表（二）

ウ 医療職給料表（三）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第12条及び第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

4 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

第28条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1中「一般職給料表」を「行政職給料表」に改め、表の欄外に次のように加える。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2を別表第3とし、別表1の次に次のように加える。

別表第2

ア 医療職給料表(一)

等給 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	159,900	127,100	94,100		53,200
2	164,700	131,900	98,600	80,800	56,800
3	169,500	136,700	103,100	85,100	60,400
4	174,300	141,500	107,900	89,600	64,000
5	179,000	146,300	112,700	94,100	68,200
6	183,700	151,000	117,500	98,600	72,400
7	188,300	155,700	122,300	103,100	76,600
8	192,900	160,100	127,100	107,700	80,800
9	197,600	164,500	131,900	112,300	85,000
10	202,400	168,900	136,700	116,900	89,200
11	207,100	173,300	141,500	121,500	93,400
12	211,800	177,600	145,700	125,300	96,700
13	216,600	181,900	149,900	129,100	100,000
14	221,400	186,200	154,100	132,700	103,200
15	226,200	189,900	158,300	135,900	106,400
16	231,000	193,500	161,500	139,100	109,600
17	235,700	197,100	164,700	142,300	112,800
18	240,400	199,900	167,900	145,500	116,000
19		202,700	170,400	147,500	118,200
20			172,900	149,500	120,400
21			175,300	151,400	122,000
22			177,700	153,300	123,600
23			180,100	155,200	125,200
24				157,100	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

等級 号給	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	98500	72500	51600	40500	34400
2	103200	76000	54400	42400	36200
3	107900	79500	57200	44500	38000
4	112700	83000	60100	46700	39900
5	117500	86700	63000	49000	41800
6	122300	90400	65900	51600	43900
7	127100	94100	69000	54400	46400
8	131600	97900	72400	57200	49000
9	135900	101700	75900	60100	51600
10	139900	105600	79400	63000	54400
11	143900	109300	82700	65900	57200
12	147100	113000	86200	68800	60100
13	149900	116600	89700	71800	63000
14	152400	119800	93200	74900	65900
15	154900	123000	96700	78000	68800
16	157400	126200	100200	81100	71400
17	159900	128500	103500	84100	73900
18		130800	106500	87100	76300
19		133000	109200	90000	78400
20		135200	111300	92500	79900
21			113300	94300	81200
22				95900	82300
23				97300	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	83000	65400	54300	40000	34900
2	86300	68200	56900	41900	36500
3	89600	71100	59500	43800	38200
4	93000	74000	62400	45700	40000
5	96400	76900	65400	47700	41900
6	99800	79800	68200	49700	43800
7	103200	83000	71100	51800	45700
8	106600	86300	74000	54300	47700
9	109900	89600	76900	56900	49700
10	113200	93000	79800	59500	51800
11	116500	96400	83000	62400	54300
12	119800	99800	86300	65400	56900
13	123000	103200	89600	68200	59500
14	126200	106600	93000	71100	62100
15	128500	109900	96400	74000	63900
16	130800	113200	99800	76900	65500
17	133000	116200	103200	79700	66700
18	135200	119200	106600	82300	67900
19		122200	109900	84400	
20		124700	112900	85900	
21		127000	115400	87200	
22		129000	117700	88500	
23			119700		

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(病院職員の給料表の適用)

- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）の前日において泉大津市和泉市病院組合条例第3号。以下「病院組合条例」という。）の適用を受けている者で施行日にこの条例による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の市条例」という。）の適用を受けるとなるもの（以下「病院職員」という。）の施行日における改正後の市条例の適用は、施行日の前日において、それぞれの病院職員に適用されている病院組合条例の給料表の種類及び等級の区分に応じ、次の表の病院組合条例欄の区分に対応する改正後の市条例欄に定める給料表の種類及び等級による。

病 院 組 合 条 例		改 正 後 の 市 条 例	
給料表の種類	等 級	給料表の種類	等 級
行 政 職 (一)	1	行 政 職	1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
行 政 職 (二)	1	行 政 政 職	5
	2		5
医 療 職 (一)	特1甲	医 療 職 (一)	特1
	特1乙		特1
	1		1
	2		2
	3		3
	4		4
医 療 職 (二)	特1	医 療 職 (二)	特1
	1		1
	2		2
	3		3

	4		4
	特 1		特 1
	1		1
医 療 職 (三)	2	医 療 職 (三)	2
	3		3
	4		4

3 病院職員の施行日における号給は、前項の規定により適用する等級の号給のうち、その者が施行日の前日に受けていた給料と同じ額の号給（同じ額の号給が無いときは、当該号給の直近上位の額の号給とする。

（細則の委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

本年4月1日から病院事業を設置するに伴い、医療業務に従事する職員に適用する給料表を新設する等所要の改正を行なり必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の10号を加える。

- (17) 手術手当
- (18) 診療手当
- (19) 夜間看護手当
- (20) 放射線手当
- (21) 細菌検査手当
- (22) 臨床検査手当
- (23) 厨房手当
- (24) 特別出勤手当
- (25) 当直勤務手当
- (26) 危険物取扱主任手当

第21条を第31条とし、第20条を第30条とし、第19条を第29条とし、第18条第2号中「事業部に所属する」を削り同条の次に次の10条を加える。

(手術手当)

第19条 手術手当は、病院等市が経営する診療施設（以下「診療施設」という。）に勤務する医師及び看護婦（准看護婦を含む。以下同じ。）が手術に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、その手術料金の100分の18以内において規則で定める。

(診療手当)

第20条 診療手当は、診療施設に勤務する職員に対し、診療収益の額から手術料、給食料、看護料及び寝具料を控除した額の100分の45以内の額を支給する。

2 前項に規定する手当の支給範囲等の細目は、規則で定める。

(夜間看護手当)

第21条 夜間看護手当は、診療施設の病棟に勤務する助産婦又は看護婦が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行なわれる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき300円（深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、240円）とする。

(放射線手当)

第22条 放射線手当は、診療施設の放射線科に勤務する職員に対し、月額3000円以内において市長が定める額を支給する。

(細菌検査手当)

第23条 細菌検査手当は、診療施設において常時細菌検査に従事する職員に対し、月額
8,000円以内において市長が定める額を支給する。

(臨床検査手当)

第24条 臨床検査手当は、診療施設において常時臨床検査に従事する職員に対し、月額
2,000円以内において市長が定める額を支給する。

(厨房手当)

第25条 厨房手当は、診療施設の厨房に勤務して常時給食業務に従事する職員に対し、従事
した日1日につき75円を支給する。

(特別出勤手当)

第26条 特別出勤手当は、診療施設に勤務し管理職手当を支給される医師が勤務時間外に特
に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、特に勤務した時間1時間につき1,000円以内において市長が
定める額とする。

(当直勤務手当)

第27条 当直勤務手当は、診療施設に勤務する医師等が当直に当たった場合に支給する。

2 前項の手当の額は、別表第2に定めるところによる。

(危険物取扱主任手当)

第28条 危険物取扱主任手当は、危険物取扱主任を命じた職員に対して、月額2,000円以
内において市長が定める額を支給する。

別表第1の次に別表第2として次のように加える。

別表第2

職 種	宿 直	日 直	半 日 直	休日宿日直
医療職(一)適用者	6,800円	6,800円	3,400円	8,200円
その他の職員	1,800円	1,800円	900円	2,200円

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

本年4月1日から病院事業を設置するに伴い、当該事業に従事する職員に支給すべき特殊勤務
手当を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第 22 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定に
ついて

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 47 年 3 月 10 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員旅費条例（昭和 31 年和泉市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考以外の部分を次のように改める。

	給料表の種類	職務の等級	日 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	食卓料 (一夜につき)
第 1	特 別 職		1,200 円	4,500 円	1,200 円
	医療職(一)	特 1 等級			
第 2	行政職	1 等級	1,000	4,000	1,000
	医療職(一)				
	医療職(二)	特 1 等級			
	医療職(三)				
第 3	行政職	2 等級	900	3,700	1,000
	医療職(一)				
	医療職(二)	1 等級			
	医療職(三)				
第 4	行政職	3 等級	800	3,700	800
	医療職(一)				
	医療職(二)	2 等級			
	医療職(三)				

第5	行政職	4等級 5等級	700	3500	800
	医療職(一)	4等級			
	医療職(二)	3等級			
	医療職(三)	4等級			

別表第1備考第1項中「別表第1の3等級に相当する額」を「第4の項に定める額」に、「別表第1の1等級に相当する額」を「第2の項に定める額」に改め、同表備考第2項中「場合、4等級以上の職務にある者には」を「場合は、」に改め、同表備考第3項中「旅行キロ程」を「旅行距離」に改め、同表備考第4項中「4等級以下の職務にある者」を「第5の項に該当する者」に、「3等級及び2等級の職務にある者は、」を「第4の項及び第3の項に該当する者は」に、「1等級以上の職務にある者」を「第2の項及び第1の項に該当する者」に、「3等級以上の職務にある者」を「第1の項から第4の項までに該当する者」に改める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

本年4月1日から病院事業を設置するに伴い、医療業務に従事する職員に支給すべき旅費の額を定める等所要の改正を行なう必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23条

和泉市立病院の料金等に関する条例制定について

和泉市立病院の料金等に関する条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例 号

和泉市立病院の料金等に関する条例(案)

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、和泉市立病院（以下「病院」という。）の料金等について定めることを目的とする。

(診療料金)

第 2 条 病院において診療を受ける者の料金（以下「診療料金」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法令上診療料金を健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和 33 年厚生省告示第 177 号。以下「健康保険診療報酬算定方法」という。）により、又はこの例により算定することとされている場合及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による療養補償給付の適用を受ける場合にあっては、健康保険診療報酬算定方法のうち別表第 4 診療報酬点数表（乙）を採用して算定した額
 - (2) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合にあっては、前号に規定する額に 5 割を加算した額
 - (3) 前 2 号に掲げる場合以外（法令上特別の規定がある場合を除く。）にあっては、第 1 号に規定する額に 2 割を加算した額
- 2 前項の規定により算定し難い診療料金は、別表に定めるもののほか、市長が定める。

(手数料)

第 3 条 診断書、証明書等を交付するときは、1 通につき 700 円以内で市長が定める額の手数料を徴収する。

(料金の前納)

第 4 条 診療料金及び手数料（以下「料金」という。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(減 免)

第 5 条 市長は、特に必要があると認めるときは、料金を減免することができる。

- 2 虚偽の申立てにより料金の減免を受けたことを発見したときは、その金額を追徴する。

(診療等の制限)

第 6 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、診療を拒否し、又は退院を命ずることができる。

- (1) 収容定員に達しているとき。
- (2) 病院の診療科において診療するものでないとき。
- (3) 診療の必要がなくなったとき。

- (4) 料金を滞納したとき。
- (5) 診療又は病院の秩序保持に必要な指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(団体等の診療)

第 7 条 市長が必要と認めるときは、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）又は労働者災害補償保険法による保険者その他これに準ずる団体の委託を受け、その被保険者又は団員及びその家族の診療を行なうことができる。

2 前項の規定により診療を受ける者に対する料金は、本市との契約により定めるところによる。

(施行の細則)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の日（以下「施行日」という。）から起算して 10 年間は、別表中「本市住民」とあるのは「本市及び泉大津市の住民」と、「本市住民でない者」とあるのは「本市及び泉大津市の住民でない者」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 3 この条例施行の際旧公立和泉病院分院で診療を受けていた者のうち施行日以後引き続き当該施設で診療を要するものについて旧和泉病院使用条例（昭和 32 年泉大津市和泉市病院組合条例第 2 号）の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によつてしたものとみなす。

別 表

入 院 料 加 算 金

種 別	料 金	
	本 市 住 民	本市住民でない者
1 等	A 1 床につき日額 1 5 0 0 円	1 床につき日額 1 7 0 0 円
	B 1 床につき日額 1 3 0 0 円	1 床につき日額 1 5 0 0 円
2 等	A 1 床につき日額 3 0 0 円	1 床につき日額 3 5 0 円
	B 1 床につき日額 2 0 0 円	1 床につき日額 2 5 0 円
	C 1 床につき日額 1 0 0 円	1 床につき日額 1 5 0 円
	D 1 床につき日額 0 円	1 床につき日額 0 円

理 由

本年4月1日から病院事業を設置するに伴い、地方自治法の規定により料金等について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する
条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する
条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条中「50,000円」を「80,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年度分の保険料から適用する。

理 由

昭和46年法律第11号により行なわれた地方税法の一部改正の趣旨並びに諸般の情勢にかんがみ、保険料の一世帯当り賦課限度額を上げる必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第31号

青年学級開設について

青年学級振興法第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和 泉 市 青 年 学 級

1. 名 称

和泉市立 和泉青年学級

〃 北池田青年学級

〃 南池田青年学級

〃 横山青年学級

2. 開設者

和 泉 市

3. 開設期日

昭和47年4月1日

4. 開設期日

自 昭和47年 4 月 1 日

至 昭和48年 3 月 3 1 日

5. 開設場所

和泉市立 青少年会館

〃 北池田小学校

〃 南池田公民館

〃 槇尾中学校

6. 学習内容

一般教養（一般社会、書道）

家 事（茶道、花道）

7. 学習時間

各青年学級共に年間を通じ1人100時間以上

議案第 31 号参考資料

青年学級振興法（昭和 28 年法律第 211 号）抜粋

（開設及び実施機関）

第 5 条 青年学級は、市町村が開設する。

2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第 32 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定
について

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 47 年 3 月 10 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営葬儀条例（昭和 33 年和泉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「条例は」を「条例は、」に、「はかり」を「図り」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の業務を執行する施設として、本市に次の火葬場を設置する。

(1) 名称 和泉市営いずみ霊園

(2) 位置 和泉市小野町 15 番地の 3

第 4 条各号例記以外の部分中「通り」を「とおり」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「自動車の貸与」を「霊きゅう車の配車」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 式条の使用

第5条を次のように改める。

(種別及び使用料)

第5条 葬儀の種別及び使用料は、次表のとおりとする。ただし、本市市民でない者に対しては、それぞれの金額に5割を加算した額とする。

(1) 葬儀飾付別使用料

種 別	区 分	使 用 料
5 段 飾	寺院、家庭兼用	2 2 0 0 0 円
4 段 飾	家 庭 用	1 2 0 0 0 円
3 段 飾	家 庭 用	2 0 0 0 円
神式 3 段 飾	家 庭 用	2 0 0 0 円
2 段 飾	家 庭 用	1 0 0 0 円

(2) 棺箱、葬祭用消耗品及び霊きゅう車使用料

種 別	棺 箱	消 耗 品	霊きゅう車
5 段 飾	円	円	円
4 段 飾	3,000	1,200	1,800
3 段 飾			
神式 3 段 飾			
2 段 飾	1,000		

(3) 火葬料金

種 別	料 金
3 段以上の飾付を行なうもの	2 0 0 0 円
2 段飾付を行なうもの	1 0 0 0

2 死胎の火葬料は、1胎につき1,000円とする。

第6条中「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」を「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」に、「取扱い」を「取り扱う」に改める。

第8条第1項中「翌日まで」を「申込みと同時に」に改め、同条第2項中「使用料は」を「使用料は、」に、「但し」を「ただし、」に、「場合は」を「場合は、」に改める。

第9条中「第5条C」の前に「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者その他」を加え、「困難なる者」を「を困難とする者」に改める。

第11条中「火葬の執行」を「市営葬儀」に改める。

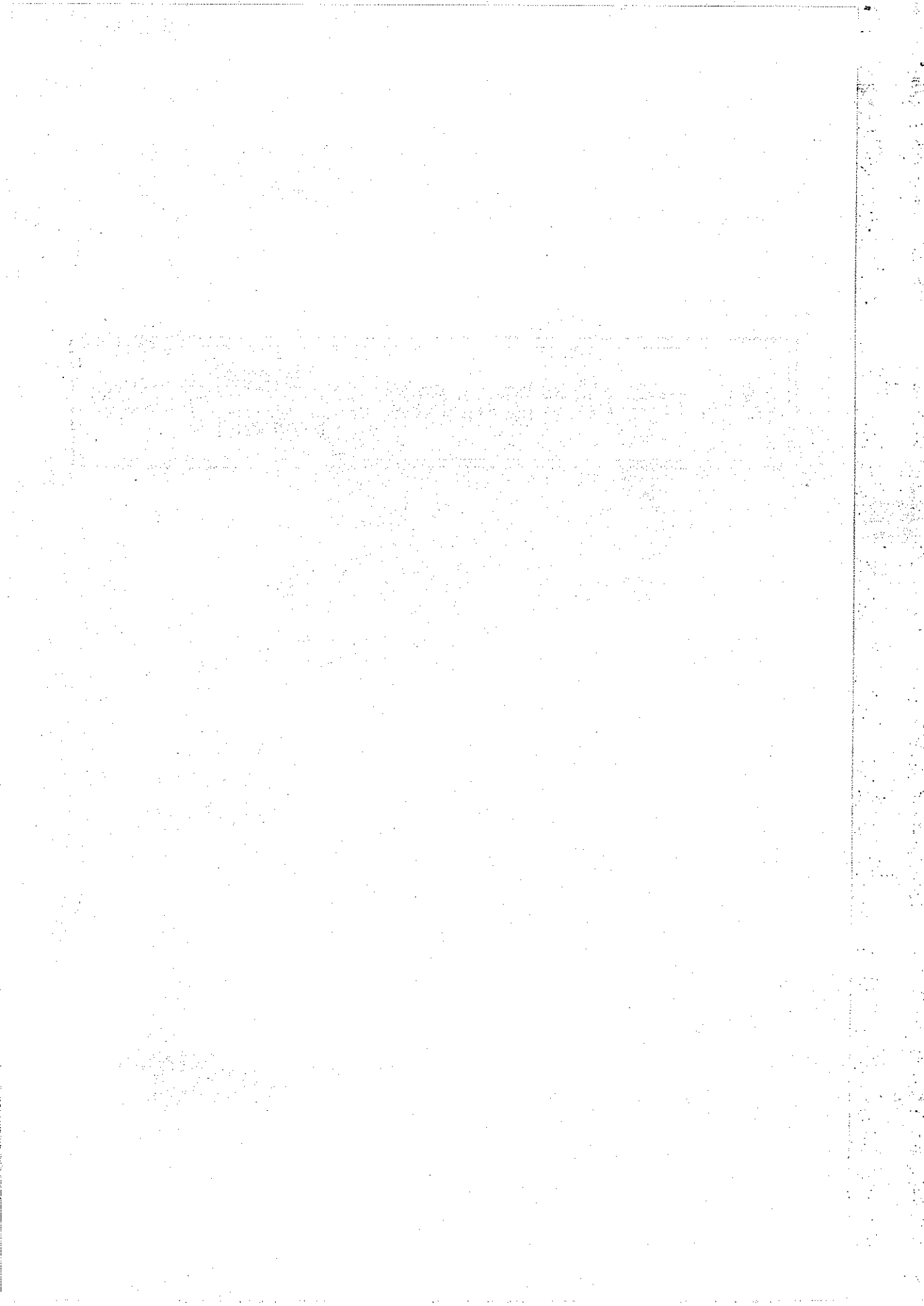
附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市営葬儀条例第5条の規定は、この条例施行の日以後に執行する葬儀から適用する。

理 由

市が設置する火葬場を本市都市計画に基づき移転するとともにこれを機に葬儀の種類、手数料を改める等所要の改正をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

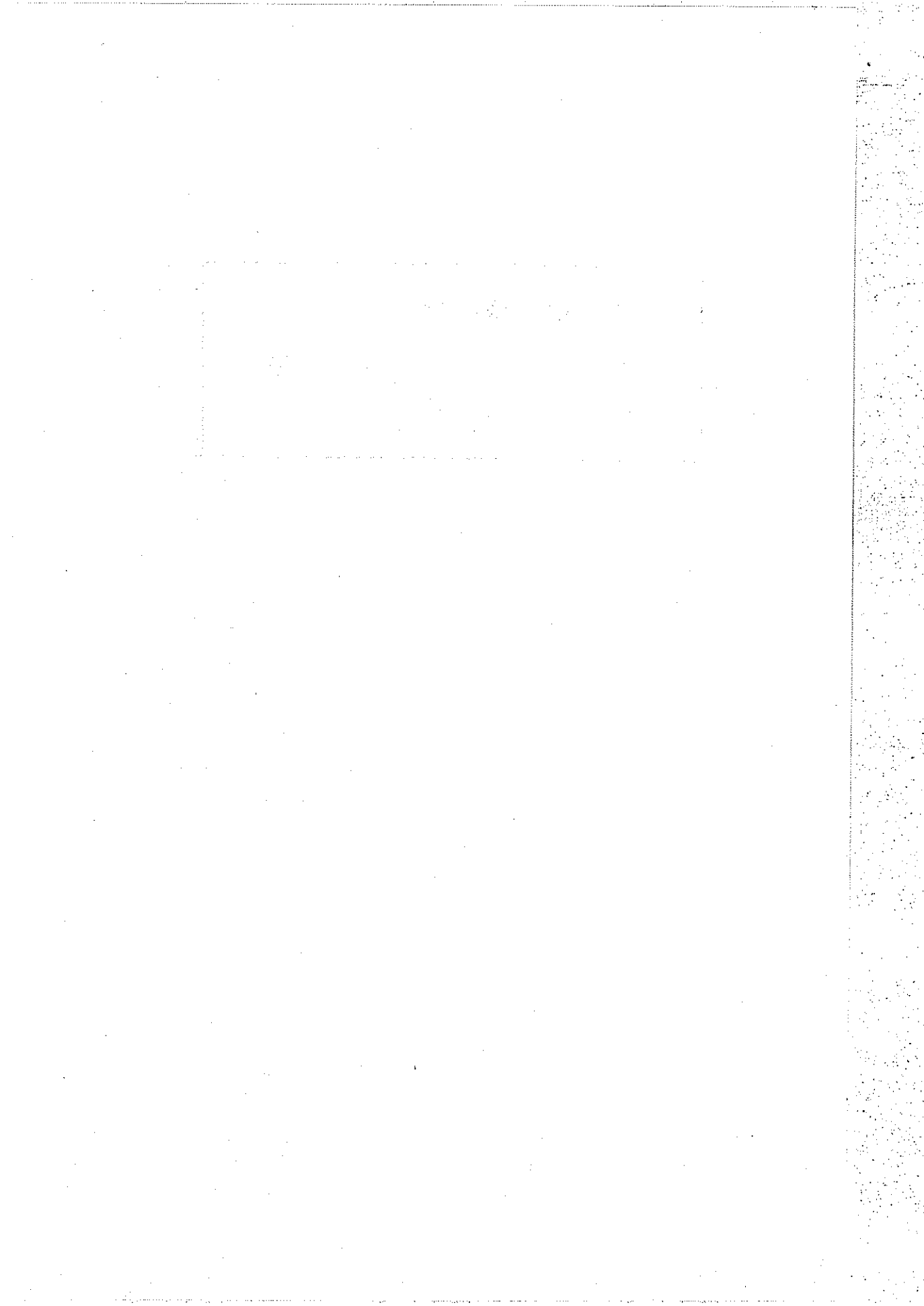
昭和47年度大阪府和泉市 一般会計 特別会計 予算書



一 般 会 計

予 算

特 別 会 計



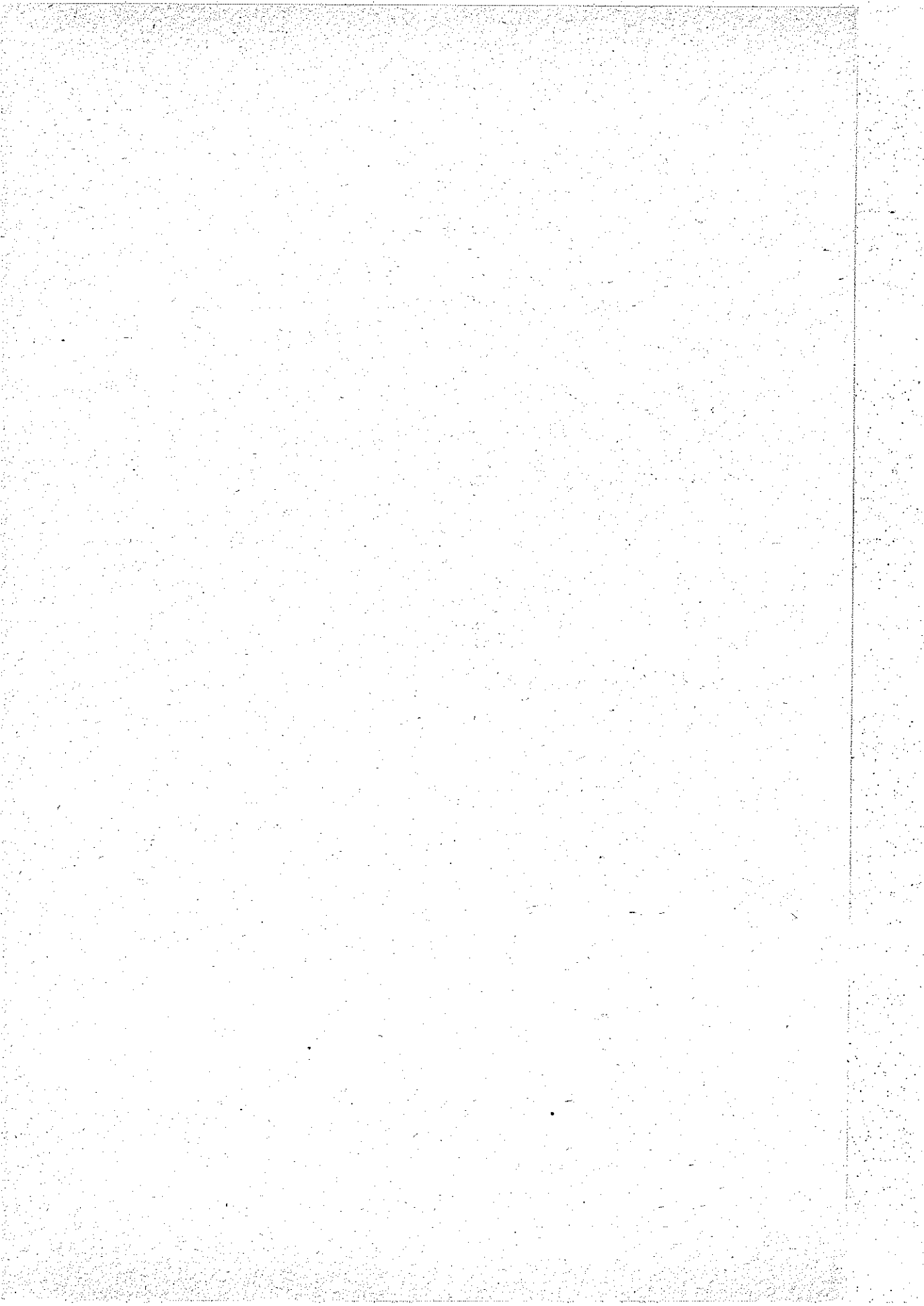
目 次

一 般 会 計

1. 一般会計予算	1
(1) 第1表歳入歳出予算	2
(2) 第2表債務負担行為	6
(3) 第3表地方債	7

特 別 会 計

1. 国民健康保険事業特別会計	9
(1) 第1表歳入歳出予算	10
2. 土地区画整理事業特別会計	12
(1) 第1表歳入歳出予算	13



昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算

昭和47年度和泉市の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,518,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額は700,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 税		1,403,940 千円
	1 市 民 税	485,795
	2 固 定 資 産 税	549,408
	3 軽 自 動 車 税	28,081
	4 市 煙 草 消 費 税	158,073
	5 電 気 ガ ス 税	107,348
	6 木 材 引 取 税	49
	7 都 市 計 画 税	80,236
2 地 方 譲 与 税		22,000
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	22,000
3 自 動 車 取 得 税 交 付 金		51,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	51,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		8,811
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	8,811
5 地 方 交 付 税		1,096,138
	1 地 方 交 付 税	1,096,138
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,450
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,450
7 分 担 金 及 負 担 金		41,663
	1 分 担 金	9,975
	2 負 担 金	31,688
8 使 用 料 及 手 数 料		53,582
	1 使 用 料	44,022
	2 手 数 料	9,510

款	項	金額
9 国庫支出金		877,077 千円
	1 国庫負担金	382,665
	2 国庫補助金	484,476
	3 国庫委託金	9,936
10 府支出金		738,094
	1 府負担金	16,352
	2 府補助金	700,141
	3 府委託金	21,284
	4 府交付金	367
11 財産収入		25,065
	1 財産運用収入	25,015
	2 財産売却収入	50
12 寄附金		102,031
	1 寄附金	102,031
13 繰入金		600
	1 繰入金	600
14 諸収入		257,983
	1 延滞金	1,000
	2 市預金利子	10,200
	3 貸付金元利収入	560
	4 受託事業収入	50,796
	5 雑収入	195,427
15 市債		836,836
	1 市債	836,836
歳入	合計	5,518,220

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		63,516 千円
	1 議 会 費	63,516
2 総 務 費		870,668
	1 総 務 管 理 費	622,317
	2 徴 税 費	130,417
	3 戸籍住民基本台帳費	50,448
	4 選 挙 費	17,399
	5 統 計 調 査 費	4,239
	6 監 査 委 員 費	5,027
	7 同 和 対 策 費	40,821
3 民 生 費		1,271,157
	1 社 会 福 祉 費	322,947
	2 児 童 福 祉 費	599,596
	3 生 活 保 護 費	348,519
	4 災 害 救 助 費	95
4 衛 生 費		302,917
	1 保 健 衛 生 費	59,307
	2 清 掃 費	216,713
	3 墓 地 火 葬 場 費	26,897
5 勞 働 費		43,337
	1 失 業 対 策 費	43,337
6 農 林 水 産 業 費		86,734
	1 農 業 費	77,728
	2 林 業 費	9,006

款	項	金額
7 商 工 費		81,382 千円
	1 商 工 費	81,382
8 土 木 費		1,211,766
	1 土 木 管 理 費	66,923
	2 道 路 橋 梁 費	326,198
	3 河 川 及 水 路 費	13,720
	4 都 市 計 画 費	177,805
	5 住 宅 費	627,120
9 消 防 費		178,899
	1 消 防 費	178,899
10 教 育 費		988,775
	1 教 育 総 務 費	106,756
	2 小 学 校 費	639,303
	3 中 学 校 費	157,370
	4 幼 稚 園 費	46,403
	5 社 会 教 育 費	33,842
	6 保 健 体 育 費	5,101
11 公 債 費		414,069
	1 公 債 費	414,069
12 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		5,518,220

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総合文化センター 用地取得事業	昭和48年度	千円 303,750
改良住宅 用地取得事業	昭和48年度	266,400
道路用地取得事業 (阪和東側1号2号線)	昭和48年度	196,460
老人福祉センター 用地取得事業	昭和48年度	(委託料含む) 195,000
幸小学校移転用地 取得事業	昭和48年度	1,458,390
大阪府同和金融公社 貸付金損失補償	昭和48年度 昭和56年度	1,500
横山小学校 増改築事業	昭和48年度	60,472
財団法人和泉市開発 協会に委託し、先行 取得する上記用地 取得事業資金の元金 およびその利子 (損失補償)	昭和48年度	元金 2,417,000 およびその利子

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	その他
庁舎整備事業	千円 96,000	普通貸借または証券発行	年% 以内 8.0	政府 その他	年 以内 25	年 以内 2	半年賦、年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借替えることができる。
庁舎敷地拡張事業	96,000	同上	8.0	同上	14	2	同上	同上
旭保保育園(仮称)建設事業	139,936	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
鶴山台保育園建設事業	26,500	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
市道池田唐国線道路整備事業	5,300	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
阪和東側1号21号線整備事業	43,400	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
街路和泉中央線整備事業	5,000	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
街路和泉府中北通線整備事業	8,800	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
黒鳥山公園整備事業	700	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
浸水対策小田水路整備事業	2,400	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
東松尾川河川整備事業	1,300	同上	6.5	同上	15	2	同上	同上
改良住宅建設事業	165,000	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上
消防施設整備事業	30,800	同上	8.0	同上	25	2	同上	同上
柏太小学校増改築事業	20,800	同上	6.5	同上	25	2	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	そ の 他
芦部小学校増築事業	千円 6,600	普通貸借または証券発行	年% 以内 6.5	政 府 その他	年 以内 25	年 以内 2	半年賦、年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借替えることができる。
南池田小学校増築事業	6,500	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
北松尾小学校増改築事業	36,900	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
(仮称)和泉台小学校建設事業	41,900	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
黒島小学校体育館建設事業	11,300	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
北池田小学校プール新設事業	7,800	同上	6.5	同 上	20	2	同 上	同 上
幸小学校プール新設事業	9,900	同上	6.5	同 上	20	2	同 上	同 上
幸小学校プール用地取得事業	49,400	同上	6.5	同 上	14	2	同 上	同 上
信太中学校増築事業	10,100	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
大阪府同和金融公社貸付資金	15,000	同上	6.5	同 上	14	2	同 上	同 上
合 計	836,836							

昭 和 47 年 度
大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 47 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところ
による。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 691,463 千円と
定める。

2 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」
による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は
50,000 千円とする。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項、ただし書の規定により歳出予算の各項
の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）
に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款
内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 47 年 3 月 10 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

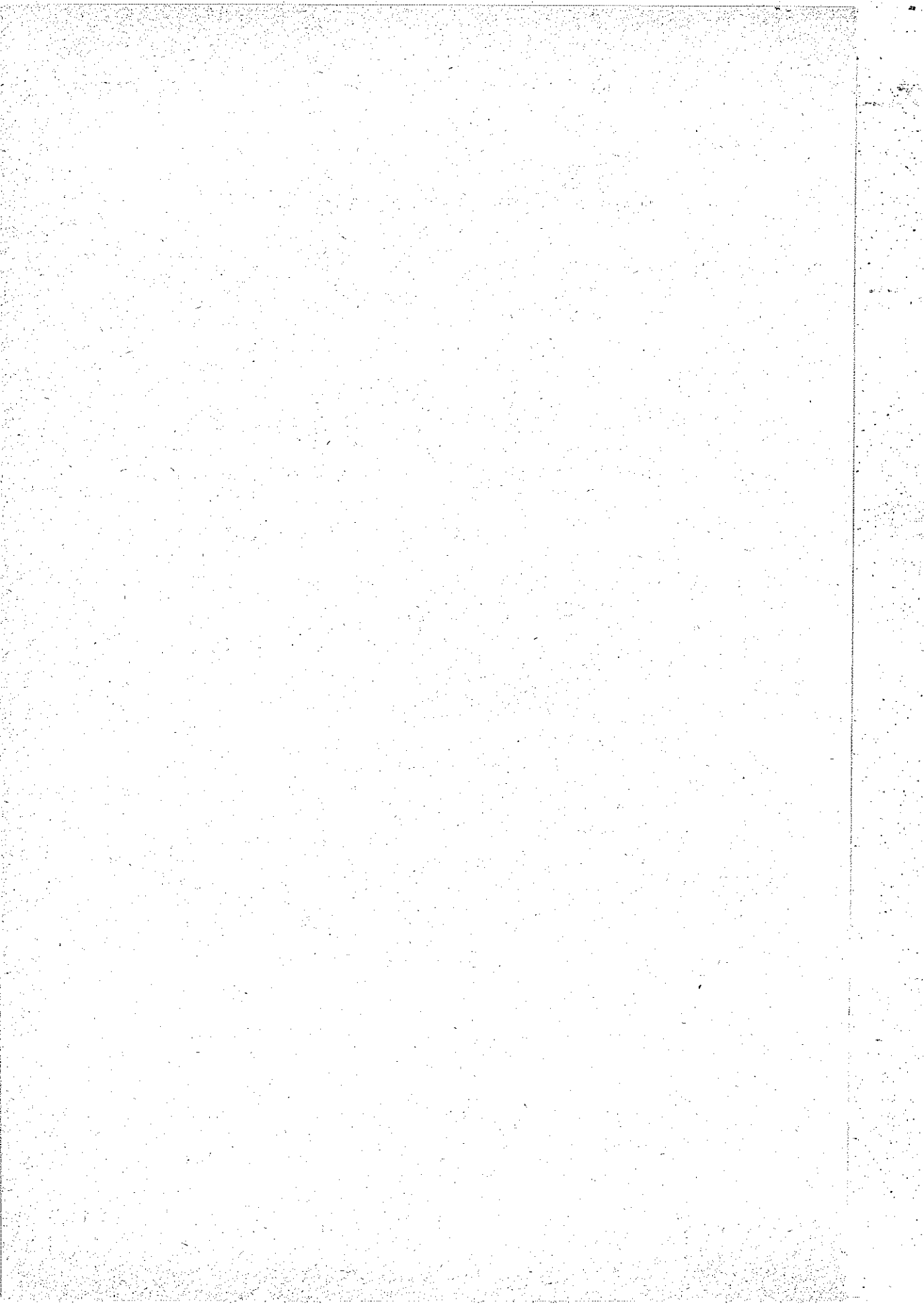
第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		271,337 千円
	1 国民健康保険料	271,337
2 一部負担金		10
	1 一部負担金	10
3 使用料及手数料		21
	1 手 数 料	21
4 国庫支出金		406,037
	1 国庫負担金	369,988
	2 国庫補助金	36,099
5 府支出金		7,143
	1 府補助金	7,143
6 諸 收 入		2,915
	1 延滞金及過料	45
	2 預 金 利 子	2,800
	3 雑 入	570
7 繰 越 金		4,000
	1 繰 越 金	4,000
歳 入 合 計		691,463

出 歳

款	項	金 額
1 総 務 費		57,024 千円
	1 総 務 管 理 費	14,556
	2 徴 収 費	41,826
	3 運 営 協 議 会 費	463
	4 趣 旨 普 及 費	179
2 保 險 給 付 費		631,139
	1 療 養 諸 費	620,839
	2 助 産 費	9,600
	3 葬 祭 費	700
3 保 健 施 設 費		270
	1 保 健 施 設 費	270
4 公 債 費		810
	1 一 般 公 債 費	810
5 諸 支 出 金		1,220
	1 債 還 金 還 付 加 算 金	1,220
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
出 歳 合 計		691,463



議案第28号

昭和47年度
大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算

昭和47年度和泉市の土地区画整理事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

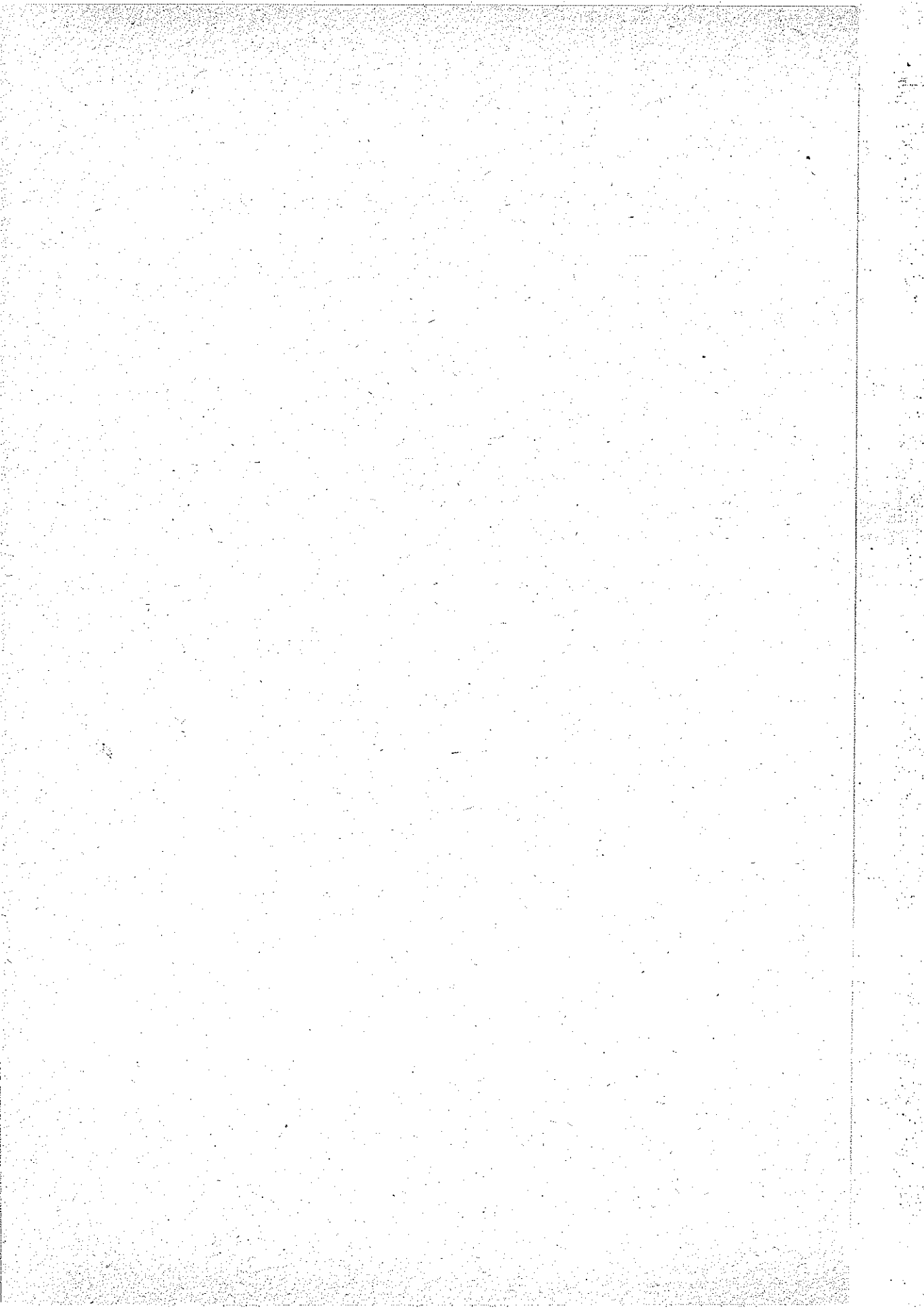
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ142,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

昭和47年3月10日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫



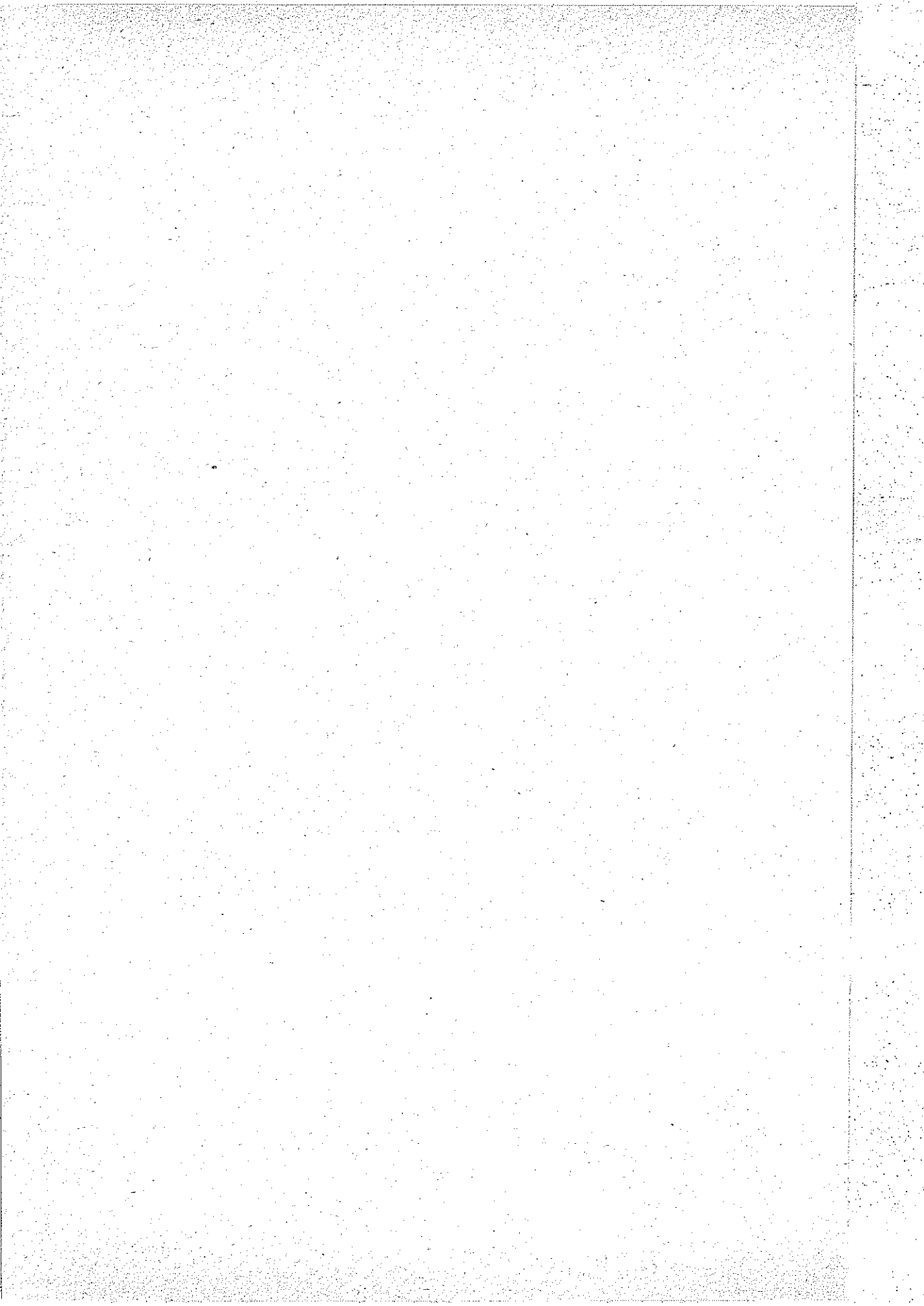
第1表 歳入歳出予算

歳 入

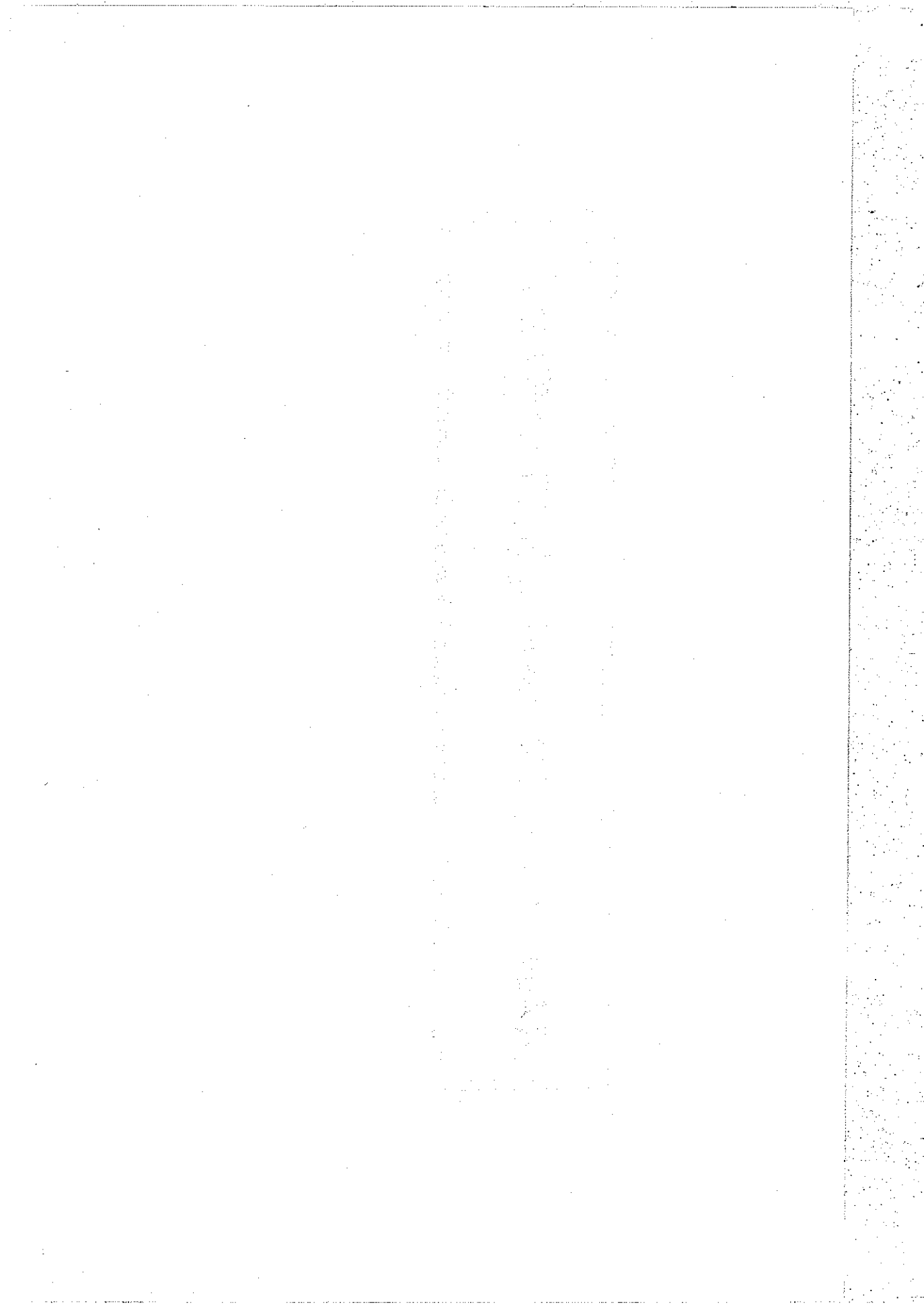
款	項	金 額
1 国庫支出金		117,334 千円
	1 国庫負担金	117,334
2 繰入金		24,750
	1 繰入金	24,750
歳入合計		142,084

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理費		142,084 千円
	1 土地区画整理費	142,084
歳出合計		142,084



昭和47年度大阪府和泉市
一般会計
一 特別
予算説明書



目 次

一 般 会 計	1
(1) 一般会計歳入歳出予算事項別明細書	1
1. 総 括	8
2. 歳 入	88
3. 歳 出	192
(2) 給与費明細書	194
(3) 債務負担行為で翌年度以降に行なわれるものについての前年度末までの支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	195
(4) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	197
特 別 会 計	197
A 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書	197
事 業 勘 定	197
1. 総 括	199
2. 歳 入	202
3. 歳 出	209
4. 給与費明細書	209

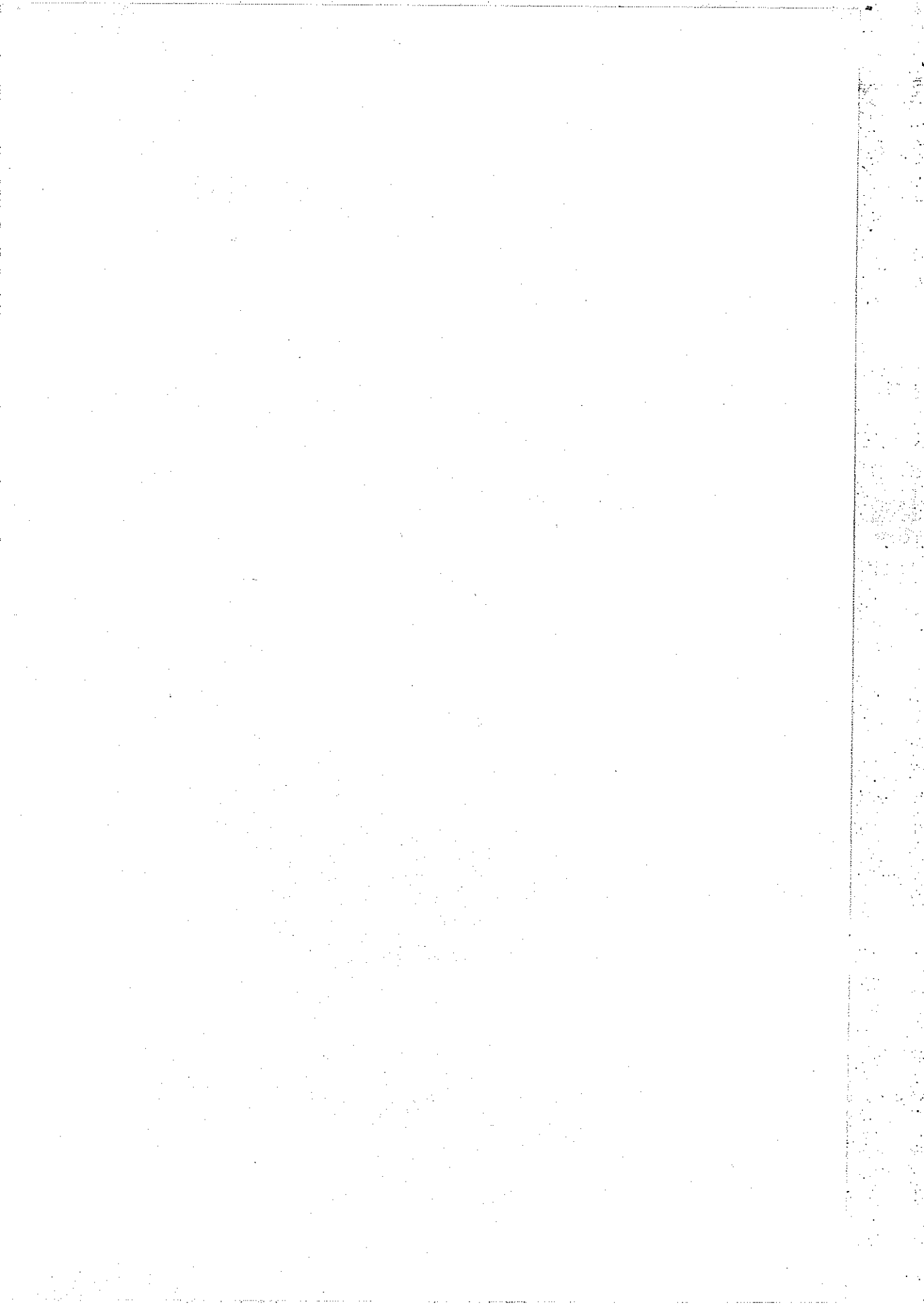
B 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書	211
1. 総括	211
2. 歳入	218
3. 歳出	214

計

会

般

一



一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括 (歳 入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算総額に占める割合
1 市 税	1,403,940 円	1,222,687 円	181,258 円	25.4 %
2 地方譲与税	22,000		22,000	0.4
3 自動車取得税交付金	51,000	45,521	5,479	0.9
4 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	8,811	8,347	464	0.2
5 地方交付税	1,096,138	681,566	414,572	19.8
6 交通安全対策特別交付金	3,450	2,310	1,140	0.1
7 分担金及負担金	41,663	74,539	△ 32,876	0.7
8 使用料及手数料	53,532	44,533	8,999	1.0
9 国庫支出金	877,077	1,609,958	△ 732,881	15.9
10 府支出金	738,094	969,110	△ 231,016	13.4
11 財産収入	25,065	34,869	△ 9,804	0.4
12 寄附金	102,031	38,340	63,691	1.9
13 繰入金	600	400	200	0
14 諸収入	257,933	188,675	69,258	4.7
15 市債	836,836	1,251,100	△ 414,264	15.2
歳入合計	5,518,220	6,171,955	△ 653,735	100.0

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の特定財源				本年度予算 総額に占む 割合
				特 定 財 源		一 般 財 源		
				国(府)支出金	地 方 債	そ の 他		
1 國 会 費	68,516円	57,858円	5,668円				63,516円	1.1%
2 総 務 費	870,668	474,814	895,854	25,781	192,000	20,669	682,218	15.8
8 民 生 費	1,271,157	791,598	479,564	620,649	166,436	151,762	832,810	23.0
4 衛 生 費	802,917	849,741	△ 46,824	4,543		84,070	264,804	5.5
5 労 働 費	43,837	45,857	△ 2,020	10,909			82,428	0.1
6 農林水産業費	86,734	105,616	△ 18,882	88,860		11,715	86,159	1.5
7 商 工 費	81,882	240,46	57,836	7,580	15,000	20,000	88,802	1.4
8 土 木 費	1,211,766	3,087,867	△ 1,825,301	708,911	281,900	68,890	2,021,55	21.9
9 消 防 費	178,899	217,988	△ 39,089	189,02	80,800	890	128,807	3.2
10 教 育 費	988,775	773,698	215,142	174,988	200,700	76,687	586,505	17.9
11 公 債 費	414,069	273,111	140,958	4053		5,440	404,676	7.6
12 予 備 費	5,000	5,000					5,000	0.1
(災害復旧費)		16,836	△ 16,836					
歳 出 合 計	5,518,220	6,171,955	△ 658,735	1,615,171	886,836	889,988	2,676,280	100.0

2 歳 入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
① 市 税	1,403,940	1,222,687	181,253			円
(1) 市 民 税	485,795	447,953	87,842			
1 個 人	418,401	877,730	40,671	1 現年度課税分	4,047.18	普通徴収分 18,213,200円×0.91=165,740,000 特別徴収分 251,555.785円×0.95=288,978,000
				2 滞納繰越分	13,688	31,098,000円×0.44=13,683,120
2 法 人	67,394	70,223	△ 2,829	1 現年度課税分	66,185	69,616,000円×0.95=66,135,000
				2 滞納繰越分	1,259	1,679,000円×0.75=1,259,250
(2) 固 定 資 産 税	549,408	450,904	98,504			
1 固 定 資 産 税	525,875	428,844	97,031	1 現年度課税分	615,918	土地分 204,927,768円×0.95=194,681,379 家屋分 229,602,715円×0.95=218,122,579 償却資産分 108,536,078円×0.95=103,109,274

利 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		説 明
				区	金 額	
	円	円	円	2 滞納繰越分	9,962	20,775,000円×0.48 = 9,962,400 円
2 固有資産等所在 市町村交付金 納付	23,588	22,060	1,478	1 現年度課税分	23,588	28,538,000円×1.00 = 28,538,000
(3) 軽自動車税	28,081	25,184	2,847			
1 軽自動車税	28,081	25,184	2,847	1 現年度課税分	26,148	28,111,000円×0.93 = 26,143,000
				2 滞納繰越分	1,888	2,303,000円×0.82 = 1,888,460
(4) 市煙草消費税	153,078	139,158	13,915			
1 市煙草消費税	153,078	139,158	13,915	1 現年度課税分	153,078	153,073,000円×1.00 = 153,073,000
(5) 電気ガス税	107,848	96,253	11,095			
1 電気ガス税	107,848	96,253	11,095	1 現年度課税分	107,848	107,348,000円×1.00 = 107,348,000

(6)木材引取税	49	309	△ 260				
1 木材引取税	49	309	△ 260	1 滞納繰越分	49	$87,000円 \times 0.57 = 49,000$	
(7)都市計画税	80,286	62,926	17,310				
1 都市計画税	80,286	62,926	17,310	1 現年度課税分	75,734	土地分 $5,701,2687円 \times 0.95 = 5,362,052$ 家屋分 $26,708,285円 \times 0.95 = 25,372,870$	
				2 滞納繰越分	4,502	$11,840,000円 \times 0.39 = 4,502,200$	
① 地方譲与税	22,000		22,000				
(1) 自動車重量譲与税	22,000		22,000				
1 自動車重量譲与税	22,000		22,000	1 自動車重量譲与	22,000	自動車重量譲与税	
② 自動車取得交付金	61,000	45,521	5,479				

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 金 額		説 明
				区 分	金 額	
(1) 自動車取得税金	51,000	45,521	5,479			円
1 自動車取得税金	51,000	45,521	5,479	1 自動車取得税金	51,000	自動車取得税交付金
② 国所有提供施設等 所在市町村交付金	8,811	8,847	464			
(1) 国所有提供施設等 所在市町村交付金	8,811	8,847	464			
1 国所有提供施設等 所在市町村交付金	8,811	8,847	464	1 国所有提供施設等 所在市町村交付金	8,811	自衛隊施設にかか る交付金
③ 地方交付税	1,096,188	681,566	414,572			
(1) 地方交付税	1,096,188	681,566	414,572			
1 地方交付税	1,096,188	681,566	414,572	1 地方交付税	1,096,188	地方交付税
④ 交通安全対策 特別交付金	3,450	2,810	1,140			

(1) 交通安全对策特别交付金	3,450	2,810	1,140				
1 交通安全对策特别交付金	3,450	2,810	1,140	1 交通安全对策特别交付金	8,450		交通安全对策特别交付金
① 分担金及負担金	41,668	74,539	△32,876				
(1) 分担金	9,975	10,049	△ 74				
1 農林水産業負担金	9,975	9,985	40	1 農業費分担金	5,800		水路整備事業分担金 4,750,000 老朽溜池事業分担金 1,050,000
				2 林業費分担金	4,175		林道整備事業分担金
(災害復旧事業費) (分担金)		114	△ 114				
(2) 負担金	81,688	64,480	△32,802				
1 民生負担金	80,885	81,098	△ 718	1 児童福祉負担金	800.67		保育園措置負担金 月平均 2,488,100円×12月 = 29,857,200 助産施設収容者負担金 4,200円×50人 = 210,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 節		明 明
				区 分	金 額	
	冊	冊	冊	2 老人福祉負担費金	207	円 施設収容者負担金 $7,800円 \times 12月 \times 2人 = 187,200$ 健康診査負担金 $1,000円 \times 20人 = 20,000$
				3 精神薄弱者福祉負担費金	79	施設収容者負担金
				4 日本学校安全会負担費金	82	保育園 $50円 \times \frac{1}{2} \times 1,307人 = 32,675$
2 教育費負担金	1,303	812	491	1 日本学校安全会負担費金	1,303	小学校 $180円 \times \frac{1}{2} \times 1,0250人 = 922,500$ 中学校 $180円 \times \frac{1}{2} \times 4,040人 = 363,600$ 幼稚園 $50円 \times \frac{1}{2} \times 700人 = 17,500$
(土木費負担金)		92,580	$\Delta 92,580$			
⑥ 使用料及手数料	53,582	44,588	8,999			
(1) 使 用 料	44,022	35,115	8,907			

1 総務使用料	40	40		1 隣保館使用料	40	20,000円×2館=40,000
2 民生使用料	4,440	4,898	458	1 児童福祉使用料	4,440	保育園私的契約児保育料 3,700円×100人×12月 = 4,440,000
3 衛生使用料	15,400	7,795	7,605	1 保健衛生使用料	15,400	葬儀使用料 5段 30,000円×200件=6,000,000 4段 20,000円×300件=6,000,000 3段 10,000円×300件×3,000,000 2段 5,000円×80件 = 400,000
4 土木使用料	14,195	13,109	1,086	1 道路橋梁使用料	1,608	欄柱敷道路使用料 3,60円×3,000本 = 1,080,000 その他道路占用料 600,000
				2 河川使用料	5	河川占用料
				3 住宅使用料	12,582	住宅使用料
5 教育使用料	9,947	9,278	674	1 幼稚園使用料	7,040	幼稚園保育料 1,000円×640人×11月 = 7040,000
				2 社会教育使用料	2,888	青少年会館使用料 9,000円×12月 = 108,000 公民館使用料 2,000円×12月 = 24,000 市民会館使用料 100,000円×12月 = 1,200,000

料 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 明
				区	額	
	種	種	種		種	円
						青年の家使用料 30,000円×12月 = 360,000 市民クラブ使用料 7,000円×12月 = 84,000 テニスコート使用料 1,000円×12月 = 12,000 市民プール使用料 1,050,000
				8 教員住宅使用料	69	5,750円×12月 = 69,000
(2)手 数 料	9,510	9,418	92			
1 総 務 手 数 料	7,605	7,563	42	1 戸籍住民基本台帳手数料	6,785	戸籍手数料 24,000件×50円 = 1,200,000 住民基本台帳手数料 31,800件×50円 = 1,590,000 諸証明手数料 78,800件×50円 = 3,940,000 米穀購入割当手数料 53店×1,200円 = 5,200
				2 税 務 手 数 料	670	証明閲覧手数料 400,000 市税督促手数料 270,000
				3 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 手 数 料	150	200円×750件 = 150,000

2 農 業 手 数	1,740	1,690	50	1 農 業 手 数 料	180	農地調整手数料 200円×800件 = 160,000 諸証明手数料 50円×400件 = 20,000
8 土 木 手 数 料	45	45		2 家 畜 診 療 料	1,560	家畜診療手数料
4 消 防 手 数 料	120	120		1 道 路 手 数 料	15	道路明示手数料
④ 国 庫 支 出 金	877,077	1,609,958	△782,881	2 都 市 計 画 手 数 料	80	施設証明手数料
(1) 国 庫 負 担 金	882,665	283,989	98,676	1 消 防 手 数 料	120	火災証明及び危険物検査手数料
1 民 国 庫 生 負 担 金	873,715	278,824	95,891	1 社 会 福 祉 負 担 費 金	20,228	身体障害者(施設收容, 補器具更生医療)措置 負担金 $3,502,000円 \times \frac{8}{10} = 2,801,600$ 身体障害者日常生活用具給付費負担金 $261,000円 \times \frac{1}{2} = 130,500$ 身体障害者福祉事務費負担金 $55,000円 \times \frac{1}{2} = 27,500$

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	部 額		明 記
				区 分	金 額	
	円	円	円		円	精神薄弱者施設収容措置費負担金 $6,145,272円 \times \frac{8}{10} = 4,916,217$ “ 福祉事務費負担金 $10,000円 \times \frac{1}{10} = 5,000$ 老人福祉施設収容措置費負担金 $14,225,280円 \times \frac{8}{10} = 11,380,224$ “ 白内障開眼手術費負担金 $165,000円 \times \frac{1}{10} = 13,200$ “ 健康診査費負担金 $2,505,000円 \times \frac{1}{10} = 835,000$
2 児童福祉負担				費 金	90,010	保育園措置費負担金 $59,122,500円 \times \frac{8}{10} = 47,298,000$ 母子寮措置費負担金 $3,159,669円 \times \frac{8}{10} = 2,527,735$ 助産施設措置費負担金 $1,040,000円 \times \frac{8}{10} = 832,000$ 児童手当負担金 39,352,500
3 生活保護負担				費 金	263,477	生活保護費負担金 $329,347,049円 \times \frac{8}{10} = 263,477,639$
2 教 育 費 担 負 金	8,950	5,665	3,185	1 小学校費負担金	5,750	教材費負担金 $11,500,000円 \times \frac{1}{2} = 5,750,000$

					2 中学校費負担金	3,200	教材費負担金 1 $640,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 320,000$
(2) 国庫補助金	484,476	1,318,529	$\Delta 834,053$				
1 総務費 国庫補助金	759	584	175	1 隣保館費補助金	759	隣保館運営費補助金 $879,500 \text{円} \times 2 \text{館} = 759,000$	
2 民生費 国庫補助金	12,150	2,646	9,504	1 社会福祉補助金 2 児童福祉補助金	50 12,100	日雇労働者健康保険事務補助金 (仮称) 旭保育園新設事業費補助金 $\frac{2}{3}$ ($5M \times 92,000 \text{円}$) $\times \frac{90}{100} \times \frac{2}{3} = 9,600,000$ 鶴山台保育園新設事業費補助金 $= 2,500,000$	
3 労働 国庫補助金	10,909	10,755	154	1 失業対策補助金	10,909	一般失業対策費補助金	
4 農林水産 国庫補助金	7,000	7,000	0	1 防衛施設周辺災害防止対策事業補助金	7,000	森池谷水路整備事業補助金	
5 土木 国庫補助金	302,886	1,181,970	$\Delta 879,184$	1 都市計画補助金	34,530	街路和泉中央線補助金 工事費 $3,000,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 2,000,000$	

科目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
	円	円	円		円	用地費 $20,000,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 13,330,000$ 黒島山公園補助金 $860,000 \text{円} \times \frac{1}{1} = 1,200,000$
				2 改良住宅建設費補助金	265,864	改良住宅建設事業補助金 $398,046,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 265,364,000$
				3 交通安全施設整備事業補助金	2,942	交通安全施設整備事業補助金 $4,414,000 \text{円} \times \frac{2}{3} = 2,942,000$
6 消防費助	2,400	1,100	1,800	1 消防費補助金	2,400	小型動力ポンプ購入補助金 $330,000 \text{円} \times \frac{1}{5} \times 2 \text{台} = 220,000$ ポンプ自動車購入補助金 $1,950,000 \text{円} \times \frac{1}{3} \times 2 \text{台} = 1,300,000$ 防火水警新設補助金 $450,000 \text{円} \times \frac{1}{1} \times 5 \text{ヶ所} = 750,000$ 無線電話購入補助金 $390,000 \text{円} \times \frac{1}{1} \times 1 \text{基} = 130,000$
7 教育費助	144,757	105,516	89,241	1 小学校費補助金	126,881	伯太小学校増築事業補助金 $695 \text{m}^2 \times 36,000 \text{円} \times \frac{1}{2} \times 1.01 = 126,351.00$ 伯太小学校改築事業補助金 $435 \text{m}^2 \times 36,000 \text{円} \times \frac{1}{1} \times 1.01 = 52,722.00$

芦部小学校増築事業補助金 $509\text{m}^2 \times 36,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times 1.01 = 9,090,000$ 南池田小学校増築事業補助金 $490\text{m}^2 \times 36,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times 1.01 = 8,908,200$ 北松尾小学校増築事業補助金 $1,580\text{m}^2 \times 36,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times 1.01 = 19,149,600$ 幸小学校アール建設事業補助金 $374\text{m}^2 \times 9,000\text{円} \times \frac{1}{3} \times 1.01 = 1,133,220$ 黒鳥小学校体育館新設事業補助金 $690\text{m}^2 \times 33,000\text{円} \times \frac{1}{3} \times 1.01 = 7,665,900$ 北池田小学校アール建設事業補助金 $345\text{m}^2 \times 9,000\text{円} \times \frac{1}{3} \times 1.01 = 1,045,350$ (仮称) 和泉台小学校新設事業補助金 $3,140\text{m}^2 \times 36,000\text{円} \times \frac{1}{2} \times 1.01 = 57,085,000$ 医療費補助金 $3,300,000\text{円} \times \frac{1}{2} = 1,650,000$ 学用品給与費補助金 $1,275\text{円} \times 440\text{人} = 561,000$ 修学旅行費補助金 $1,600\text{円} \times 200\text{人} = 320,000$ 校外活動費補助金 $250\text{円} \times 440\text{人} = 110,000$ 通学費補助金 $2,420\text{円} \times 5\text{人} = 12,100$						
--	--	--	--	--	--	--

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 明
				区	金 額	
	円	円	円		円	給食費補助金 $6,600円 \times 440人 = 2,904,000$ 理科教育設備費補助金 $1,080,000円 \times \frac{1}{2} = 540,000$ 特殊学級備品費補助金 $200,000円 \times \frac{1}{2} = 100,000$ 情緒障害学級備品費補助金 $800,000円 \times \frac{1}{2} = 400,000$
2 中学校費補助金				17,926		信太中学校増築事業補助金 $730m^2 \times 36,000円 \times \frac{1}{2} \times 1.01$ $= 13,271,400$ 医療費補助金 $120,000円 \times \frac{1}{2} = 60,000$ 学用品給与費補助金 $3,510円 \times 275人 = 965,000$ 修学旅行費補助金 $4,250円 \times 150人 = 637,500$ 校外活動費補助金 $300円 \times 275人 = 82,500$ 通学費補助金 $4,760円 \times 11人 = 52,360$ 給食費補助金 $7,700円 \times 275人 = 2,117,500$

							理科教育設備補助金 1,000,000円× $\frac{1}{4}$ = 540,000 産業教育振興費補助金 300,000円× $\frac{1}{3}$ = 100,000 特殊学級費補助金 200,000円× $\frac{1}{2}$ = 100,000
8 国庫補助金	3,665	3,665	1 公債費補助金	3,665	3,665	小学校用地取得事業債利子補給金	
(災害復旧費国庫補助金)	8,958	△ 8,958					
(3) 国庫委託金	9,936	2,496					
1 総務費国庫委託金	11	△ 2	1 総務管理委託金	11	11	人口動態事務委託金	
2 民生費国庫委託金	9,925	2,498	1 社会福祉委託金	9,925	9,925	拠出年金事務委託金 460円×18,200人 = 8,372,000 福祉年金事務委託金 205円×29,000人 = 5,945,000 児童扶養手当委託金 250円×278人 = 69,500 特別児童扶養手当委託金 250円×44人 = 11,000	
			8 児童福祉委託金	878	878	児童手当事務取扱委託金 1,450人×606 = 878,700	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 節		説 明
				区 分	金 額	
⑩ 府 支 出 金	788,094 円	969,110 円	△ 281,016 円		円	
(1) 府 負 担 金	16,852	8,825	8,027			
1 民 生 費 府 負 担 金	16,852	8,825	8,027	1 社 会 福 祉 費 担	864	身体障害者便器給付費負担金 $8,350 \text{円} \times 3 \text{人} \times \frac{1}{10} = 1,252.5$ 老人健康診査費負担金 $2,505,000 \text{円} \times \frac{1}{10} = 835,000$ 老人性白内障開眼手術費負担金 $165,000 \text{円} \times \frac{1}{10} = 16,500$
				2 児 童 福 祉 費 担	11,405	保育園借置費負担金 $59,122.481 \text{円} \times \frac{1}{10} = 5,912.248$ 母子寮措置費負担金 $315,966.9 \text{円} \times \frac{1}{10} = 31,596.6$ 助産施設借置費負担金 $20,800 \text{円} \times 50 \text{人} \times \frac{1}{10} = 104,000$ 児童手当府負担金 被用者分 $825 \text{人} \times 3,000 \text{円} \times \frac{0.5}{10} \times 11 \text{月} = 1,361,250$ 被用者分 $675 \text{人} \times 3,000 \text{円} \times \frac{1}{10} \times 11 \text{月} = 371,250$

					8 生活保護費負担	4,083	20,415,150円 × $\frac{2}{10}$ = 4,083,030
(2) 府補助金	700,141	984,799	△284,658				
1 総務費府補助金	3,912	3,862	550		1 総務管理補助費金	75	食糧管理協力費補助金
					2 選挙費補助金	180	選挙常時啓発費補助金
					8 統計調査補助費金	100	統計調査員確保対策補助金
					4 隣保補助費金	3,557	隣保館運営費補助金
2 民生府補助金	208,522	71,671	136,851		1 社会福祉補助費金	72,186	老人クラブ補助金 1,746,000円 × $\frac{2}{3}$ = 1,164,000 老人家庭奉仕員補助金 25,900円 × 12月 × $\frac{2}{3}$ = 414,400 老人福祉事務費補助金 20,000円 × $\frac{1}{2}$ = 10,000 身体障害者家庭奉仕員補助金 25,900円 × 12月 × $\frac{2}{3}$ = 207,200

利 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 細
				区	金 額	
	千円	千円	千円		千円	身体障害者福祉専務費補助金 $20,000円 \times \frac{1}{10} = 10,000$ 身体障害者新規手帳交付診断補助金 $45,000 \times \frac{10}{10} = 45,000$ 行旅死亡人取扱補助金 48,000 老人医療費補助金 $93,157,520 \times \frac{3}{4} = 69,868,140$ 社会福祉協議会運営補助金 $442,660 \times \frac{2}{3} = 295,106$ 心配ごと相談所設置費補助金 $80,000円 \times \frac{1}{2} = 40,000$ 国民年金委員活動補助金 $1,000円 \times 85人 = 85,000$
				2 児童福祉費	134,929	産休代替職員補助金 $1,450円 \times 84日 \times 5人 = 609,000$ 児童福祉法施行取敢事務補助金 $56,000円 \times \frac{1}{2} = 28,000$ 家庭児童相談室設置補助金 $626,000円 \times \frac{3}{4} = 469,000$ 保育特別対策実施補助金 $682,000円 \times \frac{1}{2} \times 9ヶ所 = 2,979,000$ 保育事業(無認可保育所)補助金 $2,000円 \times 80人 \times 12月 = 1,920,000$

8 衛生費府補助金	4,889	2,116	2,278	8 生活保護費金 1 保健衛生費補	1,407	児童遊園整備補助金 $1,200,000 \text{円} \times \frac{1}{10} = 600,000$ (仮称) 旭保育園建設事業補助金 $116,814,000$ 建築費 $(8.1 \text{m} \times 150 \text{人}) \times 7,240.0 \text{円} \times \frac{8}{10}$ $- 9,600,000 \text{円} = 60,772,000$ 初年度設備費 $(30,000 \times 150 \text{人}) \times \frac{8}{10}$ $= 3,600,000$ 用地費 $(1,796.05 \times 58,398 \text{円}) \times \frac{5}{10}$ $= 52,442,000$ 鶴山台保育園建設事業補助金 115,10,000 建築費 $(5 \text{m} \times 120 \text{人}) \times 44,700 \times \frac{1}{10}$ $= 2,500,000 \text{円} = 10,910,000 \text{円}$ 初年度設備費 $(10,000 \text{円} \times 120 \text{人}) \times \frac{1}{2}$ $= 600,000$ 生活保護事務費補助金 $1,032,000 \times \frac{1}{10} = 516,000$ 年末もち米代補助金 $446,400 \times \frac{1}{10} = 223,200$ 付添看護婦補助金 $1,335,900 \times \frac{1}{10} = 667,950$ 伝染病予防費補助金 20,000 結核予防対策補助金 2,300,000 急性灰白髄炎予防接種費補助金 100,000
-----------	-------	-------	-------	----------------------	-------	---

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 額		說 明			
				区 分	金 額				
4 農 林 水 產 業 補 助 金	31,860	42,200	△ 10,340		卅	母子栄養強化費補助金 $936人 \times 30日 \times 2.7円 \times \frac{2}{3} = 505,440$ 毒ガ駆除補助金 $780,000円 \times \frac{1}{4} = 390,000$ ねずみ駆除対策補助金 $80,000円 \times \frac{6}{10} = 48,000$ 薬剤費補助金 $1,210,000 \times \frac{6}{10} = 726,000$ 出産扶助補助金 $10,000円 \times 30人 = 300,000$			
				1 農業法遊費補助金	1,500	農業委員会設置補助金			
				2 農業費補助金	11,870	水路整備事業補助金 9,600,000 老朽九〇池事業補助金 1,750,000 農地転用調査補助金 16,000 農地对価徴収事務補助金 4,000			
				3 農業振興費補助金	15,090	農業振興事業補助金 1,269,000 近郊農業近代化施設設置補助金 2,400,000			
				4 林業費補助金	3,900	林道整備事業補助金			

5 商工費府補助金	7,580	1,500	6,080	1 商工費補助金	7,580	計器定期検査補助金 貯審推進奨励補助金 技能習取補助金	30,000 30,000 7,520,000
6 土木費府補助金	380,965	801,107	△420,142	1 道路橋築補助費金	182,086	道路整備事業補助金 池田唐国線 阪和東側1号線 $15,000,000円 \times \frac{1}{2} = 7,500,000$ $154,400,000円 \times \frac{6}{10} = 123,520,000$ 阪和東側2.1号線 $63,770,000円 \times \frac{8}{10} = 51,016,000$	
				2 都市計画補助費金	23,500	道路整備事業補助金 和泉府中北通線 $25,000,000円 \times \frac{2}{3} = 12,500,000$ 浸水対策事業補助金 小田排水路 $7,000,000円 \times \frac{1}{2} = 3,500,000$ 室堂排水路 $3,000,000円 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$ 現況測量委託補助金 $11,000,000円 \times \frac{1}{2} = 5,500,000$	
				3 河川費補助金	1,850	東松尾川改修事業補助費	
				4 改良住宅建設費補助金	171,419	改良住宅建設事業補助金 $(58,851,200円 - 398,046,000円) \times \frac{9}{10}$ $= 171,419,400$	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 節		明 明
				区 分	金 額	
				5 住宅費補助金	2,160	既設公営住宅整備補助金 2,400,000円×0.9=2,160,000 円
7 教育費府補助金	21,278	10,817	10,456	1 小 学 校 費 助 金 1 小 学 校 補 助 金	6,986	幸小学校ブーニル新設補助金 3,890,000 学校整備員設置補助金 520円×458日×13校=3096,080
				2 中 学 校 費 助 金 2 中 学 校 補 助 金	1,428	学校整備員設置補助金 520円×458日×6校=1,428,960
				8 社 会 教 育 費 助 金 8 社 会 教 育 補 助 金	2,122	学童交通安全補助金 156,000円×7ヶ所=1,092,000 青少年指導員補助金 1,000円×80人=80,000 青少年ルーム設置補助金 350,000 社会学級運営費補助金 480,000 同和地区事業助成費補助金 120,000
				4 教 育 獎 助 金 4 教 育 補 助 金	10,737	教育奨励補助金
8 市 町 村 振 興 補 助 金	24,750		24,750	1 市 町 村 振 興 補 助 金	24,750	市町村振興補助金
9 公 債 費 府 補 助 金	988	494	△ 106	1 公 債 費 補 助 金	388	一般単独事業利子補給金

10 消防費府補助費	16,502	162	16,340	1 消防費補助金	16,502	防火水槽新設補助金 $1,700,000 \text{円} \times 3 \times \frac{8}{10} - 450,000 \text{円}$ $= 3,630,000$ ポンプ自動車購入補助金 $2,700,000 \text{円} \times 1 \text{台} \times \frac{8}{10} - 650,000$ $= 1,510,000$ 無線電話設置補助金 $450,000 \text{円} \times 1 \text{基} \times \frac{8}{10} - 130,000$ $= 230,000$ ヘリコプター運営補助金 $264,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 132,000$ 消防出張所建築補助金 $250 \text{m}^2 \times 55,000 \text{円} \times \frac{8}{10} = 1,100,000$
(公府補助費)		1,000	△ 1,000			
(災害復旧費)		870	△ 870			
8 府委託金	21,284	25,615	△ 4,881			
1 総務費府委託金	21,052	25,429	△ 4,977	1 総務管理費委託	2,369	外国人登録事務委託金 144,000 自衛官募集事務委託金 230,000 地域実態調査委託料 2,202,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 細
				区	金 額	
	円	円	円	2 府民税徴収委託	17,000	府民税徴収委託金 円
				8 統計調査委託	1,688	商業統計調査委託金 305,000 事業所統計調査委託金 366,000 工業統計調査委託金 330,000 農林業統計調査委託金 679,060 教育統計調査委託金 3,500
2 民生費府委託金	28	82	△ 4	1 社会福祉委託	28	大阪府民生安定資金事務委託金 12,000 引揚者特別給付金請求事務委託金 31,000 民生委員協議会事務委託金 7,300 民生委員推せん会事務委託金 6,000
3 衛生費府委託金	154	154		1 保健衛生委託	154	個人登録事務委託金 150,000 狂犬病予防注射委託金 4,000
(4) 府 交 付 金	867	871	△ 4			
1 民生費府交付金	7	11	△ 4	1 社会福祉交付	7	市慰金支給事務交付金 4,700 職労者救済事務交付金 2,500
2 土木費府交付金	860	860		1 都市計画交付	860	建築確認申請副申事務交付金 30,000円×12月=360,000
⑩ 財 産 収 入	25,065	84,869	△ 9,804			

(1)財產運用收入	25,015	569	24,446			
1 財產貸付收入	24,690	842	24,848	1 土地建築物貸付收入	24,690	市有土地建築物賃貸料 390,000 下管墓地貸付收入 4,300,000 財整備分 20,000,000 本年度事業分 20,000,000
2 利子配当金收入	25	22	3	1 利子及配当金	25	定期預金利子
3 貸付基金利子收入	300	205	95	1 貸付基金利子	300	同和更生資金貸付基金利子
(2)財產売却收入	50	84,300	△ 84,250			
1 物品売却收入	50	100	△ 50	1 物品売却收入	50	不用品売却收入
(不動產売却收入)		84,200	△ 84,200			
⑫寄附金	102,081	88,840	63,691			
(1)寄附金	102,081	88,840	63,691			
1 一般寄附金	102,081	88,840	63,691	1 一般寄附金	102,081	一般寄附金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 分		明 細
				区 分	金 額	
③ 繰 入 金	600	400	200			円
(1) 基 金 繰 入 金	600	400	200			
1 用 品 調 達 基 金 繰 入	600	400	200	1 用 品 調 達 基 金 繰 入	600	用 品 調 達 基 金 繰 入
④ 諸 収 入	257,988	188,675	69,308			
(1) 延 滞 金	1,000	1,000	0			
1 延 滞 金	1,000	1,000	0	1 延 滞 金	1,000	市 税 滞 納 延 滞 金
(2) 市 預 金 利 子	10,200	7,650	2,550			
1 市 預 金 利 子	10,200	7,650	2,550	1 預 金 利 子	10,200	歳 計 現 金 預 金 利 子
(3) 貸 付 金 元 利 収 入	560	222	888			

1 災害復興生業貸付金元利收入	69	69	0	1元利收入	69	元金 利子	67,000 2,881
2 同和更生資金貸付金元利收入	291	153	133	1元利收入	291	元金 利子	28,800 3,800
3 福祉資金貸付金元金	200		200	1元金收入	200	元金	
(4) 受託専業收入	50,796	87,700	13,096				
1 土木費受託事業收入	50,000	87,000	13,000	1 道陸橋梁費受託收入	50,000		市道畑削復旧受託收入
2 教育事業受託費收入	796	700	96	1 小中学校費受託收入	296		小学受託收入 216,000 中学校 " 80,000
				2 社会教育費受託收入	500		隣保館活動同和教育受託料
(5) 雑入	195,427	142,103	53,324				
1 滞納処分費	50	50	0	1 滞納処分費	50		市税滞納処分費
2 雑入	195,877	142,053	53,824	1 国民年金印刷料	103,194		印紙売捌金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 節		明 明
				区 分	金 額	
	円	円	円	2 国民年金印紙壳捌手数料	2,476	円
				8 過年度収入	42,000	過年度補助金(街路北信太郎前線) 20,000,000 " (近畿臨海上行) 22,000,000
				4 雑 入	47,707	日本臨床予防接種実費徴収金 1,870,000 胃検診実費徴収金 800,000 市有物件災害共済配分金 100,000 予託金収入 20,000,000 消防団員救災害補償費 1,000,000 消防団員賞金 70,000 " 退職報償金 600,000 " 福祉共済保償配当金 143,000 岡山台保育園建設事業収入 11,000,000 交通労働保険料 5,036,000 " 事務取扱手数料 388,000 自動車損害保険金収入 100,000 黒石山開墾計画策定事業収入 7,500,000
⑤ 市 債	886,886	1,251,100	△414,264			
⑥ 市 債	886,886	1,251,100	△414,264			
1 総 務 債	1,920,000	80,000	1,620,000	1 庁舎整備事業債	96,000	庁舎整備事業債

					2 庁舎敷地拡張事業債	96,000	庁舎敷地拡張事業債
2 民生債	166,486	80,800	85,686	1 児童福祉債	166,486	旭 (仮称) 保育園建設事業債 139,360.00 鶴山台保育園建設事業債 26,500.00	
3 商工債	150,000		15,000	1 商工債	15,000	同和金融公社貸付資金債	
4 土木債	281,900	805,400	△573,500	1 道路橋梁債	48,700	池田園線整備事業債 5,300,000 阪和東1号線整備事業債 80,800,000 阪和東側21号線整備事業債 12,600,000	
				2 都市計画事業債	16,900	和泉中央線整備事業債 5,000,000 和泉府中北通線整備事業債 8,800,000 黒島山公園整備事業債 700,000 浸水対策小田水路整備事業債 2,400,000	
				3 河川整備事業債	1,800	東松尾川整備事業債	
				4 住宅債	165,000	改良住宅建設事業債	
5 消防債	80,800	89,000	△58,200	1 消防施設整備事業債	80,800	消防施設整備事業債	
6 教育債	200,700	187,800	12,900	1 小学校債	190,600	伯太小学校増改築事業債 20,300,000 芦部小学校増築事業債 6,600,000 南池田小学校増築事業債 6,500,000	

科目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
	円	円	円		円	北松尾小学校増改築事業債 36,900,000 幸小学校プールの取得事業債 49,400,000 幸小学校プールの建設事業債 9,900,000 黒鳥小学校体育館建設事業債 11,300,000 北池田小学校プールの建設事業債 7,800,000 和泉台(仮称)小学校建設事業債 41,900,000
				2中学校債	10,100	信太中学校増築事業債
(衛生債)		55,000	△ 55,000			
(災害復旧債)		3,100	△ 3,100			
歳入合計	5,518,220	6,171,955	△ 653,735			

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分 金 額	明 細
				国 府 支 出 金	特 定 財 源	地方債	その他		
①議会費	68,516	57,858	5,668				68,516		
(1)議会費	68,516	57,858	5,668				68,516		
1.議会費	68,516	57,858	5,668				68,516		議長報酬 1,440,000 副議長報酬 1,820,000 議員報酬 28,800,000 正副議長交替による差額 80,000
									一般職給 7人
									議員期末手当 9,205,000 扶養手当 99,000 調整手当 548,000 管理職手当 487,000 時間外勤務手当 274,000 特殊勤務手当 27,000 通勤手当 240,000 住居手当 2,740,000
									職員手当 18,675
									4.共済費 1,549
									議員団体保険料 81,200 議員共済会事務費負担金 46,800 議員共済組合給付負担金 312,000 職員共済組合負担金 389,000 職員健康保険組合負担金 422,000 職員互助会負担金 248,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	円	円	円	円	円	円	8. 報 償 費	議員賞等報償金 220	
							9. 旅 費	議員視察旅費 1,040,000 委員会活動旅費 800,000 正副議長府外旅費 850,000 議員府内旅費 19,500 職員府外旅費 169,000 府内旅費 20,000 議員費用弁償 1,560,000	
							10. 交 際 費	議長及議交会交際費 768	
							11. 需 用 費	2,080 ○ 消耗品費 229,000 ○ 共通消耗品費 10,920 文具及消耗品材料費 157,680 自動車関係消耗品費 60,450 ○ 食糧費 642,000 ○ 会費及来客賄 798,000 ○ 印刷製本費 780,000 ○ 会議録印刷費 68,000 接拶伏等印刷費 144,000 ○ 燃料費 ○ 自動車関係燃料費 ○ 修繕料 ○ 器具修理費 287,000 ○ 議員修繕料 87,000 自動車修繕料 180,000	

									12. 役務費	2,038	速記者筆研料 自動車保険料 クリーニング代	1,885,000 140,060 12,000
									14. 使用料及賃借料	64	自動車借上料 会場借上料	24,000 40,000
									18. 備品購入費	655	行用備品購入費 参考図書購入費	685,000 20,000
									19. 負担金補助及交付金	699	全国誠実会関係負担金 近畿誠実会関係負担金 府下誠実会 阪南誠実会 その他負担金	275,000 109,000 129,000 150,000 6,000
									27. 公課費	18	自動車重量税	
② 総務費	870,668	474,834	886,864	25,781	192,000	20,669	632,218					
(1) 総務管理費	622,817	288,689	888,618	28	192,000	18,174	417,120					
1. 一般管理費	316,076	187,741	128,888	28		208	815,860	1. 報酬	3,386		公務災害補償認定委員報酬 22,500 公務災害補償審査員報酬 18,600 非常勤嘱託員報酬 8,800,000	
								2. 給料	148,926		特別職給 4人 一般職給 192人	

9. 旅費	1,211	府外 525,000 228,140 244,200	府內 147,000 68,640
10. 交際費	2,760	市交際費 2,520,000 市長交際費 240,000	
11. 需用費	10,782	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 888,000 ○ 庶務關係 527,000 ○ 共通消耗品費 20,280 ○ 新聞、雜誌購料 54,000 ○ 文具、消耗器材費 348,920 ○ 自動車用消耗品費 108,800 ○ 人事關係 306,000 ○ 共通消耗品費 12,480 ○ 法規追償代 25,000 ○ 文員消耗器材費 288,620 ○ 食糧費 228,000 ○ 庶務關係 191,000 ○ 來客招待費 51,000 ○ 庁用茶頭及本費 140,000 ○ 印刷製圖費 36,000 ○ 庶務關係 176,000 ○ 各種庶務關係及本費 76,000 ○ 庶務關係 100,000 ○ 各種庶務關係 575,000 ○ 人事關係 525,000 ○ 給支私用細簿等印刷費 100,000 ○ 庶務關係 425,000 ○ 修繕費 50,000 ○ 自動車修理費 2,114,000 ○ 庁舎修繕費 2,114,000 ○ 人事關係 2,114,000 ○ 器具修繕費 2,114,000 ○ 燃料費 2,114,000 ○ 庶務關係 2,114,000 	

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区 分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国 府 支出金	地方債				
	円	円	円	円	円		円	自動車燃料費 800,000 暖房用燃料費 1,814,000 光熱水費 6,600,000 庶務関係 6,600,000 電気使用料 2,880,000 水道 3,000,000 ガス 720,000 医薬材料費 208,000 予防接種及常備薬費	
						12. 役務費	9,293	庶務関係 9,293,000 広告料 160,000 クリニング代 50,000 自動車保険料 78,000 電話使用料 7,200,000 郵便料 1,800,000 入庫関係 10,000 クリニング代	
						13. 委託料	18,826	庶務関係 12,791,000 ボイラー検査委託料 50,000 電気検査 " " 120,000 植木手入 " " 50,000 水質検査 " " 80,000 庁舎清掃浄化そうろ清掃及消毒委託料 " " 80,000 電話交換委託料 7,481,000 ボイラー " " 8,860,000 庁内整備 " " 800,000 " " 900,000	

				人學關係 職員健康診断委託料 弁士委託料 給与計算設定委託料 1,085,000 285,000 240,000 560,000
14. 使用料及 借 賃 料	1,478			庶務關係 有料道路通行料 自動車借上料 有料駐車場使用料 テレビ聴視料 人學關係 計機借上料 自動車借上料 64,000 20,000 10,000 10,000 13,380 1,424,000 1,404,000 20,000
15. 工事請負費	931			庁舎及び周辺整備工事費
16. 原材料費	150			庁舎修理原材料費
18. 備品購入費	2,171			庶務關係 図書購入費 庁用備品購入費 人學關係 職員學務服購入費 参事図書購入費 徽章等購入費 775,000 20,000 755,000 1,896,000 1,265,000 80,000 100,000
19. 負担金補助 及 交付 金	4,198			庶務關係 全国市長会 負担金 近畿市長会 " " 府市長会 " " 阪南市長会 " " 阪南助役収入役会 " 各建協会 負担金 人學關係 1,983,000 250,000 130,000 1,800,000 100,000 50,000 130,000 2,283,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	説明	
				特定財源			一般財源			金額
				国府支出金	地方債	その他				
	円	円	円	円	円	円		円		
							24. 投資	電話債券代		
							27. 公課	自動車重量税		
2. 文書費	6,438	4,894	2,104		6,438		9. 旅費	府内旅費 30,000 府外 " 50,000		
							11. 需用費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 1,332,000 共通消耗品費 12,480 文書関係費 1,118,120 法規追録代 1,180,000 官報等購置料 8,400 その他消耗器材費 18,000 ○ 食糧費 8,000 来客用 ○ 印刷製本費 1,710,000 背表紙印刷費 24,000 市例規集 " 1,680,000 タイプ用紙 " 6,000 ○ 修繕料 50,000 印刷機等修理費 		

8. 広報費	8,480	5,610	2,870	8,480	18. 委託料	1,875	タイプ委託料	
					14. 使用料 及算定料	1,800	ゼックス使用料	
					18. 備品購入費	78	参考図書購入費 " 行用器具 "	50,000 28,000
					19. 負担金補助 及交付金	10	阪南庶務担当課長会負担金	
					8. 報償費	50	同和研究会講師謝礼	
					9. 旅費	178	府内旅費 72,000 " 府外 " 106,000	
					11. 需用費	4,828	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 856,000 ○ 共通消耗品費 4,680 ○ 新聞購読料 54,000 ○ 写真関係費 144,000 ○ その他消耗器材費 158,820 ○ 食糧費 210,000 ○ 印刷製本費 4,227,000 ○ 印刷用紙印刷費 2,100,000 ○ 同和広報印刷費等 1,924,000 ○ 燃料費 208,000 ○ ガス燃料費 6,000 ○ 修繕料等 80,000 	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	12. 役 務 費	1,268	広報配布手数料 同和広報等 クリニニング代 カブ保険料	
							13. 委 託 料	980	法律相談委託料 受付事務 同和問題ポスター掲示等委託料	
							14. 使 用 料 及 借 賃 料	66	自動車借上料	
							18. 備 品 購 入 費	182	交換レンズ購入費 庁内備品	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	978	日本広報協会負担金 広報セミナー 同和 教育対策負担金	
4. 財 務 会 計 管 理	8,487	2,884	1,103		100	8,287	9. 旅 費	518	府内 府外 財政関係 会計関係	

									<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 財政関係 ○ 共通消耗品費 ○ 法規追録及参考図書費 ○ 共通消耗品費 ○ 共通消耗品費 ○ 法規追録及参考図書費 ○ その他消耗品 ○ 食糧費 ○ 財政関係 ○ 会議及来客贈 ○ 会議及来客贈 ○ 印刷製本費 ○ 財政関係 ○ 予算費 ○ 諸費用 ○ 写紙印刷代 ○ 算繕付代 ○ 決算関係 ○ 基金 ○ 物品 ○ 出納 ○ 燃料費 ○ 財政関係 ○ 会計関係 ○ カプセル ○ 修繕料 ○ 財政関係 ○ 器具修理費 ○ 会計関係 ○ カプセル修理費 ○ 庁内備品修理費 	<ul style="list-style-type: none"> 167,000 102,000 9,860 84,800 57,100 65,000 15,600 48,600 5,000 146,000 140,000 6,000 1,040,000 248,000 248,000 2,500 794,000 264,000 58,000 285,700 186,000 5,000 2,000 8,000 68,000 20,000 48,000 8,000 45,000 	<ul style="list-style-type: none"> 1,426 	<ul style="list-style-type: none"> 11. 需用費 	<ul style="list-style-type: none"> 15,000 11,000 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政関係 ○ 電子計算機保険料 ○ 会計関係
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	--	--

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額
					国 支 出 金	地 方 債	其 他		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
									8,500 7,100
							18. 委託料	8	8,000
							14. 使用料及 賃借料	89	84,000 10,000 24,000 5,000
							18. 備品購入費	1,260	288,000 20,000 18,000 200,000 1,027,000 1,016,400 10,000
							19. 負担金補助 及交付金	110	20,000 90,000 20,000 10,000 10,000 10,000

								近畿都市会計職員事務研修会負担金 4,000 和泉自家用自動車協会負担金 86,000
							100	自動車事故にかかると賠償金
							208	財産評価審査委員報酬
							220	府内旅費 府外委員
							467	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品 ○ 測量くい購入費 ○ 法廷追徴及図書費 ○ その他消耗品費 ○ 食糧費 ○ 会費 ○ 印刷製本費 ○ 青写真代 ○ 光熱水費 ○ 電氣使用料 ○ 燃料費 ○ 自動車燃料費 ○ 修繕料 ○ 自動車修理費
							1,287	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車共済金 ○ 自動車保険料 ○ 建物総合損害共済金
							1,000	土地評価鑑定委託料
6.財産管理費	12,822	9,247	8,575	12,822				

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 交 出 金	地 方 債	其 他				
	冊	冊	冊	冊	冊	冊	14. 使用料及賃借料	7,575	施設敷地借上料 円	
							15. 工事請負費	2,000	普通財産(建物)取除工事費	
							18. 備品購入費	50	参考図書購入費	
							19. 負担金補助及交付金	10	登記事務協議会負担金	
							27. 公 課 費	5	自動車重量税	
6. 企 画 費	11,248	10,448	800		7,500	8,748	1. 報 酬	548	総合計画審議会委員報酬 総合計画専門委員報酬 187,500 860,000	
							8. 報 償 費	100	庁内親原稿提供者報償費 職員提案報償金 50,000 50,000	
							9. 旅 費	278	府内旅費 府外 124,000 154,000	
							11. 備 用 費	8,882	○ 消耗品費 共通消耗品及び消耗器材費 182,000	

									食糧費 50,000 会議及来客費 印刷製本費 8,650,000 境界整理PR紙印刷費 8,100,000 庁内報及諸用紙印刷費 550,000 総合計画書印刷費 8,000,000
	18.委託料	5,000							境界適正化実態調査委託料 8,000,000 中央丘陵開発基本計画策定委託料 2,000,000
	14.使用料及賃借料	50							会場及タクシー借上料
	18.備品購入費	50							事務用備品購入費
	19.負担金補助金及交付金	1,890							行政境界適正化協議会負担金 800,000 日本下水道協会負担金 85,000 広域下水道協議会負担金 800,000 日本事務能率協会 " " 25,000 総合計画センター " " 50,000 全国団地協議会 " " 80,000 各種研修会負担金 " " 50,000 町づくり対策負担金 600,000
7.公会費	1.報酬	50	848	4	844	848			委員報酬
	9.旅費	196							委員職員府内旅費 10,000 " " 府外 " 186,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円	11. 需用費	22	円 ○ 消耗品費 12,000 ○ 法規追徴代 12,000 ○ 食糧代 5,000 ○ 会議及来客贈 5,000 ○ 印刷製本費 ○ 電算調査印刷費	
							14. 使用料及賃借料	5	自動車借上料	
							18. 備品購入費	20	研究図書購入費	
							19. 負担金補助及交付金	55	全国公平委員会連合会負担金 27,000 近畿、府下、阪南公平委員連合会負担金 28,000	
8. 交通安全対策	2,787	2,607	180			2,787	8. 報償費	96	交通安全弁論大会賞賜金 86,000 交通安全市内パレード謝礼 40,000 交通安全大会講師謝礼 20,000	
							9. 旅費	37	府内旅費 12,000 府外 25,000	

11.需用費	1,722	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 910,000 共通消耗品費 1,530 立看板 300,000 道路標示板 101,000 懸垂標等 106,000 交通安全運動マツチ 78,000 交通安全キースト 135,000 交通安全写真コンクール記念品代 40,000 交通安全大会参加賞品代 125,000 ○ 食糧費 30,000 ○ 印刷費 10,000 講習会費用 460,000 交通安全マシンの代 800,000 交通安全作業集印刷費 80,000 ○ 修繕料 130,000 道路反射鏡補修費 100,000 ○ ガードレール補修費 50,000 ○ 光熱水費 192,000 街路灯電氣代 192,000
12.役務費	54	交通安全チラシ等配布取扱手数料
13.委託料	700	交通安全活動委託料
14.使用料及借入料	10	<ul style="list-style-type: none"> アドバンス借上料 5,000 高速道路通行料 5,000
18.備品購入費	68	<ul style="list-style-type: none"> 図書購入費 5,000 交通安全教育器具購入費 58,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				部 区 分	金 額	税 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円	19. 負担金補助 及交付金	105	阪南都市交通担当者協議会負担金 5,000 「交通事故をなくす運動」和泉市推 進協議会助成金 100,000	
9. 交通傷害 補償費	5,871	5,840	81		5,871		9. 旅 費	6	府内旅費	
							11. 需 用 費	55	○ 消耗品費 20,000 ○ 消耗器材費 ○ 食糧費 5,000 ○ 会議及来客所 ○ 印刷製本費 30,000 ○ 交通後援費 関係諸用紙印刷費	
							12. 役 務 費	5,290	5,280,000 取扱手数料 10,000	
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	10	会場借上料	
							18. 備 品 購 入 費	10	参考図書購入費 5,000 斤用備品 5,000	
10. 公害対策費	6,556	8,466	3,090			6,556	1. 報 酬	1,590	委員報酬 1,500円×4回×15人=90,000	

				専門委員報酬 $20,000 \times 6人 \times 12ヶ月 =$ 1,440,000
9.旅費	費	147	府内旅費 府外	84,000 68,000
11.備用費	費	489	○ 消耗品費 共通消耗品費 公害関係参考図書購入費 公害関係消耗器材費 ○ 食糧費 会議及来客用 会費製本費 ○ 印刷製本費 公害関係諸用紙印刷代 ○ 修繕料 大気汚染測定器修理代 公害パトロール車修理費 ○ 燃料費 自動車燃料費	257,000 7,800 25,000 224,200 25,000 20,000 60,000 40,000 20,000 77,000
12.役務	費	58	郵便料 自動車保険料	10,000 47,680
18.委託料	料	708	水質検査委託料 諸検査委託料 二酸化鉛分析法検査委託料 各種測定機管理委託料及び記録整理委託料	10,000 10,000 96,000 587,000
14.使用料及賃借料	料	8	有料道路通行料	

科 目	本年度の財源内訳				比較	前年度	本年度	節 節		明 明
	特 定 財 源			一般財源				区 分	金 額	
	国 支 出 金	地 方 債	其 他							
	租	租	租	租			租	租	円	
							10. 備品購入費	8,600	ホキダント、空薬酸化物測定機	
							19. 負担金補助 及交付金	166	大津川流域水質保全連絡協議会負担金 70,000 泉州地区地盤沈下防止対策協議会負担 金 10,000 公管対策負担金 86,000	
							27. 公 課 費	10	自動車重量税	
11. 諸 費				7,904	726	7,904	8. 報 償 費	160	同和研修会講師謝礼 45,000 消費生活リナーダ一養成講座参加報償 費 60,000 消費者集会等講師謝礼 55,000	
							9. 旅 費	12	府内旅費	
							11. 需 用 費	558	○ 消耗品費 78,000 「消費者のつとめ」開催消耗品費 50,000 防犯雑誌購読料 24,000 雑誌購読料 1,620 ○ 食糧費 102,000 同和啓蒙弁当及系菓子代 66,000 消費者行政見学会弁当代 86,000	

									○印刷製本費 177,005 ○防犯活動印刷費 168,000 ○光熱水費 80,000 ○防犯灯電氣使用料 ○修繕料 ○防犯灯修繕料
								8,865	町会連合会活動委託料 400,000 校区連合町会活動" 890,000 単位町会活動" 1,875,000 防犯活動" 700,000
								120	岡和研修先進地視察バス借上料 50,000 消費生活センター精米所見学バス借上料 70,000
								544	岸和田人權協賛会負担金 83,270 人権擁護活動補助金 60,000 バス運営委員会負担金 100,000 防犯灯設置補助金 800,000
								8,150	市税過額納還付金
								500	庁舎増築設計委託料
								142,000	主体工事費 94,100,000 附帯工事費 11,900,000 庁舎冷房工事費 86,000,000
								96,800	庁舎敷地拡張費
12. 庁務編事務費	240,800	240,800	192,000	48,800					
									18. 委託料 19. 負担金補助及交付金 20. 借入金利息及割引料 15. 工事請負費 17. 公有財産購入費

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節			説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	種	
				国 支 出 金	地 方 債	その他					
(2) 徴 税 費	180,417	106,911	28,506	17,000	670	112,747	18. 備品購入費	1,500	円	新庁舎用備品購入費	
1. 税務給務費	89,698	76,405	18,293			89,698	1. 報 酬	45		固定資産評価審査委員報酬 15,000×3人=45,000	
							2. 給 料	47,998			一般職給 58人
							3. 職員手当	82,487			扶養手当 712,000 調職手当 9,952,000 通勤手当 1,272,000 管理職手当 1,693,000 期末勤劬手当 21,055,000 特殊勤務手当 2,468,000 時間外勤務手当 2,107,000 住居手当 228,000
							4. 共 済 費	9,000			職員共済組合負担金 8,048,000 職員健康保険組合負担金 8,264,000 職員互助会負担金 2,688,000
							9. 旅 費	128			固定資産評価審査員旅費

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	明 明
				特 定 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
一 般 財 源									
				預	預	預	165	円 自動車借上料 有料道路通行料	
						18	1,204	円 卓上計算機購入費 その他器具備品購入費 応接セット購入費 軽自動車	
						19	485	円 泉大津税務協議会負担金 88,000 共同交付券送付負担金 17,000 府税自動車協会の負担金 180,000 泉大津納税貯蓄組合連合会負担金 80,000 三者協同交付負担金 85,000 泉北地区農業所得標準協議会負担金 4,000 阪南都市課税事務研究会等 〃 マイクログラム設備分担金 11,000 スライド製作分担金 6,000 たばこ販売官伝負担金 10,000 阪南都市課税事務研究会負担金 44,000 〃 〃 5,000 〃 〃 5,000	
						27	8	円 自動車重疊税	

8.徵收費	25,680	19,589	6,141	8,800	270	16,610	1.報酬	5,810	徵收專務員報酬
							8.報價費	8,000	市稅納期前納付報徵金
							9.床費	202	府內床費 府外 "
							11.需用費	1,581	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 166,000 ○ 共通消耗品費 89,000 ○ 法規追跡及函書購入費 45,900 ○ 消耗器材費 80,000 ○ 食糧費 14,000 ○ 會議及來客賄 56,000 ○ 燃料費 50,000 ○ 自動車用燃料費 ○ 出張徵收會場暖房用燃料費 6,000 ○ 印刷製本費 1,810,000 ○ 徵收關係諸用紙印刷費 ○ 修繕料 95,000 ○ 自動車修理費 80,000 ○ 計算機 " 5,000
							12.役務費	3,813	<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵政口座手數料 720,000 ○ 自動車保險料 25,940 ○ 市金庫市稅取扱手數料 400,000 ○ 納付書配布手數料 950,000 ○ 郵便料 1,217,000
							13.委託料	50	公壳物件評價鑑定委託料
							14.使用材料及賃借料	20	自動車借上料

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分 金額	明 説
				特定財源			一般財源		
				国 支 出 金	地 方 債	其 他			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
(3)戸籍住民 基本台帳費	50,448	47,839	2,609	280	6,785	48,388			
1.戸籍住民 基本台帳費	47,455	45,162	2,293	280	6,785	40,390	2.給 料	一般職 25人	
							8.職員手当	扶養手当 865,000 調整手当 2,012,000 通勤手当 684,000 管理職手当 874,000 期末勤劬手当 10,628,000 時間外勤手当 1,072,000 住居手当 108,000	
							4.共 済 費	職員健康保険組合負担金 1,660,000	
							18.備品購入費	各種徴収機バイナード購入費 130,000 電子計算機購入費 160,000 徴収用器具 146,480 参考図書 20,000	
							19.負担金補助 及交付金	和泉市納税組合補助金 6,000,000 和泉市納税組合総会補助金 186,000 全国自衛隊関係係務協議会負担金 60,000 阪南都市税務協議会負担金 6,000 三市一町税務協議会 5,000	

										職員共済組合負担金 職員互助会	1,522,000 1,867,000
										府内旅費 府外	84,000 114,000
										11. 需用費	2,808
										<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 798,000 共通消耗品費 39,000 法務追徴代 30,000 消耗器材費 724,000 ○ 食糧費 15,000 ○ 会議室本費 15,000 ○ 印刷製本費 1,484,000 戸籍住民登録関係請用紙印刷費 ○ 修繕料 36,000 器具修繕費 	
										18. 備品購入費	642
										<ul style="list-style-type: none"> 戸籍関係参考図書及印刷等購入費 12,000 自動認証器 " " 210,000 パイプキス " " 42,000 戸籍用トシブル " " 122,000 カーンケース " " 80,000 パソコンデスク " " 192,000 キヤビネット " " 8,000 登録原票保管庫 " " 131,000 計 31,000 	
										19. 負担金及補助金	111
										<ul style="list-style-type: none"> 外人登録協働会負担金 84,100 戸籍住民基本台帳 " " 55,000 人口動態調査所負担金 14,700 市民課長会負担金 6,000 	
										2. 物資需給費	42
										8. 旅費	15
										12	
										80	
										42	
										42	
										7,000 8,000	
										府内旅費 府外	

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				一般財源	節		明	
				特定財源			区		分	金		額
				国支	府支	地方債						
	円	円	円	円	円	円	円	11.需用費	12	円 7,000 5,000		
								19.負担金及補助交付金	15			
8.住居表示整備費	2,951	2,647	804			2,951		1.報酬	120	住居表示整備審議会委員報酬		
								9.旅費	62	府内旅費 府外		
								11.需用費	219	消費品費 街区表示板及事務用消耗器材費 食糧費 会費及来客贈 印刷製本費 隣面焼付及諸用紙印刷費		
								18.委託料	2,500	住居表示実施地区調査委託料		
								14.使用料及賃借料	10	会場及自動車借上料		

		阪南都市住居表示研究会 負担金	
(4) 選挙費	17,399	23,660	△ 6,261
1. 選挙管理委員会費	11,269	10,844	925
	17,219		
19. 負担金補助 及交付金			
1. 報酬	155		
委員報酬 委員報酬			50,000 105,000
2. 給料	5,696		
			一般職給 5人
3. 職員手当	3,809		
			扶養手当 98,000 調整手当 498,000 通勤手当 60,000 管理職手当 859,000 期末勤働手当 2,522,000 時間外勤働手当 24,000 居住手当
4. 共 法 費	1,062		
			職員健康保険組合負担金 888,000 職員共済組合負担金 855,000 職員互助会負担金 819,000
9. 旅 費	186		
			府内旅費 88,000 府外 100,000
11. 需用費	177		
			○ 消耗品費 67,000 ○ 共通消耗品費 7,800 ○ 雑誌及法規追録代 58,640 ○ 食糧費 50,000 ○ 会議及來客贈 10,000 ○ 印刷郵本費 諸 ○ 用紙印刷費

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	説明	
				特定財源			一般財源			金額
				国 支出金	府 地方債	その他				
	円	円	円	円	円	円	円	○ 修繕費 駅務機修理費 50,000		
						2		クリーニング代		
						175		自動車借上料 8,000 有料道路通行料 2,000 ゼロックス借上料 170,000		
						7		参考図書購入費		
						50		全国都市圏管運負担金 11,900 大阪府 " 18,000 大阪府南都支都 " 6,000 近畿都市圏管運合会負担金 8,200 全国都市圏管運合会負担金 5,000 大阪府圏管運職員研修会負担金 5,000		
2. 選挙常時 費	868	265	100	180	188	8. 報 償 費	85	講演謝辞謝礼 推進委員報償金 15,000 20,000		
						11. 需 用 費	167	○ 消耗品費 啓発資料代 90,000 10,000		

3.市議会議員選挙	5,644	4,167	1,487						成人式記念品費 80,000 南支部共同事業参加記念品費 50,000 ○食糧費 80,000 講師及委員陪成 5,000 成人式代表陪成 5,000 推進委員研修費 20,000 ○印刷製本費 47,000 選挙啓発印刷費
								14.使用材料及賃借料	推進委員研修会 バス借上料 85
								19.負担金補助及交付金	南支部共同事業負担金 126
								1.報酬	選挙長報酬 8,000 投票管理者報酬 96,000 投票立台人 216,000 選挙 16,000
								8.職員手当	投票事務従事者手当 1,896,000 " " " 150,000 開票時間外勤務手当 600,000
								7.賃金	臨時事務員賃金 95
								8.報償費	入場券作成報償金 210,000 投票管理者 " 192,000 開票事務従事者 " 80,000 委員特別 " 85,000
								9.旅費	府内旅費 5

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国 支出金	府 地方債				
	円	円	円	円	円	11. 需用費	1,384	円 〇 消耗品費 446,000 〇 文具等消耗器材費 380,000 〇 投票立会人記念品代 115,200 〇 燃料費 25,000 〇 投票所湯沸燃料費 166,000 〇 食糧費 〇 選挙及会誌附 〇 印刷製本費 687,000 〇 投票用紙等諸用紙印刷費 〇 修繕料 〇 選挙用器具修繕料 10,000	
						12. 役員費	548	臨時電話設備料 85,000 " 使用料 89,360 郵便料 (入場券郵送料) 355,000 " (不在者投票郵送料) 84,000 不在者投票管理費 (施設) 手数料 82,500 クリーニング代 2,000	
						18. 委託料	86	タイプ委託料 12,000 電話管理委託料 24,000	
						14. 借入料	168	投票所借上料 48,000 " 電話借上料 9,600 器具借上料 30,740 自動車 " 72,000 有料道路通行料 2,000	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 目		説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源		区 分	金 額	
					国 府 支 出 金	地 方 債			
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	4. 共 済 費	209	職員共済組合負担金 70,000 職員健康保険組合負担金 76,000 職員互助会負担金 68,000
							9. 旅 費	54	府内旅費 24,000 府外 30,000
							11. 需 用 費	244	○ 消耗品費 192,000 ○ 共通消耗品費 8,120 ○ 調査員記念品費 150,000 ○ その他消耗品費 28,000 ○ 食糧費 62,000 ○ 会費
							18. 備 品 購 入 費	6	参考図書購入費
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	4	近畿都市統計協議会負担金
2. 商 業 統 計 調 査 費	855	855	855	805	50		8. 報 償 費	850	調査員報償費 7,000円×50人=350,000
							11. 需 用 費	5	○ 消耗品費 調査員事務費 8,000

										○食糧費 会費	2,000
3. 事業所統計 調査費	426		426	366	60	8. 報償費	420	調査員報償費 7,000円×60人=420,000			
						11. 需用費	6	○消耗品費 調査員事務費 ○食糧費 会費	8,000 8,000		
4. 工業統計 調査費	890	553	△ 168	380	60	8. 報償費	384	調査員報償費 6,400円×60人=384,000			
						11. 需用費	6	○消耗品費 調査員事務費 ○食糧費 会費	8,000 8,000		
5. 農林業統計 調査費	826	994	△ 168	679	147	8. 報償費	812	調査員報償費 5,800円×140人=812,000			
						11. 需用費	14	○消耗品費 調査員事務費 ○食糧費 会費	7,000 7,000		
(就業構造 基本調査費)		71	△ 71								
(全国物産統計 調査費)		199	△ 199								

									11.需用費	55	○消耗品費 ○共通消耗品費 ○法費追録代 ○食糧費 ○會議及來客贈	20,000 4,630 14,400 85,000
									14.使用材料及借料	10	自動車借上料	
									18.備品購入費	10	図書等購入費	
									19.負担金補助及交付金	62	全国都市監査委員会負担金 近畿都市 " " 大阪府都市 " " 阪南都市 "	17,000 7,000 14,000 24,000
(7)同和对策費						40	84,268					
1.同和对策費							14,550		1.報 酬	1,004	非常勤嘱託員報酬	
									4.共 済 費	45	非常勤嘱託員共済費	
									8.報 償 費	60	講師謝礼	
									9.旅 費	1,203	府外旅費 府内 "	1,083,000 120,000
									11.需 用 費	1,241	○消耗品費 テキスト代	701,000 100,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分 額	明 細
				特定財源			一般財源		
				国府支出金	地方債	その他			
	円	円	円	円	円	円	円	雑誌購読料 303,200 消耗品材料費 17,160 図書購入費 280,000 ○食糧費 480,000 ○来客及会議 ○印刷製本費 60,000 ○資料等印刷費	
						50	新聞及雑誌広告料		
						2,780	18.委託料	事務管理委託料 577,500 実態調査 "	
						180	14.使用料及貸借料	自動車借上料 110,000 有料道路通行料 20,000	
						200	18.備品購入費	ワイヤレスマイク購入費 100,000 その他器具購入費 30,000 参考図書 "	
						10,089	19.負担金補助金及交付金	同和事業促進活動補助金	
2.同和对策促進	7,578		7,578			7,573	1.報酬	審議会委員報酬 675	

					8. 報 價 費	250	研修会講師謝礼
					9. 旅 費	600	府外旅費
					11. 需 用 費	2,848	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 1,208,000 ○ 雑誌及消耗器材費 290,000 ○ 食糧費 ○ 会議及来客陪 50,000 ○ 燃料費 ○ 諸燃料費 ○ 印刷製本費 1,300,000 ○ 啓蒙パンフレット等印刷費
					12. 役 務 費	150	郵便料
					13. 委 託 料	2,200	<ul style="list-style-type: none"> 事業促進委託料 200,000 総合計画に係る諸調査委託料 2,000,000
					14. 使 用 料 及 賃 借 料	800	教室媒体資料借上料
					18. 備 品 購 入 費	100	事務局用備品購入費
					19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	450	同和対策各種補助金
					報 酬	1,256	<ul style="list-style-type: none"> 更生資金貸付審査委員報酬 806,000 〃 債還推進指導員報酬 960,000
8. 同和更生資金運営費	1,488	10,880	△ 9,897	1,488			

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源			
				国 支 出 金	府 地 方 債				
	卍	卍	卍	卍	卍	4. 共 済 費	45	非常勤嘱託員共済費	
						9. 旅 費	41	府内旅費 府外 "	
						11. 需 用 費	47	○ 消耗品費 ○ 文具及消耗器材費 ○ 食糧費 ○ 会議及接客諸 ○ 印刷製本費 ○ 諸用紙印刷代	
						12. 役 務 費	80	郵便料	
						14. 使 用 料 及 賃 借 料	10	自動車借上料	
						18. 備 品 購 入 費	10	更生資金関係台帳バインダー等購入費	
						19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	34	同和問題研修会負担金 10,000 同和更生対策補助金 24,000 負担	

4.隣保館費	15,018	14,505	508	4,816	40	10,657	1.報 副	5,738	非常勤嘱託員報酬 幸会館嘱託員報酬	4,989,600 742,500
							4.共 濟 費	134	非常勤嘱託員共済費	
							8.報 償 費	3,072	諸講座講師謝礼	
							9.旅 費	662	府内旅費 府外	506,000 156,000
							11.需 用 費	2,156	〇消耗品費 幸会館消耗器材費 王子会館 〇食糧費 幸会館会議及来客贈 王子会館 〇燃料費 幸会館プロパンガス代及自動車用 燃料費 王子会館プロパンガス代 〇印刷本費 幸会館諸用紙印刷代 王子会館 〇光熱水費 幸会館水道及電気使用料 王子会館 〇修繕料 幸会館施設及諸備品修理費 王子会館	477,000 398,000 79,000 249,000 181,000 68,000 418,000 323,000 95,000 88,000 78,000 10,000 609,000 469,000 150,000 815,000 255,000 60,000

料 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	12. 役 務 費	854	幸会館 電話使用料 285,000 郵便料及タリニーニング代 180,000 自動車保険料 10,400 王子会館 95,290 電話使用料 68,000 郵便料 66,000 郵便料 2,000	
							13. 委 託 料	1,295	幸会館浄化そう清掃委託料 140,000 王子会館事務及用務委託料 1,155,000	
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	80	幸会館 自動車借上料及有料道路通行料 70,000 王子会館 自動車借上料 10,000	
							15. 工 事 請 負 費	200	幸会館浄化そうの修理費	
							18. 備 品 購 入 費	1,229	幸会館 備品購入費 987,000 王子会館 備品購入費 272,000	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	85	幸会館 府下隣保館協議会負担金 65,000 10,000	

												全国隣保館連絡協議会会費 8,000 同和問題研究協会負担金 50,000 公衆電話協定会費 1,200 王子会館 20,000 府下隣保館協議会負担金 10,000 全国隣保館連絡協議会負担金 8,000 同和問題研究協会負担金 7,000 自動車重慶院
③民生費	1,271,167	791,638	479,564	520,649	166,436	151,762	332,310		27.公課費	30		
(1)社会福祉費	822,947	165,921	157,026	102,232		105,956	114,759					
1.社会福祉費	57,661	36,161	21,500	2,822		2,476	52,863		1.報 酬	1,004		非常勤嘱託員報酬
									2.給 料	28,191		
									3.職員手当	18,670		扶養手当 488,000 調整手当 2,392,000 管理職手当 1,218,000 時間外勤務手当 1,249,000 特殊勤務手当 184,000 通勤手当 672,000 期末勤続手当 12,412,000 住居手当 96,000
									4.共 済 費	5,300		非常勤嘱託員共済費 45,000 職員健康保険組合負担金 1,917,000 " 共済組合負担金 1,769,000 職員互助会負担金 1,578,000

科 目	本 年 度	前 年 度	出 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分		金 額	税 明
				特 定 財 源	一 般 財 源		9. 旅 費	192		
					国 府 支 出 金	地 方 債				
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	9. 旅 費	192	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会関係 110,000 府内除 60,000 府外 50,000 ・ 福祉関係 82,000 府内除 36,000 府外 46,000 	
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	11. 需 用 費	942	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 751,000 社会関係 724,000 共通消耗品費 17,160 戦死者追悼式供物一式 830,000 戦没者遺族及傷い軍人期未見舞金 870,000 未帰還者留守家族見舞品代 6,000 福祉関係 27,000 共通消耗品費 14,040 行路死亡棺桶代 7,500 ○ 食糧費 5,000 社会関係及消耗品費 41,000 15,000 26,000 ○ 燃料費 120,000 社会関係 20,000 印刷製本費 10,000 社会関係 諸 紙印刷代 	

			福祉関係 諸用紙印刷代 ○修繕料 社会関係 自動車修繕料	10,000 10,000
12. 役務費	88		社会関係 自動車保険料	
13. 委託料	217		・社会関係 戦没者追悼式執行委託料 忠霊塔管理委託料 ・福祉関係 行路死亡尸体運搬代 " " 検案代 " " 取扱手数料 " " 火葬代	144,000 120,000 24,000 78,000 7,500 20,000 25,000 20,000
14. 使用料及借入費	362		社会関係 自動車借上料 有料道路通行料	862,000 850,000 12,000
18. 備品購入費	9		福祉関係 保管庫購入費	8,000
19. 負担金補助及交付金	2,786		○社会関係 遺族靖国神社参拝補助金 勤労感謝祭補助金 社会福祉協議会補助金 各種団体補助金 ○福祉関係 各種団体補助金 生活対策負担金	2,842,000 82,000 200,000 1,740,000 400,000 394,000 250,000 144,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 目		明 細	
				特 定 財 源			区 分	金 額		
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
4. 精神薄弱者 福祉	6,808 円	4,945 円	1,950 円	国府支出金	4,921 円	一般財源	1,888 円	9. 旅 費	府内旅費 20,000 府外旅費 28,000	
				地方債				11. 需用 費	5,000 関係図書及消耗品 食糧費 巡回相談及会議 印刷製本費 郵便切手代	
				其他	79 円			12. 役 務 費	8,000 10,000	郵便切手代
				合計	4,921 円	1,888 円		20. 扶 助 費	6, 826	精神施設収容者扶助費 心身障害児給付金 心身対策費
5. 老人福祉費	88,789 円	19,582 円	14,207 円	国府支出金	14,787 円	一般財源	18,795 円	1. 報 酬	老人家庭奉仕員報酬 1,050	
				地方債				9. 旅 費	128	府内旅費 96,000 府外 91,200
				其他				11. 需 用 費	1,621	消耗品費 老人家庭奉仕員消耗品費 関係図書購入費

			65才以上に対する慰問品費 ねたきり老人に対する慰問品費 金婚式記念品費 米寿 記念品費 長寿 (90才) " " 〇食糧費 〇会費 〇印刷費 老人健康診査通知印刷代 関係諸用紙印刷代	1,150,000 185,000 60,000 80,000 70,000 6,000 56,000 46,000 10,000
12. 役 務 費	69		老人健康診査通知郵便料	
13. 委 託 料	2,625		老人健康診査一般診査委託料 老人精密診査委託料 ねたきり老人健康診査委託料 ねたきり老人精密診査委託料	1,100,000 1,320,000 75,000 180,000
18. 備品購入費	44		奉仕員白衣購入費 老人家庭訪問自転車購入費	4,000 40,000
19. 負担金補助 及 交 付 金	4,221		老人クラブ補助金 老人福祉 負担	1,746,000 2,475,000
20. 扶 助 費	24,081		老人施設収容扶助費 老人白内障用眩手術扶助費 敬老祝金給付扶助費 老人対策給付金	14,225,280 185,000 4,440,000 5,200,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				國 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
6 老 人 医 療 助 成 費	100,285	100,285	0	69,868	0	30,417	9.旅 費	62	府内旅費 府外	86,300 26,000
							11.備 用 費	66	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 老人医療関係消耗品費 ○ 老人医療関係 ○ 会費 ○ 印刷製本費 ○ 印刷費 ○ 医療台帳印刷費 ○ 医療交付申請書印刷費 ○ 諸用紙印刷費 	<ul style="list-style-type: none"> 10,000 10,000 46,000 18,000 18,000 10,000
7.國民年金費	7,087	5,057	2,080	7,087			18.備 品 購 入 費	80	老人医療関係管理備品購入費	
							20.扶 助 費	100,127	老人医療扶助費	
							1.報 酬	540	検認員報酬	
							8.報 償 費	870	國民年金委員報償金 優良納付組合	841,000 80,000
							9.旅 費	200	府内旅費 府外	192,000 68,000

					11. 需用費 585	〇 消耗品費 152,000 共通消耗品費 28,280 佐賀道録及参考図書購入費 18,000 消耗器材費 20,000 納付組合役員記念品代 94,800 〇 食糧費 108,000 国民年金委員研修会贈金 68,000 会議及来客贈金 85,000 〇 印刷製本費 270,000 検認カ―下印刷代 120,000 年金保険料領収書印刷代 50,000 保険料日計表 80,000 簿用紙印刷代 70,000 〇 修繕料 10,000 器具修理費
				12. 役務費	5	郵便料
				14. 使用料及賃借料	80	国民年金委員研修会自動車借上料
				18. 備品購入費	105	バイデキス購入費
				19. 負担金補助及交付金	6,252	市町村年金主担者研修会負担金 2,000 堺社保管内年金 " " 5,000 国民年金事務担当職員 " " 2,000 大阪府国民年金協議会負担金 8,000 国民年金中央講習会 " " 8,500 全国都市国民年金協議会負担金 2,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源		一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債				
	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 国民年金印紙費	108,194	85,500	17,694		108,194	8. 報 償 費	103,194	国民年金印紙購入費	
9. 共同浴場費	8,800	4,350	△ 550			11. 需 用 費	600	○ 消耗品費 共同浴場関係消耗器材費 10,000.00 ○ 修繕料 共同浴場及浴場用備品修繕料 50,000.00	
						18. 委 託 料	2,400	共同浴場管理運営委託料	
						15. 工 事 請 負 費	500	共同浴場管工事費	
						19. 備 品 購 入 費	300	共同浴場関係備品購入費	
(2) 児童福祉費	599,596	825,252	274,388	249,402	166,486		198,219		
1. 児童福祉総務費	2,968	1,614	1,354	1,405		1. 報 酬	990	家庭児童相談員報酬	

									お母さん教育講師謝礼	
									府内旅費 府外 "	10,000 25,000
									<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 里親みやけ代 家庭児童相談消耗品費 法令追録代 ○ 食糧費 巡回相談弁当代 ○ 印刷製本費 家庭児童相談員のしおり 	85,000 10,000 20,000 5,000 3,000 15,000
									1 日里親送迎用自動車借上料	
									訓練教室教材用備品費	
									助産施設収容扶助費	
									府内旅費 府外 "	15,000 15,000
									<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 消耗品及び関係図書購入費 ○ 印刷製本費 関係諸用紙印刷代 ○ 食糧費 会議及び来客贈 	20,000 50,000 10,000
8.報 償 費	10									
9.旅 費	85									
11.需 用 費	58									
14.使用料及 賃 借 料	10									
18.備品購入費	20									
20.扶 助 費	1,850									
9.旅 費	30									
11.需 用 費	80									
2.児童措置費	49,740	49,740	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840	4,840		

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源		一 般 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債				
	種	種	種	種	種	種	種	種	
								郵便料	
							80		
							80	バイデキス購入費	
							49,500	児童手当扶助費	
							88,854	一般職給 101人	
8. 療育所費	221,210	172,108	49,107	68,718	84,329	128,168	52,616	扶養手当 調整手当 時間外勤務手当 特殊勤務手当 通勤手当 期末勤奨手当 住居手当 424,000 6,748,000 8,641,000 8,298,000 1,980,000 86,410,000 120,000	
							15,649	職員健康保険組合負担金 " 共济組合 " 互助会 職員健康保険組合負担金 5,703,000 " 共济組合 " 5,250,000 " 互助会 " 4,596,000	
							7,476	産休代替職員賃金 各課パート賃金 臨時保母賃金 病欠使了賃金 病欠その他による臨時保母賃金 609,000 1,641,600 4,988,000 91,440 165,600	

8. 報 償 費 854	圓医報償費 内 科 科 科 齒 科 科 眼 科 科 同和保育等研修会講師謝礼 乳児定期検診報償金 インフルエンザ医師報償費 " " 介助者 " ツベルクルリン医師 " " 介助者 " BCG医師報償費 " " 介助者 " 70,000 70,000 219,000 60,000 60,000 140,000 47,000 70,000 24,000 70,000 24,000
9. 旅 費 820	府内旅費 府外 " 480,000 240,000
11. 補 用 費 89,218	〇 消耗品費 6,752,000 〇 共通消耗品費 75,000 〇 保育材料費 4,927,000 〇 園用消耗品費 700,000 〇 自動車 80,000 〇 園児服、その他支給費 892,000 〇 砂場用砂購入費 128,000 〇 燃料費 1,443,000 〇 園舎暖房用燃料費 585,000 " " 84,000 " " 789,000 〇 給食車用 26,591,000 〇 食糧費 17,550,000 〇 給食代 5,317,000 〇 おやつ代 子供の日及クリスマス菓子代 262,000 牛乳代 3,462,000 〇 印刷製本費 250,000 〇 保育園諸用紙印刷費 〇 光熱水費 1,222,000 〇 電気使用料 462,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 示
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円		円	円	
									水酒使用料 616,000 ガス 144,000 〇修繕料 2,650,000 園舎修繕料 2,160,000 備品 390,000 自動車 100,000 〇医薬材料費 804,000 〇医薬材料費 170,200 インフォーム 17,742 ツベルクリン 1,900 B O Q 84,564 綿花等 29,000	
							12 役 務 費	550	電話使用料 456,000 郵便料 7,000 自動車保険料 67,000 乳児用シーツクリーニング代 20,000	
							18 委 託 料	1,478	計量器検査委託料 1,000 園児園舎撮影委託料 11,000 保育委託(助松団地) 249,000 園児保育検査委託料 57,000 南池田第2保育園用務委託 640,000 乳児用寝具乾燥殺菌消毒委託料 8,000 精製検査代 15,000 汲取委託料 194,000	

								浄化そう清掃委託料 塵芥処理委託料	120,000 192,000
								園外保潔バス借上料 運動会アンプ借上料 幸保育園プレハブ借上料	420,000 80,000 400,000
								各保育園補修工事費	7,350
								園舎及び附属物修理用材料費	300
								既居用机、椅子 保育用及園用備品費 同和保育(就学前教育)推進教材備 品その他	800,000 2,800,000 400,000
								保育事業補助金 日本学校安全協会負担金 保母会負担金 大阪保母の会 阪南保育連絡協会 同和保育研究全体集会 保育連第7回全体集会 泉北解放研究分修負担金 同和保研推薦研究修負担金 保育園賠償責任保険料 阪南保母会負担金 保育対策負担金	2,400,000 66,000 28,000 85,000 27,000 12,000 200,000 250,000 50,000 2,340,000 79,000 42,000 1,166,000
								14.使用料及借入料	850
								15.工事精算費	7,350
								16.原材料費	300
								18.備品購入費	8,500
								19.負担金補助及交付金	6,695
								11.需用費	90
								4.旭(仮称)保育園新設事業費	267,125
									267,125
									775
									126,414,189,986
									20,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 庫 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円			円 50,000 20,000	
							12. 役 務 費	28	建築確認申請手数料等 事業認定申請手数料 電話加設料	
							18. 委 託 料	3,735	設計委託料	
							15. 工 事 請 負 費	149,400	保育所新築工事費	
							17. 公 有 財 産 購 入 費	108,822	保育園用地買収費	
							18. 備 品 購 入 費	5,000	保育用備品購入費	
							22. 補 償 補 償 及 賠 償 金	50	汚水放流補償金	
5. 鶴山台保育所建設事業費	51,568		51,568	14,010	26,500	11,000	18. 委 託 料	1,868	設計委託料	

6. 母子寮費	5,204	4,546	688	2,844	2,850	公有財產購入費	45,600	公有財產購入費
						保育所備品購入費	4,600	保育所備品購入費
						2. 給料	2,884	一般職給 2人
						3. 職員手当	1,401	調整手当 時間外勤務手当 通勤手当 定期末勤務手当 日直手当 住居手当
						4. 共濟費	486	職員健康保險組合負擔金 " 共濟組合 " 互助會
						8. 報償費	10	森医報償費
						9. 旅費	81	府内旅費 " 府外
						11. 需用費	578	○ 消耗品費 ○ 共通消耗品費 ○ 保育材料費 ○ 刊行物購置費 ○ 入寮者見舞品代 ○ 燃料費 ○ 暖房用及湯沸用

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			部 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源					
				特 定 財 源	一 般 財 源	其 他			
	税	税	税	税	税			円	
				税	税			<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧費 40,000 ○ 幼児用おやつ代 80,000 ○ 茶及び来客賄 10,000 ○ 光熱水費 161,000 ○ 水道使用料及電気使用料 280,000 ○ 修繕料 200,000 ○ 寮舎修理 80,000 ○ 備品 5,000 ○ 医薬材料料費 ○ 薬品及び衛生用品費 	
						12. 役 務 費	27	電話使用料	
						15. 工 事 請 負 費	200	遊具新設及び盛土工事	
						16. 原 材 料 費	20	寮修理用原材料費	
						18. 備 品 購 入 費	150	保育用備品購入費 50,000 カラオケテレビ購入費 100,000	
						19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	17	<ul style="list-style-type: none"> 大社協負担金 2,000 大阪母子寮部会負担金 5,000 近畿 " " 2,000 全国 " " 2,000 研修会参加負担金 6,000 	

7.兒童遊園費	1,784	4,818	△ 3,084	600	1,184	11.雜用費	584	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 砂場用砂購入費 ○ 光熱水費 ○ 電氣使用料 ○ 水道使用料 ○ 修繕料 ○ 兒童遊園遊具修理 	25,000 9,000 8,000 6,000 500,000
8.母子福祉費	16	16			16	9.旅費	1,200	兒童遊園新設及增設工事費	
9.兒童扶養手當費	81	28	6	11	20	11.需用費	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 共通消耗品費 ○ 食糧費 ○ 來客及會議諸 ○ 印刷製本費 ○ 關係諸用紙印刷代 	2,000 8,000 5,000
						9.旅費	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府內旅費 ○ 府外 	8,000 10,000
						11.需用費	11	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 消耗器材費 ○ 食糧費 ○ 來客及會議諸 ○ 印刷製本費 ○ 諸用紙印刷代 	5,000 8,000 8,000
						12.役務費	5	郵便料	
						19.負擔金補助及交付金	2	職員研修負擔金	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源		金 額	内	
				国 府 文 出 金	地 方 債	そ の 他	刑			
(3)生活保護費	848,519	800,815	48,204	刑 289,015	刑 200	刑 79,804	刑			
1.生活保護費	19,171	18,018	6,153	1,455	200	17,516	2.給料	5,694	一般職給 7人	
							8.職員手当	8,708	扶養手当 遺孀手当 時外勤手当 特勤手当 通勤手当 定期手当 任意手当	82,000 488,000 250,000 201,000 188,000 2,510,000 24,000
							4.共济費	1,055	職員健康保険組合負担金 " 共济組合負担金 " 互助会	888,000 859,000 819,000
							9.旅費	129	府内旅費 府外	54,000 75,000
							11.需用費	1,055	消耗品費 " 消耗品費 " 保護家徒見舞品代 " 施設入所 " 文房具及消耗品代 " オイル代 " 自動車消耗器材費	820,000 15,600 420,000 800,000 50,000 8,600 80,000

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料費 60,000 ○ 自動車燃料費 45,000 ○ 食糧費 15,000 ○ ワークロード相当会議 80,000 ○ 来客会議 100,000 ○ 印刷製本費 15,000 ○ 保護決定書印刷費 15,000 ○ 医療扶助決定書印刷費 20,000 ○ ケース決定書印刷費 15,000 ○ 保護費支給明細書印刷費 15,000 ○ 関係用紙 85,000 ○ 繕料 80,000 ○ カブ修繕料
12. 役員費	249		<ul style="list-style-type: none"> ○ カブ保険料 17,750 ○ パーター保険料 18,060 ○ 電話料 60,000 ○ 医療機関支払手数料 97,200 ○ 郵便料 60,000
18. 委託料	282		<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科医師委託料 48,000 ○ 嘱託 204,000 ○ 行路死亡人追悼委託料 10,000
14. 使用料及賃借料	5		有料道路通行料
18. 備品購入費	85		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保管庫レタケース 50,000 ○ 生活保護関係図書 15,000
19. 負担金補助及交付金	206		<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪南ケースワーク第一 18,000 ○ 総会負担金 188,000 ○ 生活保護対策負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	節			
				国 府 支 出 金	地 方 債					
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	20.扶 助 費	6,488	緊急援護扶助費 70,000 結核予防法による入院患者扶助費 400,000 生活保護家庭見舞金 2,850,000 生活保護法による入院患者扶助費 1,380,000 正用もち米代 446,400 付添看護による扶助費 1,835,900	
2.扶 助 費	329,348	287,802	42,046	267,540		61,788	21.貸 付 金	300	福祉貸付金	
(4)災害救助費	95	95			67	28	20.扶 助 費	329,348	生活保護扶助費	
1.災害救助費	28	28				28	7.賃 金	8	救助品整理人夫賃	
							11.需 用 費	23	〇 消耗品費 10,000 〇 救助用消耗品費 10,000 〇 食糧費 〇 災害用備 〇 燃料費 8,000 〇 炊事用燃料費	
							14.使 用 料 及 借 賃	2	自動車借上料	

2.災害復興事業貸付金	67	67	67	67	67	23.償還金及利息	67	元金償還金
④衛生費	802,917	849,741	△46,824	4,543	84,070	264,304		
(1)保健衛生費	59,807	88,172	△28,865	4,543	7,173	47,591		
1.保健衛生費	39,969	69,094	△29,125	1,195	4,508	34,271	2給	一般職給 17人
							8.職員手当	扶養手当 250,000 調整手当 1,875,000 通勤手当 444,000 管理職手当 489,000 期末勤勉手当 7,251,000 時間外勤務手当 725,000 住居手当 182,000 特殊勤務手当 180,000 児童手当 85,000
							4.共済費	職員健康保険組合負担金 1,122,000 " 共済組合負担金 1,080,000 " 互助会 " 824,000
							8.報償費	環境衛生大会参加報償費
							9.旅費	府内旅費 100,000 府外 " 98,000
							11.需用費	○消耗品費 121,000 共通消耗品費 29,640

科	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明	
				特定財源		一般財源			
				国支	府支出金				地方債
	円	円	円	円	円	円	自動車関係消耗品費 85,000 法規追録及参考図書費 18,000 衛退任記念品費 21,000 その他消耗器材費 16,500 燃料費 120,000 自動車関係燃料費 811,000 食糧費 5,000 来客贈答 48,000 集団検診贈 758,000 母子栄養強化食品支給品代 8,000 印刷製本費 180,000 封筒印刷 封筒印刷 修繕料 自動車関係修繕料		
						12 役員費 59	自動車保険料		
							14 使用材料及借料 12	道路通行料	
								19 負担金補助及交付金 4,680	横山農協立病院補助金 3,000,000 都市衛生課長会負担金 6,000 阪南衛生課長会負担金 6,000 公衆衛生協力会助成金 50,000 眼科秘会負担金 80,000 医師会助成金 80,000 妊産婦対策負担金 209,000

健康保全対策負担金		429,000							
20. 扶 助 費	8,897								
同和地区母子栄養強化食品支給品料 出産扶助費 197,000 妊娠婦 " 2,400,000 小児ゼンク扶助費 800,000 600,000									
27. 公 課 費	15								
自動車重量税									
2. 予防接種費	14,669	11,281	3,488	2,554	2,670	9,445	8,609		
各種予防接種医師報償費 2,070,000 " " 介助者 " 680,000 " " 備婦 " 154,000 結核予防関係出務報償費 475,000 医師 介助者 161,500 衛生婦 88,500 予防接種事故対策委員報償費 80,000									
11. 需 用 費	6,779								
○ 消耗品費 18,000 ○ 消耗器材費 5,000 ○ 修繕料 ○ 器具修繕料 9,000 ○ 燃料費 ○ 予防接種会場暖房用石油代 200,000 ○ 印刷製本費 ○ 各種予防接種申込用紙印刷費 80,000 80,000 予防接種日程表 120,000 ○ 食糧費 281,000 予防接種権医師等研究費 120,000 " 事故対策委員会贈 100,000 100,000 医師会贈附 12,000 無医地区検診贈 9,000									

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源	一 般 財 源	国 府 支 出 金	地 方 債			
	円	円	円	円	円	円		円	円	
							12. 役 務 費	11	予防衣等クリーニング代	
							13. 委 託 料	8,980	住民核検診委託料 間接検診 直接 寄生虫内予防検便委託料 インフルエンザ予防接種委託料 胃集団検診委託料 成人病検診 心臓検診	
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	120	会場及タクシー借上料	
							18. 備 品 購 入 費	40	看護婦及介助者白衣購入費 ケツテル購入費	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	150	子宮ガン検診助成金	

	384	4,845	△4,461	20	864	22.補償補填及賠償金	30	各種予防接種による事故対策補償費
8.伝染病予防対策費	384	4,845	△4,461	20	864	11.需用費	273	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 21,000 ○ 消毒用消耗品費 12,000 ゴム長手袋 2,500 動力噴霧機オイル代 6,000 ○ 燃料費 10,000 ○ 動力噴霧機燃料費 40,000 ○ 修繕料 ○ 動力噴霧機修繕料 202,000 ○ 医薬材料費 189,000 乳剤及粉剤 12,500 クレゾール
						12.役務費	2	予防衣クリーニング料
						13.委託料	100	伝染病患者入院委託料
						18.備品購入費	9	消毒用作業衣購入費
				8,511		7.賃金	900	同和对策常駐人夫賃
4.環境衛生費	4,285	8,002	1,288	774		8.報償費	805	<ul style="list-style-type: none"> ねずみ捕かく買上金 150,000 昆虫駆除箱婦出務報償費 180,000 そび昆虫駆除専門研究会講師謝礼 15,000 豊芥不法投棄捕獲報告者報償費 10,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 分 区		明 細	
				特 定 財 源			一 般 財 源	金 額		
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円	11. 需用費	円 ○ 消耗品費 87,000 ○ 自動車用消耗品費 20,000 ○ その他消耗器材費 17,000 ○ 燃料費 110,000 ○ 自動車用燃料費 60,000 ○ 動力噴霧器用燃料費 50,000 ○ 修繕料 46,000 ○ 自動車修繕料 20,000 ○ 昆虫駆除用器具修繕料 25,000 ○ 医薬材料費 2,285,000 油 剤 剤 剤 粉 剤 剤 乳 剤 を 除 薬 剤 2,480,000 150,000 1,676,000 80,000	2,427	
							12. 役務費	自動車保険料		
							18. 備品購入費	液薬散布用器具購入費 270,000 軽自動車購入費 850,000		
							27. 公課費	自動車重量税		
(2) 清掃費	216,718	174,958	41,755			216,718				
1. 清掃総務費	150,745	128,271	27,474			150,745	1. 報酬	非常勤嘱託員報酬 1,004		

			2.給料	19,185	一般職給 21人	
			8.職員手当	18,629	<ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 758,000 調務手当 1,598,000 時間外勤務手当 862,000 特殊勤務手当 1,075,000 通勤手当 444,000 期末勤勉手当 8,522,000 住居手当 228,000 児童手当 144,000 	
			4.共済費	8,624	<ul style="list-style-type: none"> 職員健康保険組合負担金 1,805,000 " 共済組合負担金 1,198,000 " 互助会 1,075,000 非常勤嘱託員共済費 44,640 	
			11.精用費	170	<ul style="list-style-type: none"> ○ 光熱水費 120,000 ○ 公衆便所水道使用料 50,000 ○ 修繕料 ○ 公衆便所等修理費 	
			19.負担金補助及交付金	118,188	泉北環境整備施設組合分担金	
2.廃芥処理費	65,968	51,687	14,281	65,968	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 369,000 ○ 自動車用消耗品費 45,000 ○ 塵芥処理用消耗器材費 828,200 ○ 印刷製本費 5,000 ○ 写真機付代 ○ 食糧費 ○ 大掃除特別出務弁当代 20,000 ○ 燃料費 474,000 ○ 自動車用燃料費 	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
	税	税	税	税	税	税		円	
						12. 役 務 費	128	自動車保険料	
						18. 委 託 料	44,688	公衆便所清掃委託料 120,000 大掃除塵芥処理 " 100,000 浄化そう清掃 " 80,000 公共施設し尿汲取、塵芥処理、汚水処理委託料 800,000 塵芥処理塵地委託料 600,000 " 業者 " 48,617,840	
						15. 工 事 請 負 費	1,500	不燃性塵芥処理地ヒューム管敷設工事費	
						16. 原 材 料 費	150	塵芥不法投棄取締用材料費	
						18. 備 品 購 入 費	1,896	塵芥収集用ダンプカー購入費 1,000,000 作業用雨衣等購入費 66,500 自動車用シート及バッテリー購入費 13,600	

								自転車購入費 20,000 公衆便所用掃除機購入費 60,000 給排水管清掃機 177,170 その他器具購入費 56,160
	19.負担金補助 及交付金	16,689						し尿汲取業者補助金 16,662,000 全国都市清掃会議負担金 24,000 近畿プロツク清掃協議会負担金 8,000
	22.借債補填及 借債金	100						塵芥処理等による物件き損補償費
	27.公課 費	40						自動車重量税
(8)墓 火葬場費		26,897	26,897	0	86,611	△ 59,714	0	
1 墓 火葬場費		26,897	26,897	0	7,784	19,163	0	11.需用費 4,726 ○ 消耗品費 8,540,000 信箱及消耗品費 10,000 ○ 食糧費 米 各 期 ○ 燃料費 1,000,000 火葬用白灯油 24,000 ○ 印刷製本費 使用料納付書葬機申込用紙印刷 92,000 ○ 光熱水費 82,000 電気使用料 60,000 水道使用料 60,000 ○ 修繕料 火葬場用台車修理費
	12.役務 費	110						電話使用料 60,000 クリーニング代 50,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				國 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	卍	暨 經 車 委 託 料 1,200,000 下 の 官 墓 地 管 理 委 託 料 144,000 祭 壇 節 付 委 託 料 2,610,000 新 火 葬 場 電 力 保 安 業 務 委 託 料 75,000	
							15 工 事 請 負 費	6,000	下 の 官 墓 地 第 8 次 整 備 造 成 費	
							17 公 有 財 產 購 入 費	10,000	下 の 官 墓 地 拡 張 用 地 費	
							18 備 品 購 入 費	2,082	祭 壇 及 び 給 養 水 引 雜 購 入 費	
(火葬場建設費)		78,877	△ 78,877							
⑤ 勞 働 費	48,887	45,867	△ 2,020	10,909		92,428				
(1) 災 災 對 策 費	48,887	45,867	△ 2,020	10,909		82,428				
1. 災 災 對 策 給 務 費	14,848	12,456	2,487	10,909		4,034	2 給 料	8,120	一 般 職 給 8 人	

									扶養手当 228,000 調整手当 681,000 通勤手当 180,000 特別手当 2,610,000 特別手当 29,000 時間外勤務手当 362,000 管理職手当 158,000 任意手当 60,000
	8.職員手当	5,308							職員健康保険組合負担金 558,000 " 共済組合負担金 507,000 " 互助会 455,000
	4.共済費	1,515							
	4.共済費	399			28,894				失業保険料 358,928 健康 " 114,816 労災 " 125,261
	7.賃金	20,776							人夫賃金
	9.旅費	180							府内旅費 57,800 府外 71,600
	11.需用費	1,488							消耗品費 170,000 共通消耗品 8,840 夏期頭專用消耗品費 86,000 自動車関係消耗品費 80,000 燃料費 540,000 自動車燃料 500,000 舗装工専用燃料 20,000 詰所及現場湯沸用燃料 20,000 食糧費 50,000 現場用茶代 10,000 来客用 40,000
2.一般失業対策事業費					28,894	82,901	△ 4,507		

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円			円 15,000 印刷製本費 諸用紙印刷費 18,000 光熱水費 山荘プラント及就労者語所水道代 5,160 失対就労者語所電灯代 7,200 修繕料 700,000 ツル、クワ等工具機械修繕料 850,000 ダンプ2台、マイクバパス1台修繕料 850,000	
						12. 役 務 費	120	自動車保険料		
						18. 委 託 料	18	失業対策事業就労者健康診断手数料		
						16. 原 材 料 費	5,000	市道散布混合砕石及舗装用材料費		
						18. 備 品 購 入 費	100	工具等購入費		
						19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	340	大阪府失業対策事業負担金 30,000 失業対策事業就労者研究会負担金 250,000		
						27. 公 課 費	28	日雇労働者共済組合負担金 60,000 自動車重畳税		

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分 金額	明
				特定財源			一般財源		
				国 支出金	地方債	その他			
	円	円	円	円	円	円	円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 200,000 ○ 共通消耗品費 4,680 ○ 全国農業新聞購読料 76,000 ○ 農業委員必携購入費 21,000 ○ " 改選による退任記念品料 82,000 ○ " 尊迫加購入費 16,000 ○ 食糧費 72,000 ○ 農地部会附 15,000 ○ 農政部会附 17,000 ○ 農会及米客附 40,000 ○ 印刷製本費 90,000 ○ 農地許可届出意見書印刷費 	
								14. 使用材料及借賃料 5	
								18. 備品購入費 5	
								19. 負担金補助及交付金 166	
2. 農業総務費	14,058	15,677	△ 1,624		62	18,991	7,450	<ul style="list-style-type: none"> 2. 給料 7人 8. 職員手当 	
							4,942	<ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 114,000 調整手当 682,000 	

									管理職手当 325,000 時外勤務手当 828,000 特別勤務手当 28,000 通勤手当 204,000 期末勤勉手当 8,277,000 任意手当 86,000
4. 共済費	費	1,390							職員共済組合負担金 465,000 " 健康保険組合負担金 507,000 " 互助会負担金 418,000
9. 旅費	費	68							市内旅費 82,000 市外 " 81,000
11. 需用費	費	158							〇 消耗品費 18,000 共通消耗品費 7,200 自動車消耗品費 19,000 〇 燃料費 60,000 自動車燃料費 40,000 〇 印刷製本費 40,000 〇 印刷製本費 40,000 〇 印刷製本費 40,000 〇 印刷製本費 40,000 〇 印刷製本費 40,000 〇 印刷製本費 40,000
12. 役務費	費	45							自動車保険料
27. 公課費	費	5							自動車重量税
8. 報償費	費	678	8,768						米穀売渡推進協力費 48,000 野井戸野つば等転落事故防止事業協力費 526,000
9. 旅費	費	107							市内旅費 68,600 市外 " 48,100
8. 農業振興費		18,848	19,488	△ 586	15,090				

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区 分	金額	説明
				特定財源					
				国 府 支出金	地方債	その他			
	円	円	円	円	円	11. 需用費	188	円 〇 消耗品費 55,000 法規追録及消耗器材費 〇 倉庫費 80,000 会隣及来客陪 〇 印刷製本費 48,000 写真焼付及諸用紙印刷費	
						18. 委託料	1,875	農業協同組合事務委託料 1,815,000 野鳥捕獲事業委託料 60,000	
						14. 使用料及借賃	10	自動車借上料	
						19. 負担金補助及交付金	16,100	農業振興事業補助金 12,830,000 近郊農業近代化施設設置事業補助金 2,400,000 農業団体育成助成金 410,000 農業構造改善事業連絡協議会負担金 100,000 農協合併研究会負担金 500,000	
4. 畜産業費	1,498	1,801	197		1,498	9. 旅費	61	府内旅費 49,000 府外旅費 12,000	
						11. 需用費	1,250	〇 消耗品費 22,000 共通消耗品費 1,560	

									法須追録及消耗器材費 20,440 ○ 食糧費 25,000 ○ 会議及來客陪 5,000 ○ 印刷製本費 ○ 診療カルテ印刷費 1,230,000 ○ 医薬材料費 ○ 診療用藥品代
	12. 役務費	5							診療衣クリーニング代
	18. 備品購入費	25							診療衣購入費 8,000 診療器具 7,000 参考図書 10,000
	19. 負担金補助及交付金	157							大阪府獣医師会負担金 8,000 泉北地区畜産技術研究会 4,000 ニューカール病予防補助金 150,000
5. 雑地費	9. 旅費	142	5,800	10,557					工事関係旅費
	11. 需用費	197							○ 消耗品費 116,000 ○ 工事に用消耗器材費 25,000 ○ 食糧費 ○ 工事関係陪 48,000 ○ 印刷製本費及写真焼付代 80,000 ○ 工事に用及書寫真購入費 18,000 ○ 参考図書 9,000 ○ 修繕料 ○ 測量器具修理代
	18. 委託料	497							設計委託料

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円	14. 使用材料及借料	10	器具及自動車借上料	
							15. 工事請負費	25,705	土地改良事業工事費	
							18. 備品購入費	104	設計用具等購入費	
							19. 負担金補助金及交付金	1,152	土地改良事業団体連合会負担金 342,000 " " 職員研修会負担金 10,000 市岸独土地改良事業補助金 800,000	
6. 防衛施設周辺障害防止対策事業費	7,040	7,000	40			40	9. 旅 費	76	工事関係旅費	
							11. 需 用 費	153	○ 消耗品費 70,000 ○ 工事用消耗器材費 10,000 ○ 食糧費 ○ 工事関係印刷 ○ 印刷製本費 78,000 ○ 工事用写真及青焼代 88,000 参考図書 5,000	
							15. 工事請負費	6,800	蓮池谷水路工事費	

								18. 商品購入費	11	工學用器具購入費
(2) 林業費	9,006	2,748	6,258	3,900	4,175	981				
1. 林業總務費	829	185	194			329		8. 報償費	100	調査員報償費 5,000円×20人=100,000*
								9. 旅費	51	府内旅費 府外 "
								11. 需用費	48	○ 消耗品費 5,000 ○ 法規追徴代 消耗器材費 8,000 ○ 食糧費 2,000 ○ 來客贈 8,000 ○ 印刷製本費 80,000 ○ 諸用紙印刷代
								19. 負担金補助 及交付金	185	大阪府治山治水協會負担金 100,000 市町村林業構造事業連絡協議會負担 金 80,000 森林病害虫防除協會負担金 5,000
2. 林業專業費	8,677	2,618	6,064	8,900	4,175	602		9. 旅費	14	工學關係旅費
								11. 需用費	52	○ 消耗品費 17,000 ○ 工學用消耗器材費 7,000 ○ 食糧費 ○ 工學關係贈 印刷製本費 28,000 ○ 工學写真及書寫真焼付代 參考圖書購入費 20,000 8,000

			職員共済組合負担金 344,000 健康保険組合負担金 372,000 互助会負担金 306,000
7. 賃	金	45	計量器定期検査人夫賃
8. 報	賃	5,343	計量器定期検査事前調査員報償費 25,400 各種学校入学報償費等 5,820,000
9. 旅	費	191	府内旅費 48,000 府外 " 143,000
11. 需	用	461	○ 消耗品費 98,000 共通消耗品費 9,860 消耗器材費 83,000 ○ 燃料費 52,000 自動車用燃料費 46,000 ○ 食糧費 260,000 会議及来客用 10,000 ○ 印刷製本費 啓蒙ポスター等印刷費 ○ 修繕料 自動車修繕料
12. 役	務	13	自動車保険料
18. 委	託	11,122	各種自動車技能習得委託料 10,922,000 消費流動調査委託料 200,000
18. 備	品	63	購入費 参考図書購入費 20,000 消費者行政指導計量器購入費 85,000 ロッカー購入費 7,500

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				國 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	卍	卍	卍	卍	卍	卍	19. 負担金補助 及交付金	1,686	産労対策負担金 1,254,000 大阪の物産と観光展負担金 80,000 阪南8市共同事業 80,000 技能取得負担金 282,000	
2. 商工振興費	18,118	2,560	10,558			18,118	1. 報 酬	8,800	商工業専門調査員報酬 2,400,000 相談員 800,000	
							8. 報 償 費	80	講師謝礼	
							9. 旅 費	180	府内旅費 80,000 府外 160,000	
							11. 需 用 費	360	○ 消耗品費 10,000 ○ 消耗器材費 40,000 ○ 食糧費 280,000 ○ 会議及来客贈 280,000 ○ 印刷製本費 印刷費 10,000 ○ 広域商業診断書印刷費 20,000 ○ 青写真等焼付代 ○ 修繕料 ○ 公衆計量器修繕費	
							18. 委 託 料	500	広域商業診断調査委託料	

								タクシー借上料 会場借上料	5,000 5,000
								商工振興研究所工事費	
								商工振興研究所備品購入費 参考図書購入費	500,000 80,000
								商工会育成助成金 新規産業調査負担金 観光協会助成金 大阪府観光連盟負担金 商工ゼミナール 商工会館運営補助金 中小企業輸出振興促進補助金	1,200,000 500,000 2,000,000 6,000 8,000 650,000 270,000
8. 雇用対策費	2,614	1,788	881	2,614	80	8. 報 償 費		講師謝礼	
						9. 旅 費		府内旅費 府外 "	22,000 600,000
						11. 需 用 費	1,912	○ 消耗品費 中小企業永年勤労者表彰記念品代 就職者激励大会参加記念品代 その他消耗品費 ○ 食料費 激励大会参加陪 会諸及来客贈 ○ 印刷製本費 求人用パンフレット印刷代	880,000 360,000 410,000 110,000 215,000 200,000 15,000 217,000 200,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特定財源		一般財源			
				国 支 出 金	地方債				
	円	円	円	円	円	円		円	
						14. 使用料 借料 賃	450	永年勤続者表彰状印刷代 9,000 就職者激励大会関係印刷費 8,000	
						19. 負担金補助 及 交付金	150	雇用対策関係自動車借上料 100,000 就職者激励大会関係自動車借上料 80,000	
4. 金融計算費	85,603	10,403	25,200	15,000	20,000	1. 報 酬	270	雇用対策負担金 中小企業融資幹旋審査員報酬	
						9. 旅 費	88	府内旅費 20,000 府外 18,000	
						11. 需 用 費	244	消耗品費 10,000 消耗器材費 69,000 食糧費 60,000 審査会運営 会費及米客 印刷製本費 165,000 貸付諸用紙印刷費	
						18. 備品購入費	41	融資申込書保管ロッカー購入費 21,000 参考図書購入費 20,000	

大阪府中商企業融資幹旋連絡協議會
負担金

19. 負担金補助 及交付金	10								
21. 貸付金	15,000								同和金融公社貸付金
24. 投資 出資	20,000								銀行預託金
③土木費	1,211,766	3,037,387	△1,825,601	708,911	231,900	68,800	202,155		
(1)土木管理費	66,923	49,553	17,365				66,923		
1. 土木総務費	66,923	49,553	17,365				66,923		一般職給 86人
									扶養手当 782,000 調整手当 2,987,000 通勤手当 980,000 管理職手当 751,000 期末勤劬手当 15,544,000 特殊勤務手当 504,000 時間外勤務手当 1,566,000 住居手当 204,000
									職員共済組合負担金 2,197,000 " 健康保険組合負担金 2,896,000 " 互助会負担金 1,978,000
4. 共済費	6,566								府内 48,000 府外 154,000 建築関係 78,000 土木関係 93,000
9. 旅費	873								

			建築関係 自動車及器具修繕料	26,000
12. 役務費	95		土木関係 自動車保険料 クリーニング料 建築関係 自動車保険料	58,000 51,180 7,000 87,000
14. 使用料及賃借料	89		土木関係 有料道路通行料 建築関係 調査用車借上料 有料道路通行料	30,000 9,000 5,000 4,000
18. 備品購入費	120		土木関係 庁用器具購入費 建築関係 図書購入費 現場用器具購入費	20,000 100,000 20,000 80,000
19. 負担金補助及交付金	580		土木関係 光明池土地改良区負担金 大阪府道路協会 カク河川協会 各種研究会負担金 建築関係 宅地造成研究会負担金 宮續協会負担金 建築関係研究会負担金	570,000 450,000 85,000 85,000 50,000 10,000 4,000 8,000 8,000
27. 公課費	20		自動車重量税	

				碎石 580,000 共通消耗品 1,440 燃料費 30,000 ○ 燃料費 100,000 ○ 燃料費 6,000 ○ 印刷製本費 986,000 ○ 諸用紙印刷費 216,000 ○ 賃糧費 720,000 來客贈 90,000 ○ 光熱水費 50,000 府中駅前噴水 10,000 電気使用料 30,000 ○ 修繕料 街燈修理費 工具修理費 10,000 自動車修繕料 30,000
12. 役 務 費	78			自動車保険料
13. 委 託 料	2,000			土質検査委託料 1,500,000 測量委託料 500,000
14. 使 用 料 及 賃 借 料	80			自動車借上料及賃借料
15. 工 事 請 負 費	60,500			市道補修工事費
16. 原 材 料 費	3,400			生コン 1,550,000 セメント 175,000 川 砂 400,000 鉄筋及型枠その他 300,000 ヒューム管 375,000 くい 60,000 砂 440,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
8. 道路橋梁 新設改良費	15,050	9,880	5,220	7,500	5,800	2,250	20	改良工事関係諸費	
							80	○消耗品費 ○印刷製本費	
							18	自動車重量税	
							50	工具購入費	
							100	道路用地購入費	
4. 交通安全 施設	9,464	8,300	6,164	2,942		6,522	800	歩道設置工事測量設計委託料	
							9,164	防護さく設置工事費 反射鏡設置工事費 歩道設置工事費 伯太久米田線 府中和気西線	

									区画線設置工事費 街燈灯	400,000 1,200,000		
5. 環境改善 施設整備費 事業	29,170	7,180	6,540	1,850	1,300	174,538	48,400	1284	9. 旅費	200	事業関係旅費 府内 府外	100,000 100,000
									11. 需用費	810	○ 消耗品費 ○ 工事用消耗器材費 ○ 印刷製本費 ○ 各種印刷製本費 ○ 食糧費 ○ 来客席及会議用膳	100,000 160,000 50,000
									18. 委託料	1,000	池上、下の官線設計等委託料	
									14. 使用材料及賃借料	40	自動車借上料	
									15. 工事請負費	2,000	阪和東側線関係工事費	
									17. 公有財産購入費	202,620	阪和東側線関係用地購入費	
									22. 補償補填及賠償金	18,000	阪和東側線関係住老補償費	
(3) 河川及水路費	18,720	7,180	6,540	1,850	1,300							
1. 河川維持費	6,220	8,020	8,200						11. 需用費	20	○ 印刷製本費 ○ 諸用紙印刷費	

科 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節 区 分	金 額	明 示
				特 定 財 源			一般財源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	円	
2.河川改修費	9,980		3,980	1,850	1,300	830	20	30,000	河川維持工事設計委託料	
							60	30,000	河川維持工事費	
							20	30,000	工事関係旅費	
							60	30,000	○消耗品費 ○工學用消耗器材費 ○印刷製本費 ○諸用紙印刷費	
							3,900		東松尾川河川改修事業費	
3.水路費	3,520	4,160	△ 640			3,520	20	10,000	○消耗品費 ○工學用消耗器材費 ○印刷製本費 ○青写真焼付代	
								3,500	用悪水路改修工事費	
(4) 都市計画費	177,805	736,086	△ 558,281	88,140	16,940	57,785				
1. 都市計画費	27,311	19,143	8,168	330		26,921	144		都市計画審議会委員報酬	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円			円	
							12. 役 務 費	6	クリーニング代	
							13. 委 託 料	8,220	公園計画図作成委託料 720,000 黒石山開発基本計画策定委託料 7,500,000	
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	58	企画関係タクシ一借上料 40,000 土木関係有料道路通行料 13,000	
							18. 備 品 購 入 費	9	企画関係図書購入費 6,000 土木関係 " 3,000	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	296	企画関係 160,000 府都市計画事務連絡協議会負担金 40,000 坂南 " " 40,000 都市計画学会負担金 50,000 都市計画研移会負担金 30,000 土木関係 136,000 府都市計画事務連絡協議会負担金 40,000	

2.公園費	4,054	4,986	△ 882	1,200	700					府都市計画街路事業促進協議会負担金 25,000 阪南都市計画事務連絡協議会負担金 26,000 日本下水道事業協会負担金 15,000 府下水道促進協会 " 20,000 下水道確保研修会 " 19,000
										府内旅費 府外 "
										11.需用費 ○消耗品費 30,000 肥料代 10,000 その他消耗代 10,000 ○修繕料 130,000 器具修理代 ○印刷製本費 5,000 諸用紙印刷代
										13委託料 管理委託料
										15.工事請負費 黒島山公園整備工事費
										16.原材料費 公園施設補修材料費
										18.備品購入費 草刈機購入費
										19.負担金補助 及交付金 府公園観光開発協会負担金

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国 支 出 金	地方債	その他				
8. 街路事業費	円 95,880	円 179,980	円 △84,050	円 45,880	円 18,800	円 29,000	円 16,250	円 155	府内旅費 府外 "	
								125	○ 消耗品費 ○ 工事関係消耗品費 ○ 食糧費 ○ 旅客費 ○ 印刷製本費 ○ 工事関係印刷製本費	
								600	和泉中央線街路測量及設計委託料 800,000 北信太駅前線測量及設計委託料 800,000	
								80,000	和泉中央線(橋梁)築造工事費	
								85,000	和泉府中北通線用地買収費 15,000,000 和泉中央線用地買収 20,000,000	
								10,000	和泉府中北通線物件補償費	
								20,000	北信太駅前線住宅公団返還金 及割引料	

4.浸水対策費	10,340	0	10,340	5,500	2,440	2,440	2,440	9.旅費	10	府内旅費	
								11.需用費	30	○消耗品費 ○工事関係消耗品費 ○印刷製本費 ○諸用紙印刷費	20,000 10,000
								13.委託料	100	検査及測量委託料	
								15.工事請負費	10,200	小田水路工事請負費 室堂水路整備工事費	7,000,000 8,200,000
5.土地区画調査費	27,227	3,257	28,960	24,750			2,477	9.旅費	103	府内旅費 府外 "	64,000 89,000
								11.需用費	250	○消耗品費 ○事務用消耗器材費 ○食糧費 ○会議及米客箱 ○印刷製本費 ○關面焼付及資料等印刷費	50,000 180,000 80,000
								13.委託料	2,000	現形測量委託料	
								14.使用材料及借賃料	10	会場及自動車借上料	
								18.備品購入費	20	測器器具購入費	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円	19.負担金補助 及交付金	円 84	第2阪和国道建設促進同盟会負担金 20,000 日本土地区画整理協会負担金 30,000 大阪府都市開発促進協議会負担金 20,000 土地区画整理研究会参加負担金 5,000 " " セミナー参加負担金 4,000 大阪府都市開発促進協議会研修会参 加負担金 5,000	
6.開発経費	481		481			481	28.繰 出 金	24,750	土地区画整理事業特別会計へ繰出し	
							9.旅 費	107	府内旅費 府外 "	
							11.府 用 費	256	○消耗品費 26,000 ○共通消耗品費 7,800 ○自動車消耗品費 10,000 ○図書及消耗器材費 8,200 ○食糧費 167,000 ○来客旅 15,000 ○印刷製本費 48,000 ○写真機代 ○燃料費 ○自動車燃料費	

								○修繕料 器具修理費	10,000
								自動車保険料	
								自動車借上料及有料道路通行料	
								カメラ購入費 防案着及図書購入費	80,000 20,000
								宅地造成技術講習会負担金 全日本建設技術講習会 " 開発許可制度講習会 " 阪南ブロック開発許可制度研究会負担金	15,000 6,000 10,000 20,000
7.開発事業費	12,512	0	12,512	5,500	7,012			講師謝礼	
								府内旅費 府外 "	72,000 150,000
								○消耗品費 共通消耗品費 調査用消耗品費 ○食糧費 会議及来客前 ○印刷製本費 謄用紙印刷及青写真焼付代	80,000 4,680 25,000 50,000 120,000
								測量委託料 計画及事業決定作成委託料	11,000,000 1,000,000
								12.役務費	
								14.使用料及賃借料	
								18.備品購入費	
								19.負担金補助及交付金	
								8.報償費	
								9.旅費	
								11.需用費	
								18.委託料	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 分 額		明	
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額		
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	租				
	租	租	租	租	租	租	租	14. 使用料及賃借料	10	円	会場及自動取借上料
(街路改良事業費)		528,760	△ 528,760					18. 備品購入費	60		図面ロッカー購入費 書類ロッカー 製図用器具
(5)住宅費	627,120	2,169,410	△ 1,542,290	488,943	165,000	7,142	16,085				
1. 住宅管理費	9,302	4,266	5,086	2,160		7,142		9. 旅費	82		府内旅費 府外
								11. 需用費	1,498		○ 消耗品費 48,000 ○ 共通消耗品費 3,120 ○ 消火器薬品及フィルム代 44,000 ○ 食糧費 10,000 ○ 会議及来客贈 40,000 ○ 印刷製本費 ○ 印刷紙印刷及写真繕付料 1,400,000 ○ 繕繕料 各団地維持修繕料
								12. 役務費	10		郵便料及クリーニング代
								13. 委託料	600		住宅管理委託料 250,000 住宅使用徴収委託料 350,000

2.改良住宅建設費	603,565	2,157,457	△1,553,892	486,788	165,000	1,782	6,955	丸笠団地外営繕工事費
							120	各住宅補修用材料費
							25	書類ロッカー購入費 図書購入費
							12	建築関係研修会負担金
							2,828	一般職給 8人
							1,989	扶養手当 調整手当 管理職手当 時間外勤務手当 通勤手当 児童手当 期末勤勉手当 住居手当
							529	職員共済組合負担金 " 健康保険組合負担金 " 互助会負担金
							100	地元協力者謝礼
							292	府内旅費 府外 "
								58,000 248,000 147,000 126,000 12,000 86,000 1,305,000 12,000
								177,000 188,000 159,000
								53,600 228,400

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分 金 額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
	円	円	円	円	円	円	11. 需 用 費	〇 消耗品費 80,000 〇 共通消耗品費 4,880 〇 消耗器材費 25,820 〇 食糧費 100,000 〇 会議及来客贈 会費 300,000 〇 印刷製本費 20,000 〇 書写真焼付代 燃料費 〇 自動車用燃料費	
							12. 役 務 費	確認申請手数料 80,000 自動車検検料 12,570	
							13. 委 託 料	建築設計委託料 18,000	
							14. 使 用 料 及 貸 借 料	用地借上料 1,500,000 自動車借上料 50,000	
							15. 工 事 請 負 費	改良住宅80戸建設工事費 345,220	
							16. 原 材 料 費	仮設排水材料及建設に伴う材料費 300	
							17. 公 有 財 産 購 入 費	住宅用地購入費 103,600	

8.地区改業費	18.備品購入費	667	カメラ購入費 書類ロッカー購入費 図面ロッカー 設計器具等 軽自動車	50,000 32,000 45,000 190,000 350,000	
	19.台租金補助 及交付金	550	汚水、下水排水負担金 研修会等負担金	500,000 30,000	
	22.補償補填及 賠償金	132,500	不良住宅買収費 営業補償等及賠償金	87,500,000 45,000,000	
	27.公課費	8	自動車重量税		
	8.報償費	50	講師謝礼		
	9.旅費	586	府外旅費 府内	550,000 96,000	
	11.需用費	419	○消耗品費 調査用消耗品費 ○燃料費 石油代 自動車ガソリン代 ○食糧費 会費納 ○印刷製本費 諸用紙印刷費 ○修繕料 クランチ及ブレーキ調整 エンジン調整	100,000 47,000 4,800 42,000 50,000 200,000 22,000 10,000 12,000	
	12.役務費	18	自動車保険料		
		14,258	7,687	6,566	14,258
					14,258

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
					国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
	円	円	円	円	円	円	18,000	調査委託料	円	
							50	自動車借上料		
							100	調査用関係備品費		
							80	地区改良事業推進協力負担金		
⑨ 消 防 費	178,899	217,988	△89,089	18,902	890	128,807				
(1) 消 防 費	178,899	217,988	△89,089	18,902	890	128,807				
1. 消 備 消 防 費	102,764	78,454	24,310	182	120	102,512	2. 給 料	一般職給 61人		
							87,349	8 職員手当	扶養手当 調整手当 通勤手当 管理職手当 期未勤務手当 時間外勤務手当 特殊勤務手当 宿日直手当	1,145,000 4,102,000 1,992,000 859,000 21,795,000 2,181,000 1,222,000 192,000

			児童手当 休日手当	36,000 3,660,000
4.共済費	9,195		職員共済組合負担金 " 健康保険組合負担金 " 互助会負担金	3,086,000 3,350,000 2,759,000
5.災害補償費	50		消防職員公務災害補償費	
8.報償費	32		消防協力功労者表彰費 講習会講師謝礼	20,000 12,000
9.旅費	562		府内旅費 " 府外 "	100,000 462,000
10.交際費	120		消防長交際費	
11.帯用費	2,905		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 ○ 共通消耗品費 ○ 新聞及法規追録代 ○ 自動車用消耗品費 ○ 消火栓用 " ○ レンジャー用 " ○ その他消耗器材費 ○ 燃料費 ○ 自動車用燃料費 ○ 庁用 " ○ 食糧費 ○ 出初式贈 ○ 会議及来客贈 ○ 印刷製本費 ○ 写真焼付代 ○ 防火宣伝ビラ印刷費 	717,000 107,640 40,280 240,000 35,000 54,000 240,000 906,000 720,000 126,000 87,000 46,800 40,160 109,000 15,520 62,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区 分 金額	説明
				特定財源			一般財源		
				国 支 出 金	地方債	その他			
	円	円	円	円	円	円	円	諸用紙印刷費 41,380 ○医薬材料費 50,000 ○救急医薬品 447,000 ○光熱水費 284,400 電気使用料 144,000 水道 18,000 ガス 589,000 ○修繕料 574,000 自動車修理費 15,000 斤用器具	
						12. 役 務 費	771	電話使用料 300,000 無線機検査手数料 15,000 クリニニング代 16,250 診断書料 2,400 自動車保険料 486,610	
						13. 委 託 料	19	し尿汲取委託料 10,850 ゴミ収集 8,280	
						14. 使用料及 賃 借 料	30	テレビ観覧料 8,780 駐車場借上料 8,000 マイク 8,000	
						18. 備品購入費	1,708	制服等調整費 862,000 レンジャー用品購入費 121,100 カメラ 30,000 バッテリー 35,000	

								ホース購入費 自火報感知器具購入費 その他備品購入費	300,000 100,000 254,200
								各種消防長会負担金 消防費じゆつ金共済会負担金 近畿防火気象連絡会負担金 ヘリコプター負担金 府下消防技術研修会負担金 消防職員福利厚生補助金	68,700 81,000 1,500 284,000 10,000 207,000
								自動車重量税	155
2.非 常防 消	備 費	11,928	11,605	238	770	11,158	1.報 酬	消防団長報酬 " 副団長報酬 " 分団長 " 副分団長 " 班長 " 団員 " 出動訓練	30,000 40,000 108,000 72,000 288,000 1,440,000 2,650,000
							5.災 害補償費	消防団員公務災害補償費 " 賞じゆつ金 " 公務災害見舞金	180 100,000 70,000 10,000
							8.報 償 費	消防団員退職報償費	600
							9.旅 費	消防団員講習会及市内旅費	200

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区	金 額	説 明
				特 定 財 源					
				特 定 財 源	其 他	一 般 財 源			
	円	円	円	円	円	円	円	円	
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	11. 需 用 費	2,060	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 211,000 ホース修理用薬品等消耗品費 52,000 自動車用消耗品費 150,000 巡行宣伝用幕 9,000 燃料費 400,000 ○ 消防自動車及ポンプ用燃料費 805,000 ○ 食糧費 89,250 出初式団員贈及各種大会贈 215,750 ○ 印刷製本費 8,000 出初式案内状印刷費 58,000 ○ 光熱水費 1,078,000 消防器具庫、電気及ガス使用料 750,000 ○ 修繕料 288,000 自動車修理費 40,000 ポンプ塗装費
							12. 役 務 費	372	公務災害診断手数料 5,000 自動車保険料 366,840
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	155	消防大会等自動車借上料
							18. 備 品 購 入 費	1,447	<ul style="list-style-type: none"> パツテリイー購入費 110,000 ホース及吸水管〃 800,000 制服釦製費〃 437,000

3.消防施設費	64,095	16,151	47,944	18,770	30,800	14,525	2,088	消防団員賞じゆつ金掛金 250,000 大阪府消防協会本部及支部負担金 316,866 公務災害共済基金負担金 1,078,370 消防団員福祉共済掛金 392,700
27.公 課 費							248	自動車重疊税
11.需 用 費						14,525	710	○修繕料 710,000 消防庁舎修理費 10,000 器具庫 " 100,000 防火水そう " 200,000 無線機 " 400,000
15.工畢請負費							28,850	器具庫新設費 1,600,000 防火水そう " 8,500,000 出張所 " 18,750,000 (R C二階建 250 m ²)
16.原 材 料 費							120	庁舎修理材料費 10,000 消防器具試作材料費 110,000
17.公 有 財 産 購 入 費							22,405	出張所用地 (380 m ²) 購入費
18.備 品 購 入 費							11,210	無線機購入費 4,250,000 クーラー購入費 500,000 小型動力ポンプ購入費 960,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	額	説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債				
種	種	種	種	種	種	種	種	種	
									サイレン購入費 100,000 ポンプ自動車 5,400,000
							19.負担金補助 及交付金	5,800	消火栓新設及維持補修負担金 5,000,000 防火水そう新設補助金 800,000
4.水 防 費	112	67	45			112	11.需 用 費	28	○燃料費 8,000 自動車燃料費 ○食糧費 25,000 団員出勤旅
							14.使 用 料 及 賃 借 料	4	自動車借上料
							16.原 材 料 費	50	非常用工器材料費
							18.備 品 購 入 費	80	非常用器具購入費
(消防庁舎建 設事業費)		111,621	△ 111,621						

⑩教育費	988,756	778,888	215,142	174,983	200,700	765,87	586,505					
⑪教育総務費	106,756	78,604	28,152	10,740		69	95,947					
1.教育委員会費	2,884	2,248	91				2334					
1.報 酬												1,391 委員長報酬 8,000.00 × 12月 = 360,000 委員 " 25,000.00 × 12月 × 3人 = 900,000 適正就学対策審議会委員 15,000円 × 18人 × 8回 = 81,000 判別委員報酬 50,000 専門医報酬 25,000 委員報酬 25,000
8.報 償 費												180 教職員退職記念品代
9.旅 費												52 教育委員費用弁償 12,000 教育委員出張旅費 40,000
10.交 際 費												270 教育委員会交際費
11.需 用 費												106 ○ 消耗品費 49,000 ○ 委員会月報及委員ハツチ代他 ○ 食糧費 62,000 ○ 会議及来客贈 ○ 印刷製本費 5,000 ○ 適正審議会資料印刷代
14.賃 借 料 及 使 用 料												10 自動車借上料

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国 府 支出金	地方債	その他				
	円	円	円	円	円	円	18.備品購入費	98	教育委員会図書購入費	
							19.負担金補助 及交付金	227	全国市町村教育委員連絡協議会負担金 3,500 全国都市教育長負担金 5,000 大阪府都市教育委員研修会負担金 3,100 大阪府都市教育委員長教育長協議会負担金 51,200 近畿教育長委員長協議会負担金 8200 東北教育長委員長連絡協議会負担金 23,000 近畿圏社会増市町村教育長協議会負担金 5,000 和泉工及横山高校定時制補助金 100,000	
							2.給料	25,022	一般職給23人	
							3.職員手当	16,946	扶養手当 4,290 調整手当 2,161 通勤手当 504 管理職手当 1,554 期末勤続手当 1,037 特選外勤手当 1,050 住居手当 1,560	

2事務局費	48,020	382,24	9,796	3	69	47,948	4.共済費	4,662	職員共済組合負担金 1,558,000 職員健康保険組合負担金 1,702,000 職員互助会負担金 1402,000
							9.旅費	421	府内旅費 300,000 府外旅費 121,000
							11.需用費	744	消耗品費 187,000 法規追録代 53,000 新聞雑誌購読料 15,600 電子リコー用消耗品費 50,000 共通消耗品費 42,120 賄用紙及消耗器材費 6,000 自動車用消耗品費 20,000 燃料費 18,000 自動車用燃料費 18,000 修繕料 175,000 リコービ一修繕料 5,000 食糧費 60,000 会議料 50,000 来客用 10,000 印刷製本費 187,000 就字関係諸用紙印刷費 118,000 諸用紙印刷費 24,000
							12.役務費	84	自動車共済保険料 24,820 自動車損害賠償保険料 58,050
							18.委託料	18	幼稚園教員採用身体検査委託料 クリーニング代 1,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円		円	円	
							14. 使用料及賃借料	20	自動車借上料	
							18. 備品購入費	10	参考図書購入費	
							19. 負担金補助及交雑	70	東北地区人車主担着会負担金 12,500 東北地区人車協議会負担金 10,000 公立学校施設期成会負担金 12,000 教頭選挙事務分担金 5,000 幼稚園総務用分担金 5,000 統計教育研究会負担金 5,000 大阪府学校給食会負担金 10,000 大阪府次長会分担金 10,000	
							27. 公課費	28	自動車重量税	

8.教育指導費	12,788	11,485	1,298	12,788	8.報 償 費	849	教科研究会講師謝礼 水泳講習会講師謝礼 特殊教育研修費 和泉市教職員夏季研修会 三市一町新任職員研修会	40,000 60,000 112,000 647,000 70,000
					9.旅 費	88	指導主事府内旅費 指導主事府外旅費	50,000 38,000
					11.需用費	1,857	○消耗品費 学校教職員名簿購入費 職員録 研修用雑誌 印刷製本費 ○印刷製本印刷代 社会科副読本印刷代 研究紀要(三市一町合同編集) 道徳教育副読本 ○食糧費 言葉の教室講師陪	42,000 30,000 6,000 6,000 1,295,000 229,000 72,000 1,000,000 20,000
					18.委託料	2,112	教育振興会活動委託料 書初展選考委託料 クラブ活動委託料 テラス活動委託料 知能テスト委託料 入級判別テスト委託料 中学標準テスト委託料 職能適応テスト委託料	850,000 80,000 500,000 250,000 250,000 80,000 542,000 110,000
					18.備品購入費	1,058	指導室参考図書 教職員事務服 入級判別テスト器具	10,000 1,020,000 28,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円	19	7,274	円	
							負担金補 助及交付金		東北地方事務所関係分相金 586,000 小・中学校長会負担金 196,000 小・中学校教頭会 95,000 大阪府隣地教育学校負担金 10,000 和泉市手をつなぐ親の会負担金 80,000 教科研究負担金 154,000 特許学級負担金 86,000 研究助成金 400,000 研修費(総職員) 5,517,000 学校築造管理費助成 300,000	
4. 教育研究所費	571	277	294			571	8 報 償 費	89	研究員報償費 800,000 研究会講師謝礼 100,000 展示会賞賜金 49,000	
							9 旅 費	51	府内旅費 21,000 府外旅費 30,000	
							11 需 用 費	80	〇 消耗品費 82,000 〇 研究用消耗品 〇 燃料費 10,000 〇 実験用アルコール 8,000 〇 食糧費 3,000 〇 会議用茶菓子代 3,000 〇 科学展開催時弁当 5,000	

5 同和教育指導費	43,098	26,425	16,678	10,787	8,286	1	印刷製本費 ○各種賞状印刷費 ○修繕料 ○実験器具修繕料	20,000 10,000		
							12. 役務費	24	電話使用料	
							15. 工事請負費	50	陪室設置工事	
							16. 原材料費	30	実験用原材料及展示用原材料	
							18. 備品購入費	100	実験器具購入費	
							19. 負担金補助及交付金	147	大阪府公立小・中学校研究会負担金 教育新潮発行負担金 中学の広場発行負担金	60,000 48,000 89,000
					8,286	1	8. 報償費	4,550	講習会研究会講師謝礼 教育推進手当	50,000 4,500,000
							9. 旅費	253	大阪府同和教育研究会参加旅費 教育研修旅費	120,000 193,000
							11. 需用費	2,432	○消耗品費 ○指導用消耗器材費	412,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国府支出金	地方債				その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
										印刷製本費 200,000 広報関係パンフレット 食糧費 20,000 会費
							18委託料 800			和泉市同和教育研究会研究委託料
							14.使用料及賃借料 100			研修用自動車借上料
							19.負担金補助金交付金 854,68			教育を守る会負担金 889,800 高校大学の会補助金 21,474,000 大阪府同和教育研究会負担金 46,000 同和指導部会負担金 6,000 全国同和教育研究会参加負担金 100,000 教育対策負担金 4,944,000
(2)小学校費	689,808	466,080	178,228	190,600	65,679	248,457				
1.学校管理費	141,985	117,159	24,826		216,188,568		2給料 48,879			一般職6人
							8職員手当 29,046			扶養手当 21,200 調整手当 8,928,000

			通勤手当 640,000 期末勤務手当 21,178,000 特休勤務手当 430,000 時間外勤務手当 2,121,000 住居手当 633,000
4. 共济費	9,132		職員共済組合負担金 8,070,000 職員健康保険組合負担金 8,324,000 職員互助会負担金 2,738,000
7. 賃金	817		臨時職員賃金 112,000 スト一プ取付、取外し手間賃 130,000 臨時用雑役人夫賃 100,000 精米等刈賃金 650,000
8. 報償費	426		学校書初展賞賜金 230,000 入学祝金 400,000
9. 旅費	15		校務員連絡出張旅費
11. 需用費	15,328		○ 消耗品費 4,648,000 教科書及び指導書 1,074,000 卒業記念品 1,804,000 用務員賞与品代 76,000 掃除用品 468,000 教授用消耗品費 1,350,000 指導用消耗品費 743,000 教育関係法令追録等 438,000 管理用消耗品費 200,000 燃料費 250,000 ○ 教室・管理室採暖用燃料費 286,000 ○ 食糧費 210,000 教職員及び児童給湯用茶代 210,000 来客用弁当 26,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分		明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	円	円	円	円	円	円		円	
							12. 役 務 費	印刷製本費 4,400,000 児童出席簿印刷費 150,000 通知印刷費 220,000 青写真焼付代 70,000 その他 光熱水費 6,020,000 ガス使用料 704,000 水道使用料 9,812,000 電気使用料 2,004,000 修繕料 1,470,000 備品関係修繕料 325,000 施設関係修繕料 1,106,000 火災報知器修理費 35,000 各小学校警備員巡回時計修理費 5,000	
							18. 委 託 料	郵便料 78,000 電話料 1,392,000 電話架設手数料 60,000 小学校火災保険料 120,000,000	
								学校警備委託料 7,800,000 浄化槽清掃委託料 544,000 浄化槽管理委託料 709,000 糞水処理委託料 1,118,000 汚物処理委託料 75,000	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	円	円	円	円	円	円			円	
							9 旅 費	4 4	予防接種介助者報償費 84,000 就学時健康診断介助者報償費 95,000 給食調理員旅費 80,000 研修旅費 140,000	
							11 需 用 費	9,462	〇 消耗品費 109,000 健康優良表彰記念品 26,000 体育大会記念品及消耗品費 90,000 体育参加賞及び消耗品 278,000 環境衛生測定薬品及び用紙代 30,000 調理員貸与品 266,000 給食用消耗品費 40,000 〇 食糧費 50,000 各団打合せ等会議諸 10,000 水泳壁上記録会役員飯食代 40,000 〇 印刷製本費 200,000 〇 光線水費 61,320 電気使用料 175,200 水道使用料 818,000 フール水道料 12,000 〇 修繕料 200,000 オートオモーター一修理及び給食 20,000 備品修繕料 20,000 〇 医薬材料費 1,977,000	

			各種アクリン代 ツ反・BCG器材費 インフルエンザ器材費 アール薬品代 学校常備薬 調理室常備薬	1,625,000 500,000 500,000 180,000 65,000
18.委託料	1,726		結核検診委託料 寄生虫病検診委託料 応急措置料 アール清精委託料 心臓検診委託料 調理員検便委託料 教職員胃検診委託料	1,061,000 450,000 10,000 50,000 76,000 89,000 40,000
14.借入材料及使用料	110		タクシー借上料	
16.原材料費	5		調理員研修会原材料費	
18.備品購入費	8,016		予防接種器具備品購入費 学校給食環境整備品費	16,000 8,000,000
19.負担金補助及交付金	2,051		府学校保健会負担金 各種体育大会負担金 学校安全会負担金 和泉市学校給食会負担金	6,500 25,000 1,919,000 10,000
20.扶助費	6,108		要保護・準保護医療扶助 標準保護児童給食費補助費	8,000,000 5,908,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 数			節 目		明 細	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
3. 教育振興費	16,906	13,452	8,454	7,498	9,473	150	11. 需用費	150,000	○ 消耗品費 ○ 特殊学級用消耗品費	
							14. 使用料及賃借料	20	特殊学級運動会バス借上料	
							18. 備品購入費	14,080	教材国庫負担備品費 1,500,000 理科教育振興法にかかる備品費 1,080,000 情緒障害学級備品費 80,000 特殊学級備品費 20,000 同和地区中学校特別備品費1,000,000	
							20. 扶助費	2,656	要保護児童保護児童扶助費	
4. 小学校増大改築事業費	51,959	0	51,959	17,907	13,752	559	18. 委託料	559	設計委託料	
							15. 工事請負費	51,400	校舎増築工事費	
5. 小学校増大改築事業費	1,380	0	1,380		1,380	10	9. 旅費	10	府内旅費	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		金 額	説 明									
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額											
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他														
8. 南池田小学校 増築事業費	21,654	0	21,654	8,908	6,500	6,246	18委 託 料	154	設計委託料	円										
9. 北松尾小学校 増改築事業費	86,886	0	86,886	19,150	86,900	30,786	18委 託 料	1,085	設計委託料	円										
10. 黒島小学校体 育館新設事業 費	31,159	0	31,159	7,666	11,300	12,198	旅 費	10	府内旅費	円										
							11購 用 費	80	〇 電 耗 品 費 〇 工 事 用 消 耗 器 材 費 〇 食 糧 費 〇 上 揮 式 等 指 〇 印 刷 製 本 費 〇 青 写 真 焼 付 代	10,000 10,000 10,000										
							13委 託 料	759	設計委託料	円										
							15工 事 請 負 費	80,360	体育館新設工事費	円										

11. 幸小学校プー ル建設事業費	65,147	0	65,147	5,028	59,300	824	9旅 費	10	府内旅費	
							11需 用費	20	○消耗品費 ○工事用消耗器材費 ○印刷製本費 ○青写真焼付代	10,000 10,000
							18委 託料	468	設計委託料	
							15工 事請負費	18,700	プール新設工事費	
							17公 有財産購 入	45,210	プール敷地購入費	
							18備 品購入費	789	プール用備品購入費	
12. 北他田小学校 プー ル建設事 業費	18,010	0	18,010	1,045	7,800	4,165	11需 用費	10	○印刷製本費 ○青写真焼付代	
(国府小学校増 設事業費)		97,788	△ 97,788				15工 事請負費	18,000	プール新設工事費	
(北他田小学校 改築事業費)		50,876	△ 50,876							

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 節		明 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	説 明	
				国 府 支 出 金	地 方 債					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(南横山小学校 改築事業費)		87,578	△ 87,578							
(信太小学校増 築事業費)		55,249	△ 55,249							
(鶴山台小学校 新設事業費)		85,184	△ 85,184							
(南松尾小学校 アール新設事 業費)		10,000	△ 10,000							
③中 学 校 費	157,870	142,591	14,779	22,554	10,100	4,444	124,272			
1. 学校管理費	71,399	53,268	18,136	1,510		80	69,809	2. 給 料	20,409	一般職給28人
								3. 職 員 手 当	12,381	扶養手当 調整手当 通勤手当 期末勤劾手当 特殊勤劾手当 時間外勤務手当 住居手当
										872,000 1,668,000 264,000 897,200 176,000 898,000 86,000
								4. 供 済 費	8,813	職員共済組合負担金 職員健康保険組合負担金
										1,282,000 1,388,000

			職員互助会負担金	1,148,000
7.賃	金	7.1	臨時校務員賃金 ストーブ取付賃金 榎木葉刈賃金	26,090 120,000 88,000
8.報	償	1.2	学校書初展賞賜金	12,000
9.旅	費	4	用務員連絡旅費	4,000
11.需	用	9.018	○消耗品費 教科書及び指導書 卒業記念費 用務員貸与品費 就職者仕行会記念品費 掃除用具費 授業用消耗品費 指導用消耗品費 教育関係法会集等 管理用消耗品費 山手中学特別消耗品費 燃料費 ○教室採暖用燃料(山手中) 職員室採暖用燃料 湯沸用燃料(プロパン等) ○食糧費 職員用茶代 生徒用茶代 ○印刷製本費 各種印刷製本代 青写真焼付代 ○光磁水費 水道使用料 電気使用料 ガス使用料	8,752,000 1,233,000 8,400,000 35,000 188,000 195,000 750,000 192,000 23,000 139,000 500,000 442,000 4,200,000 860,000 4,000,000 1,320,000 12,000 120,000 800,000 270,000 80,000 8,787,000 2,823,000 134,400 1,120,000

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		明
				特 定 財 源			一 般 財 源	金 額	額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
									修繕料 605,000 備品関保費 180,000 施設関保費 420,000 各学校警備員巡回時計修理費 5,000	
								12 役 務 費	郵便料 86,000 電話使用料 804,000 中学校建物保険料 880,000	
								13 委 託 料	学校警備委託料 860,000 浄化槽清掃委託料 449,000 塵芥処理委託料 452,000 浄化槽管理委託料 565,000 助成団地生徒委託料 50,000 榎尾中学校々務員委託料 729,000 汚物処理委託料 181,000 電気保安業務委託料 99,000	
								14 使 用 料 及 賃 借	就職者壮行会バスフィルム借上料 120,000 信太中学校建物借上料 2,865,000 中学校借地料 4,000,000	
								15 工 事 講 賃 費	各校舎管繕工事費	

										16) 材料費	505	校舎修理材料費 砂塵用砂代 入替用ガラス代	300,000 720,000 183,000
										18) 備品購入費	2858	生徒用机 職員事務机 校用備品 教授用備品及校用備品 図書用補充用費 南松尾 中学校体育道用障幕	1,120,000 208,000 480,000 830,000 120,000 600,000
										19) 負担金補助 及交付金	655	修学旅行引卒者補助金 教科研究指定校補助金	5550,00 100,000
										28) 償還金利子 及割引料	8198	公団奨進資金償還利子	
										1) 報酬	820	校医(内科)報酬 校医(歯科)報酬 薬剤師報酬	820,000 820,000 180,000
										7) 賃金	68	臨時調理員賃金	
2. 学校保健費	14,870	15,029	△359	2,229	864	12,077							

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 説				節 区 分		明 示
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
	円	円	円	円	円	円	報 償 費	7 6 1	眼科検査医師報償費 100,000 耳鼻咽喉科検査医師報償費 100,000	
							9 旅 費	2 0	予防接種医師報償費 400,000 健康優良児童審査報償費 25,000 予防接種介助者報償費 186,000	
							11 需 用 費	4 2 5 4	調理員市内旅費 消耗品費 590,000 調理員貸与品 98,000 体育大会記念品及消耗品 46,000 健康優良児童表彰記念品代 12,000 給食用消耗品 300,000 環境衛生測定薬品及用紙 20,000 体言祭参加賞及消耗品 120,000 食糧費 80,000 各種打合せ会等会費 100,000 陸上水泳大会役員尿食代 20,000 燃料費 20,000 予防接種検診用燃料 20,000 印刷製本費 2,650,000 新入生徒健康診断表印刷費 816,000 光熱水費 1,308,000 電刀料 水道料	

				フール水道料 526,000 修繕料 200,000 給食用備品修繕料 762,000 医療材料費 622,000 各種接種ワクチン 80,000 ツ反・BCG器材 10,000 インフルエンザ器材 15,000 フール薬品代 60,000 学校室備薬 25,000 調理室常備薬
13委託料	1855		結核検診委託料 520,000 寄生虫病検診委託料 180,000 フール精検委託料 80,000 心臓検診委託料 52,000 検便委託料 198,000 給食運搬委託料 840,000 教職員胃検診委託料 400,000	
14借 使用料及賃料	80		タクシー借上料	
16原 材料費	5		調理員研修用材料	
18備 品購入費	1,712		予防接種用備品 120,000 給食用備品 1,700,000	

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国府支出金	地方債	その他				
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
								800	学校保健会負担金 3,000 中体連負担金 80,000 学校安全会負担金 767,000	
								4,855	19. 負担金補助 及交付金 20. 扶助費 要保壽・準要保壽医療扶助費 120,000 準要保壽生徒給食扶助費 4,235,000	

8 教育振興費	12,479	10,848	1,631	5,544	6,985	11,需用費	100	○消耗品費 90,000 特殊学級用消耗品費 ○食糧費 10,000 特殊学級運動会参加費
						14.使用料及賃借料	20	特殊学級生徒運動会バス借料
						16.備品購入費	8,482	教材在庫負担備品費 6,402,000 理科教育振興法に係る備品費 1,080,000 同和地区学校特別備品費 500,000 産振法に上る備品費 800,000 特殊学級備品費 200,000
						20.扶助費	8,877	要保護児童保護生徒扶助 3,480,000 特殊教育就学奨励費扶助 897,000
4.借太中学校増築事業費	85,044	85,608	△ 562	18,271	11,673	13.委託料	774	設計委託料
						15.工事請負費	5,824	体育館建築工事費
						17.公有財産購入費	26,641	信太中学校校舎買収費
						18.備品購入費	1,805	体育館用備品購入費
(仮称) 5.第2和泉中学校増築事業費	23,778	0	23,778		23,778	18.委託料	80	敷地測量工事委託料

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	明 示
				特 定 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	
						15.工事請負費	23,748	敷地造成工事費	
(南松尾中学 校屋内運動 場新設事業)		27,845	△ 27,845						
(4) 幼稚園費	46,408	57,256	△ 10,853		7,057	89,846			
1. 幼稚園管 理費	45,789	82,550	18,208		7,040	38,748	18,940	一般職給 22人	
							11,246	扶養手当 調整手当 通勤手当 期末勤勉手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 住居手当	
								84,000 1,518,000 824,000 8,208,000 811,000 820,000 86,000	
							8,585	職員共済組合負担金 職員健康保険組合負担金 職員互助会負担金	
								1,186,000 1,288,000 1,061,000	

				8.報 償 費	10	講師謝礼				
				9.旅 費	118	府内旅費 府外旅費	82,000 30,000			
				11.需 用 費	2,348	<ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費 1,445,000 共通消耗品費 18,000 保育材料費 784,000 クリスマスプレゼント代 64,000 卒園記念品費 96,000 保育用刊行物費 218,700 掃除用具代 24,000 その他消耗器材費 45,200 幸幼稚園用消耗品費 200,000 ●燃料費 280,000 探暖及湯沸用燃料費 ○食糧代 170,000 茶代 16,800 来客障入・卒園等祝品代 16,000 137,200 ○印刷製本費 106,000 諸用紙印刷費 ○光熱水費 252,000 水道使用料 108,000 電 気 " 56,000 カ ス " 78,000 ○修繕料 90,000 園舎及遊具修繕料 				

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節 区 分	金額	説明
				特定財源					
				国 府 支出金	地方債	その他			
	千円	千円	千円	千円	千円	一般財源	千円		
							204	郵便料 4,000 電話使用料 120,000 園舎火災保険料 80,000	
							1,480	警備委託料 1,820,000 機弁処理委託料 71,040 し尿処理委託料 88,800	
							1,000	幼稚園借地料	
							1,070	各園舎繕繕工事費	
							50	園舎修理材料費	
							540	園用器具購入費	
							6,252	私立幼稚園補助金 3,900,000 和泉市内幼稚園連絡協議会補助金 400,000 府下幼稚園協議会負担金 52,000 私立幼稚園設備費補助金 900,000	

2.幼 保 園 費	615	1,042	△ 427			17	588	1.報 酬	268	醫師報酬 薬剤師報酬	240,000 28,000
								8.報 償 費	86	予防接種医師報酬費 予防接種介助者報酬費	60,000 26,000
								11.需 用 費	128	。消耗品費 消耗器材費 。印刷製本費 園児健康診断表印刷費 。医薬材料費 各種接種ワクチン代 接種用器材費 園常備薬代	5,000 4,000 114,000 74,000 20,000 20,000
								18.委 託 料	106	寄生虫病検査委託料	
								19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	82	学校安全会負担金	
(北松尾幼稚園 種設事業費)		28,694	△ 28,684								
(5) 社会教育費	88,842	22,866	10,976	2,122		2,192	29,528				
1.社会教育 費 總 務	16,976	10,721	6,255	1,572			15,404	1.報 酬	120	社会教育委員報酬	
								2.給 料	4,052	一般職給 4人	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円		
							8. 職 員 手 当	2,421	住居手当 12,000 扶養手当 82,000 881,000 調整手当 24,000 通勤手当 1,785,000 期末勤劬手当 8,000 特扶勤劬手当 179,000 時間外勤務手当	
							4. 共 済 費	787	職員共済組合負担金 254,000 職員健康保険組合負担金 276,000 職員互助会負担金 227,000 学童交通安全専従員健康保険料 80,000	
							7. 質 金	40	文化祭人夫費	
							8. 報 償 費	2,828	学童交通安全専従員報償費 1,457,000 青年学級講師報償費 616,000 青年学級主事報償費 40,000 家庭教育学級講師報償費 650,000 各種大会審判員謝礼 60,000	
							9. 旅 費	48	府内旅費 38,000 府外旅費 10,000	

			1,040	<ul style="list-style-type: none"> ○消耗品費 988,000 学童交通安全専従員長靴 10,000 文化祭及小中学校展覧費品代 245,000 文化祭消耗品費 58,000 成人式記念品代 600,000 青年学級用消耗品 30,000 ○燃料費 30,000 青年学級用等燃料費 ○食糧費 16,000 会議及来客賄 ○印刷製本費 56,000 諸用紙印刷代
	12. 役務費		119	<ul style="list-style-type: none"> 成人式ハガキ代 14,000 クリーニング代 5,000 施設火災保険料 100,000
	13. 委託料		1,080	<ul style="list-style-type: none"> 青年行事委託料 400,000 婦人会行事委託料 400,000 文化協会行事委託料 200,000 読書会行事委託料 30,000
	14. 使用料及借質料		480	<ul style="list-style-type: none"> 自動車借上料 20,000 成人式フェイルーム借上料 60,000 施設借地料 400,000
	16. 原材料費		130	文化祭展示用材料費
	18. 備品購入費		20	社会教育用図書代

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	
2. 青少年対策費	859	2,524	△ 1,665	80	779	19. 負担金補助 及交付金	8,871	41	各種協議会負担金 25,000 青年対策負担金 2,226,000 婦人活動負担金 1,620,000	
						1. 報 酬			青少年問題協議会委員報酬	
						8. 報 償 費	200	200	講師謝礼 青少年指導員報償費	
						9. 旅 費		80	青少年指導員及委員旅費	
						11. 需 用 費	203	203	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 106,000 各種大会記念品代 ○ 食糧費 60,000 会 誌 贈 ○ 印刷製本費 32,000 ポスター及びビラ代 ○ 医器材料費 5,000 常備薬代 	
						13. 委 託 料	168	168	<ul style="list-style-type: none"> 青少年会館し尿処理及びゴミ処理委託料 18,000 子供会行事委託料 150,000 	

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		明
				特定財源	一般財源	区分	金額			
				国 府 支 出	地方債	その他	千円	千円		
										屋の塗装 その他修繕料 82,000 100,000
								12. 役務費	36	電話使用料
								13. 委託料	18	し尿処理委託料 ゴミ処理委託料 14,000 4,000
								15. 工事請負費	300	青少年会館内装工事費
								18. 備品購入費	200	各種備品購入費
4. 公民館費	602	721	△ 109			24	576	11. 需用費	314	● 消耗品費 事務用消耗品費 その他消耗品費 12,000 6,000 6,000 ○ 燃料費 湯沸用燃料費 暖房用燃料費 18,000 9,000 9,000 ○ 食糧費 会費用茶代 5,000 ○ 印刷製本費 諸用紙印刷費 3,000

									<ul style="list-style-type: none"> ○ 光熱水費 126,000 ○ 電気使用料 72,000 ○ 水道使用料 54,000 ○ 修繕料 150,000 ○ 各種修繕料
	12	役務費	72						電話使用料
	13	委託料	157						公民館管理委託料 120,000 し尿及びゴミ処理委託料 37,000
	16	原材料費	9						各公民館修理原材料費
	18	備品購入費	50						各種備品購入費
5.市民会館費				2,728	1,960	768	1,200	1,523	
	7	賃金	464						臨時事務員賃金
	9	旅費	2						府内旅費
	11	需用費	1,050						<ul style="list-style-type: none"> ○ 消耗品費 120,000 ○ 各種消耗器材費 ○ 燃料費 2,000 ○ 機械用燃料及石油費 ○ 食糧費 8,000 ○ 会議用茶代 ○ 印刷製本費 20,000 ○ パンフレット 10,000 ○ 誓詞印刷 10,000

科 目	本年度	前年度	比 較	本年度の財源内訳				節 区 分 金 額	明 説
				特 定 財 源			一般財源		
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	光熱水費 750,000 電気使用料 540,000 水道使用料 86,000 ガス使用料 124,000 ○修繕料 150,000 各種器械修繕料	
						12. 役 務 費	44	電話使用料 クリーニング代	
						13. 委 託 料	829	電気検査料 65,000 清掃委託料 504,000 浄化槽清掃委託料 120,000 清掃管理委託料 150,000	
						14. 使 用 料 及 賃 借 料	24	ダスキモンツプ使用料	
						15. 工 事 請 負 費	200	便所ポンプ取換工事	
						18. 備 品 購 入 費	110	各種備品購入費	
6. 青年の家費	784	801	△17		360	8. 報 償 費	40	夏季青少年カウンセラ一講師謝礼 40,000	

<p>9.旅 費</p>	<p>87</p>	<p>府内旅費 10,000 府外旅費 12,000 秋期近畿青年の家職員研修会旅費 15,000</p>
<p>11.需用費</p>	<p>291</p>	<p>○消耗品費 87,000 炊事用具食器具補充費 20,000 螢光灯及び乾電池 10,000 掃除用具等 15,000 事務用品及教材費 12,000 フトカンカバー代 30,000 ○燃料費 60,000 灯油購入費 ○食糧費 5,000 団体及び接待用茶代 ○印刷製本費 25,000 青年の家教材資料印刷費 ○光熱水費 70,000 電気使用料 ●修繕料 30,000 風呂煙突及びバスタレナーナ一部品 取換修理等 ○医薬材料費 14,000 救急常備薬入換費 5,000 飲料水用滅菌薬 9,000</p>
<p>12.役務費</p>	<p>44</p>	<p>電話使用料 24,000 布団カバー等クリーニング代 20,000</p>

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13.委 託 料	97	青年の家業務委託料 60,000 配線検査委託料 5,000 し尿処理及びゴミ処理委託料 82,000	
							15.工 事 請 負 費	100	屋根ふき換工事費	
							16.原 材 料 費	20	キャンプ用資材	
							18.備 品 購 入 費	150	食品保存用冷蔵庫購入費 120,000 四升炊ガス炊飯器 20,000 レコーダ購入費 10,000	
							19.負 担 金 補 助 及 交 付 金	5	全国青年の家協議会負担金 8,000 近畿青年の家協議会負担金 2,000	
7.青少年指導センター運営費	719	729	△ 10	350		369	8.報 償 費	675	青少年指導センター員報償費	
							11.需 用 費	34	○消耗品費 12,000 各種消耗器材費 ○食糧費 12,000 会議用茶菓子代 ○印刷製本費 10,000 広報ポスター印刷費	

								自動車借上料	5	
								図書購入費	5	
8.同和教育費	9,901	4,586	5,815	120	500	9,281	1.報 酬	非常勤嘱託員報酬	2,007	
							4.共 済 費	非常勤嘱託員共済費	90	
							8.報 償 費	隣保館運営講師報償費 団体育成運営講師報償費 幸学習会 幸補習会 婦人対策講師謝礼 青少年対策講師謝礼 子ども会対策講師謝礼	3,500	408,000 120,000 240,000 259,000 1,641,000 140,000 682,000
							9.旅 費	各種団体研究会旅費 子ども会対策研究旅費	350	150,000 200,000
							11.需 用 費	○消耗品費 隣保館運営消耗品費 団体育成会消耗品費 幸学習会消耗品費 幸補習会消耗品費 子ども会対策消耗品費 青少年対策消耗品費 ○食糧費 隣保館運営會費 隣保館運営會費 団体育成會費 幸学習会會費	1,068	716,000 80,000 17,000 10,000 21,000 358,000 280,000 207,000 5,000 24,000 6,000 6,000

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国 府 支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円			幸補習会会議費 6,000 ことども研究会会議諸 160,000 。印刷製本費 140,000 隣保館テキスタ及びボスタ一 20,000 団体育成テキスタ及びボスタ一 10,000 幸学習会テキスタ及びボスタ一 5,000 幸補習会テキスタ及びボスタ一 5,000 ことども会対策印刷費 100,000	
							14.使用料及 借料	510	隣保館用パス借上料 60,000 フォーム借上料 40,000 団体育成パス借上料 80,000 幸学習会 " " 80,000 子供会対策 " " 850,000	
							15.工事請負費	800	婦人対策センター施設費	
							18.備品購入費	2,081	婦人対策備品購入費 743,000 子供会 " " 804,000 少年 " " 499,000 図書購入費 85,000	

9. 文化 保 護 費	490	208	227				480	1. 報 酬	80	委員報酬	
								7. 賃 金	50	人 夫 賃	
								9. 旅 費	80	委員及び調査員出張旅費	
								11. 需 用 費	816	◦ 消耗品費 6,000 各種消耗品費 ◦ 食糧費 10,000 会議及び来客賄 ◦ 印刷製本費 300,000 遺跡説明資料印刷費	
								14. 使 用 料 及 賃 借 料	5	自動車借上料	
(6) 保健体育費	5,101	6,236	△1,135				3,955				
1. 保健体育 総 務 費	2,210	2,134	76				2,114				
							96	1. 報 酬	45	体育指導委員報酬	
								7. 賃 金	15	市民グラウンド清掃人夫賃等	
								8. 報 償 費	20	市民体カテスト報償	

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				区分	金額	説明
				特定財源			一般財源			
				国 支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	9. 旅費	285	体育指導員費用弁償 76,000 団体参加旅費 180,000	
							11. 需用費	287	〇消耗品費 50,000 〇市民クラブ大会消耗品費 15,000 〇各種大会消耗品費 20,000 〇体育指導員記念品代 15,000 〇食糧費 50,000 〇役員選手諸 〇燃料費 2,000 〇野球場場管理入室用燃料費 〇印刷製本費 25,000 〇各種ポスター印刷費 15,000 〇各種大会プログラム印刷費 10,000 〇光熱水費 50,000 〇水道使用料 35,000 〇電気使用料 16,900 〇修繕料 100,000 〇綜合運動場補修費 〇医薬材料費 10,000 〇救急薬品代	

12. 役務費	42	電話使用料
18. 委託料	1,050	体育連合委託料 350,000 総合グラウンド管理委託料 480,000 総合グラウンドし尿処理委託料 20,000 和泉市民総合体育大会委託料 200,000
14. 使用料及賃借料	50	各種大会参加自動車借上料
15. 工事請負費	250	市民グラウンド入口整備工事費
16. 原材料費	100	市民グラウンド整地原材料費
18. 備品購入費	60	体育指導員用ユニフォーム代 50,000 野球ベース 10,000
19. 負担金補助及交付金	56	都市体育連合負担金 8,000 阪南八市二郡体育連合負担金 18,000 阪南都市テニス大会負担金 5,000 大阪府体育指導協議会負担金 5,000 阪南駅区大会負担金 10,000 勤労者大会負担金 10,000
7. 賃金	1,920	臨時職員賃金
11. 需用費	727	○ 消耗品費 170,000
2. 市民サービス費	2,891	4,102 △ 1,211
	1,050	1,841

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源					
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			千円
										浄水用薬品代 消耗器材費 ・燃料費 湯沸用燃料 ・食糧費 茶代 ・印刷製本費 プール用入場券印刷費 ・光熱水費 水道使用料 電気使用料 ・修繕料 プール補修費 ・医薬材料費 プール常備薬 10,000
								12. 役 務 費	6	クリーニング代
								13. 委 託 料	263	機械管理委託料 夜警委託料 清掃委託料 し尿処理委託料 105,000 105,000 80,000 18,000

										15.工事請負費	500	通過タンク砂取替工事費
⑩ 公債費	414,069	278,111	140,958	4,058	5,440	404,576				18.備品購入費	80	ブールモーター購入費
(1)公債費	414,069	278,111	140,958	4,058	5,440	404,576						
1.元金	158,890	114,794	44,096		2,889	156,051			23.償還金及利息引料	158,890		長期償元金償還金
2.利子	245,157	148,810	96,847	4,058	2,601	238,508			23.償還金及利息引料	245,157		長期償利子 一時借入金利子
3.公債諸費	10,022	9,507	515			10,022			12.役員費	10,022		公債事務取扱手数料
⑪ 予備費	5,000	5,000				5,000						
(1)予備費	5,000	5,000				5,000						
1.予備費	5,000	5,000				5,000						
(災害復旧費)		15,886	△			15,886						
歳出合計	5,518,220	6,174,955	△ 658,735	1,615,171	889,989	2,676,280	1,615,171	886,886				

給 與 費 明 細 書

款	項	職 員 數		給 與			職 計	共 濟 費	合 計	
		特 別 聘 用	一 般 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 當				
1. 議 會 費	1. 議 會 費		7		6,201	4,470	10,671	1,159	11,830	
					6,201	4,470	10,671	1,159	11,830	
2. 總 務 費	1. 總 務 管 理 費		(108) 278		22,472	14,328	36,800	46,074	414,080	
			4	(108) 187		14,882	8,950	23,832	30,844	268,670
				(5) 58		47,993	32,487	80,480	9,000	89,480
				(△) 25		24,404	15,248	39,652	4,549	44,196
				5		5,696	3,809	9,505	1,062	10,567
				1		1,108	617	1,725	209	1,934
3. 民 生 費	6. 監 查 委 員 費		2		2,195	1,628	3,823	410	4,233	
			(14) 189		12,078	7,689	19,767	22,405	218,378	
			(12) 29		28,191	18,670	46,861	5,255	52,116	
			(2) 103		86,188	54,017	140,205	16,085	156,290	
			7		5,694	3,708	9,402	1,065	10,467	
			(4) 38		35,680	24,461	60,141	6,655	66,796	
4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費		(2) 17		16,495	10,332	26,827	3,076	30,408	
			(2) 21		19,185	13,629	32,814	3,579	36,393	
5. 勞 働 費	2. 清 掃 費		8		8,120	5,308	13,428	1,515	14,943	
			8		8,120	5,308	13,428	1,515	14,943	
6. 農 林 水 產 費	1. 失 業 對 策 費		(△) 10		10,419	7,036	17,455	1,945	19,400	
			(△) 10		10,419	7,036	17,455	1,945	19,400	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査
(単位:千円)

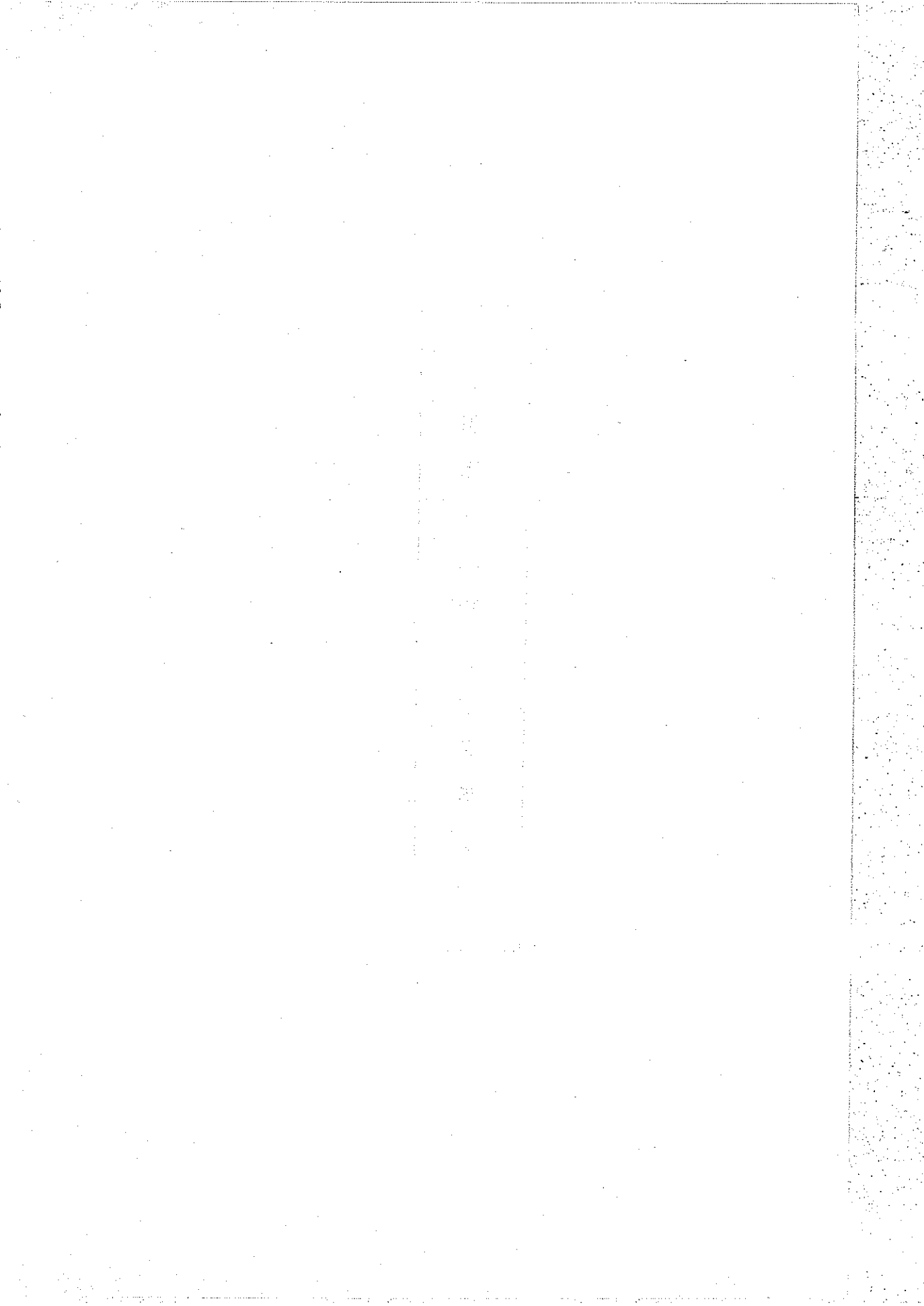
事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降		左 の 財 源 内 訳			
		支出 (見込) 額		の 支 出 予 定 額		特 定 財 源		一 般 財 源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
住友銀行・泉州銀行に対する損失補償	和泉市開発協会 に対する融資額 及びその利子			專業完成迄	融資額と その利子				
都市計画街路 專業 和泉 中央線用地買収事業	190,000	昭和41年度 昭和46年度	112,700	昭和47年度 昭和49年度	61,830	41,206	7,200		18,404
鶴山台小学校 建設事業	99,788	昭和46年度	32,270	昭和47年度 昭和55年度	67,518	21,258	28,600		17,660
湊太中学校体育館 建設事業	44,210			昭和47年度 昭和49年度	44,210	18,200	16,800		14,710
学校 用地取得事業	1,458,890			昭和48年度	1,458,890		1,458,000		890
横山小学校 増設築事業	60,472			昭和48年度	60,472	16,720	24,500		19,252
信太中学校 用地取得事業	49,117			昭和47年度 昭和55年度	49,117				49,117
老人福祉センター 用地取得事業	195,000			昭和48年度	195,000		195,000		
総合文化センター 用地取得事業	308,760			昭和48年度	308,760		308,760		

改良住宅 用地取得事業	266,400				昭和48年度	266,400	177,600	88,800		
道路用地取得事業 (阪和東側1号2号線)	196,460				昭和48年度	196,460	157,168	89,000		292
大阪府同和金融公社 貸付金損失補償	1,500				昭和48年度 昭和56年度	1,500				1,500
財団法人和泉市開発協 会に委託し、先行取得 する上記用地取得事業 資金の元金およびその 利子(損失補償)	元金 2,417,000 およびその利 子				昭和48年度	元金 2,417,000 およびその利 子				元金 2,417,000 およびその利 子
公共用地先行取得事業 (46年度取得分)	2,686,000	昭和46年度	337,028		昭和47年度 昭和50年度	1,771,425	560,440	712,900	299,780	198,846
財団法人和泉市開発協 会に委託し、先行取得 した上記用地取得事業 資金の元金およびその 利子(損失補償)	元金 2,686,000 およびその利 子				昭和47年度 昭和50年度	元金 1,771,425 およびその利 子				元金 1,771,425 およびその利 子

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
1. 普通債	1,652,890 千円	2,577,361 千円	886,886 千円	128,245 千円	8,290,952 千円
(1) 総務	81,500	81,500	192,000	1,160	222,840
(2) 土木	415,221	405,110	281,900	59,142	577,868
(3) 教育	764,209	1,281,171	200,700	88,864	1,898,007
(4) 公営住宅	114,882	212,256	166,486	2,840	875,852
(5) 民生	146,999	290,216		10,628	279,588
(6) 衛生	79,000	87,500		8,400	84,100
(7) 庁舎	86,109	82,521		8,711	78,810
(8) 消防	15,020	287,087	80,800	8,500	264,887
(9) 商工			15,000		15,000
2. 災害復旧	88,461	110,646		5,545	105,101
(1) 土木	9,557	12,748		2,067	10,681
(2) 農林水産	104				0
(3) 公営住宅	1,416				0
(4) 教育	72,884	97,898		8,478	94,420
8. その他	109,100	161,050		80,100	180,950
(1) 退職手当	109,100	161,050		80,100	180,950
合 計	1,845,451	2,849,057	886,886	158,890	8,527,008

國民健康保險事業特別會計



国民健康保険事業特別会計歳入予算事項別明細書

(事業勘定)

1 総括

(歳入)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較	本年度予算総額に占める割合 %
1. 国民健康保険料	271,887	201,662	69,675	39.8
2. 一部負担金	10	10		
3. 使用料及手数料	21	21		
4. 国庫支出金	406,037	871,576	84,461	58.7
5. 府支出金	7,148	8,017	△874	1.0
6. 諸収入	2,916	2,010	905	0.4
7. 繰越金	4,000	25,000	△21,000	0.6
歳入合計	691,468	608,296	83,167	100.0

(歳 出)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				本年度予算 総額に占め る割合
				特 定 財 源			一般財源	
				国府支出金	地方債	その他		
1. 総 務 費	57024千円	41,724千円	15,300千円	18,555千円	1千円	88,468千円	8.9%	
2. 保険給付費	681,169	564,910	66,828	361,726	510	268,908	91.8	
3. 保健施設費	270	310	△ 40			270		
4. 公 債 費	810	482	378			810	0.1	
5. 諸支出金	1,220	1,020	200			1,220	0.2	
6. 予 備 費	1,000	500	500			1,000	0.1	
歳出合計	661,453	608,296	38,167	380,281	511	310,671	100.0	

2 歳 入

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 減		明 細
				区 分	金 額	
① 国民健康保険料	千円 271,887	千円 201,662	千円 69,675		千円	
(1) 国民健康保険料	271,887	201,662	69,675			
1. 国民健康保険料	271,887	201,662	69,675	1. 現年度分保険料	256,887	調定額 272,699千円×0.94=256,887千円
				2. 滞納繰越分保険料	15,000	調定額 80,000千円×0.50=15,000千円
② 一部負担金	10	10				
(1) 一部負担金	10	10				
1. 一部負担金	10	10		1. 現年度分	10	保険者徴収一部負担金
③ 使用料及手数料	21	21				
(1) 手 数 料	21	21				
1. 総 務 手 数 料	1	1		1. 証明書交付手数料	1	各種証明手数料

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 縮		明 明
				区 分	金 額	
2. 督 促 手 数 料	千円 20	千円 20	千円 0	1. 保険料督促手数料	千円 20	保険料督促手数料 円
④ 国 庫 支 出 金	406,067	871,756	84,461			
(1) 国 庫 負 担 金	869,988	840,267	29,671			
1. 事 務 費 負 担 金	18,555	17,194	1,361	1. 現 年 度 分	18,554	現年度分事務費負担金
				2. 過 年 度 分	1	過年度分事務費負担金
2. 療 養 給 付 費 負 担 金	851,838	823,073	28,310	1. 現 年 度 分	845,587	現年度分療養給付費国庫負担金
				2. 過 年 度 分	5,796	過年度分療養給付費国庫負担金
(2) 国 庫 補 助 金	86,099	31,809	4,790			
1. 助 産 費 補 助 費	8,200	2,666	694	1. 助 産 費 補 助 金	8,200	助産費国庫補助金
2. 財 政 調 整 交 付 金	82,899	28,643	4,256	1. 調 整 交 付 金	82,899	調整交付金
⑤ 府 支 出 金	7,148	8,017	△874			
(1) 府 補 助 金	7,148	8,017	△874			

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節 額		明 細
				区 分	金 額	
1. 國民健康保險費補助費	千円 7,148	千円 8,017	千円 △874	1. 國民健康保險費補助費	千円 7,148	國民健康保險費補助費
⑤ 諸 收 入	2,915	2,010	905			
(1) 延滞金及過料	45	60	△15			
1. 延 滞 金	45	60	△15	1. 延 滞 金	45	保険料延滞金
(2) 預 金 利 子	2,800	1,800	500			
1. 預 金 利 子	2,800	1,800	500	1. 預 金 利 子	2,800	預金利子
(3) 雜 入	570	150	420			
1. 雜 入	570	150	420	1. 第 3 者 納 付 金	500	第 3 者 返 納 金
				2. 雜 入	70	雜 收 入
⑦ 繰 越 金	4,000	25,000	△21,000			
(1) 繰 越 金	4,000	25,000	△21,000			
1. 繰 越 金	4,000	25,000	△21,000	1. 前 年 度 繰 越 金	4,000	前 年 度 繰 越 金
歲 入 合 計	691,468	608,296	88,167			

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		明	
				特 定 財 源			区 分	金 額			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			一 般 財 源		
① 総 務 費	千円 57,021	千円 41,724	千円 15,800	千円 18,555	千円 1	千円 38,468		千円	円		
(1) 総務管理費	14,566	11,494	8,062	7,591	1	6,964					
1. 一般管理費	14,110	11,078	8,087	7,591	1	6,518	2. 給 料	7,151		一般職給 9人	
							8. 職員手当	4,497		扶養手当 調整手当 通勤手当 期末勤続手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 住居手当 管理職手当	75,000 591,000 166,000 2,915,000 285,000 818,000 48,000 154,000
							4. 共 済 費	1,092		職員共済組合負担金 職員互助会負担金 職員健康保険組合負担金 職員団体保険料 職員災害補償負担金	445,100 898,400 452,800 28,500 16,800
							9. 旅 費	229		府内旅費 府外旅費	84,000 145,000

									消耗品費 199,000 共通消耗品費 16,600 法規追録及雑誌 40,000 自動車用消耗品費 12,800 その他消耗器材費 180,000 ○燃料費 56,000 ガソリン代 54,696 白灯油 1,050 ○食糧費 90,000 会議及来客精 295,000 印刷製本費 200,000 国民健康保険被保護者証 7,000 助産費のし葉 24,000 返納通知書 64,000 資格業給付台帳 48,000 ○修繕料 80,000 自動車修理費 8,000 カブ修理費 15,000 計算機等修理費
	11. 需用費	688							郵便料 60,000 自動車保険料 81,250 自動車借上料
	12. 役務費	92							図書購入費 80,000 事務用器具購入費 15,000
	14. 使用材料及賃借料	10							職員厚生会補助金
	18. 備入品費	45							19. 負担金補助及交付金 806 19. 負担金補助及交付金 45
									2. 遵負 806 会金 861

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分		明 細
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
8. 協 賛 会 金	千円 50	千円 70	千円 △ 20	千円	千円	千円	千円 50	19. 負担金補助及交付金	千円 50	円 全国都市国保課長研究協議会負担金 6,000 近畿都市国保保険者協議会負担金 20,000 府都市国保主催者研究会負担金 10,000 府都市課長会等負担金 5,000 阪南都市国保課長会負担金 10,000
(2) 徴 収 費	41,826	29,498	12,328	10,964		80,862				
1. 徴 収 総 務 費	18,256	14,992	8,264	10,964		7,292		2. 給 料	9,971	一般職給 18人
								8. 職 員 手 当	6,450	扶養手当 調整手当 通勤手当 期末勤続手当 特種勤続手当 時間外勤務手当 住居手当
								4. 共 済 費	1,885	職員共済組合負担金 625,800 職員互助会負担金 569,800 職員健康保険組合負担金 649,100

2. 賦課徴収費	7,781	2,656	5,125	7,781	9, 旅 費	122	府内旅費 府外旅費	60,000 62,000
					11. 需用費	2,170	○ 消耗品費 共通消耗品費 消耗器材費 保険員用カバン ○ 印刷製本費 諸用紙印刷費	96,000 21,840 44,000 29,400 2,074,000
					12. 役務費	360	郵便料	
					13. 委託料	4,967	保険料賦課計算委託料	
					18. 備入 購入費	162	徴収簿用資料台帳用バインダー ロッカー購入費	購入費 129,000 88,000
3. 能入奨励費	15,787	11,845	3,942	15,787	8. 報償費	1,400	納期前納付報償金	
					19. 負担金補助 及交付金	14,887	納付組合補助金	
4. 滞納処分費	2	5	△ 3	2	12. 役務費	2	財産鑑定及台帳閲覧手数料	

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
(3) 運 營 協 議 會 費	千円 468	千円 420	千円 48	千円	千円	千円 468		千円	円	
1. 運 營 協 議 會 費	468	420	48			468	1. 報 酬	90	国保運営協議会委員報酬	
							9. 旅 費	248	府内旅費 府外旅費	8,000 240,000
							11. 需 用 費	80	食糧費 会議席	80,000
							14. 使 用 料 及 賃 借 料	10	自動車借上料	
							19. 負 担 金 補 助 及 交 付 金	40	都市国保運営協議会負担金	
(4) 趣 旨 普 及 費	179	812	△ 188			179	11. 需 用 費	179	○ 消耗品費 納付組合記念品費 ○ 食糧費 納付組合役員研修会席	79,000 100,000
1. 趣 旨 普 及 費	179	812	△ 188			179				

② 保費給付費	681,189	564,310	66,829	861,726		510	268,908			
(1) 療養諸費	620,888	555,610	65,229	856,821		510	268,508			
1. 療養給付費	614,707	550,051	64,656	856,821		510	257,376	19.負担金補助及交付金	614,707	診療報酬保険者負担金
2. 療養費	2,292	2,045	247				2,292	19.負担金補助及交付金	2,292	診療報酬保険者負担金
3. 審査支払手数料	8,840	8,514	326				8,840	12.役務費	8,840	診療報酬請求明細審査手数料
(2) 助産費	9,600	8,000	1,600	4,905			4,995			
1. 助産費	9,600	8,000	1,600	4,905			4,695	19.負担金補助及交付金	9,600	助産給付金
(3) 葬祭費	700	700					700			
1. 葬祭費	700	700					700	19.負担金補助及交付金	700	葬祭給付金
③ 保健施設費	270	910	△40				270			
(1) 保健施設費	270	810	△40				270			
1. 保健衛生普及費	270	810	△40				270	11.需用費	270	○消耗品費 健康優良家庭表彰記念品費

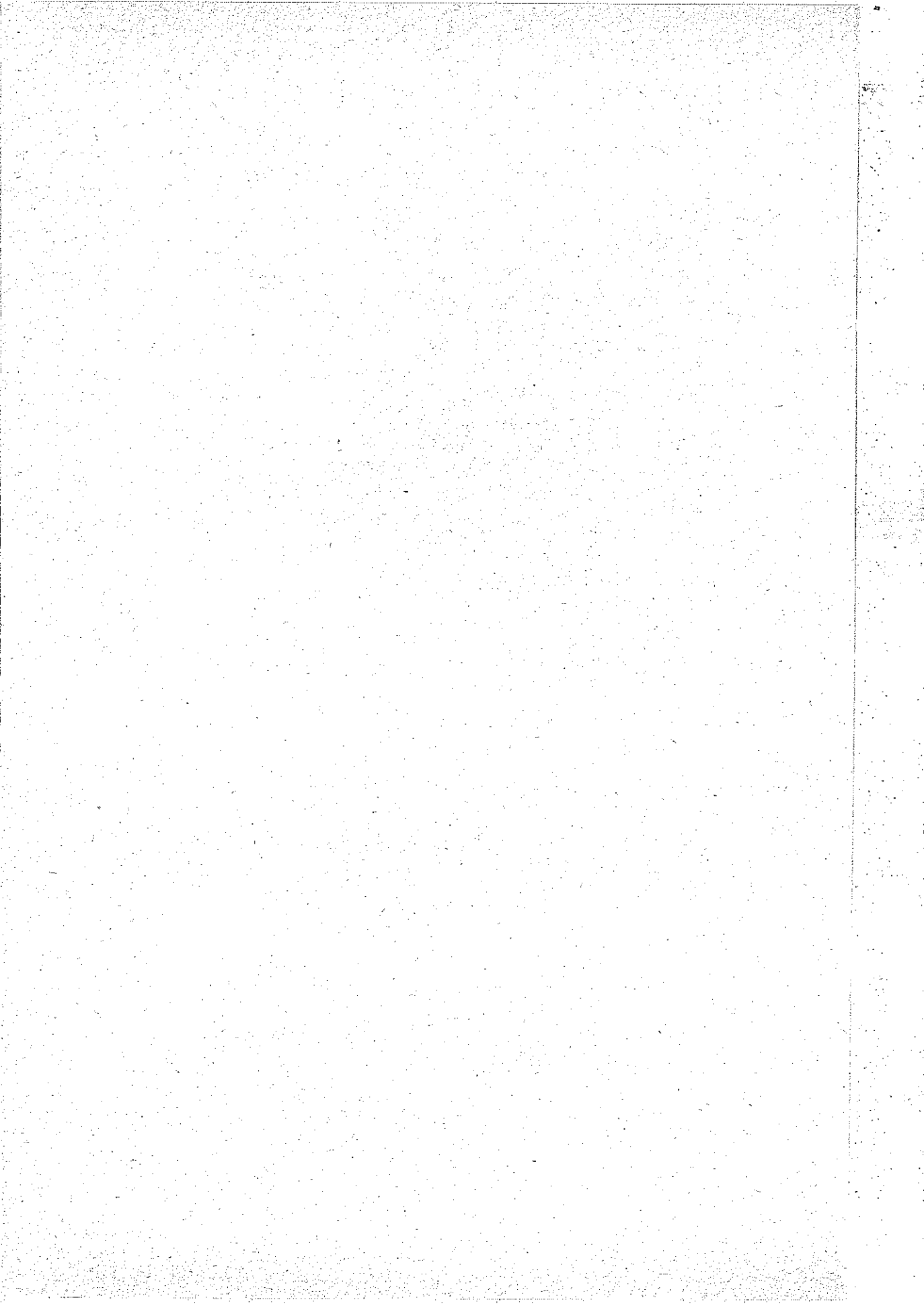
科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		明 記
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国 府 支 出 金	地 方 債	其 他				
④ 公 債 費	千円 810	千円 482	千円 378	千円	千円	千円	千円		千円	
(1) 一 般 公 債 費	810	482	378			810				
1. 一 時 借 入 金 子 利	810	482	378			810		28, 償 還 金 利 子 及 割 引 料	810	一 時 借 入 金 利 子
⑤ 諸 支 出 金	1, 220	1, 020	200				1, 220			
(1) 償 還 金 及 還 付 加 算 金	1, 220	1, 020	200				1, 220			
1. 保 障 料 還 付 金	1, 200	1, 000	200				1, 200	28, 償 還 金 利 子 及 割 引 料	1, 200	保 險 料 過 額 納 金 還 付 金
2. 還 付 加 算 金	20	20					20	28, 償 還 金 利 子 及 割 引 料	20	保 險 料 還 付 加 算 金
⑥ 予 備 費	1, 000	500	500				1, 000			
(1) 予 備 費	1, 000	500	500				1, 000			
1. 予 備 費	1, 000	500	500				1, 000			
歳 出 合 計	691, 468	608, 296	83, 167	380, 281		511	310, 671			

給 与 費 明 細 書

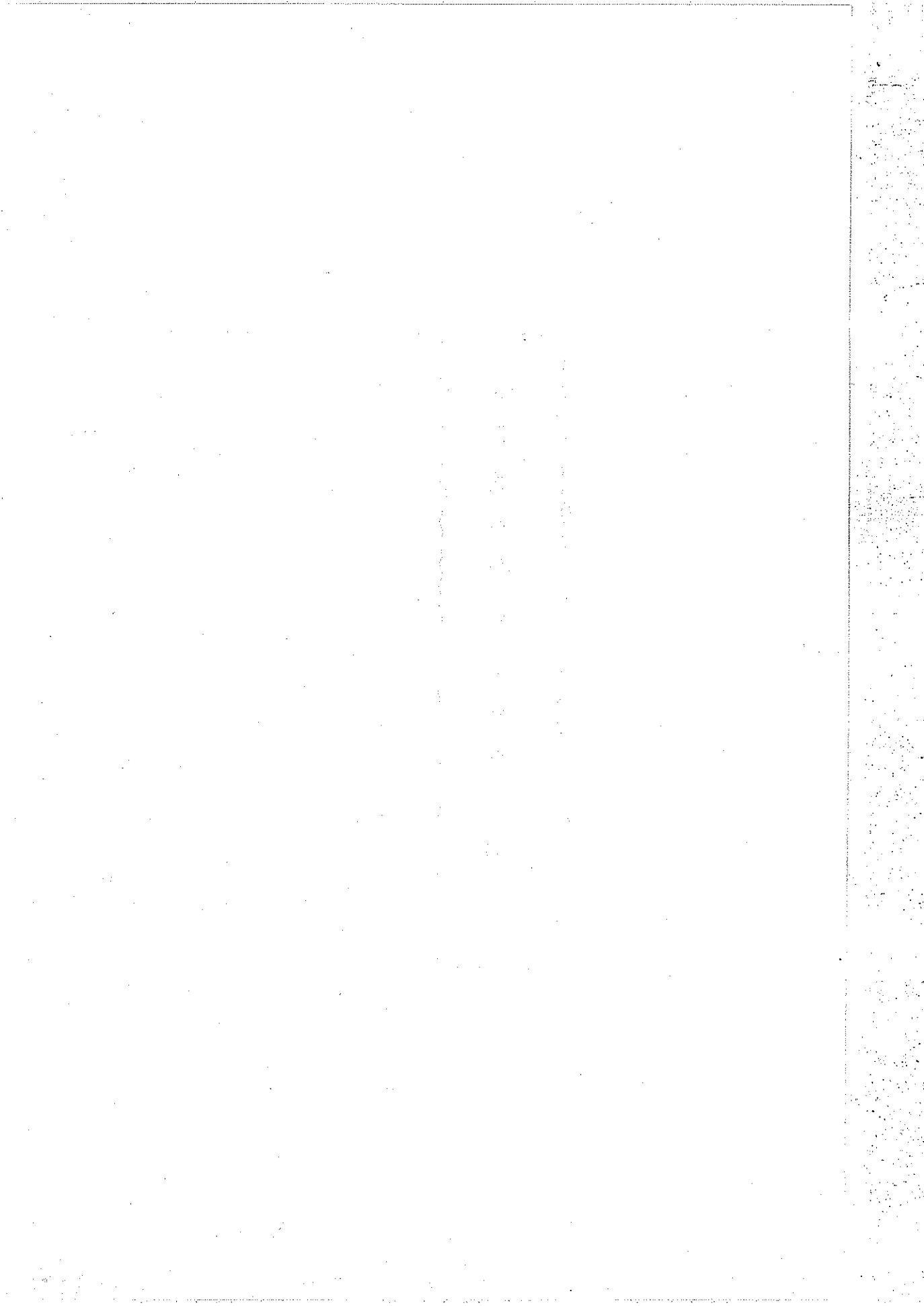
1. 事業勘定

款	項	職員数一般職	給 与 費		計	共 済 費	合 計
			給 料	職 員 手 当			
1. 総務費	1. 総務管理費	(2) 9 人	7,151 千円	4,497 千円	11,648 千円	1,882 千円	12,980 千円
	2. 徴収費	(2) 19	9,971	6,450	16,421	1,885	18,256
	合 計	(4) 22	17,122	10,947	28,069	8,167	81,236
	前 年 度	18	18,613	8,891	22,504	2,581	25,085
	比 較	4	8,509	2,056	5,565	586	6,151
職 員 手 当	調整手当		1,398 千円		時間外勤務手当	788 千円	
	扶養手当		179 "		通勤手当	484 "	
	期末勉勵手当		7,074 "		特殊勤務手当	810 "	
	住居手当		160 "		管理職手当	154 "	

() は対前年度比較増を示す。



土地區面整理事業特別會計



土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	本年度予算総額 に占める割合 %
1. 国庫支出金	117,884	60,542	56,792	62.6
2. 繰入金	24,750	0	24,750	17.4
歳入合計	142,084	60,542	81,542	100.0

(歳 出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比	本年度予算総額 に占める割合
1. 土地区画整理費	142,084 円	60,542 円	81,542	100.0 %
歳出合計	142,084	60,542	81,542	100.0

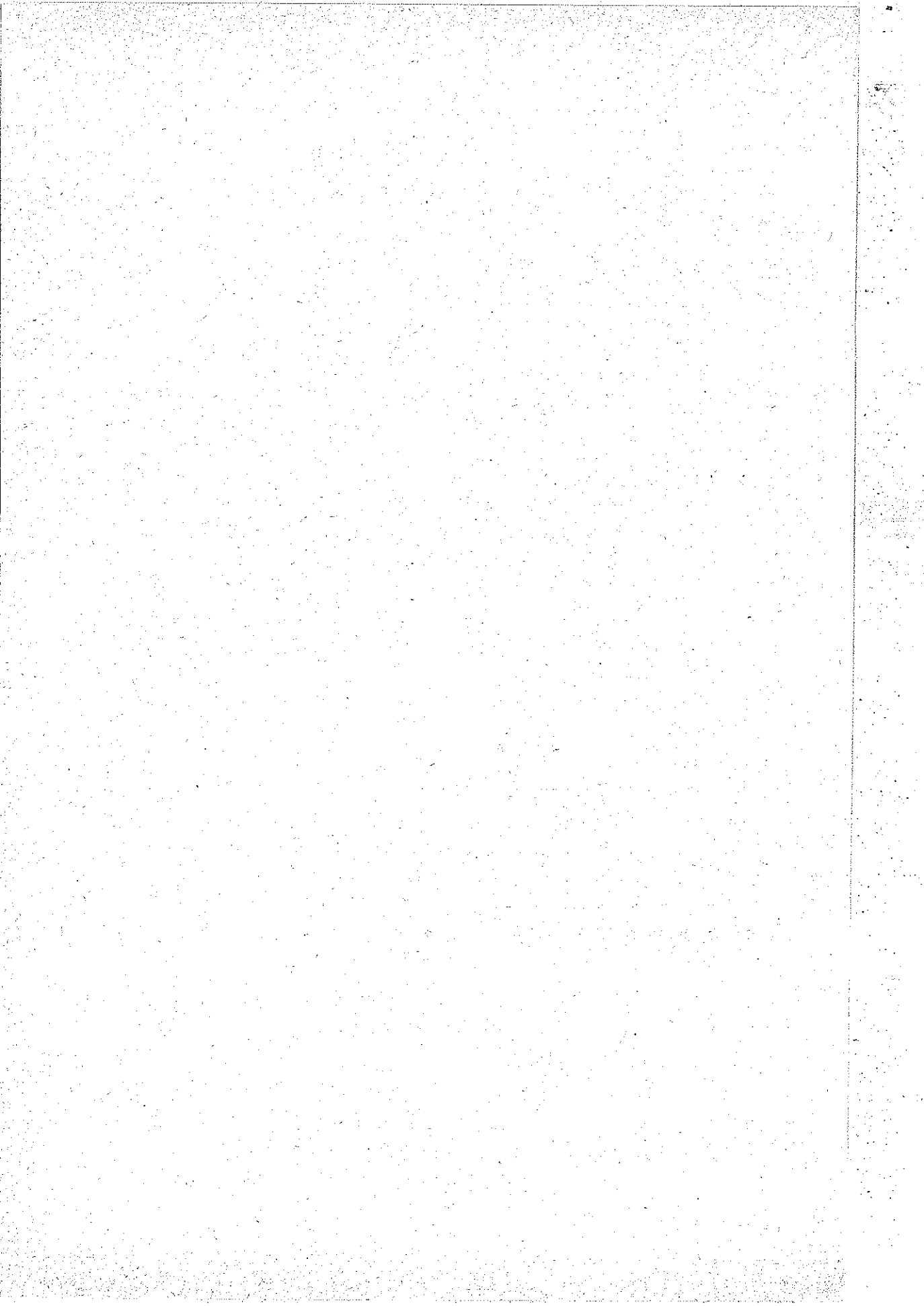
2. 歳入


科 目	本年度	前年度	比 較	節 額		説 明
				区 分	金 額	
① 国庫支出金	117,884	60,542	56,792		租	円
(1) 国庫負担金	117,884	60,542	56,792			
1 土地区画整理 負担金	117,884	60,542	56,792	1 第2版和国道 公共施設管 理者負担金	117,884	第2版和国道管理者負担金
② 繰入金	24,750		24,750			
(1) 繰入金	24,750		24,750			
1-1 一般会計 繰入金	24,750		24,750	1 一般会計 繰入金	24,750	一般会計より繰入
歳入合計	142,084	60,542	81,542			

3. 歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節 区 分	金 額	説 明
				特 定 財 産		一 般 財 源			
				国 支 出 金	地 方 債				
① 土地区画整理費	円 142,084	円 60,542	円 81,542	円 117,884	円 24,750	円 24,750		円	
(1) 土地区画整理費	142,084	60,542	81,542	117,884	24,750				
1 夏の雑土地区画整理事業費	142,084	60,542	81,542	117,884	24,750		1. 報酬	195	土地区画整理管理委員会報酬 1,500円×10人×10回=150,000 土地区画整理評価員報酬 1,500円×8人×10回=45,000
							9. 旅費	78	府内旅費 47,700 府外旅費 25,000
							11. 需甲費	970	○消耗品費 100,000 ○事務用消耗品費 ○食糧及米客膳費 800,000 ○印刷製本費 180,000 ○写真及びび区面等印刷費 ○修繕器具等修繕料 10,000 ○燃料費 20,000 ○燃焼房用燃料費 ○光熱水費 860,000 ○電気・ガス・水道使用料

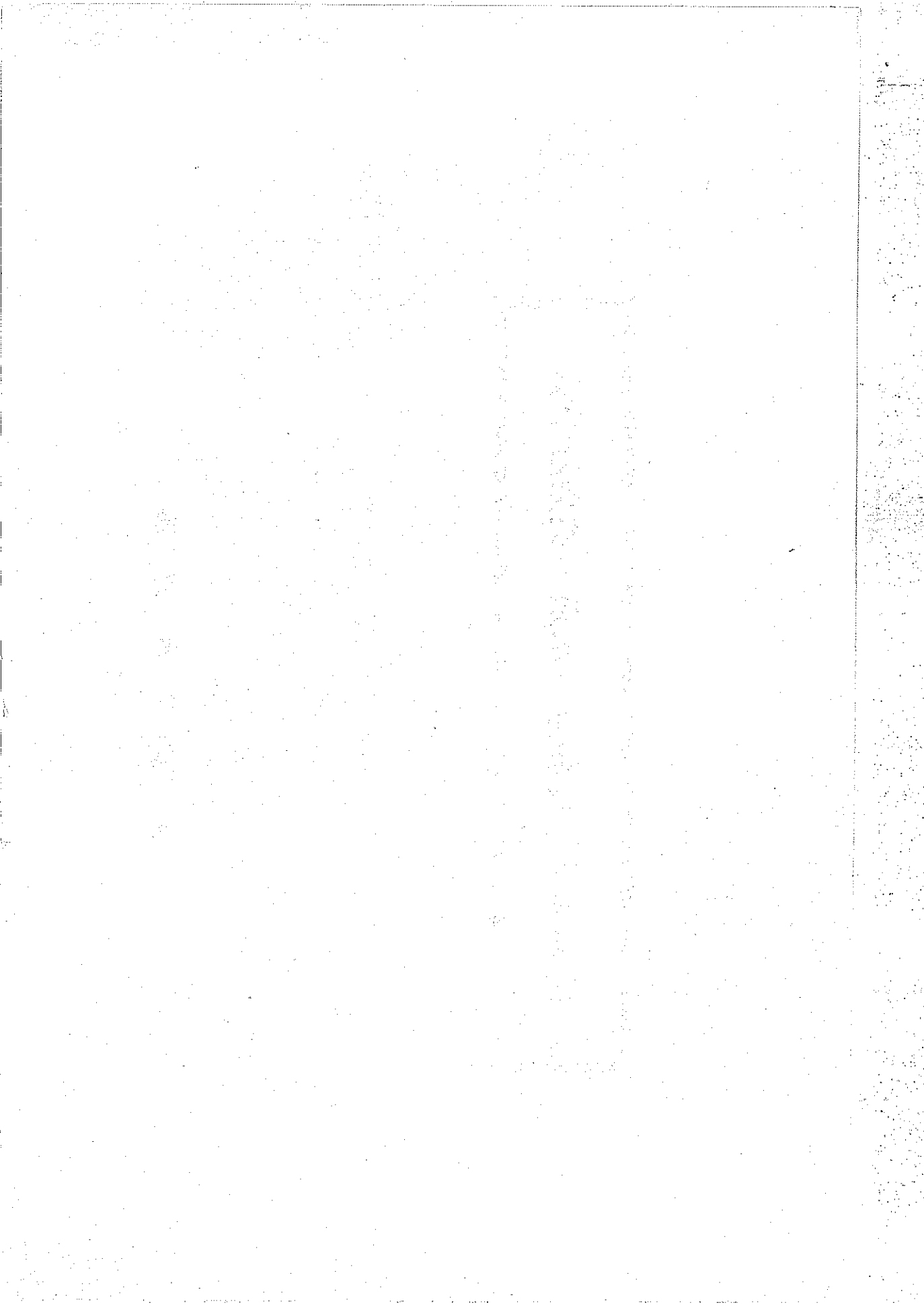
12. 役務費	144	自動車保険料 クリーニング料 電話設備及通話料 郵便料	18,350 5,000 100,000 20,000						
13. 委託料	29,596	換地計画、測量設計、確定測量、 仮換地指定、面地確定測量等委託料							
14. 使用料 及賃借料	50	自動車、会場等借上料							
15. 工 諸負費	8,000	現場事務所建設費							
17. 公有財産 購入費	82,500	公共用地購入費							
18. 備 購入品費	486	軽自動車購入費 ストロープ"2台 ロッカー等"	850,000 16,000 70,000						
22. 補償補填 及賠償金	25,000	農業補償費 支障物件移転補償費	15,000,000 10,000,000						
24. 投 出資及 資金	120	電話債券購入費							
歳出合計	142,084			60,542	81,542	117,894	24,750		



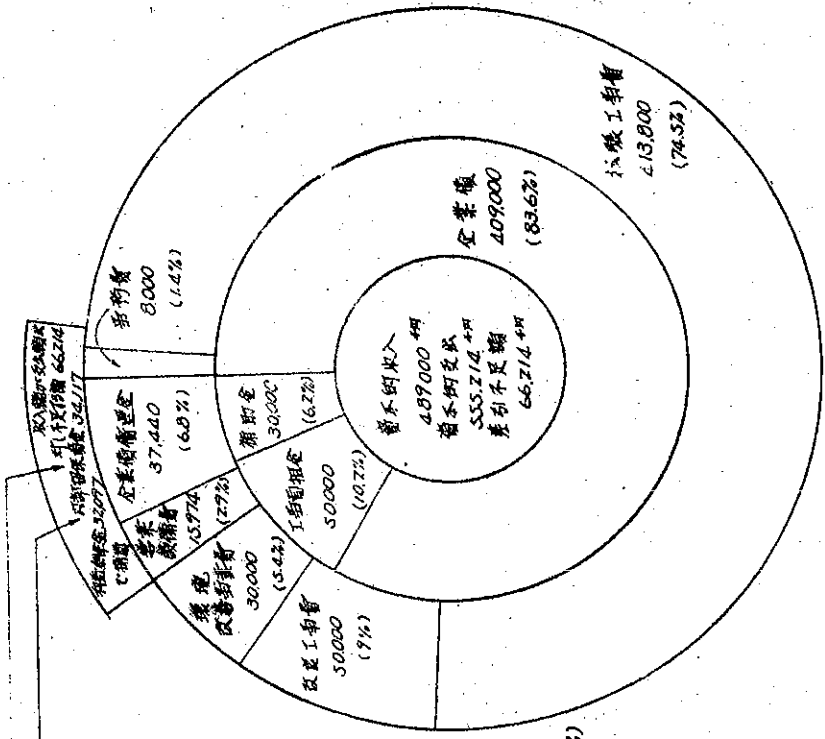


昭和47年度和泉市水道事業会計予算

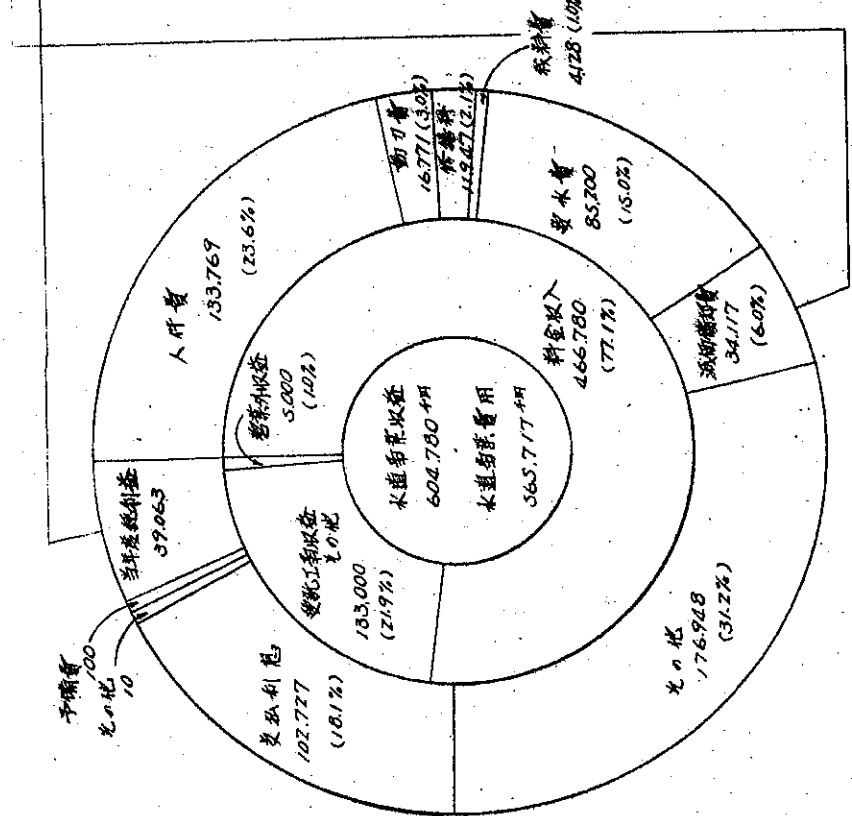
和泉市水道部

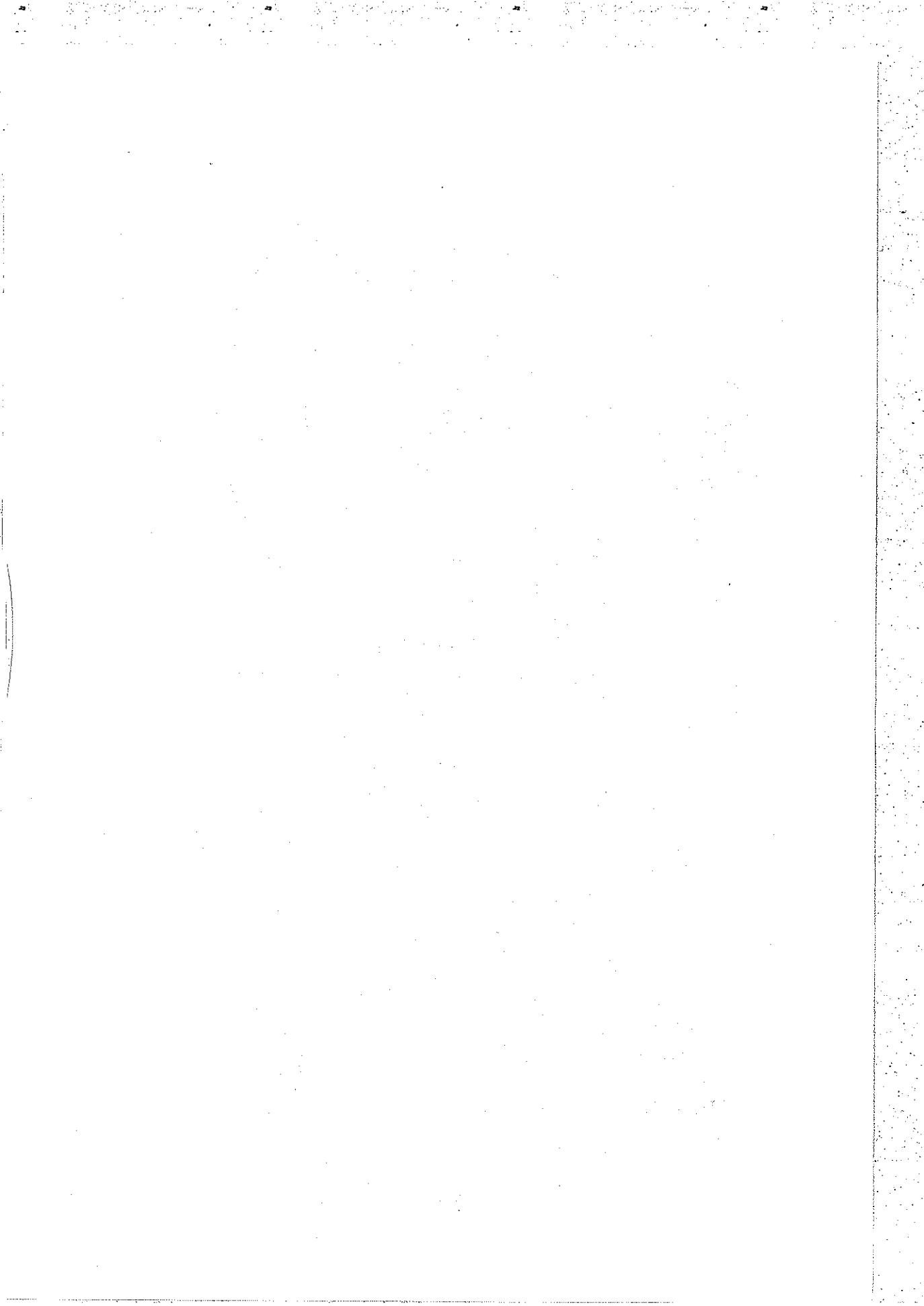


平算第4条 (十回)



平算第3条 (十回)

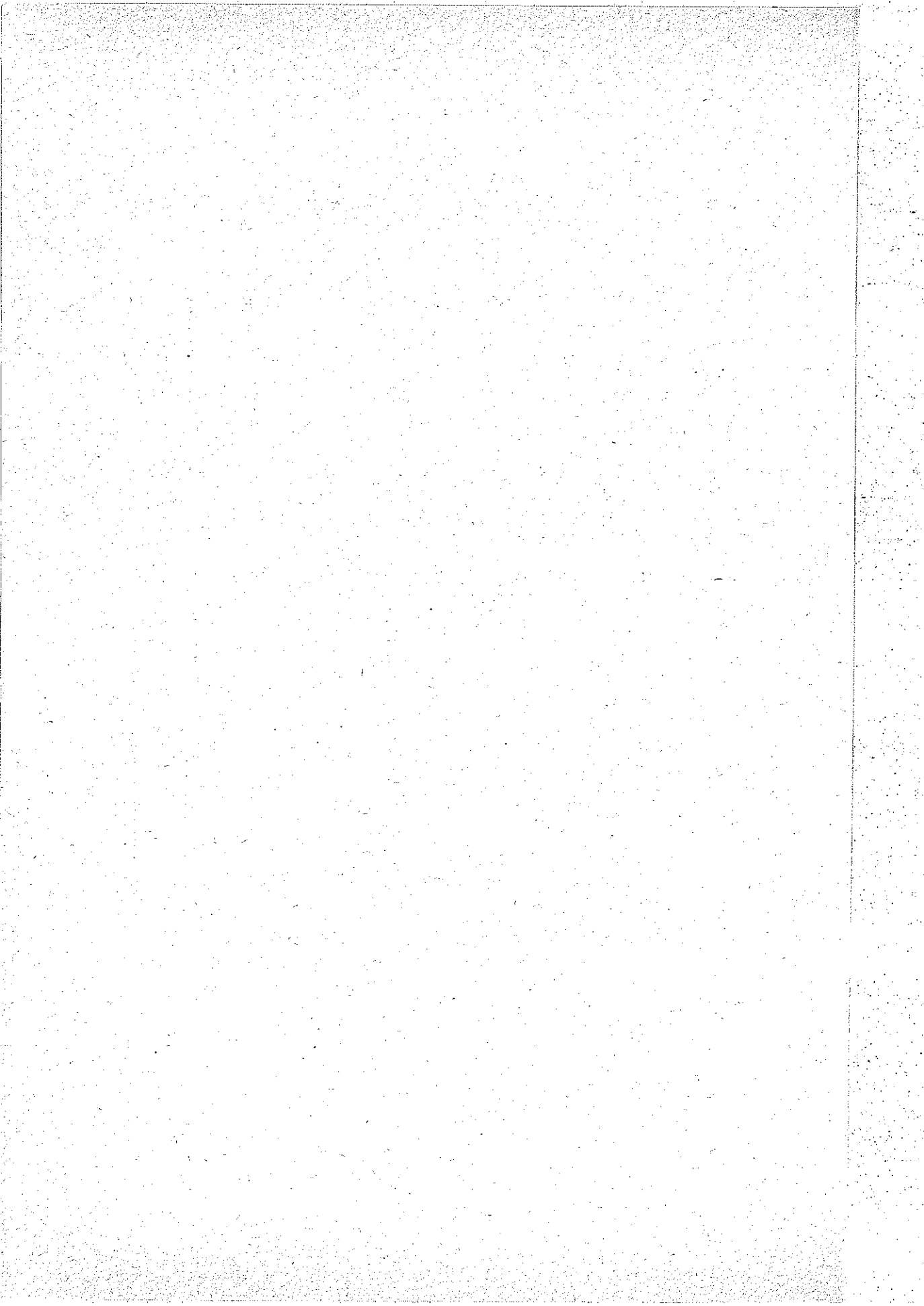




昭和 47 年度 予定 損益 計算書

(千円)

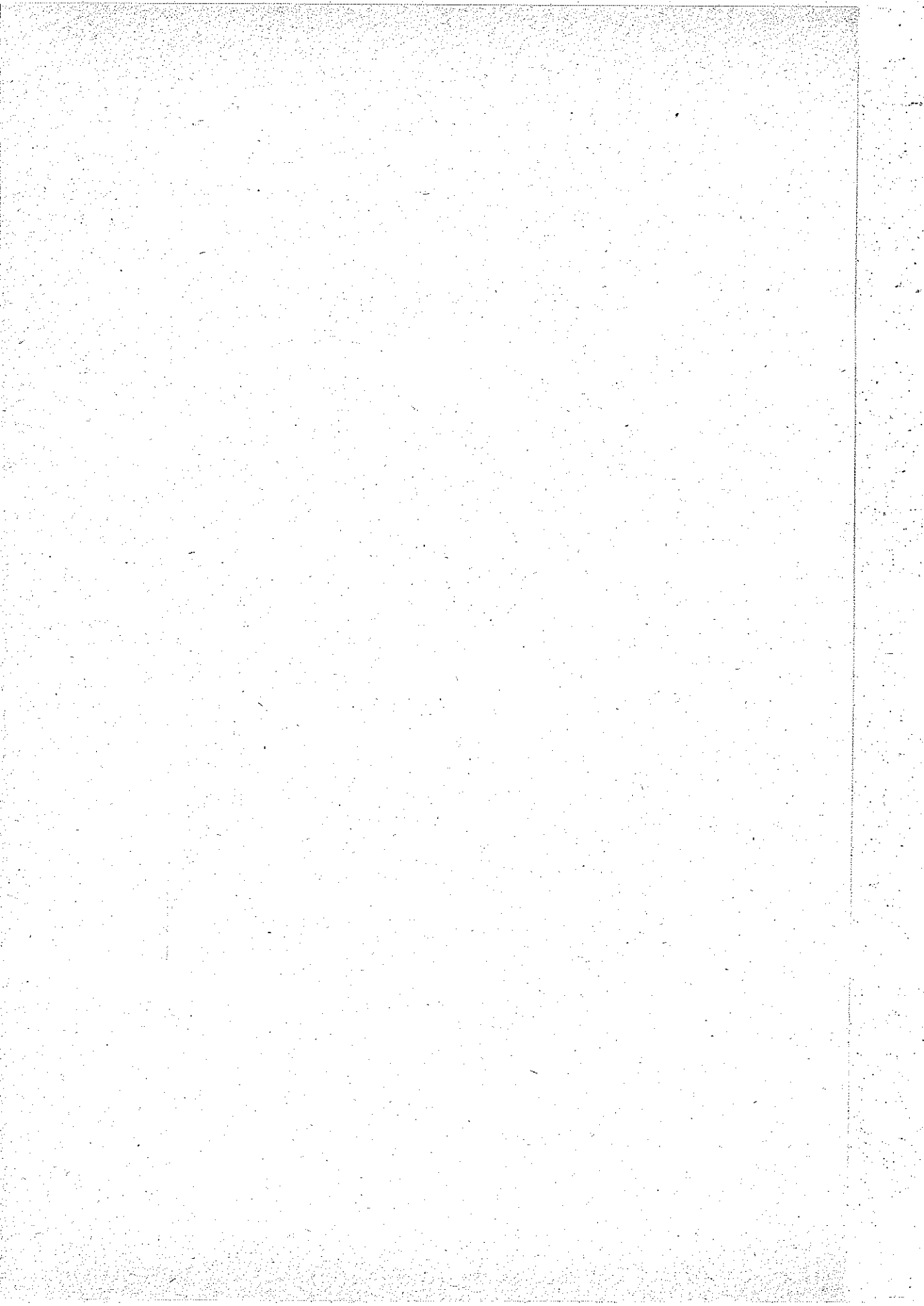
水道事業費用 (五億六千五百七拾壹万七千円)	営業費用 467,880	水道事業収益 (六億四百七拾八万円)	
	営業外費用 102,737		営業収益 599,780
	多備費 100		
	当年度純利益 39,063		営業外収益 5,000



昭和 47 年度 貸借対照表

(千円)

資産 合計 (三拾参億四千零百六拾八万円)	固定負債 729	負債合計 (三拾参億四千零九拾万五千円)	負債資本合計 (三拾参億四千零百六拾八万円)	
	流動負債 184,232			
	自己資本 118,703	資本合計 (三拾参億零千七百六拾五万五千円)		
	固定資産 2,261,109			借入金 1,631,224
	流動資産 80,571			剰余金 367,729
流動負債 80,571		当年度純利益 39,063		



目

次

予 算	
1. 昭和47年度和泉市水道事業会計予算	1頁
財政計画に関する書類	
1. 昭和47年度水道事業会計予算実施計画	5頁
2. 昭和47年度水道事業会計資金計画	9頁
3. 昭和46年度水道事業予定損益計算書	10頁
4. 昭和46年度水道事業予定貸借対照表	12頁
5. 昭和47年度水道事業予定貸借対照表	16頁
6. 昭和47年度給与費明細書	20頁
7. 継続費に関する調書	21頁
参 考 書	
1. 水道事業会計予算総括表	22頁
2. 水道事業会計予算実施計画明細書	23頁
3. 水道事業会計予算貯蔵品購入限度額明細	33頁

別 紙

1. 給料明細	84頁
2. 手当等明細	85頁
3. 貸金明細	37頁
4. 法定福利費明細	88頁
5. 旅費明細	39頁
6. 被服費明細	40頁
7. 勤力費明細	41頁
8. 受水費明細	45頁
9. 置水器費明細	46頁
10. 減価償却費明細	47頁
11. 企業償還明細	48頁
12. 拡張工事費及環境改善事業費明細	51頁

昭和 47 年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 47 年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	2 6,9 0 0 戸
(2) 年間総給水量	7,1 2 2,1 5 0 m ³
(3) 一日平均給水量	1 9,5 1 3 m ³
(4) 主要な建設改良事業	和泉上水道第3回拡張事業 4 2 1,8 0 0 冊

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第 1 款 水道事業収益	6 0 4, 7 8 0 冊
第 1 項 営業収益	5 9 9, 7 8 0 冊

第2項 営業外収益 5,000 円

支 出

第1款 水道事業費用 565,717 円

第1項 営業費用 462,880 円

第2項 営業外費用 102,737 円

第3項 予備費 100 円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,214 円は、当年度分損益剰留保資金 34,117 円及び利益剰余金処分額 32,097 円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 489,000 円

第1項 企業債 409,000 円

第2項 工事負担金 50,000 円

第3項 補助金 30,000 円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 555,214 円

第1項 建 設 收 良 費 517,774 円

第2項 企 業 債 償 還 金 37,440 円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
和 泉 上 水 道 第3回拡張事業費	409,000円	証書借入 又は 証券発行	8.0%以内	借入れた日から償還期間を含めて30年以内 に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1.	営 業 費 用 原水及浄水費	119,732 円
2.	営 業 外 費 用 支払利息及企業 債取扱諸費	102,727 円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

1. 職 員 給 与 費 138,769 円
2. 交 際 費 400 円

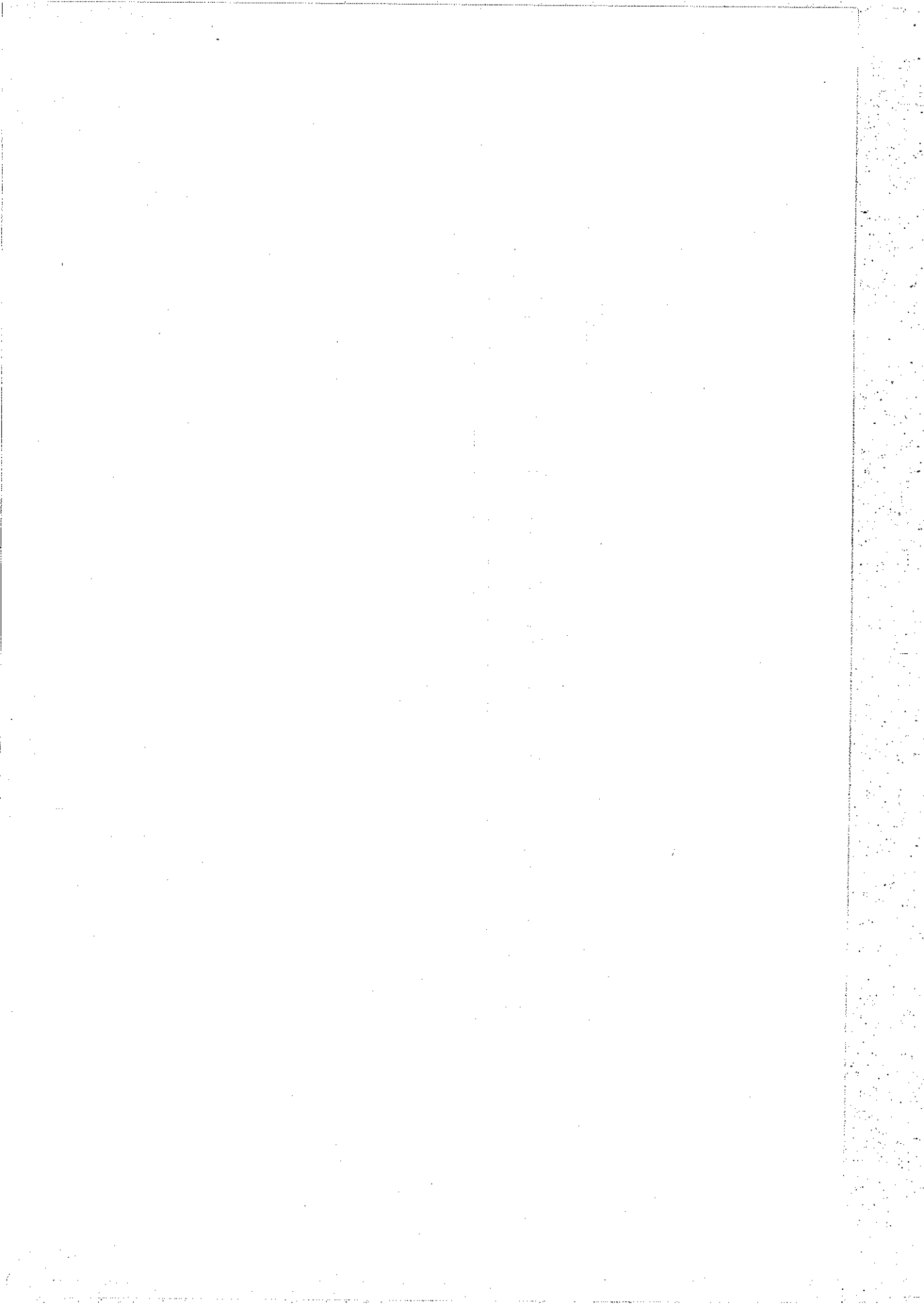
(たな卸資産の購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、128,844 円と定める。

昭和 47 年 3 月 16 日提出

大府府和泉市長 藤 木 秀 夫

財 政 計 画 に 関 する 調 査



昭和47年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		604,780		
			599,780		
		1. 給水収益	466,780	水道料金及び量水器使用料	
		2. 補助金	5,000	消火栓維持管理補償金	
2. 営業外収益		3. 受託工事収益	27,000	給水装置の新設増設及び修繕等の受託工事収益	
		4. その他の営業収益	10,100	材料売却収益並びに設計審査、竣工検査及び材料検査手数料	
			5,000		
		1. 受取利息	1,000	預金利息及び有価証券利息	
	2. 雑収益	4,000	不用品売却その他雑収益		

支 出

款	項	目	予定額(円)	備 考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		565,717	
			462,880	
		1. 原水及び浄水費	170,476	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用
		2. 配水及び給水費	63,900	配水、給水に要する費用
		3. 受託工事費	27,000	受託工事に要する費用
		4. 業務費	41,841	検針、測定、集金その他業務の運営に要する費用
		5. 総係費	25,546	事業活動全般に関連する費用
		6. 減価償却費	34,057	固定資産の減価償却費
2. 営業外費用	8. 予備費	7. 資産減耗費	60	固定資産の除却損並びに破却資産減耗費
		8. その他の営業費用	100,000	材料売却原価
			102,737	
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	102,727	企業債の利息及び一時借入金利息
		2. 雑支出	10	雑支出
			100	
		1. 予備費	100	予備費

2. 資本的收入及支出

收 入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入			489,000		
	1. 企業債		409,000		
		1. 企業債	409,000	和泉上水道第3回拡張事業債	
2. 工事負担金			50,000		
	1. 工事負担金		50,000	配水管布設工事負担金	
			80,000		
3. 補助金			30,000		
	1. 補助金		30,000	環境改善事業府補助金	

支 出

款	項	目	予定額(円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		555,214		
			517,774		
		1. 事務費	8,000	拡張事業に要する事務費	
		2. 拡張工事費	413,800	第3回拡張事業に要する工事費	
		3. 改良工事費	50,000	改良工事に要する工事費	
2. 企業債償還金	2. 企業債償還金	4. 環境改善事業費	30,000	環境改善事業に要する工事費	
		5. 営業設備費	15,974	営業に係る諸資産購入費	
			37,440		
		1. 企業債償還金	37,440	企業債の元金償還金	

昭和47年度水道事業会計資金計画

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増	△ 減
受入資金	992,188 円	1,198,040 円	205,852 円	
1. 事業収益	502,085	547,445	45,360	
2. 前年度未収金	40,615	38,097	△ 2,518	
3. 企業業債	127,000	409,000	282,000	
4. 工事負担金	159,729	50,000	△ 109,729	
5. 補助金	0	30,000	30,000	
6. 一時借入金	100,000	100,000	0	
7. 前受金	10,000	10,000	0	
8. 預り金	7,000	7,000	0	
9. 繰越金	45,759	6,498	△ 39,261	
支払資金	985,690	1,198,814	208,124	
1. 事業費用	459,381	531,600	72,219	
2. 建設収良費	320,602	517,774	197,172	
3. 企業債償還金	33,707	37,440	3,738	
4. 一時借入金返済	155,000	90,000	△ 65,000	
5. 前受金払出	10,000	10,000	0	
6. 預り金返済	7,000	7,000	0	
差 引	6,498	4,226	△ 2,272	

昭和46年度水道事業予定損益計算書

(昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	401,021,000円
(2) 補償金	5,000,000円
(3) その他の営業収益	90,661,000円
(4) 受託工事収益	<u>38,500,000円</u>
	535,182,000円
2. 営業費用	
(1) 原水及浄水費	131,552,000円
(2) 配水及給水費	54,854,000円
(3) 受託工事費	38,500,000円
(4) 業務費	30,022,000円
(5) 総係費	24,402,000円
(6) 減価償却費	32,309,000円

(7) 資産減耗費	5,740,000円	
(8) その他の営業費用	<u>90,000,000円</u>	<u>407,379,000円</u>
営業利益		127,803,000円
3. 営業外収益		
(1) 受取利息	1,000,000円	
(2) 雑収益	<u>4,000,000円</u>	<u>5,000,000円</u>
当年度総利益		<u>132,803,000円</u>
4. 営業外費用		
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	89,941,000円	
(2) 雑支出	<u>10,000円</u>	<u>89,951,000円</u>
5. 予備費		
(1) 予備費	<u>100,000円</u>	<u>100,000円</u>
当年度純利益		<u>42,752,000円</u>

昭和46年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和47年3月31日)

		資 産 の 部	
1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地	地		22,051,361円
ロ 建物	物	88,364,773円	
	建物減価償却引当金	<u>4,998,519円</u>	88,366,254円
ハ 構築物	物	785,194,340円	
	構築物減価償却引当金	<u>102,599,443円</u>	682,594,897円
ニ 機械及装置	置	132,712,390円	
	機械及装置減価償却引当金	<u>34,980,035円</u>	97,732,355円
ホ 量水器	器	41,242,789円	
	量水器減価償却引当金	<u>13,832,073円</u>	27,410,716円
ヘ 車輛及運搬具	具	5,213,753円	
	車輛及運搬具減価償却引当金	<u>2,362,213円</u>	2,851,540円

卜 工具器具及備品	12,715,927円	
工具器具及備品減価償却引当金	<u>4,233,833円</u>	8,482,094円
才 建設仮勘定		<u>852,300,925円</u>

1,776,790,142円

(2) 無形固定資産

イ 水利権	610,000円	
ロ 電話加入権	<u>41,200円</u>	

651,200円

1,777,441,342円

2. 流動資産

(1) 現金預金	6,498,910円	
(2) 未収金	88,097,000円	
(3) 有価証券	2,238,000円	
(4) 貯蔵品	<u>16,682,499円</u>	

63,516,409円

1,840,957,751円

負債の部

3. 固定負債		
(1) 引当金	<u>628,960円</u>	
固定負債合計		628,960円
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	145,000,000円	
(2) 前受金	16,249,830円	
(3) 預り金	11,159,850円	
(4) 預り担保有価証券	<u>1,824,000円</u>	
流動負債合計		<u>174,232,680円</u>
負債合計		<u>174,861,640円</u>
資本の部		
6. 資本金		
(1) 自己資本金		118,708,235円
(2) 借入資本金		

1 企業債 1,259,664,397円 1,259,664,397円

1,878,367,632円

資本金合計

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 在庫補助金 8,948,000円

ロ 府補助金 3,668,400円

ハ 工事負担金 281,990,626円

ニ 受贈財産評価額 84,416,657円

資本剰余金合計

324,028,683円

(2) 利益剰余金

当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 △79,047,204円

当年度純利益 42,752,000円 △36,295,204円

利益剰余金合計

△36,295,204円

剰余金合計

287,728,479円

資本合計

1,666,096,111円

負債資本合計

1,840,957,751円

昭和47年度和泉市水道事業予定貸借対照表

(昭和48年3月31日)

		資 産 の 部	
1.	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
イ	土 地		22,051,361円
ロ	建 物	88,864,773円	
	建物減価償却引当金	<u>6,636,335円</u>	81,728,438円
ハ	構 築 物	785,194,340円	
	構築物減価償却引当金	<u>121,736,702円</u>	663,457,638円
ニ	機 械 及 装 置	136,712,390円	
	機械及装置減価償却引当金	<u>43,586,782円</u>	93,125,608円
ホ	水 量 器	51,216,789円	
	水量器減価償却引当金	<u>15,833,296円</u>	35,383,493円
ヘ	車 輛 及 運 搬 具	6,163,753円	
	車輛及運搬具減価償却引当金	<u>3,426,982円</u>	2,736,771円

卜 工具器具及備品	1,371,592.7 円	
工具器具及備品	5,792,084 円	7,923,843 円
減価償却引当金		
子 建設仮勘定	<u>1,354,100.925 円</u>	
有形固定資産合計		<u>2,260,508,077 円</u>

(2) 無形固定資産		
イ 水 利 権	560,000 円	
ロ 電話加入権	<u>41,200 円</u>	
無形固定資産合計		<u>601,200 円</u>

固定資産合計 2,261,109,277 円

2. 流動資産		
(1) 現金預金	4,226,910 円	
(2) 未収金	57,335,000 円	
(3) 有価証券	2,238,000 円	
(4) 貯蔵品	<u>16,771,564 円</u>	

流動資産合計	<u>80,571,474 円</u>
資産合計	<u>2,341,680,751 円</u>

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	<u>728,960円</u>
固定負債合計	728,960円
4. 流動負債	
(1) 一時借入金	155,000,000円
(2) 前受金	16,249,330円
(3) 預り金	11,159,350円
(4) 預り担保有価証券	<u>1,824,000円</u>
流動負債合計	<u>184,232,680円</u>
負債合計	184,961,640円
5. 資本金	
(1) 自己資本金	118,703,235円
(2) 借入資本金	
イ 企業負債	<u>1,631,224,397円</u>

1.749.927.632円

資本金合計

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫補助金	3,948,000円
ロ 府補助金	33,668,400円
ハ 工事負担金	331,990,626円
ニ 受贈財産評価額	<u>34,416,657円</u>

資本剰余金合計

404,023,688円

(2) 利益剰余金

当年度未処理欠損金

繰越欠損金年度末残高 Δ 36,295,204円

当年度純利益 39,063,000円

2,767,796円

利益剰余金合計

2,767,796円

剰余金合計

406,791,479円

資本合計

2,156,719,111円

負債資本合計

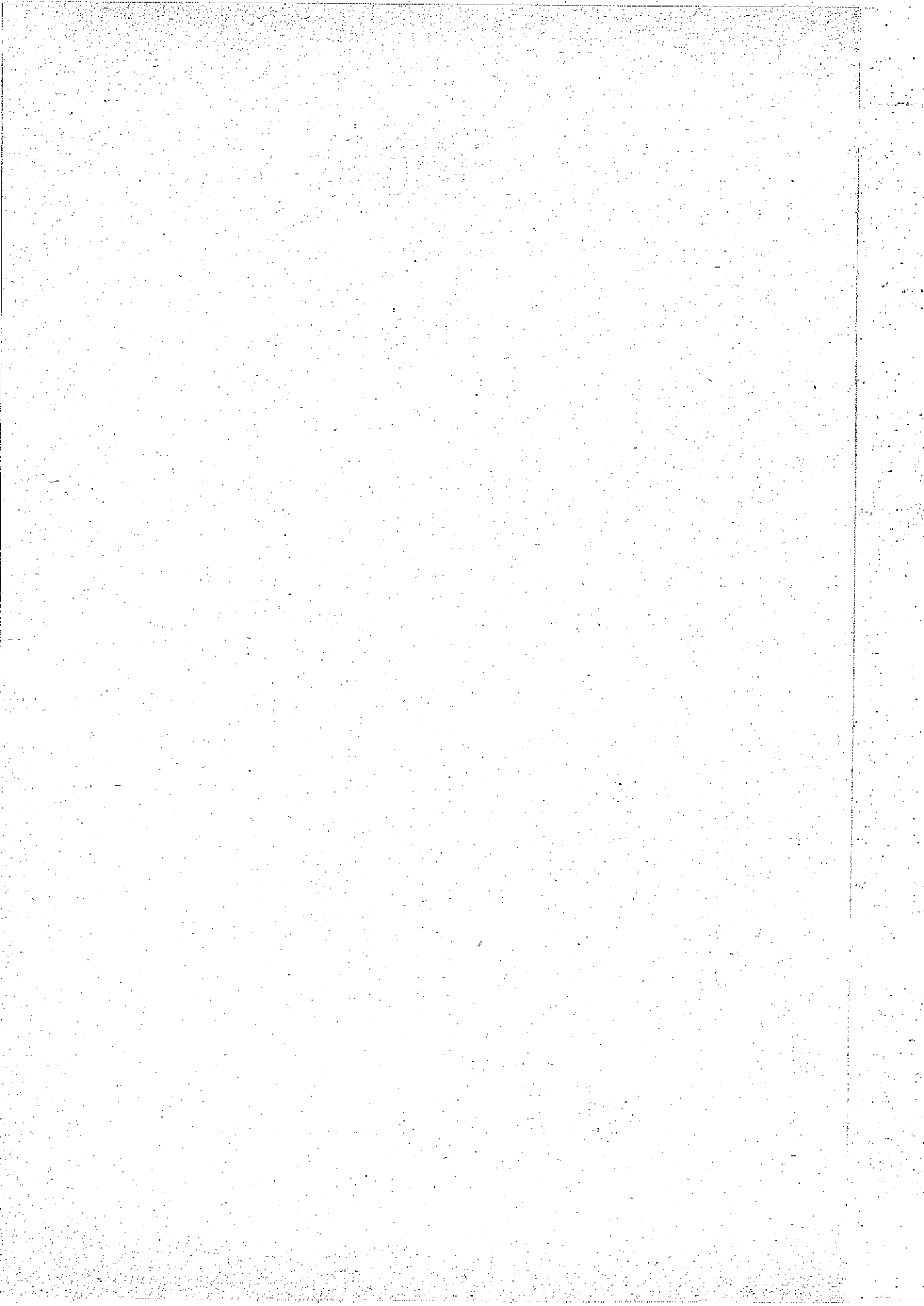
2,841,680,751円

給 与 賞 明 細 書

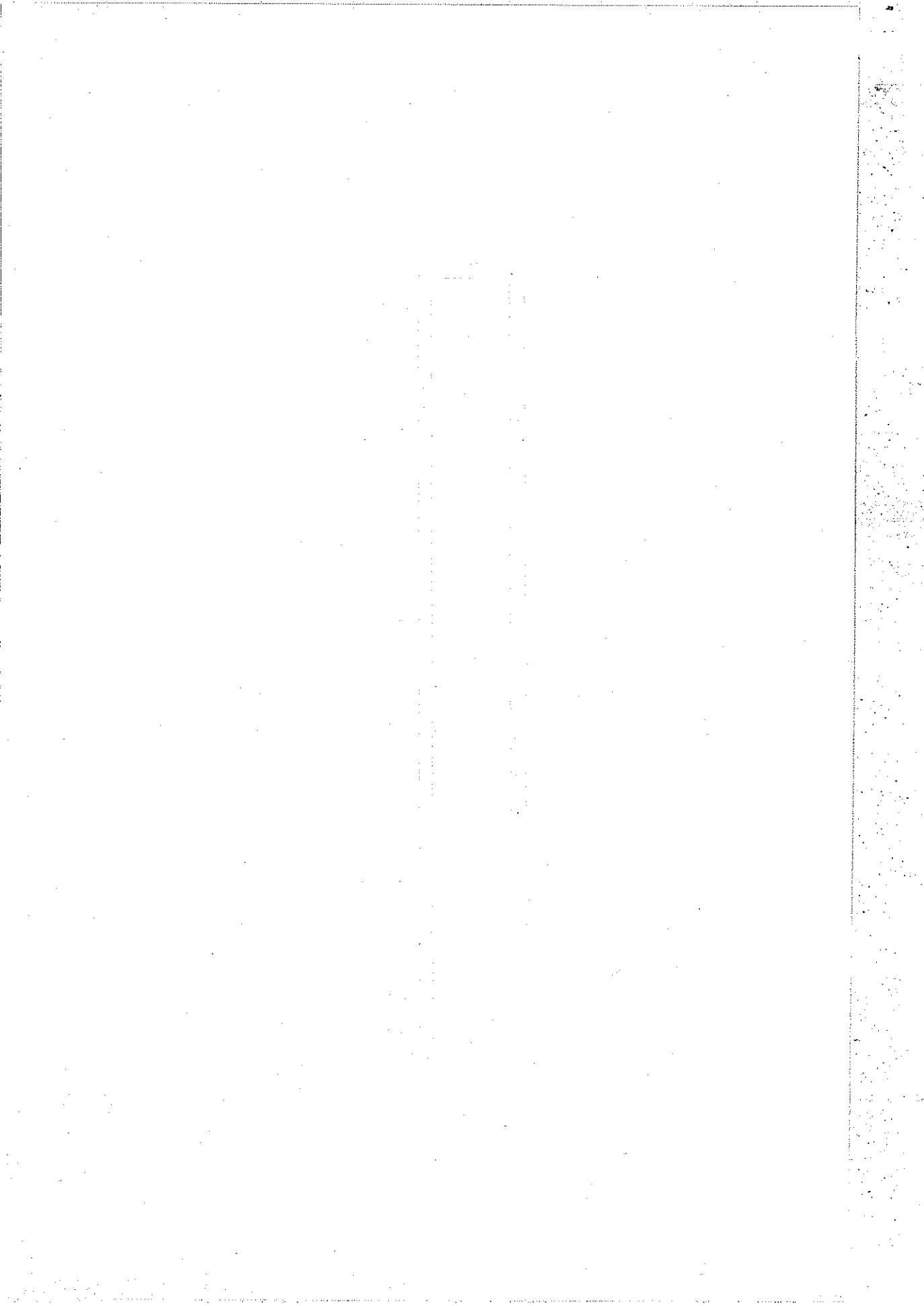
区 分	職 員 数	給 与			法定福利費	合 計
		給 料	手 当	計		
損益勘定支弁職員	人 59	冊 60,174	冊 47,911	冊 108,085	冊 11,649	冊 119,734
資本勘定支弁職員	6	6,787	5,788	12,575	1,316	18,891
合 計	65	66,961	53,699	120,660	12,965	188,625
前 年 度	62	55,989	40,050	95,989	11,060	107,049
比 較	3	11,022	13,649	24,671	1,905	26,576
手 当 の 内 訳	調整手当 5,647冊 扶養手当 1,772冊 通勤手当 1,607冊 期末手当 20,958冊 勤勉手当 11,491冊 時間外勤務手当 6,575冊 管理職手当 1,207冊 夜間勤務手当 1,227冊 特殊勤務手当 2,496冊 退職手当 100冊 住宅手当 624冊					

継続費に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画				前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考
			年度	年割額	同左	財源内訳							
1.資本的支出	1.建設改良費	和泉水道第3回拡張事業費	41	47,000	43,000	4,000	46,988	46,988	46,988	46,988		4.4	通次繰越 67円
			42	113,000	107,000	6,000	42,142	42,142	42,142	42,142		3.9	通次繰越 70,925円
			43	26,600	26,000	600	76,720	76,720	76,720	76,720		7.1	通次繰越 20,805円
			44	110,000	109,000	1,000	129,780	129,780	129,780	129,780		12.0	通次繰越 1,025円
			45	156,600	145,000	11,600	154,956	154,956	154,956	154,956		14.4	通次繰越 2,669円
			46	145,000	127,000	18,000	147,669	147,669	147,669	147,669		13.7	
			47	421,800	409,000	12,800	421,800	421,800	421,800	421,800		33.2	
			48	56,000	54,000	2,000					56,000		
			計	1,076,000	1,020,000	54,000	2,000	538,200	421,800	421,800	1,020,000	56,000	56,000



参 考 书



昭和47年度水道事業会計予算総括表

款	項	本年度予算額(円)	商	要
収益的収入		604,780		
1. 営業収益		599,780		
2. 営業外収益		5,000		
収益の支出		565,717		
1. 営業費用		462,880		
2. 営業外費用		102,737		
3. 予備費		100		
当年度利益金		89,063		
資本的収入		489,000		
1. 企業債		409,000		
2. 工事負担金		50,000		
3. 補助金		80,000		
資本的支出		555,214		
1. 建設改良費		517,774		
2. 企業償還金		87,440		
差引		△ 66,214	当年度分損益勘定留保資金 84,117円 利益剰余金処分額 82,097円	で補てんする。

昭和47年度水道事業会計予算実施計画明細書

1. 収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	節	予算額(円)	備	要
1. 水道事業収益	1. 営業収益	1. 給水収益		604,780		
				599,780		
		2. 補償金	1. 給水収益	466,780		
				466,780		
	2. 営業外収益	1. 受取利息	1. 補償金	5,000		
				5,000		
		2. 雑収益	3. 受託工事収益	27,000		
				27,000		
			4. その他の営業収益	101,000		
				1. 手数料	1,000	
			2. 材料売却収益	100,000		
				5,000		
				1,000		
			1. 預金利息	970		
			2. 有価証券利息	80		
			1. 雑収入	4,000		
				4,000		

支出

款	項	目	節	預算額(千円)	商	要
1. 水道事業費用	1. 營業費用	1. 原水及淨水費		565.717		
				462.880		
				170.476		
			1. 給料	24.538	別紙 (1)	
			2. 手当等	21.457	別紙 (2)	
			3. 賃金	102	別紙 (3)	
			4. 法定福利費	4,749	別紙 (4)	
			5. 旅費	21	別紙 (5)	
			6. 被服費	119	別紙 (6)	
			7. 備用品費	1,130		
			8. 燃料費	300		
			9. 印刷製本費	89		
			10. 通信運載費	160		
			11. 委託料	490		
12. 手数料	10					
13. 賃借料	50					
14. 修繕料	1,800					

款	項	目	節	予算額(円)	備	要
			15. 動力費	16,771	別紙 (7)	
			16. 藥品費	10,950		
			17. 材料費	1,000		
			18. 受水費	85,200	別紙 (8)	
			19. 請員工事費	1,500		
			20. 補償金	40		
		2. 配水及給水費		68,900		
			1. 給料	14,784	別紙 (1)	
			2. 手当等	12,217	別紙 (2)	
			3. 賃金	68	別紙 (3)	
			4. 法定福利費	2,876	別紙 (4)	
			5. 旅費	82	別紙 (5)	
			6. 被服費	95	別紙 (6)	
			7. 備用品費	600		
			8. 燃料費	812		
			9. 印刷製本費	186		
			10. 賃借料	110		

	11. 修繕料	9,997	
	12. 路面復旧費	2,000	
	13. 材料費	8,128	
	14. 請負工事費	17,600	
	15. 備償金	50	
		27,000	
	3. 受託工事費	2,000	
	1. 路面復旧費	2,000	
	2. 請負工事費	25,000	
		41,841	
	4. 業務費	10,877	別紙 (1)
	1. 給料等	7,159	別紙 (2)
	2. 法定福利費	2,108	別紙 (4)
	3. 旅費	24	別紙 (5)
	4. 破服費	56	別紙 (6)
	5. 報償金	2,644	
	6. 備用品費	95	
	7. 燃料費	68	
	8. 印刷製本費	1,085	
	9. 通信運搬費	120	

款	項	目	部	予算額(円)	商	要
			11.委託料	16,889		
			12.手数料	686		
			13.修繕料	50		
		5.総係費		25,546		
			1.給料	9,975	別紙(1)	
			2.手当等	7,122	別紙(2)	
			3.賃金	271	別紙(3)	
			4.法定福利費	1,921	別紙(4)	
			5.旅費	784	別紙(5)	
			6.被服費	20	別紙(6)	
			7.退職給与金	100		
			8.報償金	20		
			9.厚生費	245		
			10.備用品費	581		
			11.燃料費	91		
			12.光熱水費	260		
			13.印刷製本費	500		
			14.通信運送費	180		

	15. 委託料	1,946	
	16. 手数料	50	
	17. 賃借料	50	
	18. 広告料	10	
	19. 修繕料	100	
	20. 研修費	50	
	21. 交際費	400	
	22. 食糧費	70	
	23. 会費負担金	280	
	24. 保険料	420	
	25. 諸謝金	50	
	26. 雑費	50	
		84,057	
6. 減価償却費	有形固定資産 減価償却費	84,007	別紙 00
	無形固定資産 減価償却費	50	別紙 00
7. 資産減耗費		60	
	1. 固定資産除却費	50	
	2. 剥卸資産減耗費	10	
8. その他の営業費用		100,000	

款	項	目	節	予算額(円)	備	要
	2. 營業外費用		1. 材料売却原価	100,000		
				102,787		
		1. 支払利息及 企業債取扱諸費	1. 企業債利息	83,167		
			2. 一時借入金利息	19,500		
			3. 企業債手数料及 取扱諸費	60		
		2. 雑支出		10		
			1. 雑支出	10		
	8. 予備費			100		
		1. 予備費		100		
			1. 予備費	100		

2. 資本的収入及び支出

収入

款	項	目	節	予算額(円)	備	要
1. 資本的収入	1. 企業債	1. 企業債		489,000		
				409,000		
	2. 工事負担金	1. 工事負担金	1. 企業債	409,000		
				50,000		
	8. 補助金	1. 補助金	1. 工事負担金	50,000		
				80,000		
			1. 府補助金	80,000		

支 出

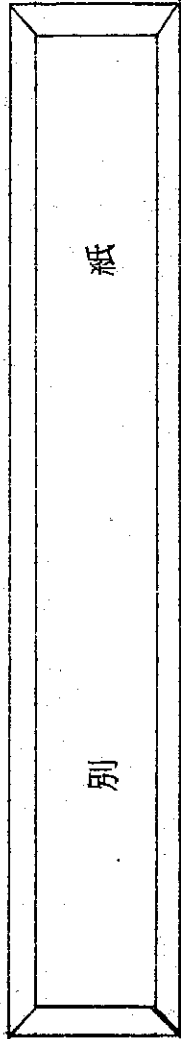
款	項	目	郵	予算額(冊)	備 要
1. 資本の支出	1. 建設改良費	1. 事務費		555,214	
				517,774	
				8,000	
			1. 給料	3,688	別紙 (1)
			2. 手当等	3,042	別紙 (2)
			3. 賃金	271	別紙 (3)
			4. 法定福利費	715	別紙 (4)
			5. 旅費	58	別紙 (5)
			6. 被服費	19	別紙 (6)
		7. 備用品費	100		
		8. 燃料費	60		
		9. 印刷製本費	52		
			418,800		
			883,288		
			80,562		
	50,000				
	3,104	別紙 (1)			

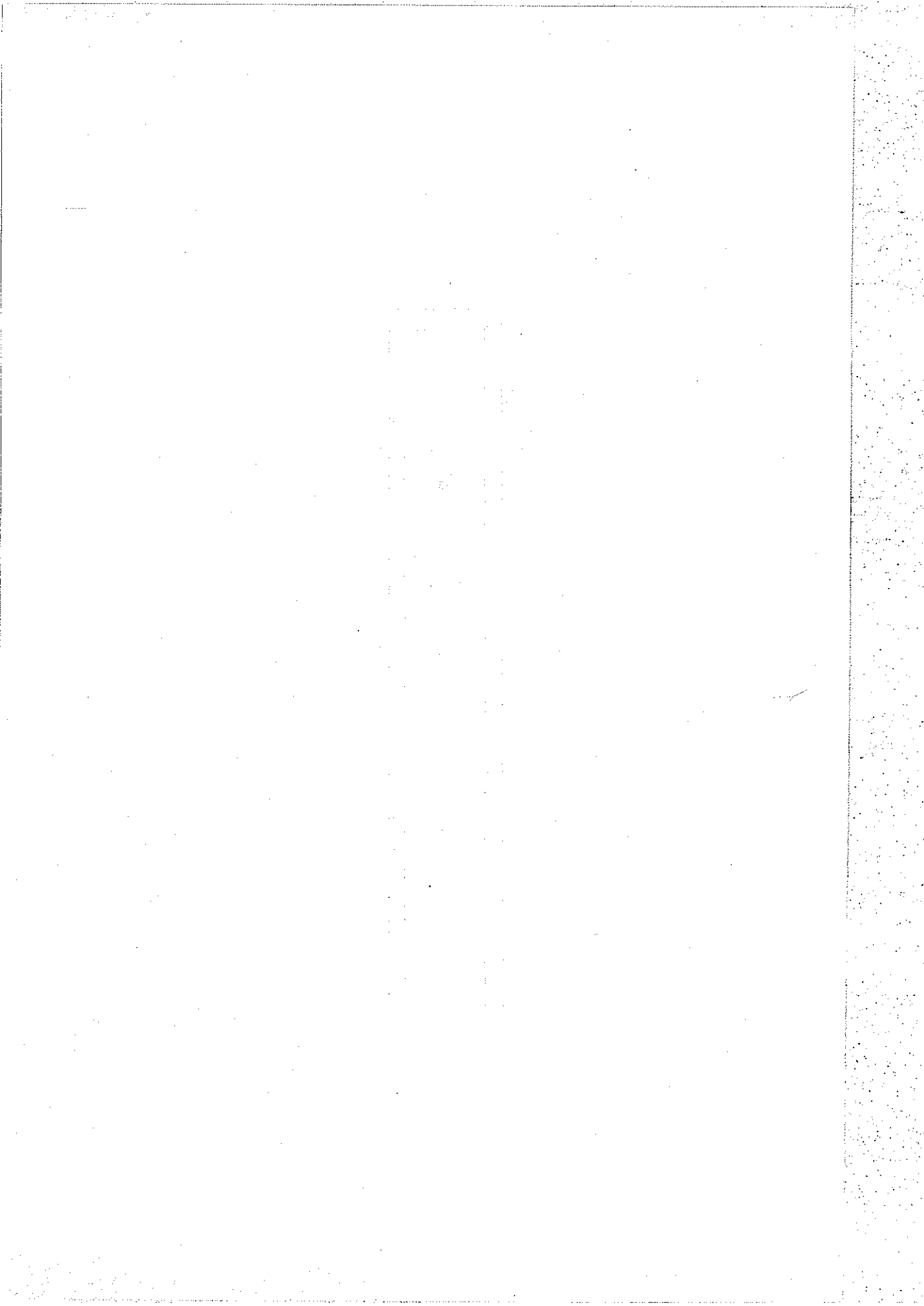
	2. 手 当 等	2,746	別 紙 (2)
	3. 法定福利費	601	別 紙 (4)
	4. 旅 費	20	別 紙 (5)
	5. 被 服 費	19	別 紙 (6)
	6. 備 消 品 費	67	
	7. 燃 料 費	65	
	8. 印刷製本費	78	
	9. 請負工事費	40,000	
	10. 路面復旧費	3,800	
	4. 環境改善事業費	30,000	
	5. 營業設備費	80,000	
	1. 固定資産購入費	15,974	
	2. 運水器費	6,000	
		9,974	別 紙 (9)
		37,440	
2. 企業債償還金		37,440	
	1. 企業債償還金	37,440	
	1. 元 金	37,440	別 紙 (10)

昭和47年度水道事業会計予算貯蔵品購入限度額明細

(単位 円)

営業費用				明細資産減耗費	10
原水及浄水費					
被服費	119		その他の営業費用		
備用品費	1,180			材料売却原価	100,000
燃料費	800				
漿品費	10,950		建設改良費		
材料費	1,000		事務費		
配水及給水費				被服費	19
被服費	95			備用品費	100
備用品費	600			燃料費	60
燃料費	812		改良工事費		
材料費	3,128			被服費	19
業務費				備用品費	67
被服費	56			燃料費	65
備用品費	95		営業設備費		
燃料費	53			量水器費	9,974
総係費					
被服費	20				
備用品費	581				
燃料費	91				
資産減耗費			合計		128,844





(別紙 1)

給料明細

(単位 円)

	原水及浄水費	配水及給水費	業務	設備費	給料係費	建設改良費	改良工事費	合計
人員	24 人	16 人	11 人	8 人	8 人	3 人	8 人	65 人
月一人当平均	85,200	77,000	82,400	103,900	102,300	86,200	85,845	
月平均	2,044,800	1,282,000	906,400	881,200	806,900	258,600	5,679,900	
年額	24,587,600	14,784,000	10,876,800	9,974,400	3,682,800	3,108,200	66,958,800	
予算額	24,588 千円	14,784 千円	10,877 千円	9,975 千円	3,688 千円	3,104 千円	66,961 千円	

手 当 一 等 明 細

(単位 円)

手当	人員	原水及浄水費	配水及給水費	業 務 費	総 保 費	建設改良費	改良工事費	合 計
調整当	人員 算出額	24人 2,029,600	16人 1,225,300	11人 919,700	8人 864,700	8人 852,100	8人 255,700	65人 5,547,100
扶養手当	人員 1ヶ月(A) (A) × 12 算出額	19人 51,000	18人 40,200	7人 19,400	6人 19,000	3人 10,800	3人 7,200	51人 147,600
通勤手当	人員 1ヶ月(B) (B) × 12 算出額	24人 48,910	16人 37,345	8人 22,220	7人 17,045	3人 8,820	8人 5,040	61人 188,880
期末手当	基本給月額 (C) × 3.1 算出額	2,825,984	1,874,308	1,002,442	922,258	847,042	287,108	6,759,092
勤手当	(C) × 1.7 算出額	8,760,395	4,260,355	3,107,570	2,859,000	1,075,830	890,085	20,958,185
時間外勤務手当	人員 時間数(D) 単価(E) (D) × (E) 算出額	28人 3,603	16人 5,184	9人 148	5人 826	2人 773	3人 1,270	58人 11,754
			584	528	638	598	578	
		2,085,695	2,741,556	78,144	522,858	462,254	784,060	6,574,567

管理職手当	人員 本俸 (F)	1人 98,200		2人 212,700	2人 284,700	1人 118,200	6人 718,800
	$(F) \times \frac{12 \sim 16}{100} = (G)$	$\frac{12}{100}$ 1人 11,784		$\frac{14}{100}$ 1人 27,888	$\frac{15}{100}$ 1人 44,256	$\frac{14}{100}$ 1人 16,548	6人 100,476
出勤手当 前当	$(G) \times 12$ 算出額	141,408		334,656	531,072	198,576	1,205,712
	$120 \times 4人 \times$ 7時間 (H)	8,860					8,860
特殊 勤務 手当	$(H) \times 365日$ 算出額	1,226,400					1,226,400
	月 @ 8,200 (I)	76,800	51,200	35,200	25,600	9,600	208,000
住宅 手当	$(I) \times 12$ 算出額	921,600	614,400	422,400	307,200	115,200	2,496,000
	人員及 月平均 (J)	24人 21,200	18人 9,000	7人 7,700	6人 3,000	3人 1,500	56人 52,000
児童 手当	$(J) \times 12$ 算出額	254,400	108,000	92,400	36,000	18,000	624,000
	人員及 月額 (K)	4人 12,000					4人 12,000
算出 額合計	算出額	144,000					144,000
	算出額合計	21,456,506	12,216,475	7,158,461	7,121,209	3,041,871	58,789,181
予 算 額	算出額	21,457	12,217	7,159	7,122	3,042	58,748
	算出額						2,746

賃金明細

(単位:円)

	原水及浄水費	配水及給水費	業務費	総係費	建設改良費	改良工事費	合計
臨時人夫延人員	51人						51人
平均単価	2,000						2,000
臨時職員延人員		49人		213人	218人		475人
平均単価		1,270		1,270	1,270		1,270
合計	102,000	62,280		270,510	270,510		705,250
予算額	102,000	68,000		271,000	271,000		707,000

(別紙4)

法定福利費明細

(単位円)

	原水及浄水費	配水及給水費	業務費	総係費	建設改良費	改良工事費	合計
対象人員及本俸(A)	24人 24,537,600	16人 14,784,000	11人 10,376,800	8人 9,974,400	3人 3,682,800	3人 3,108,200	65人 66,958,800
(A) × $\frac{61}{100}$	1,496,794	901,324	668,485	608,439	224,651	189,296	4,084,489
人員 × @ 1.320	91,680	21,120	14,520	10,560	3,960	3,960	85,800
算出額	1,528,474	922,944	677,456	618,999	228,611	193,256	4,170,289
算出額	40,820	26,880	18,480	18,440	5,040	5,040	109,200
基本給(B)	28,300,800	17,106,100	12,451,700	11,374,300	4,279,700	3,560,500	76,879,100
(B) × $\frac{52}{1000}$ 算出額	1,742,250	1,960,574	772,005	705,207	265,342	220,751	4,766,184
本俸(C)	24,587,500	14,784,000	10,376,800	9,974,400	3,682,800	3,103,200	66,958,800
(C) × $\frac{56}{1000}$ 算出額	1,374,105	827,904	609,101	558,567	206,237	178,780	3,749,694
給与(D)	45,585,706	28,892,475	17,942,861	17,059,609	6,706,171	5,733,159	119,923,981
(D) × $\frac{1.4}{1000}$ 算出額	63,834	37,650	26,120	23,884	9,389	8,027	167,904
算出額合計	4,748,989	2,875,957	2,102,162	1,920,097	714,619	600,854	12,962,672
予算額	4,749	2,876	2,108	1,921	715	601	12,966

註 健康保険組合負担金の基本給 = 給料 + 調整手当 + 扶養手当 + 特殊勤務手当

(別 紙 5)

旅 費 明 細

(單位 円)

用 件	出張先	日数	原水及浄水費	配水及給水費	業 務 費	總 係 費	建設改良費	改良工事費
日本水道協会研修会	群馬県	4				47,100		
" 技術研修会	東京都	33				100,880		
関西支部研修会	福岡県	4				88,520		
" 技術研修会	香川県	3				18,660		
大阪府支部研修会	富崎県	4				89,430		
" 技術研修会	東京都	3				84,960		
" 夏期研修会	奈良県	2				3人16,430		
阪南水道協議会 夏期研修会	宮城県	4				44,220		
起 債 申 請	東京都	2				延2人 87,160	延2人 87,160	
日本水道協会委員会	"	2				延2人 87,160		
短期資金借入接洽	"	2				延2人 87,160		
自治大学入校派遣	"	33				44,780		
職員研修旅費	静岡県	3				延5人 192,000		
小 計		99				688,460	87,160	
府内出張旅費			21,000	82,000	24,000	100,000	20,000	20,000
合 計			21,000	82,000	24,000	788,460	87,160	20,000
予 算 額			21冊	82冊	24冊	784冊	58冊	20冊

(別紙 6)

服 費 明 細

(単位 円)

種 類	資 目	原水及浄水費	配水及給水費	業 務 費	総 係 費	建設改良費	改良工事費	合 計
作業服(上、下) 1人1着 @ 2,700	24人 64,800	16人 48,200	11人 29,700	6人 16,200	8人 8,100	8人 8,100	3人 8,100	63人 170,100
工ム半長靴 @ 600	14人 8,400	15人年2足 18,000	8人 4,800	1人 600	8人 1,800	8人 1,800	8人 1,800	44人 35,400
雨 合 羽 @ 8,000	15人 45,000	11人 33,000	7人 21,000	1人 8,000	3人 9,000	3人 9,000	3人 9,000	40人 120,000
合 計	118,200	94,200	55,500	19,800	18,900	18,900	18,900	825,500
予 算 値	119 冊	95 冊	56 冊	20 冊	19 冊	19 冊	19 冊	828 冊

動力費明細

(単位 円)

月別	池上浄水場		和田浄水場		① 下の宮浄水場		① 父鬼浄水場		計	
	電力量 KWH	金額 円	電力量 KWH	金額 円	電力量 KWH	金額 円	電力量 KWH	金額 円	電力量 KWH	金額 円
4	①	110,000	484,000	①	145,000	540,000	①	4,000	28,000	307,060 1,899,000
	②	60	6,000	②	14,000	52,000				
	③	2,000	80,000	③	9,000	36,000				
	④	8,500	82,000	④	8,500	51,000				
	計	120,560	602,000		176,500	679,000		4,000	28,000	
5	①	110,000	484,000	①	150,000	580,000	①	4,000	28,000	812,060 1,859,000
	②	60	6,000	②	14,000	52,000				
	③	2,000	80,000	③	9,000	36,000				
	④	8,500	82,000	④	8,500	51,000				
	計	120,560	602,000		181,500	689,000		4,000	28,000	

6	110,000	484,000	150,000	550,000	6,000	30,000	4,000	28,000	814,060	1,371,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	10,000	40,000						
	9,000	87,000	9,000	54,000	6,000	30,000	4,000	28,000		
	121,060	607,000	183,000	706,000						
7	110,000	484,000	170,000	640,000	7,000	35,000	4,200	30,000	837,250	1,473,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	10,000	40,000						
	10,000	96,000	10,000	60,000	7,000	35,000	4,200	30,000		
	122,060	616,000	204,000	732,000						
8	110,000	484,000	200,000	760,000	8,000	40,000	4,500	32,000	872,560	1,527,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	12,000	48,000						
	12,000	115,000	10,000	60,000	8,000	40,000	4,500	32,000		
	124,060	635,000	236,000	920,000						
9	110,000	484,000	200,000	760,000	9,000	45,000	4,500	32,000	873,560	1,632,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	12,000	48,000						
	12,000	115,000	10,000	60,000	9,000	45,000	4,500	32,000		
	124,060	635,000	236,000	920,000						

1	100,000	440,000	185,000	500,000	6,000	80,000	4,000	28,000	285,060	1,285,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	8,500	34,000						
	8,000	80,000	7,500	45,000	6,000	30,000	4,000	28,000	285,060	1,285,000
2	100,000	440,000	185,000	500,000	5,000	25,000	3,500	26,000	288,560	1,288,000
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	8,500	34,000						
	8,000	80,000	7,500	45,000	5,000	25,000	3,500	26,000	288,560	1,288,000
3	100,000	440,000	185,000	500,000	5,000	25,000	3,500	26,000		
	60	6,000	14,000	52,000						
	2,000	30,000	8,500	34,000						
	8,000	80,000	7,500	45,000	5,000	25,000	3,500	26,000	288,560	1,288,000
合 計	1,419,720	7,179,000	2,232,000	8,851,000	79,000	335,000	48,500	846,000	3,889,320	16,771,000
									予 算 額	16,771,000

(別 紙 8)

用 水 費 明 細

-45-

月 別	繰配水量 m ³	配 水				内 訳				受 水 費			備 考
		自 己 水 量 m ³		計		そ の 他 水 量 m ³		計		浄 水 費	表 流 水 費	計 費	
		井 (池上)	伏流水 (下の谷)	表流水 (父風力屋)	計	大阪府 浄水	泉北水道 浄水	光明池 表流水	計				
4	661,000	90,000	12,000	14,000	116,000	225,000	150,000	170,000	545,000	6,000,000	680,000	6,680,000	単価 1 m ³ 当り 浄水 大阪府 16円 泉北水道 16円 表流水 光明池 4円
5	671,000	98,000	12,000	14,000	119,000	282,000	150,000	170,000	552,000	6,112,000	680,000	6,792,000	
6	681,000	90,000	12,000	14,000	116,000	245,000	150,000	170,000	565,000	6,820,000	680,000	7,000,000	
7	745,000	98,000	14,000	16,000	128,000	282,000	180,000	180,000	622,000	7,072,000	720,000	7,792,000	
8	745,000	98,000	14,000	16,000	128,000	282,000	180,000	180,000	622,000	7,072,000	720,000	7,792,000	
9	714,000	90,000	13,000	16,000	119,000	255,000	160,000	180,000	555,000	6,640,000	720,000	7,860,000	
10	713,000	98,000	12,000	16,000	121,000	282,000	160,000	180,000	582,000	6,582,000	720,000	7,812,000	
11	692,000	90,000	12,000	15,000	117,000	235,000	160,000	180,000	575,000	6,820,000	720,000	7,040,000	
12	704,000	98,000	13,000	16,000	122,000	242,000	160,000	180,000	582,000	6,482,000	720,000	7,152,000	
1	661,000	92,000	12,000	14,000	118,000	223,000	150,000	170,000	543,000	5,988,000	680,000	6,648,000	
2	661,000	90,000	12,000	14,000	116,000	225,000	150,000	170,000	545,000	6,000,000	680,000	6,680,000	
8	682,000	98,000	12,000	15,000	120,000	242,000	150,000	170,000	562,000	6,272,000	680,000	6,952,000	
合計	8,380,000	1,100,000	150,000	180,000	1,480,000	2,900,000	1,900,000	2,100,000	6,900,000	76,800,000	8,400,000	85,200,000	予 算 額

(別紙9)

量水器費明細

口径	新規取付			改造			修繕			合計		概要
	購入単価 円	個数	金額 円	単価 円	個数	金額 円	単価 円	個数	金額 円	個数	金額 円	
φ 18 %	1,850	1,600	2,960,000	1,550	5,000	7,750,000				6,600	10,710,000	取替のため に撤去した 量水器は薄 外資産とし て処理し、 これを取替 のため再使 用した場合 は当年度の 費用(修繕 料)に計上 しない。
φ 18 % 往付				1,550	50	77,500				50	77,500	
φ 20 %	4,100	1,800	5,380,000	3,500	200	700,000				1,500	6,080,000	
φ 25 %	4,800	50	245,000	3,550	100	355,000				150	570,000	
φ 40 %	8,800	80	264,000	4,400	100	440,000				180	704,000	
φ 50 % 管付	81,000	5	155,000				6,600	10	66,000	15	221,000	
φ 50 % G.N.式	19,500	20	390,000				9,800	10	98,000	80	488,000	
φ 75 %	41,000	10	410,000				14,000	10	140,000	20	550,000	
φ 100 %	50,000	5	250,000				15,000	5	75,000	10	325,000	
計		8,020	9,974,000		6,450	9,322,500			374,000	8,505	19,670,500	
予算額			9,974,000			9,322,500			374,000		19,670,500	

注 新規取付費は(款)資本的支出(項)建設改良費(目)営業設備費(節)量水器費
 取替及改造修繕料は(款)水道事業費用(項)営業費用(目)配水及給水費(節)修繕料

減価償却費明細

資産の種類	昭和46年度 現在高(見込)	当年減価償却費	昭和47年度末 償却未済額	備	考
	円	円	円		
1. 有形固定資産					
建	83,866,254	1,637,816	81,728,438		
構	682,594,897	19,137,259	663,457,638		
機械及び装置	97,782,355	8,606,747	89,126,608		
量水器	27,410,716	2,001,223	25,409,493		
車輛及び運搬具	2,851,540	1,064,769	1,786,771		
工具器具及び備品	8,482,094	1,556,251	6,928,843		
合	902,487,856	34,006,065	868,481,791		
予		84,007円			
2. 無形固定資産					
水	610,000	50,000	560,000		
予		50円			
予		34,057円			
算					
額					
合					
計					

(別 紙 11)

企 業 債 償 還 明 細

借入年月日	借入先	事業名	借入利率	償還期日		借入額 (円)	償還高 (円)			未償還殘高 (円)	償還終期	備考
				上半期	下半期		當年償還高	當年度支利息	償還高累計			
29. 4. 15	大 藏 省	上水道施設事業	6.5%	5. 1	11. 1	3,000	282,652	86,438	2,698,676	301,322	48. 11. 1	
30. 3. 22	"	"	"	"	"	16,000	1,414,067	271,747	12,886,472	3,114,528	49. 11. 1	
31. 4. 27	"	"	"	9. 1	3. 1	16,000	1,315,938	282,888	13,101,604	2,398,896	50. 3. 1	
32. 5. 31	"	"	"	"	"	24,000	1,065,821	922,498	10,611,480	13,888,570	57. 3. 1	
33. 5. 30	"	"	"	8. 1	2. 1	30,000	1,223,819	1,234,998	12,294,264	17,765,746	58. 2. 1	
35. 5. 30	"	"	"	"	"	3,000	111,996	141,184	918,153	2,066,847	60. 2. 1	
36. 2. 28	"	"	"	"	"	18,000	618,906	872,330	5,046,210	12,963,790	61. 2. 1	
37. 5. 21	"	"	"	"	"	23,000	985,842	1,467,204	7,182,880	21,867,120	62. 2. 1	
"	"	"	"	"	"	7,000	225,772	354,152	1,721,728	5,278,272	"	
38. 4. 9	"	"	"	"	"	9,000	287,736	465,407	2,041,752	6,958,243	63. 2. 1	
"	"	"	"	"	"	30,000	921,405	1,606,896	5,975,528	24,024,472	"	
38. 10. 22	"	"	"	"	"	34,000	1,028,569	1,788,119	7,266,078	26,783,922	"	
39. 3. 10	"	"	"	"	"	17,000	474,389	910,441	3,850,917	13,649,088	64. 2. 1	

借入年月日	借入先	事業名	借入利率	償還期日		借入額 (円)	償還高 (円)			未償還残高 (円)	償還終期	備考
				上半期	下半期		当年度 償還高	当年度 支払利息	償還高累計			
39. 4. 21	大 藏 省	上水道施設事業	6.5 %	8. 1	2. 1	84,000	964,919	1,851,859	6,287,419	27,762,581	64. 2. 1	
40. 3. 20	"	"	"	"	"	41,000	1,073,222	2,266,660	6,987,607	84,082,498	65. 2. 1	
40. 3. 27	"	"	"	"	"	10,000	276,578	584,188	1,221,809	8,778,191	"	
41. 3. 25	"	"	"	"	"	88,000	1,502,858	5,362,121	6,688,987	81,361,013	71. 2. 1	
41. 5. 10	"	"	"	"	"	16,000	278,246	974,982	1,207,089	14,792,911	"	
41. 9. 30	"	"	"	"	"	8,800	63,729	227,881	849,867	8,450,183	"	
42. 4. 25	"	"	"	9. 1	8. 1	86,000	2,582,906	2,284,368	8,149,078	82,850,927	72. 8. 1	
42. 10. 27	"	"	"	"	"	128,000	1,987,106	7,728,210	10,610,277	117,289,723	"	
43. 12. 25	"	"	"	"	"	67,000	1,103,487	4,270,075	2,198,552	64,861,448	"	
44. 5. 30	"	"	"	"	"	17,000	288,888	1,086,075	501,725	16,498,275	73. 8. 1	
45. 8. 20	"	"	"	"	"	70,000	986,714	4,474,060	1,912,288	68,087,712	74. 8. 1	
46. 3. 25	"	"	"	"	"	96,000	0	6,240,000	0	96,000,000	75. 8. 1	
47. 9. 31	"	"	"	"	"	78,000	0	5,070,000	0	78,000,000	76. 8. 1	予定
42. 8. 20	公營企業 金融公庫	"	7.0 %	9. 20	8. 20	72,000	8,570,488	4,486,268	11,302,534	60,697,466	65. 3. 20	
42. 8. 28	"	"	"	"	"	7,000	850,000	484,875	1,050,000	5,950,000	"	

43. 3. 20	公營企業 金融公庫	上水道布設事業	7.0 %	9. 20	3. 20	40,000	2,000,000	2,625,000	4,000,000	86,000,000	66. 3. 20
44. 3. 20	"	"	"	"	"	9,000	450,000	622,125	450,000	8,550,000	67. 3. 20
"	"	"	"	"	"	175,400	8,852,380	10,377,831	33,409,540	141,980,460	65. 3. 20
45. 3. 20	"	"	"	"	"	39,000	0	2,780,000	0	89,000,000	68. 3. 20
46. 3. 20	"	"	6.7 %	"	"	49,000	0	3,283,000	0	49,000,000	69. 3. 20
47. 3. 20	"	"	"	"	"	40,000	0	2,680,000	0	40,000,000	70. 3. 20
85. 5. 28	郵政省	簡易水道 布設事業	6.5 %	9. 30	3. 31	3,000	125,048	122,952	1,203,462	1,796,588	53. 3. 31
86. 5. 31	"	"	"	"	"	25,000	860,248	1,211,252	7,013,972	17,986,028	61. 3. 31
87. 5. 25	"	"	"	"	"	23,000	742,387	1,163,398	5,561,421	17,885,579	62. 3. 31
47. 8. 31	市中銀行	上水道布設事業	8.0 %	"	"	9,000	0	720,000	0	9,000,000	54. 3. 31
合計						1,412,200	37,433,626	83,156,321	189,975,206	1,222,224,794	
						予算額	87,440 円	83,167 円			

拡張工事費明細

(単位千円)

工事名	総工事費	請負工事費	備考
浄水施設	98,540	98,540	浄水処理設備工事 (処理水量 8,000 m ³ /日)
配水施設	289,698	289,698	配水池築造工事 4,000 m ³ 1池 1,000 m ³ 1池 " 100 m ³ 1池 配水管 φ400 ~ φ100 延長 9,958 m
用地買収及補償費	30,562	-	配水池築造用地 約 8,000 m ²
合計	418,800	388,238	

環境改善事業費明細

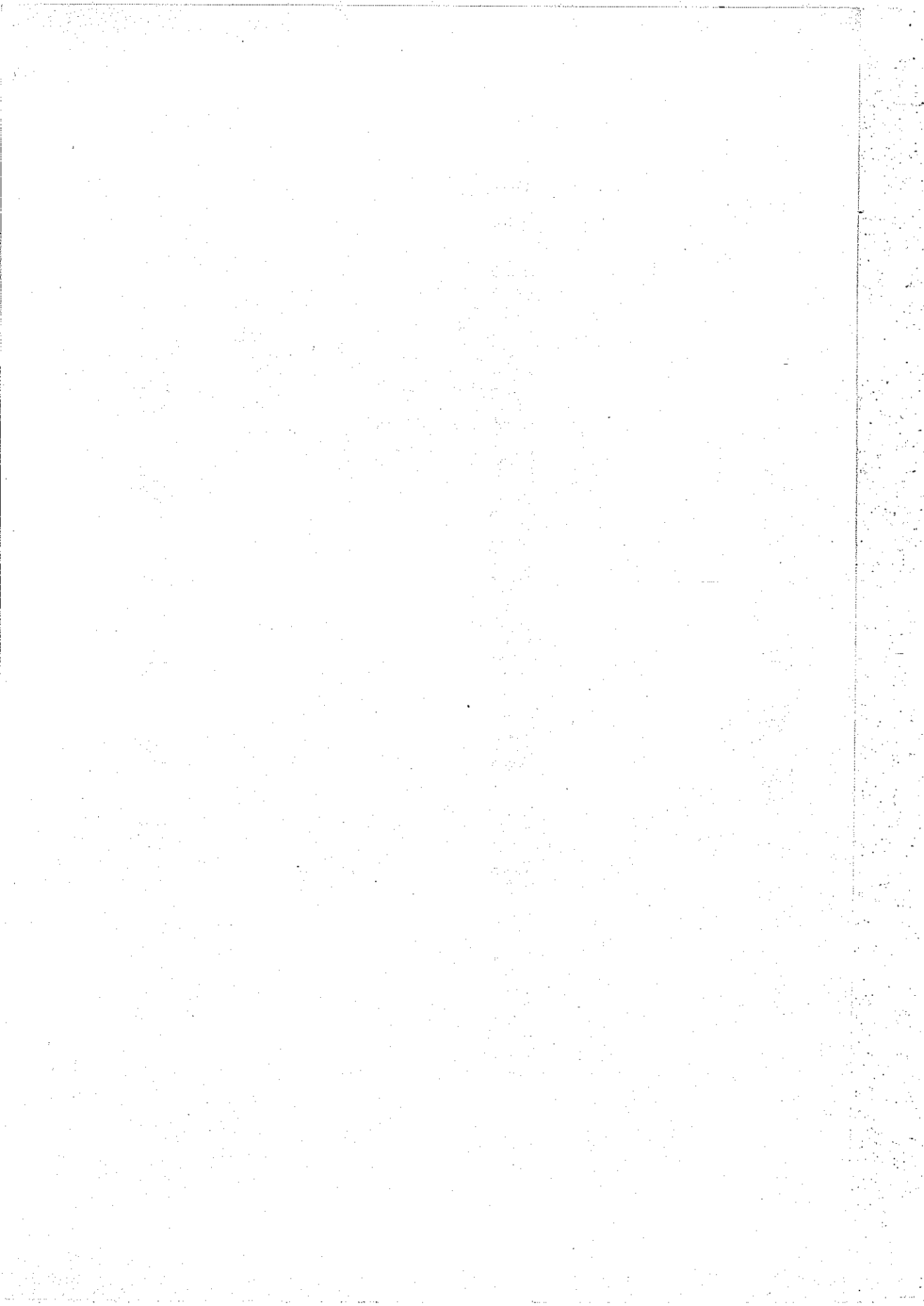
(単位千円)

工事名	総工事費	請負工事費	備考
配水管布設工事	30,000	30,000	φ300 ~ φ150 延長 1,225 m

議案第 号

昭和47年度和泉市病院事業会計暫定予算

和泉市立病院



昭和47年度和泉市 病院事業会計暫定予算

(総 則)

第 1 条 昭和47年度和泉市 病院事業会計(昭和47年4月1日より昭和47年6月

30日に至る期間)の暫定予算は次の決めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病 床 数 120 床

(2) 期間中の患者数

入 院 10,920 人

外 来 22,200 人

(3) 1日平均患者数

入 院 120 人

外 来 800 人

(4) 主要な建設改良事業

小児科設置に必要な仮診療室及器械備品購入費 8,500千円

(収益的収入及び支出)

第 8 条 期間中の収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

		収	入
第 1 款	病院事業収益	118,729	千円
第 1 項	医療収益	112,795	千円
第 2 項	医療外収益	984	千円

支 出

第 1 款	病院事業費用	118,729	千円
第 1 項	医療費用	109,584	千円
第 2 項	医療外費用	4,125	千円
第 2 款	予備費	20	千円
	予備費	20	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 期間中の資本的収入及び支出予定額は次の通り定める。(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額 8,809 千円は当期中の損益勘定留保資金 8,809

千円で補てんするものとする。

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	8,809 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	8,500 千円
第 2 項	看護婦宿舍割賦金	309 千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は 187,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 6 条 次の掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならぬ。

(1)	職 員 給 与 費	58,875 千円
(2)	交 際 費	100 千円

(棚卸資産の購入限度額)

第 7 条 棚卸資産の購入限度額は 88,155 千円と定める。

昭和47年8月10日 提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度 和泉市 病院事業会計暫定予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 病院事業収益	1. 医 業 収 益		112,795 ^{千円}	
		1. 入 院 収 益	58,100	
		2. 外 来 収 益	56,580	
		3. その他の医業収益	8,115	
	2. 医 業 外 収 益		934	
		1. 受取利息配当金	100	
		2. 患者外給食収益	674	
		3. その他の医業外収益	160	
	計		118,729	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 病院事業費用	1. 医業費用		118,709 ^円	
			109,584	
		1. 給 与 費	58,875	
		2. 材 料 費	86,012	
		3. 経 費	10,549	
		4. 減 価 消 却 費	8,809	
		5. 資 産 減 耗 費	1	
2. 予 備 費	2. 医業外費用	6. 研 究 研 修 費	888	
			4,125	
		1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	2,997	
		2. 患 老 外 給 食 材 料 費	1,128	
		3. 雑 損 失	0	
			20	
2. 予 備 費	1. 予 備 費		20	
		1. 予 備 費	20	
計			118,729	

資本的収入及び支出

支出

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的支出	1. 建設改良費	小 児 科 診 察 室 費	8,809, 千円	
		1. 建設 小 児 科 診 察 室 待 合 室 仮 設 工 事 費	8,500 6,500	医療用 2,500 小 児 科 2,000 そ の 他 500
		2. 器械備品購入費	8,000	管理用 500 一般管理用 500
	看護婦宿舎		309	計 3,000
	2. 割賦	1. 看護婦宿舎割賦金	809	日本住宅公団支払分

昭和47年度 和泉市 病院事業会計暫定予算損益計算書

収		入		支		出		損	益
科	目	金	額	科	目	金	額		
医	業 収 益	112,795	千円	医	業 費 用	109,584	千円		
	入 院 収 益	58,100			給 与 費	58,875			
	外 来 収 益	56,580			材 料 費	86,012			
	七 其 他 医 業 収 益	8,115			給 費	10,549			
					減 価 消 却 費	8,809			
					資 産 減 耗 費	1			
					研 究 研 修 費	838			
	計	112,795			計	109,584			8,211

医業外収益	984	医業外費用	4,125	
受取利息配当金	100	支払利息及び 企業債取扱諸費	2,997	
患者外給食収益	674	患者外給食材料費	1,128	
その他の医業外収益	160			
計	984	計	4,125	△ 8,191
		予備費	20	△ 20
合計	118,729	合計	118,729	0

昭和47年度 自4月 和泉市 病院事業会計資金計画 至6月

(単位 千円)

区 分	予 定 額
受 入 資 金	130,189
1. 事 業 収 益	58,000
2. 未 収 金	47,984
3. 繰 越 金	28,205
4. 預 り 金	1,000
支 払 資 金	120,589
1. 事 業 費 用	59,730
2. 未 払 金	51,000
3. 建 設 改 良 費	8,500
4. 日 本 住 宅 公 団 割 賦 金	309
5. 預 り 金	1,000
差 引	9,600

昭和47年4月1日現在 和泉市 病院事業会計予定開始貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土地	89,700	
建物	245,609	
構築物	1,981	
車輦	1,240	
器械及び備品	28,115	
有形固定資産合計		366,645
(2) 投資		
投資有価証券	140	
投資合計		140
固定資産合計		<u>366,785</u>

2. 流動資産	
(1) 現金	28,205
(2) 預金	47,934
(3) 未収	4,231
(4) 貯蔵品	
(5) 前払金	850

流動資産合計	<u>76,220</u>
資産合計	<u>448,005</u>

負債の部

3. 流動負債	
(1) 一時借入金	137,000
(2) 未払金	54,000
(3) 前受金	768
(4) 預り金	<u>1,000</u>

流動負債合計	192,768
--------	---------

4. 減価償却引当金	44,411
5. 固定負債	24,025
負債合計	<u>261,204</u>

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	98,986	
(2) 借 入 資 本 金		
(1) 企 業 債	206,813	
資 本 金 合 計		<u>305,299</u>

7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
共 済 基 金 積 立 金	8,100	
資 本 剰 余 金 合 計		<u>8,100</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△ 126,598</u>
剰 余 金 合 計		<u>△ 128,498</u>
資 本 合 計		<u>181,801</u>
負 債 資 本 合 計		<u><u>448,005</u></u>

昭和47年6月30日現在 和泉市 病院事業会計予定貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土地	89,700	
建物	251,109	
構築物	1,981	
車輜	1,240	
器械及び備品	31,115	
有形固定資産合計	<u>375,145</u>	
(2) 投資資産		140
(1) 投資有価証券		140
投資合計		<u>140</u>
固定資産合計		<u>375,285</u>
2. 流動資産		

(1) 現金預金	9,600
(2) 未収金	55,729
(3) 貯蔵品	4,230
(4) 前払金	<u>850</u>
流動資産合計	<u>70,409</u>
資産合計	<u><u>445,694</u></u>

負債の部

8. 流動負債	
(1) 一時借入金	137,000
(2) 未払金	48,189
(3) 前受金	768
(4) 預り金	<u>1,000</u>
流動負債合計	186,957
4. 減価償却引当金	53,220
5. 固定負債	28,716
負債合計	<u><u>268,893</u></u>

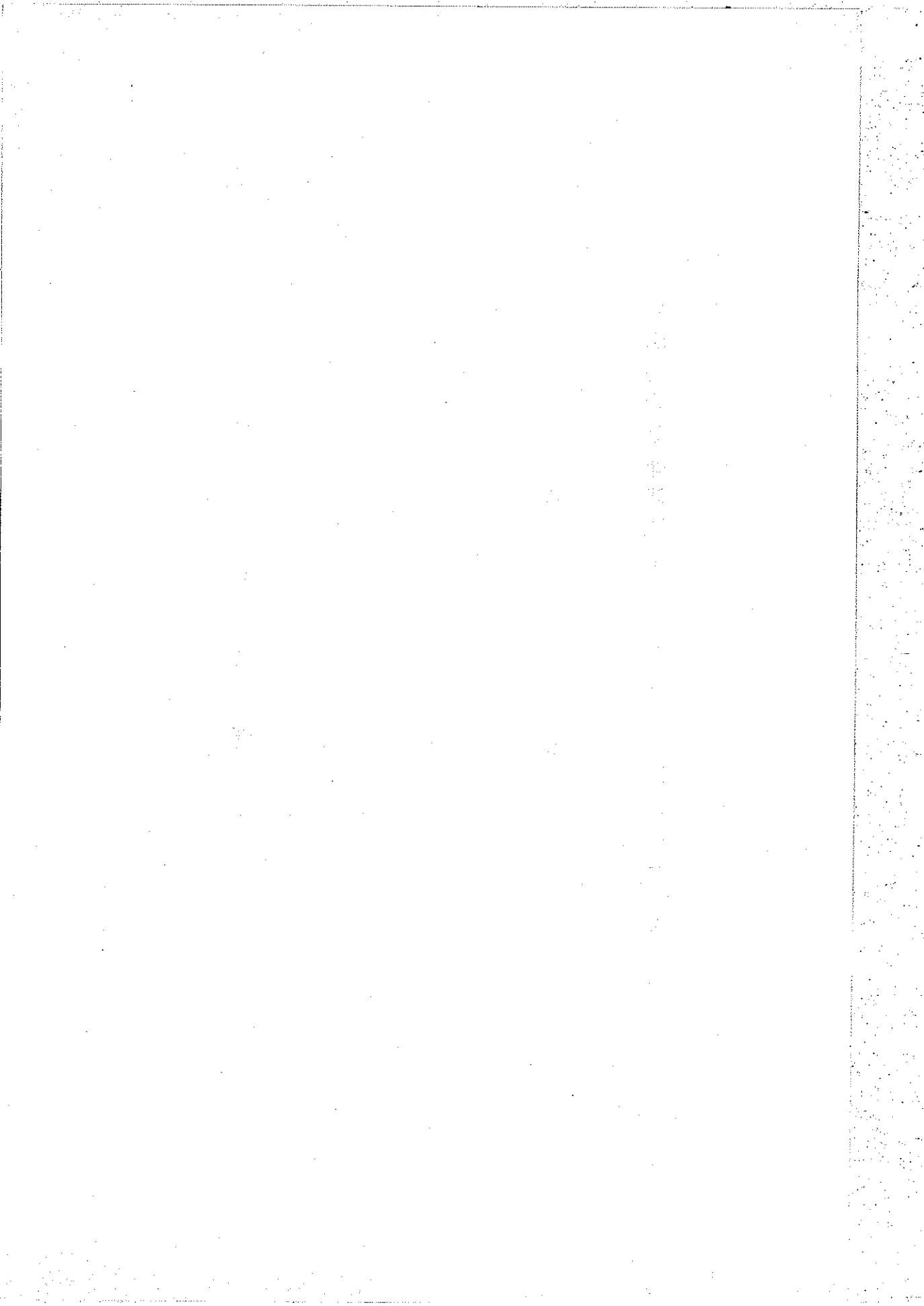
資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	98,986	
(2) 借 入 資 本 金		
(1) 企 業 債	206,818	206,818
資 本 金 合 計		<u>305,299</u>
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
共 済 基 金 積 立 金	3,100	
資 本 剰 余 金 合 計	<u>3,100</u>	
(2) 利 益 剰 余 金		
(1) 当 期 未 処 分 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	△ 126,598	
当 期 純 利 益	0	
利 益 剰 余 金 合 計	<u>△ 126,598</u>	
剰 余 金 合 計		<u>△ 123,498</u>
資 本 合 計		<u>181,801</u>
負 債 資 本 合 計		<u>445,694</u>

昭和47年度 和泉市 病院事業会計暫定予算

説明書

和泉市立病院



昭和47年度 和泉市 病院事業会計暫定予算説明

収益の収入及び支出
収 入

款 項	目	本 年 度 予 定 額	節 分		説 明
			区	額	
1. 病院事業収益		118,729 ^{千円}			
	1. 医業収益	112,795			
	1. 入院収益	58,100	入院収益	58,100	初 診 料 投 薬 料 注 射 料 処 置 料 検 査 料 X 線 料 入 院 料 手 術 料 看 護 料
					61 千円 7,868 千円 17,088 千円 552 千円 4,480 千円 2,288 千円 7,207 千円 1,477 千円 4,805 千円

款 項	目	本 年 度 予 定 額	節 分		説 明
			区	金 額	
					器具料 546 円 給食料 6,618 円 その他 625 円 計 58,100 円
	2. 外来収益	56,580		56,580	初診料 1,049 円 再診料 2,466 円 投薬料 88,064 円 注射料 5,988 円 処置料 489 円 検査料 5,768 円 X線料 6,960 円 手術料 685 円 その他 171 円 計 56,580 円
	8. 医療収益	8,115			
			室料差額収益	2,912	入院室料差額 2,912 円
			公衆衛生活動収益	1	予防注射その他手数料 1 円

			医療相談収益	1	健康診断手数料	1千円
			受託検査施設利用収益	1	検査委託料	1千円
			その他医療収益	200	証明診断費料 患者護送料 投薬瓶・体温計・その他 附属ベット料 計	150千円 1千円 15千円 84千円 200千円
2. 医療外収益		984				
	1. 受取利息金	100	預金利息	100		
	2. 患者給食外収益	674	患者外給食収益	674	職員屋敷 看護婦 当直者 その他 計	408千円 288千円 18千円 15千円 674千円
	3. その他医療外収益	160	不用品売却収益 その他医療外収益	10 150	電気ガス使用料	75千円

支 出

款 項	目	本 年 度 額 予 定 額	節 分		說 明
			區	金 額	
8, 病院事業費用		113,709			
1, 医療費用		109,584			
	1. 給 与 費	58,875			
	(給 料)			21,797	
	医 師 給			4,707	医 師 14 人
	看 護 婦 給			3,422	看 護 婦 16 人
	准 看 護 婦 給			4,027	准 看 護 婦 26 人
	医 療 技 術 員 給			2,957	医 療 技 術 員 15 人
	事 務 員 給			3,488	事 務 員 16 人
	劳 務 員 給			3,201	劳 務 員 17 人
	(手 当)			22,188	計 104 人
	医 師 手 当			6,481	
	看 護 婦 手 当			3,068	
	准 看 護 婦 手 当			3,888	
	医 療 技 術 員 手 当			2,546	
	事 務 員 手 当			3,358	

款 項	目	本 年 定 額 千円	節 分		説 明
			区 分	金 額 千円	
			労務員手当	2,902	
			(賃 金)	5,645	
			医 師 給	4,675	臨時医師当直代診その他 4,675 千円
			労 務 員 給	970	臨時看護婦 840 千円 見習看護婦 160 千円 その他 470 千円
					計 970 千円
			法定福利費	8,995	健康保険負担金 1,416 千円 互助会補給金 1,221 千円 共済組合負担金 1,858 千円
					計 8,995 千円
			退職給与金	250	職員退職手当 250 千円
	2. 材 料 費	36,012			
			薬 品 費	81,780	薬 品 費 81,780 千円
			診 療 材 料 費	1,125	診 療 材 料 1,125 千円
			給 食 材 料 費	2,994	給 食 材 料
					患者1人1日当り 285 円
					10,920人分 2,566 千円

款	項	目	本 予 定 額	節 分 額		明
				区	金 額	
			千円		千円	計 90 千円
				消耗備品費	148	棟用 11 千円 外来用 11 千円 事務用 46 千円 管理用 76 千円 計 148 千円
				光熱水費	1,287	電気料金 506 千円 ガス料金 225 千円 水道料金 506 千円 計 1,287 千円
				燃料費	270	重油 260 千円 ガソリン 19 千円 その他 1 千円 計 270 千円
				食糧費	67	来客その他食糧費
				印刷製本費	450	診療関係 360 千円 事務関係 55 千円 給食関係 23 千円

			その他	12千円
			計	450千円
修繕料	716		医療器具、事務用器具、建物、その他修繕費	
保険料	188		火災保険料	50千円
			自動車保険料	37千円
			医師賠償責任保険料	101千円
			計	188千円
賃借料	8,850		基準寝具借料	461千円
			基準寝具汚損料	20千円
			X線テレビジョン借料	1,050千円
			フィルム自動現像機借料	278千円
			脳波計借料	112千円
			電子トロン	75千円
			ポータブルX線	188千円
			麻酔器他	662千円
			心電計	150千円
			断層撮影	909千円
			計	8,850千円
通信運搬費	270		電話料	268千円
			郵便料	6千円

			事務連絡会 その他 計	28千円 100千円 285千円
雑費		218	広告料 大阪府内和泉府中山 信太匠料 看板 その他	200千円 18千円 218千円
交際費		100	病院交際費	100千円
4. 減価償却費	8,809			
		4,631	建物減価償却費	
		255	構築物減価償却費	
		3,737	器具備減価償却費	
		186	車輛減価償却費	
5. 資産減耗費	1			
		1	備前資産減耗費	
6. 研究修費	838			
		20	研究材料費	
		8	謝金	
		80	図書費	
			医療関係	45千円

款	項	目	本 年 定 額	節		明
				区 分	金 額	
					千円	
						管理関係 計 35千円 80千円
				旅費	280	各医学会,その他研修会等出張旅費
				研究雑費	5	研究会等諸雑費
	2. 医業外費用		4,125			
		1. 支払利息及び 企業債取扱 諸費	2,997			
				割賦金利息	508	
				一時借入金 利息	2,494	187,000千円に對する日歩2銭 91日分 2,494千円
		2. 患者外科食 材	1,128			
				患者外科 食費	1,128	職員食費 408千円 看護婦者 481千円 直直者 84千円 給食の 167千円 を 88千円 の計 1,128千円
	2. 予備費		20			
		1. 予備費	20			
		1. 予備費	20			
				予備費	20	

給 与 費 明 細 書

(単位 千円)

款	項	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計
			給 料	職員手当	計	賃 金		
病院專業費用	医療費用	104	21,797	22,488	44,285	5,645	8,995	58,875
合	計	104	21,797	22,488	44,285	5,645	8,995	58,875
職員手当の内訳		調整	手当	当				1,797
		扶養	手当	当				260
		管理	職手	当				471
		通勤	手	当				420
		通勤	末手	当				8,917
		通勤	勉手	当				4,864
		宿直	白手	当				258
		超勤	手	当				1,290
		夜勤	手	当				892
		特殊	勤務手	当				8,871
		住宅	名手	当				153
退職	職手	当				250		
								22,438

公債費元利償還金明細

1. 元 金 8,711 千円

起債年度種別	起債額	借入額	昭和47年 4月1日現在	償還元金			償還先	償還期日	償還開始年度
				第1期	第2期	合計			
昭和86年度 病院事業費	10,000,000	10,000,000	7,862,919	168,887	168,845	322,532	大蔵省 資金運用部	8月1日 2月1日	昭和88年度
昭和87年度 "	70,000,000	70,000,000	56,202,108	1,024,551	1,057,849	2,082,400	"	"	"
昭和42年度 "	40,000,000	40,000,000	87,477,484	469,516	484,775	954,291	"	9月1日 8月1日	昭和44年度
昭和48年度 "	16,000,000	16,000,000	15,070,682	172,974	178,596	851,570	"	"	"
昭和46年度 "	89,700,000	89,700,000	89,700,000	0	0	0	住友銀行		昭和49年度
合計	225,700,000	225,700,000	206,313,193	1,825,728	1,885,065	8,710,798			

2. 利 子 14,249 千円

起債年度種別	起 債 額	借 入 額	昭和47年 4月1日現在	利 子			利率	利子支払 期 日	支 払 先
				第 1 期	第 2 期	合 計			
昭和36年度 病院事業費	10,000,000 円	10,000,000 円	7,862,919 円	255,545 円	250,387 円	505,982 円	年 6.5 %	8月1日 2月1日	大 蔵 省 資金運用部
昭和37年度 "	70,000,000	70,000,000	56,202,108	1,826,568	1,793,270	3,619,838	"	"	"
昭和42年度 "	40,000,000	40,000,000	37,477,484	1,218,018	1,202,759	2,420,777	"	9月1日 8月1日	"
昭和48年度 "	16,000,000	16,000,000	15,070,682	489,797	484,176	978,972	"	"	"
昭和46年度 "	89,700,000	89,700,000	89,700,000	8,868,750	8,368,750	6,727,600	年 7.5 %		住 友 銀 行
合 計	225,700,000	225,700,000	206,313,193	7,159,678	7,094,341	14,248,019			

日本住宅公団割賦金明細

借入年度 及目的	割賦金 總額	昭和47年 8月末日 現在	債 還 内 訳							
			支払期日	期 別	元 金	計	利 子	事 務 費	引 当 金	計
昭和46年度 香麗婦宿舍 建設割賦金	46,807,860 円	45,161,220 円	昭和47. 6.25	第1期	808,084 円	616,068 円	468,520 円	21,562 円	12,874 円	998,592 円
			昭和47. 12.25	第2期	808,084	456,506	21,562	12,568		

○ 議長（貝淵博治君） それではこの際、市長より昭和47年度の施政方針についての説明を許します。（市長の施政方針。）

○ 市長（藤木秀夫君） 昭和47年度の施政方針を申し上げたいと存じます。

不肖、私、昨年暮市民のあたたかいご支持によりまして、市長に当選させていただき、私にとりまして、まことに光栄と存じますとともに、深くその使命の重大な、そして責任の非常に重いことを痛感いたしております。

私、昨年12月定例会市議会におきまして、市政を担当するにあたっての決意を申し述べたところでございますが、今回、昭和47年度各会計予算案並びに関連諸議案のご審議をわずらわすに際しまして、市政全般にわたりました私の所信を申し述べ、議員各位の絶大なるご支援ご協力を賜わりたく存ずる次第でございます。

わが国経済は4年有余にわたる長期繁栄のあと、45年末ごろより急速に景気後退過程に入っていましたが、政府の積極的な施策により、ようやく回復のさざしを見せてまいりました。

しかしながら、昨年8月、米国の新経済政策と、その後の国際通貨不安は、日本経済の先行きに国際競争力底下等、大きな影響を与えることとなりました。このような経済情勢に対処するため、政府は公定歩合の引き下げ、所得税の減税、予算補正による公共投資の拡大と施行の促進等、一連の景気振興策を実施すると同時に、昭和47年度においても、なお一そう、早期に不況の克服をはかるよう公債政策を積極的に活用し、社会資本、すなわち公共事業を中心とした大型積極予算を編成されることとなりましたことは、各位のすでに熟知のとおりでございます。これがため地方公共団体におきましても、公共投資を進める中、国とともに景気回復をはかり、生活関連社会資本の整備充実により、住民福祉の向上に寄与する方針でございます。したがって昭和47年度につきましても、これら諸情勢の推移を十分見きわめつつ、本市財政の事情をも十分考慮しながら、慎重な市政の運営こそ必要ではないかと痛感している次第でございます。昭和47年度予算の編成につきましても、私、就任後初めての年間予算編成でございますが、私といたしましては、財政の健全均衡をはかるはもとより、前述いたしました諸点を十分配慮しながら、市民生活に関連した社会資本の整備と、進みゆく社会と、人間生活の調和の実現を目標といたしまして、

1. 未来の町づくりのために、
2. 暮らしをよくするために、
3. 次代を担う少年に恵まれた施設を、
4. 産業の振興のために、

の4つの柱として、今後の市政運営の基本方針といたしまして、総合的かつ計画的に市政を推進してまいりたい所存でございます。

以上のような考え方によりまして編成いたしました一般会計予算の規模は、55億1,822万円でありまして、昭和46年度当初予算に比較いたしますと、6億5,373万5千円の減少となっております。このことにつきましては、環境改善整備事業について、予算編成時点における事業実施のための諸条件があらかじめ整っているものにとどめ、不整備のものにつきましては、条件が整備され次第逐次、補正を行なうよう措置したためによるものでございます。

特別会計予算の規模につきましては20億7,701万6千円でございまして、昨年度当初予算に比較いたしますと、7億2,099万6千円の増額で51%の伸びとなっております。この特別会計予算中には、ご承知のとおり、病院事業会計予算も含んでございまして、今回、病院事業計画並びに診療状況等の分析検討等のため、暫定予算といたしたものでございます。

市予算総額といたしましては75億9,523万6千円と相なる次第でございます。

以下、予算に盛り込みました主要施策並びに事業につきまして述べてまいりたいと存じます。

まず第1の柱であります「未来の町づくりのために」でございますが、本市は広大な市域を有し、近年特に急速なる宅地開発が進められ、しかも府における南部開発構想中におきまして、将来の和泉市がどうあるべきであるか、真剣に考え、かつ対策を適時適切に構じなければならぬと存じます。

将来の本市の土地利用のもとに、新市街地の形成を適正に誘導するため、泉北高速鉄道の和泉市内への延長を強力に働きかけ、将来における交通体系の整備を行なって来ているとともに、これに並行した中央丘陵地帯並びに光明池、黒石山等の開発計画と積極的に取り組んでまいり所存でございます。

第2阪和国道に関連する土地区画整理事業につきましては、数年来の重要な懸案で、特別委員の各位には一方ならぬご協力を賜わり、おかげをもちまして現在、その曙光が見られるようになったことはまことに喜ばしく、47年度こそ、その実現に最大の努力をしましてまいりたい所存でございます。

既存市街地改造につきましては、和泉府中駅前南部の再開発をはかるよう、その計画調査を実施してまいりたい考えでございます。既定計画に基づく土木事業といたしましては、和泉中央線、和泉府中駅前北通り線の早期完成をはかるよう予算措置を講じ、また、池田・唐国線の拡幅改良工事を本年度より着手するよういたしますとともに、小田排水路並びに東松尾川改修につきましても、所要の措置を講じた次第でございます。

緑と自然の保存対策でございますが、都市化の急激な進展から自然の破壊を防ぎますとともに

に、市民の憩いの場にふさわしい環境をつくるため、楨尾山総合観光開発計画の策定推進をはかるよう意を配し、また黒鳥山公園につきましては、本年度も継続的に施設充実整備を行なうよういたしてございます。

上水の供給に関する対策でございますが、市民の暮らしに一日も欠かすことのできない重要なもので、47年度といたしましては、第三次拡張事業の第7年度に当たり、明48年度をもって前記拡張事業の最終年度となりますので、その目的達成をはかるよう措置いたしました次第でございます。

次に、第2の柱であります「暮らしをよくするために」の実現につきましては、都市とはそこに住む人間と人間の連帯、お互いに助け合い、力を合わせていこうとする自治意識が結集して生まれたものと存じます。

この観点から人間本位の市政を基本姿勢といたしまして、だれもが健康で豊かで、お互いに理解し、協調し合える健全な地域社会の建設が最も重要であると考えております。

まず、同和対策につきましては、同和対策審議会の答申並びに同和対策事業特別措置法の精神にのっとり、環境改善整備事業を中心として公共施設の整備充実をはかりますとともに、福祉保健対策、産業職業対策、教育対策等、強力に推進して、解放への一段の努力をいたしたく、所要の措置を行なった次第でございます。

心身障害者、老人、母子家庭など恵まれない境遇にある人々に対する福祉対策といたしましては、福祉諸法の精神を十分体するはもとより、生活保護者の入院患者に対しまして、付添看護制度の実施並びに寝た切り老人対策等、きめこまかな措置を行なってまいりたいと存じます。

幼児保育の強化充実につきましては、保育所二園の新設をはじめ、民間保育につきましても、育成助長するよう所要の措置を行なっております。

市民の健康保持増進につきましては、胃の集団検診等、各種予防行政の徹底を行なうよういたすとともに、国民健康保険事業の適切な運営に配慮しつつ、本年度より新しく発足いたします和泉市立病院の積極的な運営こそ肝要かと存じます。

なお、病院につきましては小児科の新設を行ない、健康保持につとめるよう配慮しており、新会計年度発足と同時に、病院長期計画の策定にとりかかる所存でございます。

市民の交通安全並びに公害防止のため、ガードレール歩道の設置等を行なうと同時に、オキミダント測定器を設置してまいりたい所存でございます。

市民の生命財産を災害から守るため、消防出張所の増設と、装備の近代化等をはかってまいりる考えでございます。46年度で予算措置をお願いしながら、現在、なお未着手の本署移転問題につきましては、早急に対策を講じ着手いたしたく存じております。

かねて、長年にわたり特別委員さんにご協力をわずらわしておりました火葬場の建設につきましては、間近く開設できる運びとなり、全市民のご利用をいただくこととなりましたことは、皆さまとともにまことに大慶に存するところであります。

次に、第3の柱「次代を担う少年に恵まれた施設を」につきましては、次代を担う青少年に希望を与え、心身ともにすこやかに育成することは、私の特に関心を持つものであります。

まず小学行施設の整備につきましては、46年度において債務負担事業として実施してまいりました伯太小学校の増改築事業、芦部小学校増築事業、南池田小学校増築事業、北松尾小学校増改築事業につきましては、それぞれ予算措置を行ないますとともに、和泉台（仮称）小学校の新設を大場土木及び三英商事の開発の進捗と相俟って着手するよう措置を講じております。

また横山小学校につきましては、48年度債務として老朽校舎の改築を行なうよういたしました。黒鳥小学校につきましては、体育館がないまま今日までまいっておりますので、この充実を行なうよう予算措置を行ないました。また、児童の体位向上のため、プール2ヶ所を設置するよういたしております。

中学校施設の整備につきましては第二和泉（仮称）中学校新設につきましては、校地の造成を行なうよう所要の措置をいたしました。

旧来の家族制度の崩壊や交通情報システムの発展により、若者をとりまく社会環境は世代の断絶も含め、新しい地域社会の創造を求めています。このような観点から地域社会の新しいリーダーとして活躍を期待するため、社会教育並びに体育施設を活用して、文化体育活動の振興をはかるよう意を配した次第でございます。

次に第4の柱「産業育成のために」でございますが、市民の豊かな生活の確保こそ、和泉市繁栄につながるものと存じます。

農業対策といたしましては、園芸果樹生産、畜産などの生産性の高い近代農業に振興の道を求めるべきだと考えられます。したがって、農道、水路等、農業基盤の整備はもとより、近郊農業近代化施策をはじめ、省力化対策としての共同利用施設の設定等を講じてまいり所存でございます。

現下、わが国経済情勢につきましては、前述いたしましたように停滞基調にあり、特に本市の繊維産業については、国・府等の強力な振興対策に待つところ大なるところがありますが、本市といたしまして、46年度より発足いたしました零細企業に対する融資について貸付限度額の引き上げ等を行ない、かつ、より多くの方々に利用していただくよう所要の計上を行っております。

また、商工機能の充実をはかり、本市の商工業の展望を明らかにして振興策をより一そう講

じたい考えてございます。

終わりに、長らく市民の方々にご迷惑をおかけいたしておりました、来庁された市民用の駐車場の設置並びに庁舎の増築を行ない、庁内事務室会議室等充実してまいりよう、関係経費の計上を行なった次第でございます。

以上、昭和47年度における市政の運営方針につきまして申し上げてまいりましたが、和泉市財政は市民の忍耐と深いご理解により、赤字財政から脱却した事情からも、私はあくまでも財政の健全性確保に徹しなければならないと存じている次第でございます。しかしながら、本市財政の基盤は非常に脆弱であり、その運用に当たっては、寸分の油断も許されない事情でございます。

これら施策を執行するにあたっては、まことにきびしいものがあると存じますが、私以下全職員打って一丸となり、十分な創意と工夫をこらしながら市政に対する認識をより深めるはもちろん、事務能率の向上を経費の節減に努め、全体の奉仕者として日常の服務にはあくまでも厳正、誠実を旨といたしまして、10万市民の信託にこたえてまいり覚悟でございます。議員皆さま方におかれましては、何とぞ微意のあるところをおくみとり賜わりまして、格段のご支援ご協力下さいませよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 市長の施政方針が終わりました。

おはかりいたします。ただいま上程いたしました昭和47年度予算並びに関係諸議案の内容説明は相当時間を要しますと思っておりますので、お昼までには多少時間がありますが、ここで休憩をいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは1時まで休憩をいたしたいと思えます。

（午前11時25分休憩）

（午後1時15分再会）

○ 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

それでは、上程いたしました諸議案に対する提案理由の説明を願います。総務部長。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、午前中にご上程いただきました条例等についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、日程9の議案第19号、和泉市職員定数条例制定についてでございますが、このたび職員の定数改正を必要といたします理由につきましては、まず第一点といたしまして、病院組合の分院に伴い、本年4月1日に新たに開設いたします市立病院の職員定数を定める必要がございます。

第2点といたしましては、保育所等施設の増加に伴う関係職員の配置、人口増加等行政事務需要の急増に対処いたしますための各部局の定員増員。

第3点といたしましては、この際、定数の規定方法について、大阪府並びに各都市の方式を参照いたしまして、その様式を全面的に改めることにいたしました。

以上の理由によりまして、このたびは、職員定数条例の全部を改正するようご提案申し上げた次第でございます。

それではその内容についてご説明申し上げます。

現在の職員定数は、全部局を通じまして総数743名で、これに対しまして、現在の職員の定数は727名でございます。別に財団法人である開発協会で、給与等を支弁しております職員が15名でございます。

改正案では、病院会計支弁職員定数110名を新たに加えるほか、既存の各部局の総定数を861名といたしまして、118名の定数増員措置を行ないたいと存ずるものでございます。

各部局ごとの定数につきましては、条例第2条に、1号から第10号までにそれぞれ規定いたしてございますが、現行定数と比較いたしながら、ご説明を申し上げます。

第1号、議会事務局の職員は、現行7名を8名に改正。

第2号、市長部局の職員のうち、(ア)の一般会計に属する職員定数は519名といたしまして、現行427名に比較し、92名の増加。(イ)国民健康保険事業特別会計に属する職員定数は、現行22名のまま据え置き、(ウ)病院事業会計の職員数は前述いたしましたように、新たに110名を加えるものでございます。

第3号、水道事業に属する職員の定数は、65名といたしまして、現行62名に3名の増加。

第4号、選挙管理委員会の職員定数は、現行5名を6名とし、1名の増。

第5号、監査委員事務局の職員定数は、現行3名どおり変更ございません。

第6号、第7号の教育委員会に所属する職員定数は、事務局29名、幼稚園、小中学校等教育委員会所管の全施設職員定数132名、合計いたしまして162名に改正いたしまして、現行149名に対しまして、13名の増加といたしてございます。

第8号、公平委員会の3名、第9号の農業委員会の4名の定数は、現行どおりでございます。

第10号の消防職員につきましては、現行61名に8名を増員し、69名といたしたく存ずる次第でございます。議案書には68名となっておりますが、これはミスプリントで、別途正誤表にて訂正をお願いいたしたいと存じます。

以上の改正によりまして、病院関係で110名、その他の部局では118名、合計229名の定数増加と相なる次第でございます。

同条2項は、各部局別の定数は、総定数の範囲内において、若干名に限り相互に変更することができることといたしてございます。

第3条は、職員定数の各部局内の配分なりにつきましては、それぞれの任命権者の裁量にゆだねるようにならしてございます。

なお附則で、この条例は、昭和47年4月1日から施行することといたしてございます。附則第2項以下につきましては、この条例の全面改正に伴いまして、関係諸条例の一部を合わせて改正するようにならしたものでございます。

なおこれら定数条例増加に対しまする4月1日における職員の配置計画につきましては、病院関係職員には104名、その他の各部局では829名を予定いたしておりまして、したがって、既存部局では102名の増加と相なる次第でございます。すなわち、47年4月1日で新規採用いたします職員は、総数108名で、本年度末で退職する6名を差し引き102名の増加となるのでございまして、これらが新規採用者のおもなる内容といたしましては、保育所1カ所の増設と、保育児の増加に対する保母等の職員31名、幼稚園一園の開設による教員その他の増5名、学校教育、社会教育の指導の充実及び小中学校児童生徒の増加に対する現行職員の増等9名、消防出張所1カ所の増設のための消防職員の増8名、その他、一般行政需要の増加に対応するための事務並びに技術職員55名の増等となっております。

昭和45年度以降職員定数、職員採用につきましては、年々急増いたしており、かつ職員の給与水準も向上してまいっており、人件費の市財政に及ぼす影響は多大なものがございます。これらの実態を十分認識いたしまして、職員一同、心を新たにして事務処理の合理化、能率化に努め、市民福祉の向上のため最大の努力を傾注いたしてまいりたいと存する次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明といたします。

続きまして、議案第20号、和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

本条例は、来たる4月1日から開設いたします市立病院に勤務する職員に適用いたします医療職給料表の新設と、関係規定の一部を改正するためご提案申し上げた次第でございます。

内容のおもなるものは、条例第5条第1項第2号に規定いたしてございます医療職給料表の新設でございます。病院に勤務する職員は、過般の議会でご議決いただきました協議事項によりまして、現在の組合病院の分院に属する職員を本市が引き継ぐことを原則といたしてございますが、これらの職員に適用いたします給料表は、診療部門に勤務する医療職につきましては新たに医療職給料表を定め、事務管理部門に勤務する一般職につきましては、現在市の一般職

給料表を適用することを前提といたしてございます。

医療職給料表につきましては、現在の組合病院条例で定められている給料表の内容、近隣の病院設置の状況並びに市の一般給料表との均衡等を検討いたしまして、近く引き継ぐ分院勤務職員の意見をも調整いたしました結果、別表第2に掲げます医療職給料表3表を定めたいと存するものでございます。

医療職給料表は、それぞれ備考に記載いたしてありますとおり、(ア)1表、(イ)2表は薬剤師、栄養師、検査技師等で、3表は看護婦、准看護婦、保健婦、助産婦等、それぞれ規則で定めるものに適用し、各給料表の等級別職務分類は、現行の組合病院の分類を移行させることを原則として、別途規則で定めることといたしてございます。

次に、組合病院職員から市職員になるものの給料の切り替えにつきましては、附則2項の表に定めるところに従いまして、現給保証の原則で増額もしくは直近上位額にないものにつきましては、直近に切り替えるよう措置いたしまして、昭和47年度中に個々の給与について精査検討のうえ、調整の可否を結論いたしたく考えている次第でございます。

なお、この条例は4月1日から施行することといたしてございます。

以上は、議案第20号の提案理由並びに内容のご説明でございます。

それでは引き続きまして、議案第21号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容をご説明申し上げます。

本条例改正案は、市立病院に勤務いたします職員に支給する特殊勤務手当を10種類追加し、合わせて先般の改正により新設いたしました現場担当技術職員に対する手当の支給範囲を事業部に限定いたしてございましたが、この限定事項を削りたく改正案を提出いたしました次第でございます。

病院関係特殊勤務手当といたしましては、改正条例第2条に掲げたとおり、手術手当ほか9種類の追加でございますが、これらの手当は、現在の組合病院条例において定められております種類内容をそのまま踏襲することを基本といたしてございます。一般行政職に関連影響がほとんどございませぬ、診療部門勤務者を中心とする医療職の特殊性並びに各都市が経営いたします病院との均衡等の事情を勘案いたしまして、現在までの実績を移行させることといたしました。

第2条の改正につきましては、(17)の手術手当から(20)の危険物取扱主任手当までの10種類の手当を新設追加する規定でございまして、次の項は、これら10種類の各号を第18条の次に挿入するため、第21条、20条、19条をそれぞれ10条ずつ繰り下げることとし、第18条第2号中の技術担当職員に対する手当について、「事業部に所属する」を削り、特定部

門に限定した方法を修正いたすものでございます。

第19条の手術手当は、支給対象は手術に従事いたしました医師、看護婦とし、手当額は手術料金の18%を限度といたします。現在までの組合病院の実績では、18%のうち15%を医師に、3%を看護婦に支給する細則となっております。

第20条の診療手当は、診療収益額から手術、給食、看護及び寝具の料金を控除した額の4.5%以内の額を病院勤務全職員に支給いたしますが、その重点は医師を対象といたしてございますが、給料調整の検討と並行し、近い時点で医師のみに適用するよう調整を進めたいと考えております。

第21条の夜間看護手当は、夜間勤務を行ないます看護婦を対象とし、夜勤1回につき300円、午後10時～午前5時までの深夜時間が2時間未満の場合は240円を支給するもので、この手当は国の規定に準ずるものでございます。

第22条、放射線手当は、常時、放射線課に勤務する職員を対象とし、月額3,000円以内。

第23条、第24条の検査手当は、検査技師を対象にし、汚染、感染の危険性の高い細菌検査に従事するものは月額3,000円以内、比較的危険性の低い血液検査等の臨床検査従事者には、2,000円以内を支給いたすものでございます。

第25条の厨房手当は、病院給食に従事する職員に対し1日75円を支給いたしますが、1日3回の完全給食でございまして、小中学校昼食の場合と内容差も認められますので、実績を踏襲することといたしました。

第26条の特別出勤手当、第27条当直勤務手当はともに医師を中止にいたしまして、診療時間終了後においても、急患救急に備える24時間体制に対する措置でございます。医師のうち、医長以上の職員には管理職手当を支給いたしますが、一般行政職員の場合は、管理職手当と時間外勤務手当との併給を禁じておりますが、病院の使命、性格上、急患に應ずる出勤、時間外勤務について、医師の協力は欠かせない重要事項でございますので、管理職手当を支給されている医師に対しましても、特別手当として時間外勤務に対する報酬を措置いたそうとするものでございます。

また当直勤務手当につきましても、同様事情によりまして当直員、当直看護婦、当直事務員が輪番で当直に当たり、入院、外来の急患に備えておりますが、通常施設の当直と異なりまして、急患の場合は、実際に労働することとなりますので、宿直、日直とともに、時間外手当に見合う本手当を追加いたすものでございまして、その職種別種類別金額は別表第2のとおりでございます。

最後に、第28条、危険物取扱主任手当は、ボイラー管理に当たる有資格責任者に月額2,000

円以内を支給いたしますのでございます。

以上の改正は、病院開設の本年4月1日から施行いたしたく存ずる次第でございます。

以上簡単でございますが、議案第21号の提案理由並びに内容の説明でございます。

それでは引き続きまして議案第22号、和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本条例改正案は、議案第9号、第20号、第21号と同様、市立病院開設に伴い、病院に勤務する医療職員の旅費規定の整備を行なおうとするものでございます。

まず旅費につきましては、昭和45年4月1日に現行額に改定いたしまして、ちょうど2年を経過いたすものでございますが、物価上昇、宿泊事情について変動はありますものの、近隣都市とのバランスは小差は別といたしまして、ほぼ同様の水準にございます。また組合病院の旅費規定は、本市の額を日当の面やや上回るわけでございますが、旅費額はなお当分据えおくことといたしました。したがって、今次の改正は、一般行政職を対象とした旅費規定に医療職を適合させるよう定めるものでございます。議案書の41ページに掲載いたしております別表の改正が中心でございます。医療職(1)特一等級、すなわち院長は特別職相当旅費といたしました。医療職(1)表一等級、すなわち副委員長、診療局長、診療部長、医療職(2)表特一等、薬局長、医療職(3)表特一等、すなわち総婦長は、行政職一等級すなわち部課長相当旅費、医療職(1)表2等給の医長、同じく医療職(2)表、同じく(8)表の一等級、すなわち主任薬剤師と婦長は、行政職2等級、すなわち課長補佐相当旅費額、医療職(1)表三等級、(2)表二等級及び(3)表二等級すなわち上級の医師、主任栄養士、上級の看護婦につきましては、行政職三等級、すなわち係長級相当旅費額といたしまして、その他の医療職につきましては、行政職の四並びに五等級相当額といたすもので、これらの内容につきましては、近隣におきます病院設置都市の状況と、医療職相互の均衡を検討のうえ調整いたしたいと存じます。

右ページの備考欄の改正につきましては、医療職が加わりましたため、別表第1から第5までで分類するよう改めるに伴い、関連規定表現の整備でございますが、この際、実情を勘案いたしまして、グリーン料賃につきましては、全等級に支給するよう改めようとするものでございます。グリーン料賃は、四等級以上の職員が片道300キロ以上の旅行の場合に支給いたすことといたしておりましたが、五等級職員が単独で出張する例はほとんどございません。上級職に随行するのが通例でございますので、この際、全職員を支給対象に改めようとするものでございます。

以上の改正条例は、本年4月1日から施行いたしたく存ずる次第でございます。はなはだ簡単でございますが、以上、議案第22号の提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

それでは引き続きまして議案第23号、和泉市立病院の料金等に関する条例案につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

第1回臨時会におきましてご議決賜わり、来たる4月1日より和泉市立病院を設置し、病院事業を開設いたすこととなりました。これに伴い料金等を定める必要がございますので、地方自治法第228条の規定により議会の議決を賜わりたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは条例案の内容について、条文を追ってご説明を申し上げたいと存じます。

まず第1条は、この条例の目的を定めるものでございます。なお、条例案作成に当たりましては、泉大津市、和泉両市住民は、10年間、地域内住民としての取扱い協議が整っている経緯からいたしまして、実質的には、病院組合条例と同様の取り扱いをすることとし、泉大津市との間で十分協議をいたしてございます。

第2条第1項の診療料金につきまして、まず1号は、健康保険点数表乙表の適用を受けるもの。2号は、自動車損害賠償責任保険の適用を受けるもの。3号は、1号及び2号以外のものでございます。この3種類に区分いたしてございます。

まず1号に該当するものは、健康保険診療報酬算定方法によるもの、すなわち健康保険各法、各共済組合法及び日雇労働者健康保険法の適用を受けるものでございます。また算定方法の例によるものとしたしましては、国民健康保険法、船員保険法等の適用を受けるもの、いわゆる健康保険の被保険者、被扶養者は、すべて診療報酬点数表のうち、乙表で算定することとしたしてございます。

なお労働者災害補償保険法の適用を受けるものにつきましては、法令上、別段の規定がございませんので、乙表の割増し料金を徴収しているところもでございますが、本条例案では、1号該当者として取り扱うよう明文化いたしました次第でございます。

2号の自動車損害賠償責任保険の適用を受けるものについては、診療報酬点数表乙で算定した額の5割増しで、病院組合条例の規定をそのまま継承しようとするものでございます。

第3号は、1号及び2号以外の場合で、診療報酬点数表乙の2割増しとするもので、具体的には、いずれの健康保険にも加入していないもの、あるいは健康保険の被保険者でございしても、自殺行為等により健康保険法を適用されないもの、一般的には自費患者と申してございます。これらのものが3号該当者と相なるわけで、これも病院組合条例による条例を踏襲したものでございます。

なお、3号中、カッコ書の「法令上特別の規定がある場合を除く」となっておりますが、法令に特別の規定があるもの、たとえば、結核予防法、精神衛生法等の適用を受けるものは、当

該法の中に特別の定めがありますので、1、2、3号のいずれにも含まれないものとなっております。

第2条第2項につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、診療料金は、健康保険診療報酬算定方法により、またはこれを基準として額を定めることを原則といたしておりますが、これによらない場合もございます。このような場合のうち、入院料加算金を別表のとおり定めるものとし、これ以外のものにつきましては、市長が別に定めることといたしてごさいます。

なお入院料の加算金につきましては、本市住民と他市住民との間に多少の差をつけておりますが、病院組合解散に伴う協議書に基づきまして、泉大津市住民に対しましては、10年間、本市住民と同様に取り扱いより附則2項で措置いたしてごさいます。

第3条、手数料につきましては、診断書、証明書等を請求する場合、1通につき700円以内で文書料を徴収することとし、文書の種類別料金は、規則で定めるよういたしてごさいます。

第4条は、料金は前納を原則とする規定でございしますが、診療後でなくては料金を算定しがたい場合、あるいは救急患者診療の場合などは、例外として後納を認めることといたしてごさいます。

第5条第1項は、料金の負担能力がない特別の事情があると認めるときは、料金の一部または全部を免除する規定でございします。

第2項は、虚偽の申し立てにより、減免を受けたことが発覚いたしたときは、その免がれた額を追徴するものでございします。

第6条は、診療等の制限規定でございまして、診療は、診療を申し出たすべての住民を対象として行なうことが当然のこととごさいますが、ここに掲げてごさいますように、ここに掲げてごさいますように、収容能力を越える場合とか、申し出の診療科のない場合等は制限し、お断わりしなければなりません。また診療の必要がなくなった場合、あるいは診療のうえから、また秩序保持に必要な指示に従わないものの規制が必要となつてまいります。

第7条は、団体等の診療に関する規定でございします。すなわち、健康保険法または労災保険法による保険者並びにこれに準ずる団体から申し出があった場合は、病院事業の運営に支障のない範囲内で診療を行なうことができる旨規定したのでごさいます。

第8条は、病院施行に関し必要な事項を定めることを市長に委任するものでごさいます。

附則第1項は、この条例の施行期日を病院開設の本年4月1日にいたしたい。

第2項は、病院組合解散に伴う協議書に基づき、10年間は泉大津市住民を本市住民と同様に取り扱うこととした別表入院料加算金の読み替え規定でございします。

第3項は、経過措置を定めるものでございまして、分院での入院患者の入院許可、料金の減免等、病院組合管理者の行なった行為は、本市病院となった後においても、市長が別段の行為をしなくとも、その効力が存続することを定めたものでございます。

なお入院料加算金の種別並びに料金を定めておりますが、病院組合条例による種別料金をそのまま踏襲したものでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市立病院の料金等に関する条例案について説明を終わります。私の所管いたします事項につきましての条例関係の提案の理由並びに内容の説明につきましては、一まず終わらせていただきたいと存じます。

- 議長(貝淵博治君) 次に民生部長。
- 民生部長(大和茂治君) それでは午前中ご上程いただきました議案第24号並びに議案32号につきまして、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第24号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてから、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、去年の地方税法の改正によりまして、保険料の一世帯当たり賦課限度額の引き上げ措置が行なわれましたので、この趣旨にしたがひまして、本市の国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容といたしましては、国民健康保険料の賦課額を算定する段階で、一世帯について5万円以上の額が算定された場合は5万円を越す額を切り捨て、5万円を限度として賦課いたしておりますが、今回、この限度の額を8万円に改めまして、昭和47年度分の保険料から実施しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第24号の提案理由並びにその内容でございます。

続きまして議案第32号、和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容についてご説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、かねて建設中の新火葬場も一部の付帯工事を残し、ほぼ完成を見るに至りましたので、新火葬場開設と同時に、葬儀の種別、手数料等について所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

次にその内容についてご説明申し上げます。改正のおもな点は、火葬場の名称及び位置の変更並びに葬儀種別の変更及び手数料の改正等でございます。

次に各条についてご説明申し上げます。

第1条は、用語挿入の改正でございます。

第2条は、火葬場の新設に伴ひまして、名称を和泉市営和泉霊園、位置を和泉市小野町15

番地の3に改めたく存ずるものでございます。

第4条は、葬儀の内容についての改正でございまして、現状に依り1号の納棺その他死胎の取り扱いを削り、2号、3号それぞれ1号、2号に繰り上げ、第3号に式場の使用を加えたものでございます。

なお、第2号の自動車の貸与を定めてございましたが、その取扱いは公益社に委託しておりますので、霊きゅう車の配車に変更いたしたく存ずるものでございます。

次に第5条の改正でございますが、市民の要望もあり、従来の3段階を新たに5段階飾り、神式3段階飾りを加えた5段階とし、名称も、松・竹・梅の種別を何段階飾りといった等、葬祭主の希望に添った飾りつけが行なえるようにしてございます。これに伴いまして、料金についても葬儀飾りつけ使用料並びに棺おけ、葬祭用消耗品及び使用料、火葬料金の種別の料金に整備し、それぞれの料金を定めたものでございます。したがって、第2項は削除し、第3項を第2項とし、死胎火葬料を500円から1000円に引き上げるとともに、昨年9月、清掃法が廃止され、新たに廃棄物の処理及び清掃に関する法律が制定されましたが、祭壇については、この法律にその他の汚物として処理することになりますので、削除したものでございます。

第6条は、字句の修正及び内容でございまして、内容については変わっておりません。

第8条は、使用料の納付時期を現状に合わせ申し込むとともに、納付するよう改めようとするものでございます。

第9条は、減免規定の改正でございまして、内容的には変わりませんが、条例の運営を適確に行なえるよう、減免対象者の範囲を明文化し、挿入したものでございます。

第11条につきましては、第5条においてご説明申し上げましたとおり、火葬の執行のみでなく、飾りつけ、消耗品、霊きゅう車の配車等の内容に適した市営葬儀に改めたものでございます。

本条例につきましては、新火葬場の開設を同時に施行いたしたく存ずるものでございます。

以上で、簡単ですが、議案第32号の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。

以上、はなはだ簡単でございしますが、議案第24号並びに議案第32号の提案理由並びに内容のご説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご可決賜わりますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 教育次長。

○ 教育次長（阪東重信君） それでは私から教育委員会関係の2議案について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

47ページの和泉市立教育研究所条例は、教育行政の重要性にかんがみ、その教育諸条件の整備とともに、学校における研修と指導の補充強化をはかるべく、教育に関する専門的事項の

調査研究を所掌する機関を設置し、教育の振興に寄与せんとするものであります。

内容といたしましては、第1条は設置規定であります。すなわち教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定では、市町村は、こうした研究機関を設置する場合は、条例に基づくべく規定されており、本条の規定により、和泉市立教育研究所を設置しようとするものであります。

第2条は、目的を規定したもので、研究所は、本市の教育計画の立案及び実施に資するため、教育に関する専門的技術的事項の調査研究を行なうことや、それらの結果に基づき、研究所の主体による教職員の研究を行なうことを目的とする規定であります。

第3条は、研究所の内部組織として所要の研究部を置くことといたしており、従来の理科教育研究部の領域から脱し、道徳、社会、数学の部門にも目を向いてまいりたいと思います。

第4条は、研究所には所長及びその他の職員を置き、市の身分にかかる職員についての定数は、和泉市職員定数条例の定めるところといたしております。

第5条は、条例の施行に関する細部事項を規則に委任しようとするもので、研究部の組織、事務分掌、庶務事項等について規定し、よりよい研究所に育て上げたいと願っております。

附則として、この条例は昭和47年4月1日から施行いたしたいと存じます。

なお、本件につきましては、昭和35年の和泉市教育委員会の科学教育研究所規則を設けて、科学教育についての技術的な研究調査を進めることに発端し、昭和40年には和泉市教育研究所規則に改めてまいりましたが、今回、教育行政法に基づく教育機関として発展的に条例に基づくその内容の充実をはかることが私たちに与えられた職務と自覚し、本条例をご審議いただく経過と結果を申し上げ、教職員の派遣等について、府に対し強く要望いたしたいと存じております。

次に48ページでございますが、青年学級開設についての提案の理由並びにその内容についてご説明を申し上げます。

本件は昭和47年度において開設しようとする青年学級を設置するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の議決を経なければならない法的手続をお願いするものでございます。

内容といたしましては、勤労青少年を対象とする青年学級は、昭和47年度においては、和泉青年学級、北池田青年学級並びに南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から明年3月31日までを開設期間といたしております。

なお、開設場所といたしましては、青少年会館及び北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校。学習内容は一般教養といたしまして、一般社会あるいは書道その他茶道、花道を予定いた

しております。

学習時間につきましては、各学級とも、年間を通じて1人100時間以上を計画いたしております。よろしくご審議のうえ、可決決定いただきますようお願い申し上げます、2議案の提案理由並びに内容の説明を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 総務部長

○ 総務部長（坂口礼之助君） 議案第26号、昭和47年度一般会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げたいと存じます。

まず初めに国の予算編成方針をみますと、予算編成の大きな前提となります経済情勢につきましては、通貨調整に伴う国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服し、国民福祉の向上を志向することを基本といたしております。これがため社会資本の整備を一段と推進し、財政の健全性を保ちつつ、所得税の昭和46年度内繰り上げ減税、住民税、事業税等の減税を行ない、国民の税負担の軽減をはかりつつ、財減の配分を徹底的に重点的かつ効率的に行ない、各般の重点施策を積極的に推進すること等を基調といたしております。

地方財政につきましても、生活関連社会資本の整備拡充等、本来の課題の克服と合わせて、地方税減税や公共投資拡大を通じて積極的な財政運営が期待されております。しかしながら本市の場合、一般財源のきびしい伸び悩み状態の中で、住民税の減税等、国の施策による減収も重なって、社会資本の整備を積極的に推進することは、脆弱な基盤にある本市財政運営をより厳正なものにすることが要請されると存じます。今後の国内経済については、昨年12月、通貨の多角的調整が行なわれ、一応、国際通貨が安定し、政府も適時、適切な措置を講じ、すみやかな景気回復がはかれるとされていますが、これ等の措置が本市財政にどのような影響をもたらしてくるかは現在では予測することが困難であります。しかしこれら諸情勢を十分に勘案しながら、本市の行政需要の方向を見定めつつ、財源を重点的に配分し、積極的な姿勢をもって予算編成に当たっていただいでございます。

このような考え方のもとに本年度の予算編成に当たりましては、先般来の市長の施政方針に基づき、現行制度に準拠しながら財源見積りをいたし編成をいたしましたもので、一般会計といたしましては、総額55億1,800万円の予算規模となっております。前年度当初予算に比較いたしますと、6億5,300万円の減少となるものでございますが、これは環境改善整備事業の計上に当たっては、用地確保の見等し等勘案しながら、適宜、補正をいたすよう措置いたしましたためでございます。

本予算編成に当たりましては重要施策の概要につきましては、市長の施政方針要旨の通り、

4つの柱すなわち未来の町づくりのために、暮らしをよくするために、次代をにぎる少年に恵まれた施設を、産業振興のために、を基本といたしまして前進的な予算計上をいたしました。総額55億1,800万円のうち、43.8%を占める23億9千万円の事業費を計上してごさいます。

税等の一般財源といたしましては、全歳入の46.8%に当たる25億8,500万円を計上いたしており、一般財源の中核となります。市税につきましては25.4%、14億円並びに地方交付税は19.8%、10億9,600万円の計上をいたしております。

財政再建完了後第3年度を迎え、本市の脆弱な財政基盤の改善をはかりつつ、健全均衡財政を堅持するよう意を用いながら、昭和47年度予算を編成いたしたさいでございます。

それでは予算書に基づきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず予算書の1ページ、第1条第1項の通り、歳入歳出予算額を55億1,822万円と定めるものでございまして、この予算の款項の区分及び金額は、第1表の通りでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど事項別明細書によりましてご説明申し上げたいと存じます。

次に第2条では、債務負担行為の限度額及び期間を定めるものでございまして、総額24億8197万2,000円を計上いたしました。その内容につきましては、総合文化センター用地取得事業等、環境改善整備事業といたしまして24億2,150万円、横山小学校校舎増改築事業として6千47万2千円及び前述の環境改善整備事業用地取得は、本市開発協会に委託して先行取得いたしますので、この事業資金の元金及びその利子に対する損失補償でございます。

第3条では、地方債につきまして事業目的、借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございまして、借入限度額合計8億3,683万6千円を第3表の通り計上いたしました。

第4条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、前年同様7億円といたすものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用出来るように定めるものでございます。この該当経費といたしましては、職員給与費に係る給料、諸手当及び共済費でございます。

以上が一般会計予算でございます。

続きまして歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出から、その内容についてご説明申し上げたいと存じます。事項別明細書の33ページをお開き願います。

まず初めに議会費でございまして、議員各位の報酬、諸手当及び共済費として4,118万5千円、事務局職員の給与費1,183万円及び議会運営に必要な経費といたしまして1千50万1千円、総額6千351万6千円を計上いたします。

次に総務費でございますが、総務管理費の一般管理費につきましては、特別職はじめ人事、財政、庶務、企画、会計、交通公害の各課及び同和对策部の職員並びに新規採用予定行政事務職員の給与費として2億6千867万円、庁内一般管理経費として5千240万6千円を計上いたしました。文書費につきましては、市例規集追録発行経費をはじめ、文書管理に必要な経費643万8千円を計上いたしました。

広報費につきましては、市民と行政を結ぶ「市政だより」の発行経費のほか、市政広報活動に必要な経費として848万円を計上いたしましたのでございます。

次に財務会計管理費につきましては、予算決算事務経費はじめ、予算執行管理に必要な経費348万7千円を計上。

財産管理費につきましては、財産評価審査委員会関係の経費のほか、市有財産維持管理費並びに施設敷地借上料等として1千282万2千円をそれぞれ計上いたしました。

次に企画費につきましては、市の将来についての総合計画もいよいよ出来上がる運びとなり、この経費及び本市中央丘陵開発計画等の経費として1千124万8千円を、公平委員会費につきをしまして、委員会の運営費として84万8千円を計上いたしました。

交通安全対策費につきましては、「交通事故をなくす運動」をはじめ、安全活動経費として278万7千円を計上。

交通傷害補償費につきましては、市民交通傷害保険の経費として537万1千円を計上いたしました。

次に公害対策費につきましては、オキソダント窒素酸化物測定機の購入費はじめ、各種測定委託料等として655万6千円を計上いたしました。

諸費につきましては、町会活動費、防犯対策費、消費生活研修関係費及び市税の過誤納還付金等として790万4千円を計上いたしております。

庁舎整備事業費につきましては、債務負担行為として、46年度においてご議決賜わり施行しております庁舎増築3階建延べ2,224平方メートルの工事費9千400万円をはじめ、本庁舎の冷房工事費3600万円及び来客用の駐車場として、庁舎前の敷地1,229平方メートルを買収、拡張いたすもので、本件につきましては、公共用地先行取得事業として、すでに開発協会の方で確保しておりますので、本年度、一般会計へ買い戻すものでございます。これら用地費、工事費合わせまして2億4千80万円を計上いたしまして、総務管理費といたしましては、6億2千231万7千円と相なるしだいでございます。

次に徴税费でございますが、税務総務費につきましては、固定資産評価審査委員会の運営費及び税務職員の給与費として8千969万8千円を計上し、その他賦課費として1,503万9

千円、徴収費としましては、市税納期前納付報償金、納税組合補助金等、直接市税徴収必要経費2,568万円を計上いたしました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、関係職員の給与費のほか、戸籍事務及び住民基本台帳事務等、諸証明事務経費としまして4,755万5千円及び既成市街地区の住居表示を実施いたすべく、295万1千円を計上いたしました。

次に選挙費でございますが、選挙管理委員会費につきましては、委員会運営費70万2千円及び事務局職員給与費として、1,056万7千円を計上いたしました。また本年9月には議員各位の改選がございますので、この所要経費として5,644万4千円を計上いたしました。

統計調査費につきましては、職員の給与費、一般統計事務費並びに商業統計、事業所統計、工業統計及び農林業統計の指定、統計経費等を合わせ4,239千円を計上いたしました。

監査委員費につきましては、監査事務運営経費及び事務局職員の給与費等として、5,027千円計上いたしてございます。

同和対策費につきましては、一般対策経費として1,675万2千円、同和対策促進経費として757万3千円、同和更正資金運営事務経費として1,483千円。

隣保館費につきましては、生花講座はじめ各種隣保館活動経費をはじめ、幸会館及び王子会館の維持管理に要する経費合せまして1,501万3千円計上いたしました。

以上が総務費でございますが、合計いたしますと、8億7,066万8千円と相なるしいでございませう。次に75ページ、民生費へまいりたいと存じます。

まず、社会福祉費でございますが、社会福祉総務費につきましては、職員給与費のほか、福祉団体への助成金並びに事務経費としまして、5,766万1千円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、委員さんの活動経費及び運営経費として1,254千円を計上。

身体障害者福祉費につきましては、主として扶助費でございませう、897万9千円を、精神薄弱者福祉費は、689万8千円を計上しておりますが、ほとんどが扶助費でございませう。

老人福祉費につきましては、老人施設の収容者扶助費はじめ、老人福祉向上のための各種補助金等として、3,378万9千円を計上いたしました。

次に老人医療助成費につきましては、70才以上の老人が診療を受けた場合、自己負担分を扶助するものでございませう、1億2,855千円を計上いたしました。

国民年金費につきましては、福祉年金拠出制年金事務経費として708万7千円を計上したほか、印紙購入費として、1億3,194千円を計上いたしたしいでございませう。

共同浴場費につきましては、各共同浴場の維持運営経費でございませう、380万円を計上

したものであります。

次に児童福祉費でございますが、児童福祉総務費につきましては、家庭児童相談経費及び助産施設収容者扶助費等として、296万8千円を計上いたしました。

児童措置費につきましては、本年1月から実施しております児童手当に要する経費でございますが、4,974万円を計上いたしました。

保育所費につきましては、職員の給与をはじめ、保育材料、給食費等運営管理経費として、2億2,121万円を計上いたしました。

仮称、旭保育所新設事業費につきましては、150人収容できるよう、鉄筋2階建、延べ1,800平方メートルの工事費及び用地1,796平方メートルの取得費等、合わせ2億6,712万5千円を計上いたしました。

鶴山台保育所建設事業費につきましては、120人収容出来るよう鉄筋2階建、延べ760平方メートルの工事費及び事務費を合わせ、5,156万8千円を計上いたしました。

なお用地につきましては、無償で住宅公団から借り受けるものでございます。

次に母子寮費につきましては、職員の給与をはじめ、運営経費として、520万4千円を計上いたしました。

児童遊園費につきましては、4カ所の新設費並びに既設遊園の維持管理費として、173万4千円を計上いたしました。

母子福祉費及び児童扶養手当費につきましては、それぞれ若干の事務費を計上いたしました。

次に生活保護費でございますが、生活保護総務費につきましては、職員給与費のほか、入院患者扶助費及び保護事務費として、1,917万1千円を計上しました。

次の扶助費につきましては、生活保護法に基づく各種扶助費でございますが、前年度の15%増の3億2,934万8千円を計上いたしております。

災害救助費につきましては、最少限の経費にとどめ、一朝有事には、予備費の流用等により適切な措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございますが、総額12億7,115万7千円と相なるしだいでございます。

次に97ページ、衛生費でございますが、保健衛生費の保健衛生総務費につきましては、職員給与費のほか、保健対策経費として、3,996万9千円を計上しましたほか、各種予防接種費として1,466万9千円、伝染病予防対策費として38万4千円を、環境衛生費につきましては、鼠族昆虫駆除等の経費として、428万5千円をそれぞれ計上いたしました。

次に清掃費でございますが、清掃総務費につきましては、職員給与費のほか、泉北環境整備施設組合負担金等として、1億5,745千円を計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、ごみ収集及びし尿汲み取り関係の経費として、659万6千8千円を計上いたしておりますが、市直営のごみ収集につきましては、前年同様、横山、南横山地区のみといたしております。

次に墓地火葬場費でございますが、議員各位の絶大なるご協力を得、いよいよ市営いずみ霊園の業務を開始出来る運びと相なりました。この経費及び下宮墓地の拡張整備工事費等として、2689万7千円を計上いたし、衛生費総額としましては、3億291万7千円を相なるしだいでございます。

次に106ページ、労働費として4,333万7千円計上いたしてございますが、これは職員給与費のほか、一般失業対策事業費でございます。

次に農林水産業費に参りたいと存じます。

まず農業費の農業委員会費につきましては、委員会の運営費及び事務局職員の給与費として、840万2千円を計上いたしました。

農業総務費につきましては、職員の給与費のほか、一般農林事務経費として1,405万3千円。

農業振興費につきましては、農業振興事業費はじめ、農業関係団体への助成等として1884万8千円を計上いたしました。

畜産業費につきましては、家畜診療等に要する経費といたしまして、149万8千円を計上しております。

次に農地費につきましては、土地改良事業関係費として、2780万7千円を計上いたしました。

防衛施設周辺障害防止対策事業費につきましては、前年度に引き続きまして、自衛隊信太山駐とん地周辺の水路の整備事業費でございまして、704万円を計上いたしました。

林業費につきましては、一般林業事務費32万9千円を計上したほかは、林道整備事業費として、867万7千円を計上いたしました。

以上、農林水産業費として、8673万4千円と相なるしだいでございます。

次に116ページ、商工費でございますが、商工総務費につきましては、職員の給与費はじめ、技能取得事業並びに商工一般事務経費等として、3千4万7千円を計上いたしましたほかは、中小企業育成助成のため、商工振興費として1311万8千円。

雇用対策費につきましては、求人对策経費のほか、就職者の定着率向上のための経費としまして261万4千円。

金融対策費につきましては、前年度から実施しております本市独自の中小企業融資制度をさ

らに充実いたすべく、銀行への預託金2千万円並びに同和金融公社への貸付金1,500万円、合計3,560万8千円を計上いたしました。

以上が商工費でございますが、総額8,138万2千円の計上と相なっております。

次に121ページ、土木費でございますが、総額12億1,176万6千円を計上いたしております。

まず土木管理費では、職員の給与費はじめ、土木建築関係の事務経費等として、6,692万8千円を計上いたしました。

道路橋梁費でございますが、道路橋梁総務費につきましては、職員給与費として1,348万8千円。

道路維持費につきましては、市内一円の一般維持費のほか、市道掘削に伴う路面復旧受託事業費等として、6,902万6千円。

道路橋梁新設改良費につきましては、池田、唐国線改良事業費として、1,505万円をそれぞれ計上いたしましたのでございます。

交通安全施設費につきましては、防護さく及び歩道設置工事等、安全対策として9,46万4千円を計上いたしました。

環境改善施設整備事業費につきましては、2億1,917万円を計上いたしてございますが、主として阪和東側1号線及び21号線の整備事業費でございます。

次に河川及び水路費1,372万円につきましては、河川一般維持補修費として622万円、東松尾川改修事業費として398万円、用悪水路の改修事業費として352万円を計上いたしました。

次に都市計画費でございますが、まず都市計画総務費につきましては、職員給与費並びに黒石山の開発計画費及び事務経費として、2,731万1千円を計上いたしました。

公園費につきましては、前年度に引き続き黒鳥山公園を整備いたしますほか、既設公園の維持管理費として、405万4千円を計上いたしました。

次に街路事業費でございますが、これは継続事業として実施しております。和泉中央線、和泉府中北通線の整備事業費としまして、9,588万円を計上いたしました。

次に浸水対策費につきましては、小田水路及び室堂水路の整備事業費として、1,334万円を計上したものでございます。

土地区画整理調査指導費につきましては、土地区画整理事業特別会計への繰り出し金はじめ、和泉府中駅前南地区再開発のための調査費等として、2,722万7千円を計上いたしました。

開発総務費につきましては、開発許可等の事務費として48万1千円。

開発事業費につきましては、環境改善地区の測量経費等として、1,251万2千円を計上いたしました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費につきましては、既設住宅の維持管理に必要な経費として930万2千円。

改良住宅建設費につきましては、住宅80戸建築いたすべく所要の措置を講じ、6億356万5千円を計上いたしました。

次に地区改良事業費につきましては、改良調査等の事務経費として、1,425万8千円を計上いたしました。

以上が土木費でございます。

次に140ページ、消防費でございますが、総額1億7,889万9千円を計上いたしております。まず消防署の常備消防費につきましては、署員の給与費及び常備活動費として、1億276万4千円を計上いたしました。

非常備消防費につきましては、消防団員の報酬のほか、消防団の活動経費として、1,192万8千円を計上したものでございます。

消防施設費につきましては、消防機械器具、水利施設の整備並びに幸地区に消防出張所を建設いたすべく所要の措置を講じ、6,409万5千円を計上いたしました。

次に147ページへ参りたいと存じます。

教育費でございますが、総額9億8,875万5千円を計上いたしてございます。

まず教育総務費の教育委員会費につきましては、教育委員さんの報酬をはじめ、委員会の運営経費として233万4千円。

事務局費としましては、職員の給与費をはじめ、事務局運営経費として4,802万円。

教育指導費につきましては、教職員の研修負担金をはじめ、各種テスト関係費等として1,273万3千円を、教育研究所費につきましては、実験、研究経費として57万1千円。

同和教育指導費につきましては、就学奨励費をはじめ、同和教育推進関係費として、4,309万8千円をそれぞれ計上したものでございます。

次に小学校費でございますが、学校管理費につきましては、小学校給食調理員等学校関係職員の給与費をはじめ、学校の管理運営経費として1億4,198万5千円。

学校保健費につきましては、学校医報酬をはじめ、児童の健康管理経費及び給食費として2,648万3千円。

教育振興費につきましては、教材設備費をはじめ、要保護、準要保護児童の就学扶助並びに特殊学級経費として1,690万6千円をそれぞれ計上いたしました。

次に校舎建築事業につきましてはすでに前年度において債務負担行為としてご議決賜わり施行いたしました。伯太小学校3階建1,137平方メートル、事業費5,195万9千円。順序が相前後いたしますが、芦部小学校3階建504平方メートル、事業費1,903万7千円。南池田小学校4階続き足し497平方メートル、事業費2,165万4千円。北松尾小学校3階建1,797平方メートル、事業費8,683万6千円の4校のほか、本年度新しく横山小学校3階建1,292平方メートルを建設いたすべく、債務負担行為として計上しておりますので、その設計委託料等の事務経費として138万円。大場土木及び三英商事の宅地開発に伴い和泉仮称小学校新設事業3階建3,148平方メートル、事業費1億6,374万7千円。黒鳥小学校体育館新設事業690平方メートル、事業費3,115万9千円。幸小学校にプールを新設いたすべく、用地費及び工事費等としまして6,514万7千円を計上しましたほか、北池田小学校プール建設事業費として、1,301万円をそれぞれ計上いたしましたものでございまして、これら小学校建設関係事業費を合計いたしますと、4億5,392万9千円の計上と相なるしだいでございます。

次に中学校費でございますが、まず学校管理費につきましては、中学校給食調理員等学校関係職員の給与費はじめ、中学校の管理運営に要する経費として7,139万9千円。

学校保健費につきましては、学校医報酬はじめ、生徒の健康管理経費及び給食費関係費として1,467万円。

教育振興費につきましては、教材設備費はじめ、要保護、準要保護生徒の就学扶助並びに特殊学級経費として1,247万9千円をそれぞれ計上いたしました。

校舎建設事業につきましては、すでに債務負担行為として施行しました信太中学校校舎取得費3,504万4千円及び新しく第2和泉（仮称）中学校を建設いたすべく、用地造成費として2,377万8千円を計上いたしました。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園管理費につきましては、職員の給与費はじめ、管理運営経費として4,578万8千円を計上しましたほか、園児の健康管理経費として、61万5千円を幼稚園保健費に計上いたしました。

次に175ページ、社会教育費でございますが、社会教育総務費につきましては、職員の給与費はじめ、青年学級、家庭教育学級の開設費、青年団、婦人会等の活動経費等として1,697万6千円。子供会はじめ青少年対策費として85万9千円。青少年会館管理運営費として84万8千円。公民館維持管理に要する経費として60万2千円。市民会館維持管理経費272万3千円。青年の家運営費78万4千円。青少年指導ルール運営費として71万9千円をそれぞれ計上しましたほか、隣保館活動の一環としての社会同和教育対策費として990万1千円及

び文化財保護費として43万円を計上いたしました。

次に保健体育費につきましては、市民グランド管理経費及び市民体育活動経費として221万円を計上しましたほかは、市民プール運営経費として、289万1千円を計上いたしましたのでございます。

以上が教育費でありまして、総額9億8875万5千円と相なるしだいでございます。

次に公債費につきましては、4億1406万9千円計上いたしてございますが、長期債の元金利子償還費といたしまして3億7千804万7千円。短期財政調整資金借入利子2600万円及び縁故資金借入れに伴う手数料として、1千2万2千円を計上いたしました。

最後に予備費でございますが、前年度と同様、500万円を計上いたしました。

以上が歳出の事項でございますが、総額55億1822万円と相なるしだいでございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算についてご説明申し上げたいと存じます。

事項別明細書の3ページをご覧ください。

まず初めに市税でございますが、前年度決算見込み額及び自然増等14.8%の増を見込み、14億394万円を計上いたしました。

地方譲与税につきましては、昨年12月から施行されました自動車重量税の配分金2200万円を計上いたしました。

次に自動車取得税交付金5100万円。国有提供施設等所在市町村助成交付金881万1千円を、それぞれ前年実績を勘案し計上いたしました。

地方交付税につきましては、前年度交付基準額及び伸び率を勘案し、10億9千613万8千円を計上いたしました。

次に交通安全対策特別交付金につきましても、前年実績を勘案し、345万円を計上したものでございます。

次に分担金及び負担金につきましては、4千166万3千円を計上してございますが、分担金につきましては、農林施設整備事業施行による受益者分担金として、997万5千円を計上いたしました。

負担金につきましては、保育所の措置児負担金、老人福祉施設収容者負担金、精神薄弱者福祉施設収容者負担金等といたしまして、3千168万8千円を計上したものでございます。

次に使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るものでございますが、おもなものとしましては、別途議案で審議をわづらわせます市営葬儀使用料単価改定と合わせまして、1540万円を計上しましたほかは、住宅使用料及び幼

稚園使用料等でございます、4,402万2千円を計上いたしました。

手数料につきましては、戸籍住民基本台帳関係手数料等として、951万円を計上いたしました。

次に国庫支出金8億7千707万7千円及び府支出金7億3千809万4千円、合わせて16億1千517万1千円計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算の事業経費等と関連いたすものでございまして、現行基準に従い、前年度実績を勘案しそれぞれ計上いたしました。

次に財産収入につきましては、2,506万5千円を計上しておりますが、このおもなものは、下宮の基地の貸付収入でございます、既設の墓地及び本年度新たに拡張いたすものを見込み計上いたしました。

次に寄付金1億203万1千円につきましては、和泉台住宅開発及び中央丘陵地開発による一般寄付金として計上いたしました。

繰り入金につきましては、用品調達基金から60万円繰り入れるべく措置いたしたものでございます。

次に諸収入でございますが、2億5,798万3千円を計上いたしてございますが、そのおもなものといしましては、歳計現金預金利子1千20万円。電電公社等の市道掘削によります路面復旧受託金5千万円。国民年金印紙売捌金1億3,19万4千円及び過年度補助金4,200万円等でございます。

最後に市債でございますが、8億8,683万6千円計上してございます。これは歳出の事業予算と関連いたしまして、適債事業に対し充当率を勘案し、それぞれ計上いたしたものでございます。

以上が歳入予算の事項でございます、総額55億1,822万円と相なるしだいでございます。

以上で一般会計予算の説明を終わります。引き続きまして、議案第27号、国民健康保険事業特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げたいと存じます。

まず予算書の9ページをお開き願います。

第1条にございますように、歳入歳出予算額をそれぞれ6億9,146万3千円を定めるものでございまして、この歳入歳出予算の款項の区分と金額は、第1表の通りでございます。

第2条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、本年度は5千万円といたしました。

第3条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用出来るように規定するものでござい

して、この該当経費といたしまして、職員の給与費及び保険給付費と定めるものでございます。

以上が予算でございまして、次に事項別明細書によりまして、歳入歳出予算について、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

事項別明細書の202ページ、歳出から申し上げます。

まず総務費5702万4千円でございますが、総務管理費につきましては、療養給付関係職員の給与をはじめ、一般運営管理経費として、1455万6千円を計上いたしました。

徴収費につきましては、保険料の賦課徴収関係職員の給与のほか、保険料納付組合補助金等、賦課徴収に要する経費としまして、4182万6千円を計上いたしました。

次に保険給付費でございますが、診療報酬保険者負担金をはじめ、助産費及び葬祭費等として、6億3113万9千円を計上いたしました。

保健施設費につきましては、保健思想普及としまして27万円を計上いたし、公債費の81万円につきましては、全額一時借入金の利子を計上いたしました。

次に諸支出金につきましては、保険料の過誤納に係る還付金並びに還付加算金として、122万円を計上いたしました。

最後に予備費としまして、百万円計上いたしました。

以上が歳出予算の事項でございまして、総額6億9146万3千円と相なるしだいでございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたします歳入につきましては、ご説明申し上げたいと存じます。199ページをお開き願います。

まず国民健康保険料につきましては、医療費の上昇等諸般の情勢を考慮し約30%の増収を見込み、2億7133万7千円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、療養給付費負担金はじめ事務費及び助産費等として、4億608万7千円を計上いたしました。

府支出金につきましては、保険費の補助金として、714万3千円を計上いたしました。

諸収入につきましては、歳計現金の預金利子等として、291万5千円を計上いたしましたほか、繰越金としましては前年度決算見込み額を勘案いたしまして、400万円計上いたしました。

以上が歳入予算の事項でございまして、総額6億9146万3千円と相なるしだいでございます。

以上で国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を終わらせていただきます。

議案第28号、土地区画整理事業特別会計予算について、内容をご説明申し上げたいと存じ

ます。

まず予算書の12ページ、第1条にございますように、歳入歳出予算を1億4,208万4千円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じます。

214ページをお開き願います。

まず歳出ですが、葛の葉土地区画整理事業費でございまして、公共用地取得費8,250万円はじめ、補償費2,500万円、換地計画測量設計等委託料2,959万6千円を含め、事務費3,158万4千円並びに現場事務所を建設すべく、300万円をそれぞれ計上いたし歳出合計1億4,208万4千円と相なり、これに充当する歳入といたしましては、国庫支出金として、第2阪和国道管理者負担金1億1,783万4千円及び一般会計からの繰入金2,475万円を見込み、歳入総額1億4,208万4千円と相なるしだいでございます。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計予算の内容の説明を終らせていただきます。なにとぞよろしくご審議賜わり、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議案第80号、和泉市病院事業会計暫定予算につきまして、その内容のご説明を申し上げます。

まず初めに暫定予算といたしました経緯についてでございますが、病院事業につきましては、泉大津市との間で地方自治法（第284条第1項）の規定により一部事務組合を設立し、特別地方公共団体として和泉病院を運営してまいりましたが、昨年当初より分離独立の問題が提起され、病院組合議員さんをはじめ議員各位の慎重なご審議をわずらわして参りましたが両市間の協議が整い、来たる4月1日を期してめでたく独立し、和泉市立病院として発足することになりましたことはまことに喜ばしく、ご同慶の至りに存するしだいでございます。

病院の経理につきましては、前年度までは特別地方公共団体として、独立した法人格を持った組合が所管いたしており、組合分担金の負担の段階で、分担金算出の基礎等についての説明を求める程度で、経営の状況、経理内容等、詳細な状態は把握していなかったのでございます。これは前述いたしました通り、一部事務組合として独立した法人格を有する団体であって、その経理も独立して行なわれるのが当然でございましたが、このたびは本市の直接関係する市立病院として発足いたしますについては、今後の病院事業の執行やその経営の状態等、直接市の責任に課せられて参ることになります。

本市病院事業の将来計画の基本方針については、先刻の市長の施政方針でもその大要が申し述べられているところでございますが、病院経理の内容等、細部にわたる調査研究をいたしまして種々検討を重ね、独立した和泉市立病院に相ふさわしい方針を打ち出し、これを基本に年

間予算の編成にとりかかるべきだと存じているしだいでございまして、このような事情により、このような事情により、地方自治法第218条第2項の規定によって、4月1日から6月30日までの3ヶ月間の暫定予算を編成いたしましたしだいでございます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは予算書によりまして、ご説明申し上げたいと存じます。

まず第2条でございますように業務の予定量でございますが、現在、病床は120床でございます。期間中、満床を見込みますとともに、1日平均外来患者300人を見込んでおります。

建設事業費といたしましては、4月から新たに小児科の診療を始めるべく、仮診療室プレハブ174平方メートル及び付帯診療器具費として、850万円を計上いたしました。

次に第3条でございますが、期間中の収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げたいと存じます。

初めに収入でございますが、入院及び外来患者等の収益としまして、1億1,279万5千円を医業収入として計上いたしましたほか、患者外の給食収入等93万4千円を医業外収入として、合計1億1,872万9千円を計上いたしましたものでございます。

次に支出につきましては、医師はじめ、職員の給与費として5,887万5千円、薬剤及び患者給食材料費860万2千円及び事務経費等1,969万7千円、合計いたしまして1億958万4千円を医業費用として計上いたしましたほか、一時借入金の利子等、医業外費用として、412万5千円計上いたしました。

また予備費につきましては、2万円を計上いたしました。

次に第4条、資本的収入及び支出でございますが、小児科診察室建設等、資本的支出880万9千円につきましては、資本的収入がございませんので、損益勘定留保資金にて補てんいたすべく計上いたしました。

第5条につきましては、一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、1億3700万円を計上いたしました。

次に第6条につきましては、議決を得なければ流用処理が出来ない経費として、職員給与費及び交際費をそれぞれ定めるものでございます。

最後に第7条でございますが、これは材料費等の棚卸資産の購入限度額として、8815万5千円と定めるものでございます。

以上が病院事業会計暫定予算の内容でございます。5ページ以下に病院事業会計暫定予算実施計画等関係事項、17ページ以下には、本予算の説明書を添付いたしてございます。よろし

くご審議のうえ、原案通り可決決定賜わりたくお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に水道部長。
- 水道部長（神田平吉君） 議案第29号、昭和47年度和泉市水道事業会計の予算案につきまして、その大容のご説明を申し上げます。

第2条は、業務の予定でございます、(1)として給水戸数26,900戸、前年度より11%増を見込んでおります。

(2)といたしまして、年間総給水量712万2,150立方メートル、前年度比17.7%増を見込んでおります。

(3)といたしまして、1日平均給水量1万9,513立方メートル、これも前年度より17.7%増を見込んでおります。

(4)といたしまして、主要な建設改良事業、これは和泉上水道第3回拡張事業費でございます、4億2,180万円、前年度の80%増を見込んでおります。

いずれもその内容につきましては、のちほどご説明申し上げます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます、収入では、第1款、水道事業収益6億4,78万円、前年度比21%増を見込んでおります。

第1項、営業収益5億9,978万円、20%増を見込んでおります。

第2項、営業外収益500万円、これは約150%増を見込んでおります。

支出では、第1款、水道事業費用5億6,571万7千円、前年度よりも26%増を見込んでおります。

第1項、営業費用4億6,288万円、29%増を見込んでおります。

第2項、営業外費用1億2,73万7千円、14%増。

第3項、予備費10万円、同じことでございます。

この事業計画につきましても、のちほど内容のご説明を申し上げます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,621万4千円は、当年度分損益勘定留保資金3,411万7千円及び利益剰余金処分額3,209万7千円で補てんしようとするものでございます。

まず収入では、第1款、資本的収入4億8,900万円。

第1項、企業債4億900万円。

第2項、工事負担金5千万円。

第3項、補助金3千万円。

支出では、第1款の資本的支出5億6,521万4千円。

第1項、建設改良費5億1,774万円。

第2項の企業債償還金3,744万円。

これについても、のちほど事業計画につきまして内容のご説明を申し上げます。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めようとするものでございます。

起債の目的は、和泉市上水道第3回拡張事業費。限度額4億900万円。起債方法は、証券借入又は証券発行。利率8%以内。償還方法といたしまして、借り入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等または元金均等償還する。ただし、財政の状況により、償還年限を短縮し、または繰上償還し、または低利債に借り換えることが出来るということです。

第6条は、一時借入金の限度額でございまして、最高限度額を3億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の全額を流用することができる場合は次の通りというところでございます。

第1項として営業費用、原水及浄水費で1億1,973万2千円。

第2項として営業外費用として、支払い利息及び企業債取扱諸費1億2,72万7千円でございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、1.職員給与費1億3,376万9千円。2.交際費40万円でございます。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を定めようとするものでございまして、購入限度額は、1億2,884万4千円でございます。

次に予算の実施計画にもとづき、その内容をご説明申し上げます。

昭和47年度水道事業会計予算実施計画では、まず1の収益的収入及び支出の収入面から申し上げます。

款として水道事業収益、予定額は6億478万円。

営業収益では5億9978万円。

給水収益で4億6,678万円。水道料金及び量水器の使用料でございまして。

2.として補償金500万円。これは消火栓維持管理補償金でございまして。

3.の受託工事収益2,700万円。給水装置の新設増設及び修繕等の受託工事収益でございまして。

その他の営業収益では1億100万円。これは工事の材料売却収益並びに設計審査、竣工検査及び材料検査手数料でございまして。

2として営業外収益500万円。雑収益400万円。これは不用品売却、その他雑収益でございます。

支出では、水道事業費用5億6571万7千円。

内訳は、営業費用で4億6288万円。

1として原水及び浄水費1億7千47万6千円。原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用でございます。

2として配水及び給水費6890万円。配水、給水に要する費用でございます。

3. 受託工事費2700万円。これは受託工事に要する費用でございます。

4. 業務費4184万1千円。検針、調定、集金、その他業務の運営に要する費用でございます。

5として総経費2554万6千円。事業活動全般に関連する費用でございます。

6. 減価償却費3405万7千円。固定資産の減価償却費でございます。

7. 資産減耗費6万円

8. その他の営業費用で1億円。これは材料売却原価でございます。

営業外費用といたしましては1億273万7千円。

1. 支払利息及び企業債取扱諸費1億272万7千円。企業債の利息及び一時借入金利息でございます。 2. 雑支出1万円。

3の予備費として10万円。

以上でございます。

次に資本的収入及支出について、その収入から申し上げますと、資本的収入では4億8900万円。うち企業債は4億900万円。和泉上水道第3回拡張事業費でございます。

工事負担金5千万円。配水管布設工事負担金でございます。

補助金3千万円。前年度まではありませんでしたが、本年度環境改善事業の府補助金として見込んでおります。

次に資本的支出5億5521万4千円。

建設改良費5億1777万4千円でございます。事務費800万円は、拡張事業に要する事務費。拡張工事費4億1380万円は、第3回拡張事業に要する工事費として、内訳は、最後の51ページをちょっとみていただきます。

拡張工事費明細として、浄水施設で総工費が9854万円、請負工事費で9354万円。内容といたしましては、浄水処理設備工事費として、処理水量日量3千立方メートルに要する工事費、これは父鬼の浄水場拡張工事費でございます。それと和田浄水場内に2500トンの府

営水取水施設の費用、合わせて9,354万円でございます。

配水施設費総工事費2億8,969万8千円、請負工事費も2億8,969万8千円でございます。配水池の工事費といたしまして、松尾配水池4千立方メートル、仏並町に1千立方メートル、春木川町に100立方メートル、三池をつくります。それと配水管の400～100まで、延長9,953メートル、これは山手の未給水地区の解消と配水管布設する管でございます。

用地買収費及補償費3,056万2千円。配水池の用地、松尾、仏並配水池築造工事費及び補償金でございます。

また8ページへ戻っていただきまして、改良工事費5千万円。改良工事に要する工事費でございます。

環境改善事業費3千万円。先ほど申し上げました環境改善の工事費でございます。

営業設備費で1,597万4千円。営業に係る諸資産購入費でございます。

2として企業債償還金3,744万円。企業債の元金償還金でございます。

以上、簡単ですが、昭和47年度の水道事業会計予算案につきまして概要をご説明申し上げましたが、本予算案の9ページ以下に調製資料等を掲げてございますので、よろしくご検討をお願いいたしまして、説明を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終わりましたので、これにて散会したいと思います。ご審議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではさよう決定いたします。

明日から13日まで休会とし、一般、総括質問は14日午前10時から行ないますので、よろしくご願ひ申し上げます。

なお質問の通告は、13日午後5時まででありますので、合わせてお願いしておきます。まことに長時間ありがとうございました。

（午後3時散会）

1942

1943

1944

1945

1946

1947

1948

1949

1950

1951

1952

1953

1954

1955

1956

1957

1958

1959

1960

1961

1962

1963

1964

1965

1966

1967

1968

1969

1970

1971

1972

1973

1974

1975

1976

1977

1978

1979

1980

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987

1988

1989

1990

1991

1992

1993

1994

1995

1996

1997

1998

1999

2000

2001

2002

2003

2004

2005

2006

2007

2008

2009

2010

2011

2012

2013

2014

2015

2016

2017

2018

2019

2020

2021

2022

2023

2024

2025

第 2 日



昭和47年3月14日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第2日)出席議員(22名)

1番	田中幸一君	17番	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	23番	貝淵博治君
8番	三井正光君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26番	成田秀益君
11番	田村清房君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

欠席議員(4名)

9番	上代卯之松君	16番	柳瀬美樹君
12番	金沢勝君	22番	池辺秀夫君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	企画課長	橋本昭夫
助役	辻忠夫	人事課長	平野誠蔵
助役	藤田利	財政課長	庄司清
収入役	橋本炳	課税課長 兼納税課長	西川喜久
総務部長	坂口礼之助	交通公害課長	内田繁
民生部長	大和茂治	民生部次長	宇沢清
事業部長	中塚白	市民課長	杉本忠彦
同和对策部長	小林一三	保険年金課長	高橋正弘
水道部長	神田平吉	衛生課長	西岡正志
消防長	赤阪久	社会児童課長	森保
総務部次長 兼庶務課長	井谷義雄	福祉事務所長	山本武雄

事業部次長 兼土木課長	神 山 一 郎	監査事務局長	吉 岡 昭 男
開発課長	宮 本 福 秀	選管委員長	味 谷 日 吉
建築課長	林 徳 徳 治	選管事務局長	青 木 孝 之
経済課長	門 林 六 男	教育委員長	堀 内 由 延
同和对策部次長	佐 原 行 雄	教 育 長	葛 城 宗 一
推進調整担当課 長(総括・教育)	逢 野 一 郎	教 育 次 長	阪 東 重 信
推進調整担当課 長(総括・民生)	生 田 稔	教委総務課長	起之定 藤与茂
推進調整担当課 長(事業)	浅 井 隆 介	学校教育課長	唄 幸 治
幸会館分室長	吉 田 利 秀	社会教育課長	広 岡 史 郎
会計課長	片 桐 武 雄	同指開事開総開用 和導発務発務発地 教室協局協課協課 育長会長会長長 長会長会長長	竹 内 義 一
水道部次長	田 中 稔		西 川 武 雄
営業課長	高 橋 新 平		山 本 俊 兼
工務課長	福 本 喬 久		中 西 淳 富
監査委員	堀 田 徳 治		

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	上 野 稔
次 長	北 野 丈 夫
調査係長	大 塚 俊 昭
議 事 係	西 垣 宏 高

(午前10時40分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私なにかとお忙しいところ、多数ご出席賜わりましてありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長（上野 稔君） ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは18名でございます。池辺議員さん並びに金沢議員さんが欠席届けが出てございます。なお出原議員さんは遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、おっつけお見えになるものと思っております。現在、18名でございます。

開 議

- 議長（貝淵博治君） ただいまの報告通り、出席議員数18名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

- 議長（貝淵博治君） それではこれより一般並びに総括質問に入ります。

一番に29番の坂上国治君。

- 29番（坂上国治君） 本日の一般質問の機会を得ましたことは、まことに光栄に存じております。まず一般質問の要旨から申し上げます。

1. 和泉市と開発協会との関連について。
2. 市長の施政方針の内容について。
3. その他行政について。

以上、3点についてご質問申し上げます。

まず第1点の和泉市と開発協会の関連について、おうかがいたします。

和泉市長と財団法人開発協会の理事長とは同じ人であることは言うに及ばず、市民もよく知っておりますが、昨年末から環境改善整備事業の用地の買収を行っておりまして、どのぐらいの買収が出来たのか、議会人である私たちは1回の説明も受けておりませんが、遅まきながらこの際、お聞かせ願いたいと思います。今後、開発協会の運営をどのように進めていこうとするのか お聞きもしたい。議会から4名の理事さんが選任されておりましたが、前議員の池田忠雄氏に引き続き、引き続き山田清二議員、吉川伊与一議員からも開発協会の理事の辞職願いが出されるように聞いておりますが、その後、3名の理事の補充もなされていない点、理事長は今後、どのようになさろうとしているのか。

私たち市民の代表である議会人の一番心配することは、開発協会がもうけたならば和泉市に寄付をする、もし損したら和泉市がそのあと始末をしなければならんと聞いておりますが、それが本当であれば、現在、26名の市会議員ぐらゐは、当然、買収の金額ぐらゐは知っておる

のが本当ではありませんか。現在までに何回となく市民の方々から質問を受けておられますが答弁すら出来ない現状であります。市民に聞かれても、すぐ答弁出来るように明確にご答弁をお願いしたいのと、同和事業の場合の土地買収は、坪当たり金額何万円ぐらいの80%が国、府の補助があるのか。確実に国、府が持ってくれる金額を教えてください。

このぐらいで第1点の質問の終わりますが、特に本質問には明確なる市長のご答弁をいただきたいのでございます。

次に2点目の市長の施政方針の内容についておろかがいいいたします。

まず4本の柱として「未来の街づくりのために」、2番目「暮らしをよくするために」、3番目「次第をになり少年に恵まれた施設を」、4番目に「産業の振興のために」の内容をみて、市長さんがそこまで考えてくれるのかと思えば、頭の下がる思いがいたしております。

そこでこの4本の柱のなかから、2番目の柱として挙げられております「暮らしをよくするために」についてお尋ねいたします。

環境改善整備事業の関連の同和事業は、特別措置法が10年間の時限立法であることは申すに及ばずおわかりのことだと思えます。それなのに、議案をみても、市長の施政本針を聞いても、昨年の当初予算よりも6億5,373万5,000円の減少がいたしております。これはいったい市長、何事だと私は申し上げたい。市長、あなたは施政方針の中では、「環境改善整備事業については、予算編成時点における事業実施のための諸条件があらかじめ整っているものにとどめ、不整備のものにつきましては、条件が整備され次第、逐次補正を行なうよう措置した」と言っておりますが、本年の同和事業予算として約24億円前後だと思えますが、前議会に私の質問に対し何回も休憩し、その後池辺市長のあとを継いでまず500億円のハラのあることを議会ではっきりとご答弁下さったと思うのであります。それがあなたの本心であれば、10年間に割っても1年に50億円となるわけでございます。それが2年、3年と過ぎて、いまから残る年月で事業を進めるとなれば、あなたの考え方は少し無理のようにも思いますが、市長、あなたは本事業を本当にやる気持があるのですか、私としては疑わしい。あなたは逐次補正を行なうと言っておりますが、常識で判断して、当初予算よりも大きな補正予算を組むことは少しおかしいではありませんか。今後、十分な意を配して和泉市百年の大計を立てていただくことをお願い申し上げます、第2点の質問はこのぐらいでとどめます。

次に第3点目のその他市行政についてであります。3日間の予定で14人の質問者がございまして、少し無理じゃないかという感じもいたしますので、今日は第1点と第2点の質問にとどめたいと思っておりますので、簡単明瞭にご答弁をお願いいたします。答弁の内容いかんによっては、再質問の権利を留保いたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 市長の答弁に入るまでに議長として一言、理事者に注意します。

平行線をたどらないよう、的確なるご答弁をされるようお願いいたします。市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） ただいまの坂上議員さんのご指摘の面につきましてご答弁申し上げます。

和泉市と開発協会との関連は、申されますように理事長は私であり、市長は私でありまして同じ人間でやっております。申し上げるまでもなく、市が最初に100万円の金を出しまして財団法人として発足したのでありまして、これはどちらにおいても、私は重々の責任がございます。とりあえず市の事業をやります前に、先行取得する場合には、かような法人でもってやっていただかなければ土地の買収に至難な面がございます、その点ご理解賜りたいと思っております。

現在、買収いたしておりますのは、39,843.02平方メートル（12,052.46坪）でございます。金額は15億6,668万7,928円ということでございます。

この環境整備事業につきまして、事業認可のあった時点におきまして、これを市の方へ買い戻していくという方法でかようなことになるわけでございます。なるほど同和事業に対する予算が非常に少ないというお叱りはごもっともでございますが、府の事業認定も一生懸命に働きまして、これを認定いただく場合に、さっそくそれを買い戻して、予算の足らんときは追加でもってやっていきたい。なるほど500億に対してわずか20何億というようなことでは物足らんというお叱りはごもっともでございますが、この本議会の最後にもひとつ、債務負担の追加を少しお願いしたいと存じておりまして、昨日、対市交渉におきまして、そのお話を申し上げて支部の方とも交渉しておりますので、その点どうぞよろしくお願ひしたいと存じます。

それから議員選出の理事についてであります。これはこの4月1日が改選時になっておりますので、本月のかけりでしたか、辞表の出た方もありますが、なんとかそれまでもうわずかの間やからご辛抱願ひたいとお願ひいたしまして、現在、その理事の補選はいたしておりますので、その点なにとぞご理解賜りたいと思ひます。

○ 29番（坂上国治君） 再質問いたします。

ただいま市長から答弁があったんでございますけれども、開発協会が先行取得し、事業の時点で市に移管する、当然、これはあなたに説明してもらわなくてもよくわかっております。おそろくわれわれ議会人でなくても、市民でも同じでないかと思うんです。だから、そういう答弁はしてほしくない。してもらわなくてもわかってますよ。

そこで私の申し上げてるのは、だいたいどのぐらいの坪数を、どのぐらいの価格で買ったんが、現在、1万5,000余坪、15億なんぼということをお聞きし、よくわかりました。そこ

でこの15億で先行取得されたが、議会人が誰も知らんということ、ここに問題があると思うのです。現在まで4名の理事さんがおられた。しかし池田議員さんが辞任され、その後山田議員さん、吉川議員さんも辞表を提出された時点でなんとか考えてやってもらわんと、われわれが信頼しておるのは、議会から出た4名の理事さんだけです。ところがこの15億になんなんとする買収をされておりながら各議員が全然知らんということ、これは開発協会で全責任をもってやってくれるならば、私はこんなことは申し上げませんけれども、先ほど申し上げたように、もし開発協会がもうけたら市に寄付し、もし損したら市があと始末をする。これに問題があると思うんです。そうでしょう。ただ単に学校とか道路の建設をやるときに、5,000万、6,000万の予算を組むにしても、26人の議員が寄っていろいろと慎重審議して議決するんです。にもかかわらず、この大きな15億になんなんとするところの金を使うのに、議員がなんにも知らんということでは、われわれは市民の代表として非常に恥しい限りだと思うんです。

だから、こういうことはもっと徹底して、なにかの方法でひとつ各議員にはっきりわかる方法を考えてもらわんと、このままの状態では、非常にわれわれは困ると思うんです。

それともう一つ、この理事の補充をどう考えているのかということ、4月1日が任期であるので、ということでございますけれども、これは平常時、別になんら大きな買収をしなくてもいい時期であればけっこうやと思うんです。しかしこれだけの大きな環境改善整備事業に関連性のある同和事業の推進をやっているという時期に直面してあるだけに、これはもっとやはり、その時点、時点に理事さんをこしらえてもらうとか、あるいはなんらかの方法でわれわれ議会人にもうちょっと徹底してもらわんと、このようなことでは非常に不明瞭ではないかと私は感じてるわけなんです。だから、その点についてももう一考していただきたい。

それと坪当たりの単価、いったいいくらで買ったら、その80%を国、府が持ってくれるのかということもお聞きしたいが、これに対する答弁がなかった。これは坪当たり500万円に買収した場合その80%をくれるのか、あるいは場合によって坪当たり30万円に買っても、その80%を国、府が持ってくれるのかということをお私にあらかじめ知っておきたい。そこらのへん、もう一ぺんご答弁をお願いしたいと思います。

- 市長(藤木秀夫君) 協会の方で買収しております15億余りの土地につきましては、平均だいたい13万円ほどになっております。これに環境整備事業に使った土地に対しては、約8割の補助があるものと思っております。それにつきましては、事業関係の方から詳しく答弁させていただきます。

それからただいまお叱りの理事さんの選出の件でございますが、これは10日や20日のと

ころをお願いするのは、いささか問題もあろうかと思ひまして、実は私の方でしなかつたところに非常にミスがありまして、その点4月になりますと、全員そろって改選してお願いしたいかように存じますので、その点よろしくご了承賜りたいと思ひます。

- 29番(坂上国治君) 坪当たり単価の問題については十分わからんので、係の方から説明させますということですので、あとか係の方から説明していただきます。

そこでこの理事の問題でございませけれども、市長、あんたはもしも現在、議会から出ている理事さん4名のうち、まだ1名残っておるといふことですが、かりに4名全部辞職したといふときはどないするんですか。それでもこの4月1日が任期だから、それまでといつて、あんた、堂々と買収していくんですか。そうした場合に私は問題があると思ひます。議会人が誰もいないといふ問題が出てくると思ひます。現段階では、4名の理事さんのうちで3名が辞職されたといふことであれば、これは当然この3名の理事さんを補充するのが本当でなからうか。その点私は和泉市長であり、開発協会の理事長であるあなたが、あまりにも市民を無視したやり方でなからうかと思ひます。4月1日までのいつの時点で辞職されても、4月1日までこれでいくんだと押し切っていくんですか。そこらのへん、も一とはっきりしてほしいと思ひます。

いつも申し上げますけど、あんたは和泉市の一番えらい市長さんであり、開発協会においては理事長さんでしょう。だから、これを議会軽視と言つてええか、悪いかわかりませんが、やはり市民全体をもうちょっと可愛がってもらわんと、あまりにも市民に対して素気ないやり方ではないかと感ずるんです。

それで先ほど申し上げましたように、かりに4名の理事さんが辞職されても、4月1日の任期までそのままやっていく気持があるかということについても、ひとつ確めておきたい。

頼りない答弁でなく、はっきりしてほしい。

そうして先ほどの平均坪当たり単価が13万円だといふことですが、この13万円の80%を国、府が持ってくれるように思つておりますといふ。ただね、これだけ大きな事業をやろうとする市長がそのぐらゐの研究はしておいてほしい。係に答弁ささんでも、「はい、かりに30万円で買収した場合でも、それに対する80%は国、府が持ってくれます」とかいうことをもうちょっと勉強してもらわんと、ちょっと勉強不足じゃないかと思ひます。一番先にあんたが研究しなければいかん問題ですよ。ところが「係から答弁させる」といふ姿勢がおかしい。しかしこれはわからん人に言えといふわけに参りませんので、係の人から答弁していただいたら、それに私は質問もさせていただきますけど。

- 市長(藤木秀夫君) 理事さんの問題でございするが、坂上議員さんのご趣旨はよくわかります。明日にでも議長さんをお願いいたしまして、欠員の役員さんを選出していただくよう

にお願いしたいと思いますので、ご了承賜りたいと思います。

○ 財政課長(庄司 清君) 土地に対する補助金がいかにどれだけというご質問でございます。いろいろ事業の種類がございます、それによって多少の相違がございます。これは国が一定の基準を示しておりますが、この基準の3分の2、そして残りは100%起債でございます。その基準と実際の買収価格が相違する、基準が低いというんですか、その残りについては、10分の9まで府が補助金を出すことになってございます。そういうことで、保育所、道路等につきましても、だいたいこのような線で補助が付くわけでございます。ちょっと一つずつ例を挙げてお答えしなければならぬのでございますが、一例でご勘弁願いたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) そうしますと、こんなことがあるか、ないかわかりませんが、かりに坪当たり30万円で買収しても持つてくれるわけですね。

○ 財政課長(庄司 清君) なんというか、この買収価格につきましては、府の方へまず内諾を得ておりますので、実買収価格を対象とするということで了解を得ております。

○ 29番(坂上国治君) はい、わかりました。

2点目、お願いいたします。

○ 市長(藤木秀夫君) 「暮しをよくするために」という第2の柱のご質問でございますが、人間本位の施策を基盤とすることをかような施政方針に現わしたわけでございます。公共施設を充実し、また福祉、保健対策として診療所などの整備、教育施設はむろんのこと、どなたがみていただきましても、本当に暮しやすい町であるという線に持っていきたい、かように思っておるわけでございます。また生活保護者の入院患者に対しましての付添看護制度の実施、寝たきり老人につきましても、たびたびその様子を見回りに行く、こういうことで暮しやすい町であるという評判をもらえるようにということで、この第2点目の柱としたわけでございますので、その点ご了承賜りたいと思います。

○ 29番(坂上国治君) 第2点目は、昨年度の予算よりも6億5,373万5,000円減少しておるが、なぜ減少しなければならぬかということです。これは市長が私の質問を十分聞いてくれたのか、聞いてくれてないのかわかりませんが、特別措置法にもとづいて、市長は10年間に500億というハラのあることを前議会で答弁してくれたと思っております。

そこでこれは先ほど、私の一般質問で言うてあるはずやと思うんですけど、10年間に500億、割ったら1年間に平城50億、それがもう2年も、3年も遅れてきて、そして残る年月にこれを割り当てた場合、いったいどのぐらいの金額になってくるのか。あなたが前向きな姿勢でこの事業をやる気持は薄いように思われます。正直申しまして、口ではやる、やると言っておりますけれども、やる気がないように私は見受けるんです。

去年より減らした予算を組んで、これはいったいなんということですか。おそらく逐次、補正予算を組んでいくというあなたの考え方やと思うけど、当初予算で組んである同和事業の予算が約2.4億、ところがこの当初予算よりも上回った補正予算というものはありませんかと思うんですよ。おかしいと思うんです。そういうことをあえて、好んでやろうとなさるあなたの姿勢、私はちょっと考えてほしいと思いますな。

それとこの補正を組むとしたら、だいたいいつごろの時期に、どのぐらい組もうとしておられるのか、これも聞きたいわけですが、先ほど聞いたが、それに対する答弁がない。これはおそらく当初予算のあと、2カ月や3カ月が補正予算ということは絶対出来んと思うんです。そんなおかしな、そこまで見通しが付いておるならば、当初予算に組んでもらうのが当然です。6カ月も8カ月もたつて事情が変わった場合は別として、おそらくここ2.3カ月の間に補正をしようとはなさらないと思いますけど、もしもかりに補正があったとしたならば、これは問題ですよ。

だから、私が聞きたいのは、補正をなさることは施政方針にもうたわれてあったんですからこれは絶対に補正を組んだらいかんという権利はない。事業を進めるためにはそういうこともありうるんだから。しかしここ2.3カ月後に補正が出てきたら問題があると申し上げてる。

市長さん、あなたはこんどの事業についてだいたいの見通しが付くのはいつごろであって、その時点でどのぐらいの補正をやっていくんだということはお考えだと思うんですけど、それをひとつ明白にさせていただきたい。市長の組んでくれた予算に対しては信じておりますけれども、おそらくや、いまから半年以内に組むことはおそらくないと思いますし、だから、8カ月前でも私は考えてるんですよというご意見があれば答弁していただいたらけっこうですけど、いつごろの時期に補正していくんだということをひとつお願いしたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） 補正につきましては、昨日なり、一昨々日に対市交渉がありました結果、坂上議員さんと支部とのご意見は同じようなものでございまして、あまりにも少な過ぎるということでもいろいろと話し合いをいたしまして、この本議会中にもう少しふやすということでも支部の方に納得していただいたわけでございます。しかしこの2.4億という、債務負担行為だけでなく、全科目にわたって改善整備事業の予算はあちこちに入っておりますので、その点よろしくご理解賜りたいと存じます。

○ 29番（坂上国治君） しかしね市長、まだ当初予算もすんでないんですよ。ちょっときつい言い方が知らんが、性根入れて聞いて下さいよ。当初予算がまだ審議されていないんですよ。こんどは予算委員会は何日と、ちゃんと日程を取ってある。そこで予算審議をするわけですがそれもまだしない時点で、この補正予算を組むというのはおかしいのと違いますか。そんなこ

とは市長、聞き捨てならんよ。それやったら、当初予算で組んだらええやないか。現在、助役も2人ちゃんとあなたに付いてやってる時点でなにしてるんだ、なにを。一体、市民をなんと思ってる。胸に手当ててよう考えなさい。予算審議もされていないなかで、この議会で補正をやるとは何事だ。

これはどなたでもけっこうです。前にずらっと座ってる方々で、市長が十分に答弁できんから俺が代ってやったらという人があつたら答弁して下さい。こんな同じこと大きな声を張り上げて言うておっても仕方ないが、こんなことはありうることですか。私は議会のありうることですか。私は議会のたびごとに、大きな声張り上げて言うのはいやですよ。しかしあまりにも矛盾が多いんと違いますか。

○ 議長(貝淵博治君) 総務部長。

○ 総務部長(坂口礼之助君) 私からその間の事情についてご説明させていただきたいと存じます。

基本的な姿勢といたしまして、坂上議員さんのご指摘の点につきましては、なんら反論する余地はございません。まったく仰せの通りでございます。その間の事情だけあらかじめ申し上げるよりすべはないわけでございますが、市長の答弁の中にも少しございましたように、過日來からの部落解放同盟和泉支部との交渉の過程において、先ほど、市長がお願いいたしましたような事情が生れて参ったわけなんでございます。

卒直に申し上げます、本年度の当初予算編成の段階では、すでに問題点としては、議員さんのご指摘ございましたように、いわゆる年間総計予算というものが組まれておらないということの前提がございます。施政方針の中にも市長がうたってございますように、環境改善整備事業につきましては、諸条件が整ったもののみにとどめ、その他の分は条件が整いしだい、順次、補正をお願いしたいと申し上げておるわけなんでございますけれども、このこと自身、やはり当初予算は年間を通じた総計予算でなければならないという原則からして、変な組み方だというご指摘を受けておるのももともとでございます。

実は同和对策関係事業費の計上につきましては、昨年12月28日に市長さん、それから同対部の幹部の方々と、解放同盟和泉支部の支部長以下幹部の方々との間に、当初予算編成に対する内協議が行なわれてございまして、その内協議によって、当初予算に計上する同和对策事業費につきましては、3つの条件にかなったものに限るということにまず、いたしましたのでございます。

たまたま私、その時点では休ませていただいておりました関係上、詳しい事情はわからないのですが、その3条件と申しますのは、予算編成の時期において、1つは、土地の取得が出来

ておる分、それからそこに設置しようという施設に対して、国、府なりの補助制度及び補助金等が確定しておる分、これが2つの条件なんです。3つ目の条件といたしましては、いわゆる同和対策事業に対する窓口一本化等の問題からいたしまして、和泉支部と具体的内容の協議がすすんでいる分、この3条件が整っておるもののみを当初予算に関係諸経費一切を計上いたします。これらの条件がまだ整っていないもの、たとえば土地買収が出来ておらない、あるいは支部との協議が具体的に一致しておらないとかのものにつきましては、事後、順次、それらの3つの条件が整ったものにつきましては、補正予算に繰り入れていきたいと思います。それから47年度中に行なおうとしておる同和対策事業に必要な土地につきましては、その土地の買収費の債務負担を行ないます。こういうことが基本になっておるしだいでございます。

したがって、私たちの方では、その申し合わせ事項を本年1月5日にわれわれの方に指示されてございますので、その指示にもとづいて当初予算の編成に当たったわけなんです。当初予算に計上されております同和対策事業費は、総計12億余でございます。それ以外にいわゆる本年度内に実施しようという目的のために土地の購入資金を債務負担といたしまして、24億いくらのものを計上させていただいたわけなんです。

たまたま、3月11日の午後、それから3月13日の午前から午後にわたり、大阪府連の和泉支部と、市との間に、47年度の同和行政関係をめぐっての交渉が持たれまして、そのなかできびしいご批判を受けたわけなんです。その趣旨とするところは、先ほどからの坂上議員さんのご趣旨と全く同じなのでございます。たとえて申し上げますと、総括いたしますと、少なくとも50億以上の事業費が必要であるにもかかわらずこれぐらいの予算で、本当に市長は同和事業と取り組む姿勢があるのかと痛烈に批判されたしだいでございます。そのなかで出された問題として、24億の債務負担の内容といたしまして、予算書にも記載してございます通り、直接、本年度内に事業に着手したいという総合文化センターの用地とか、改良住宅道路用地とかいうものばかりでございまして、それらのはかに解放同盟和泉支部の主張するところによりますと、これらの事業費以外にもっと大切な問題を忘れておるんじゃないか、基本的な考え方の大きな違いというものがそこに出て参ったわけなんです。

まず支部の主張される1番基本的な考え方といたしましては、現在、議員さん方もご承知かと存じますが、幸地区全体のいわゆる地区改良事業というものを計画してございまして、第1次ということで、信太山の駅に近いところに第1次指定地域というものが設けられてございます。しかし支部のご意向では、そのなかを直ちに手を付けていくという手法では、権利関係等が非常に複雑化しており、とてもやないが、実際、仕事はできないんじゃないか。したがってその13ヘクタールの中にこだわらず、むしろ外の区域に、その13ヘクタールの中に住んで

おられる方々を収容できるような町づくりから始めるべきではないか。したがって、それに要する用地費については、なんら債務負担が行なわれておらないということがまず第1点でございます。

もう1つは、やはり信太山駅を中心とした町づくりというものが部落解放につながる大きな目玉商品でだというご意向なんです。ところが駅前再開発に対する予算となりますと、あの付近の地図を作成するだけの経費1,200万円、こんなことでは実際、同和対策事業に取り組む姿勢はないんじゃないかという非常にきびしいご批判でございまして、そういうご要請に對しまして、駅前の商業地域開発のための用地取得費の先行資金として10億円、それから地区内の方々が新しい土地を求めて移転なさる場合に、地区内の土地建物はもちろん、市が買い取るわけなのでございますけれども、その場合に住み着く土地、替え地というか、それ取得するための用地費として40億円、都合50億円は債務負担の行為によって前進的な姿勢を示していただくということになったわけなのでございます。したがって、これらの金額のうち特にあの40億円はいわゆる替え地でございまして、自分たち本来の土地との交換が原則的になると思います。ただし前もって、個々の人たちにあなたが勝手に買っといってくれというようなことは、積極的に同和事業を進めていこうという姿勢に相反するので、協会の方で先行取得させていただいて、そして希望者の方にそれを替え地として提供していく資金として40億円が必要になったわけなのでございます。

これは全く解放同盟の方々のきびしいご批判とご指摘によって、市当局が遅まきながら、そういうことに対してお応えしていく姿勢を持つべきであるというように考え方を改めまして、そういう結果が生れたものでございまして、当然ご批判を受けております同和事業に対する取り組み方が非常に消極的ではないかというご批判は、全く対市交渉という過程を経て、われわれも反省させられてるしだいでございます。議員皆さん方にもそれらの事情をよくご理解いただきまして、当初予算の審議が完了した時点においてお願い申し上げる心づもりをいたしておりましたのでございます。そういう事情でございまして、ひとつ何とぞご賢察賜りますようお願いいたします。事情だけご説明させていただきます。

- 29番(坂上国治君) 総務部長から詳細にわたっての説明を聞かせていただいたわけでございますけれども、これはあんた方、解放同盟支部の方々に教えてもろうて初めてわかった。少なくとも、政治をせろう。政治を志さずものは先見の明がなかったらいかん。そんなことは8つ子でも知ってますわ。それを支部の方からきて教えてもろうて、初めて気が付くようなことでは困りませ。これはほかのほとんどの議員さんもそう思ってると思いますが、おそらく昨年度の当初予算から6億なんぼ減少して、このままでいけるか、いけんか、いろいろ考えて

みたら問題がありそうだ。これはありますよ、たしかに。それならなぜ減らしたんか。これは事業をやる気がなくて減らしたところに大に問題があると思う。おそらく、いま総務部長から言われたように、また先ほど、市長も言うたように、近い時点で補正ということになりかねんと思うてました。それでは困るんですよ。そんな市長に和泉市を任したんやなと思うたら、枕高りしておちおちと寝ていられようになりますわ。もっとはっきり取り組んでもらわんとこのままの状態では、スムーズに事業を進めていこうという姿勢は全く見受けられない。これははっきり言うときます。全部の人に協力してもらわないのに、ほとんどの人を怒らすようなことをしてこの事業が出業ますか。いままで何度かこのことについて触れてきたつもりでありますけれども、まだ私らの言うことを聞いてる人はありません。せやから、私は事業を進める気持がないように思う。そのなかで24億の予算を組んだが、怒られてまた補正をやる。それも2.3カ月後ならまだしも、予算審議も出来ていない時点で、市長の口からこの議会で補正やってもらいます。人をバカにしてんかと私は言いたい。

だから、肝に銘じてこの事業をやっていくんだという前向きの姿勢になってもらわんと、横がにみたいに、横に向いて走ったら目的地には達しません。人間はみな、前向いて歩くんや。市長、聞いてくれてんか。そのへんもう少し土性骨入れてやってほしい。これやったら初めに組むのが当然や。減らすなんておかしい。私は市長の施政方針聞いたときから思うてました。こんな本議会で補正やなんて夢にも思うてなかったけど、2.3カ月後にはひょっとしたらあると思うてた。ところがあにはからんや、市長の口からこの議会でめけしからんと思う。

われわれでも1つの物事をやろうと思うたら、土性骨入れて、よしやったらという気持でかからんとあかん。日越したら月給くれるんやと思うとったら当て違いませ。せやから、本当に市長以下助役さん、各課長さんらみな、やはり肝に銘じてやってほしいと思うんです。この予算にしても市長1人で組んだもんじゃない。みなが寄ってやってくれたこと、全体責任であると考えて言うんですけど、そこで市長もっとはっきりと、これはこうやないかと指示していくのが市長やないかと思う。なにしても任したらええわではいかん。それやったら市長という名前がもったいのなってくる。それはこうせ、ああせと指示してこそ、市長という名前が生きてくる。ただロボットやったらあかん。だから、私はあとにまだ13名の議員さんの一般質問があるんで、私1人で時間を取るのも各議員さんに対してご迷惑やと思うんです。

そこで第1点目のことについてちょっと聞き漏らしたか、聞きにくかったんですけど、もしも4人の理事さんがなくなったらあんたどうするんかと聞いた。3名やめても、1人の議員さんが残ってるから議会としては頼り甲斐があるが、かりに4人がなくなったら、それでも4月1日が任期やから、それまでというのかどうか。それやったら、われわれ議会人が15億なん

様の予算で買ったものに対して、これは疑義があると思うのです。だからいま現在、全部の理事さんがやめてない、残ってる人があるのでなんぼか安心できる。しかしながら、4人ともやめても任期末までいくんか、あんたらが勝手にやるんか、やろうとするのかと聞いた。このことについて、市長は答弁してくれたんだと思いますが、ちょっと聞き漏らしたので、それも明確に答弁してほしいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） 協会の役員につきまして、議会よりの役員さんが全部なくなられた場合はどうするか、そのときは必ずお願いして、こしらえていただくつもりでございます。今回は幸いにも副理事長として藤原議員さんが残って下さっておりますので、先ほど申し上げたようなことでございます。

○ 29番（坂上国治君） いろいろ長時間わずらわしまして、皆さん方にご迷惑をかけたと思うんですけど、市長以下各部課長にひとつお願いしておくんですけど、何回も何回も同じこと言うて、一べん言うたらわかってらいたと言われるかもわかりませんが、やはり和泉市を愛していくには、議会人も、各部課長さんにおかれましても、これはどうしてやらないかんだという気持ちになって、一生懸命に事業をやっていくつもりで頑張してほしいと思うんです。特にこんど、きてくれた助役さんたちには大きな荷物になると思う。この荷物をただうっかり「坂上あいつはフシの無い歌うとうてるんや」という気持ちで聞いてくれたら困る。特に肝に銘じて聞いてやってもらわんと、いやなことばかり申しましたが、これで私の一般質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。ちょうどお昼でございますので、1時まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは1時まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

（午後1時10分再開）

○ 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

2番の木下君。

○ 13番（竹下義章君） 緊急質問、議会運営について。

午前中の坂上議員の一般質問をお聞きいたしまして、その経過にもとづいて、議長にひとつ取り扱いをお願いしたいのは、今回の当初予算に同和事業に20何億という予算が組まれてお

ります。これに対して、なお市長が追加予算を会議会において出したいということが回答として出て参りました。したがって、私は少なくとも和泉市議会が笑われるような運営は、議長にしてはしくないと思います。

そういう意味合いから、この予算審議が終わり、そういう追加が出てくるとなれば、新聞紙上で大きく取り上げられると思う。いくらぐらいの追加を組むかわかりませんが、聞くところによると40億ぐらいとも聞いております。そういう形で議案審議をしていくのは非常におかしいと思う。

だから、できるならこの当初予算を取り下げをしてもらって、どうしても追加を組まなくてはならんというんなら、予算の組み替えをして、和泉市の当初予算はこういうことでありますと出してもらって、初めて議会が審議をしていくのが筋ではないかと存じ上げますので、その点議長の方でこれの收拾についてなんとかお願いをしたいと思います。

それともう1点は、これがそのまま進んでいけば、あと13人の方が一般質問を行ないますがその一般質問の中には、予算計上してない点が多々ございます。したがって、そういう問題に対して市長は対市交渉で言われたから追加を組むと言われるが、われわれが出してる一般質問に対して予算を組んでない。この予算を組むか、組まんか、おそらく議長さんは議事運営に対して困ると思う。おそらく理事者の答弁もないと思う。そういう関連性の問題がございしますから、できるならひとつ、追加予算を組むというなら、この当初予算をもう一ぺん組み替えをしてもらって、当初予算いくらということで筋を通してもらいたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) その件につきましては、けさほど、坂上議員の答弁に対しまして、局長をして市長部局にどうするか申し出てます。ですから、まだお答えはいただいておりませんが、その点については、局長からその話を私なりにしております。その点であとでそれを確認したいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○ 13番(竹内義章君) あとでして、というと。

○ 議長(貝淵博治君) 昼間にその話を局長が、そういう答弁ではおかしいではないかという話を局長はしてるわけです。その返事を休憩時間に持って参ります。

○ 13番(竹下義章君) 改めて申し上げますが、これから始まるであろう一般質問にも関連性があると思うんですよ。この問題につきましては、対市交渉が組みますなどということは、一般質問でもまた出てくると思います。その答弁があとでされるならば、ひとつここで休憩でもっていただき、そのお答えがどういうふうになるかお聞かせ願ったうえで議事を進める方がよいのではないかと思います。

○ 議長(貝淵博治君) その場、その場で答弁が違う。だから1回、一般質問のなかでその答

弁を聞いていただいて、でない、先ほど、苦しまぎれな坂上議員に対して言うたことを、またもう1回、同じ答弁が出るか聞いて下さい。木下君。

○ 2番(木下甲子三君) 一般質問をさせていただきます。

私の質問の要旨は、同和事業と施政方針についてでございます。午前中に坂上議員の方からも、私と同じ要旨でかなり突っ込んだ質問もございましたので、できるだけ重複を避けていきたいと思うのですが、もし重複する点がございましたら、ご了承願いたいと思います。

市長は昨年当選されて、そして第一声におきまして、私は福祉行政と同和事業を重点政策としてやっていきたい、このように申されました。まことに時にかなった方が市長になられたと大いに期待しておりました。

そこで本年度の当初予算をみまして、こんどは期待以上の落胆をしたわけです。と申しますのは、46年度の当初予算よりも6億数千円円の減少であることです。市長は施政方針の中にも、

1. 未来の街づくりのために。
2. 暮らしをよくするために。
3. 次代をにやう少年に恵まれた施設を。
4. 産業の振興のために

この4つの柱を立てられて、本当に現市長の初陣ともいうべき47年度の予算が発表されました。これにつきましては、私は市長の回答は求めませんけれども、本当にあなたが自分の初陣であるんだという確信に立っての本予算議会であるとすれば、あなたは積極性を欠き、また年間の基本方針も立っておらない。もちろん条件が整備されしだい、補正予算を組んでいくというように、一貫性がないことがはっきりうかがえます。

このようなことでこれから前途多難な和泉市政を担当していく市算として、本当に心配でならないものであります。午前中にもご指摘があったように、行政の姿勢をもっともっと前向きに積極性に富んだ、しかも企画性に富んだ方向に持って行っていただきたいと思います。

同和事業についておうかがいたします。

すでにご承知のように特別措置法が出来、またこの事業は国民的課題とも言われております。当市としては、特に最重点的に取り組んでいかなければならないと思うわけでございます。したがって、いままでは市と解同支部との交渉でほとんど進められてきたこの事業も、われわれ議会人としてもその中に立ち入って、そして3者が1体となって今後、この事業に当たっていか

なければならぬと思うわけです。

そこでおうかがいしたいのは、議会内に特別委員会をつくり、そしてより以上に本事業の推進をはかるべきではないかと思うわけでございますので、特別委員会を設置する意思があるのか、ないのかをおうかがいしたいと思います。

次に施政方針のなかに、市民の交通安全のためにガードレール、歩道の設置ということをおうかがいしておりますけれども、私は当然、そうあるべきだと思います。すなわち生命の尊厳という立場においても、まず市民が安全であることが第1であると思います。しかしながら、当市に果してガードレール、また歩道を設置するような道路がどれだけあるか。ひるがえって申しますと、このようにおうかがいされていることは、現在ある道路幅を拡張する意味なのか、ただ単なるうたい文句であるのか、これをおうかがいしたいんです。

いま、当市においていろいろ各部で事業をやっておりますけれども、道路行政が1番遅れていると言われております。本当に豊かな町づくり、健康な社会を建設するに当っては、まず道路行政、道路問題が1番大事ではないかと思っておりますけれども、ここに挙げておられるガードレールについては本当に嬉しいことでございますけれども、現在の道路でこれらの施設が出来るところがどれだけあるのか。もっと土木行政、道路行政を充実していく意思があるのか、この点についておうかがいいたします。

簡単でございますけれども、以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまから木下議員さんからご指摘の問題につきまして、ご答弁申し上げます。

同和事業をやるうえにおいて、昨年より予算が少ないのに出来るのか、これは午前中の坂上議員さんのご意見とだいたい同じことでございますが、実は予算面から申されると、さようでございます。しかし私といたしましては、あくまでも健全財政を守りたいという一念から、昨年、先行取得いたしております土地に対してうまく事業認可を得、そこに充てるならば、これが何回となくうまく回転してくる、買うことは易いんでありますが、その金利がこわいわけでありまして。そこに健全財政を守るうえにおきましては、非常に気を使っておるわけでございます。なんとかして、1つの事業でも1日でも早くやりたい。しかしながら、まだなんの事業とて、今日に至るも出来ておりません。私も非常に遺憾に思っておりまして、これも認可をいただいておりますことを昨日も支部の方へ回答申し上げます。なんぼ補助となって返る、起債となってくる、それを1日でも早くやりたいということで、実はこの予算は5億6,000万円減っているようなわけでございますが、先行取得の分を合わせ、そこへ本年度の20億円余の債

務負担を入れるならば、かなりの金で先行取得をやっていけるという考えのもとにきたのであります。かようなことで、なにとぞ、その意のあるところをお汲み取り願いたい、かように存ずるしだいでございます。

それから特別委員の関係につきましては、これはなんとか議長さんにしお願いをいたしまして、そしてこれは市長、助役、また職員のなかから選び、財源獲得という仮称でございますが、特別委員をお願いしたい、かように思ってるわけでございますが、この点につきましてはどうかご理解願ひまして、この特別委員さんになっていただけるようお願いしたい、かように思うわけでございます。

ガードレールの問題につきましても、なるほど狭い道にガードレールを付けた場合には、なお狭くなるのはご指摘の通りでございます。しかし学校の生徒、児童が通る間というのは、ほんわずかの間隔があれば通れると思いますのでかような危い箇所には、ちょっと狭くても、規定の幅員がなくてもガードレールを付けて事故防止のためにやっていきたい、かように配意いたしておるわけでございますので、どうかよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○ 2番(木下甲子三君) 私の特別委員会というのは、議会内でということですよ。いまの市長の答弁では、職員とか学識経験者とか、外部の委員会のようなお答えだと思ひますが、私の申し上げてるのは議会内、いままで市当局と解同支部との間でほとんどなされてきた事業でありますけれども、これではなかなかはかどりそうにないわれわれも1枚加って、そして3者が1体となってこの事業を進めていきたい。こういう観点から議会内での特別委員会設置の意思ありやとおりかがいしましたので、その点再度、お答え願ひたいと思ひます。

○ 市長(藤木秀夫君) 議員さんのみの特別委員会を組織願ひますならば、非常に願ひてもないけれどもかようなことでございます。さような面からひとつ皆さん、ご理解賜りまして、近いうちにひとつご尽力賜りたい。実は先ほど、ご回答申し上げた理事者なり、職員なりと申しますのは、これは対市交渉において、支部からそういうものをこしらえろという話もございまして、ご回答申し上げたわけでございますので、その点どうかよろしく願ひいたします。

○ 2番(木下甲子三君) 市長は近いうちにということでございますけれども、新年度も始まります。出来れば、4月1日からそうした委員会を設置して、本腰で推進していくようおはかり願ひたいわけでございますけれども、あなたは4月1日からそうした委員会をつくる意思があるかどうか、再度、お答え願ひたい。

○ 市長(藤木秀夫君) 議員さんにご無理願ひますならば、いつでもその意思はございます。

○ 2番(木下甲子三君) ガードレールのことについて、現在の道でも児童の登校、下校にはつくっても交通に差し支えないやないか、要するに、道路幅の拡張をしなくても出来るという

ご答弁だと思いますが、私の申し上げたいのは、もちろん、学童の通学路は重要ですけど、一般市民に対して安全交通、安全交通は学童だけではありません。したがって、本当に市の道路がそのような施設が出来る道路ばかりなら別ですが、それが私の質問の要旨でございますのでもう一度お答え願いたいと思います。

- 市長（藤木秀夫君） 一般道路については狭わいでございまして、非常にガードレールはむずかしい問題でございます。拡幅出来てガードレールが設置出来るところは非常にけっこうでございますが、支障物件があれば至難な問題もございまして。側溝にふたをしてでもなんとか間に合わせられる箇所はそういうぐあいに持っていきたい。拡幅出来ないところはやむをえません。この早期建設をお願いする以外になにもございせん。市内中、道幅の狭いところばかりはさ指摘の通りでございます。その点につきましては一般に配意いたしまして、バイパスのあるところは強力に運動いたしたいと存じております。
- 2番（木下甲子三君） 現状では非常に無理だと思えます。それであなたがこの4つの柱を基本姿勢として本当にやっていかれようとするならば、やはりもっと道路行政に力を入れ、これらの点に遺憾のないよう今後、事業を進めていただきたい。このようにお願いして終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に8番三井君。

- 8番（三井正光君） 予算の件について、今日は総括的に聞き、細かいことは予算委員会で質問いたします。

まず歳入の市税の面で、前年度より1億2,000万円増、その根拠を示されたい。

2番目には、木材引取税が昨年は30,900,000円、本年度はわずか4,900,000円となっておりますが、その実情を調査してあるのか、おらないのか。

3番目には、先ほど、坂上、木下両議員から質問がございましたように、総額55億2,000万円となっておりますが、歳入見込みは自信があるのかどうか。歳出については、市長の施政演説の中に「社会教育並びに体育施設を活用して、文化体育活動の振興をはかる……」という方針がありますが、教育費は全体で17.9%増となっております。少なくとも、20%以上になければならない。特に社会教育面においては、私も市に出動いたしまして、図書室はどこにあるのか、また建設するのかどうか。

その他、労働問題については、4.5年前から叫ばれている労働会館、また定着率の問題で憩いの家を早急に建設されたいと思えます。

以上の点で市長並びに担当部課長の答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 課税課長（西川喜久君） 税収入の1億8,000万円増の理由についてお答えいたします。

総額のみで昨年度対比14.8%の伸びとなっております。この伸びのおもな理由といたしましては、まず市民税の3,784万2,000円の増でございますが、これは急激なる人口増に伴い、特徴市民税あるいは普通市民税の納税義務者の増加がおもでございます。

固定資産税の9,703万1,000円の増加は、急激なる宅地開発により、手々、4,000万円ないし5,000万円の固定資産税の増を見込んでのことでございます。

その他につきましては、煙草消費税並びに電気ガス税については毎年、1.0%内外の増を見込み、総計で1億8,125万3,000円の増を見込んだものでございます。

2点目の木材引取税でございますが、これは昨年度比26万円の減となっております。これについては、課税客体の把握が非常に困難でして、当初予算に計上した4,900円については、現在、確実に調査したもののみを計上してございます。その後につきましては、われわれ市民税の課税業務が完全に終わったあと、現地に向かって調査し、出てきたものについては補正の方でお願いしたい、かように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 財政課長（庄司 清君） 3点目の収入の見込みは確実かという点につきまして、ただいま課税課長からお答えした市税を除き、お答えさせていただきます。

他の補助金のなかで、特に国、府の両補助金がございますが、現行の補助制度に準じて補助金を見込んでございますので、確実に事業が実施されるならば収入されるわけでございますので、その点お含みおき願いたいと思います。

それ以外に自動車取得税交付金あるいは地方交付税、その他雑収入等で見込んでございます。いずれもこのように収入につきましては前年度実績を勘案して計上したわけでございます。

そういうことで現在、見込みうる範囲で堅実な数字を挙げさせていただいたわけでございますのでご了解願いたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

社会教育対策につきまして、常に深いご理解いただき御礼申し上げます。現行、青少年対策等の非常に施設の少ないなかで、その健全な育成を目ざして努めるところでございます。前議会でしたか、市長が労働会館等を含めた各種社会活動を積極的に推進できるような施設を考えて参りたいというような施策等も合わせまして、その総合センターの中に図書館等、文化的な現在の社会情勢にマッチしたところの環境のよい施設をつくっていただく、こういう考えであります。

本予算編成におきましても、これらの問題が課題となり、本年度、用地等の確保についても積極的な姿勢を示そうという上司の意見等もうかがっております。私ども、その意思を帯し、現況では現在の施設を拡張し、指導員の充実をはかって参りたい、一応、成果を挙げるよう努め、さらに今後、これらの施設の充実と相まって積極的に努力して参りたい、かよう考えるしだいでございますので、ご賢察を願いたいと思います。

- 8番（三井正光君） ただいま答弁がございましたように、確実に、しかも早急に建設をしていただきたい。

- 議長（貝淵博治君） 次に21番松尾君。

- 21番（松尾千代一君） ただいまより一般質問をさせていただきます。

午前中よりいろいろ同和対策につきまして各議員からご質問があったので、出来るかぎり重複を避けていきたいと存じております。

そこで私は前回の本会議におきまして、市長にいわゆる書類をもって回答していただくようそしてなお一般市民に私と同じような回答をいずみ広報に載せて徹底したPRを願いたいという事で約束をしてあったわけなんですけれども、今日に至るもまだその回答はないわけでございます。なぜ出来なければ出来ないとそのときにおっしゃっていただけなかったのか。そしてまた今日まで出せなかった理由を一応、明確にお聞かせ願いたい。

私は決して無理難題を吹っかけたわけではございません。当然、市長として出来を範囲内のことしかお尋ねしてないはずなんですけれども、今日に至るも回答はない。

そしてさらにもう一点付け加えて申し上げますけれども、私はそのときに皆様方に時間をかけては非常に困るから、書類でもってご回答願いますということであったわけなんです。ですから出来るかぎり、ご迷惑をかけないようにというつもりで、私は書類でご回答願いたいということとどめておいたわけでございますが、いまだにない。しかしこのないということは私にとっては非常に侮辱されているように思うわけです。やつらにはしなくていいんだというならば、同じような文句になりますけれども、「下手な歌の文句でも節の悪い歌の文句でも聞いてやれ」という気持ちで聞いておられるかと思えます。そして悪く判断いたしますと、松尾は幸地区の人間だから、そんなことはしなくてもいいんだというふうにも受け取れます。この内容については、私は質問の内容についても一度繰り返して申し上げてありますが、おそらくこの内容については、どなたがお聞きになっても、私は無理難題を吹っかけたことにはならないだろうと思いますが、本日、幸いに傍聴の方もおみえになっておられますので、お聞き願っ

ておきたいと思います。

私はなぜ回答を文書でお願いしたかと申しますと、ひょっとしたら、藤木市長ではこの回答はちょっと時間がかかるんじゃないだろうか、私はこう思うたから、時間をかけるのを出来るだけ避けるために、そういう文書での回答となったわけです。

その内容と申しますと、私はこの同和对策事業をやることによって和泉市が得をするのか、それとも誰が大きな一番得をし、誰が一番損をするんだということを明確にしていだきたいということをお願いした。なぜそういうことを申し上げたかと言うと、藤木市長は合併賛成、反対という当時に、南松尾校区において、丸笠団地を建てるために巨額な費用がかかるんだ。だから、堺市と合併すれば、堺市の財政状況からいくと大した金額にもならないであろうから、合併した方がいいんだということまでおっしゃっていた。だから、私はこの事業をやることによって誰が一番得をするんだ、誰が一番損をするか、市長にはわかっていないだろうと思うから、はっきりとこれを認識していただくために、市長はもちろんのこと、一般市民の方々にも十分その点を知っていただきたいために文書で回答を願うと同時に、いずみ広報で徹底させていただきたい、そして十分な説明を加えていただきたい、こういうつもりでお約束願ったわけなんでございます。

次にこの事業の進め方について早朝より一番バッターの坂上議員からもご指摘があったのでございますが、おそらくこの事業をやる気持はないと断定せざるをえないと、私はこの当初予算をみたときに思ったわけでございます。しかしながら、不思議なことに坂上議員さんの回答の中に、予算の増額を今期中にやろうという約束をしたという発言があった。いかにもこれは当を得ていない答弁だと思います。だったらです。補正追加をするならば、時期を置いてなざるならば、また考え方もあるわけでございますけれども、同じ会期中にそれをやろうとするとところに大きな疑問を持つわけです。果して、そういうことをどこでも実際にどこでもやっておられるのかどうか、おそらくや、日本で初めてのことでありたいと思います。こういうあり方、藤木市政のあり方の本音をここにはっきり現わしたと言わざるをえない。なにをなさるにしても計画性はない。全然、明日のことを考えていない。施政方針の中ではきれいな文句を並べておりますけれども、決して私はあれを信ずるわけには参りません。まあ、「うそも方便」ということもありましようけれども、時には方便は通らない。

さらにこの議会というものは、そんな安易な気持ちで開かれたんでは非常に迷惑をする。これは市民が高い税金を払って、そして私たちをはじめ、給料をいただいている。その報酬のムダ使いと申しますか、ムダよりも以上に毒になっているとも言えるんじゃないかなと思うわけでございます。

なぜ毒になっているんだということになるかと思えます。うそ以上のうそを言うているということが、すなわち毒という以外、言葉の使い方がございません。うそだけならいいんです。ただしうそだけならまだいいが、しかしこれに輪をかけて、明日にやらなければならぬ問題を横へ置いて、そして人をごまかす。昨日のことは今日わかるんですよ。昨日、あなたが対市交渉においておっしゃったことはみんなわかってるんです。松尾は昨日、いなかったからわかってないだろうと思ってるかも知りませんが、私にはちゃんと耳に入っております。

ここで一ぺん明確にしていだきたいこと、そして先ほど申しました、いわゆるこれだけはぜひでも本日、解決をしていだきたいのは、今日まで回答を出せなかった理由をはっきりしていただきたいとともに、誰が損をし、誰が得をするんだということのけじめを付けていただきたい。と同時に、約束であった文書によるご回答をいただきたい。だから、その文書はもちろん、「回答者藤木市長」の名をもってしていただきたい。この点だけ十分お願いをして、私の一般質問に代えさせていただきます。

- 市長（藤木秀夫君） 松尾議員さんのご質問に対しまして、非常に過日の議会においてご質問された問題につきまして、はっきりとご回答申し上げなかったことは遺憾でございます。そしてあと書類で出せというご意見でございましたので、その後、自分でわからん面もありましたので、いろいろと調べ、そしてその回答文を松尾議員さんにお渡ししてあるはずでございますが、私の手から渡さなかったからもらってないと言われればもうやむをえませんけれども、実は部長をしていってあるわけでございますが、それに対してもう一回答弁せよとおっしゃるご意見であるならばいたしますが、書類で出すだけでご勤弁いただきますならば、書類で私の方から今日でもお出ししたいと思えます。

それから補正問題について、いろいろと昨日の問題をお聞き下さってるようでございますが、これも議会に一応、議案として提出してあるので、補正でもってさせて頂きたいということで昨日再三、お願いしたわけでございますが、それは聞いてくれません。

また先ほど、木下議員さんにも今回の予算の感じている理由も申し上げたつもりでございますが、それを皆様方にわかっていただかんがために、いろいろかようなことになったわけでございます。毒になるというお叱りでございますが、その点ひとつ善意に解釈していただき、ご理解賜わりたいと存じます。

先ほど申し上げました過日のご回答の方、いかがいたしましょうか、書類でお渡しいたしますならば、すぐやりますし……。

- 21番（松尾千代一君） まず今日まで出されなかった理由をお答え願いたい。
- 市長（藤木秀夫君） 過日に出してあるはずですが……。

○ 21番(松尾千代一君) これは小林同対部長から持ってこられた。あなたが命令されておそらく出されたんだろうと思いますけれども、あて名がないんですね、ご覧の通り。回答者の名前もないんですね。こんなもの、これ回答書ですか。一片の紙切れです。紙切れ一枚にしかすぎません。私は小林部長に申し上げております、「これはなんだ」とはっきりね。市長が約束されて、その文書を出そうという気持ちがあったならば、これはお約束してもう何日になりますか。三日ほど前に私の手元にご覧の通り。回答者の名前もないんですね。こんなもの、これ回答書ですか。一片の紙切れです。紙切れ1枚にしかすぎません。私は小林部長に申し上げております、「これはなんだ」とはっきりね。市長が約束されて、その文書を出そうという気持ちがあったならば、これはお約束してもう何日になりますか。3日ほど前に私の手元にきた。きたものは、回答者の名前、あて名もない。あなたはこれが回答書のように思っておりますか。あんたがもし証文を書いたとすれば、ハンコのない証文を受け取りますか。少なくとも、公けの場において約束したことは、公けのものでいただきたい。いったいどういう考え方ですか。だから、私が先ほど申し上げたように、「松尾ぐらいになんでせないかんねや」という気持ちが多分にあったからこそこんなことをしたんだろうと思う。

藤木市長は、議員歴は和泉市ナンバーワンを誇っておられる。和泉市長がなぜそのぐらいの常識をわきまえておられないのかと思うと非常に嘆かわしく存じます。このぐらいでいいものなら、私は百通でも書いてあげますよ。あしたには部下は何百人とおる。だから、命令一下、書けるわけです。私のほしいのは、そんなものじゃない。あんた自らの本当の気持ちを表明していただければけっこう、文字が悪くても、言葉が少なくても決して文句は申しません。本当のからのご回答を賜りたい。

繰り返して申しますけれども、誰が損して、誰が得をしてるんか。あんたが昨日でもはっきり和泉市が得をしているということをおっしゃってるんでしょ。昨日の言った言葉が前にも言えなはずなんだと思いますが、私はあなたにはそうかみつかないから、まあまあということでおられたんだと思います。ガンガンやられれば、適当に返事をされる。だから、あなたにガミガミ言うてご回答をいただきたいくない。だから、本当に心からなる返事、誰が得をし、損をするのかを明確にしてもらい、そして一般市民にご理解賜わるように書いていただければ、私はそれで満足いたします。

一例を挙げれば、参考になるかならんかは別として、こんど、旭保育所(仮称)の経費はいくらかかりますか。そして市の実費持ち出しがいくらかかるか。まずそういうことから考えていただければ、おのずからはっきりしたご回答を賜われるわけです。

もう1点、私は債務負担行為、債務負担行為という言葉をたびたび今日も聞いたわけです。

かつての選挙のときにも、藤木市長は債務負担でやるんだとおっしゃった。市民には債務負担行為、すなわち税の先食いだと言うて歩かれた。そして今日、自分自身が債務負担行為でやらなければならない事業が山積しているじゃございませんか。ですから、そういうなかでよく考えていただきまして、一応、この同和対策の今後の進め方、それも合わせてもう一度ご回答賜りたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） 同和事業の進め方につきましては、まず幸保育所を第1番にやるようになっております。続いて診療所あるいは消防出張所、道路、かような順序で1日も早くやりたいのですが、まだ保育所をやるところの家がまだ空いておりませんので、近く立ち退きしていただけるものと思っておりますので、それが終わりしだい、着工いたしたいと思っております。続いていま申し上げた順序で、住宅あるいは診療所、消防署、道路とやるわけですが、1日も早く事業認定の付いてあるもの、まだこれから認可を取らなければいかん分もございしますが、かような気持でやる気いっばいでございしますので、やる気はないとご解釈なされればやむをえません、私といたしましては、なんとかしてもう4年目に入っておる今日でございまして、前市長としてもあれだけ骨折っていただき、まだ全然手を付けたものはございせんので、その地盤をつくっていただけたものと思ひ、私はその上に建設をしていかなければならんと考えておりますのでどうぞその点、よろしくご理解賜りたいと思います。

○ 21番（松尾千代一君） だいぶ抜けてますね、前段の肝心のところがね。肝心なところが抜けたんではなんの意味もありません。

○ 市長（藤木秀夫君） 誰が得をして、損をするかというご質問に対してでございますが、これはまだ先ほども申しますように、1つの事業も出来ておりませんので、なにほどの補助、起債が入ってとはっきりしてませんので、まず昨日の話では保育所2億6,000万円、そのなかでまず9,900万円ほどの市の持ち出しでそれが出来る。机上ではそうなっておりますけれども、その実績をいまだにつまみませんがためにはっきり申し上げられません。必ず物が出来て1.0万円外の金でその施設が出来るとなると、和泉市は大きな得をすることに相なるわけでございますので、その点市民さんにもよく認識していただき、この環境整備事業の推進に努力していきたい、かように思うわけでございしますので、どうかよろしく願ひいたします。

○ 21番（松尾千代一君） 得をするということはだいたいわかったですね。2億6,000万円ほどのものが、9万そこそこの金で出来るということ、これは大きな利益ですね。誰が得をするかという和泉市だということですね。得をするものがあれば、必ず損をしてるものがあるが、それは誰ですか今日まで、同和事業をやらなければならないがため、合併するんだとおっしゃってきたあなたに対して、これは絶対質しておく必要があると思う。

この前から幹部職員さんにもまだまだ参考になろうかと思って、旧八坂町当時の話もちょうとさせていただいたことがございます。八坂町当時は、同和事業は一切やっておりません。しかし和泉市に合併するや否や、この同和事業に取り組まれた。なぜか、得だから高率な補助率がいいから、みな同和事業に乗っけていった。市の単費でやらなければならないような道路に対して同和事業でやってくられた。その利益はどこへ回ったほかへ回ってる。

しかしながら、一般の常識的な意見として、考え方として、幸地区はあれだけよくなるんだというようなことで思われている。幸地区だけがよいことをしているという考え方の人が多かろうと思う。事実、市長自身がそういう考え方であった。だから、特にそういうことを明確にしていたらいいと思うんです。そしてこの事業をやることによって、9万いくらとおっしゃっておりますけれども、これも果して9万いくらでいくものかどうか。これは1銭もいりません。実際問題としていないという理由、根拠はどこにあるか。私はもう2、3年ほどになろうかと思いますが、八坂町当時の財産目録をみ、財政事情のなかで記録を残しております。だから、この記録を披瀝して、そして皆さんにご紹介したことがございます。同和事業はやっていなかったけれども、当初予算の53%の交付金をいただいてまかなってきたんです。

それはなぜか、皆さんにはちょっとわかりにくいだろうと思います。なぜそんな高率な交付金を頂戴出来たのか、皆さん不思議に思われるところだと思います。これは勉強してる。せかひでも財政がひっ迫してるから、国、府に対して陳情、陳情また陳情という勉強の結果が、それだけ高率の平衡交付金を頂戴出来た。今回も特にこの事業をやるに当たっては非常に困難が伴います。財政状態も決して楽だとは申しられません。だからその事情を国、府に訴えれば、おそらく1銭の損害もなく、500億はおろか、千億の金も頂戴出来る可能性十文ありと私は思います。

その中におきまして、先般どちょっと申し上げましたけれども、この予算の状態のなかで、明日のことを考えずにやっているあなたの姿勢については、実に残念に思うわけですが。この会期中に当初予算の倍近い大きな補正を組もうというバカ気たことをするようなことでは、国へ陳情にいかなる雄弁家が行ってもダメですよ。お百度参りしたかてダメです。そんな鈍い頭では、そんな大きな金をもろうてこようなんてことは考えもつかんことだと思います。

だから、はっきり申しますけれども、この予算を当初に振り返って、そして組み替えない限り、議会を途中で休んで、この予算案を一応撤回され、組み替えない限り、今後、いかなることを言うて行ったってどうも聞いていただける可能性は全然ないと私は思います。

先般ど、同和对策の特別委員会の設置を木下議員が出されておりましたけれども、いかに特別委員をつくらうとも、資金調達委員をつくらうとも、こんな予算案をつくらう以上は、絶対

ダメだと私は断言いたします。国、府もバカではありません。こんな予算書のみて誰が納得しますか。次に出してきた追加が2億や3億なら別でしょうけれども、26億ほどしか組んでないものに対して、こんど、40億ほどかさ上げをするというバカ気なことは、誰も納得してくれる筋合いのものではございません。私は積み上げるのはいいことだと思いますけれども、このままの状態では、おそらくどんな陳情に行ったって、特別交付金の陳情に行っても、おそらく聞いていただけないのは当然であろうと思います。

だから、これは大きな得になっていくわけですから。こうして言う間、大きな得になる。一步進めば進むほど、この議会でこのまま終わろうとすればするほど和泉市が大きな損をする。私はかように思います。議長さんもこの点をよくご推察され、今後の議会運営にご尽力賜わらんことをお願いいたします。市長さんに再度、先ほどの問題について回答を賜りたいと思います。

- 市長（藤木秀夫君） 記名のもを書類でご回答申し上げます。
- 21番（松尾千代一君） もちろん公印は押していただけるであろうと思います。同時に広報いずみはこの内訳、この事業をやることによって、誰が得をし、誰が損をするんだということをよくわかるように、誤解のされないようにPRしていただきたい。これは前回からも同じことを申し上げてますが、この内容を一度読んでみましょうか。
- 議長（貝淵博治君） ですから、あなたの言われる心のこもった回答をするということで、記名入りということでご了解願いたいと思います。

理事者に聞きますが、広報に出すということは約束してよろしいんですか。松尾議員、私が責任を持って納得のいく、心のこもった回答を藤木市長から出させます。果して文書か、それとも市長とあなたと2人で話し合って納得されるか、その点はまたあとで話し合いし、その件については、ご了解願いたいと思います。

- 21番（松尾千代一君） 議長さんね、本当はここで皆さんに聞いておいていただきたい問題なんです。はっきりしておいていただければ幸いなんです。しかしこの問題は非常にむずかしかろう、しかしもう4カ月もたっております。その間にこんな宿題ぐらいは出来ておるはずだと思うんです。ところが今日に至っても出来ていないとなると、おそらく回答を願ってもムダになろうかと思えます。しかし広報で出していただくということについては、確認してよろしいな。前回と2度確認取っておりますが、出ておりません。
- 市長（藤木秀夫君） 広報につきましては……。
- 29番（坂上国治君） 議事進行について。暫時、休憩してもらったらいいと思うんです。議会に尾を引く形が残ると思いますのでね。
- 議長（貝淵博治君） それでは3時まで休憩いたします。

(午後2時35分休憩)

(午後3時22分再開)

- 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして、一般質問を続行いたします。
休憩前の松尾議員の質問に対して、市長の答弁を願います。
- 市長(藤木秀夫君) 休憩前の松尾議員さんからの文書でもって回答せよということですが、その面につきましては、後日、松尾議員さんと書類でもってするか、あるいは口頭でご承諾願えるか、話し合いの場をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくご了承賜りたいと思います。
- 21番(松尾千代一君) ただいま文書ですか、それとも口頭で話し合いの場ということですが、皆さんに聞いていただくべく切望しているわけなので出来えましたら、公明の場でご回答賜りたい。あまり長い間、本席上を独占するようなことでは皆さんにも迷惑かと思っておりますので、次の議会ということを期待して、本日はこの問題を中止いたしますけれども、最終段階に至りますまでには、まだ幾度か市長とも交渉の場を持たなければならないと思っておりますが、その節には、必ずや、満足のいただけるまでご勉強いただきまして、ぜひ皆様方にも聞いていただけるような回答を賜りますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

- 議長(貝淵博治君) ありがとうございます。では5番目、20番の直村君。
- 20番(直村静二君) 一般、総括質問をさせていただきます。共産党議員団を代表して、市長は明快な答弁をお願いいたします。

市長の施政方針演説の中で、いまし政府のやり方、景気回復、福祉優先ということに対して手放しのほめ方をしてありますが、そういう生やさしい状態ではない。今日、地方財政は景気の深刻化とともに、全国的にも一兆円という不足額が問題で、政府はそれを8,000億に削りしかも一般会計の国家予算でも、政府保証債だけでも4,000億、2兆円という赤字公債の発行額でものすごく大きく、インフレ予算で、地方財政に対しては1,050億円だけ補てん、あとは全部借金ということで、金利も張るし、四苦八苦です。市長は非常に甘くみているが、強く反省していただきたい。

市長の施政方針の中の4つの柱ということですが、文化財並びに教育の点が強調さ

れていないが、果してこれは抜けておるのか。それともやる気があるのか、明快にご答弁願いたい。

次は財政の健全なる均衡をはかるといふことで、各議員の一般質問でも同和事業予算が問題になっております。しかも昨年の当初予算61億7,000万円に対して、今年度は55億1,100万円といふことで、約6億円減ってる。この点について、いかなる理由で減額したのか、明確にご答弁願いたい。そうでなければ、先ほどの市長答弁で、今会期中に40億円の補正を出すんだといふ、全く寝耳に水のようなことが出てくる。では、なぜ減らしたのかといふことを、もう一度明快にしてもらいたい。

病院の問題については、暫定予算といふことでございますが、これでお聞きしたいのは、いつ、この病院がどのような病院になり、しかもどのような機構で、委員会をこしらえてやるのか、この点の答弁をしてもらいたい。

次は火葬場の問題であります。現在、上代地区住民の裁判さたになっておりますが、これに対して、市長はどのような態度で対処するか。少なくとも、地元住民との公害防止関係、その他にどういふハラがあって、これから府に申請して火入れ式をやるのか。地元との意見の対立をそのまま置いてやるのか、ご答弁願いたい。

次は今年、問題になっております宅地並み課税といふことで、農地に対しても宅地並みの課税をすることで非常に問題になって、本議会でも全会一致で反対の決議もし、委員会に付託され、市長も直々に市民会館に出て、市長先頭に宅地並み課税はやめるといふ決意を表明されたが、最近、大阪府市長会で、やはり宅地並み課税はやるんだと新聞で報道されておりますが、市長、あなたはどうしてそういう態度をとったのか、またとろうとしたのか、明快にご答弁願いたい。

次は不況、ドルショックといふことで、中小零細業者の利益を守るための金融施策の問題ですが、過日、私たち共産党議員団としても市長に申し入れをしておりましたが、市単独の融資制度を検討いたします、50万円、100万円の常時あっせん、府の金融との関係で併用出来るようにといふ申し入れでしたが、ご回答がないので、明快にこの場でご答弁願いたい。

以上、一般質問で特に施政方針に対する指摘でございます。なお他の議員さんからも施政方針について質問があるますので、この程度にとどめます。

それから都市計画について第1点、大阪・岸和田南海線、たしか小田・舞線といふことで、地図の上では非常に南北に直っく走ってるが、これも聞くと、ちょうど信太から幸の山手の方を通り、そして自衛隊のちょうど中ほどにきて、それから現在の今池マーケットの前の府営住宅へ下りて、さらに森田紡績の裏側へ出ると聞いておりますが、言うなれば、自衛隊基地、

森田紡績という有力なところは全部避け、真っすぐじゃなく、S字型道路になる。果して都市計画として和泉市が策定するのにこれでええのかどうか。

さらに現在、そういう自衛隊の基地が和泉市の都市計画上、障害になってきている。毎回、私が定例会で自衛隊問題でどうするか聞いてるが、たしか和泉市は住宅地域の指定を受けてる。そんな立場で近年の人口増、その他の情勢の中で、いまだに自衛隊の基地がそのまま放置されてる。もちろん、私たちは「憲法違反の自衛隊やから解散しない」と言っており、同時に住民の立場から、和泉市の都市計画から言って、当然、市の理事者も撤去について、たしか払い下げについて、総務部長が十分考えてるということでしたが、この際明確にお答え願いたい。

次は都市計画の道路問題で北信太駅前線でございますが、たしか補助費は全部公団が持つんだとお聞きしておりましたが、こんさの予算で2,000万円の返還金が出ておりますが、その点について。

次は4番目の消防行政。第1は、この前に消防長にお聞きしましたが、実際に火事が起こって10分程度で火が出て、それを望楼から発見して2分で伝え、出発するまで約7分、現へ着くのにはたしか10分、そうすると約27分です。

この前の船山牧場の火事、まあ放火ということもありますが、これが非常に遅れた。ましてあのときは望楼からみて、伏屋方面をみると堺市ではないかと思いつくりました。霧がかかってわからない。そういう状態で、まさしく、常備消防力が弱ってるということなので、この際明確に常備消防力の強化についてお聞きしたい。

そして火事が起こったときサイレンを鳴らす。近所では非常にやかましいと言う。そこで和泉には何名消防団員がおられ、しかも何人が出勤されるか。手当はいまだに200円といことでご苦労かけてる。しかも消防は近代化しなければならんという中で、そういう民間の人たちにご迷惑をかけているのですが、この際、やはり常備消防力を強め、消防団の廃止を十分に考えるべきだ。もちろん、これも山林の火事、文鬼等の山火事については、地元の方々のご協力を願うという立場から、また消防団の方々にご苦労願った点に対しては、多少全額を上積みして、十分な手当を支給してお引き取り願うという、この点も合わせて提案もし、明快なご答弁を願いたい。

次は消防署の移転の問題ですが、これは前回の予算でも出ておりますが、いまだに場所がはっきりしない。と同時に、私が質問したときに、消防署の跡地はなにに使うんか、この点も質問したはずでございますので、すでになんらかの計画はあると思いますが、ぜひともご答弁願いたいと思います。

次は保育行政です。1つは、鶴山台団地の保育所問題についても47年度予算で出てる。と

ところがすでに1,500戸入っており、家賃が高い。共稼ぎしないと共益金と家賃を払って生活出来んという方も相当多い。そうなると年齢層からみても赤ちゃんの保育所がある。このことは公団対策委員会でも指摘し、当然、市と公団で提携してるはずなんです。小学校だけは建てるけれども、保育所はあと回し、いかに市民に迷惑をかけてるか。こういう点からいっても全くなってない。いまから建てていかほど日数がかかるか。その間はどうするんか、その点を明快にご答弁願いたい。

信太第1についても溢れております。たしか国府保育園のときでも、あれほどつくれと言いながら、つくったあとではなかなか入ってこない、すいてるということを知りました。ところが今年はずでに20名以上溢れ、取り消しになったと聞いております。この点、和泉市の理事者は、特に人口急増地帯に公共投資して公共施設をつくっていかなければならんが、このテナポでは間尺に合わない。後向きでは間に合わない。さらに赤ちゃんの保育時間についても、どこでも3時以降5時まで預かれという住民の声があるが、明快にご答弁願いたい。ことに同和事業関係については、その点は十分出来てるんですから、全住民の立場に立ってどしどし進めてほしい。

次は学童保育、環境対策、そういう点で非行に走らない、交通安全問題からいっても和泉市はなんの施策もしてないということで、これについても前向きでやるんだという具体的な計画について、ぜひともご答弁願いたいと思います。

次は老人対策、こんど大阪でも左藤知事が負けて黒田知事ということで政治は変わっております。こんどの予算書でもかなり老人対策は前進してる、当然です。大阪府のそういう老人対策の進みぐあいで、和泉市も進めるということで非常に遅まきだ。

こんどは老人福祉センターの予算があがっておりますが、1億9,500万ですか、非常に膨大な金額ですね。私の方はそんな立派なものではなく、少なくとも各校区、また町内で500万か1,000万円ぐらいで、気軽に行けて話し合いも出来、お年寄りの方が団らんも出来る場所をお願いし、そういう声が非常に高い。だから、老人福祉センターの中身はどんなふうにするんか、ご答弁願いたいし、同時にまた各校区に500万円でも1,000万円でもいいからすぐ間に合うようなものをつくっていくことが出来るかどうか、この前も提案したが、信太地区のいまの警察署の前の昔の役場跡をなにに使うんか、空いてるが、こういうものにどうかと提案もした。もちろん、いろいろ事情もありましょうが、今日はぜひともお答えをいただきたいと思います。

次は老人医療の無料化の問題ですが、これも65才以上ということで国民の声になっております。これについてもお答えを願いたいと同時に、これも前回にも申し上げましたが、交通安

全対策の観点から、やはり60才以上のご老人には小学校児童の交通傷害保険の公費負担という点からもぜひとも実行するという立場で、関係市町とも相談をしてからということでは、市長が答弁をしておりましたが、その点も答えが出てくるんじゃないかと思っておりますので、この点もひとつご答弁願いたい。

次は公害対策。こんど、350万円でオキシダント測定器を買ったということですが、いま問題になってる泉北臨海工業地帯の興亜石油、関西石油、私たちは心配でございます。昨年も信太、伯太で光化学スモッグの被害を受けた。今後、まだまだ現状では、今年の夏から秋にかけて非常に被害が出てくる心配もありますので、測定だけでなく、救護対策にも取り組む気があるのか、ないのか。

次は市民の代表による市長の諮問機関もしくは相当権限を与えられた公害対策委員会を設置することを提案したいが、これについてどう考えるか。

次は同和事業ですが、申し上げるまでもなく、憲法にもとづく14条、人は法のもとに平等であるということ、並びに地方行政を行なう場合には、地方自治法10条にもとづく公正平等な行政、当然のことです。その立場から、市長は同和対策特別措置法にもとづく財政措置並びに答申にもとづく国民的課題ということを声を枯らして言っておる。相当予算も使っておるので、この問題について国民的課題という以上は、あなたが施政方針に出しておりますように、10万市民一丸となってということですので、そういう体制をつくるために、市長が各校区別に直々に向いて、現在の同和事業をこのように和泉市は進めている。10万市民が一致してやらなければいかん問題だとPRすると同時に、市民からの質問、ご意見も聞く構えがあるのか、ないのか、あれば絶対にやるべきだ。いままで市民がみてるのは、広報いずみ、ポスター等だけで、直接理事者からどうなっているのか、どう進めようとしているか、疑問が多い。市長自ら先頭切って、各校区別に集会でも開いて、そこで十分報告し、質問を受ける。そして10万市民が一丸となっているんだということをあなたが部落解放同盟和泉支部ニュースのトップ記事に書いてるんですからぜひとも実行してもらいたいと思います。

次は財政問題も含めて、同和事業に関して私、現在知っておりますのは固定資産税の半額、これは市民が大きな関心を持っております。それから国民健康保険が半額、全市民が固定資産税が高いと感じている中で、こんどは特別会計で保険料の値上げ、これらに対して減額してもらいたいとする市民がたくさんおります。その点で貧困から抜け出ることに対して、その要求は支持しますが、同時に公正平等に済用出来るかという展望、体制、予算措置が必要だと思っております。そうしなければ、国民的課題の実行は絶対に出来ない。

そこでお聞きしたいが、固定資産税の半額減免に対して手数料という言葉をお聞きしたが、

具体的にそういう事実があったのかどうか。この点、どういうことで市が介入してるんか、ご答弁願いたい。

それから先ほど、木下議員の質問で、同和対策特別委員会をぜひともつくってもらいたい、市長は答弁していましたが、お聞きしたいのは、現在、部落解放同盟並びに同和事業につきましては、相当所管が常任の厚生文教委員会、私も昨年、厚生文教委員でしたが条例にちゃんと決まっております。そこで十分に問題を練り、そこでどういう結論が出るか、この点をおろそかにして考えてるのかどうか、この点もひとつ明快にご答弁願いたい。

次は財源問題でございますが、庄司課長の答弁のなかで、改良住宅の市費負担がたしか20%程度とおっしゃったが、こんどの予算では、改良住宅の内容は、28%が起債の市の負担だと載っておりますが、間違いかどうか。今後、全部国、府に持っていくんか、お聞きしたい。

それから旭の保育所の予算の内容についても、明快に市費負担、起債、国、府の補助と分けて載ってますが、私、調べますと数字の間違いかもしれません、たしか52%ぐらいで、40%が起債と単費じゃないかと思いますが、どのようになるか、明確にしていきたい。

次の問題は小学校、中学校、道路等、非常に国で基準が決まっておりますが、その超過負担が多い。たとえば北松尾小学校等、現在での和泉市の超過負担について、いますぐとは言いませんが、予算委員会までにその内容、幾らぐらいか、推定でも出していただきたい。

次は債務負担の問題。これはいろんな見方がありますが、借金をして今年中に置き、それが24億、これは来年度から払っていく借金の一種の赤字財政だと言うのもあります。また来年度予算の先食いと言う人もあり、そして来年度以降の見通しが暗いと言うのもあります。またその中でいろんな不安定な要素もあります。

そこで協会で買う土地、その他につきましては、すべて公共用地だということ、しかも公共用地として開発協会が買う、理事長が市長だ。しかも市が公共用地を買うという2束のわらじをはく体制でもってのほかは、開発協会が土地を買って、金利を払って和泉市が買い戻す。しかもまだ手数料を取る。同じ市の人間でありながら、しかも両方で使い分けて手数料を取ることです。その点でぜひとも和泉市の公共用地取得は、用地課をつくってもらって、これは過日の建設委員会ではこのことが問題になり、一定の部課をつくる。部局の問題は総務委員会もありましょうが、住民からの問題、今日の問題でも開発行政との関連で用地課をつくる、明快に議会に報告し議決事項にする。つくらん場合には、開発協会でこうするんだという納得のいく答弁を願いたい。

あと細かい点いろいろありますが、非常に多岐にわたっておりますので、予算委員会でさらに詳しくやっていきたいと思っております。

その他ということで国民健康保険など若干ということで書いてありますが、在日朝鮮人の国民健康保険加入問題を出させてもらったわけですが、あとの池田議員から私の方からやらせていただきたいという申し出がありましたので、この問題は、私たちはこれを支持していく立場になっておりますので、これを池田議員に譲ります。

次はその他の中では、水道部の問題でございますが、非常に高い水道料金で市民が苦しんでおる。そのなかで水道部としては、100%徴収の立場から、徴収専務員をたくさん雇い入れ徴収率を高めている。その点について、非常に夜遅くなり、日曜日も働く。また何回も行くということで一定の要求が出ております。やはり現在の水道会計は、高い水道料金のなかで運用しておる。そこで十分な徴収という面から、一定のそういう人たちの身分の保証なり、経済的な保証を考えるべきではないかということで、労使間のいろんな関係があるので、あえて言いませんが、やはり十分水道の方で考えてもらいたい。

以上、非常に多岐にわたりますが、各課にわたっておりますが、ひとつ明快にご答弁願ひ、答弁いかんによっては再質問させていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市長（藤本秀夫君） 直村議員さんのご質問に対してお答えいたします。

今年の予算の減った理由を詳しく言えということでございますが、これは午前中からのご質問にお答え申し上げておりますように、昨年、先行取得した用地が現在ではその分が減っております。環境整備の問題については、それを利用していきたい。

それから病院については、いつ、病院をよくするのかというお尋ねだと思いますが、病院については3カ月の暫定予算を組みまして、種々検討したうえ、残りの期間の予算を本格的に組みたい。それにつきましては、4月1日から小児科の併設を800万円ほどの予算でやっていきたい。あとの計画につきましては、はっきりとしたものは現在、わかりかねますので、3カ月のうちにはっきりしてくると思いますので、そこでもって予算編成をやりたい。

それから火葬場の問題につきましては、現在、竣工いたしております。これにつきましては藤田助役の方から詳しく申し上げます。

次に宅地並み課税についてはどうかというご質問ですが、A級については今年度からとなっておりますが、これも税務の方から詳しくご答弁させます。

それから産業振興のための融資についてのお尋ねでございますが、これは過日の直村議員さんの申し入れもございまして、50万円の融資を100万円に現在、引き上げており、予算も計上いたしております。

あと細部にわたることにつきましては、部課長より詳しく説明していただくことにいたしま

す。

- 20番(直村静二君) 宅地並み課税については、市長が市長会で取るということになったのでしょう。A級は今年からね。ところがあなたは市民会館で約束したことでコロッと変わった、どうするんやということです。
- 市長(藤木秀夫君) 市長会で決まりましたのは、A級だけを今年20%かける。そしてBは1年延期、Cは2年延期ということで、だいたい評価だけを各所有者に通達するだけ、こういうことが市長会の方で決まったわけでございます。
- 20番(直村静二君) あんたの運動やなく、政府で反対があつて……。
- 総務部長(坂口礼之助君) 直村議員さんの発言中でございますが、市長にはまだ連絡がとれてなかったんですが、つい先刻、新しい宅地並み課税に関する情報が入ったそうでございますので、担当の課税課長から直接説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 課税課長(西川喜久君) ちょっとご説明申し上げます。

これにつきましては、当初の地方税法の改正時点から、政府の方ではかなり流通的でございましたので、当初予算から見込んでおりません。

ご承知かと思いますが、今日の新聞報道もされております通り、47年度からA農地に対する課税は実施するが、ただし、すでに営農を行ない、かつ引き続き当分の間営農を行なおうとする生産緑地農地を含む農地で、これを生産地として残すことが客観的に適当と認められるものについては、税負担については農地並みに軽減する措置を講ずる。

また48年度以降のB・C農地の課税については、党及び政府にそれぞれ委員会を設け、農地課税の実態を調査のうえ、47年末までに線引きを含め再検討する。

というように報道されております。

なおいま、政府機関から連絡をいただきまして、その内容を申し上げますと、農業営業をやっている以上、A・B・Cであっても宅地並み課税はせず、従前通り農地並み課税とすることが税制調査会で決まった。このような線で自治省はただいま、立法化をするうえの事務を作成中ということでございますので、多分、農地についての宅地並み課税はしばらくないだろうと私は考えております。

以上でございます。

- 20番(直村静二君) そこで市長に聞いてるのは、あんたの先ほどの答弁では、A農地は取るんやという、市民会館で皆の前で「断固、撤廃のためにやります」と言いながら、早々と市長会の方で「いや、もう取ります」となった。さっき情報が入って、そして政府の方が負け

てきてる。逆に言うと、和泉市長が先に市長会で「いや、取ります」と言うてる態度はなんだということになる。あなたが4月1日から国の方に断固撤廃せよとやるんやという態度がなっていないということです。

- 議長（貝淵博治君） 藤田助役。
- 助役（藤田 利君） 先ほどの市長の答弁で、火葬場に関してのちほど説明させますというお話でございましたが、過日の産衛委員会で竹下議員からご指摘を受けまして、裁判にかかっており、その判決が下りるまで理事者はのうのうとしておるのかということでございますが、それに関しまして私も「一ぺん行ってきます」とご回答申し上げておりました。私、1週間ばかり前に清水町会長と会いまして、どっちが裁判に勝っても、これは親子のげんかでのいい話やないんだから、この際、ひとつ和解に持っていかうやないかと申し入れました。これはまだ話がどんどん進んではいけませんけれども、心のうちでは、どっちも合意に近づいていくなか思われます。

なお私、今晚も行って参り、出来うべくんば、あとにしこりの残らんように結果が出るように、私も誠意をもって話しに乗り込んで参りたい。ひょっとしたら、話し合いに応じてくれるかも知れません。しかし条件とか、なんとか、そんなことまで引き継いでおりません。今晚、どういふ話になるか、とりあえず、明日の公判は双方で休戦しょうじゃないかということで合意しております。それ以上はまだ話は進んでおりません。そういう状況でございます、また今晚行った結果でご報告いたします。

- 20番（直村静二君） 経過の報告だけでけっこうです。
- 先ほど、同和事業の予算が減った理由、答えがそれるように思う。私の質問の仕方がまずかったのか、つまり、去年よりも同和事業予算が減ったのは、お金があって、そして地元の中での進みぐあいが遅れて減ったのか、金がなかったのか、十分買えなかったのか、どちらの理由ですか。

- 総務部長（坂口礼之助君） お答え申し上げます。
- これは午前中の坂上議員さんのご質問にもお答えしたのが、基本的な理由でございます。決して金がある、金がなかったからという形での減額なり、増額ということではございません。予算編成の時点ですでに土地が出来ている分、国、府補助金制度に乗って補助金等が確定している分、それから具体的な内容について支部との協議がすすんでいるもの、この3点のすべてが満たされておる事業のみを当初予算に計上したものでございます。

なぜこういうふうにしたかの理由を申し上げますと、ご承知の通り、昭和46年度の予算編成時におきましては、同和関係対策事業費に約30億円という非常に大きな予算の計上をした

しだいでございますが、当時は、先ほど申し上げました3条件が確定しておらないもの等についても、当初予算に全部計上したわけでございます。その時点で議員さん方から、これだけ巨額なものを一挙に46年度で消化出来るのかどうかをめぐって、相当活発な議論が行なわれました。その段階では、事情いかんによっては、途中で予算の更正増減等も行なうことがありうるとご答弁申し上げたのでございますけれども、そうした考え方のもとに編成した46年予算のうちの、特に環境改善整備事業の進捗状況については、非常に遅れて参ってございます。いずれ議会等にもおはかりしてご承認を得なければならないと存じますけれども、重要な事業については、ほとんどと言っていいほど47年度に繰り越さなければならない現状に立ち至ったわけなんです。

かような事情を勘案して予算計上いたしました限りは、少なくとも、その年度内に実現出来るんだという実現性を最も重要視いたしました。それと同時に、計画して予算計上しておきながら、年度末がきても十分消化出来ておらないということでは、非常に予算に対する信用が薄れて参ります。そうしたことを避けることも、一つの理由になったわけでございます。

と申しまして、決して同和事業に対して、消極的な取り組み方をしているわけではございません。形のうえだけの編成でなく、実際、実のあるものとして、実現性を最重要視しながら、本年度当予算を編成したということでございます。

なお坂上議員さんにもお答えいたしました。先ほど申し上げました3つの諸条件が徐々に整って参ります時点におきまして、改めて議会の方にご策案申し上げ、補正予算としてその事業の実施に努力して参りたい、このように考えておるわけでございます。

○ 20番(直村静二君) 2つ、そこから問題が出てくる。1つは46年度の事業についてはたしかこの前に繰り越していくか更正減でいくかと聞いたが、いま検討中だということだった。いずれ3月31日になりますから、それについてどうするか、はっきりして下さい。

2番目は、今日の藤木市長の答弁で、この会期中に40億の補正を組むんやと言っていますので、なんと、どんなふうに、いつ提出するのか、具体的に聞きたい。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

46年度で計上いたしました環境整備事業につきましては、いわゆる事業化のはっきりと見通しの付いたものについては、そのまま47年度に繰り越していきたい。一部、すでに46年度で消化出きてる分もございまして、実現の見通しのあるものについては、全部、事業繰り越しという形で措置して参りたいと考えております。

それから第2点の関係につきましては、午前中からいろいろ議員さん方のご指摘等もございまして、われわれとしての考え方は市長が答弁申し上げましたように、債務負担でござい

すので、新しい予算そのものに組み込むということではなく、いわゆる用地取得のための債務負担行為をお願いするということですので、出来れば本会期中にご提案申し上げたいと考えておりますが、詳細な点については、まだ十分詰めてございませんので、それらの成案を得た段階で、改めて議会の方にご協議申し上げたいと考えております。

○ 20番(直村静二君) そうすると、3つの条件が整った分から順次予算化していくんだという、債務負担行為の40億はだいたい一致したんですか。先ほどのあなたの説明では、信太山の駅周辺の開発については、あのままではとてもやないが、なかなか土地売ってくれない。だから、別のところで40億で土地を買い、そこへ換地、代替地の考え方、信太山周辺の方は別の土地へ行く。そのためには40億いるんだから補正に組む。債務負担行為は借金だから承認してくれ、こういうのですか。そうすると、これは3つの条件に入ってるんですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) ちょっと午前中の私の答弁で、そうした3つの条件にかなったから補正をお願いしたいんだということは私、申し上げてないと思います。債務負担もご承知の通り、予算の中の一部なんです。われわれが次の予算、予算と申し上げておりますのは、細かく事業名、工事はいくら、用地費はいくら、それに対する事務費は……というように、項目別に明細が書かれておるものを予算だというふうに受け取られがちなんです。

そういうことでございますけれども、今回補正をお願いしたいと申し上げておりますのは、あくまでも、その予算の中の債務負担行為でございます。しかもその目的は、いわゆる土地の先行取得の債務負担でございます。したがって、先ほど申し上げておりますような3つの条件とは関係ない、3つの条件を満たしておるということではございません。

○ 20番(直村静二君) そうすると、3つの条件の中の1つに窓口1本化があったが、信太山駅前を開発するために立ち退いてもらう、それも窓口1本だけでいかんのじゃないかと思う。住民の方、町会なんかともよく話し合って、どんな人だって個人の権利がある。勝手にあっちへ行け、こっちへ行けじゃなく、3つの条件以外に地元住民の各代表の一致ということをつけ加えていただかないと、突然に40億円、また出しますとなると問題になるんじゃないか。私その点をいつも恐れております。去年、出来なくて大方繰り越しやってる。大金があって出来なかったのか、それとも地元住民全体の納得が得られなかったのか、どっちかと聞いた。そういうこともはっきりせず、40億今会期中に出しますという無定見のことでダメだと思います。

それともう1つは、理事者の責任で聞きたいが、厚生文教委員会という同和対策担当の委員会があるが、いっこうに報告がない。私、去年10月まで、その後、勝部議員がやっていますが担当の常任委員会がありながら、国民的課題の同和問題について、いっこうに厚生文教委員会

を通してないのは、議会軽視もはなはだしい。ひとつはっきりして下さい。これから委員会をつくってもらいますが、どうなんですか。

- 総務部長（坂口礼之助君）3つの条件の中で、住民の直接の意思を聞かずに勝手にしたら困る、全くご同感でございます。替え地はありますけれども、そこにお移りになるかどうかは、あくまでも個人の自由でございまして、市としては、市の計画にもとづいてお願いもしますが最終的な決定はご本人のご意思でございます。

その第1次指定地域に対する住宅の撤去とこういう段階になるまでには、十分、地元の権利者等と膝を交えて話し合いのうえで、ご本人たちの意思を尊重しながら計画を進めていきたい考えでございます。

それから先ほどの木下議員さんのご質問に市長がお答えした特別委員会の設置をぜひお願いしたいんだという趣旨を申し上げたわけなんでございますけれども、仰せの通り、常化の厚生文教委員会に所属していただき、同和対策部の所管事項としていままでいろいろご苦労いただいて参っております。決してそれで不満だからというわけではございません。ご承知の通り本市の議会の中には、4つの常任委員会と、それに併列してさらに4つの特別委員会が設置されてございます。たとえば第2阪和関係の特別委員会、開発事業対策の特別委員会とかございます。いわゆる常任委員会としてそれぞれ所管が決まっております中で、さらにビックアップして、1つの問題を専門的に取り扱って、ご検討なり、ご協力、ご審議なりをわずらわすための特別委員会があり、本日、話題になっております同和事業と申しますのは、午前中から各議員さんご指摘の通り、現在の和泉市にとっては、最重要施策というふうに理解しておるわけなんです。

そうした角度から、さらに常任委員会のはかに、専門的にこの問題等を論議、ご検討願ひ、特にわれわれ望んでおるのは、同和対策事業を円滑かつ積極的に進めていくための財源確保を主眼とした委員会を設置していただき、議員さんのご協力なり、お力添えをお願いしたいというのが趣旨なので、決して常任委員会を無視して特別委員会をつくるんだという考え方はさらさらございません。

- 20番（直村静二君）600万円予算組んだら。46年度当初やったかむ、同和特別のね。あれはいまだに成立してないんでしょ。あんまり厚生文教委員会でもそういうことが問題にならず、また同和のことも出来なかった。そのうえ特別委員会をこんどつくるというので、責任を追及してる。ちょっとも話なかったのは、議会軽視だということです。市長、はっきりしなさい。

- 総務部長（坂口礼之助君）お答えいたしますが、600万円いくらの予算組んだ云々は、いわゆる議会議員さんの特別委員会という性質のものではなかったんじゃないかと思えます。

地域住民の方々を中心とした同和対策の審議会ですか、市長の付属機関として設置する同和対策審議会もしくは協議会だったと存じますが、その費用だったと思いますが、それはいまの時点ではいたしてございません。

- 20番(直村静二君) その責任はどないするんやと聞いてる。
- 総務部長(坂口礼之助君) その点は私、直接所管しておりませんので、同和部長から現状を説明させていただきます。
- 議長(貝淵博治君) 同和対策部長。
- 同和対策部長(小林一三君) いろいろ手段を講じ、あるいは地元の方々とも話し合いして進んでる中で、先ほど申し上げました昨年3月ですか、ご審議をお願いいたしました同和対策事業促進協議会は、いま、総務部長回答いたしました通り、残念ながら現在、発足をみておりません。

したがって、厚生文教委員会の経過と申しますのは、いわゆる厚生文教委員会に所属する、たとえば保育所の建設なんかは、同和対策事業の中の厚生文教委に提案する、たまたま同和対策部自身のことについては厚生文教委員会にかけますが、道路とかは建設委員会へかかるということになります。

- 20番(直村静二君) ちゃんと条例にうたってあるでしょう。き弁言うたらいかん。つくるんなら、はっきりつくりなさい。そのかわり責任をはっきりせよということです。同和対策部はちゃんと統轄してるんでしょ。
- 同和対策部長(小林一三君) 条例では、「同和対策部に所管する事項」ということですから、同和対策部自身が行なうことで、民生部、事業部の関係するものもいっさいという表現でなく、同和対策部の所管事項となっておると思います。
- 20番(直村静二君) だから、どないするんやというのです。そんなこと言うて逃げてるが、いくらたっても出来ませんし、しまいにけつ割る。特別委員会お願いしましょうということになる。地元の協力なかったら出来ん。推進協議会つくるのですか、はっきりして下さい。
- 同和対策部長(小林一三君) いま、申しますのは、厚生文教委員会に提案する事項として、同和対策部が所管する事項ということでございまして、それとは別個に、いわゆる同和対策促進協議会は、あくまでも市長の付機関、諮問機関としてお願いしたものでございまして、その構成は地区の住民あるいは各種団体の長という案でございましたが、現在、完全な協議が整っている段階でございまして、その協議会の事務局が同対部でございまして、そこに提案する段階では、当然、厚生文教委員会に経過を報告することになりますが、現在、そこまで至っておりませんので、同対部の所管でございまして、ご報告するまでに至っていないということ

でございます。

- 20番(直村静二君) けさから問題になったわけでしょう、そんなことで進められるんかという。諮問機関は出来てないわ、担当のところは通ってないわ、委員会はどうなる、本会議しかない。そんなら全部、本会議に計画から、なにかから出して下さいよ。しかし事業はどんどん進めてるわけでしょう。
- 総務部長(坂口礼之助君) ちょっと直村議員さんと指摘の点で特別委員会というのは、いわゆる一般民間の地区の人々を交えた性質のものじゃございません。直村議員さんおっしゃってるのは、市長の付属機関としての同和对策促進協議会ですか、その構成がまだ出来てないのじゃないかというご指摘なんです。それと午前中からお願いしております特別委員会設置の件はそういう性格のものではなく、現在あります開発事業特別委員会とか、交通対策特別委員会とかの性格の特別委員会のご設置を願いたいというものです。主として、同和对策事業推進のための財源の確保を中心にご論議、ご協力をお願いしたいという性格のものでございます。別個の民間人を中心とした同和对策促進協議会ですか、これはやはり鋭意、出来るだけ早い時期につくる努力は、現在の同対部が中心となって進めてございます。それとは別の性格のもので、その点ひとつご理解賜りたいと思います。
- 20番(直村静二君) 地元の協力の諮問機関もなければ、厚生文教委員会も通ってない。それでいけるんかということです。しかも同対部で鋭意努力中、これからつくり出す、これはあかんというのです。その責任をはっきりせよというんです。議会だけに責任負わせていくんですか。

同じ同和のことですから、用地課の答弁をしてもらいましょうか。

- 総務部長(坂口礼之助君) 私からご答弁申し上げます。

先行取得につきましては、公共用地でありながら開発協会を通じてやってる関係上、利子とか、手数料を取ってるのはいかん。そういうことじゃなく、直接、用地課をつくれ、こういうご指摘でございます。

反論するようでございますが、先行取得なので、開発協会を利用せざるをえないわけなんです。市当局が、直接、市の行政として実施する段階では、ご承知の通り、先行取得ではなく、予算にはっきり用地取得費いくらと計上してございます。いま、開発協会にお願いしておりますのは、主として、いわゆる次年度以降の分、46年度では市の予算がありませんが、47年度にはこれこれの土地が必要だということがはっきりしてるものがあります。それを47年度まで待っておりますと、非常に地価が高騰してある関係上、1年なり、2年後の事業用地を前もって確保するために、先行取得の必要性があるわけです。

先行取得をする機能は、いまのところ、市直接には行使することは出来ず、財団法人である開発協会に委託して、協会の方で先行取得していただいているわけなんです。協会は当然、それに伴って資金を民間銀行なりから借り入れて参りますから、利息が加って参り、それに用地取得のための職員の人件費なり、いろんな消耗品のものも付随して参ります。それらのものに対しては、いわゆる金銭の表現では、手数料という形でもって協会の方に市からお渡しするという形をとっておるわけなんです。したがって、利子なり、手数料をお支払いするのは、むしろ当然のことであると考えてるわけなんです。

用地課をつくれという端的な理由といたしまして、いわゆる開発協会の中で走行取得してある段階では、午前中の議員さん方の発言もございましたように、その明細については、終局的には議会が内容について詳しくわからないんじゃないかということ、それから考え方によりますが、利息とか、手数料なんてよけいなものを払ってるんじゃないかという誤解があるんじゃないかと思います。

前段の協会で取得しておる内容につきまして、議会の方にお知らせすることの必要性は、私もそのように存じます。いずれ、これは先行取得でございますけれども、いわゆる本格的に市が買収する段階になる、引き取るときには、必ずその都度、議会にはご協議もし、ご議決もいただいたうえでないとは協会から市の方へは買い取っておりません。しかしながら、非常に莫大な金額にも上って参りますし、その資金の使用形態、使用状況等、市が置い取るまで全然、議員さん方に内容がわからないのは好ましくないと存じますので、今後、協会の方ともよく協議いたしまして、機会あるごとに議会に対して、そうした内容も報告させていただくような方法を考えて参りたい、このように存するじたいでございます。したがって、現時点では用地課を設置していこうということのところまでは踏み切っておりません。そういう事情でございます。

- 20番(直村静二君) たしか前のときに、同和事業についても開発協会を通すんだということでしたが、特別措置法にもとづく事業だから、特別会計にしてはどうか。財源確保ということで議会内に特別委員会をつくる。国、府にパイプ通じておく。国民的課題なら市長、はっきりしておかないかんですね。いまの場合、開発協会がなんでもやっていく。あなたが施政方針に書いてるように黒石山の開発、駅前、皆そうです。しかし同和事業は、はっきり言うて開発じゃないんでしょう。特別措置法にもとづく先行取得じゃないんですか。

それから開発協会は年に1回ですか、予算の報告、20何億、ちよびちよび買っていくからね。金利の高いものもあれば、着工したもの、補助の付いたもの、付いてないものもある。どこで穴埋めするか、3年間の値上がり分を見込んで置く。そんなことをしたら、金利だけでも膨大なものになる。それが全部、特別措置法にもとづく特別会計方式が国とのパイプを

通しておかなければならない。いまのところ全部認定を受けなければならない。買うておいて補助付けてほしいと言うわけでしょ。特別会計方式、公共用地は用地課でやるべきです。開発協会は民間資金入ってるんでしょ。

- 総務部長（坂口礼之助君） 特別会計にしてはどうかということ、開発協会は、これはあくまでも公共用地の先行取得を第一の職務といたしてございます。これは開発協会の寄付行為にも明らかにいたしてございます。決して開発協会が同和对策事業なんかを行なうということはいっさいございません。あくまでも、同和对策事業は市の事業でございますから、市自らが行なう。これはひとつなにかのお聞き違いだろうと思いますが、あくまでも用地の先行取得だとご理解願いたいと思います。

それから同和对策事業だけを特別会計で行なってはどうかというご意見でございますが、同和对策事業は、特別会計でやれるような性質のものではございません。これは議員さんの方でもよくご理解願わなければいけないと思います。あくまでも一般行政の中で、用地取得の場合でも、特別会計で扱えるという方法はございません。なんとすれば、一般会計であろうと、特別会計であろうと、あくまでも会計年度というものははっきりしておるわけなんです。会計年度の期間のずれた行為は、一般会計はもちろんのこと、特別会計でも出来ません。いわゆる47年度の歳入にもとづいて47年度の支出をまかなって行く以外に、現在の公共団体における会計法はないわけです。3月31日がききましたら、いっさいそこで赤字を出さない、あるいは借金がいくら残るということを明確にしなければいけません。その中でいわゆる歳入として見込みうる長期借入金につきまして、市の裁量で自由に、いくらでも借入れるという方法は現在の法律ではございません。地方自治法では、明らかに自治大臣の許可を得なければ起債は出来ないと歯止めされてございます。したがって、それ以外にまかなうとなりますと、一時借入金より方法はございません。一時借入金は、あくまでも会計年度内の資金の操作だけなんです。これは歳入としてみることは出来ません。したがって、次年度の用地等については、いかに特別会計を設置しても購入するすべはございません。そこらもひとつご理解願いたいと存じます。

- 議長（貝淵博治君） 課税課長。
- 課税課長（西川喜久君） 2分の1の減免につきましては、前回の議会でご説明申し上げました通りでございます。

手数料につきましては聞いております。しかしノータッチでございます。

- 20番（直村静二君） 話は聞いたがノータッチ、いっさいこういふことには介入しない、はっきり出来るわけですか。

- 課税課長（西川喜久君） はい、いたしません。
- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 企画課長（橋本昭夫君）都市計画の大阪・岸和田南海線、自衛隊演習地の将来のあり方についてご回答申し上げます。

ご承知のように大阪・岸和田南海線は昭和41年に計画決定され、道路の性格は、広域的な幹線という1つの目的と、さらに和泉南線の複線する交通の緩和のためのバイパスという2つの側面を持っております。ということは、広域幹線ですと、たしかに開発道路的な形でもって決定されますが、泉南線のバイパスということから考えますと、沿道サービスを極力取り入れていかなければ役に立たない。その意味で阪和線と泉南の間あるいは泉南線と市街地の間を考慮いたしますと、現在の市街地からあまの遠く離れるような道路計画では、沿道サービスが確保出来ないという見地から、いまのようなコースに決定されたわけでございます。

したがって、ご指摘のような自衛隊、森田紡績とおっしゃっておりますが、そういうものを意識的に排除して計画を策定されたのではないと考えます。

第2点の自衛隊演習地将来計画でございますが、現在、約230ヘクタールぐらいでございますが、この土地利用につきましては、将来の展望の中で、和泉市の最も重要な財産の1つでございますので、この土地利用につきましては、公共的な手で土地利用が立案され、なおかつ、市民の福祉の向上に役立たせるよう、民間のデベロッパーに対する払い下げ等、いっさい市として国に強く歯止めをしたいと考えております。

非常に大きな区域の問題でございますし、特に自衛隊の国策等の問題もございまして、将来の公共的な利用を基本的に考えているということでご賢察をお願いしたいと思います。

- 20番（直村静二君） 2,000万円の返還金が出てまっしゃろ。
- 事業部次長（神山一郎君） 47年度当初予算に出ております2,000万円につきましては実質的な市負担ではないかのご指摘でございましたが、この事業は現在竣工しております。基本的に申し上げて、いままでお約束した補助裏の金額については、公団の負担に変わりございません。

本年度当初に計上しております理由と申しますと、本事業は補助金が2分の1、残りの2分の1が公団負担になっております。本事業につきましては、補助金が全額確定するまでに事業が竣工する関係上、施越というふうな方法で議会の債務負担のご議決をいただき、2分の1については公団負担金、補助金が入るまでの2分の1の国府補助金については、雑入として公団の方で立て替えて歳入し、事業を施行したものでございまして、補助金の付いた時点で、立て替えた債務負担のご議決をいただいた分については、その金額を公団に返還していくというの

が建て前でして、これは当年度に補助金が入る見込みの分、それを先に立て替えてもらって金に見合うものとして、公団に返還する趣旨で計上したものでございます。

- 20番(直村静二君) 自衛隊、森田紡績については他意はないという、卒直に言って、三井から南へ行く、あの真中をズボッと通ったら一発でしょう、真っすぐでしょう、それを私、言ってる。それがS字型になってる。自衛隊も森田も避けて通ってる。
- 企画課長(橋本昭夫君) 現在の市街地の沿道サービスをはかるといふ形の中で、基本的には泉南線に近いルートで、しかも41年当時ですが、出来るだけサラ地の多いところをねらっていったんだというルートでございます。
- 20番(直村静二君) 府の計画で市は1銭も出してないが、市は計画策定の責任があるんでしょう。

それと自衛隊の払い下げ、相当大きなもので、しかもデベロッパーに渡すことのないよう歯止めしたい、市はどんな歯止めするんですか。

- 企画課長(橋本昭夫君) いわゆる市の公共的な計画にもとづいた土地利用をはからなければ、非常に将来、悔を残すという意味での歯止めでございます。
- 20番(直村静二君) ちょっとうがった見方をしたらいかんかもしれんが、こういう土地を皆ねらってるんじゃないですか、大阪市にしろ、民間業者にしろね。それに対して和泉市は財政問題で言うなれば、880余万円、坪11円ぐらいしか金が入ってこない。はっきりと早目に払い下げてほしいという決議は、市長の意見書を付けてやらんと歯止めにならない。国策は戦車きて基地を強化する動きがある。それが都市計画のじゃまになるようなことになる。いまだに決断をよう持たんようではないかん。
- 総務部長(坂口礼之助君) 直村議員さんのご趣旨は、私もよく了解いたします。まったく230ヘクタールという広大な地域、しかも高低もあまりなく、土地利用計画が非常に立てやすい地域でございますが、現時点で議会等のご理解を得て、払い下げの決議を突き付けるところまでは決心しかねるんでございますが、決して民間デベロッパーなりが勝手気ままに、いかに国の資産といえども和泉市の領域にございますので、そのような処分は絶対させないという考え方は、和泉市全体として持ってると思います。そういう考え方は、機会あるごとに関係機関にも申し入れております。

しかし現在、ここ早々に自衛隊があの場所を撤去して他に移り、その跡を民間デベロッパー等に払い下げるとか、あるいは他の目的に転用することは、ちょっと予測できない状態でございます。といて、さらに戦車部隊とか、特科部隊等がきて強化するという動きもございませぬ。現状、当分はあのままでいくんじゃないかと存じます。しかしわれわれがそうした動きを

察知出来る時点が参りましたならば、議員さん各位のご協力、ご支援を得て、和泉市の計画にもついた土地利用をもって開発をはからていくことにあくまで努力したい。この覚悟、決意だけは申し述べておきたいと思ひます。

- 議長(貝淵博治君) おそれ入りますが、時間がきておりますので、明日1.0時からやっていたきたいと思ひます。

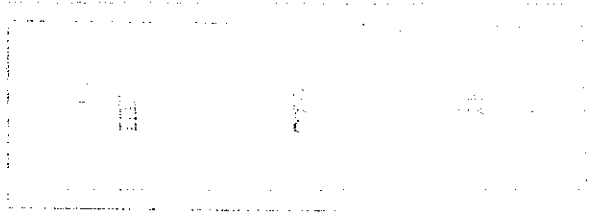
おはかりいたします。本日は以上をもちまして終わりたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会することに決めます。長時間まことにご苦勞様でございました。明15日は定刻、ご参集をお願いいたします。

(午後4時50分散会)

第 3 日



昭和47年3月15日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第3日)出席議員(23名)

1番	田中幸一君	17番	関戸正一君
2番	木下甲子三君	18番	藤原利一君
3番	山田清二君	19番	勝部津喜枝君
5番	横田憲治郎君	20番	直村静二君
6番	柏音三郎君	21番	松尾千代一君
7番	出原武司君	23番	貝淵博治君
8番	三井正光君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26番	成田秀益君
11番	田村清房君	27番	吉川伊与一君
12番	金沢勝君	28番	藤原要馬君
13番	竹下義章君	29番	坂上国治君
15番	依田七郎君		

欠席議員(3名)

9番	上代卯之松君	22番	池辺秀夫君
16番	柳瀬美樹君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	総務部次長	井谷義雄
助役	辻忠夫	兼庶務課長	
助役	藤田利	企画課長	橋本昭夫
収入役	橋本炳	人事課長	平野誠蔵
総務部長	坂口礼之助	財政課長	庄司清
民生部長	大和茂治	課税課長	西川喜久
事業部長	中塚治	兼納税課長	
同和対策事長	小林一三	交通公害課長	内田繁
水道部長	神田平吉	民生部次長	宇沢清
消防長	赤阪久	市民課長	杉本忠彦
		保険年金課長	高橋正弘
		衛生課長	西岡正志

社会児童課長	森 保	監査委員	堀田徳治
福祉事務所長	山本武雄	監査事務局長	吉岡昭男
事業部次長 兼土木課長	神山一郎	選管委員長	味谷日吉
開発課長	宮本福秀	選管事務局長	青木孝之
建築課長	林徳治	教育委員長	堀内由延
経済課長	門林六男	教育長	葛城宗一
同和对策部次長	佐原行雄	教育次長	阪東重信
推進調整担当課長 (総括・教育)	逢野一郎	教委総務課長	紀之定藤与茂
推進調整担当課長 (総括・民生)	生田稔	学校教育課長	唄幸治
推進調整担当課長 (事業)	浅井隆介	社会教育課長	広岡史郎
幸会館分室長	吉田利秀	同和教育指導室長	竹内義一
会計課長	片桐武雄	開発協会事務局長	西川武雄
水道部次長	田中稔	開発協会総務課長	山本俊兼
営業課長	高橋新平	開発協会用地課長	中西淳富
工務課長	福本喬久		

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	上野 稔
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

(午前10時35分開議)

○ 議長(貝淵博治君) おはようございます。長らくお待ちいたしました。議員の皆さん方には昨日に引き続きご苦労様でございます。

それでは局長をして出席議員及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは18名でございます。上代議員さん、池辺議員さんが欠席届が出てございます。なお出原議員さんが遅刻の連絡がございます。その他の方につきましては、おっつけおみえになるものと思います。現在、18名ご出席になっております。

開 議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告通り、出席議員18名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝淵博治君) それでは昨日に引き続き一般並びに総括質問に入ります。

昨日の直村君の質問に対する答弁からお願いいたします。理事者答弁。

- 20番(直村静二君) 答弁をしてもらった点について、4つの柱の中に文化財、教育については強調されてない。同和問題については、市長が各校区ごとに出向き、現在、こういうぐあいにやっておりますというPRをやったらどうかという点です。

- 市長(藤木秀夫君) 文化財の保存は、むしろ重要なことでございますが、第2阪和国道に関係ある箇所はやむをえず記録保存ということになっておりますので、他の遺跡については、なるべく保存するよう努力したいと思っております。

- 20番(直村静二君) 私の言うのは、あなたが4つの柱の中にそれが強調されておらないので、今後、どうするかと聞きたかった。たとえば施政方針の中に黒石山の開発も書いてあり、その場合文化財遺跡も出てくるかもしれません。それに観音寺、信太古墳のようなものもあって、しかも史跡博物館とかもつくっていくとか、現実に行なわれているのに、緑と文化、教育が強調されてないが、どういう姿勢でいくのか、文化財のことだけ聞いたんではない。

- 市長(藤木秀夫君) そういう必要な文化財が出た場合には、必ず永久保存することに努力したいと思います。

環境改善整備事業に対する一般市民へのPRは、2カ月に1回の和泉市の広報でもってやっておりますが、それ以上に今後、議員さんご指摘のように、なるべくあらゆる会合あるいは集会のあった場合に出向き、それをPRしていきたいと思っております。

- 20番(直村静二君) 非常に前向きな姿勢でけっこうな答弁と喜んでおりますので、あら

ゆる会合にお呼びがあったら出向いていくと確認してよろしいですな。

- 市長（藤木秀夫君） はい。
- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 消防副所長（南口主雄君） お答えいたします。

船山牧場の火事につきましては、本年1月17日午前2時35分、望楼勤務員によって火災発生を探知いたしました。その時点では相当火が上がっており、出勤体制をとりつつも、堺及び河内長野にも電話連絡しており、消防ポンプ車が出たのは2時36分30秒約5分間で到着しております。

次は常備消防力は、現在のところ、消防長以下61名でございます。非常備の消防団をどうするかということでございますが、現在、消防団は1団、9個分団でございます。出勤手当につきましては1回250円でございます。

消防団を廃止する考えはないかということでございますが、あらゆる各種災害を考慮いたしまして、廃止する意思は持っておりません。

それから本署の移転場所ですが、2月の臨時会前に総務委員会に報告いたしました。もう少し努力してはどうかということもありましたので、現在、開発協会に申し出ておりますので、いましばらくご酒予賜りたいと思います。

それから跡地の問題であります。現在、使っております跡地問題につきましては、全然考えておりません。移転先が決まった時点でこの問題に取り組みたいと思います。

- 20番（直村静二君） 船山牧場の件については、たしか、あれは堺だと思ったという答弁をしておいた。あなたの答弁では早く行った。そのことを追及するんじゃなく、サイレンを鳴らしますわね。あれは消防団呼ぶために鳴らす。そうすると、いまの消防署でサイレンが鳴ると、どの範囲から何人ぐらいくるんですか。データあるはずですが、簡単に。
- 消防副署長（南口主雄君） サイレンの吹鳴についてお答えいたします。

本署の屋上にあるサイレンを鳴らしますと、第1分団及び第8分団がまず出勤してくれます。第1分団は団員数20名、第8分団は30名です。夜間であればほとんど出てくれますが、昼間は約70%ぐらいは出てくれます。引き続いて第9分団が出勤するということですが、第1分団管内と申しますと旧和泉町でございますので、寺門等にあれば第2分団を招集いたします。松尾出張所の屋上のサイレンは、第2分団の招集用でございます。池田出張所のサイレンは、第6分団、旧北池田村団員を招集するためです。それから各分団、班に付けておりますが、これは全部分団長の指示によって鳴らしております。

- 20番（直村静二君） 第1分団は和泉町、昼間の場合は何人ぐらい、常時20名以上はき

ている。

- 消防副署長(南口主雄君) だいたいいまのところでは、6・70%参加してもらっております。
- 20番(直村静二君) そうすると吹鳴して何分ぐらい。
- 消防副署長(南口主雄君) やはり団員さんが本署まで駆けつけてこられるのは5分ぐらい直接駆けつけて行かれる方はそれより早いと思います。
- 20番(直村静二君) あなたは常備消防力を強める意思はあるんか、ないんかお聞きしたかったが、消防団廃止の意思はないということだったので、火災発生した場合、交代要員というのはいるんですか、すぐ出動出来るね。
- 消防副署長(南口主雄君) これはそれぞれ家業を持っておられますので、サイレンを吹鳴したら、ポンプ置き場まできていただいて出動いたします。交代要員は、山火事等になりましたら、交代要員は出します。2年前に槇尾山で山火事が起こった場合でも、とりあえず山手の消防団員に出してもらい、時間が長引きますと、交代してやったことがあります。
- 20番(直村静二君) 市長、泉大津、堺市なんかでも消防団が廃止になってる。その理由は、ご迷惑をかけるということです。しかも1回の出動で250円、そういう費用を出来るだけ常備消防力の中に入れてすぐ間に合わすということ、近代化に持っていかなければならない。それがいまの時代のすう勢だと思えます。消防副署長は廃止する考えはないと言ってるが、今後、和泉市も人口がふえ、ビルも建つので再検討する用意があるかどうか、市長から明快にお答え願いたい。
- 市長(藤木秀夫君) 消防施設につきましては、現在、移転問題も考えておりますし、また充実もしなければならんと考えております。しかし消防団の廃止はなかなか、大津は団をなくしましたけれども、大津と和泉とは市の環境が違います。奥まで山をたくさん有する関係上、団をなくすることはむずかしく、そういう意思はございませんけれども、常備消防力はますます充実していきたい、かように考えております。
- 20番(直村静二君) わかりました。そうすると、消防団をなくす意思のない唯一の理由は山が多からという理由、それでは平坦部ではどうかということです。
- 市長(藤木秀夫君) その点につきましては、将来、検討していきたいと思えます。1昨晚もちょうど平井山で付け火があったんですが、そういう場合、平坦部からも消防車が走ってくれましたのですぐさま鎮火した、かようなことでございます。
- 議長(貝淵博治君) 次に老人問題。
- 社会児童課長(森 保君) 鶴山台団地の保育園の件でお答えいたします。

本建設の財源は、公団よりの関連資金等により建設され、数回にわたって公団と話し合いを進めて参ったのでございますが、本年1月ごろ、一応の話し合いがまとまりまして、47年度当初予算に計上申し上げ、ご審議をわずらわしますが、ご議決を得ましたならば、早期に着工すべく考えております。

いろいろ諸手続き等もございますが、内部の整備の関係上、完成は48年1月ごろになろうかと存じます。したがって、いろいろ関係の準備等もございまして、48年4月1日からの開園の運びになろうかと思っております。

ご指摘の趣旨は、本保育園が完成するまでの措置をどのように考えておられるのかということだと存じます。実は本団地に入居される場合、公団側の前々よりの取り扱いがあり、本団地内には保育園が建設されておりません。ご希望される方につきましては、ご面倒ですが、最も近い周辺の保育園に申し込まれるようPRして下さいという打ち合わせもいたしました。現在、信太第1保育園、その他の保育園に数10名程度申し込みがございまして、決定しております。

このような現況でございまして、私といたしましては、1日も早く団地の皆様方にご迷惑をおかけしないよう対処していきたいと考えております。

2番目の長時間保育、零才児保育の件ですが、まず零才児保育では、本市初めて47年度、横にごございます国府保育園に定員9名の零才児が入っておりますが、46年度で5名、本年度措置決定者6名、申し込みを受け、決定通知をしてございます。新園建設につきましては、十分検討し対処していきたい、かように考えております。

なお長時間保育でございまして、47年度の入園も間近に控えてございます。園長とお母さんが十分、保育時間等の話し合いをしていくよう、園長を通じまして指示してございます。どうかこの点をご賢察下さいまして、ご了承願いたい、かように考えます。

- 20番(直村静二君) 鶴山の方は48年4月開設、ざっと1年間空白ですね。それでええんですか。鶴山台団地は何世帯。
- 社会児童課長(森 保君) 現在、1,500戸です。
- 20番(直村静二君) そのなかで子供さん持ってる家庭、和泉市が措置児童としている年齢に合う人は何名。1年間も待たすというのは、しかも信太第1保育へ行けというのは、定数はなんぼで、なんぼの申し込みがありますか。
- 社会児童課長(森 保君) 定数120名でございまして。現在、申し込み者は177人です。したがって、定員オーバーしてる関係上、急場の園舎の増築等も考えております。
- 20番(直村静二君) 鶴山台は1,500、あとなんぼぐらい入ってくるんですか。いま、1,500戸で57名オーバー、全部で4,100戸以上入るんやと思うが、しかも6月ごろには

さらに入ってくる。途中から保育園に入れたいという問題が出てくる。建つのは来年4月、現在、57名オーバーしていくのはかっている。どうするんですか。こんなことは、1年前からわかっているんじゃないのですか。

- 社会児童課長(森 保君) 3月7日に鶴山台団地から陳情団が参り、助役さんとともどもお会い申し上げましたが、現在の措置と今後の見通しということで、3時間ないし4時間の話し合いがされたのでございます。今後、鶴山台団地の入居者がふえる段階で、対処策としては、48年4月1日の開園を控え、暫定措置といたしまして非常にむずかしい面があるわけです。それで終始お願い申し上げ、ひとつご辛抱願いたい。ただ各阪南都市の団地施策、団地の保育行政もあろうかと思っておりますので、そういった先進市の団地政策の保育行政をどのようにやっておるかということもつぶさに私の方で調査いたしまして、来たる厚生文教委員会のご審議をわずらわしたい、かように考えております。
- 20番(直村静二君) 市長、あなたも私も同じ開発対策委員やったかと思いますが、保育園とかは、全部施行主に負担させてもらうとか、市としても強く言うておったと思うのですがこんどの鶴山台でも当然、幼稚園、学校は公共のものだし、まして子供があれば保育所へ入ることはわかっているんです。いま、直ちに公団とももう一べん話し合いして、現在の空いてる用地にすぐ臨時のものでもつくれ、そのぐらいのこと強力に言わないと、まだこれからふえてくる。このことがちゃんと出来なかったら、これから入ってくる入居者を、市の行政指導として止めなさい。そのぐらいの強力を指導をしなければ、ちょっと数字聞いても1,500戸でこんなんでしょ。まだまだふえてくる。しかも住民の不満は全部市にくる。市長、どういう態度をとるか、明快にしてもらわん、一課長がなんぼ公団へ行ってもダメやしね。市長の見解をお聞きしたい。
- 市長(藤木秀夫君) これは公団に対しまして、住民の要望に沿うよう、施設を早くやるように強調したい。また市としても、義務教育である小学校の方にいろいろやっておりますために、なかなか全部入園させるところまで行き届きませんが、公団などに対してはせいっぱい強調したい。そしてなるべく住民の要望に沿うようやしていきたいと思っております。
- 20番(直村静二君) いまのままでもあふれてきてしょうがない。たしか4,100なんぼ分譲入れたら5,000になる。募集中でどんどん入ってるが、それを止めなさいと言うんです。そしてちゃんと保育園の用地を確保し、出来るという目途が立つまでは募集するなということをするんか。そこまでしないとどうなるんですか。連日、陳情にきますよ。福祉が手を上げますよ、そう思いませんか。来年4月1日、あと1年ある。それまでに4,500入る。一べん理事者よく方針立ててやってもらわんと、ただ検討してというだけではいきませんよ。納得いく

答弁してもらわんと困りますな。

- 市長（藤木秀夫君） 保育所なり、幼稚園の施設につきましては、まだまだ不足をしておりますけれども、行政上非常にむずかしい面があるわけでございます。将来、要望に沿って努力したい。しかし公団の入居を止めよというご指摘は、市の方からそれを差し止めるわけにも参りませんし、これは義務教育でない以上、市としても、なるべく将来は全部保育、入園させるようにしていきたいと思いますが、なかなかいまのところでは出来ません。入居を止めよということは、一応、市の方で検討したいと存じます。
- 20番（直村静二君） 市長、あなたの答弁聞いてると言いたくなってくる。こんどの予算書に旭保育所とか、非常に発展してる。いま言うてる問題は、現在は1,500戸、来年4月までに人口10,000なんぼになる。子供連れてくるんですよ。私が止めなさいと言うのは、なにも入居止めることが目的でない。そこのところをもう少し明快にしてもらわんと、さっそく公団と交渉して用地の提供なり、施設の提供なりやりなさい。それをようせんかったら募集するなという指導をする。総務部長なり、助役なりが市長に言うて、明かに歯止めをさせたらどううか。市長、あなたの肩にかかってくる。まだまだ募集して入ってくるんですよ。陳情が市へくるんですよ。なんらかの対策を考えたおかないといかんと思う。
- 議長（貝淵博治君） 4月やけど、なるべく早い時期にやるんでしょ。理事者に申し上げますけど、このことについては、昨日から出ている。1晩置いて、まともな答弁出来ないというバカなことがあってええのかどうか。ほかの一般質問の各議員に対しては、その場で答弁してるやないですか。1晩置いたるのに、それほどぼやっとした答弁をしてなんと思ってるんです。議会軽視もはなはだしいやないか。1晩置いて、誰が答弁してという打ち合わせは絶対しないのかどうか。立派な3役が並んで、なんにも打ち合わせもせんと、ただ漠然と議会に臨む姿勢をなんと心得てるんですか。私も向こうへ回ってしゃべりとうなってきた。2回と再質問出来んような答弁がなぜ出来ないのか。だから、共産党の直村さんになんぼでも突っ込まれる。5時までやったかてあかん。賢明な総務部長どうですか、助役さんどうですか。1晩置いてるのに、それなりの心の準備もなく議会に臨まれるのはもってのほかだと思ふ。それで片っ方はいくらでも食い下がってくる。まともな答弁出来んさかいに食い下がっていく。時間の浪費ですよ。答弁しなさい。
- 総務部長（坂口礼之助君） 鶴山台の住民に対する保育所の関係でございましてけれども、これは私の見解として申し上げておきたいんでございますが、先ほど、市長さんがご説明してありました通り、小中学校等を収容するような、いわゆる完全な義務的施設でもございせん。まず、そういう見解に立ってございまして。

したがって、現在でも和泉市内全域をご覧いただいたらおわかりと思いますが、収容出来る施設は、小中学校のように生徒数に相当する施設はもちろん、現在、完備出来てございません。そういう中で鶴山台に新しい住民が入居して参りますから、それらから発生する子供を全部、収容出来る施設をあらかじめつくっておいて、新しい市民をお迎えする、そういうことが出来ましたら、直村議員さんが言われる趣旨に完全に沿うことが出来るんですけど、現時点の和泉市行政あるいは財政の現状からいたしまして、新市民に対して、そこまで完全な施設をつくってお迎する体制までは到底及ばないというように存じておるしだいでございます。

いま、社会児童課の方で答弁しております鶴山台保育所を、新しく入居してきた人たちの児童等を収容出来るようにということで、入居直後の昭和47年度予算において、保育所1カ所開設の予算を盛り込んでご提案申し上げ、ご審議をわずらわそうとしておりますが、このこと自身でも、かなり前向きな姿勢でそうした措置児童の対処をいたしておるというふうにわれわれは存じておるんです。

その点、直村議員さんとの見解が異なるかもしれませんが。しかしかねてから鶴山台等、新しく開発行為が行なわれる段階におきましては、議員さん各位等のご議論も通じまして、やはり市街地に対する公共用地の必要性も十分わかりますけれども、既存市民との間の均衡を失してはならんのではないかとのご批判、ご意見等もかなり多かつたように存じます。

それはともかくといたしまして、市の財政あるいは行政力の限界というものがおのずからあることは、ご承知おき願わざるをえないんじゃないかと思えます。よその例を引くわけではございませんが、先進都市であつた大規模な新しい市街地をつくっておる事例からいたしましても、保育所等でも完備してお引き受けするという状態のところは、まだ1市もないと思えます。金岡団地等、いくつかの大きな規模の団地を抱え、しかも財政力等において、和泉市よりはるかに優勢な堺市におきましても、ご承知の通り、新聞紙上等で常に金岡団地における保育所の不足等が住民から訴えられておる現状でございます。それらの情勢等もご勘案願ひまして、完璧な形で新市民をお迎えせよということにつきましては、ひとつ深く実情をご賢察賜わりまして、段階的に物事を進めていかざるをえないという和泉市の現状をご認識いただけたらと存じます。

なお鶴山台の保育所関係につきましては、社会児童課の方でも来年3月を目途に計画下さっております。ご承知の通り、施設が出来れば、直ちに子供を収容出来るかということについては、まず母さんの確保が必要です。それが非常にむずかしゅうございます。有資格者を中間で募集しても、直ちに満たしてもらえただけの応募者はございません。現在すでに市内に設置しておる保育所等につきましても、一部無資格のいわゆる臨時的の保母さんでまかなっていかざ

るをえない現状でございまして、過日來も再三、保母さんの募集をしておりますが、現在の保育所ならびに新しく建てようと、昨年度で予算化し、本年度から発足させていきたいと考えておりました幸地区第2保育所に対する保母さんの確保にも現在、狂奔しておるしだいでございます。新しく学校を卒業してくる時点で募集するのが最も確保しやすい状況なんです。それらの点も考慮して、来年4月の卒業者等をも勧奨して、一応、来年4月開園という計画を社会児童課ではしておるんじゃないかと考えます。

今後、やはり出来るだけ新しい住民の方の希望に沿うように、極力時間を短縮し、年度内開設の方途を講じられるように、お互いに全力を尽して努力はいたして参りたいとは存じますが現状、赤裸々に申し上げましてこのような状況でございますので、その点、和泉市の実態というものも十分ご認識賜わりたいと思います。

以上、簡単でございますが、実情を申し上げるしだいでございます。

- 20番(直村静二君) いまの答弁、そういう見解を述べてるということ、だから、市長の施政方針の中で、幼児保育所2カ所新設、非常に前向きだということで実情を述べた。そうすると来年4月1日に開設するとなると、1年間はどうするかという問題を策起したときに、既存の住民さえも入れないから、鶴山台の方は辛抱せよと聞こえる。ここに120名の定数に57名の超過、これについては増築だという課長の答弁があった。そうすると、これからますます入居者がふえてくる、募集してますよね。次の人はくるな、ストップする措置をとるといふことですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 直村議員さんのおっしゃっておりますのは、それ以上収容出来なくなるんだったら新入居者をお断りするか……。
- 20番(直村静二君) 定数120名に177名、57名オーバーしてる。保育のための陳情がくればどうするか。地元住民さえ十分入れんのやから、あんたらもストップや言うんか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 現在、信太第1保育所に収容しようとしておることにつきましては、いわゆる信太地区全体を対象にしております。その中で個々の実情を調査して決定されたものだとは存じておるわけなんです。ご承知の通り、保育所というのは、あくまでも保育に欠ける児童を最優先すべきなんです。したがって、既存の施設があるにもかかわらず、その区域内の方にその実情を勧奨せず、あんたは新市民やからあきまへんわということは行政上、出来ないと思います。当然、保育に欠ける実情のなかで、一定の基準によって順位を決めていられるものと理解いたします。
- 20番(直村静二君) だから、公園が募集すればまた入ってくる。そうすると、信太はまた溢れるでしょう。それに対して、あなたの先ほどの答弁では断るしかない。結局、一部は入

り、一部は断ってもどんどんふえてくる。保母さんもないと運営に苦勞してる。そのところをどうやっていくか。そんなことで片付けへん。

- 総務部長（坂口礼之助君） そういう措置児童が続々と発生するのを絶対、市が受けなければならぬという前提に立ってのお考え方では、現状ではお受け出来ません。小学校、中学校等ははっきり義務教育でございますが、したがって当然、それらを収容するものは、公的な立場にある市町村はつくらなければならない責任があります。

ただ、いわゆる保育児童の場合は、あくまでも、原則としてはその両親が保育することが大前提だろうと思うんです。その中でいろんな現在の社会情勢等からして、両親が保育に専念出来ないような状態の中にある家庭の子を、市町村はこれを収容して保育出来る施設に収容しなさいという規定があるわけなんです。その規定にもとづいて、市町村としては、出来るだけ保育出来るような措置を講ずるべく努力しておりまして、決して保育に欠けた者は全員収容しなければならないんだという義務的なものではない。そういうふうに義務付けられてくるならば当然、それに対応出来るような財政措置が、国の段階において、法律を作成する段階において当然つくられなければならないはずなんです。

たとえば申し上げましたら、保育所1園設置のために国がいかほどの助成を市にしてくれるか、土地等を合わせて、少なくとも1億数千万円という金がかかりますが、わずかに国は900万円ほどの補助しかない。そういうふうな財源措置も講じない状態の中で、市町村が全面的に措置児童を収容しなければならないということはありません。

ご承知でしょうけれども、小学校、中学校等は、市町村がそれをつくらなければならない義務を課せられている中においても、国からの補助は2分の1という基準があるわけです。そういう現状を十分お考え願ってご理解願いたいと思います。

だからといって、鶴山台は捨てているんだ。なんぼ入ってきたって放一とくんだということはいたしておりません。さっそく47年度で住宅公園等の財政的な援助等も得、1園つくろうという姿勢をお認め願いたい。それ以上に発生してくることはよくわかってます。だから、この1園で終わりですとも申し上げておりません。今後の状況、財政的な観点を十分勘案してそれはそれなりの対応策を講じていく考え方を持っておりますので、その点ひとつご理解願いたいと思います。

- 20番（直村静二君） あなたの见解を言ってる。私は反論の见解を持ってるが、それを言わない。問題にしているのは、実際に120名の定数が溢れて57名オーバー、それにもかかわらず入居がくる。6・7月にくる。それをどうするんだと、その体制をとらないかん。あなたの言うてるのは、義務と違うんだ、半分逃げようという、しかし逃げられん。前向きにせな

いかん。その点についても社会児童課としても収容する体制をとるのか、明快に答弁してくれてもええ。

- 議長（貝淵博治君）あんた同じこと、まだこない人のこと言うてる。くる前提にもとづいてやっていけと言うてる。理事者も同じこと言うてる。1日やったかて同じことですわ。行政というのは、あと追ひ、なにか事件があつたら追及している。だから、こんな貧弱な財政で、どんでん先行して建てていくなんて許されない。きてから、せっぱ詰ってやる。
- 社会児童課長（森 保君）十分検討を加え、前向きな姿勢で考えておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 20番（直村静二君） いつでも前向きでけっこうですわ。それですめばええが、すまないんです。
- 議長（貝淵博治君） 次に教育次長。
- 教育次長（阪東重信君） ご指摘の福祉行政を強く叫ぶなかで、学童の保育対策は大切なことだと思います。しかし行政機関も当然のことではありますが、子を持つ親の考え方にもあります。現在、大阪府政の中で、学童保育について、留守家庭対策として少年健全育成事業と名付け、年間300日間、15人以上の児童を預る方々に対し、府から40万円の助成があります。指導員、施設の完備等を必要とする中で、たとい市が同額を助成しても、果してこの制度を生かすことが出来るかの検討が必要かと考えております。

一方、学校開放という立場で、少年保険事業として従来からやってきた特定のそうした子供を対象に、年間70日以上学童保育を行なう市に対し10万円余の助成策もありますが、こんな零細補助に取り組みず、教育の現場の先生にしても、授業時間の延長、日曜出勤もお願いすることになり、現場では好まれない制度と考えております。

そこで市としてどうするかの問題ですが、今後、こうした大切な問題については、国、府の施策と相まって検討してみたいと考えます。

ご承知の通り、10年前にみられた不就学対策は、今日ではもう不必要になったことも、やはり教育に対してすべてをかける親が多くなったからだと考えておりますが、ご指摘のような留守家庭の子供が非常に多い現状、乳幼児の保育と違って、1人前の口と足を持った子供たちを対象とする学童保育には、いっそう検討を加えたいと思っておりますが、われわれの立場では、学校の教育の現場において、そうした留守家庭の子供に対し、校外活動あるいは生活指導により以上の力を入れるよう指導して参りたいと考えております。

一方、子を持つ親の立場では家庭教育に 進していただきまして、家庭教育が十分であれば青少年の不良化防止という問題、社会教育もすべてが解決されるという考え方に立ちまして、

47年度では、家庭教育には十分力を入れていきたいと考えております。

- 20番(直村静二君) 具体的には、和泉市としてはなにもせえへん。
- 教育次長(阪東重信君) したがしまして、国、府の施策と相まって十分検討したいのと、学校の現場における校外活動指導の徹底あるいは家庭教育の充実、徹底等にも力を入れたいと考えております。
- 20番(直村静二君) もう少し具体的に予算委員会の中でやっていきたいと思ひます。

次は老人問題

- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 福祉事務所長(山本武雄君) 老人問題についてお答えいたします。

第1点の老人福祉センターの内容ですが、確定的なものではございませんが、予定として敷地が3,000平方メートル、建て坪1,500平方メートル、内容でございますが、面接室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、娯楽室、図書室、浴場、休養室、たいたいそのような予定をしております。

第2点の老人の憩いの家でございますが、前回の議会でも議員さんからご指摘をいただきましたので、われわれ前向きに検討中でございますが、なにぶん財源の伴うことでございますので、いましばらくご猶予願ひたいと思ひます。その暫定措置といたしまして、各校区で月6回以上、地区の集会所あるいはお寺を借り上げて、老人の憩いの場を開設してゐるような現状でございます。

第3点の老人医療の年齢の引き下げについてでございますが、これも前回、ご指摘をいただいておりますので、前向きな姿勢で検討しておりますが、なにぶん相当の財源を必要といたしますので、早急に年齢の引き下げを実施したいと思ひておりますが、いまずぐ実施に移すことは困難でございますので、今後とも検討いたしまして、早急にご指摘に沿うよう努力いたしたいと思ひますので、その点ご了解を願ひたいと思ひます。

以上でございます。

- 20番(直村静二君) 確定的ではないが、面積3,000平方メートル、建て坪1,500平方メートル、浴場、その他ということですが、場所はどこですか。
- 福祉事務所長(山本武雄君) 場所はまだ確定しておりません。
- 20番(直村静二君) 憩いの家については、すでに各校区で集会所あるいはお寺を借りて月6回以上やっておると聞いたんやが、やろうとしているのか。
- 福祉事務所長(山本武雄君) 場所はまだ確定しておりません。
- 20番(直村静二君) 憩いの家については、すでに各校区で集会所あるいはお寺を借りて

月6回以上やっておると聞いたんやが、やろうとしているのか。

- 福祉事務所長(山本武雄君) 現在、実施しております。
- 20番(直村静二君) 昨日言うたんですが、これは立派なもんだと思いますよ。そういうことではなく、たとえ500万円でも、1,000万円でも、そのぐらいの費用で、各校区別に老人が気楽にいけるように、この老人福祉センターが出来ても1カ所だと思います。そうすると、和泉市の全部の老人がそこへ行くことは不可能に近いと思います。またそういう大きな時間かけて行くことは、全住民、全老人の立場からみて無理、さっぱり近いということになるのではないかと思いますので、この計画は取り止めてもらいたい。しかもこの計画は1億9,000万円もあるんですから、1,000万円としても19カ所出来るのではないかと思います。市長、和泉市に何校区ありますか。まだ債務負担で確定的でないという答弁があったので切り替える意思はあるか、ないか。
- 市長(藤木秀夫君) 1億9,500万円の老人センターの債務負担行為の分は、場所は確定しておりませんが、1カ所に建設することになっております。現在、お寺などでやっているとということについては山本君から説明いたしました。お説の点については、十分検討していきたいと思っております。
- 20番(直村静二君) 月6回、何か所あり、何人利用されてますか。
- 福祉事務所長(山本武雄君) だいたい和泉全域で老人クラブが94あり、各地区交代で行なっておりまして、利用者は180名程度でございます。
- 20番(直村静二君) 私の言いたいのは、500万円か1,000万円ぐらいのところであらゆる、ということは、テレブも置きちゃんとする。また市内の寝た切り老人に市の奉仕員が回ってやる。そんな形のもですね。信太の旧役場のところなんか提案もした。1億9,000万円のものはけっこうです、悪いとは言っていない。しかし1カ所で建てるよりも、分けてつくった方がどうかと思うわけです。場所は府中ぐらいになるんじゃないんですか。
- 市長(藤木秀夫君) その点につきましては検討中で、はっきりと申し上げられません。しかしながら、これは環境整備につながる福祉センターでございますので、その点、だいたい地区に物色しなければならぬと思っております。
- 20番(直村静二君) これは同和事業ですか。そうすると、府中と違いますな。先ほどの答弁では確定してない。お寺とか、そういうとこで分けてやってる。それではこういうもの、ほかのところはつくってくれますか。用地代だけで1億9,500万円、総額はなんぼ予定してありますか。
- 福祉事務所長(山本武雄君) 1億9,500万円の債務負担行為は、用地費と補償費、設計

費です。それから工事費は、これも予定ですが1億3,500万円、その他の備品等で総額3億3,600万円でございます。

- 20番(直村静二君) 市長、ものすごく立派なものですな。
それではお寺とか、そういうものは十分要望聞いて予算措置をするという答弁出来ますか。
1カ所でこんな膨大なこと出来るんですからね。和泉市の老人は、全校区に皆いてはるんですから、校區別に1カ所ぐらいぜひとも必要だと思いますがね。
- 市長(藤木秀夫君) 環境改善整備事業に対しては、8割の補助起債なり、それ相当の国、府の助成がありますので、だいたいやれることになっております。しかし地区外になると、さような助成はむずかしいわけでございます。
- 20番(直村静二君) 改善事業については、するなどは言うてない。私はなんにも知らなかったんで、分けて使えと言った。改善事業だったら、それでいいですよ。しかし他のところでも、もっと各老人の家は予算措置をして、助成費が少なくともやるんかと聞いた。あなたの答弁では、しないというふうに聞こえる。しなければしないんでいいですよ。
- 市長(藤木秀夫君) 現在のところでは、国、府の補助のない分については、なかなか和泉市の財政では至難でございますので、その点ご理解賜りたいと思います。
- 20番(直村静二君) 国、府の援助が付きしだいやるということになってきますわな、いまのあなたの答弁ではな。国、府の補助がないから出来ないんなら、国なり府なりが老人福祉の……。
- 市長(藤木秀夫君) しかし国、府の補助率によりますので、はっきり申し上げられません。わずかの助成では、とてもいまの和泉市の財政ではやるめどが立ちません。
- 20番(直村静二君) 今後とも老人福祉については、施政方針には前向きにと書いてますが、全然、バックしてると承っておきます。
- 議長(貝淵博治君) 次に交通公害課長。
- 交通公害課長(内田 繁君) 私の所管いたします公害対策についてご回答いたします。
まず問題提起されました第1点、60才以上の老人に対しまして、市民交通傷害保険の無料加入をする意思があるか、ないかということでございますが、結論から申し上げまして、鋭意検討を進めておるところでございます。ご承知の通り、この交通傷害保険制度につきましては相互扶助の理念に立って実施したわけでございまして、また本市の場合、この制度は損保委託方式でございまして、任意加入ということになっております。その点から60才以上のお年寄りに無料で加入していただく、いわゆる公費でもって負担することは矛盾があるのではないかという点があるわけでございます。

しかし損保委託方式を採用しております市町村の中で、一部の市において、この問題についての動きはございます。しかしまだ結論には至っていないのが現状であると思います。本市もこれらの市の動向なりを調査研究したうえで、鋭意検討していきたい、かように考えておりますので、いましばらくお時間をお借りたい、かように考えております。

それから公害対策の中で問題提起されました大気汚染、特に光化学スモッグの対策でございますが、昨年夏、府下で初めて発生した光化学スモッグにつきましては、目下、その発生のメカニズムというか、原因の究明を急がれていか現状の中で、府なり、各市においてその対策を進めておられるのが現状でございます。

そこで本市における対策の概要を申し上げ、ご理解いただきたいと思っておりますが、昨年の被害の教訓を生かし、本年度の予算案を出しております通り、監視網の充実をはかっていく、すなわちオキシダントの測定器の設置をいたしたい。第2点といたしましては、いわゆる関係各部あるいは関係機関等をもって組織する光化学スモッグ緊急対策班を設けたいとして、連絡体制を整えていきたい。それから第3点として、市民への通報体制なり、被害の備え緊急時における措置等の万全を期するように対策をとりたいと思っております。

以上、だいたい私の方の本市の光化学スモッグ緊急対策の概要でございます。

なおこの問題は広域的に対処すべきであるということで、隣接の市町村で組織しております連絡体で、これら市町村相互の連絡なり、応援体制をも整えるようにいたしておりますので、一応、光化学スモッグの対策としては、以上申し上げた通りでございます。

- 20番(直村静二君) 老人の方の公費負担については、他市との関係もあるということでしたので、一応、前向きに早く結論を出してほしいと要望しておきます。

それから公害問題につきましては、興亜石油、関石ですか、増設問題でいろいろ言われておりますが、私は前に一般質問いたしましたように、危険性が高まっておりますので、関石、興亜石油の増設、そこからくる硫黄分は和泉市にも影響があると判断するので、これに対する藤木市長の態度を明快にお願いしたい。

それと各団体代表による公害対策委員会というようなものをつくるのかどうか。

この2点について答弁してほしい。

- 市長(藤木秀夫君) 興亜石油、関西石油の増設問題につきましては和泉市地区ではありませんが、今後の方針については、これらの会社に強力に申し入れたいと思っております。

また公害の危険につきましては、オキシダント測定器の設置もし、これでどのぐらいの公害が出ておるか測定したい、かように考えております。それで十分、被害の程度をキャッチし、今後の対策を講じていきたい、かように存じます。

なお公害対策委員会は、なんとかお願いいたしまして設置したいと思っております。

- 総務部長（坂口礼之助君） 公害対策審議会につきましては、すでに市長の付属機関ということで、設置出来る措置は議会のご議決をいただいております。委員さんの構成につきましては、その後、種々各階層の方々にご選任をお願いして参ってるわけですが、一番問題になりますのは専門の委員さん、いわゆる公害問題に対する専門的知識を持っておられる方というので、大学の先生等にご参って参るわけなんでございますが、まだ第1回の審議会を開会するところまでは至ってございません。

直村議員さんがおっしゃるように、いわゆる市民団体がどのような形で委員会に参加するかということですが、私たちの方では、いわゆる既存の婦人会とか町会とかの市内の各種団体の中からそれぞれ代表者を選んでいただいて委員会に参加していただく、かように考えておるわけなんでございます。

- 20番（直村静二君） その答弁でまた言わないかと思いますが、各種団体、労働組合代表とかに一定の権限を与えるかどうか、早急につくって下さい。

オキシダント測定器で被害があったときは、関石、興石に強く要求すること、確認しておきます。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

- 建築課長（林 徳次君） 財政問題のうち、端的にご質問がありました改良住宅建設事業に關します予算の補助につきまして、昨日、財政課長がご説明申し上げた点は誤りはございません。その通りでございます。また直村議員さんがご検討なさって、137ページにございます数字から約72%しか補助金がないではないかというご指摘、これも誤りはございません。矛盾はないということです。そこで補助制度の關係をご説明申し上げ、ご納得願いたいと存じます。

実は改良住宅建設費に關する補助制度は、国、府の2本建てでございます。詳細申し上げますと、住宅地区改良法の適用は同和地区において実施する場合というただし書きがございます。大まかに申し上げますと、5つほどと項目に分かれて補助金の計算をすることになっておりまして、第1項は、昨日、財政課長がご説明申し上げた用地取得費、あと除去工事、建設工事等の細かい点を総括した特例事項、付帯事業の5つの項目がございます。いずれも財政課長から申し上げた通り、国の補助は一定の標準額があり、その3分の2は建設省から国庫補助金として交付されます。残りの3分の1は起債、ただしこれはたとえば用地取得費 については、人口10万以上100万までということで和泉市が認定されましたので、平方メートル当り7万円までと標準価格は押さえられてございます。来年度の見込みにつきましても、平方メートル

当たり7万円をはるかに下回る額で、用地を取得出来る見通してございますので、全く丸々、国庫補助と国の起債補助ということに相なります。

ただしそれ以上、昨日、ご指摘ございました平方メートル10万円、坪当たり80万円とかの土地が対象になる場合、これを越える分については、100分の9という率を掛けた府の補助金がさらに交付されるというシステムになっております。

そこで先ほど、矛盾はないと申し上げましたが、俗に言う8割補助、それと実質72%強の予算書との振り合いの差がどこで生まれたか、簡単に申し上げます。これは1と5の用地取得費及び付帯事務費の2つの点で生じた差でございますが、ほとんどは1の問題で生じております。と申しますのは、先ほど申し上げました平方メートル7万円までは、全く国の補助金と起債で全額市へ入るわけでございますから、府の補助は、7万円以下の用地を購入した場合は、1銭も計算上出て参りません。したがって、3分の2の補助、66.6%が他の分の補助率を引下げた結果が、総事業の72.37%に相なるわけでございます。事務費も府補助がございませんから、これは金額的には6億に対する1,700万円というわずかな問題ですので、省略いたします。

以上がかいつまんで申し上げました数字でございまして、補助の実態でございます。よろしくご了解賜りたいと思います。

- 20番(直村静二君) 超過負担について、北松尾小学校か、1例を挙げて説明したでしょう。そういう点の……。
- 財政課長(庄司清君) 昨日、私が聞き違いか知れませんが、この超過負担の件につきましては、予算委員会で提出していただきたいというお話であったと承りまして、終了後もひとつ議員さんにたしかめさせていただいたわけでございます。
- 20番(直村静二君) 財政問題についてはまだ債務負担行為がありますが、予算委員会に付託されますので、その中で詳しくやりたいと思います。

あと水道についてだけ答弁して下さい。

- 議長(貝淵博治君) 水道部長。
- 水道部長(神田平吉君) 現在、組合と交渉中ですので、十分検討して参りたいと思います。
- 20番(直村静二君) 今日の一般質問するまでに若干、耳打ちされ、交渉中のことからあんまり詳しく言わなくてくれということでしたが、そこは十分話し合いして、出来るだけ期待に沿うように解決して下さい。

非常に長時間、昨日から今日にかけて一般質問させていただきましたが、答弁は不十分、施政方針の中にある老人対策についても、非常に不明確な問題点がある。まして均衡予算という

のは、いまだにどのへんに重点を置くのか、今後とも追及したいと思いますので、そのことを申し上げて一般質問を終わります。

○

- 議長（貝淵博治君） お昼でございますので、休憩したいと思います。1時に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

（午後0時休憩）

○

（午後1時15分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

6番、柏君。

- 6番（柏 音三郎君） 私は前回にいたしました5件につきまして、ご質問いたします。これはもう復習的になりますので、簡単に申し上げます。

第1点は北信太の駅前線、この件につきましては、年度内に整備、調整して回答するというんでありますが、現在、ございません。

第2点は、道路行政でございますが、前の質問間が再三、言われておるので省略いたします前に質問したごとく、道路行政は市の発展を左右する。この意味において十二分に努力していただき、解決下さるようお願いいたします。要望でございます。

第3点は、泉北環境施行の件についてであります。鶴山台から王子川に通ずる用水道でございます。昨年10月から土木事務所の小屋ができておりますけれども、そのままになっております。いまに鉄砲水が出た場合には、すぐあの付近にはらんする状態でございますので、市長は環境のことであるからと言われるかもしれませんが、施行は地元でございますので、この前のお約束どおり、その後の措置について、ご答弁願います。

第4点は、ごみ焼却場でございますが、これにつきましては、地元の状況をよく加味してということをお申し上げました。市長は明日からでも地元と調整をしてというお話でございましたが、いまだになんらございません。この点につきましては、私は申し上げたいことがたくさんございますので、特に念を入れて、確固たるご答弁をお願い申し上げます。

第5点は、第2阪和国道と人事に関する問題でございます。人事の件につきましては、その後、どういう措置をされ、現在、どうなってるかということでございます。なにが悪いのか、なにがええか、なにがどうかということにつきましては、お聞きしたいと思います。

人事の問題につきましては、私はとやかくにくまれ口は言いませんが、これは市民サービス云々にかかわる根源でございますので、特にこの点お願いいたします。

第2阪和国道につきましては、現在、他市との関係もございまして、いま、歧路に立っているような状態でございます。“幻の国道”と言われるようなことで、私自身、地元でございますので、非常に皆様方、特に特別委員会の方々にはお気の毒に存しております。これにつきましては、いまさらとやかく言うまでもなく、地元の要望でございますので、すみやかに結着を付けていただきたいと思っております。これにつきましては、特別委員会もございまして、そういう方向に向かって努力されたいということで、要望にとどめます。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 事業部長（中塚 白君） 前回の北信太駅前線の施行につきましての、変更云々の問題かと存じますが、これにつきまして、現在、まだ結論が出ておりません。と申し上げますのは、前回は申し上げましたように、あそこに遺跡、古墳がございます。現実、いま、計画決定をやっておる分に一部かかってございます。大阪府でもいろいろ協議をしておりますが、変更については、わずかの距離でもかなり問題があり、まだ残念ながら、結論が出てないのが現状でございます。その点ひとつご賢察賜りたいと思っております。
- 6番（柏 音三郎君） 当時、あなたはなにかの用事でおられなかったですが、企画課長からはっきりと聞いてとるんです。年度内にその関係者と話し合いして、結論を出して報告しますとね。あなたの答弁と食い違っておりますが、橋本課長がおらんでも、なにか話を聞いてるんじゃないかと思う。
- 事業部長（中塚 白君） いまご指摘のように、私のほうの内部的な調整がございまして調整してお返事申し上げたいと思っておりますので、しばらくのご猶予を賜りたいと思っております。
- 6番（柏 音三郎君） わかりました。それでやるか、やらんか。やるとすればいつごろか。
- 事業部長（中塚 白君） 事業決定につきましては、やる所存はしてございますけれども、その前段の計画変更の問題が結着つかない限り、これはちよっと事業決定に進むわけにいかないでございます。その結着の度合いで、おのずから、事業決定の時期が決まるわけでございますので、ここで確答することはできないわけでございます。

ちよっと前回の企画課長の答弁と、私の答弁に食い違いがあるというご指摘がございましたが、その点の内部調整を本議会中にやり、そのうえでお答えさせていただきたいと思っております。

- 議長（貝淵博治君） 総務部長。
- 総務部長（坂口礼之助君） 第2点の泉北環境の仕事として行なわれております鶴山台から

王子川までの水路の関係でございますが、工事の進捗状況につきましては、誠に申しわけないんですが、私、ちょっとまだ実情をつかんでございません。企画課長がその状態は存じておるんだらうと思いますが、今日は火葬場の関係で、裁判所のほうに証人として出頭を命ぜられ、進捗状況等の詳細なことはつかんでないのでございます。

お聞きするところによりますと、施行するための事務所等の設置はできておりますが、事業上の関係では、非常に進捗が遅れているということでございまして、いろいろ王子川の下流の問題について、泉大津、高石の地域の方々から、上流から改修されては、下流のほうはたまったものではないと、いろいろ泉北環境組合の方に申し入れがあるように聞いておるわけなんです。

やるならば、全川にかたって、下流側も同時に行ってくれという強い要望があって、そのことのために泉北環境組合の方では非常に困っておるんだということをお聞きしております。

和泉市側といたしましては、それでは困るじやないか、王子川そのものが、すでに開発が行なわれない時点でも、夏の梅雨時あるいは大雨のときには決壊したりして、再三、付近の住民の方にもご迷惑をかけてきておるんだから、そんなことでは困る。議員さん方ご承知のとおり本格的な改修が遅れても、素掘りでも先にやりますという話が進んできたはずやないかということで、いろいろ環境施設組合の方にも申し出ておるんでございますが、現時点でのその後の進捗状況は、実は詳細つかんでございませんが、さっそく環境施設組合の方に申し入れし、直ちに工事に着手していただくよう督促したいと存じます。

○ 6番(柏 音三郎君) これも課長がおらんからということでございますが、これはいま私が言うたんやったら、課長がおらんということですむかもわかりませんが、去年のことで、いまになってこうこうだと言われるが、鉄砲水がくると溢れるとか、開発委員会においてもお聞きしてると思う。誰がおらんからどうか、3カ月もたってるのにそういうこと言われ、ああそうですかではございません。特に市長に、これは環境でやることでございますが、地元でやるんだからと言うてあるはずです。課長がおらんからと、あなた、どうされますか。

○ 市長(藤本秀夫君) ただいま部長が申されるように、環境施設組合のほうに、水路の件については特に強調いたしまして、一刻も早くやるべく申し入れしなければならぬ。しかしながら、この問題は、水路の上流から、あるいは先端からという工法の問題があるんじゃないか。私もこの点につきましては、十分、課長の橋本君にもいろいろあれこれさせた関係上、いましばらくご辛抱願ひまして、この処理をいたしたいと思うわけでございます。

焼却場についても、これは局長と橋本とが、地元を訪問して了解を求めて承っております。その点もう一度、明日の議会で橋本も帰りますし、確たるご回答を申し上げたいと存じ

ますので、いまして、ご猶予を願いたいと思います。

- 6番(柏 音三郎君) 橋本と局長と言われているが、それはそれでけっこうです。そうすると、これはあなたのお話とだいぶ違うんですけど、明日からでも地元と協調する、話し合いするということですが、あなた、何回話された、4カ月になる。そのぐらいのこと受けてるはずでしょう。
- 市長(藤木秀夫君) 水路の問題については、あそこだけのことで申し上げられませんが、ごみ焼却場につきましては、そのときに……。
- 6番(柏 音三郎君) あなた、水路とごみ焼却場するからややこしい。私は水路に対して言うとする。
- 市長(藤木秀夫君) 水路の問題は、環境組合の方でやっていただく仕事でございまして、強力に要請したいと思っております。しかしながら、下からするとか、上からするとかの問題点は、環境組合に強く要請したいと思えます。
- 6番(柏 音三郎君) 市長、うそも方便、しかしそれは丸っきり違う答弁やないか。あなた、この前の答弁と違うやないか、ばかにしなさんな。この前は何と言われたか、議事録をみなさい。この前は川は下からとわかってますよ。それでは下とどんな話をしてるんですか。主客転倒した答弁です。しかもそれが4カ月もたってる。おかしいこと言いなさんな、はっきりした答弁して下さい。川は下から、現在、その報告がなければいかん。いまさら、あらためて私は言うてない。そんなばかな答弁があるかいな。
- 市長(藤木秀夫君) しかしこれは事実、環境でやってる仕事でありまして、橋本が責任をもって話をしに行ったんですが、今日おりませんので、明日まで待っていただきたいということです。
- 6番(柏 音三郎君) それやったらわかるんですよ。橋本おらんから、明日まで返答させるというんならね。しかしこの間の約束はそやない。橋本おらんからどうこうやない。あのときはこうやったからこうやと話してある。そのことを現在、こうや、こうやとわかるんです。それを環境の仕事やとか、川は下からとか言われたらちよっとおかしい。なめた答弁ですわ。そんなことおれ知るかえ、環境の管理者があるんやという答弁でしょう。私が初めて言うてると違う、前からの話をして、それからどういぐあいに返事をしてくれるんか聞いてる。わからんならわからん、無理なら無理、やらんならやらんと言うてくれたらええ。あなたが無理やと言うんなら、私は環境へ乗り込みます。前の言うてあることを引っ繰り返した答弁です。
- 市長(藤木秀夫君) その点は橋本が環境に対する話がはっきりわかっておりますので、私、その回答をまだもらってませんので、その点をご理解願いたいと申し上げてるわけです。

実は焼却場も同じことなんでございます。これは地元の了解を取れ、こういう議員さんのご質問やったと思います。

○ 6番(柏 音三郎君) 私は取れとか、命令する権利はない。あなたが取りますと言うたから、了解を得てやるからと言うから、そうして下さいと言うたんです。それから正月越えていま、3月ですよ。あなた、実際、市民が可愛かったら、火葬場だってああいう状態、またこれも足を運んで行ったか、行かんか。忙しいとか、橋本、橋本とか、環境とか、おかしい。

○ 29番(坂上国治君) 議事進行について。

ただいま柏議員の質問に対して市長があいまいな答弁をなさっている。私、1言、市長に申し上げたいことは、市長は環境衛生議会の副管理者でしょう。焼却場等の問題についても、前議会でちゃんと議決されてますよ。当然、水路の問題についても、これは議決が終わり、そして限段階では、道路の下を抜くのびびきが出るとか、なんとかいう問題で遅れてるだけ、あなたは副管理者として会議に臨んでるのに、そういうことをおわかりやないかどうか。そういうことをはっきり答弁してもらえば十分、わかることやと思うんです。われわれのような端くれの議員でさえ、議決したいろんなことは覚えてる。あなたは和泉市を代表する副管理者でしょう。そんなこと、もとはっきりしてもらわんと困りますよ。

まだ現在、聞いてると、おわかりでない方は、地元交渉して、それからいろいろとこれを考えていくんだと思っておられる方もあると思う。だから、これは環境議会で議決できて、いよいよ工事に着手する段階にきておりますので、そこらへんのことを十分、市長は答弁してもらえんとおかしなことになる。議長、よろしくお願いします。

○ 議長(貝淵博治君) いまの坂上議員のご意見ですが、あなたの答弁が間違ってるということ。環境の議員さんだけわかるとして、他の議員さんにはわからない。全部にわかるように周知徹底するためにも、柏議員さんに対して答弁を求めます。

○ 市長(藤木秀夫君) 水路につきましては、いま、執行するところまではいっておりません。しかしごみ焼却場については、先ほど申し上げましたように、地元が了解してくれたか、くれんか、それはわかりませんが、仕事を進めていっておることは事実でございますし、了解を求めに行ったという報告は受けております。そのぐらいのことしか、私どものほうとしたり申し上げられません。

○ 6番(柏 音三郎君) 水路の問題については、だいたいにおいて了解しまして、橋本が明日きてからということではええんです。

こんどは焼却場の話ですが、あなたははっきりと明日からでも部下を使ってやりますと言う現在において、特に、議長については、そのぐらいの連絡はしてしかるべきやないですか。そ

れもやっておらんといま、どうこうと言われる。また私は1回も行ったかどうか知りませんが1回も行ってないでしょう。

- 市長(藤木秀夫君) はい。
- 6番(柏 音三郎君) しかしその他の代理者が、誰がいて、どうしたかも知らんでしょう。
- 市長(藤木秀夫君) 知っております。日は知りませんが。
- 6番(柏 音三郎君) 日はかまいませんが、誰が何回ほど行ってるんですか。
- 市長(藤木秀夫君) 局長と橋本が行っております。
- 6番(柏 音三郎君) その結果は。
- 市長(藤木秀夫君) 了解を求めたという報告を受けております。
- 6番(柏 音三郎君) それやったら、何も口に泡飛ばして言わんでもええ。了解を求められたんですな、間違いありませんな。地元で言いますよ。
- 市長(藤木秀夫君) 明日、橋本が帰るまで待っていただきたいということは、自分が行ってないから、こうや、ああやとはっきり言明できません。しかし報告は、了解してもらいに回ったと受けております。
- 6番(柏 音三郎君) 報告としては、了解をしておると言われた。地元は了解をしたという事、してるように聞いとると、どっちですか。
- 市長(藤木秀夫君) 人をはさむとその点は……。
- 6番(柏 音三郎君) 大事なことですよ。火葬場と関連するのはいかんけどと断ってるが地元としては、火葬場も、ごみもあると言うてる。あがって消えた火を燃やすと言うた。了解もしてる、議決もしてるというわけですか。
- 市長(藤木秀夫君) 事業の進行については議決はしております。しかし仕事をするうえにおいては、近隣の了解ということにつきましては、私は報告は受けておりますけれども、どうか、ああかと言われましたら、私自身、行ったんやないから、はっきり今日は申し上げられんということですよ。
- 6番(柏 音三郎君) あなた、1回ぐらい行ってしかるべきや。だいたいにおいて、了解を得てるようであるということもおかしい。私とあなたと前議会において約束したことですのになんら報告もいただいてない。聞く了解を得てる。また聞く、得たようであるが、私は行ってないからわかりませんと頼りない。あんたが得たようであると言うんならけっこり、だいたいにおいて、了解を得ておりますということであつたらけっこりです。得てるようであるということか、どっちですか。得たようであると……。

- 市長（藤木秀夫君） 人を介してるだけに、ようである……。
- 6番（柏 音三郎君） 了解を得てあるように聞いてますということですか。
- 市長（藤木秀夫君） 人を介してるだけに、ようである……。
- 6番（柏 音三郎君） 了解を得てあるように聞いてますということですか。
- 市長（藤木秀夫君） はい。
- 議長（貝淵博治君） 人事課長。
- 人事課長（平野誠蔵君） 5点目について、お答え申し上げます。

前定例会で柏議員さんから具体的にお叱りなり、ご意見を得、そのことにつきましては、いまも十分にお話の内容を承知いたしております。またいまのお話のように、第2阪和国道問題が、きわめて大切な時期になってるということも十分に認識いたしますので、近い時点で、そのご意向を十分身に体しまして、上司、関係部課長と協議のうえ、適切な配意をいたしたいと考えます。

- 6番（柏 音三郎君） これはとやかく言うことではない、人事問題ですから。ところが実際、市民サービスがやかましく言われるところに根源がある。序列、横の連繋とかから、いわゆる市民が役所へ行けば、こわいということになってくる。そういうことから、しからば現在古い人が悪いんか、中間が悪いんか、部課長が悪いんか、最近、何十人という新人が入ってるが、そういう人々に対してどういふ教育をし、市民サービスをやってるか聞きたい。私は決して人事をあないせ、こないせと言うてない。市民サービスの根源を話してる。
- 人事課長（平野誠蔵君） 第2阪和国道に関連しての人事という前提もございましたので、特に第2阪和国道が重大な時期であります関係上、前議会でのご指摘も含めて、第2阪和推進体制についての議員さんのご指摘かと思つたのでございますが、たしかに前回の定例会では、窓口等のあり方のご指摘がございました。これも研修的な事項のご説明になりますので、抽象的なお話になりますが、昨年度においては、特に接遇訓練というものを重視いたしております。また最近、新人の採用が急速でござりますので、そういった面の手ばかりのご指摘もあろうかと思いますが、いまの横の連繋という面についても、当方としても、必ずしも、万全でないという反省もいたしますので、いま、ここで具体的にどれこれの措置をしまりたいということは、たいへん申しわけないんですが言い難いのでございますが、ご指摘の面を十分かみくだいて反省いたしまして、今後の市民サービスに備えていきたいと思つています。
- 6番（柏 音三郎君） 深く申し上げますが、十分にそういう面を教育をし、円滑な市内処理をしていただくよう要望しておきます。

それから3については、極本課長から話を聞くとして、4の焼却場につきましては、一応、

私は地元へたしかめて、その後、また市長とお話をしたいと思います。

以上で終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に15番、依田君。

○ 15番（依田七郎君） 私は3点ほど簡単に質問させていただきたいと思います。交通対策について、経済政策について、その他1件でご質問したいと思います。

まず交通対策について、昨日、木下議員さんは交通対策について非常に詳しくお聞き下さったんで、私は少し角度を変えて、至極簡単にお尋ねし、お願いのようなかっこうになりますけど、最近、各所の道路にガードレールの設置が行なわれておることは、非常に歩行者にとってはけっこうなことですが、一車線の狭い道路にガードレールを設置し、狭い道路に青空駐車が軒を並べてることによって、事故は続発しておるようなことであるます。その措置をどういぐあいにやってるのか。その1例を挙げれば、信太山自衛隊から池上に通ずる道路では、ガードレール設置後の事故は数件もあり、うち1名の死亡者を出している。あと4件は重傷の事故を起こしている。これは青空駐車が原因であるが、かような措置をどう考えているのか、ご答弁願いたいと存じます。これは交通公害課長にご答弁をお願いいたします。

第2点は経済政策について、最近、中小企業及び零細企業を囲む内外の情勢は年々そのきびしさを増し、昨年には思いがけないドルショックという大きな打撃を被り、中小企業として、まことに多難な年でありました。本年度もこのきびしい環境は、ますます大きく中小企業の前面に立ちふさがることには必至である。

わが和泉市は大企業はなく、ほとんど中小企業によって経済を支えており、このまま放置するならば、重大なる時期に立ち至ることは必至であります。市長はこの危険をどうして脱却しようとする意思があるのか。市長は施政方針の第4の柱に「産業の振興のために」、市民の豊かな生活の確保こそ、和泉市繁栄につながるものと存じます——とりたっておりませんが、どういう政策をやるうとしているのか、これでは全く経済政策は無策であるように思われる。市長は今後、どのように考えておるのか、お聞きしたい。この答弁は、市長におうかがいいたします。

その他の件について1件、簡単におうかがいいたします。

開発課の事務取り扱いについて、登記及び建設許可申請について、十分に審査のうえ府庁に送っているのか。これも特に市長にお答えを願いたいと存じます。

私の質問はこれにて終わります。答弁いかんによっては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 課長答弁。

○ 交通公害課長（内田 繁君） 議員さんのきつご指摘にもあったわけですが、いわゆる青空駐車につきましては本市だけではなく、各市において、非常に困難な問題でございます。この駐車につきましては、権限については和泉市ではございませんですが、いわゆる警察当局でやっていただくことでございますので、この駐車対策につきましては、私の方から警察当局に對しまして、強くこれらの駐車の排除を強化していただくよりないわけでございます、私の方から警察当局に對して要請したいと考えるわけでございます。

1例を挙げさせていただきました伯太・助松線のガードレールの問題、これも実は私のほうの対策といたしまして、いわゆる歩行者事故を防止するのが最大目標でありますので、この道路は、通学、通園路線についても、駐車を排除するということを主眼といたしまして、警察当局の方に強く要請したいと考えております。今後、このような交通安全設備をする場合、交通事故、道路の状況、その他を十分勘案いたしまして、実用に合った整備をいたしたい、かように思っておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 15番（依田七郎君） ただいまご答弁いただきまして、まことにありがとうございました。実はいままでのガードレールができるまでの事故は、非常に軽い事故でした。ただし、あのガードレールができてから、青空駐車の側面から出てくる人が、フルスピードでやってくる車を知らずして事故を起こしてるかっこうです。1例を挙げただけで、うちの前だけではありません。和泉市全般にわたっての考慮をよろしく願います。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

○ 市長（藤木秀夫君） 次に経済対策についてのご質問かと思いますが、本問題につきましては、ドルショックなんかで、非常にわが和泉市の零細企業が衰退していることは、ご指摘のとおりでございます。市といたしましてはなんとかせなならん、どうしたらええかということで実は融資の方法が1番手取り早いということで、いままで年間50万円の融資を100万円に引き上げ、市が2,000万円の予算を組んだわけでございます。市が2,000万円組んだ場合、これに對して4倍の融資を府からもらえるわけで8,000万円になるわけでございますので、数多くの人に利用してもらえ、かように存じております。

○ 15番（依田七郎君） ただいま市長よりごこんとくなる中小企業に対する金融機関の融資についてお聞きしておりますが、すでに中小企業そのものは、非常な苦境に陥ってるんです。そんな生やさしい50万や100万の融資、もう8月から国、府がやっております。500万円にしても、鼻たれや涙もない。それによって中小企業はあんた繁榮すると思っておられるんですか。事態はそんな生やさしいものと違いますよ。すでにガラス玉にしても、機屋企業にしても、ほとんど衰退していってます。ほかにもっと変わった産業を取り入れ、変わった措置を

しなければ、苦境に陥ってる中小企業を救済することはできません。それをただわすかこんなもん、2,000万いうても、うちら1軒でも国、府でやってもろうてますよ。それでもまだ成る立たんですよ。うちら、かりにそれだけのものしてもろうたって、半期たったら消えてます、氷の水ですよ。いま時分、2,000万円どうのこうの、府がどうだとか、市がどういふ対策をとるつもりなのか聞いている。企業の転換ということも多少は考えておられると思うんですけどなんか、どっからか、それに代わるべき企業の促進をやらむくては、現在の中小企業そのものの育成にならないですよ。もっと積極的なご答弁を願いたいと思います。

○ 市長(藤木秀夫君) いままでの50万円のを100万円にただけでお叱りはごもっともかもしれませんが、市としてはいま、それ以上できません。また職業を変えてでもという方面につきましては、各方面にその研究に行かしておりますので、係から説明させます。

○ 事業部長(中塚 白君) 私からお答え申し上げます。

ただいま市長がお答え申し上げましたのは、当面の中小企業対策でございまして、ご指摘のように、これは焼石に水のような実態はたしかでございまして。しかし残念ながら、現在まで商工業の実態を市が把握してなかったことにも1つの要因があるんです。それで私の方の経済課として、実態をつかまずに、この対策は成り立たないわけでございまして。

たまたま、昨年、ドルショック等の1連の不況に伴います関係ができて参りました。それからドルショック以前から、私の方の2大産業である綿糸布、人造真珠については斜陽産業ですが、これの実態をつかむべく、実は過日も産業研究所、商工会、市等が一体になり、産業の産地診断をしております。これの結論が出るのが、4月中旬ごろでございまして。これのデータが出ましたならば、現在の和泉市の商工業実態が、なんらかの形で把握できるんじゃないかかように存じます。その結果を待って、やや遅ればせながら、あと追い行政になります、なんらかの措置を講じなければならぬだろう。ただ問題は、それですむんだということは、私も考えておりません。また市の融資で救える限度はおのずからありまして、その救済の一環は先般ど議員さんご指摘のように、職業転換もあり、その企業そのものについての問題もございまして。ひとつ、そういうことで現在、実態調査を進めておりますので、その時点でなんとか検討したい、かように存じております。

○ 議長(貝淵博治君) 市長。

○ 市長(藤木秀夫君) 次の都市計画によるところの建築確認を府に送ってるかとお尋ねだと思いますが、そうですか。

○ 15番(依田七郎君) いわゆる事務取り扱いの見地から、建築確認がきたら、必ずこちらで閲覧して府へ送ってる。それをよくあなたが調査のうえ、府に送付してるかということです。

- 市長（藤木秀夫君） 係のほうから送ってるわけでございます。
- 15番（依田七郎君） 必ずあなたが閲覽して府に送るんでしょ。府は市長のちゃんと許可証がきておるんで、うちは許可したと、こういう件が多々ある。登記にしても、建築許可にしても、開発から送ってくるでしょ。その開発で課長が受け取った書類を、市長に承認を求めて府に送ってるはずすわ。それとも市長の決消なしですか。ただし、府庁へ行ったら、確固たる市長の確認は得ますのでうちは許可したとね。

○ 議長（貝淵博治君） 依田さん、詳しいことは開発課長から説明させます。

- 15番（依田七郎君） もしそれであれば、そんな無責任な市長の公印を押して、めくら判を押してるかっこうになる。

- 開発課長（宮本福秀君） 依田議員さんのご質問でございますが、少しちよっと形態に違いがありまして、実は確認申請の業務は、担当の開発課長名で府のほうへ経由してございますので、その点ご了解願いたいと思います。

なおただいまで指摘の開発許可並びに建築確認の経由事務ですが、これにつきましては、都市計画の関係、または建築基準法関係を十分調査いたしまして、関係各課への協議を十分に、慎重審議のうえ、ご趣旨肝に銘じまして、遺漏のないように取り扱いをしたい、かよう考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

- 15番（依田七郎君） いまね、都合のええ答弁してくれたけど、あたん、確認して送ってるわけですか。

○ 開発課長（宮本福秀君） はい。

- 15番（依田七郎君） そうすると、あんたのミスということやな。すべて事故が起こってくるってね。ちよっと納得しかねる点があるのですが。

- 開発課長（宮本福秀君） 実はいろいろと問題点がございまして、結局、調査できる範囲とできない範囲とがありまして、実は確認し難いところは、府のほうの建築主事に確認していただく、結局、確認業務の最終的な権限は、府の指導主事にあるとになってございます。

依田議員さんのご指摘につきましては、確認し難い点につきましては、今後十分、ご趣旨に沿って注意してやっていきたい、かように考えます。

- 議長（貝淵博治君） 注意じゃなく、あんた、依田さんが言われるように市長の公印を押して出てる。あんた、さようです、ミスやと認めるわけですか。

- 開発課長（宮本福秀君） そうじゃございません。ただいまで説明申し上げましたとおり、確認業務の経由につきましては、担当の課長名で送ってございまして、市長まで決済はしてございません。

○ 15番(依田七郎君) そうすると、僕は府庁でうそ言われてきたことになる。また僕は府庁へ行って追及しますわ。ただし、確認しやすいところと、し難いところとあるというのは、どうい理由なんですか。

○ 開発課長(宮本福芝君) お答えいたします。

はっきりと図面等に現われて、指定の明示なんかがされておるところは確認できますが、確認の出される時点で、そういう明示のとってない部分が多々ありまして、そういう場合にはどこまでかは、府の方の經由業者の中で、ここに離道、水路があるという明示のうえ、こちらから經由業務の中でこういう指示を付けてございます。市の方で明示をさせてやっていくのは、開発許可以外に現在、やっておりません。建築確認申請の段階では、そういうところのむずかしさがございます。

○ 15番(依田七郎君) あんたはいままででは絶対ミスがないということやな。あんた、いつもけんべい率でも、現場へ行って調べて建築確認する。図面で審査していくんですか。トンネルですか。

○ 開発課長(宮本福秀君) 現在、確認申請業務の中に、実は離道とか水路等、確認し難いときは、現場へ行って確認してございます。

なお市道とかで、はっきり道路に明示されている場合、いちいち確認申請のところまでは行っておりません。その点でご了解願いたいと思います。

○ 15番(依田七郎君) 納得いかんけど、了解しとくわ。

○ 議長(貝淵博治君) 3番、山田君。

○ 3番(山田清二君) 市長の施政方針を聞かせていただきましたし、また印刷していただきましたので、あと何回か読ませていただき、新市長の初めての年度初の施政方針でございますので、新市長が和泉市の今後のあり方について、いよいよ独創的な方針が打ち出されるであろうと期待しておりましたが、政府の方針をそのまま踏襲している。また和泉市独自の市政についても、前市長そのままの踏襲主義である。新市長としての独創性というものはいっこうにうかがえない。したがって、この施政方針全体をみましても、美辞麗句は並べてありますが、内容的には、なんらわれわれが喜んで受け取るべきようなものが含まれておらない。総合的かつ計画的とうたわれてはおりますけれども、施政方針にうたわれておること、さらに予算の裏付け等を勘案してみますと、すべてが場当たりの施策でしかない。しかも長期的な構想あるいは総合計画等がうたわれておるけれども、実質的にはなんら見当らない。こういう面をどのようにつもりで書かれたのか、これからあと、順を追って質問してまいります。

さらにこれも総花的な予算でありまして、1つ1つを取り上げてみた場合に、実現性が非常

に希薄だ。しかもこれに対して積極的に取り組んでいこうという姿勢がうかがわれない。さらに各部課の縄張というようものが、この施政方針並びに予算のうえに現われておく。

こういう点をまず指摘しておきまして、あと順を追って質問をかさねていきます。

最初に公共投資による景気回復社会資本の整備充実による住民福祉の向上、しかも社会資本とは公共事業である、このように規定して、しかもその直後に、慎重な市政の運営として、財政の健全均衡とうたわれているが、この4つの考え方の中に矛盾はないかどうか、1ぺんご説明をしていただきたい。

それから「人間生活の調和の実現」ということがうたわれていますが、これは具体的にどういうことを言われているのか、このご説明をお願いしたい。

それから「総合的かつ計画的に市政を推進」と言われておりますが、この施政方針ではそのことがうかがわれませんので、このことについて、市長がいま持っている青写真を明示していただきたい。

次に4つの柱として、まず第1に掲げられた「未来の街づくりでございますが、「泉北高速鉄道と泉市内への延長を強力に働きかけ」と言われておりますが、どういうことで働きかけようとしているのか。ただ、うたわれているだけで、予算をみても、どこをみても、これを実行しようという姿勢はうかがわれませんが、ただ、並べただけなのか。それともやっぺいこうという意思があっぺ書いたのか。これはもう和泉市にけることは、既定の事実なんです。これを早めることが問題なんです、なんら予算措置もなく、ただ、ここにうたわれたただけでは成果はうかがえない。その点について、明確なご答弁をお願いしたい。

中央丘陵地帯、光明池、黒石山の開発、これも市が独自でやるとかじゃなく、ほとんどが公団なり、企業がやっぺいることで、市はこれらをどのように市の開発方針に則っぺやっぺいこうとするのか、これもついでに答弁をお願いしたい。

第2阪和の実現ということですが、これについては曙光を見出したと書いっぺますが、非常に喜ばしいこととは思いますが、土地区画整理として特別会計で行なっぺいるのですが、今日まで遅れてきたのは、買収方式を適用しないことが大きな問題になっぺおっぺたはずなんです。にもかかわらず、公共用地の購入費というものが8,250万円計上されておりますが、これは区画整理のうえでどういっぺ関係があるのか、説明をお願いしたい。

その他、和泉府中駅前南部の再開発の計画調査とありますが、どう進めていくのかかわかりませんが、予算をみても方向すら見出せない。こういうものも含めてやっぺいただきたい。

あと和泉中央線、和泉府中駅前北通線の早期完成、池田・唐国線の拡幅、小田排水路、東松尾川の改修ということが挙げられてますが、そのあと「緑と自然の保存」ということで、槇尾

山の総合観光開発と黒鳥山公園の整備がうたわれております。緑と自然を保存するならば、榎尾山はそのまま置いておいたほうがええと思う。榎尾山にこれからまだ植樹をしなければ、緑の保存ができないということではないと思います。これからどう開発して自然を保護するのか知りませんが、現状が一番自然だと思う。あるいは現在ある施設を取り払って、元の自然に戻そうとするのか。でないとするならば、これは緑と自然を守ることに付いて当たらないと思う。緑と自然を保存するのはけっこうなことですし、これは当然努力してもらわなければならない。したがって、緑の足らないところ、いわゆる市街地に、大きなものでなくてもけっこうです。たとい10坪、20坪のものでけっこうですから、児童遊園あるいはちびっ子広場という形で、緑のある子供の遊び場をつくっていただきたい。榎尾山にさらに緑を加えるよりも、市街地の緑のないところに緑をつくっていく市政をやっていただきたい。このことをお願いし、返答をお願いします。

さらにこれはすでに何年も前から言っていることですが、和泉市に転在する飛び地の問題でございますが、これは「研究します」とか、「もうすぐ結論が出ます」とか言いながら、2年3年と過ぎてきたわけですが、この点については、いったいどうなってるのか。泉大津市との協定云々と言っておりますが、小学生が、泉大津の小学校へ委託という形で通学しております。ところが、泉大津市民である生徒は適用されるが、和泉市から通っている人には適用されないという。泉大津独自のいろんな教育に対する施策があるわけです。飛び地なるが故にそうなる。しかもこれらの人は税金とか、なんとか、市に関係することは全部こまごましなければならぬ、こういう面をどうするのか。これも3年ほど前からもうすぐ解決すると言ってるが、いっこうに解決したとは聞いておりませんし、現地ではそのことを常に願っております。

なるほど、中央丘陵とか、いろいろ言って、将来の住宅都市を目ざしていくことはけっこうでございますが、現実に和泉市籍の中に市民として生活しながら、そういう不便を感じている人たちをそのまま放置して、新しい和泉市民を迎えようとするのかどうか、この点をひとつはっきりと答弁をお願いしたい。

さらに住居表示でございますが、これは町名変更という形で先般、2カ所が提案されておりますが、この土地造成されていくところは、たとえば建物の番号とかで整理が付くようになってははずです。たとい村名がどうあろうとも。ところがこれも数年前から言い続けておるのですが、いわゆる町名が5つも6つも入り乱れている個所がそのまま放置されてる。しかもそのできない理由は、道路がはっきりしないとか、なんとかということなのですが、そのために都市計画というものがあり、いま、問題になった建築確認等があるはずなんです。道路なんてのは先に予定どおりつくっておけばよい。建築確認したって、ここは道路救やからダメなんだと言

えばいい。それを建てさせてしまってから狭いとか、云々とか言ってる。これは先ほど、課長の責任やとか、市長の責任とか言っておりますが、これは当然、市長の責任である。課長に責任を持たすだけの権限委譲はしてないはずなんです。この点について、これはもう「研究しておきます」ぐらいでは、とうてい納得できません。すでに3年も研究したはずですから、どういふふうに実施するか、ご答弁願いたい。

さらにこの頃で水道未給水地の問題が出ておりますが、これは3次拡張事業が当年度と来年度で終わることになっておりますが、これで和泉市には未給水地は零になると考えますが、そのとおりであるかどうか、答弁を願いたい。

さらに「暮らしをよくするために」人間と人間の連帯意識の結集、人間本位の市政をまず標榜して、誰もが健康で豊かで、お互いに理解し協調しあえる健全な地域社会の建設ということで民生問題が取り上げられておるわけですが、これで心身障害者問題、老人問題、母子家庭問題等の福祉対策、生活保護、入院患者の付添看護制度、保育園2園の新設、国民健康保険の適切な運営、病院の適切な運営、小児科の新設、交通安全のためのガードレール歩道の設置、公害問題を取り上げ、オキシダント測定器の購入、消防出張所の設置、火葬場の運営等が挙げられてるわけですが、これがいままでもあまり言わなかった誰もが健康で豊か、お互いに理解し、協調し合える健全な地域社会の建設に対しての施策の全部だ。しかも身障者の問題、老人問題、母子家庭の問題等は、なにも和泉市が独自でやっている問題ではない。先ほど、誰かトンネル行政と言われておりましたが、ほとんどこれも国、府のやることの代行にすぎない。生活保護の問題についても、そのとおりです。少なくとも、和泉市の独自性というものが認められるとすれば、保育園2園の新設ですが、これも先ほど来、保育園についてはいろいろ問題がありましたが、ここに2つの保育園が予算化されております。旭保育園と鶴山台保育園が同時に出ているわけですが、旭保育園については、金額については別として、一応、こういう形で出るとはわかりますが、鶴山台は購入価格という形で出ておりますが、これはどういうことなのか。小学校の場合は、公団が建てて、こちらから年賦で返すと聞いておりますが、保育園もそのようになるのかどうか。もしそうなるとすれば、今日午前中の直村さんへの答弁は全部うそになってしまう。その点を明確に答えていただきたい。

さらに旭保育園の土地の広さと建物の規模についても、いっしょに答弁を願いたい。

それから適切な運営ということで国民健康保険料の値上げがされると聞いておるわけなんです。このことについては、値上げがあるのか、ないのか。もし値上げをしようとするならばどのような理由から、またどれぐらいの値上げになるのか、はっきりと答弁を願いたい。そしてそれが豊かで、お互いが理解し、協調し、健全な地域社会をつくることにどう寄与するのか

寄与の経路を教えてください。

それから交通安全ですが、ガードレール歩道と言いますが、和泉市には歩道をつくれるほどの道路はまずないといったほうが間違いないと思いますが、たまたまガードレールあるいはガードパイプと言っていますが、依田さんから指摘があったように、こういうものが設置されて交通事故が多く起こっている。昨日の答弁の中でも、ガードレールが設けられたのは通学道路がほとんどであるために、子供が通るんだから狭くてもよろしいと言われたと記憶している。それではガードレールは車のためにつくるのか、歩行者のためにつくるのか、その点をはっきりしていただきたい。ガードレールができたところは、幅一杯のところを車が超スピードで走っており、ちよつとでもこのガードレールから中側へ入れば、はねられることは決まっております。しかもこのガードレールは、2人が並んで通れるようなところは非常に少ない。1列に並ばなければならぬし、対面になった場合、交すことすらできるところがたくさんあります。しかもそのガードレールの切れ目、切れ目には、必ずと言っていいほど車が置いてある。ここを人間を通しておいて、車だけは今まで以上のスピードで飛ばそうとするところに、交通事故がひん発する原因があるのではないかと思います。これは先ほどの依田議員の質問と合わせて、もう1回はっきり答弁をしていただきたい。

こういう観点から交通事故の防止は当然のこと、これが起こったときの措置の問題が大きく取り上げられなければならないと思います。したがって、交通災害総合センターというものを設置する意思がないかどうか。またこれに向かって考えていく意思があるか、ないかを答弁いただきたいし、またここにもうたわれておりますが、和泉病院の問題、これは暫定予算でありますので、今後、どの方向に行こうとしているかはちょっとうかがえませんが、まず脳外科を含む総合病院に1日も早くもって行く。いっさいの病人、急病人も全部が、交通事故である、なしにかかわらず、いつでも救急できる設備をしていただきたい。

さらに公害ですが、オキシダント測定器を設置して、どれだけ光化学スモッグから逃れることができるか。すでに府においては、大阪府下何箇所かにこの機械を設置してやっておりますが、測定は一時間か2時間置きにやってくるはずだ。それが府のセンターへ行って現地へ戻ってくるまでは、少なくとも、1.2時間内外かかる。だから、調査が終わった直後、そういう危険な状態が起こったとしても、2時間後でなければ、その住民は知ることができない。知った時分には病院であったということが出てくるわけです。

こういう問題について、この機械で事足りるとは書いてませんが、これで公害問題が終わったような感じを受けるのですが、公害問題は1人、光化学スモッグだけではないと思います。臭いもあれば、騒音もあり、いろいろな問題で公害が起こっていますが、それらいっさいを含め

て、公害バトロール車が1台ありますが、いまの公害課の陣容では、このバトロールカーが、なにか問題が起こったときに現地へ急行するより方法がないと思う。バトロールなんて僕自体どういふものがはっきりわかりませんが、循環しながら公害を視察調査するという問題ではないと思います。したがって、公害モニターというような制度を設ける意思がないかどうか。

さらに身体障害者の問題ですが、ここにもいろいろありますが、在宅心身障害児、家において外へ出られない心身障害児がたくさんおりますが、こういう人たちの救済をどう考えるか。児童憲章の第11条の精神に則れば、これらの人たちを訪問して救済し、それらの人たちの教育についての精神を述べられているのですが、このことについて、和泉市としては、どう対処しようとするのか、これも答弁を願いたい。

それから老人福祉ですが、いわゆる寝た切り老人、これは現在、和泉市に2人の人がおっすつと回って歩いているとは言いますが、日常の用事を少し手伝ってあげるという程度であります。この人たちの診察治療等をいったいどうしようとしているのか。したがって、手当の支給等は当然のことながら、訪問治療ということを考えられないかどうか、ひとつ答弁を願いたい。

次に「次代にならう少年に恵まれた施設を」ということですが、これはほとんど教育問題でございますので、あと横田議員から質問をしていただきますが、ただ1点だけ、プール設置についてであります。幸小学校と北池田小学校にプールを設置することが出ております。これらの規模とか、立地条件等において金額の差は致し方ないとして、幸小学校のプール、それとともに債務負担行為として、幸小学校の移転のための土地買収というのが出ております。この債務負担は来年度ですが、このほかにプールをつくるのか、プールはいったいどこをつくらうとしているのか。小学校の敷地以外に小学校のプールをつくらうとするのか、この小学校のプールの用地と、小学校の用地との関連性を説明していただきたい。

次に「産業の振興のために」ということですが、市民の豊かな生活を確保するため、農業、企業、商工業の3つに分けてうたわれております。農業については、園芸、果樹、畜産の振興ということですが、農道、水路等の農業基盤の整備、近 農業の近代化及び省力化、また国の方針だと思いますが、米作をだんだん減らしていく、それにしたがってこういうことが出たんだろうと思いますが、市民の豊かな生活を確保するための農業振興策が、たったこれだけしかないのか。もう少し農業振興のために力を入れるべきでないか。

次に繊維については、融資問題ただ1つを取り上げてあるだけです。

商工業については、商工業の展望を明らかにし、振興策をよりいっそう講じたい。商業振興のために、現在やっているのはなにか、さらにそれをいっそう充実していくためには、どういふことをやろうとするのか。

繊維問題については、零細企業と言われ、危機にひんしているこれら中小企業の人たちをどのように救済しようとし、どのように指導していこうとするのか。

農業問題についても、水路、農道とありますが、用悪水路の整備については、ここに挙げてある2つ以外にどこをやらうとするのか、この点もお聞きしたいし、農業だけの排水でなく、市民の生活のうえの排水路をいったいどうしよとするのか、この点もいっしょにご答弁願いたい。

さらに求人対策ですが、いま、企業がだんだん危機にひんしているというか、斜陽化で人員整理が行なわれている中で、また求人キャラバンを行なおうとするらしく、予算書に載っておりますが、この点の是非はともかくとして、どうしても、今年もそれをやらなければならない情勢なのか、答弁を願いたいし、またこの求人対策については、これは恒例のような形になっておいて、どれだけの成果があったかと聞かれても、なんら答弁できない状態です。それよりも少し力を入れる方向を変えて、市内によけいある、いわゆる熟練労働力を企業にもう一度呼び戻すことを考えられないかどうか、合わせてご答弁願いたい。

さらに次には駐車場を設置することが大きくなりたれております。非常にけっこうですが、この駐車場ができたことによって、この車の管理をはっきりしていただきたいし、これについて、どのような管管をやらうとするのか、一ぺん発表していただきたい。ちょっと話や会議をしておいても、「車がじゃまになるから除けなさい」とやられる。議場では聞かえませんが、議場以外では長い話でもきんぐらい車が混んで、「横へよけなさい」とかマイクで呼んでる。このようなことがなくてすむように、車を管理する方法を一ぺん発表していただきたい。

それか庁舎の増築ができましたと言ってるんですが、これも長年の懸案でけっこうなことで、新庁舎が4月から使われるのですが、もう一ぺん、ここで各部課の配置を考へてみる必要がないかどうか。そして窓口の1本化、1人の人が1つの用事で来た場合、1つの窓口ですむシステムをつくっていただきたい。1つのことであっちへ行ったり、こっちへ行ったり、2・3カ所もあっちこちを回らされ、あっちで怒られ、こっちで笑われることのないようにしていただきたい。

と同時に、最近、窓口の扱いがだんだん悪くなってきたという声をうんと聞いておりますので、この点、理事者としても、気が付いた面があったら一ぺん取り上げて説明していただきたい。なれば、こちらから申し上げます。

それとこれも何年間も言ってきましたが、いわゆる市民サービスの一環として、日曜日あるいは5時の退庁後7時ぐらいまでの受け付けをなんとかできないかということですが、「研究しておきます」とか、前向きとか言いながら今日まで来たわけですが、もう相当研究もされた

と思いますので、結論を発表していただきたい。

それから先日提案された職員定数の適正化ということで、それぞれ何名、何名と書いてありますが、一部分、若干については融通するという条項があるが、予算をみると、定員が何名か確保されておるけれども、給与が1銭も載っておらないところがある。たとえば公平委員会のごときは、3名の定員を擁しながら1人もおらない。用事がないんだったらやめときましょ。うや。定員など取らんと、もっと忙しいところへ回しなはれ。監査委員も3名とありますし、説明でも現在、3名と言いましたが、予算は2名しか取ってない。それすら、すでに予算と違っておる。定員をふやすのは勝手、予算のほうは予算のほうで勝手に考えよとしてやったんかわかりませんが、少なくとも、議案と予算は同じでなければならぬと思います。この2点について、なぜこういう差があるのか。昨日出された議案の提案のほうに矛盾があるのか、あるいは予算の間違いか、答弁を願いたい。

それと先ほどの問題と関連しますが、市長の権限ですが、権限の委譲ということをうんと考えていっていただきたい。権限を委譲しながらハンコの行列が必になってくる。しかも権限委譲してないにもかかわらず、市長の印鑑が、市長の知らん間にどんどん押されていってる。依田議員さんの質問にもありましたが、当然、市長の判が押してない道理がない。課長のハンコで府庁や国へ通ずる問題がいったいどれだけあるか、あるとすれば、教えていただきたい。全部市長印が押してあるはずだ。なぜならば、10円の手数料でも市長あてや。戸籍抄本にしろ全部あて名は、市あてのものは市長あて、選管あてとかありますが、その他は全部市長あてです。それが府や国の上級官庁あてに市長の名前がない書類が届く道理がないと思うのですが、この点まず、それだけの権限を委譲し、それだけの責任を部課長が持つことができるようになったのか、答弁を願いたい。

以上です。

- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。暫時、休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは答弁は休憩後にし、3時30分まで休憩いたします。

（午後2時54分休憩）

(午後3時45分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

休憩前の山田君の答弁を願います。

- 市長(藤木秀夫君) 山田議員さんのご指摘に対しまして、お答えいたします。

公共投資の増大による社会資本の整備は、ひいては住民福祉につながるのと考え方については、私は矛盾しているとは思っておりません。したがって、財源の許す範囲で積極的に公共投資を推進してまいりたいと思っております。

予算は総花的だのご批判をいただいておりますが、行政全般にわたる住民の要求を取り入れてまいりますと、勢い、このようになりますが、努めて重点的に財源を配分してまいります。

総合的かつ計画的にはどうかということですが、ただ総合計画がほぼ策定されておりますので、総合計画審議会にも諮問いたすとともに、議員各位にも配布し、ご審議をお願いしたいと思っております。

以上、ご質問に対する大要だけのお答えをいたしました。以下の問題につきましては、関係部課長をしてご答弁させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 総務部長。

- 総務部長(坂口礼之助君) それでは引き続きまして、私の所管いたします事項について、ご質問の順々に従い、逐一、ご説明申し上げます。

まず昌頭、泉北高速鉄道の和泉市内への導入は既成の事実ではないかということですが、山田議員さんのご指摘は、いわゆる泉北ニュータウンの光明池地区まではすでに決定されておるんじゃないかというご意見だと存じます。厳密に申しますと、光明池地区と申ししても、駅の所在地は堺市になるのであります。和泉は光明池地区のごく一部しかなく、現在範囲にとどまらず、現実に和泉市へも積極的に導入するように働きかけていこう。そのためにいわゆる中央丘陵地帯等、将来の開発構想等をはっきりと練り、こういう未来図を持っているので、泉北高速鉄道の和泉市内乗り入れの計画等を策定して積極的な運動に取りかかりたい、このような趣旨でございます。

それから中央丘陵地帯の黒石山、光明池等の開発につきましては、すべてこれらは公団もしくは民間デベロッパーによる開発であって市の方針にどのように従わせるのかという2点目の質問でございますが、これはご指摘のとおり、民間がおやりになるのを、市の計画にもとづいてやらせることはむずかしい問題でございます。光明池地区の住宅公団関係につきましては、開発計画の全容並びに内部の道路計画等、公共施設の設置等についても、一応は、基本的な計

画面の協議が市との間に整っており、引き続き黒石山方面の民間の買っておるところ、それから中央丘陵地帯の南部に当たるわけですが、現在、婦人子供服団地のさらに南側には、かなり民間の業者が土地の確保をやっておりますが、これらについても、開発許可をする段階で、市の総合計画あるいはそれぞれの地域ごとの開発計画にもとづいた開発行為以外は許可しないという考え方でして、そうした開発行為の許可ということを1つの歯止めとして、市の方針に従わせる考えであるわけでございます。

第3点の緑と自然の保存ということと、槇尾山開発計画とは相矛盾するのではないかとのご指摘でしたが、ここに表明いたしました市長の施政方針は、いわゆる緑と自然の保存対策でございますが、都市化の急激な進展から自然の破壊を防ぎますとともに、市民の憩いの場にふさわしい環境をつくるため、槇尾山総合観光開発計画の策定を推進するというふに書いてございまして、緑と自然保存というものは、槇尾山総合開発計画の中で保存していくんだということをおぼえておられるのではございません。それはおのずから、ひとつ切り離してお考え願いたい。

やはり議員さんご指摘のように、都市化の急激な進展の中で、既成市街地、特に市街地に近いところでは緑と自然が破壊されつつあり、その破壊される速度は早くなってまいっておりますので、それらのところにつきましては、開発行為の許可等あるいは公園等による植樹なんかを積極的に進めてまいりまして緑を確保し、自然を保存していきたいという1つの市としての考え方、願いをここにうたわせてもらったわけでございます。

槇尾山総合開発計画については、現在、槇尾山の一部につきましては、国定公園に指定されておまして、非常に風光明 かつ歴史的な観光物といったら失礼ですが、お寺等もございまして、将来、観光資源に乏しい和泉市の中心的な観光地域として、どのような観光開発が適当かどうかを計画研究して参りたい、そのように考えまして今回、それに必要な経費の一部を予算化させていただきたいでございます。

次に和泉市の飛び地の問題の整理をどのようにするのかというお話でございましたが、これは46年度の予算にも計上いたしまして、現在、実態調査を行なってまいっております。泉大津、高石両市、それに忠岡町との境界線を中心として、山手、浜手の双方別れて共同作業によってやって参っておりますが、この段階では土地の地番、泉大津市池痛何番地とか、あるいは和泉市尾井町何番地とかの飛び地の実態、その交錯している実態をつかむための調査でございまして、これが46年度間もなくでき上がるわけなんです。

引き続きまして、47年度におきましては、家屋の所在であるとか、あるいはそこに人間が住んでおるとか、いわゆる建物の用途別調査、それに関連して権利調査等を本年度、泉大津等

と共同でさらに行なっていきたい考えで、予算にもそれに必要な経費を計上させていただきました。これらの調査が少なくとも、47年度中にすべて完了したい。これもかって申し上げたと思いますが、48年4月1日から新しい境界線が設定できるようにということを1つの目標として作業を進めて参っております。47年度におきましては、これは関係各市で議員さん等も含めた行政適正化協議会というものを設置してもらいまして、それらの機関を通じて最終的な境界線の設定を、できれば48年4月1日までに行いたい、このように考えております。

それからバードレールを設置したために交通事故が多発しているという、非常に嘆かわしい結果が出ておるといご指摘をいただいたわけなんです、決して議員さんご指摘のように、ガードレールは車本位に設置するという考え方はございません。あくまでも、走行者の安全を願いとして、ガードレールによって車道と歩道を2つに区別していくためにやらせていただいておりますが、たまたま、依田議員さん等のご指摘もございまして、非常に事故の結果が悲惨な、悪い結果を生んでおることに対しましては、われわれといたしましても、そうした状態がいかんして起きてくるのかについて真剣に取り組んで再検討してみたいと存じます。

もちろん、ご指摘のように車道と別個に歩道を付けることができれば、これはもう何も言うことないんですけど、既設の道路の両側にはすでにたくさんの家屋が建っており、新たに歩道分だけでも拡張していくには、非常に権利調整あるいは投資的事業費の面で至難な点があるだろうと存じますので、さらにわれわれはよく検討し、こういう結果が起きないように最善の努力を払ってまいりたいと存じておるしだいでございます。

それから次に交通災害センターを設置する意思があるかどうかといご質問でございますが、現時点では、残念ながら、そこまではまだ考えてございません。交通災害センターというのはどのような機能を持ち、その機能を果たすためにどれだけの設備、人員が必要かについても実はまだ検討資料を持ってございません。

今日、山田議員さんのご質問に対して、これだけのお答えしかできないことは非常に残念ですが、次の問題の脳外科等の設置等も含め今後の課題としてひとつ研究、検討させていただきたいと存じますので、その点でひとつご了解を願いたいと存じます。

なおオキシダント測定器を設置することになったけれども、それがどれほどの効果があるのか、またその程度のことでは公害対策は事足れりと思っておるのかというきびしいお叱りでございますが、決してオキシダント測定器1台を備え付けたから、公害対策は万全だとはさらさら考えてございません。全くの序の口でございまして、本年度の予算査定段階でも、公害対策の具体策についていろいろ議論もしておりまして、今後、公害の実態に応じ、対策に必要な器

具、施設の整備をはかってまいりたいと考えております。

なおその段階でいわゆる公害モニターと申しますか、そういう制度をつくって、広く市民からの公害に対する問題提起をさせてはどうかというご提案をいただき、ありがたく存じております。公害のみならず、市民の市政に対するご批判なり、ご意見なりを吸収するための1つの制度として、こうしたモニター制度というものは今後、積極的に取り組んでいくべき性質のものだと私は理解しておりますので、公害モニターという専門的なモニター制度にするか、市政全般の中でいろんな部門を受け持つてもらい総合的な観点のモニター制度をつくるか、いずれかにつきましても、今後積極的に検討し、実現に持っていくように努力したい、かように存じます。

それから駐車場の管理の関係につきましては、総務部次長からあとでお答えしていただくいたしまして、次の庁舎増築と各部課の配置、特に窓口の集中化というか、それを再検討せよというご指摘でございました。窓口にかける接遇と申しますか、それが非常に悪いのではないかと。やはり市民本位の配置を考えろというご指摘だろうと存じます。この点につきましては、幸い、庁舎がこの3月末もしくは遅くとも4月10日ごろまでには完成する予定でございまして、その時点で各部課の事務上のレイアウトを再検討したいとは考えてございます。その段階では、一部現行機構も行ないたいと存じてございますので、ご指摘の窓の集中化につきましては、可能限度において実現に努力したいと存じます。

なお窓口の接遇が非常に悪くなっているというご指摘につきましては、まことに痛み入ります。われわれ管理監督の立場にある職員といたしましては、常に各課の窓口の職員に対しては、接遇教育を行なっておるわけなのでございますけれども、それがなお不十分であることは反省しております。今後とも研修会等を通じ、さらに日常の職場における監督者、管理者の教育も強化いたしまして、そのようご批判のないように努力してまいりたいと存じます。

それからかねてから山田議員さんご指摘の1つの重大な課題でございまして日曜日あるいは時間外における窓口業務の受け付けあるいは仕事の執行を実施せよということでございます。かねがね、何回かご指摘を受け、その都度研究なり、検討をかさねてまいっておるわけなのでございますけれども、残念ながら、本日のお答えの中でも、ご期待に沿えるお答えはできかねるのでございます。

まず現時点で実施あるいはそのご意向に沿った形で、そういう方向を打ち出していく第1段階といたしまして、現在では、ほとんど人に依頼するか、また自分で自ら役所にお越し願う以外方法がなかった戸籍の謄抄本交付、住民票の写しの交付とかにつきましては、来たる4月1日から電話によっても受け付けさせていただくというふうに1歩進めて参ろうと考えております。

す。しかも午後5時まででなく、平日でも午後7時まで、土日も午後5時まで、市役所の玄関で依頼される住民票等の謄抄本は交付される措置を購じたい、このように考えておるわけなんです。この内容等につきましては、和泉市の広報をもちまして全市民に積極的にPRしたいと存じております。残念ながら、第1段階としては、この段階までしかまだ進めたということのお答えしかできません。さらに進められるかどうかにつきましては、いわゆる職員の労務管理等、休日勤務等の中でいろいろ問題点もありますので、今後、さらに煮詰めてまいりたい、かように存するしだいでございます。

次は定数の部局別配分と、その配分に対する実人員の配置をどう考えてるかということでございます。たしかにご指摘のとおり、定数と実人員の配置との間には差がございます。ご承知のとおり、職員定数と申しますのは、一応の職員の総数をこの限度においてとどめるということの1つの歯止めとして設定されるわけですし、定数どおり全職員が配置されることはございません。各部局とも多少のゆとりを持つような方法をとっておるわけなんです。と申しますのは、たとえば新しい業務がふえたとか、あるいは事務量が急増したという場合、実人員と定数が全く同じでしたら、たとえば1人の職員を採用したら間に合うという場合でも、いちいち議会の方にご提案申し上げて、定数条例の改正をしなければなりませんので、これはいずこの市町村におきましても、多少のゆとりは持たせてもらってるわけなんです。

たまたま、指摘がございました監査委員事務局定数、公平委員会関係の事務局職員が、実人員と定数に非常に差があるのではないかとご指摘につきましては、そのとおりでございます。一応、現在、監査委員事務局職員と公平委員会の事務職員は、それぞれ兼任という形をとらせていただいておりますので、その意味から監査委員会事務局の専任職員、公平委員会の専任職員という体制をとってございませんので、たまたま、このような定数の設定という形になったわけでございますので、ひとつご理解賜りたいと存じます。

なおこの部局別総定数の範囲におきましては、部局別の実情に応じて、定員をそれぞれ増減できるような措置は、2項の項目でうたわせていただいておりますので、ご了解賜りたいと思います。

次は権限委譲の関係でございますが、これは現在でも、できるだけ事務処理の権限は下部に委譲していく方針は、ずっと以前から持って参っております。したがって、軽易な仕事でしたら、係長段階の責任において専決できる規定もございます。もちろん課長、部長と上位に上がるほど、権限のかなり広い範囲のものがそれぞれの職責に委譲してございまして、今後ともそういう方向をとって参りたいと存じますが、たまたま、先にどの指摘等もございましたように、それではどの程度の発表者の名前をどのように規制するのかという点でございますが、通常、

やはり対外的な文書の発信者は市長名をもって行なっております。ご指摘ございましたように、まして、上部機関に対する公文書のほとんどは、市長名になってございます。たまたま、建築確認に関する件につきましては、開発課長名で行なっておるということとございますが、これはいわゆる建築確認の確認の権限というのは、市町村にはないわけですが、ご承知のとおり大阪府の建築指導主事が持っておるわけです。したがって、建築主事の権限において行なう行為でございますが、たまたま、和泉市内において新しい建物が建つとかいう場合、こちらの市域内において行なわれる行為でございますので、いわゆる委託料というか、助成金というか、幾ばくかの金をもらって、その建築確認の出しやすいように、実情だけを市の方で調査し、状況を報告してあげることになってございますので、市本位の業務ではございませんし、そういう角度から開発課長の公印でもって経過しておるという実情でございます。

以上、まだ漏れてる点があるかも知れませんが、私が記録しました中で、私が所管しておる範囲のことを簡単にご説明申し上げます。

なお引き続きまして、駐車場の管理関係につきましては、総務部次長から答弁をさせます。

- 議長（貝淵博治君） 総務部次長。
- 総務部次長（井谷義雄君） 山田議員さんのご指摘は、いわゆる増築庁舎が完成した時点における駐車場並びに自動車の管理をどのようにするのかということじゃないかと思えます。

現在、建設いたしておる庁舎のために市民の方々に非常に迷惑をかけておりますが、この点深くお詫び申し上げたいと思えます。庁舎が完成した場合、第1点に考えておりますことは、いわゆる日常の車両数並びにそれに対応するところの駐車場面積、これから考えますと、駐車数は1日平均して来庁される市民の車が約40台を見込んでおります。なお職員等の通勤車150台、合わせて190台が常時、必要となってくるということとでございます。

これに対応する駐車場としては、玄関前約30台、新しい駐車場60台、庁舎裏120台、合わせて約210台分が駐車できるということとでございますので、現状では、一般日常では十分駐車できると考えておりましたし、いままでのように複層した場合、たちまち呼び出さないかということはないと考えておりますし、私たちも十分駐車場、車両の管理もいたしまして、そういうことのないようにしたい、かように考えております。

なお庁舎完成後の庁舎の駐車区分といたしまして、新駐車場につきまして市民の駐車場あるいは玄関前についても市民の駐車場として使っていただき、職員の駐車は、主として庁舎裏を充てたい。ただし、これは日常普通の場合でございますが、集会とか、大きい催し物があったとかの場合には、当然、市民の方にご迷惑をかけることとなりますので、その場合には現在、庁舎外に駐車場を借りておりますし、なお無償で借れるように現在、交渉しておる土地がござ

いますので、その場合には、職員の分を庁外に移し、市民の分をそこに充てたい、かように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 教育長答弁。

○ 教育長（葛城宗一君） 教育関係の2点のご指摘について、お答え申し上げたいと存じます。

まず在宅心身障害児の教育指導についてであったと思いますが、義務教育の趣旨に照らしてどんな子供たちにも教育を受ける権利を保証しなくてはならない、この趣旨は至極ごもっともなことでございます。現在の指導方法といたしましては、46年度から府の施策と実態調査等と相待ちまして、訪問指導教師という位置付けを明確にいたしまして、各家庭を週4時間以上の訪問指導を行っております。本市の該当者は12名でございます。しかし保護者の協力を得難い、すなわち私の方はけっこうだということでご理解をいただき難い家庭等もございまして、現実に積極的に受けたいというご家庭は2名でございまして、これらについては、府の訪問先生をもって指導に当てるような実情でございまして、

さらに本年度調査においても、この保護者等の理解と協力を待って、教育の機会の保証を積極的に進めなきゃならんということで府のほうにも強く要望いたしまして、さらに1名の訪問先生の増員を希望いたしまして、必ず配置願えるものであると一応、確信しております。ご趣旨に沿うように義務教育の機会の保証と、お子たちの教育条件をより充実するために今後努めてまいりたい、かよう考えます。

次のプール設置についてのご指摘でございますが、至極ごもっともなことと存じます。ご承知のように、対策事業を積極的に押し進めていくなかで、幸校区の小中学いずれにもプールがございません。しかも校地の狭い学校関係の改善事業の事情等もございまして、毎年、府、国にこれらの補助対象としての協議が整いながら、今日まで遅延したような事情でございまして、

それらの事情から、国、府への補助要望は、終始一貫、幸小学校名をもって協議を整えてまいった等の経緯から、小学校予算に小学校プールとして計上したしたいでございまして、

設置の規模、場所等につきましては、小中兼用の併用できるものを山手中学校の前の空地に一応、位置付けを予定しております。山手中学校につきましては、環境改善整備事業等云々にかかわらず、幸校区の社会人口増を勘案いたしまして、早期に新しく規模の整った理想規模の学校として位置付けをいたしたい、かよう考えるのでございます。

その後の中学校のプール等、学校施設の活用をいったいどうするのかというご質問でございますが、これらの転用、活用につきましては、青少年の活動の場として、せっかくの投資をむだにしないよう、将来、社会教育施設としてその効用を十分発揮してまいりたい、かよう考えるのでございます。この点、ご賢察、ご了承いただきたい、かよう存じます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 事業部長（中塚 白君） それでは飛び飛びではございますが、私の所管にかかるものからご説明申し上げます。

まず冒頭の第2阪和国道の公有財産購入費でございますけれども、ご承知のように、これは区画整理の中で公共用地費という形で出るのはむずかしいということでございますが、第2阪和の区画整理の場合、減歩補償3,750円を支給することになっております。3,750円につきましては、一応、一部用地取得をするという形でございますので、公有財産購入費という形でみております。

それから府中駅前南部再開発については、予算書では一応、調査段階でございます。ご承知のように府中駅前は、ここ数年前に防災街区という形でやっておりますが、現実、泉大津・粉河線と防災街区の間はご覧のような形でございます。この道路を拡幅するのみでは再開発はできないのでありまして、やはり区画整理の手法を講じてやっていきたい、その前段の措置としての調査でございます。

それから住居表示の問題につきましては、あとから担当課長からお答えさせるといたしまして、農業対策でございますけれども、これにつきましては、本市の農業の基盤は、みかん、花、疏菜の3本の柱でございます。少なくとも、これを振興していくのが農業振興でございます。いろいろ近代化施設の充実とか、方途がございます。なおその他につきましては、近年、特にみかん等、特産という形はなくなってございます。われわれといたしましても、できるだけ、国、府なりの助成を仰ぎ、これらの施設の充実をはかっていきたい、かように存じます。

なお農業基盤の整備として、農道、水路、溜池等につきましては、年次計画を立ててやっていきたい。たまたま出ておりました水路の改修等については、現在、和泉市では排水、下水路の完備もされていない関係上、用水路を兼用しているのが実態でございます。一応、農業用水路として捨てるものは捨てていく。それから浸水対策等、土木事業として扱えるものは扱ってきたい。残る分につきましては、少なくとも、下水道の完備をやらなければならない実態でございますけれども、ご承知のように、私どものほうは海岸線を持たない地域でございます。これをやる方法といたしましては、やはり大津川流域の関係都市が合体して、流域下水道という形にもっていかなければ、河川汚濁の終末処理水を現在の川に流すことはできませんので、当然、大阪湾岸の関係市、特に大津において処理されなければならないであろうということで、昨年来より流域下水道については、関係市が寄り、一応、流域下水道をやることについては大阪府の内話は得てございます。しかしこれについては、かなりの費用と年月がかかりますのでその間、やはりある程度、現有の水路の応急措置なり、緊急なものについてはやっていかなけ

ればならないであろうと思っております。そういうことで、この整備については、順次、緊急を要するものから考えていく方針でございます。

それから商工業振興策でございますけれども、先ほど、依田議員さんのご質問にお答え申し上げましたように、和泉市は残念ながら、商工業の実態を把握していません。はっきり申し上げて、実際のままで、商工業に対する抜本的な対策をなんら講じておらなかったというのが現状でございます。それを遅ればせながら、産地産業診断というものを能率研究所、大阪府等一体となりまして最近、診断、調査をいたしまして、そのデータが4月中旬ごろに出る予定でございます。そのデータで実態を把握したうえで、少なくとも、今後の和泉市の経済のあり方というものを考えていきたい、かように存じます。

なお求人対策でございますけれども、なるほど議員さんおっしゃるように、ちょっと時代逆行のような感じを受けるわけでございますけれども、現実、当市の実情といたしましては、やはり中卒が不足してるのが現状でございます。これを打開する道としては、今年もやはりキャラバン隊を編成して求人していかなければならないということで、本年度も一応、求人対策費として計上させていただいたわけでございます。

なお先ほどから問題になっております熟練者再就職、企業廃止に伴う再就職者につきましては、市が流出をできるだけ防止するような措置は考えていかなければならないわけでございまして、当然、国の方針としても、これらのドルショックによる企業廃止に伴う失業者の救済、再就職は、対策として考えられております。和泉市としても、現在、市内にわかれる人の流出は極力防止するようにはかかっていきたい、かように存じます。

以上、非常に簡単でございますが、一応、私の方の所管について終わらせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 開発課長（宮本福秀君） 住居表示につきまして答弁いたします。

住居表示につきましては、旧市内をぜひ実施せよというご質問でございましたが、旧市街地につきましては、昭和41年2月、府中町、肥子町を実施いたしまして、昭和42年2月、伯太町、池上町の一部を実施いたしました。47年度におきまして、旧市街地を計画しております。当面、黒鳥町の地域を抽出いたしまして、おおい、全域に広げていきたい考えてございますので、よろしく願います。

なお建築確認の件につきましては、総務部長さんからご答弁がございましたので、省かせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 水道部長。

○ 水道部長（神田平吉君） 第3次拡張計画が完了した場合には、未給水地区がなくなるとい

りことですが、お説のとおり、第3次拡張計画が完了すれば、未給水地区は解消いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 社会児童課長（森 保君） お答えいたします。

鶴山台団地の購入価格についてのご質問でございますが、午前中も直村議員さんにお答え申し上げましたとおり、財源については、公団よりの還付資金によって建設いたします。予算計上してございますのは、公有財産購入費で挙げてございます。ケースはいろいろございまして3年償還、単年度償還とございまして、本年は単年度償還で全部で4,460万円、まだ詳細についての公団側との最終的な打ち合わせもやっておりませんので、予算段階でございましてその点はひとつご辛抱願いたいと思います。

2番目の旭保育園の土地の広さと規模でございますが、面積は1,796.05平方メートル（543坪）でございます。建築面積は1,800平方メートルでございます。

以上、簡単ですが、よろしく願います。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 保険年金課長（高橋正弘君） 国保問題についてお答え申し上げます。

保険料率の件でございますが、現在の保険料率は、去る44年に引き上げられ、3年間据え置かれておりますが、その間、国保会計の支出の9割以上の医療給付額は2倍になっております。こういった状態で、昨年度は630万円、本年度は約5,000万円に近い赤字が見込まれるわけでございます。

この状況に加えまして、先般、厚生省より発表された医療費の1.2%という記録的な引き上げによって、新会計年度はより決定的な影響があると考えます。このままの状態であれば、新年度約7,000万円近い赤字が見込まれます。

これに対し歳入面では、昨年度と本年度の赤字を補ってまいった繰越財源も、新年度はほとんど見込めない状態でございます。この結果、新年度予算において収支均衡した健全財政を保持するためには、保険料収入としては、2億7,000万円見込まざるをえないことに立ち至りたいでございます。この保険料収入としては予算書にございすように、昨年度より6,967万円の増収を見込んでいるのでございますが、その中味として約10%が自然増収、また滞納繰越分を昨年度より約900万円の増額を見込む等、これらを除き、新年度分において約21%の実質引き上げ、料率のアップでございます。

以上のようにございまして、料率引き上げは必要最小限度にとどめておりまして、ただいま申し上げた事情でございすので、よろしくご理解願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 山本君。

○ 福祉事務所長（山本武雄君） 寝たきり老人対策についてお答えいたします。

このことにつきましては昨年、ホームヘルパーによりまして、市内全域にわたって寝たきり老人の実態調査を行なった結果、145名の該当者がございましたが、そのうち50名が単身の寝たきり老人でございまして、うち35名が重度の老人でございましたので、さっそく、この人たちに適応した老人特別養護施設に収容していただいでございます。残り15名の軽度の単身のものについては、ご存知のとおり、老人家庭奉仕員2名をもって、これらの方の日常生活のこと、洗濯等を巡回を行なっております。

その他、今後の施策として、寝たきり老人家庭にプザーの設置、浴槽、便器の支給、修理等を行ないまして、老人の福祉増進をはかってまいりたいと存じております。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁は各部課にわたって終わったわけでございます。山田君どうぞ。

○ 3番（山田清二君） なお詳しくは予算委員会を通じてやっていくので、あまり細かいことは言いたくはないんですが、2・3再質問したい。

日曜の執務の問題ですが、残念ながら、期待に沿うような答弁はできかねる。ただ4月から電話で受け付けをやるということなんですが、電話受け付けをして間に合うほどのものは、みんながそれほど困っていない。市民が1番困ってるのは、どうしても本人が出頭しなければできない問題だ。これは先ほど、休憩中の話ですが、警察へ出頭しても非常にやさしい言葉でいろいろ聞いてくれる。交通違反で指摘されても、免許証を出しなさい」とか、「みせて下さい」とか、「ここでこんなスピードを出すのは違反になりますよ」とか、「住所はどこですか」と親切丁寧に聞いてくれて罰金取るんです。ここは「日曜日はあきません、用事があつたら休んできてもらわないけまへん。」きたら、あんまり親切丁寧やなくて税金を取る。言い方が悪かつたら出直してこなければならぬ、あるいは何か1つ少し不備な点があつたら、「こんなもんあきまへん」という。だから、窓口のサービス問題も出てくるし、あっちへ行け、こっちへ行けという問題も出てくる。夜は職員の労働条件の問題でできないとしても、一切の時間外の執務をやらないのかどうか。昨日ですか、6時あるいは7時ごろに1階に電気をつけてました。誰もおらんに電気つけてたのか。自分たちの用事があるときにはいくらでも残ってる。だけど、市民の要望にはお応えできませんという、そのことがおかしいと言ひんです。なぜできない、はっきり言いなさいよ。近隣のある市では、4月1日から実施するようになります。ただし、日曜日に出た場合、代休を出すという。それどは困る。代休が必要なときにはいただきたいが、これは当然、時間外勤務として計算して給料の対象にしたい。もしそうするならば、全日曜日を手分けして出勤してもよろしいという答弁が出てきた。したがって、4月

1日から各出張所一斉にやるというところが、ほん近くにありますが、出張所のあるところなんかあんまりないからわかると思いますが、これも一部抵抗はあったと聞いてます。あくまでも公務員といったって人間ですから、当然、法によって守られていかなければならんとしても、なにも日曜は必ず休まなければならんという法令ではないと思うんです。しかも人員云々の問題がいま出てたわけですが、今回は一挙に100何名かの定員がふえた。4月1日からふえる。それで一部分の人が代休を取ったら仕事がマヒするという状態だとするならば、いままで何をやっておったか、どうしておったか聞かなければならない。4月1日から一べんに仕事がふえるわけではないはずだ。できなければ、時間外で消化してきたはずだ。それがこのことについてだけできないというのはおかしい。この点について、もう一回、なぜできないのかということをはっきりしていただきたい。

それから住居表示ですが、こんどは黒鳥地区をやりますという、一番困ってるところをやってほしい。市自体にしたって困ってるのと違うか。もし市民税を徴収に行くとしたらたちまち困るはずなんです。たまたま、地元で協力者がおるとか、なんとかやっていけるかしらんが、市が直接徴収に行く。そこにいる人はほとんど源泉徴収かもしれませんが、もしそれが全部普通徴収で、市から直接行くとなったら、真っ先にこの住居表示をやるはずなんです。これをみると「人間性」とか、「人間と人間の調和」とか、「豊かな暮らし」とか言ってるが、市民が直接困ってることを放っておいて、そして何が人間性であり、人間関係だ。大勢の市民が非常に困ってるんだ。そのために郵便物すら3日も、4日もかからんとこない状態のところを市内にようけある。飛び地でなくてね。そういうものを調査します。検討します。それでもこっちが先でございます。鶴山台なんか、ちやんと先にしたる。家の建たんときから住居表示の準備できてるやないか。相手が大きな団地であり、そこからいくらでも金が出るんやったら喜んでやるけれども、あまり裕福でない生活をやってる人たちの集団のところは、税金も少ないし、寄付も出ないから放っけばよろしいという市政をやっているとと言われても、そうではないんだという言いわけがあるんやったら言うてみなさい。困ってる人は、いつまでも困らせ金のある人は、何でもすうすうとできていく。そういうものがなぜ市民サービスを標榜し、市民の豊かな生活を確保しようとする市長のもとで行なわれるかということなんです。

求人にしてもそのとおりです。中学校の卒業生が必要なんですというのは、なぜ中学卒業生でなければならぬか。低賃金でごまかそうとするからなんだ。しかも遠くから雇ってこなければ、寮に閉じ込めておくことができないからなんだ。人間を倉庫に入れてかぎをかけるような雇用政策を実行しようとする。それに市が金を出して助長していかうとする。しかも片方はいままで仕事をしておった。ところが政府の政策、市政の貧困で、困ってる人が失業のまま

でやらなければならない状況であることを一ぺん調べてみなさい。事業部長は正直に、そういう点については調べてなかったと恐縮してはいますが、なぜ調べなんだと言ったって生がおまへんが、新年度の予算でこういうことをやりますというまでには、一応、調べておくべきだ。これこそ、「貧乏人は生かさず殺さず」でいこうとする徳川幕府の政策と何ら変わらない。力のあるものの言うことは何でも聞いていくが、力のないものの言うことは放っときましょうというのが現在の和泉市政なのかどうか。片方はいろんなことを法律にしたがってやっていくと言いつれども、いま、僕が言ったことだけじゃなく、全部法令にしたがって当然、やらなければならないことなんです。そういう面を考えて、もう少し誠意のある答弁をしていただきたい。住居表示の問題、それから日曜、休日の問題、求人キャラバンの問題、その3点だけはただちに返事をしていただきたい。

もう1つは寝たきり老人の場合は、いろいろ世話せよというんじゃなく、病気のときに医者へ行かれんから、医者が往診などをしてあげてほしいという制度をつくれということです。病院は往診しまへん。町のお医者さんへ行っても、なかなか金のないところへきてくれまへん。

確かに金の世の中では、せめて法律の中で当然、やらなければならないことぐらいは、金のない人にやってほしいということです。その点、このことだけ返事をしていただいたら、ちょうど時間となります。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 休日勤務の面についてお答え申し上げます。

ご指摘の点、長年、いろいろと山田議員さんからお叱りを受けてまいってございますが、非常に現時点では、申しわけないのですが、電話による受け付けを行なってまいりたいという段階以上のことは、実はお答えできないのでございます。いろいろ休日に働いたっていいじゃないかというご意見もあり、時間外勤務にしても、自らの適当なことではやっておるじゃないかというご指摘、まことに痛み入るわけなんでございます。もちろん、日曜であれ、祭日であれあるいは時間以外の勤務についても、事実上、勤務しておることは再三でございます。したがって、決してそういうときに働くのがいやだということを申し上げておるんじゃないでございます。問題は、一定の休日、あるいは時間外を1つの勤務状態の中に恒常化するということにあるのでございます。その職員が与えられた仕事をすまじ切れずに、自らの責任もあって時間外に勤務することは再三あっても、これは必ず第1日曜は、午前9時から午後5時までは当然、勤務しなければならないとシステム化してしまうことについては、非常にやはり問題があると考えておるわけなんです。これは日本の社会にも、非常に労働者階級を擁護し、労働条件を改善していく方向が明らかになっておる段階で、休日あるいは時間外に当然、勤務しなければならないんだということを制度化していくことは、まだまだ検討し、究明していかなければ、現時

点で、私は積極的に実施いたしますという方向付けはちょっとできないのでございます。非常に残念ですが、そのように思います。

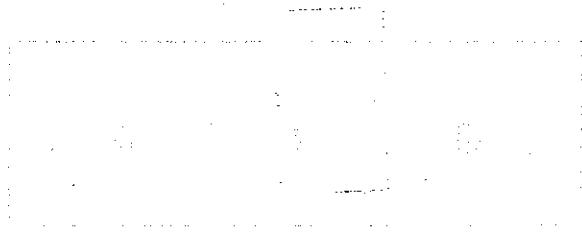
- 3番(山田清二君) それでは市民会館は月曜日に休んでると思うが、あれはどうか。日曜日休みにしたのを、勝手に月曜日にしてるんですか。規則で決めたんでしょ。市民会館ではできるが、こちらではできへんのか。
- 総務部長(坂口礼之助君) 市民会館につきましては、週1日の休みを日曜日から月曜日に変更したということでございまして、いま、申し上げておりますのは、いわゆる日曜日に勤務したものは当然、次の段階で代休を渡すんだという考え方であればいっしょじゃないかというご意見だと思いますが、われわれはそのように代休でもって処理できないというふうに考えております。卒直に申し上げて、職員の労働条件の変更になるわけです。当然、これは市の職員団体との協議事項でもございます。われわれ管理者の考え方だけで、一方的に実施する条項でもございませぬし、現在の社会情勢あるいは労働条件の改善方向の角度から検討いたしまして現時点で協議が望み可能性はないだろうとわれわれはみておるわけなんです。
- 3番(山田清二君) 役所のやることは期限付きなんですよ。たとえば税金のことで話し合いしなければならぬ問題があったら、たまたま、役所の出勤の日に自分が休みになる日を待たな生まへんな。たとい1年かかろうと、3年かかろうと、それだけ確認できるんやったらけっこうです。
- 総務部長(坂口礼之助君) それは非常にむずかしい問題でございまして、それじゃ市役所が土曜日午後、日曜日に勤務していないから、時間的に協議できん。したがって、自分が自ら会社等に欠勤できる日を待つ以外に方法がないということですが、私は「それより仕方ありませんな」ということはお答えできません。実情に応じて処理していただく方法を考えていたのかんと、ちょっと私の段階では、「生ませんな」ということは申し上げられません。よろしくご了解願いたいと思います。
- 議長(貝淵博治君) 本日は以上をもって終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、これにて散会いたします。長時間まことにご苦勞様でございました。明日も午前10時定刻にお願いいたします。

(午後4時56分散会)

第 4 日



昭和47年3月16日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第4日) 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	財政課長	庄司清
助役	辻忠夫	課税課長	西川喜久
助役	藤田利	兼納税課長	内田繁
収入役	橋本炳	交通公害課長	宇沢清
総務部長	坂口礼之助	民生部次長	杉本忠彦
民生部長	大和茂治	市民課長	高橋正弘
事業部長	中塚白	保険年金課長	西岡正志
同和对策部長	小林一三	衛生課長	森保
水道部長	神田平吉	社会児童課長	森保
消防長	赤阪久	福祉事務所長	山本武雄
総務部次長	井谷義雄	兼土木課長	神山一郎
兼庶務課長	橋本昭夫	開発課長	宮本福秀
企画課長	平野誠蔵	建築課長	林徳治
人事課長		経済課長	門林六男

同和対策部次長 佐原 行雄
 推進調整担当課長(総括・教育) 逢野 一郎
 推進調整担当課長(総括・民生) 生田 稔
 推進調整担当課長(事業) 浅井 隆介
 幸会館分室長 吉田 利秀
 会計課長 片桐 武雄
 水道部次長 田中 稔
 営業課長 高橋 新平
 工務課長 福本 喬久
 監査委員 堀田 徳治
 監査事務局長 吉岡 昭男
 選管委員長 味谷 日吉

選管事務局長 青木 孝之
 教育委員長 堀内 由延
 教育長 葛城 宗一
 教育次長 阪東 重信
 教委総務課長 紀之定 藤与 茂
 学校教育課長 唄 幸治
 社会教育課長 広岡 史郎
 同和教育指導室長 竹内 義一
 開発協会事務局長 西川 武雄
 開発協会総務課長 山本 俊兼
 開発協会用地課長 中西 淳富

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 上野 稔
 次長 北野 丈夫
 調査係長 大塚 俊昭
 議事係 西垣 宏高

(午前10時35分開議)

○ 議長(貝淵博治君) お早うございます。長らくお待ちいたしました。議員の皆さんには連日、まことにご苦労でございます。本日も多数ご出席を賜わりまして、ありがとうございます。

それでは局長をして本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは16名でございます。井上議員さんが遅刻の届け出が出てございます。その他の方につきましては、追っつけおみえになるものと思います。現在16名ご出席になっております。

開 議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告通り、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝淵博治君) それでは昨日に引き続き一般毎びに総括質問を続行いたします。

5番 横田君。

-
- 5番(横田憲治郎君) 一般質問をさせていただきます。端的にお尋ねいたしますので、誠意と責任のある答弁を要求いたします。

私の質問は教育行政、衛生、社会福祉の3点にわたって、それぞれ数点、申し述べて参りたいと思います。

まず最初に教育行政の諸問題でございますけれども、本件につきましては、市長は施政演説の中にも「次代を担う少年に恵まれた施設を」ということで、特に意を配して教育行政に取り組んでいると表明をせられているわけでありましてけれども、現下の和泉市の小中学校、教育行政の中でいくつかの課題を取り上げ、教育委員会にお尋ねして参りたいと思います。

まず昭和47年度から中学校におけるクラブ活動が、正科目に組み入れられることが文部省からはっきりと打ち出されておりますけれども、これに対処する体制が本年度予算をみる限りでは、なんら措置されていない。このクラブ活動は、1つのクラスを離れて、共通の興味、関心事について、生徒が自発的に組織をして、そして文化的にも、体育的にも、また連帯感あるいは主体性というものを養う科目として、47年度から正科目として位置付けられようとしているわけでありまして、年間35通にわたる正科目としての授業内容を持たねばならないとなっておりますが、国、府においても当初からこれらのことがなんら予算措置もされていないし、

現場である市教育委員会においてもなんら予算措置がされていない。

このクラブ活動費というのは、各中学校に照会を出しましたけれども、だいたい年間を通じて1科目、100万円程度が最低限見込まれる。今回の予算をみる限りでは、全額50万円少々しかないという現況のなかで、中学校1つの単位で約20ないし30の新しい正科目がクラブ活動としてのみ予想されるなかで、これらもまた生徒会費やPTA会費にゆだねようとしているのが現況であります。これらに対する基本的な考え方、施設の不備あるいは備品の購入、指導員の配置等々について、どのような具体策をもって対処せられようとしておられるのか、お尋ねしたい。

第2点目は施設の問題でございますけれども、先般来、常に教育委員会に要求もし、機会あるごとに叫んでいるわけでございますけれども、また先般の一般質問でも総務部長から答弁がございましたけれども、いわゆる教育施設の提供は当然のことであり、現場から陳情を受けてそれに対処するという後進的な考え方ではまかない切れなわけでありまして、予想される自然増、社会増に対しては、すみやかに手を打っていくのが当然のことであります。

しかるに各小中学校では建設特別委員会なるものを設置して、PTA、学校当局一丸となつて、市教育委員会あるいは市当局に陳情をなさねば校舎の増改築はしてもらえないという現状のなかで今日まで推移しておるのであります。国府小学校は48年度においては2,000名を越えようとしている現況のなかで、また教室の不足が言われております。これらに対しても、いつもの本市の教育委員会、また市当局のパターンというのは、まずもって、パイプ教室で一時的のぎをし、やむをえない措置のなかで、債務負担等の措置で校舎を建てるといふ、どなたかの答弁にございましたが、あと追い政策もはなはだしい現況であります。これらの実態を、全市的にどのように小中学校の施設の充実を考えているのか、具体的な計画を立てるべきであると思いますが、考え方、また基本的、具体的な計画を立てておろうと思っておりますので、その点について、明確にお示しを願いたい。

さらに木造校舎の鉄筋化が時代の必須要請となっておりますが、本市の小学校に相当数の木造校舎がございます。これら木造校舎は、電気配線等々の不備から自然漏電という形で、ここ数年間に数カ所、火災が発生して、その原因不糾明のままに終わっているからであります。これらの老朽、木造校舎の鉄筋化も含めて、起こりうるであろう社会増、自然増を事前にキャッチしながら、具体的な教育施設の充実の観点に立ってどのように計画がなされているのかお示し願いたいし、当面の国府小学校の教室不足の問題についてはどのように対処されようとするのか。仮称 和泉第2中学校の用地が一応取得されて、48年4月開校見込みで、本予算で造成費が計上されておりますが、48年4月からは全き中学校として発足出来るのか。それに

伴って、国府小学校における校舎、教室不足の問題、新しい小学校の増設という問題も合わせておろかしたいのであります。

第3点は、施設の管理の問題でありますけれども、前から消防署の方へお願いをいたしまして、各小中学校の管理の消防法にもとづく防火体制というか、そのような諸点についての調査を願って手元に資料をいただいたのでありますけれども、ほとんど完全でない学校の方が多い。なんら指摘されない学校はわずか2校、新設の黒鳥小学校と鶴山台小学校、あとの11小学校6中学校は、すべてにわたって消防法に違反する諸点が指摘されております。具体的な点は予算委員会にゆだねるとして、これら一連の公共施設、なかんずく、小中学校の維持管理について、教育委員会はどうのように指示をされ、指導をされているのか、おろかしたい。

さらに第4点目は、学童災害救済制度を提唱したいのであります。現在、学校安全会という名目で、学校の授業の範囲内で児童が負傷、災害等にあった場合は、その医療費の半額が安全会から給付されることになっておりますが、これら児童を通学、下校、家庭の24時間、すこやかな成長を願う市長の真真、これらを保護し、またまさかのときに備えていこうとするような制度が各自自治体で叫ばれ、制度化もされておりますが、年間を通じて50円ぐらいの基金で市あるいは教育委員会から補助を出し、けがをした場合の段階に分けての救済手当制度を提唱したいのであります。教育委員会で考えておられることがあるならば、おろかしたいのであります。

それと第5点目は、幼稚園の併設問題であります。まず保育関係の社会児童課におろかしたいのであります。

現下、1,400ないし1,500名といわれる保育所保育児のなかで、俗にいう自由契約児がどの程度いるのか。当然、就学前1年あるいは2年の幼児教育の必要が叫ばれているから幼稚園に収容すべき児童であろうと思っておりますけれども、これが保育所の中にどの程度いるのか。

それを合わせおろかしたいつつ、教育委員会におろかしたいのは、小学校に幼稚園の併設は当然、いまの社会情勢、教育情勢の中で言われておりますけれども、今後の小学校の増改築に伴う建設工事の中で、幼稚園の併設も含むべきだということを提唱もしたいし、おろかしたい。これらについての考え方をおろかしたいのであります。

さらに交通地獄とも、交通戦争とも評される深刻な社会問題としての交通安全の問題がございますけれども、幼い児童生徒を交通の災禍から守っていく意味からも、また幼き日から交通安全の道徳、倫理というものを徹底する意味からも、教育課程の中で交通安全の指導というかそういうものがなされていなければならないと思っておりますが、副読本等この活用によるこれらの指導が、学校教育の場でどの程度行なわれているかをおろかしたい。

合わせて交通児童遊園ですが、これの設置が長年の願望として今日まで参っているわけでもありませんけれども、46年度予算で計上されておりますけれども、これをどこに、どのような形で46年建設されようとしているのか、もはや47年度を迎えようとする今日、これらの進捗状態をおうかがいしたいのであります。

最後に社会教育関係になりますけれども、施政方針のなかでも市長は言われておりますけれども、「青少年に恵まれた施設を」ということで、文化教育センターなるものを総合的に設置していくように努力するということでもありますけれども、具体的な構想はいかにとおうかがいしたいのであります。三井さんの質問の答弁の中にもございましたけれども、観念論じゃなく具体的にいつ、どのような目標で、どこへ、だいたいの候補予定地を数カ所持ってるんだらうと思っておりますので、おうかがいをおきたいと思っております。

最後に先ほどの施設の充実の項でも申し上げましたけれども、本年、本市小学校で創立100周年を迎える小学校が3校あると聞いておりますがすでに1校は創立100年祭を終わったようにも存知しておりますけれども、これらの記念式典なり、講堂あるいは体育館なり校舎等々の落成段階における催しの問題でありますけれども、終始、形式点に、PTAにおもねる姿でありまして、これらの現下の実態をどのように把握しながら、教育委員会はどのような指導の手を差し延べようとしているのか。指導そっこの中で、ただ校長と一部父兄の方々の惰性的な、あるいはまた自己逃避的な式典に終わっていないかどうか、その点についておうかがいしたいのであります。

教育委員会関係は以上です。

以て衛生行政について3点、簡単に質問いたします。

塵芥の不法投棄が絶え間なく続いておりますが、これらの処理についてどのように対処されようとするのか。予算書を見る限りは具体的なものはうかがえませんので、おうかがいしたい。

2点目は、ごみ戦争とも評されるこれらの問題は1日もゆるがせに出来ません。これらに対する具体的に、長期的な展望をいかめぐらしているのか、衛生当局におうかがいしたいのであります。

そこで提案したいのは、これら塵芥の収集について、いわゆる不燃焼物の処理問題でありますけれども、一部企業あるいは商店、ショッピング等々、スーパーなども合わせて、必要以上の包装あるいは不燃化物については、自主的、自発的にこれらを処理していく、また使用しないという方向で協力を求めなければならぬと思っておりますが、基本的、長期的に増大するごみに対する対処策をおうかがいしたいのであります。

さらに3点目はし尿処理の問題でございますけれども、機会あるごとに各議員からも意見が

出されておりますけれども、いまだにこの問題が解決されない。業者が悪いのか、あるいは市当局の指導監督の不徹底なのか、あるいはまた各家庭のそれを迎える態度が悪いのか、奈辺に原因があるか知りませんが、糾明はしておりませんが、少なくとも、市当局が責任を持って快適な環境保持のために、このし尿処理問題はスムーズに運営されるように、適切な措置が講ぜられて当然だろうと思っておりますけれども、業者あるいはそれを受ける家庭も不満が絶え間ない実態をどのように掌握されているのか、おうかがいしたいのであります。

過半来、聞くところによると。集金をしにきても、取ってないから集金に応じない、金払えない。ところが金払わなかったら取ってやらないという、いちごっここのトラブルが起きている。言語同断の問題であります。衛生当局はこれらの問題をどのようにキャッチされ、どのような手を打っているのか、おうかがいしたいのであります。本件については、答弁しただいはっきりさせていきたいと思っておりますので、おうかがいをいたします。

最後に社会福祉の関係でありますけれども、身障者の扶助費の問題であります。現在、3級まで出されておりますが、これを4級まで引き上げる用意がないかどうか。これも何年も強く要求して参っておりますし、また前向きな姿勢で取り組むという答弁のなかで現在まで推移しておるのでありますけれども、当初予算では本年もまた昨年並みの3級まで止まりでありますけれども、恵まれないこれらの人たちに暖かい手を差し伸べる意味からも、積極的に市長、努力すべきじゃないかと思うのであります。社会福祉中心という行政が叫ばれている今日、また市長が施政方針の中でも述べられている言辞を引くまでもなく、これらの問題についてどのように考えているのか。たとい当初で計上できなくとも、補正でこれらの問題に取り組んでいく気があるのか、ないのか、はっきりお示し願いたい。

2点目は、先ほど触れました交通戦争、交通地獄の中で、お父さんを交通の災禍で失った可哀そうな児童が何人かおられますけれども、これらに対する救済制度を提唱したいのであります。なんらかの浅薄な援助を受けているようではあるけれども、まだまだ進学、就職あるいは家庭生活の面でいろんな制約なり、被害を受けているこれらの交通遺児の諸問題でございます。これらに対して暖かい施政を施す心はないかを、おうかがいしたいのであります。

次にこれは重複するとは思いますが、答弁がさだかでなかったようでありまして、おうかがいしたいのであります。かぎっ子対策であります。いわゆる両親が働いている児童生徒であるが、これらに校舎あるいは校庭を放課後も開放して、これらかぎっ子に安心して遊べ、安心して勉強等も自由に出来るような場を提供していくべきであろうと思っておりますけれども、これは教育委員会の関係になるかと思いますが、福祉関係からもちびっ子広場の創設あるいは児童公園の充実という意味から、おうかがいしたいのであります。予算面については、予算委

員会でおうかがいをいたしますけれども、基本的な態度のみをお答え願ったらけっこうかと思
います。

最後に小児喘息、小児マヒ、心臓病、リュウマチ熱等々、難病がたくさんありますけれども
特にいたないけな子供たちが、このような業病、難病にかかっている姿は全く目をおおうわけ
にありますけれども、その医療費も年々、上がり、保護者がきゆうきゆうとして地獄の責めを負
っている現況でありますけれども、これら小児マヒ等の対処策をおうかがいしたい。

いろいろと要求することがたくさんありますが、これら陽の当たらないところに暖かい施策
を施してこそ、行政の真価があるように思いますので、福祉当局あるいは市長のそういうキメ
の細かい施策の配慮、姿勢をこの際、おうかがいをしておきたいと思うのであります。

最後に昨日の山田質問で答弁がありましたけれども、さだかでなかった点について、お許し
をいただき3点ばかり、簡単におうかがいをしておきます。

新築庁舎に伴う問題でありますけれども、庁舎の増設は、増大する行政需要に対処される
ことはもちろん、論を待たんとところでありますが、基本となるところは、あくまでも市民のた
めの行政、市民サービスに置いていなければならんと思えますし、そこから逸脱するなれば
もはやなんの庁舎増築と言いたいのであります。そういう観点に立って、新庁舎が出来ること
によって市民さんがどれだけ便利になるのか、どれだけゆったりした気持ちで訪れ、諸手続きを
終えることが出来るのか、具体的な例を挙げながら、わかりやすく説明願いたいと思えます。

それから国保料の問題でありますけれども、見込まれる赤字に対処するために料率の引き上
げもやむをえないという答弁が昨日、あったように思いますけれども、12%の医療費の値上
げあるいはまた初診料の引き上げ等々、医療費の値上げに市民は声をあげざるをえない現況に
あろうと思えますけれども、市民の親心ある立場から国保料の据え置きあるいはそれを最少限
度に押さえていこうという努力の姿をおうかがいしたいのであります。賢明なる市長の努力と、
市民に対する親心の一端を承れば幸甚と思えますので、誠意あるご答弁をお願いいたします。

最後に駅前の再開発が施政方針に言われておりますが、南側の再開発とおうかがいをしたの
であります。南側はなんら開発されておられない。一度開発したのをまた開発するのを再開発
というふうに認識しておりますけれども南側はいままで開発されたことがない、新開発であ
ろうと思えますが、表現の別はともあれ、南側あるいはまた西側、さらに再開発という名のも
とに行なわれるのなら、何年か前に行なわれたあの開発を手直しする用意はないのか。これ
は申し上げてますと長くなりますので、答弁によって再質問させていただきたいと思えます。

以上の諸点につきまして、それぞれの部課長あるいは市長から責任と誠意のある答弁を要求
いたしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁に入る前に毎度のことでございますが、一言、理事度に注意いたします。的確なる答弁をし、再々質問などないように答弁を願います。理事者答弁。

○ 教育長(葛城宗一君) 私から教育行政についての9件に及ぶご指摘について、お答え申し上げます。

まず新しい指導要領にもとづく中学校クラブ活動の必須科目実施に伴う予算措置を行っていない。これらの生徒たちのクラブ意欲をそこなうことのないようにどう対処するのかというお尋ねのご趣旨と思うのでございます。クラブ活動は本年度から必修科目として取り扱う学習することになっております。これらの教材、教育関係の整備及びクラブ活動実施上の条件の整備にかかる問題でございまして、施設整備、教務運営の充実あるいはこれら発表大会等も、この学校行事の場で積極的に行なっていくなければならぬ。これら両面にわたる予算措置につきましては、お説の通り、現状、措置いたしておりません。これらの財政面の国、府の措置につきましては、かねがね教育長協議会等を通じ、国に対して強く要請して参ったしいでございまして、なんら国においても具体的措置が行なわれなかった事情でございまして。

当面の措置といたしましては、現状の教材、教具をフルに活用いたしますとともに、指導者先生方の創意工夫によって、その一部を補っていただく。不足教材につきましては、実情に即して、すなわちご承知のように、クラブ教科には、体育クラブ、文化クラブあるいは生徒クラブ等、お説の通り、10教科目に及んでおります。これらはいずれも各児童生徒の希望というか、興味によって取り上げる、全生徒がいずれかのクラブに必ず入るという必修になっておまして、それらの事情から、それらクラブの選別の実態等を把握いたしまして、教材教具、施設の不備からその意欲をそこなうことのないように、教育上、指導上、支障を来すことのないように今後、補てんして参りたい、かよう考えるのでございます。

一方、国、府に対しましても、教材費国庫負担法の原則にもとづきまして、法の改正を強力に要請して、義務教育無償の原則に立っての国の予算措置を今後、さらに皆様方のお知恵をいただいで対処して参りたい、かよう考えるのでございます。

以上、まことに当を得ないお答えになったと思いますが、この点ご了承いただきたい、かように存じます。

次の施設設備の充実ということですが、国府小学校あるいは本市小学校の将来を見通した計画の展望を明らかにせよ、主体性をもって行なえというご指摘であったと思うのでございます。至極ごもっともでございまして、現在、社会の進歩は、教育の内容あるいは方法を著しく変化させております。この時代の進展に即応した教育を行なうため、社会の発展に伴う教育を行なうためにも、学校施設の持つ教育環境の役割はきわめて大きいものがあると思っております。

したがって、施設設備の充実は常に配慮するところでございますけれども、教育の適正規模の問題あるいは社会人口増の動向を見きわめて、将来を見通した長期計画にもとづいて、あと追い施策にならんように積極的に対処する、これは当然のことでございます。微力ながら今後、それらの長期計画を具体的に樹立いたしまして、陳情行政によって事を運ぶことのないよう主体性を確保し、堅持したい、かように考えるわけでございます。

なお和泉中学校は現在、昭和48年度4月1日までの生徒数を見通しますときに、実に1,600名を上回り、昭和50年には2,100名を越えるという、小学校児童数から割り出しておるのであります。したがって、これらについても、本年度当初より48年度の開校を積極的に取り組んで参りたい。

なお国府小学校あるいは信太小学校においてもご承知の通り、マンモス化しております。国府小学校については、47年度において、すでに1,500名を上回る児童数でございます。したがって、これらにつきましても当然、1校新設を行ない、校区の編成替えを行なわなければならぬのでありまして、現在、府の住宅供給公社の住宅地開発の見通しと相まちなして、本年度内に、しかも48年度開校を目ざして、その用地の確保に企画課の協力を得て、協議を整えつつあるところでございます。今後、さらにいっそう努めて参りたい、かよう考えます。

次に公共施設の防火状況等の対策でございますが、先に消防署等の立ち入り検査をいただきいろいろ指摘され、防火管理の徹考を期するように指摘を受けました。これらの事項につきましては、高層鉄筋校舎の火災に対処するところの避難用具の設置あるいは消火器不足の補充、危険物取り扱いの無届け等々、これらの的確な届け出の履行あるいはその他についていろいろ指示をいただきました。

これら欠陥事項につきましては、その都度、指示にもとづいて整備をはかって参りましたがプロパンガスあるいは油等の格納庫の設置の指示もすでに欠陥事項として指示をいただきましたが、これは一部においてまだ実現をみていない学校もございまして、今後、これらにつきましては、積極的に取り組んで防火体制の徹底を期したい、かよう考えるのでございまして。

なお木造校舎等の電気配線関係の件でございますが、関西電力会社の傍系の電気保安協会に委託し、昨年2月でしたか、信太小学校の火災時を起点として、その欠格事故の一斉調査を行ないました。その結果にもとづき、緊急措置をした実情でございます。ご指摘の点十分心得まして、公共施設の防火体制の万全を期するように努めて参りたい、かよう考えます。

続きまして、学童災害補償制度についての現況を見通した制度についてどう考えておるかというお尋ねであったと思うのであります。今日、科学技術の革新というか、時代の進展に伴い予期しない学童の災害が憂慮される折り、まことにごもっともなご意見と存じます。ご承知の

通り、現行では学校安全会の傷害保険制度がございます。これに要する市の負担は、ご承知の本予算、諸収入合わせて270万円、これの現行掛け金が47年度から180円に上がり、その半額を市で助成し、半額を父兄負担という形で措置いたしましたものでございます。

しかしご承知の通り、堺泉北臨海工業地帯の造成と化学工場の発展に伴い、加えて交通の激化に伴う得体の知れない災害が続発しております。これらの現状等を十分勘案いたしまして、決して現在の学校安全会の制度で十分だとは考えておりませんので、先進の川崎市とたしか記憶いたしますが、お説のように、学校管理外の登校、下校外の全日を補償する制度を確立したと承っております。これらの事情等を十分実地調査、検討し、本市の児童生徒の災害補償に万全を期するように対処して参りたい、かよう考えるのでございます。

しかし現況、教育行政の財政需要増この折から、いかにそれに対処出来るか、その実態を見きわめたりえて確答申し上げたい、かよう考えるのでございます。

続きまして、公立幼稚園の小学校併設の問題について、きわめて理想的なお説と存じます。現行小学校の同一校内において、低高分離と申しまして、1・2年ある3年以上を高学年として分離して、1つの校庭の中で低学年の校舎は1階建、しかも運動場も別個にするという構想が描かれており、これらの試みとして、実は鶴山南小学校に校庭分離の方式を取り入れ建設いたすべく、校地の分離あるいは校庭の分離、校舎についても、全体構想図を持ってのしだいでございます。

さらにこれに加え、幼稚園を併設することは、子供たちの集団生活のうえからも、学習指導面からも、あるいは学校管理面からも、きわめて合理的な、時宜に適したものであらうと考えるのでございます。

しかし既設小学校におきましては、校地拡張の見込みの立つ地域の小学校もございまして、すでに拡張の余地のないところもございまして、全面的に併設不可能とは存じますけれども今後、改良地区と合わせて、これらの理想的な学習の場を確立出来ますように計画して参りたい、かよう考えるのでございます。将来に向かって教育条件の整備と、それらの幼小一致した教育の場における指導に対処して参りたいと考えております。

続きまして、交通安全教育の普及指導につきましては、昨年度、教育安全の指導テキストという指導書を印刷いたしました。加えて道路標式のセットも1つずつ小中学校に設置し、警察交通安全協会の方々のご協力と相まちなして指導に当たっているような実情でございます。幸いにいたしまして、本年度、社会児童課の所管により交通公園が旧南池田中学校の跡地に設置する運びになりました。これら交通公園を利用し、児童に対する交通安全道徳の指導に今後、大いに力を注いで参りたい、かよう考えるのでございます。

続いて、教育施設の現状、将来を考へて、教育文化センターなるものをどう位置付ける構想を持ってるかというお尋ねであったと思いますが、現在の社会事情等からその進展状況を勘案いたしますときに、社会教育、文化施設のあるべき姿を千分検討し願わくば、市の財政事情等もありますが、理想としては、図書館あるいは公民館、市民体育館、総合グラウンド等も併設したような、大規模な構想のもとに、土地の確保に本年度、なんとか踏み切っていただきたい、かよう考えるのでございます。その構想の全体図については、上司の方々とも協議いたしまして、将来に向かっての本市の社会教育、文化施設のあるべき姿を見きわめまして、皆様のご指摘にお応え申し上げて参りたい、かよう考えるのでございます。

続いて、かぎっ子対策の問題でございしますが、お説ごもっともと存じます。かぎっ子対策の指導に当たりましては、常に対処するところでございます。と申しましても、小学校あるいは中学校の生活指導協議会の先生方あるいは青少年指導員、警察の方々のお力等もいただき対処するところでございます。

なお常勤指導員の設置と申しますか、位置付けについても、常々、協議会の課題となるところでございまして、府、国等にも強く指導員の位置付けを要望している実情ですが、今後、国や府の方向付けと相まってこの指導の善処はかって参りたい、かよう考えるのでございます。

最後に創立100周年のあり方についてご指摘いただきました。もとより、創立100周年のあり方といたしましては、子供を対象として実のある行事を目標として行なうという指導を行なって参ったのでございます。学校が古いという利用価値になってはいけません。子供たちにその学校の100年祭の意義をしっかりと明確に教え、取り組む姿勢を養うように少なくとも位置付けてもらいたいと、校長会等でも常に指示して参ったところでございますが、たまたま子供の行事を先に行ない、あとが感謝状贈呈式のような面もみられます。これらの点を強く反省いたしまして、今後の対策としては、具体的に父兄に負担をかけないように、かつまた100年祭そのものが子供を対象にし、有意義あらしめるように指導して参りたい、かよう考えるのでございます。

以上、きわめて粗雑でございましたが、一応のお答えに代えさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 民生部次長（宇沢清君） 塵芥不法投棄の対策につきまして、2・3日前から一応、除却については業者委託をし、不燃焼物の回収班として1班、各地巡回を行っております。いずれにしても、ごみの多様化によりまして、各所に大きな不法投棄をされております。これにつきましても、現状、町会単位で申し込みの時点で収集しております。

なお来年度よりさらに2班以上充実いたしまして、不法投棄の対策に努めたい、かように思

ってるしだいでございます。

第2点のごみ増加対策ですが、最近のごみは非常に多様化されておりまして、事業所より排出するごみ等の問題も、今回、産業廃棄物処理法案改正と相まって、今議会中に清掃法の一部改正を追加議案としてご上程いたしたいと思っております。一応、事業所の責任の明確と、市町村の処理の明確化等をうたいました清掃法の一部改正に伴いまして、市町村条例を改正しなければならない時期になっておりますので、この点については、清掃法あるいは清掃条例の改正と相まって、十分、事業所、家庭のごみの排出問題の対処に努めたいと思っております。

3点目のし尿処理の指導監督でございますが、現状、留守家庭あるいは非常にし尿汲み取りの困難な家庭につきましては、ご指摘のように苦情が多いわけでございます。これらにつきましては一応、私の方の指導監督員が現地に出向いて指導しておりますが、いまだに苦情が絶えない現状でございます。この点についても今後、十分なPRをしたいと思っております。

それから今年度から清掃組合の方で留守家庭あるいは汲み取り困難な場所についても、一部予備車を完備し、当たっていくとの羅約も得ておりますので、この点も解消されるんじゃないかと予想しております。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君）社会児童課長。

○ 社会児童課長（森 保君）私の方のご質問に対しまして、端的にお答えいたします。

幼稚園と保育園との関係で自由契約児は何名かのご質問でございますが、来春の調査の段階では、きちんとしてございませませんが、100名予定してございます。

2番目に交通遊園のご指摘がございましたが、現在の交通戦争と言われる中で、児童を交通戦争から守る一環の施設として、ご承知かと思いますが、松下幸之助氏の寄付によって現在、各市とも個々にやっております。これは来年度の事業でございまして、旧南に設置すべく、本年1月、厚生文教委員会にご協議申し上げ、場所等も申し上げましたが、その後、建築の方に依頼し、現在、施行中でございまして、本年度内に完成は間違いございません。

3点目の児童遊園でございますが、本市内に児童遊園54カ所ございます。一応、私の方の調査で使用出来るのは45カ所でございます。本年度ご上程申し上げております金額は、120万円でございます。特に児童の遊び場の少ない市街化区域を重点的に今後、前向きな姿勢で考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君）次の答弁。

○ 福祉事務所長（山本武雄君）身体障害児の給付金の給付級の引き下げについてでございます。

すが、ご指摘されるまでもなく、われわれ担当者といしましては、当然検討しなければならぬことでございますが、現在実施中の1級から3級までの給付金の引き上げも合わせて検討して参ったのでございますが、今後、議員さんご指摘のご趣旨を尊重いたしまして、早期に実施するよう努力したいと考えておりますので、ご了解願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 交通公害課長。

○ 交通公害課長（内田 繁君） 交通遺児の救済制度の問題提起でございましたが、私の方の所管と思ひまして、お答えいたします。

交通遺児に対する健全な育成、福祉向上にはよい制度だと思ひますが、現在、この制度の内容的な資料等が現在ありません。実施してある市等を十分研究いたしまして、本市も前向きな姿勢で検討したいと思ひますので、ご了解賜りたいと思ひます。

○ 議長（貝淵博治君） 企画課長。

○ 企画課長（橋本昭夫君） 新築庁舎との関連で、それが市民サービスの向上にどういふふうに具体的に役立つかについて、ご説明申し上げたいと思ひます。

現在、庁内が非常に狭わいでございまして、それによって職員の仕事の管理が行き届かない面が多々あります。そういう形での士気の低下ということが、若干の仕事の密度なり、あるいは市民の方々の来訪に対する応接の態等に大いに結び付いておるようであります。したがいまして、新庁舎に移り、適切なスペースを確保し、能率的な仕事の進め方、的確な管理をいたして、特に市民の方々に対する応待なりが、そういう心のゆとりから生れるものと期待してらるわけでございます。

なお出来る限りのスペースを相談機能の持つところ、特に福祉関係等、市民の方々が来訪されても、十分ご相談される体制を持つことを考えてございます。

特にこんどの庁舎が、現在の庁舎の上に建てるものでなく、継ぎ足しておりますので、来訪される市民の方々にとって、各職場の配置が非常にわかりにくいと考えておりますので、庁内案内の強化を徹底したい。それによってあちこちぐるぐる回っていただくことなく、的確にご案内出来る体制を組みたいと思ひます。

なお波及的な効果でございますが、現在、市民会館を使っております市行政の業務を全部引き揚げ、完全に市民会館としての機能の活用をはかっていけるということもあります。

以上、飛び飛びでございましたが、市民サービス向上に役立つのではないかとということでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 保険年金課長（高橋正弘君） 国保料の問題についてお答えいたします。

国保料の引き上げにつきましては、昨日の山田議員さんに対するご答弁で概略申し上げましたが、このやむをえない引き上げの結論に至るまでには、あらゆる角度から市民負担の増加を避けるべく努力いたしました。1例として、予算編成の最終時点におきましても、約26%強の国保料の引き上げはやむをえないという算定になったのでありますが、なんとかもっと少なくする方途がないかという角度からギリギリの検討をさせていただきましたが、可能な限りの諸経費の節減、徴収成績の向上に最善の努力を尽した結果、20%強の引き上げにとどめさせていただいたのでございます。

以上のような事情でございまして、市行政の可能な限りの努力によりまして、予算案のごとく必要最少限度の引き上げにとどめたいのでございます。

○ 議長(貝淵博治君) 事業部長。

○ 事業部長(中塚 白君) それでは駅前再開発の問題について、お答え申し上げます。

駅前再開発につきましては、47年度予算にご上程申し上げておるのは、一応、マスタープラン作成の調査でございます。一応、私の方も、私の方なりの考え方を持っておりますけれども、抜本的なもの、実は数年前に簡単な調査をやってございます。

ご承知のように、駅前は建築防災街区という形で一応の開発はみえておりますけれども、これはあくまでも公共用地を出来るだけ少なくした形でなされております。現実、和泉市の表玄関である駅に至る道路が非常に狭いのでございますが、道路だけ取り上げても、あれだけの人家が密集しておる関係上、解決は付かないのでありまして、いろんな公共用地を多分に含んだ形のものやりたい。その手法等につきましては、区画整理方式を適用するか、再開発の方途はいろいろありますが、これはひとつ調査の結果が出た時点で、確定的な手法についてもお答え出来るんじゃないだろうか。現段階では一応、調査に踏み切りたい。それは防災街区から南、泉大津、粉河線を含んだ部分でございます。泉南線と阪和線の間でございます。

○ 5番(横田憲治郎君) もう1度だけおろかしたいのであります。残る問題については予算委員会で聞いてきたいと思っております。あと数点だけ再質問させていただきます。

最初の教育行政の問題でございますけれども、まず冒頭の中学校クラブ活動にからんだ問題ですが、実情に即して補てんし、現場で支障のないようにするという答弁の趣旨だったと思っておりますが、いままでの正課でない、自発的なクラブ活動のときですら、予算措置はなされていなかった。いわゆるPTAとか、クラブ活動の生徒たちが自主的に持ち寄って経費を分担しとった。こんどは文部省から正科目に入れなさい、年に35週なんだそうで、こういう指示のもとに行なわれる正科目が、なんらの裏付けも国からなく、府からも指示もされないままで放置される。このようなことで、教育長の答弁はよくわかるんですが、実情に即して補てん出来るん

ですか。国、府に対しても要求してるんですか、重大な問題ですよ。1人、市教委の責任だというのじゃありませんが、広義に解釈すれば、あくまで現場の中学校を持つ自治体の教育委員会として、これは「これは上へは言うてまんねんやけど、してくれまへんで、うちもやられしまへんね」ということとはまずいと思う。なにかについても、こういう実態だ。校舎を建ててもらうにしても、特別委員会をつくって陳情合戦しなければならんという、よって来たる原因になってる。これではちょっと納得出来ませんので、実情に即して絶対に補てん出来るんだったらいつですよ。あなたの答弁のように、支障のないようにしてもらえるんだったらいいですが、一応のけじめとして、生徒会やPTAからの負担は絶対にしなくても、実情に即して市当局から財政補てんして、円滑に正科目として授業が行なえると解釈してよいのかどうか、確認をしておきたいと思います。

それとかぎっ子の問題ですけど、指導員の常握がどうか、国、府の方向と相まって……と教育長18番のお答えですが、結論として、なんにもやれへんということなんですね、どうなんですか。ご存知のように、かぎっ子というのは、家へ帰ってもお父さん、お母さんが仕事に行っていない。遊ぶ場所もない。その対策が具体的になんら措置されていない。いろんな理論を弄しての答弁だったので、結論的には、なんにもやれへんというように聞いたのですが、これについて、もう一ぺんおろかがいしたい。あとは予算委員会の場合へ移して聞きます。

それからし尿処理の問題ですが、どこに原因があってそういう問題が起こるのか、徹底的に糾明すべきだと思うんです。基本的には市が直営でやって当然なんです、それがいろんな問題で委託にせざるをえなくなっているんだから、円滑に、市民に迷惑のかからんように、スムーズに行なえる方向に、完全とはいかないまでも、完全を目標としていく努力があってしかるべきだと思う。人員配置が適切でないとか、人員が足らんとか、いろんな原因があり、また直接的には現場において原因があるかとも思います。そういう問題を浮き彫りにしながらやっつかんと、どこまで行っても問題は尽きんかもしれないが、充実していく方向に持っていかなければならんと思います。これも委員会でおろかがいするとしても、もう1度だけ、予備車を業者の方で持って、そういう不平が出た場合走っていく、補っていくということなんですけど、そういう問題じゃなく、いわゆる常時収集するその過程のなかで起こっている。いやな発言ですが、集金出来んから取ってやれへん、取ってくれへんさかいに払えへん、基本的なことです。そのような問題を具体的に市民の中へ入って対象し、指導していく体制が現状で完璧なのかどうか。いや、完全とはいかないまでも、完全な方向に近付けるためには、こないせないかんという忌憚ない意向を聞かせていただきたい。

最後に市長から1つも答弁がなかったのですが、教育行政でお聞きしてある通り、いままで

野球とか柔道、バスケット、バレー、スキーなんかを自主的に放課後、クラブをつくってやっていたが、文部省から正科目に入れなさい。とところが、だいたい1つのクラブ活動を年間通じてやろうと思ったら最低100万円いると文部省ではみてる。運営の標準額は20万円、現場では100万円、80万円は生徒会やPTAの負担にゆだねている。これはやはり実情に即して補てん措置をするというのが、なんととっても、市長の方でその気がなければ出来ん。もちろん、市当局だけで対処する問題ではないでしょう、大所高所からいけばね。しかしやはり学校という現場を預っとるのは市なんですから、その立場で国、府にも言わなければいかんが、それまでの過渡的措置としてもしなければならぬ。国や府が金くれへんから、こっちも出せへん。父兄負担になっても生がないということではなく、その努力をしてもらわなければいかん。この点についての答えはよろしいが、市長としても存念をしてもらわなければならぬ問題であると申し上げておきます。

それから国保料の問題ですが、過半来、国保運営協議会あるいは厚生文教委員会で、もちろん協議会ですが、これに対処する市長の意見も聞いて参りました。また担当課長からも答弁があったように、徴収努力等を中心としたいろんな努力のなかで、市民負担に極力かからんように努力していこうという方向で今回の案が出てきた。基本的な案よりも1歩前進した評価は出来るけれども、やはり21%の値上げが見込まれる。

市長の施政方針を引き合いに出しても生がないのですが、国保会計の中みの運営努力のみであって、一般会計からの繰り入れは絶対にしないという姿勢でいくのか。少なくとも、軽減する方向にという意味から、一般会計からの繰り入れも考えていこうという姿勢にあるのか、その点おろかがいしておきたいのと、もう1点は、先ほどから言っておいた身障者に対する給付の引き下げ、3級までのやつを4級にまで前向きに検討し、目途が付けば本年度中、補正でやるだけの前向きの気があるかどうか。

それと交通遺児の問題の提案数は知れてる、気の毒なんです。これらの子供の対策も前向きに検討する用意があるかどうか。その決意のほどだけをうかがったらよろしい。それだけおろかがいいいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

○ 市長（藤木秀夫君） まず国保料の問題について申し上げたいと存じます。

国保については、過日の委員会でもいろいろと説明申し上げ、いま、一般会計から繰り入れられる気持はないかというご指摘でございますが、実は国保料はいろいろ他市との関係もあり、和泉市はまだやや安いというご語弊がありますが、最高の料金を8万円に引き上げ、料率を21%の引き上げをやむをえずやったわけでございます。一般会計から繰り入れれば上げなく

でも見えということですが、なかなか一般会計の方にもそれだけの財源がございませんし、なんとかこのまま上げていただくべくお願いしたい、かようにお願いするわけでございます。

それから身障者の援護につきましても、これは市の単独の制度でございます。これとても17万余円というわずかな金ですが、この8級を4級までということはよくわかりますが、これも特に検討していきたいと思っております。

教育のクラブの正科目の問題についても、その助成等におきましては思うようには出してられませんし、また各学校のクラブの実態を今後よく把握いたしまして、議員さんの意に沿うか、沿わんかわかりませんが、十分検討していきたいと思っておりますが、十分にはとても出来んと思っておりますが、よろしくご了承賜りたいと思っております。

○ 教育長(葛城宗一君)お答え申し上げたいと存じます。

クラブ活動を必須科目として教材教具等の負担を父兄に転嫁しないか、補てん出来るかということですが、端的に申し上げて現状、私、補てん出来ると申しますのは、小中学校合わせて1,205万円の教材の負担法にもとづく国庫の2分の1補助、さらに市が2分の1予算計上しております。これらの費用の中で、実施に伴って支障を来さないようやる、したがって、なお教材等の不足の生ずる場合には、当然、国、府においてもなんらかの措置は必ず講じられるものである。その時点と相まって具体的な措置をして参りたい、かよう考えるのであります。

なおかぎっ子対策につきましては、現況の制度としては、わずかな助成がございまして。ご承知の府が10万円、それに相当額を市が負担し指導員、僅少なりともこれらの補助を受け対処して参りたい、かよう考えるのでございます。私、先ほど申し上げましたのは、たしか人口比例で、あるいはかぎっ子の数に比例して、常勤の指導員の設置方を毎年、教育長協議会でも問題になり、国や府と話し合いを進めておる段階を申し上げ、これの実施を目ざして努めていくとお答えしたわけで、この点も合わせてご了解いただきたいと思っております。

○ 民生部次長(宇沢 清君) ご指摘の点につきましては、私ども十分その実態を把握し、今後、さようなことのないよう努力いたします。

○ 5番(横田憲治郎君) 意見だけ言うて終わります。

十分納得するまでに参りませんので、予算委員会の場で再度、おろかがいして参ります。

国保に関して意見だけ申し述べますが、他市の実態をよくみて、要するに、うちのはあんまり高くないという市長のおっしゃり方ですが、阪南7市では、うちが1番被保険者が多い。一般会計から繰り入れしないのは、おそろくうちぐらいでしょう。47年度予算の各市の状況をも、算低で1,500万円余り入れている。当初予算です、補正じゃない。一般会計の事情はよくわかります。しかしこれらに対して鋭意努力はされなければならぬ。僕はなにも当初か

ら計上せよとは言ってません。努力して、たとい補正でも、これら国保会計に対して繰り入れしているという気はないのか。そういうのが見通せるならば、当初から料率の問題も勘案出来るわけです。そういう点からおうかがいしたわけで、あと予算委員会の場に移しさらにおうかがいをしたい。ちょうど時間となったようでありますので、これで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは1時まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時5分再開）

○ 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

10番 池田君。

○ 21番（松尾千代一君） 議会運営について一言、議長にお願いしたいことがあるんですけども、実は、私たちはもはや一般質問を終わらしていただいたわけでございますけれども、その中で非常に長い間かかってやられた方もある。今後、与え残されている人員数からいきますと、どうしても会期延長をせなければならぬんじゃないかと思うんです。ということは、日程を変更していただきませんか、どうしても今日中に終わらぬんじゃないかと思うんです。そういうことで、時間を考えてみますと無理がある、私はそう思いますので、ここで日程変更をお願いしたい、かように思うんですけれども、議長、ひとつ皆さんにおはかり願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 一応、議運をやらぬいけないと思って、その進捗状況を見ていきたい、こう思っております。そのうえに立って、休憩の前にそれをおはかりいたします。それでよろしいか。

○ 21番（松尾千代一君） いまからそういうことの中で、そういう時間を考えながら、どういふふうにしたらいんかということをはかっていただけませんか、あとで遅くなるような状態の中で、遠慮しながら質問せなければならぬというようなことで、自分の思うようなことも言えないというようになろうかと思っております。せっかく今日まで、自分たちの思っていることを皆さんにお聞き願いたいと、そうした反省を求めた中で、理事者の方々にも十分意

を体していただくためにということで今までやってきたのに、議員のほんとうに言いたいことも言えないというような状態になっては相すまぬと思う。私たちはもうすましていただいた者でございますので、やはりさらに時間をご配慮願いたいと思うわけです。

- 議長（貝淵博治君） ですから、一応、10番の池田君にやっていただいて、そのうえで、これはやむをえないといううえで立って、休憩の前にそれをおはかりしたい、こう思います。いまやるということは、議運の委員長も出席していないことでもあるし、松尾議員の踏まえたうえで立って、それで8時休憩前に皆さんにおとりはかりを願うということで、ご了承願います。

- 28番（藤原要馬君） 一応すまれた人からの発言がございましたが、すんでない者としての発言を一応、したいと思います。

われわれといたしましても、一般質問の会期が8日ですから、8日にすみたいという必要があるわけです。時間を短縮してやりたいという気持ちもあるわけですが、前にやられた人において、それだけの考慮をして、いわゆる時間短縮をしてきて、そうしてわれわれが時間延長をしてやらなければやむを得ないということならよろしいけど、前の人らは十分やられまして、2日で9人、日中で5人というような形ではちょっと納得できかねます。だから、そこらを議長のご配慮を願わなければならないんじゃないか。やはり、はなから8日であれば14人おれば、時間的に自分らにおいて計算して、あとの議員に迷惑の及ぼさないような形でやっといかれるんならいいけども、そうじゃなくして、あと残ったら残ったでいいじゃないかという形でやられてきたと思う、それが、その結果として今日現われたんです。だから、今後の一般質問に対しては十分な日時をとっていかなければ、その日数内にはやり切れなと思いますので、一応、議長の意向をお聞きしたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 私は会期延長はまかりならぬということは申しておりません。ですから、休憩の前にそれをお取りはかりいたします。こう申しておりますから、その点でご了承願います。

- 28番（藤原要馬君） 了解。

-
- 10番（池田信幸君） それでは私の一般質問をいたします。

まず第1点目に、国民健康保険に関する和泉市条例の一部を改正し、地域在住の朝鮮、中国籍を有する者にも、国民健康保険の即時適用が必要であると考えますが、市長の考えを明らかにしていただきたいと思うわけであります。

今日、在日朝鮮人、中国人に対しては、国民健康保険の適用がなされていないのが現実であります。法律第75による健康保険法の第2章、第13条から第21条の2などに定められた被保険者範囲並びに法律第55による労働者災害補償保険法など各種社会保険につきましては労働者に対する負傷、疾病などに公正な保護を行っており、国籍などによる差別的取り扱いをなされておりません。しかるに国民健康保険法第5条、被保険者により、市町村または特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行なう国民健康保険の被保険者とする、と規定しながら、同法第6条適用除外の項目であります。この第8項では、国立のらい療養所の入所患者、その他特別の理由があるもので、厚生省令で定めるもの、と定められており、厚生省令、いわゆる国民健康保険施行規則第1条第2項により在日朝鮮人、中国人のうち、半国籍を持つ者のみ国民健康保険の被保険者資格が与えられているのが今日の実態であります。在日朝鮮人に対しては、国税、地方税をはじめとした義務のみ負わせながら、各種事業所等に勤務せず、社会保険の適用を受けていない人々の医療など、地域に居住するこれら人々の健康管理を行政的に保護しない差別は絶対に許せない大きな問題であります。

今日、在日朝鮮人、中国人への国民健康保険即時適用問題については、全国でもかなりの中小都市で条例化されており、近くは和歌山市が実施、吹田市にあっては昨年末、条例改正の議会決議が行われております。和泉市にあっては、条例第8号、和泉市国民健康保険条例を改正し、加入対象に地域在住の朝鮮、中国籍を有する者を加え、これに要する財政措置を行なう必要があると考えますが、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

市長の施政方針による第2の柱であります、「暮らしをよくするため」において、人間の連帯、お互いに助け合い、力を合わせていこうとする自治意識の結集の必要性を述べられ、人間本位の姿勢を基本姿勢として、だれもが健康で豊かで、健全な地域社会の建設が最も重要であると述べられた市長でありますので、人間味のある回答を期待いたします。

次に市長施政方針要旨による和泉市開発構想、新市街地の形成並びに光明池、黒石山等の開発計画についての基本的姿勢をお尋ねいたします。

施政方針第1の柱であります「未来の町づくりのために」の中で、大阪府における南部開発構想にあって、将来の和泉市がどうあるべきか真剣に対策を講じなければならぬと指摘されていることは、まことに適切であるといわなければなりません。しかし、新市街地の形成を適正に誘導するため、泉北高速鉄道の和泉市内への延長を働きかけ、交通体系の整備を行ない、並行して光明池、黒石山等の開発計画を積極的に取り組んでいくとし、特に黒石山開発基本計画策定委託料750万を予算化されているが、これからの都市計画は、地域社会の特性に応じて、生活基盤を総合的に整備することが必要であると考えますが、新市街地の形成を適正に誘

導するため、鉄道の計画を明らかにされたので、次の諸点をお尋ねいたします。

まず第1点目、新市街地形成の基礎となる都市計画の中心的都市ビジョンは何か、明確にお聞かせいただきたいと思います。すでにある新市街地の整備とは異なり、新市街地を形成するためには、伝統的な生活ルールを保障した共同体の崩壊が見られる今日、この都市ビジョンが新しく都市における生活ルールを構成する重要なものであり、新しい市民連帯を目ざし、新しい市民文化、市民倫理を形成していく重要なものであります。新市街地の形成は、今後の和泉市の進む方向を定め、すべての開発計画の基礎たることは言うに及ばず、シビル・ミニマム、いわゆる市民生活基準を市が公準する大きな問題でありますので、十分に検討して答弁をしていただきたいと思います。

第2点目、これら新市街地の形成と並行して光明池、黒石山等の開発計画に取り組むことを明示されていますが、これの基本的計画を明確にされたい。新聞などマスコミのとらえ方としては、学園都市の構想が柱になっているとしているが、だとするならば、学園都市の定義を明らかにしていただきたいと考えます。今日の都市は多様な市民施設や、巨大な都市装置を装備しているものであります。したがって、現代都市における住宅にありましても、都市構造全体の構成部分という位置付けが必要となっているほどであり、住宅、学校などは、適地適所の原則が貫徹されるとともに、上下水道、光熱などの都市装置あるいは公園、学校、商店などの市民施設の配置が先行されなければなりません。私の質問に対しまして答弁される関係者によりましても、もしもまだに都市を住宅の集落とするならば、それは和泉市における都市開発が今日以後も、道路添いのスプロールとして展開し、市民施設や都市装置の装備がいつまでも行なわれず、シビル・ミニマムのシステム化という都市政策的展望を欠いている現状の反映と見なければなりませんので、十分に検討し、前進する制度の答弁を期待いたします。

私の質問は以上であります。特に会議規則第46条のただし書きによる許可を賜りますより要請し、議長より許可をいただきますれば降壇をいたしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 保険年金課長（高橋正弘君） お答え申し上げます。

現行の法規におきましては、ご指摘のとおり、原則として、日本国籍を有しない者を適用除外しておりますが、ただし、特別の理由のあるときは、法令の定めるところによりまして、被保険者として取り扱うことと可能と書いてあります。しかしながら、現時点の国並びに府におきましては、法律上の適用除外の原則を趣旨といたしまして、交付金の算定などで、外国人は対象外とされております。このような事情に加えまして、現実の問題といたしまして、外国人

の国保加入には2.3の問題点がございす。そのことは、まず一般的に在留期間が不確定であると同時に、住居の定着性の点などで、国保被保険者として把握が困難であるということがございす。

次に問題と考へますのは、1番基本的なこととございすが、外国人の場合、日本人と同じような強制加入の措置ができないということ、裏返しますと、任意加入として考へなければならぬということとございす。しかしながら、ご承知のように、いずれの健康保険制度におきまして、任意加入ということはありません。任意加入が許されるならば、国保の加入者は病人とけが人しか残らないことになり、国保制度は崩壊するわけでありす。この点で、外国人のみ任意加入ということには、基本的な問題が残されているわけでありすが、ご指摘の労働者等に対する社会保険の加入措置等、以上申し上げました諸問題とございすので、昨年末ごろから、われわれ府下都市の国保関係者におきまして、外国人の国保加入の問題が提起されまして、まず国側や府の体制を改めるよう働きかけるとともに、各市ごとの体制把握の段階に至っている現状とございす。

以上とございす。

- 10番(池田信幸君) 現在、適用されている都市の把握をしていると、こういうことですね。ところが、私のほうではできておりまして、何県、何市、何町ということで、すべて明確に出ております。必要ならば申し上げますけれども、現在、とにかくにも、日本全国で全然、これについて適用されておらないので、大阪府と山口県とございす。その他はすべてできております。ただし、一部では条例化されておりますものの、まだ中央のほうに報告が行っていないところが4.5カ所、並びに議会で決議をしたが、条例がまだ改定されておらないところが何カ所かとございすけれども、そういうところも含めまして、全然やられてやらないのが、大阪と山口だけだということとございすので、把握をいまごろからやるようでは、まことに困ったものであります。

ただいまの答弁者が言われておりますけれども、明らかに社会保険の中での、いわゆる会社で行なっております、通常、政府管掌のもの、それから労災保険法にうたわれておりますところの適用範囲は、これは国籍の関係なしに、全部いけるわけですね。ところが、そうではない外国人で、なおかつ、会社に勤めておらない自由業のような方、国民健保に入らなければ入るところがないという方、これらの方々が全然どこからも放ったらかしにされておるので、条例改正してほしいという私の質問であり、要求であるわけす。したがって、ご承知のように、私は社会保険労務士法に従いました労務士とございすから、おたくがおっしゃられます答弁については、すべて把握をいたしてあります。その観点に立ちまして、いかにど

ういふ事情があろうといたしましても、現在の日本の憲法でいきましたら、人本人でなければ絶対にだめだということになっておらないわけですね。もっと簡単に申し上げましたら、各市の市長が腹の中で条例を改正してでも、何とか外国人を入れようじゃないかというふうに考え実行したらすむことなんです。年金課長、そうでしょう。したがいまして、私は市長にお尋ねいたしますけれども、私が質問したこの朝鮮人並びに中国人の国民健康保険に即時加入を認めるのかどうかという点をお尋ねしたいと思しますので、明確にお答えをいただきたいと思します。

- 保険年金課長（高橋正弘君） ただいまの再質問の中で1点、誤解がございますので、ご訂正申し上げたいと思します。

と申しますのは、ただいまから各市町村の状態を把握するのではなくて、私の申し上げましたのは、各市ごとの対象の把握をいたしている段階に来ていと申し上げたのでございます。その点が1点でございます。

それと、先ほど申しました、やはり国保の加入の問題で、具体的に加入を前提として検討しておる段階でございますが、先ほど申し上げましたような強制加入、任意加入ということの点におきまして、いわゆる病気のために入って、病気がなおれば説退するというような便法主義的な加入者をなくするという意味において、外国人の場合でも、その点を勧奨したい、こういうことでございます。いずれにいたしましても、われわれ府下の国保関係者におきまして早急に実施したいという段階だということをお申し上げておりますので、その点、ご理解賜わりたいと思します。

- 10番（池田信幸君） 年金課長のお答えでありますと、やるということですか、責任をもって。市長、どうですか。やるとするならばいつからやるか、その日時についても明確にお答えいただきたい。

- 市長（藤木秀夫君） ただいま池田議員さんのご質問はごもっともでございますが、この第三人に対しまする面につきましては、特別な法令にうたわれておりませず、これは対象とはなりません。現在、私といたしましては、これを国民健康保険扱いは考えておりませんので、いましばらくご猶予を願いたい。

- 10番（池田信幸君） 保険年金課長と市長との態度が全く相反しております。年金課長はいま私が確認をいたしましたら、やる方向で進めておると、そうですね。市長はちょっと問題がある発言がありましたけれども、第三人であるがゆえに若干の問題があるということの内容もございましたし、やらないということはどういうことになりますか。年金課長として別に権限があるわけではないですね。

- 保険年金課長（高橋正弘君） 私が先ほど申し上げましたのは、われわれ府下の国法関係者の間で、それをやることを前提としての検討の段階にきておると申し上げましたので、市長の申し上げましたのは、現段階の法規的なことと、先ほど私が申し上げました、いわゆる外国人の諸問題を前提にいたしましてのこととであります。
- 10番（池田信幸君） それでは年金課長の外国人であるがゆえに若干の問題があるということと、もう1つ、少し問題があるといわれるのは、はっきり申し上げて、たとえば、大阪府下で和泉市だけが他の市町村に先だてこれを実施したならば、中国人並びに朝鮮の籍を有しておられる方が、和泉市にたくさん転入してくるのではないかという心配が1つあるんじゃないか、こういうふうに思われます、そういうことですね。市長のお考えのように、外国人であるがゆえに、他の法令との関係と申しますが、他の法令にはそんな法令は1つもございません。市の条例を変えたいということになっております。したがって、憲法前文並びに25条のいうところの社会保障の理念、こういうところをよく読んでから検討してもらわなければならぬわけでありまして、ぜひとも今日は、これを加入さすか、ささないかという問題ではなしに、全国的には大阪と山口県しかやっておらない、他の市町村が全部やっておるといふ現状でありますので、ぜひとも市長がうんというまで、あるいはその方向に向くまで、私は納得した回答とは思えませんので、ぜひとも、先ほどの質問の中で申したように十分に検討して発答するということとありますから、十分に検討してもらいたいと思います。全国に先立ってここだけが先にやるんだということでは、私も下がります。しかし、そういうわけじゃないんで全国的にやっておるんです。それも和泉の藤木市長、あなた1人が条例を改正します、加入対象者の中に外国人を入れるんだという、この条項1つを入れればいいということだけであります。何も中央官庁にお伺いを立てなければならない、市長会に相談をしなければならない問題ではございません。あなた1人の腹つもり1つでございまして、これに要する財政措置もそんなにたくさん要るわけではございませんので、このところを踏んまえ、あなたの立場で考えてもらわぬことには回答にはならぬと思います。議長、ひとつよろしく明確な回答を得るよう促進をしていただきたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 市長、答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 現在のところ、その意思はございませんが、今後におきまして、検討を加えてまいりたいと思います。
- 10番（池田信幸君） 現在はやる意思はないけれども、今後においてやるというのはどういうことですか、ちょっと解釈に困りますがね。はっきり申し上げて、私の在任期間中にはできませんと言って、取り消しをしたようなことですか。

- 議長（貝淵博治君） 市長。
- 市長（藤木秀夫君） 今後において検討する以外には、いまのところ確答に申し上げられません。
- 10番（池田信幸君） えらい並行線をたどるんですがね。実は見ていただいたら、ご案内のとおり、発言通告書には、他の議員さんにはまことに失礼な言い方になるかも知りませんが、かなり明確に、何も前に立って発言をしなくても即答できるまでこまかく書いて発言の通告書を出してあるはずですよ。したがって、そういう質問は当然出てくるわけでありまして、今後において考えるといったところで、議会の一般質問の場というのは、今後において考えます、予算委員会のほうへ回しますということになる問題と、ならない問題がありますので、市の考え方、政策の今後の大きな問題でありますので、ぜひともこの一般質問の中でどうするのか、今後とはいつなのか、その点をいまから考えるんじゃないんですよ。市長、私は先ほどから何べんも言っておりますが、全国で大阪と山口しか残っておりません。ここに資料全部来ておりますけれども、東京の特別区を持っておるところでも、西多摩地区71町がすでに実施をしております、こういう現状がございますし、奈良県でも西3町4村、これだけがすでに実施をいたしております。すでに70年の11月30日現在の調査でありますから、議会で議決されたところもたくさん出てまいりました。他にたくさん問題があるかと思えますけれども、この問題については、先進都市というよりも、後進中小都市よりもおくれておるのが現状であります。間もなく昭和49年あるいは50年には、人口14万5,000人から15万人になろうとしている現状でありますので、ぜひこれら中国並びに朝鮮国籍の方の問題については、考えると言わずに、やるというか、さもないけれど、これからやりますというんだったら、いつからやるのか、日にちだけでもはっきりしてもらわねことには私は納得できかねるんですわ。どないしても、そうでございますかということには相ならぬわけですよ。と申しますのは、私が12日に質問したような問題にお答えになって、なおかつ月が変わって、一般質問者が変わったら、また違う答弁をされるというのがいままでの経過です。ですから、はっきりした確約をしておいていただきたいのです。
- 保険年金課長（高橋正弘） いつの時点という質問でございますが、先ほど申しましたように、現在大阪府が、具体的に申しますと、実は先月の中ほど、そのことについて、各阪南ブロックにおいて特に会議を設けたような次第でございます。そういう意味におきまして現在、府のほうに各阪南から各ブロックごとに出ており、この方々の構成によりまして府に申し出ております。ということは、府の体制も現在は設けておられないという構成でございますので、その辺からまず解決していったら、できるならば本年度中にこの問題を解決をしたいというのが、わ

れわれ国保関係者として一応、加入させていただくということで、府のほうと一体となって、大阪府府一斉にやりたいという構えでございます。この際、事務的な面について市長に事こまかくご報告しておりませんが、その段階で、私のほうも市長に報告したいという段階になっておるわけでございます。めどとしては、本年度内ということでございます。

- 10番(池田信幸君) 年金課長、ちょっとおかしいのと違いますか。たとえば熊本県におきまして、全県的に国籍の区別なしに認めるといような、全県的にものを考えて措置をされた県もあります。しかし、その他全県につきましては、その県内の各市、各町、各村のおおのの条例の実態を把握したうえで、単独にものごとが運んでおるんです。ところがいま、年金課長の言われたようなことであれば、大阪府がやろうとすればみなやります。そのあとのお答えの中にも、私が先ほど指摘したように、和泉だけがやれば、外国人がどーと入ってくる、転入してくる心配があるんです。それだけでしょう。そんなことでどうしますか。まあ、県下一斉にやっているというは少ないです。先ほど申したように、各市、各町、各村の単独の議会で議決され条例改正されておる。自分の市で判定がつきにくかったら大阪府に、といような行政の態度は改めなければならぬと思うんですがね。特にこの問題は長引けば長引くほど、外国人の生命に関する問題が出てまいります。任意加入と言われますけれども、現行のいわゆる社会保険適用のものの方考え方は、国民すべて加入しなければならないといような制度です。そういうことになっておるわけなんです。これは他の課長に聞いてもいいわけですが、たとえば税金の問題、地方税、国税、これは外国人であっても全部取っておりますよね。市の財源にもある程度なっていますね。何ぼかといことは言えない部分があるろうかと思えますけれども、予算を組むときにも、すでにその方々が納められた税金を使わしてもらうために予算が組まれておる、幾らかは知りませんがね。そういうような方がたくさんおられる。朝鮮人でありませうか、中国人の国籍を有しておられる方を、国民健康保険が使えせんといことでは、あなたの第2の柱から言えば大きな食い違いがあるんです。

しからば、基本に戻って申し上げますと、施政方針というのは市長、あなた単独のお考えですか、市行政の全体のお考えなんですか。そういうところを踏まえて、ぜひともこれはやっていただきたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 答弁。
- 保険年金課長(高橋正弘君) いずれにいたしましても、われわれの間で一応、やるという前提のもとに検討していく段階でございます。それと先ほどご指摘のよな、和泉市のみが実施した場合には、周辺から流れ込んでくるんじゃないかといような懸念でございますが、しかし昨年、一昨年ごろから先ほど申したよな事情がネックになって現在、実現に至っ

ておられない段階でございます。そういうことを踏まえて、そういうネックを一斉に解決するというので、やはり大阪府下の課長会の申し合わせによりまして、具体的に話を進めておる段階でございます。したがって、先ほど申し上げましたような、時期的には本年度中に解決が見通して、われわれは検討を進めておる段階でございます。

○ 10番(池田信幸君) 先ほどから私は課長には感謝しているんですよ。前向きということだね。おそらく今回の質問というのは、朝鮮人籍並びに中国人籍の個々の問題は初めて質問されてきたんじゃないかと思うんですがね。課長のあなたが前向きと言われておるのに、市長はいまやる気はないと、そうなると、課長のあなたのほうがこれら情報に精通しておられることはよくわかりますけれども、和泉市の最高責任者として今後の市の行政をどういうふうに操作し、指導するか。市民をどういうふうに保護するかという責任者の方が、いまやる気はないという返事であれば、これは管理職の中の意見の調整ができておりませんということだけにはとどまらぬと思うんですがね。それら課長会で決議あるいは話し合いされたことについては、部長等を通じて上のほうには報告されているのか、おりませんか。

○ 保険年金課長(高橋正弘君) 現在のところ詳しく報告しておりません。

○ 10番(池田信幸君) なぜしませんのか。こういう重要な問題があるにもかかわらず、あなたが今年中にやりますと言うても、実際、今年中に予算措置できますか。たとえば、この間のように、本議会で予算もまだ検討していないのに、4.0億の補正予算を組むようなことがポコッと出てくるような、それならやるんだと。朝鮮人、中国人のような、いわゆる和泉市では団体交渉権で市に交渉できないような、こういうようなところには全然やらんじゃないですか。たとえば、朝鮮総連でありますとか、その他中国人の諸団体の圧力があって、対市交渉やたらできるんですか。できるんならそのようにやらせていただきますよ。そんな行政じゃないんですよ。住民みずから市民運動を起こしたら、わしやりますと、そんな市政の形というのはないですよ。課長が決めているのに市長が知りませんと、そんなばかなことがありますか。団体交渉権を持ったら、どこでもいけるんですか、どうなんです。私が先ほどから申しているように、市長、あなたの腹1つで条例の改正してすむことではないかということを行っているんです。大阪府に何とかせいと、別に何十億も何百億も、そんな予算で措置を講じると言っているんじゃないんです。課長のほうでは阪南の課長会で年内にできるようむ、かなりのところまで進んでいるというんじゃないか。日本という他国で第三人扱いをされて、そうして会社にも就職されない、自由業をしなければならぬ、地方税は払わなければならぬ、そういう思いを負わされながら、そしてせめて国民健康保険をと。もし市長が外国に行かれて、日本人でありながら、ほかの国の国籍の明示をしたら、そこの社会保険に入ると言われて、自分の

母国を放れますか、そこを真剣に考えて答弁してください。

- 市長（藤木秀夫君）ご趣旨はよくわかりますが、いま課長から言われるように、これに対しての詳しい報告は受けておりません。ため、今後検討ということでご回答申し上げたわけでございます。私といたしましては、いま再建団体から脱却できたばかりの和泉の現状でございますので、まだ国なり、府なりの援助のないものに対しては予算措置の困難を現状にあるだけに、さような面までまだ手はつけておりませんので、その点で理解賜りまして、現在ではできませんが、課長の言うように、年内に一応、考える以外にないわけでございます。
- 10番（池田信幸君） 市長、よく気をつけて答弁をしてください。聞いておりませんが、という、そんなばかなことはないんですよ。先ほども申したように、私、初日のトップと違いますよ。3日目の昼1番の発言順番は10番で、なおかつ、何々についてと書いておりません。きっちり書いてあります。打合わせできてなかったんですか、聞いておりませんでしたと、そんなこと言えますか、議長、違いますか。そんなばかな答弁をされたら、私だけじゃなしに、議長も困りますよね。今年中に考えてみますと、考えるんですか、やるんですか。47年度の予算内に補正予算を組んでもやれるように、ひとつ最大限努力してもらえますか、それだけはっきり聞かしてください。
- 市長（藤木秀夫君） まだ和泉在住の朝鮮人の数も把握いたしておりませんので、その点につきましては、はっきりと申し上げられません。
- 10番（池田信幸君） それでは私、どないしてでも質問したくなかったんですが、さしてもらいます。市民課長、お許しいただきたい。朝鮮人、中国人の人員把握はできていますね。ただ公表できないということですね。市民課長どうですか。
- 市民課長（杉本忠彦君） 外国人の実態については、私のほうで逐一、把握いたしております。
- 10番（池田信幸君） そうですか。市長、これどういうことですか。部下を把握すべき長が把握できていない、こんなばかなことがありますか。私、ちょっとすわりかけましたけど、遠慮しておったんです。はっきり申し上げて、中国人並びに北朝鮮の籍にある人は、あまり公開できないんです。だから私、質問したくなかったんです、問題になりますから。ところが、市長が把握できていないというような発言をされるんで、そういうことになるんです。各所管の係では把握できておりますよ。年金課長に聞いても、財政措置はそんなにたくさんいらないう思いますがね。金額も計算すればすぐできますね。市長、朝鮮人、中国人の人員も把握できておりませんか、そんなことで他の重要な条件について答弁できますか。税収入の対象にもなっておりますよ。市長みずから何名だということはおそらくわからんでしょう。しかし、

所管のほうで掌握しておりますから答弁させていただきますと、これでいいんじゃないんですか。筋の通った答弁をお願いいたします。

○ 保険年金課長（高橋正弘君） ご指摘のように、一般質問の通告の段階で、私たちも一応、事務当局において打ち合わせをしております。その段階で一応、事務的なこまかい分、それといままでの経過、それから先ほど申し上げましたほかの課長会の動向、この点については、私、課長の職務の段階においてご回答申し上げるということで、市長のほうにおきましては、一応、事務当局において検討の段階にある点をご報告申し上げまして、その段階のみで答えていただくということの打ち合わせをしております。そういうことで、市長が先ほど申し上げましたような検討というお答えになっただろうと思うんですが、いろんな経過、現在の動向については、私、事務担当課長としてお答えを申し上げる次第でございます。

○ 10番（池田信幸君） 市長、あなたは市の長だけではなく、所管の問題の統括責任者でありますから、端から端まで知っておられることはないわけですがね。答弁を求められたら、必ず所管の責任者に答弁をさせるか、資料を求めるか、1つの行政体としての筋道の通った答弁をしていただくかぬことには相ならぬわけであります。したがって、この問題については質問を打ち切りたいと思うので、どうしても考えるということでもありますから、それではいつからやるのか、それだけひとつ聞かしてください。ただし、ご注意を申し上げておきますけれども、あくまでも大阪府がやったらということであれば回答にはならぬですよ。市の条例だけ変えたらいけるんですから、これは、年金課長、そうですね。加入対象の事項のところ、これだけです。黒田知事にお伺いを立てに行かなきゃならぬ問題じゃないんですよ。自治省に聞きに行かなければならぬ問題ではない。だから、47年度内に予算措置も講じ、あわせて実施してもらえるのであれば、いつごろからやってくれるんですか。市政にかかわる問題ですから、真剣にひとつ答弁してください。

○ 議長（貝淵博治君） 暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

休憩異議なしのお声でありますので、休憩いたしますけれども、おはかりいたします。あとに、現質問者を加えて5名が残っております。時間延長でやるのか、また、会期延長されるのか。休憩中の議運の方々の議会運営委員会をお聞きしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

まことにおそれ入ります。議運の方たちには恐縮ながら委員会を開いていただきたい、かように思います。このように一般質問者の中に、そして議運を開かなければいけないその責任は

だれにあるか、あらゆる角度から色メガネで見られております。それでも私は懸命にこの機会をスムーズに行かすべく最善の努力を払い、まことに微力ながらも理事者の立場になり、懸命に努力したんですが、こういう休憩の時間に議運をお願いして、そうして会期延長か何かというのを議会運営委員会にはからなければいけない。その責任者は理事者市長はじめ全助役さん、全部課長にあるんじゃないかならうか。非常にお恥かしい次第です。この点をよくご賢察願って、私の言わんとするところの意を体していただきたい。

(「了解」と呼ぶ者あり)

では、暫時休憩いたします。

(午後1時57分休憩)

(午後3時3分再開)

○ 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして、先ほどの池田君の答弁をお願いいたします。

○ 助役(藤田 利君) 先ほどのご質問にご回答申し上げます。

市長と課長の間の見解が不統一であるというご指摘でございましたが、これは何か誤解をなさっていらっしゃるんじゃないか、決して私はそうじゃないと思います。

なお、先刻、課長が報告いたしましたとおり、事務段階の折衝の結果を見て、そうして前向きでよく検討して、議員の皆さん方のご協賛を得て実現につとめたい、かように存じますのでその点ご了解願いたいと思います。

○ 10番(池田信幸君) それではかなり質問も深く入ってしまいましたんで、阪南課長会で今後討議されて、その結果何年何月にやるんだときまりましたら、その時点から当市も実施していく、こういうことを要望したいんですけども、その確約はいただけますか。

○ 助役(藤田 利君) ただいま申されましたその結果を見て、前向きに検討いたしましてやりたいと思います。

○ 10番(池田信幸君) 了解しました。

○ 議長(貝淵博治君) 次の答弁。

○ 企画課長(橋本昭夫君) 後段のご質問につきましてお答え申し上げます。

第1点の新市街地形成の中で、当然その中で都市計画の推進とか、そういうものが将来の和泉市の市民生活を支える1つのシビル・ミニマムということばでご表明なさったんですが、そういう形になるのではないかということでございますが、ご指摘のとおりでございます。当然、市としては新市街地というふうな形でなくて、和泉市地域の住民の皆さん方に行政的に保

障せなければいけない公共的な施設あるいはコミュニティ等をはかるためのいろいろな施策、これは当然、新市街地、政治面なりのそういう意味での区別なしに政策を検討して、計画の中に織り込んでいくということでございますので、ひとつご了解を願いたいと思います。

それか、第2点の黒石山開発計画の行為の中で、学園都市という定義があったのではないかとご指摘でございますが、企画担当としまして、都市というものは、単に学園都市であるとか、あるいはまた港湾都市であるというふうな都市形成はあり得ないと、当然、そこで住む市民の皆さん方が、働く行為、あるいは学ぶ行為、守る行為、あるいは休む行為、こういう一連の市民生活の行為を通じまして、生活ができる管理こそ都市だというふうに考えております。たまたま、新聞新上で学園都市というようなことが本市の都市構想の基本にしているという表現がございましたが、決してそういう意味での将来ビジョンの考え方ではございません。新聞記事のほうは、マスコミとしてそういうことばをお使いになられたと思うんですが、そういう誤解を生じましたことにつきましては重々、反省をいたしております。

なおいま申し上げましたような考え方は、将来の和泉市と町づくりのビジョンの1つの柱でございますが、現在、改正案がほぼでき上がりましたので、本定例会の会期内に日程がとれますれば、ご議論をお願いしたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますけれども、よろしくご了解願いたいと思います。

- 10番(池田信幸君) 企画課長の答弁は非常に一般的で、それはけっこうなんです、昨日の総務部長の答弁でも民間デベロッパーの意向が強うございました。となりますと、なおかつ新市街地形成の基礎になる中心的な都市ビジョンというものをつくっておかなければ、いままでのご回答では、何か抽象的でわかりにくいんです。学園都市の問題にいたしましても、どなたが新聞記者等にご発表になられたのか、これはこれで学園都市そのものに反対をするわけではありません。りっぱなことなんです。したがって、学園都市というんならば、どういう定義があるのかというのを明確にしてもらいたいということを質問したのと、そういう抽象的なものではなくて、都市計画の中心的な都市ビジョン、たとえばこうしたいという中でも、こいつはというのは必ずあるはずなんです。それを聞いておるので、これから出てくる資料を議員に討議してもらいたいということになりますと、ご承知のように、都市計画というものと都市計画事業というのは全然違いますけれども、計画が決まらんことには事業にかかられないわけですよ。私はその事業の問題を言っているのではなくて、都市計画そのものを言っているので、その中心的なビジョンがなしに、ただばく然と750万黒石山の開発基本的測定委託料という予算化をされておりますけれども、予算の金額も明示されておるとい段階では、かなり突っ込んだところの都市ビジョンの中心的な核になったものができておらなければ、これ

から民間デベロッパーにいたしましても、それらの討議を経て和泉市の都市のあるべき道を考えていかれることがわかりますので、その全部を披露しろということはとてつもないことで、ただ核について教えてもらわぬことには、できてから、ああもしたい、こうもしたいということになりますと、先ほど申し上げました市民生活基準というのは、市で公準しなければなりませんだけに、慎重にひとつお答えいただきたいんですが。

- 企画課長（橋本昭夫君） 説明不足の点があったことを深くおわび申し上げます。ご指摘の新市街地形成の場合の政策行為といえ、1つは具体的に申し上げますと、市街化調整区域における開発の構想、その基本的な姿勢につきましては、一言で申しますと自然環境との調和こういうものをはかりながらの新市街地の形成がまず基本であります。したがって、従来とかくやってまいりました丘陵をまったく中にして、ひな段式の町というものは非常に問題があって、当然そこには緑もあるし、あるいは社寺仏閣もあれば、それを取り囲む緑の自然を、そしてその中で公営施設を含めて、市民が快適に生活のできる宅地開発でなければ、開発許可は和泉としてできないというのが基本でございます。それが議員さんのおっしゃっていますことに相通じますから、私もけっこうだというふうに思いますと同時に、学園都市の定義でございますが、これは相当前に筑波山麓に研究学園都市という、これは全く規模の大きいものでございますけれども、そこに新しい都市を、その核に各種の大学あるいは研究施設を集積するということでございますんで、それがそれなりに学園都市として十分定義ができると思います。ただ和泉市のほうで新聞紙上に表現されました学園都市というのは、研究地区として和泉市地域の中に位置づけをいたしたい。そういう形で黒石山の開発で考えてみてはどうか、そういう形での750万の計画策定委託料でございます。したがって、和泉市全域という意味ではございませんで、その地区を開発する学園研究機能を包含したほうが、自然関係調和に非常に有効に活用されて、なおかつ、そういう文化施設等の研究施設の利用を通じて、市民の文化水準の向上に役立つというふうな判断をもってご提案申し上げた次第でございます。

以上でございますけれども、ひとつよろしくご賢察願いたいと思います。

- 10番（池田信幸君） そうしますと、企画課長のおっしゃられておりますように、各種の設備というんですか、市民施設の先行をしなければ、当然、現在では施政方針のとおり、高速鉄道の延長の働きかけをするという1つの線が出ておりますけれども、これから和泉市の開発の1つの問題としては、この種交通の体系をはからなければならぬというのはわかっておるわけなんです、それは非常にけっこうなことなんです。したがって、それによっていろいろ企画課長が述べられたような基本的なビジョンと申しますか、考え方を中心にこれからいろいろ案を練っていかれると思うんですけど、私は水道のほうにお尋ねしますが、そのような人口が

増加してくる、都市の開発が非常に進んでくるという中で、いま、企業課長がおっしゃられましたように、市民施設の先行をしなければならぬという観点に立てば、現在、大阪の府営のほうに水道を委託いたしておりますけれども、これがあと3年前後で人口がふえてくる、なおかつ新しい民間デベロッパーによりますところの住宅等が増加し、人口が増してくる中で、上下水道の設備、特に上下水源になるべきところの量の心配はないのか、そういうところについてあわせてお考えになっておられるのかどうか、ひとつお答えをいただきたいんですが、

- 議長（貝淵博治君） 水道部長。
- 水道部長（神田平吉君） お答えいたします。

いま府営水は、うちの4括と5括とありますが、これに対処すべく、府といたしましては、47年度より第6括を計画し、この和泉市を通過するということになっております。いまのところでは心配はないと思います。

- 10番（池田信幸君） 心配はないということでもことにけっこうでございますけれども、ご承知のように、琵琶湖の開発問題でもかなり大阪府で問題になって、これから問題になりますね。したがって、この種、和泉市がだんだんと伸びてくる過程の中で、ひとつ新しい市民についても問題の起こらないように、合わせて企画部等の計画と同調して先行の計画をやっていただきたい。問題がないということでもありますから、かなり時間もとっておりますのであとにつきましては、企画のほうからまた後日出してもらいましょう新しいビジョンの核ができましたら、これについては、次回の議会にでも質問したいと思っております。

-
- 議長（貝淵博治君） 一言、ご報告申し上げます。

一般質問をスムーズに消化していただくために、先刻、議会運営委員会を開催することをお願いいたしましたその結果についてご報告申し上げます。

ご承知のように、一般質問は本日までとなっておりますが、時間的に質問者の方々の消化はとりにくいのではないかと存じますので、あすも引き続き一般質問を続行し、質問者が終了次第議案審議を行なうことにいたしました。しかし、あす5時までには終わらないために時間延長をお願いしてご審議をわずらわし、予定どおりの運営をいたすことに相なりましたので、皆さまのご協力を切にお願い申し上げます。議運の方々にはありがとございました。

27番、吉川君

- 27番(吉川伊与一君) 私、衛生関係の不燃焼物の処理について。2点は葬儀告別式の施設について、この2点について理事者に回答を求めたいと存じます。

第1点の不燃焼物の処理につきましては、先ほど、横田議員から質問がありまして、その処理方法について大体わかりましたので、これが重複になりますので、これを省きます。この不燃焼物の不法投棄が今日まだ各地域で困っている人が多いので、これに対して万全の注意を払ってもらいべく、強く要望しておきます。

次に葬儀告別式の施設についてでございます。

和泉市民が長年の願望である葬儀斎場ができ、それに対して使用条例の改正案も議会に提出され、和泉霊園の開設が目前に迫っておりますようですが、この転換期の重大なときに、墓地委員会に何の報告もなかったことを委員の一員として遺憾に思っております。

次に葬儀告別式についての要望事項といたしまして、現在、市の葬儀に使う霊車はライトバンみたいな車で、尊厳がありません。これにつきまして、仏を乗せる車といたしまして感じが非常に悪い。これが改良の要望が市民の間に起こっております。これに対して、この霊車の改良を市長がどう思っているか、これに対する意思を承りたいのでございます。葬儀告別式を行なうときに、司会者のおるところはよろしいが、ないところは非常に困るわけで、市でそういう専門家といいましうか、そういう人を委託する人がおるのか。またなかったら、これに対してそういう委託者をこしらえる意思があるのか、これも理事者に対して回答を求めます。

以上、2点につきまして理事者の回答を求めます。

- 議長(貝淵博治君) 民生部長。

- 民生部長(大和茂治君) 墓地委員会の開催についてはご指摘のとおりでございますので、非常に恐縮に存じております。実は昨年10月に行政処分取消しがなされまして、それ以後今年になりまして、2月14日工事差止め、営業停止の仮処分申請命令書が岸和田の支部に提出されております。結論が得られぬまま今日に至ったことを深くおわび申し上げたいと存じております。けさも委員長にその旨報告いたしまして、議会終了後、ひとつ早急に委員会を開いていただくべく委員長と相談しておる次第でございますので、あしからずお許し願いたいと思えます。

次に霊車ライトバンの改良の要望でございますが、これにつきましては、市民から直接窓口でよく聞かれるわけでございます。いま現在、公益社のように委託しておる関係上、霊車を備えつけるということになれば、公益社のように改良の要求をせなければいけないわけでございまして、1昨年、私、衛生課長の当時に、霊車の改良方を要求したんでございますが、何を申しまして現在、和泉市が委託しておる委託料といいましたら、1,800円で委託して

職員を配置されている関係上、公益社としても十分考えるというようなことで、いまだにそのまま終わっている次第でございますが、これについても、十分公益社のほうに要求をいたしたいと存じます。

次の告別式の司会者の委託につきましては過日、産衛委員会の委員さんのご意見もございまして、これについても、市の新斎場ができると同時に十分検討いたしまして、司会者の配置等を考えさせていただきたいと思っております。

以上、終わらさせていただきたいと思います。

- 27番(吉川伊与一君) ただいまの霊車の改良につきましては、皆さんもご承知のとおり、その葬式に対して親戚縁者並びに会葬者が涙をのんで見送りをする、その仏を乗せる車が多量にも貧弱やと、会葬たびにそういう声を聞きます。これは市民の声として、1日も早く霊車らしいものをこしらえてほしいと。大した大きな金でもないんやから、ぜひこれを実行してほしいと思います。これに対して市長にも答弁を求めます。
- 市長(藤木秀夫君) 吉川議員さんのご指摘はごもっともでございます。葬儀の場合の霊車は非常に貧弱であるということは、これはだれしもよくわかっておりますが、時と場合によっては屋根のついた霊車が参りますが、ああいうかっこうのものは全然求められませんことをご認識賜わりたいと思います。
- 27番(吉川伊与一君) そうすると、いまの車は永続しますんやな。
- 市長(藤木秀夫君) あれは委託になっており、堺のほうから車を持ってきて、こちらの葬儀に当たっていただいております。
- 27番(吉川伊与一君) やはり市民の霊を運ぶ事だから、もうちょっと改良してほしいと思うんです。
- 市長(藤木秀夫君) 市民さんが一見して、あれは霊車だというはっきりと識別のつく霊車はむずかしいんじゃないか、かように思うわけでございます。
- 27番(吉川伊与一君) 市長の答弁と私の質問とは違っております。しかし、これもやはり葬式やさかいとあなどらずに、市民の霊を運ぶ事やから、もう少しあんたも考えてもろうてあまりりっぱなものをつくらんでよろしいけども、これは霊車やなという程度で、ライトバンではあまりにも見送りするハイヤーのほうがりっぱだと、そういう観点から、これに対して何とかひとつ考えてほしい、実行してほしいということを一応、要望しておきます。これで終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 28番、藤原君

○ 28番（藤原要馬君） 私の質問に入る前にちょっと、この全体の一般質問に対しましては3日間あったんですが、時間が不足して一応、延長したんですがございますので、私もあすの議案審議等もありますので、簡単にやりたいと思いますので、理事者のほうでも簡単明瞭にひとつお答え願いたいと思います。

それでは一般質問に入ります。財政問題と同和対策問題、この2点でございます。

財政問題については、46年度予算の同和対策事業の予算執行はなぜできなかったのか。市長の施政方針の中では、諸条件があらかじめ整ったものにおいてはやるんだと47年度も書いてあるわけですが、46年度はなぜに事業繰り越しをせなければいけなかったのか。だから、そういう諸条件が整わず、財源獲得に不足を来たしてあるのでやれないのかどうか、これを明確にしてもらいたいと思います。

次に47年度の予算についてであります。これも46年度の予算よりか10%強の減額になっております。これは各議員からも質問がありましたので簡単に申し上げます。これととも47年度の予算は、46年度の予算なりの財源の獲得について、これが支障があったがために47年度も減額せざるを得なかったのかどうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

これから同和対策事業についてでございますが、同和対策事業促進をするについては、同対審に基づかなければならないことは、これは当然なことでございます。市長においては、同対事業を行なうためには、なぜ早急に事業を行なわなければならないのか。事業を行なうということは何の目的をもってやるのか。それから解放地区に対しての解放を目的でやるのか。ただやかましく言われるから事業を起こそうとするのか、その点をお聞きしておかなければいけないと思います。

それから窓口1本化についてでございますが、窓口1本化、これは最も重要なことなんでございますが、それがためにお尋ねいたしたいんでございます。同和対策について同和対策審議会答申の趣旨にのっとって、そうして部落解放同盟和泉支部の窓口を1本化して、いろいろの協議をし、あらゆる事業を施行しているところということを市長は申されておるわけですが、しかしながら、支部は当然、そういう法律をかちとった団体でありますので、窓口1本、これは当然だと思っておりますが、しかしながら、事業を起こすについては、これは地元民、町会の了解を得、調整をせなければスムーズな事業は行なえないと思っております。そこで市長は、窓口1本化という約束をする限りにおいては、地元民、町会等との調整は十分できているのかどうか、それを明確にご説明を願いたいと思います。

3番、生活対策について助成及び援助金を予算に計上しておりますが、その配分等について

も、何ら予算の中では人員の数とか、あらゆるこまかき数が現われておりませんので、予算を計上するについては、何を基本にして予算計上したかということをお尋ねしておきます。

4番、市長は同和地区の再開発をしようという意思是、全然、47年度の予算に現われてはないのでございますが、いつも市長が同和对策事業は早急にやらなければならない、やりますと口ぐせのように申しております。しかし、その姿勢の現われないのは何がためか。やはり事業を行おうとするならば、予算に現われなければ事業はできません。1番重要な予算が計上せられてないのに、やりますというようなお答えをしておるわけですが、この点について、市長はどいう姿勢をもって皆さんに対する公約を実行しようとしておるのか。これはほんとうに明白にお答え願わぬことには、未解放地区の解放ができないと私は思いますので、その点肝に銘じて、ひとつご答弁を願いたいと思います。

それと未解放地区の地域内のうち、このたび地域指定を打ちましたほかの2回目、3回目に地域指定をしようとするところから、土地家屋等の売物が出た、買ってもらいたいと要望があったために、市長はそれをどういような取り扱いをするのか。だから指定地区外であってもその要望のある人には地元の方々の要求を入れて購入していく意思があるのかどうか。またやらなければならないと思うんですが、これらについては直ちに改良するか。またそれに対しての資金繰りはどうするんだということを明確にご答弁願いたいと思います。

それと持家の方々の問題でございますが、持家に対して、これを現在の地区から移動してもらって、いまの地区を整理し美化するという意味におきましても、これをどっかに交代してもらわなければならないと思うんですが、この方々の換地はどうするのか。また換地はどこに求めようとするのか、これは換地しなければ、いかに地域を指定しましても、その人らを買取してくれと言っても、入るところがなかったら行けないわけです。行くところをつくってやらなければいけない。だから、それかわりの土地をどこで求め、そうしてその方々に行ってもらえるのか、その点についても十分配慮したご答弁を願いたいと思います。

これで私の質問を終わります。ご答弁のいかんによっては再質問の権利を留保いたします。議員の皆さんにお願いしておきますことは、市長の明確なご答弁がないときには長時間要するかもしれませんが、あらかじめご了承願っておきます。ではこれで終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 財政課長（庄司 清君） 財政問題につきましてのご質問につきまして、私からご答弁申し上げます。

第1点の46年度の予算執行、この点につきまして、同和関係の事業費が多分に47年度に繰り越さざるをえないということにつきましての問題でございます。ご指摘の財源の問題が伴

わなからしないのか、こういう基本的なご質問かと思えます。この事業を進める上におきまして、先般、総務部長から47年度の予算減額の問題の中においても、ご説明申し上げたと思いうんでございますけれども、やはり、事業につきましては、財源の問題を考える必要がございます。そして財源が伴っても事業を起こす用地の問題、それから地区住民のご意思を開いて調整をはかる、こういうような問題が必要でございます。そういうことで、この持家の問題につきましては、一応、条件が整っておらないということが理由でございます。第1番の件につきましては、ご了承賜りたいと思えます。

それから2点目の47年度の減額については、やはり獲得が不確定というために減額措置をするか、こういうご質問かと思えますが、この点につきましては、そういうことではなしに、ただいま申し上げた条件、これらの点を考えまして、一応、実施可能な体制のものにつきましては、予算計上を行なうというのが、47年度の減額の理由でございます。

それから次の生活対策の問題で、積算云々というご質問でございます。この点まことに予算の上では、積算の基礎が現われてございませぬが、一応、この対策費につきましても、人員、単価それらを積算いたしまして計上いたしておりますので、ご報告させていただきます。

- 28番(藤原要馬君) 課長の答弁は、私は納得いかない、土地、あらゆる諸条件が整っておらない、しかし、そうじゃなくして、やはり条件が整ったもんがあったと思うんですけれども、それが延ばされることはあると思うんです。それでこの問題を深く追及すると非常に困ると思えますので、深く追及はいたしません、しかしながら、理事者においては非常に努力が足りないということです。そやから、まず市長みずからそういう諸問題については解決しようとする意思は現われておらない。なぜに解決をしないのか。それから自分が力が足らなければ、力の援助をしてもらえる方々にお願いしてでも、早期事業にかかれるような形でなければならぬと思うんです。それに事業を繰り越していくということは何となく、あまりにも怠慢過ぎると思うんです。私はこの問題について財政の内容については、課長さんからご説明願ったらいと思えますけれども、諸問題の解決については財政課長はできないでしょう、できますか、私はできないと思えます。だから地元に行き、やはり最高責任者である市長をみな崇拝して思うんです。市長が行かれ、そしてあらゆる諸条件においても解決していかなければいけないと思うんです。それが現われておらない。だから、46年の諸条件、予算すべてが整っていてもできないということです、違うんですか。市長ね、時間も余すところ1時間しかないで私は縮小していきますけれども、私は今日の事態に立ち至ってなければ、私は議長に言うて、質問は取り消すんです。明日の早朝からやりたいんです。しかし、各議員さんも長時間この一般質問で労を費してもらってあるので、もう省略していかうと考えておる。

わけです。市長、ここで聞いておきますが、あらゆる難問題の諸条件を早急に市長が解決する意思ありや否や、この1点聞かしてください。

○ 藤木秀夫君) ただいま藤原議員さんのご指摘の面につきましては、1日も早く解決いたしたいと思ひまして、実は藤田助役とも協議いたしまして、それに向かって進んでおるわけでございますので、いましばらくご猶予賜りたい、かように存じております。

○ 28番(藤原要馬君) そういう形では解決はつかないんです。助役とともどもと言いますけれども、やっぱり、1番最高責任者である市長さんがみずから行かれ、背を低くして和泉市の行政を容易ならしめるように、あんたがすべきですよ。これは市長がやるというてんだから、追及はいたしません。この点についてはあとにもまだありますし、また予算面でもいろいろ話ができると思いますの、この件についてはこれで置きます。

次の同和对策を行なうためには、何がために行なうんかということをお聞きしたい。

○ 市長(藤木秀夫君) 言いまでもなく、この問題は、環境改善整備をするためにする事業であり、その面につきましてはいろいろの調査も必要でありますし、同対室のほうで計画を立てておりますので、同対室長のほうからご答弁申し上げたいと思ひます。

○ 28番(藤原要馬君) いま、市長は同対室のほうからと申されますが、同対室のほうからの答弁はない。あんたと同対室の見解の相違がある。同対室というものは、要求団体が理事者に対して、市の施行に対して強く要求せられたものを取り次ぐわけですよ。これは各セッションの部課長もそのつもりでやらなければならない。それなのに同体部から説明させますと言うのはおかしいですよ。それじゃなくて、私の聞いているのは、なぜに未解放地区の再開発、また整備をするのかということですよ。何を目的とするんだということをお聞きしておるんですよ。助役とやりますということではすまぬわけですよ。命がけてやらなければならない義務があるんですよ。長い期間においてしいたげられてきた点があるわけですよ。だから、あんたが同対室の時限立法の法的問題、根本の問題をみずから進んでやらなければならないという信念を持っているか、それを聞いているんですよ。氷の上をすべっても魚は取れませんよ。やはり氷を割って中から魚を取らなければならない、中身を知らない、また知ろうとしないということですよ。あんたと私は議会年数のキャリアが違う。私はあんたの半分もない。しかし、おのれがやろうとするならば、勉強もし、研究をせなければいけないということですよ。やっておらんじやないですか。あんたはいつも口ぐせのように、まだ10日や、2カ月やと逃げておるけれども、3日であろうが、1カ月であろうが、そのものを知ってやらなきゃいけない。あなただは各部課長に指示をするんです、指揮をするんです。何も知らないで部課長に指揮できないんです。

あんたが部課長に言われたら、そうですか、これではものは解決しない。これはいかほど言うてもあなたにはわからない。

2点の窓口1本化、事業を起こすためには精神がなくちゃいかぬ。これは同対室とか助役がするんじゃなく、やはり市長藤木秀夫ということでやるわけですね。だから、ほかの人に聞いても何にもならない。これは市長さんからご説明を願いたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 残り7年足らずの時限立法を実行するうえにおきましては、この窓口1本化ということに基づきまして、地区の了解、理解もしてもらって、この大任を1日も早くしなければならぬ、これは市長として十分わかっておりますが、それにつきましては、事業認可がありましても、いろいろ不幸があって、買りたところの土地なり、家なりを明けていただけぬことなどが障害となりまして、実は繰り越しをせなければやむをえないというような実情になったので、現在といたしましては、皆さまにその事業の遂行を見ていただくわけにはいきませんが、これも1日も早く生かすつもりでございます。いましばらくご容赦願いたいと思います。

○ 28番（藤原要馬君） 市長は何でもしばらくご容赦といつもそう言っているんですが、それは念仏にならんといらことです。窓口1本化ということは市長名において契約書を出そうとするならば、今度はこちらすでに町会長さんも交代の時期が来ていると思うんです。だから、現在の町会長さんにどのような振回しをしたんですか。あなたがみずから行って、連合会長さんとか、他の会長さんに、次の会長さんの交代時にはこういう方法で申し送りを願いたいということをお願いしたのかどうかということを知りたいのです。あなたは公約をしておいても、一方の反対者が出て困るんです。行政は3分の1になるわけですね。だからこれは前の上田さんが町会長をやられたときには、坂上議員、それか木下議員、松尾議員、私と4人で寄って支部と町内とが握手して、今後前進するような方法でやっていただきたいということをその場をつくったわけですね。しかし、その後、何かそれが継続的になっておらない。次の池辺市長も相当な打撃を受けて、あらゆる面から、自分はやりたかったけれども、この事業はなかなかむずかしいなということでやられたと、あのあとのバトンを受けたあなたがやられたんですから、こういうことをするならば、ひとつ町会長さんに対してお願いしたのかどうかということです。

それから窓口1本化については、今後の事業については地元民の皆さん、町会長さんにひとつどど尽力賜わらなければいけないということですね。それで次にかわる町会長に申し送りをすることのできる形にしたかということです。あなたは、財政が苦しいんだから、事業ができないという中で、助役さんを2人つくられたわけですね、だから、2人の助役さんとともどもに

3人が行って、やっぱり行政をスムーズにできるような方法をなぜしないかということです。違いますか、無理ですか。だから、壁にぶち当たってから行っても遅いんですよ。人間は感情の動物だと思ひんです。そうすると、やはりこじれたらしくいんですよ。スムーズなうちに頼めば、話はスムーズに続くと思ひんです。それをあんたは1つもやっていないんですよ。やりましたか。

○ 助役(藤田 利君) 私よりご回答申し上げます。

ご指摘のとおりでございます、われわれの目的は、あくまでも同対客の精神というものにのっとり、また対策特別措置の趣旨というものをわきまえて、そして地域住民の自主的な、積極的な努力をしっかりと受けとめて、それで行政配慮というようなものに及ぼしていきたいというのが目的でございます。先刻から窓口1本、あるいは同対室というようなおことはございましてけれども、私どもの考へていることは、すべて地域の住民が何を求めているかということをまず前提に、そのご希望に沿うように努力したいというのが私ども携わっている者の気持ちでございます。したがって、ご指摘のとおり、たとえば、われわれの対象にしている住民の間で意見の分かれ、いろんなこと、これはお互いにみんな権利を持ってある次第でございます、それはいろいろ意思の不統一のこともございました。しかしながら、それをうまくミックスしていきたいという点において、これは行政者としては、たとえば振回しをすれば、そういうふうなことは私どもには当たらないことばで、われわれはほんとうに、もう陰からしっかり努力して、そうして表に出ないで、何と何をやっていくかということと言われるなれば、答へることのできない努力を積み重ねて、そしてこの目的を達成したいと存じております。市長さんもそういうお気持ちで、私ら一心同体でやっておりますので、ひとつご了承願いたいと思ひます。

○ 28番(藤原要馬君) 振回しをしない、裏からやるということはどういうことか。それはあんた方町内に行って全部話をしてきたんですか。あらゆるミックスをしてと言うけど、そんなミックスが簡単にできるなら、いままで池辺市長がしてるわけなんです。子供だましのよいうな答弁ではだめなんです。

○ 助役(藤田 利君) 私の舌足らずのことで、もちろん私もいろいろと皆さんと折衝を重ねております。

○ 28番(藤原要馬君) だれと折衝を重ねているんですか。この同和対策については、同和対策審議会の答申にのっとりと言われますが、それは私の言うのと一語なんです。窓口1本化はせなかないんです。やはり事業を起こそうと思つたら、地区内全体の方々のお力を拝借しないとできないから、いまのうちに町会長のところに行ったかどうか、もう交代の時

期に来てはいるんですから、申し送りをうまくしてもらわなければ困るんじゃないかということ
を言っているんです。それをあなた方はどうも行ってないんじゃないでしょうか。それで大きな口を叩
きなさんと言うんですよ。まず足元から固く固めていなければならぬということ
を私は申し上げているんであって、わしは攻撃しているんじゃないんですよ。和泉市の行政が
スムーズにいけるよう、部課長が喜んで仕事のできるような方法をやってくれということと言
っているんです。特に担当事業部が説明をしなけれがならないような窮地に追い込んであるん
じゃないですか。それはみなあなた方の責任ですよ。だから、このままやって、窓口一本化を
やっていくということは当てが違ふと思うんです。われわれはともども、みな議員さんとやっ
てきた中で、非常にむずかしさを感じているから私は忠告しているんですよ。これは池辺市長
のときから言うてらるんですよ。仏つくって魂入れず、からっぽじゃあかんということですよ。
これはあなた方答弁はできぬと思いますので、これは置きます。

第3点は課長さんが答弁してくれましたので、また予算委員会等でお尋ねします。

第4の47年度の予算もこれでけっこうだと思えます。これを言うと市長も非常に苦しむと
思えますので置きます。

5番の地区内の地区指定を打った以外の2回、3回目の地区指定をしようとするところから
土地家屋の売手というんか、買ってもらいたいという要望者が出た、そのときにはどういう方
法をするか。その時点で買わなかったら、他のブローカーか、他の金万家等を買われたら、必
ずこれを買い戻して事業をせないかんのですから、その時点においては、金利じゃなく、第3
者から高額なもので買い取りをしなきゃならないということが現われてくると思えます。その
点について市長はどういうご意思でいくのか。

もう1つは持家の人の土地です。これをどこで求めていくのか。まず土地を求めておいて区
画整理をしておいて、そしてここはどうですかと。住宅150戸が建ちますわな。しかし、そ
の指定した地区内の人しかここに移転できないんですね。そうすると、地区内の人か、あんな
ところに入るのはいやだと言ったらそうした政策について市長はみずからやっているかどうか、
それひとつで答弁願いたいと思えます。

- 市長（藤木秀夫君） 地区指定はご存じのように2月中旬に、第2、第3の地区はまだある
わけでございます。いま、その第2、第3の地区の土地を買うか買わないか、こういうことで
ございますが、それは必要な土地であるならば、これは片っぱしから買いたいのでございます
けれども、何と言っても金という面が先立つもんでございますので、実は幸いに、法人でもっ
て協会を組織いたしておりますので、いろいろ役員会にはかって、そういう場合には先行取得
をしていく。そして第2第3の指定をして、早く改善せなければならぬと思っておりますも

の、市やからというても、融資がしてもらえるのかどうか、そこに市長としての心配があるわけです。そういう点は議員さんからよろしくご指導賜りまして、こうせないかぬというお気持ちになった場合には、何とぞお教え願いたい、かようにお願いしたいわけでございます。

- 28番(藤原要馬君) そういう答弁じゃ固るんです。私の言うてるのは、市長がそういうものを処理する意思があるのかないか。開発みずから資金繰りはできないということですね。いま現在では、市長が言うてる地域指定内とか、事業決定をしたというところについては、これは金融機関から貸してもらえる方法、そこらをもっと勉強せないかんと思われけす。すべてを自分が知らなければ人を監督、指揮統一できない。あの地区全体を開発するんですか。
- 市長(藤木秀夫君) 先ほど申し上げましたように、第2、第3と地区がありまする分をやらせないかんということになっております。
- 28番(藤原要馬君) やるんですな、やろうとしたなれば、市長は第2、第3の売家があつたら買わないかんですな。
- 市長(藤木秀夫君) 先ほど申し上げましたとおり、やはり金が先ですので、それがどこまで融資をしてもらえるかが1番のむずかしいところでございます。片一方の事業はどんどん進んでいくわ、次々と買っていくわということに相なりまするならば、あえて心配はございませんけれども、金利というものがかさんでいきますものでございますので、買うのは、いま売ってくれへんかといけますけれども、するということになりますると、その筋の認可を得なければできない、こういうむずかしさがございますので、その点何とぞ理解賜りたいたいと思ひます。
- 28番(藤原要馬君) その点よくわかるんですけども、しかし方法はあるわけですね。その方法の研究もせずして、金がありませんというのでは困ると思われけす。これは何ほ言つても一しょだと思われけすので終わります。持ち家の問題について。
- 建築課長(林 徳治君) それでは持ち家対策についてどう考えるのかということにつきまして、私のほうから申し上げたいと思ひます。

議員さんご承知のように、当初、同対部で策定されましたマスター・プラン基本講想の中では、あくまでも73ヘクタールに及ぶ例の環境改善事業の地域内で、持ち家をすべてという講想でございす。戸数はたしか666戸だと記憶してあります。和泉市の同和地区につきましては、持ち家の状態の方が非常に多うございす。全戸数1,7800の中での6割強、現在そのまま持家の状態に移すと仮定いたしましても、大幅に足りないという結果が生まれてまひります。したがって、この部分が73ヘクタールの区域外に求めざるを得ないという結果が出生まして、地区外持家ということでの大阪府の指導もございす。持家対策としての換地、これ

を求めてまいりたいと思います。

以上が持家対策についての基本的な最近の方針でございます。ただ具体的な場所等については、私の所管ではございませんので申し上げかねます。

以上です。

- 28番(藤原要馬君) 地区内の人しかできないんですな。
- 建築課長(林 徳治君) 改良住宅に対します入居者の対象者は、この事業を行なうことによって住宅を売った、しかも希望する人に限るという規定であります。
- 28番(藤原要馬君) そうしたら、それは150戸に対して希望者はそれだけ使えるか、使えないのかという問題と、第2、第3の地区指定をするところに売家があって、その住居者がそこに入りたくても入れないから、別個にその人たちにつくってやらなきゃいけないですね。プレハブでも何でも。そういう義務があるわけですね。だから、これは1日も早く第2、第3の地区指定というものは必要じゃないかということを感じておるわけです。そういう点を市長にただしているわけです。
- 市長(藤木秀夫君) 第2、第3の地区指定はむしろ早くすべきである、がように思っております。このマスター・プランのとおりかというのなかなかそうはまいらないと思っておりますけれども、まず早くできるものからやっつけていきたい。私の考えでは道路を先にやりたい、かように思っておるわけです。それはなぜかと申しますと、まあ、火災なんかの場合は、非常に消防の出張所も大体土地なり、あるいは申請なりできておりますけれども、ポンプを持っていても中に入っていけなかったら、事故あるときに困るという観点から、これは早くやりたいという計画でおるわけでございますが、いまの地区外での持ち家など買わなならぬ場合には、これこそという土地に限っては、1日も早く求め、しかしながら同じ地区であっても、根ざすところの資本と申しますか、そういうところに気になるわけございまして、その点で理解賜りましてご判断願いたいと思います。
- 28番(藤原要馬君) 市長の答弁の中で、ちょっと納得いかんことがある。あなたのいま言うてる道路、これは狭隘である、これはわがっておるわけです。しかし、現在の道路構想でいくなれば、やはり15メートル、20メートルという道路をつくらねばならぬ。ところが、消防車の回れる道路をつくらうとすれば、何ぼの家を取らないかんですか。その家の立ち退きの行き先を考えているんですか。それは理想論で、現実のものじゃないんです。もうちょっと研究せられまして、地域開発するにしても部課長さんからお教え願って、すべてを知ることですね。マスター・プランを絵に書いた餅にせぬように実現するように、あんまりっぱなものができたんですから、それを実現するように、市長みずから部課長さんに督励をしてもら

いたい。いまの市長の話の聞いてると後退しているような形ですな。この間、26日の土曜日
ですか、藤田助役がそういう問題を持っていきはったでしょう。だめだったのと違うんですか。
じゃ、なぜだめかということ掘り下げて研究すべきじゃないですか。私はそれを言うている
んですよ。今日は時間もありませんし、議員さんもおくたばれのことと思いますからやめます。
和泉市の総合計画についても、どうすれば和泉市はあんたの行なう4つの柱、これに適してい
くのかどうかご研究を願って、議員全員に満足のいくご答弁のできるように要望しておきます。
皆さん、長い間ご苦勞さんでした。

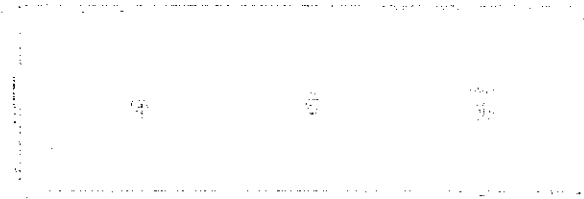
○ 議長（貝淵博治君） 本日はこれにて終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。ご苦勞ですが、あすは
定刻10時までにご参集願います。長時間ありがとうございました。

（午後4時37分散会）

第 5 日



昭和47年3月17日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第5日)出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要馬君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	消防長	赤阪久
助役	藤田利	総務部次長 兼庶務課長	井谷義雄
総務部長	坂口礼之助	企画課長	橋本昭夫
民生部長	大和茂治	人事課長	平野誠蔵
事業部長	中塚白	財政課長	庄司清
同和对策部長	小林一三	課税課長 兼納税課長	西川喜久

交通公害課長	内 田 繁	水道部次長	田 中 稔
民生部次長	宇 沢 清	營業課長	高 橋 新 平
市民課長	杉 本 忠 彦	工務課長	福 本 喬 久
保險年金課長	高 橋 正 弘	監査委員	堀 田 徳 治
衛生課長	西 岡 正 志	監査事務局長	吉 岡 昭 男
社会児童課長	森 保	選管委員長	味 谷 日 吉
福祉事務所長	山 本 武 雄	選管事務局長	青 木 孝 之
事業部次長 兼土木課長	神 山 一 郎	教育委員長	堀 内 由 延
開発課長	宮 本 福 秀	教 育 長	葛 城 宗 一
建築課長	林 徳 治	教 育 次 長	阪 東 重 信
經濟課長	門 林 六 男	教委総務課長	紀之定 藤与茂
同和对策部次長 次長	佐 原 行 雄	学校教育課長	唄 幸 治
推進課・調整(担)課長 (民生)	逢 野 一 郎	社会教育課長	広 岡 史 郎
推進課・調整(担)課長 (民生)	生 田 稔	同和教育指導室長	竹 内 義 一
推進課・調整(担)課長 (事業)	浅 井 隆 介	開発協会事務局長	西 川 武 雄
幸会館分室長	吉 田 利 秀	開発協会総務課長	山 本 俊 兼
會計課長	片 桐 武 雄	開発協会用地課長	中 西 淳 富

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 上野 稔
次 長 北野 丈夫
調査係長 大塚 俊昭
議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月17日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第25号	和泉市立教育研究所条例制定について	P46~47
2	議案第19号	和泉市職員定数条例制定について	P29~31
3	議案第20号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P32~36
4	議案第21号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P37~39
5	議案第22号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P40~41
6	議案第23号	和泉市立病院の料金等に関する条例制定について	P42~44
7	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P 45
8	議案第31号	青年学級開設について	P48~49

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
9	議案第33号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P50~52
10	議案第26号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算	別 冊
11	議案第27号	昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	"
12	議案第28号	昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	"
13	議案第29号	昭和47年度和泉市水道事業会計予算	"
14	議案第30号	昭和47年度和泉市病院事業会計暫定予算	"

昭和47年和泉市議会第1回定例会追加議事日程

(3月17日)

日 程	種別及び番号	件 名	備 考
15	認定第2号	昭和45年度和泉市歳入歳出決算の認定について(決算委員報告)	
16	監査報告 第5号	例月出納検査の結果報告について (収入役抜昭和47年1月分)	一 括
17	監査報告 第6号	例月出納検査の結果報告について (水道部企業出納員抜昭和47年1月分)	
18	議案第41号	前市長に対して支給する退職手当の額について	
19	議案第38号	昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	
20	議案第35号	財産取得について (鶴山台南小学校用地)	
21	議案第39号	昭和46年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
22	議案第40号	昭和46年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	
23	議案第34号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	
24	議案第36号	財産取得について (信太中学校校舎)	
25	議案第37号	伝染病患者収容事務の委託に関する協議について	
追加	議案第42号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)	

昭和47年 和泉市議会第1回定例会会議録 第5日

昭和47年3月17日(金)

(午前10時35分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには連日、お疲れにもかわりませず、本日もご出席ありがとうございます。

それでは局長をして本日の出席議員数並びに欠席議員などの氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野 稔君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんが15名でございます。藤原利一議員さんから欠席届が出てございます。その他の方につきましては、おっつけお見えになるものと思います。

現在、15名でございます。

開議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員15名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝淵博治君) それでは一般質問に入ります。13番、竹下君。

-
- 13番(竹下義章君) 議長のお許しを得まして、時間の問題でございますから、自席から質問したいと思います。よろしいですか。

5点にわたりまして私の一般質問を申し上げたいと出います。特に私の一般質問のうち、1、2、3につきましては、前会の議会からの答えになっているだろうというふうに思いますから、したがって、的確に理事者のほうで答弁を願いたいと思っております。

まず1番目の労働会館の建設につきましての必要性につきましては、これは時間の関係で避けます。したがって、私は当選させていただき議席を得ましてから、足かけ8年間、そしてまた私の先輩等がいろいろとこの労働会館の必要性におきまして、理事者に追及をしゃってまいりました。その中で昨年、前市長の池辺市長が労働会館の建設につきましては、少なくとも昨年の任期までの間に、必ず何らかの形で予算構成なり、いろいろの面でやるということの約束が議会でされました。しかしながら、その約束にもかわらず、この問題が市長交代によりお流れになったことは現市長もご承知だと思います。そういうことで、前市長

から新しい市長の藤本市長に口頭をもちまして、労働会館につきましては必ずやるということの約束をしておるから、必ずこの問題につきましては新しい市長の中で手がけてもらいたいという申し入れがあったということを知っておりますし、その中でまた12月の議会で、藤本市長に追及をしたところ、市長も前市長からの引き継ぎを得ております。したがって、この問題についてやっておりますという中で、最終的にその一般質問の中でどうしても進展がなかったので、私のほうは譲歩いたしまして、少なくともすぐにやるということはいっておりません。したがって、この流れの中で次の議会、すなわち今議会までに必ずや予算を組むなり、また設計委託なりを組むなりして、何らかの足がかりをつけてもらいたい、このような譲歩の中で市長に迫ったところ、市長は必ずそういう方向をつけていきますということを12月の議会で約束をしております。これは議事録を総務部長に読んでもらっております。そういう形の中であるにもかかわらず、私はこの当初予算を眺める中におきまして、何らかのそのような予算構成というものができておらない。少なくとも、私は議会で約束された以上は何らかの処置をとるのが市長の行政を進める役目じゃないかというふうに考えます。ただ単にこれが1回だけの本会議で、次回の定例会には必ず組みますということくらいなら、私はある程度了解もいたしますが、これは何年も続けて前市長、前々市長から続いて来ておる問題であります。そしてまた、いますわっておられる市長も約束をされておる問題でありますから、そういう点で、予算が組まれておらないということにつきましても、これは少なくとも、市長責任においてどうするかという解決を今議会でしてもらわなければ困ると思いません。したがって、私はもう譲歩いたしません。予算が組まれるか、あるいは委託料なり土地買収ということで、たとえば10万でも20万でも組まれておるなら、ある程度の譲歩をいたしますが、何ら組まれておらないことになるならば、少なくとも原点に戻って、今議会の新しいこの当初予算に追加をしてでもして、労働会館については、このように進めていくというより明快なる回答を、どうしてもしてもらいたいと思います。そういうことで、ひとつ腹をすえてこの労働会館に対する答弁というものをしてもらいたいと思います。

2番目には、新庁舎に伴う駐車場の問題でございますが、これも労働会館と同じように、議会のあるたびに申し上げてまいりました。幸いにいたしまして、市民会館の横におきまして、理事者、また部課長の協力によりまして駐車場ができましたことにつきましては、心より厚くお礼を申し上げたいと思います。しかし、私が主張してまいりましたのは、市民会館の横だけの駐車場だけではなくて、少なくとも、この市役所の前の三角のたんぼ、これがこれから和泉市の市役所を生かすためにも、どうしても必要に迫られておる土地であります。私はこの両方のことで主張してまいりましたが、一つだけできました。あと残っているこの

土地につきましてどのように現在進められておるのか、そしてまた、これからどのように進めていかれようとするのか、その点をまず聞きたいと思います。

聞くところによりますと、この持ち主につきましては、ぜい金じゃなくて、何か目的があるということ聞いております。その目的とは何か、もしもそこのたんぼの中に3階建、4階建という貸ビルとか、または喫茶店とか、そのような建設というものがされた場合には、この和泉市役所は死んでしまいます。外から見えないという状態になってまいります。そういう点等も心配をいたしますから、この問題につきまして、どのように今後進めていくのかその点の答弁を願いたいと思います。

それともう一つは、前回の議会におきまして、どなたでしたか答弁があったと思うんですが、この両方の土地を買収をし、和泉としてどのようにやっていくかというような形になった場合に、そこの前の駐車場、自転車置場並びに現に使っているあの家、これを立ち退くとともに、どういうプランを持っておられるか、将来両方とも土地買収ができた場合に、表玄関としてどのように進めていくかというくらいのプランがあるかということをお聞きしたら残念ながらできておりませんという答弁がありましたね。したがって、こういう点につきましても、購入ができたという時点に立って、この表玄関の構想を練っておきますという約束が、前回の議会できておるといふふうに私は判断をしております。したがって、そういう問題につきまして表玄関、この問題をどのように変えようとしておるのか、その点につきまして、ひとつご答弁を願いたいと思います。

第3番目の計画道路等の問題でございますが、現状はけっこうであります。今後の問題として、前回の議会におきまして、市長の失言ということで取り消しがございましたが、この計画における土地を持っておる人につきましては、幾ら高い値段がつきましても売りに売れない、買りに買えない、このような状態というものが、各地域に起こっておるといふことは前回の一般質問の中で申し上げました。したがって、計画をすれば計画を打ちっ放して、昭和25年に打ったもんがいまだに手をつけておらない。30年に打ったものが、いまだに手をつけておらないという現状というものがございまして、こういう児童遊園の問題並びに都市計画というものを打ちっ放して、はたしていいものかどうかという行政を、私は考えてもらいたいと思っております。したがって、そういう意味合いから、前回、そういう質問の中で、市長は、私の任期は4年ありますから、計画を立てた児童遊園並びに都市計画道路一切につきましては、市の行政全般にわたり、4年間の年限をもちまして執行していくという答弁がございました。そこで私は市の行政というものはそういうもんじゃなく、これからの和泉市をどのように思い、どのように発表をしていくかという計画であるならば、おそら

く4年では短かろう。したがって、私はもう少し猶予があるんじゃないかということで、市長のほうから取り消しがされましたが、その中で、何年でどうするという回答が得られずに、今回の議会までという宿題になっておるといことは事実であります。したがって、これが私の総仕上げだと思いますから、ひとつどれぐらいの年限をもってこの問題を解決するということの答弁を願いたい。ただし、申し上げておきますが、計画を打ちましたら、計画打ちっ放しについての年限を決めてください。たとえば計画を実施して年限が来たら計画を変更するという無茶は言うておりません。やっておることについては、あと買収の問題の問題でいろいろもめておるから、もうちょっとかかるんだということにつきましては、それは押し進めてもらってもけっこうです。したがって、打ちっ放しに対する問題の責任というものを、そして持っておられる人のための身になってこの問題の解決のために、何年でどうするといところの答弁というものをお願いしたいと思います。前回、4年と言われておりますから、おそらく今回も何年でどうするとい答弁は、市長としてはできるだろうというように考えますので、お願いしたいと思います。

4番目に、市営住宅の建設と立ち退き処理の問題であります。現在、和泉市におきまして戸数は何ぼかわかりませんが、低家賃という、建てなければならないこの住宅というものが非常に長い期間、建ておらないといことは事実であります。一般から募集をして、これが和泉市の市営住宅ですよということで察終的に建ったのが唐国住宅、これが最終であります。しかしながら、その後建ったのは改良住宅、老朽になったから、何とか水増しをして、40軒必要ならば50、60軒ということで、その10軒、20軒を一般から公募して入れているという実態がございますけれども、これが市営住宅ですよということで一般から募集をしてやっておるのではないわけです。唐国住宅以外にあるなら教えてもらいたい。改良住宅としてそれに便乗して、そこの中に市営住宅として若干建ておる、これはわかっている。それ以外に完全なる市営住宅というものをつくられておるかどうかが、あるなら教えてもらいたいと思います。

そういうことで、各市はこの問題につきましても、給料が安い、そういう人に対する低家賃住宅というものが着々と建設されております。和泉市は赤字再建団体だからということで建てられない。赤字再建団体を抜けてもおな建てようという気持がない。これでは税金を取っておるこの和泉市として、市民のために何をやっておるかということをおは申し上げたい。市長の答弁によれば、和泉市には府営住宅が建てられるから、その府営住宅を何軒かもらって、それを市営住宅と同じような考え方で入居させていきたい、このような甘い考え方は、これは市の行政としてはだめだということをおは申し上げたいと思っております。したがって、

市営住宅をこれからどうしても建ててもらいたいし、建てていかれるかどうか。

それからもう1点は、立ち退き処理についてという問題、これはこういうことなんです。一例をあげて申しますなら、伯太に公務員住宅、市営住宅がございます。この市営住宅が空家になっておるのに、いまだに入れられないという現状がございます。なぜかという、そこに入っておる入居者が、計画道路という中で、おそらく立ち退きになるんじゃないか、そういうことで、空いたら空けっ放しで、もう入れないというふうな不安を持っております。そしてもう1点は、あの住宅は非常に老朽化をいたしまして、白アリがついておるので危険だから入れられないんだということもいわれております。それで私は係にいろいろ聞きましたら、事実、そのとおりであるらしいんです。そうならば、現在、空家抽せんだけでも何百人という方が申し込みに来られるわけです。空家抽せんだから幾ら申し込んでも通らないんだろうということで、あきらめておる市民が非常に多いでございます。そしてまた、現在、空家抽せんを申し込まれている一種の方が、まだ十何人おったろうと思っておりますが、その中に入られた方は5、6人ですね、これからあと入らないか人がよけいおるわけです。しかもかわらず、入れないということは、これは少なくとも、担当課長としては、そういう問題があるならあるで、みんな困っているから、市営住宅の建設はやってもらえるのかどうか。入れないということは後退です。この伯太の住宅につきましても老朽化しておりますので、このあとの問題をどうするかという問題も出てくるだろうと思っております。そういう点を十分お考えになって、市営住宅を建ててもらわぬと困るわけでありまして。

現在ご承知のように、権利金最低15万円、20万円出しても家賃は1万円下だっておりません。1万円も1万5千円も家賃を払わぬことには、4畳半、5畳には入れないというのが現状であります。無理してでもそういうところに入って、ちょっと働く主人が勉強になったら生活に困るから、生活補助を受けんならぬ、こういう問題が出てきておるといことはご承知ですね。これを調べてみましたら、和泉市は阪南におきましても2、3番ですね。それほど生活補助を受けておる人というのは多い、なぜ多いかという、非常に生活が苦しいということ、こういう点をよくお考え願って、やはりこの市営住宅といふものにつきましても、1日も早く建設をしてもらわなくてはならないというふうに考えておりますから、できるならば、今予算等で十分検討を願いたい、このように思うわけでありまして。

5番目には、勤労感謝の補助金についてでございます。前議会におきましても、各市は最低50万、約80万くらい予算を出しておるといことで追及いたしました。追及した結果が10万か20万になりましたが、この問題につきましても、やはり大幅に増額をはかってもらわなくてはならぬと考えます。したがって、この問題につきましても、私は予算委員

でありますので、予算委員会の中で追及いたしますから、ひとつ担当課長におきましては、ただ、いま出ておる予算だけで済むという考え方を持たず、ひとつこの問題の解決のために尽してもらいたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わるわけでございますが、まず、この私の一般質問の表題の内意を市長に答弁をしてもらいたい。どういふことかと申しますと、今定例会が始まりまして初日の一般質問の中におきまして、坂上議員の追及によりまして、対市交渉、解放同盟から言われたから40億くらいの追加予算を組まなくちゃならないということの答弁がございました。そこで私が緊急質問に立ちまして、少なくともそういう必要性があるならば、なぜ当初にこの予算の中に組み入れておらない。現在、一般質問をしているけれども、何らまだこの当初予算については審議しておらない。審議しておらない過程でそのようなことを言われてくるといふことになれば、この当初予算につきましても審議できない。したがって、これからの一般質問におきましても他の議員さんが、たとえば、そのような対市交渉等と言われたから、当初予算と同じように組むんだというふうになれば、私とここが出しておる、また他の議員さんが出しておる一般質問も全部予算に組んでもらおうかという問題が出てくるから、この問題の解決をしようじゃないかという質問をいたしました。その答弁が得られず本日までに至っておるわけでありまして、私は深くはわかりませんが、あとの追加予算については全然認めないということをやっているんではありませんよ。当然、当初予算の組みかえをしてもらい必要はあると思っております。そういう中で、予算だけでは済まない。なお、何十万かの追加予算という問題が出てくると思っております。こういう程度は私はわかるんです。これはしたらいかんということをやっておりません。しかしながら、当初予算と同じような金額というものをかさねていくということが問題だと思っております。組んでもらうのはけっこうです。当然、いままで質問の中でも言われてきましたが、解放同盟との間における問題につきましては、国が法律で認めておるわけでございますから、どんどん執行していかんかということになります。それはやるべきです。やるべきであるけれども、対市交渉の中で言われたから出さなくてはならないということに対して問題があると思っております。ではお聞きをいたしますが、一般市民から選挙の中で札をもらって当選をしてきて、こういう議会において審議をするわれわれ議員が大事な、そういう対市交渉における交渉権を持っておる者を優先として考えるのか、その点に私は問題があると思っております。あとで出てくるだろり債務負担行為等によるこの予算というものを認めるとするならば、議会が笑われますよ。これは当初からきめればよいわけですよ。百億か百五十億か知らんけど、組めばよいわけですよ。組んでおれば、この予算については反対しません。この同和問題につきましては、

しかしながら、このような状態が出されるといことにつきましましては了解するわけにはいかぬわけでありませ。これからもこのよなことをされるならば、私たち議員は要らぬわけですね。議員軽視ですよ、これは。そういう点をどのようにお考えになっておられるのか。まず、最初にそれをご答弁願って、私の一般質問等につきましましての答弁を願いたいと思います。以上終わります。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 竹下議員さんのご指摘はごもっともでございますが、ただいまご質問されましたこの予算行為につきましましての市との交渉の場で、軽々しくもそういう約束をしたというおしかりでございますが、これは私の施政方針にも申し上げておりますように、逐次、その額を皆さまにお教え願いたいという気持ちでやったのが、皆さまを軽視したというご解釈が生じてまいったのでございます。これととも、この時限立法の改良事業というものの性質からひとつお考え賜りましてご理解願いたいと思ひわけでございます。
- 13番(竹下義章君) それはわかるんです。組んだら悪いということを言うておるんじゃないんです。追加組んでもよいわけですよ。ただね、当初予算と匹敵するよな予算を組むということに問題があるんです。市長も最初の答弁で言うておられるわけですよ、組むということをおね。したがって、私はもっとことばを砕いて申し上げるならば、和泉議会が何を言われても承認してもらわぬ問題もよろけでございます。したがって、現在、当初予算を組んでおりますから、その中には20何億というのが入っております。この当初予算をちゃんと了解願って、そのうえで臨時会とかで、これを何とかしんぼり願えぬかと、そういうことでやるのが市長の信念だと思ひんです。もしこのままで議会が許すとするなら、向こうもその気になりますよ。何言うたかて、前回、そういうことでいけたじゃないかと。そうでしょう。このよな問題に対して、市長はどのように今後進めていかれるのか。このよな金額を組むのに、このよなことは市長として、そのよな行政はすべきじゃないですよ。そういうことをすれば部課長もついてきませんよ。ひとつこれからのことについてお教え願いたいと思います。
- 市長(藤木秀夫君) 今後はやる事業とよくにらみ合わせて、そして必要の額を予算なりまた、債務負担なりに経費を計上いたしたいと思ひます。しかし、ただいま竹下議員さんのおっしゃられるところの、最初に出した議案を、議会に出すんやからこうやというこで強調できなかったかというおしかりでございますが、その点私も、これで補正してあとは必ずやってまいりますというこで、提案事情も申し上げたわけでございます。
- 13番(竹下義章君) しかしは要らぬわけですよ、そんなもの。せしたらあんな市長と

して信念あるかどうかということですよ。言われたから、やらぬといかんということはだめですよということ。それだったら、これから市長として何をやるのか。これからこんなもの何ほでも出てくるんなら、審議できませんよ。私は組むなと言ってるのと違ひ。このよりの大きな金額のときには最初からやりなさいと言ひですよ。1億や2億ならいつでも出てくるでしょう。何十億、何百億とやらないかぬわけですから、向こうは。一般行政なら1億、2億は簡単に言えぬけれども。だから、さっきも言ひたように、今議会はどうしてもぐあいが悪い、したがって議会のルールというものもあるし、また市長としてもこれからいろいろ議会にお願いせなにかんし、また部課長にも指導していかなばならない立場だから、簡単にできませんから、これは少なくとも1、2カ月後には必ず組んでやるから、それまでしんぼりしてもらわんと困る、ということをやってもらわんといかんかったということと言ひておるんです。言ひたんやけどもいろいろ言われるから組まんといかんということと言われるんやったら、これはぐあいが悪い。

- 総務部長(坂口礼之助君) 竹下議員のおっしゃることは、全くごもっともでございます。予算編成に対する姿勢と申しますか、そりいり点々つきまして、きびしくご批判を受けたいものというふり私たちは反省をいたしておるわけでございます。本件につきましては、事情を竹下議員さんと賢答をいたしておると思ひますけれども、そりしたことから、審議もされておらない予算に対して、直ちに補正を申し出ることにつきまして、不謹慎と申しますか、それにつきましては、非常に深く反省をいたしてございます。今後、このよりのことのないように十二分に検討、研究をいたしまして、こりしたことの二度と繰り返さないよりにいたしたいと存じますので、ひとつお許し願ひたいと存じます。
- 13番(竹下義章君) いまの総務部長の答弁は、市長の答弁だということと解釈してもいいわけですね、市長。
- 市長(藤木秀夫君) はい。
- 13番(竹下義章君) それでは、二度とこりいりことのないよりにしていただくとして、また、この問題につきましては予算委員会でやりたいと思ひます。
では次に進めてください。
- 市長(藤木秀夫君) 労働会館建設についての指摘でございますが、これは仰せのとおり、12月議会におきまして、いろいろご意見ありましたが、何とかやろりということと申し上げたことは事実でございますが、現在、和泉市の先行取得ができておる個所もありますので、ある問題につきましては近く解決すると思ひますので、そりいり見通しが立ったりとて、その予算化をしたいという考え方を持っておるわけでございますので、いましばらくご

猶予を願いたい。年内に何とか土地だけでも見当はつくことになると考えております。

- 13番(竹下義章君) 市長何ですわ、これ笑われているんですよ。これは私、口を開けば労働会館、労働会館と同じもんばかりしとないんです。ただ、約束ごとの中でやろりやろりと言われるから私はやっておるわけです。ひとつ、かわいそうな議員やと、当選以来8年言りて来ておると、この際何とかやってやろりということだね、消防署の購入した土地もあるし、前に2千坪か、どっかにおまっしゃろ。和泉市はいまだったら先行取得する土地がね。したがって、私はこういう言い方は議員としてはずかしい話であります。この議会が最後だと思っているんです、一般質問で食い下がるのは、次に1回、2回あるだろうと思えますが、私は任期が切れますから、したがって、そういうことで私が申し上げておるんだから、少なくとも、いま言われたのは前の答弁よりまだ悪いんですね。12月の答弁では、何か足がかりをつくってもらえませんか、すぐにやれといってもしょうがないだろう。したがって、少なくとも土地を買いとか、設計委託をするとか、そういう委託料とか何でもよろしいから、そういう点を含めてやるんだという足がかりということで、予算を若干でも計上してもらえませんか。あんたが「はい」と言われた。やりますと言われた。そうでしょう。ところが、この予算を見れば何もしていないということですね。その点のいきさつくらいは考えてやってもらい、これは最後にしてください。労働会館に対する一般質問というのは、まだ私一般質問はようけすることがあるんですよ。労働会館があるから出さんだけで、そういうことで、かわいそうな議員が言っておると、ひとつ何とかしてやろりということでもけっこうですから、これは同和関係だったら非常にりっぱなものが建っているんですね。これはけっこうなんです。私の申し上げておるのは必要性に迫られて、どうしてもせんといかんということはおわかりでしょう。これは十何年続いている問題ですから。大津の織物業者の持っておる土地、あそこ建てようかと、あそこから始まっておる問題なんです。これは、賢明な辻助役、やってもらえんかな、あんたやったらわかっておるんやから。(笑声)何とかやるということでやってくださいよ。この2千坪の土地、ほかにどっか土地を買いおるわけですよ。そこならそこでやるべく予算を組んで進めますというので、年内と言いたかて、9月終わっても12月で年内でしょう。また私次に当選するかわからへん、おちるかわからへん、そうでしょう。

(「さびしい」と呼ぶ者あり、笑声)

さびしいかどうか、選挙だからわからへん。(笑声)したがって、そういうことも加味して、あんたも選挙で出てくる人間や、そういう政治的な判断でやってもらっては困る、約束をして、そういうことをしましょうということ、あんたが言われておるんだから、一言、

言うてもらったら時間とれへん、こんなもん。そうでしょう。12月で「はい」と言うたんやから、何やったら総務部長、議事録読んで見な、あんた病気で休んでおるんやから、ぜひ読んでくれと。そのときは予算が済んでおったあとだから、しゃあないけど、そういうことがあるんで、ひとつ何とか、どこならどこにすると、次の議会で予算を組んでどうしよう、そういうことぐらいは言えるでしょう。辻助役、あんた言うて。

○ 助役(辻 忠夫君) ご指名でございますのでお答えいたします。

これについては、前に私がお世話になっておったときの問題でございますので、その当時のことは承知をしております。それがまだできておりませんので、私も意外におくれておるという感じをいたしております。市長もぜひやりたいということでございますし、私もそうすべきであると考えておりますので、なるべく早い時期に追加で計上するように出します。

○ 13番(竹下義章君) 一言、なるべく早い時期に追加でやりますということですから、どういふ追加が出るかは別として、いつの時点でその追加を組んでやってもらえますか。

○ 助役(辻 忠夫君) その時期につきましては、一応、財政調整を十分勘案しなければいけませんし、財政課長、総務部長とも十分協議をいたします。

○ 13番(竹下義章君) それじゃ、あんまりやりとりばかりしておったらいかんと思うんですが、何もないんやったら言わへん。何やったら総務部長、あんたの管轄や、議事録読んでください。あんた丸暗記してまっしゃろ、頭で。だから次の議会があるでしょう。私は今度で繰り入れたかったんや、予算委員会でもやりたいわけですけども、その足がかりをつけるために、予算か、追加か、あんたとこの段取りでいいがな、いつの時点で出しますよということぐらいは言うてよ。助役がそういうこと言うんなら市長と同じや。(笑声) あんたにも責任があをんですよ、あんたの時代から来ておる問題や。あんたも、やります、やりますと横田市長と一緒に言うておったんやから。

○ 助役(辻 忠夫君) これについては先ほど申しましたように、私も初めから知っておりますし、竹下議員さんのご要望でもございますので、次のときに追加を計上いたします際に計上ができますように花力いたします。

○ 13番(竹下義章君) 次の議会ですね。

○ 助役(辻 忠夫君) 次の改選の間には計上いたしたいと思います。(笑声)

○ 13番(竹下義章君) 議長、もう終わります。この労働会館については、くれぐれもそういうことで期待をしております。もしそうでなかったら責任をとってもらいますよ。

○ 議長(貝淵博治君) 次、答弁。

○ 総務部次長(井谷義雄君) 駐車場の三角の土地をなぜ買い上げないのかという指摘で

ございますけれども、この買取につきましては、昨年来、皆さん方から非常に強い要望もございまして折衝していただいたわけでございます。幸い南側だけは得られました、北側の三角の土地につきましてはむずかしい問題がございまして、先方が何か目的があるのではないかとということをおっしゃいましたが、そういうことは全然聞いておりません。ただ、今回は買収できなかったんですが、今後、引き続いて地主さんのご協力を得るために懸命に努力してまいりたい、これ以外に方法はないのではないか。われわれも買収できるように、ひとつ開発協会を通じ、また、われわれもともどもお願いに上がりたい、かように考えております。

なお、庁舎前の整備をどういふふうにするのかというご指摘でございますけれども、これは府道から見て、庁舎の間に遮蔽物があって和泉市役所としての美観が損なわれるということ是非常に大事でありまして、その自転車置場は撤去して移転しなければならない。現在の社協の事務所になっているところ、これも当然ほかに移さなければならないということで遮蔽物を取り除くということが1点。それと買収した土地の平面化ということ、それとすりえにおいて、さらに舗装を行ない、あるいは駐車場としての白線、こういうものを引いて整備してまいりたい。

なお今後、自動車の増加ということも相当考えられますので、この両方を駐車場として、なお、玄関のまん前につきましては、これは子供さんをお連れの市民さんもございますし、お年寄りもございまして、そういう休憩の場所をつくってまいりたい、かように考えます。

なおまた、庶務課として考えますけれども、できましたら、廊下を中央に移して、何らかの形で、ひとつ見ばえのあるものにしていきたい、かように考えてございます。具体的な計画については立てておりませんが、そういうことで早急に計画を立て、一番いい前向きの方法を考えてまいりたいと考えておりますので、この点ひとつご了承賜りたいと思います。

- 13番（竹下義章君） わかりました。やっぱり財政が伴う問題であろうと思いますので、それに何を申し上げても表玄関でありますから、これには建物を建てられるとなれば市役所は困りますので、いま言われているように積極的にこの買収を含めて、努力していかれることを要望して終わります。

都市計画の問題は市長に答えてもらってはどうかと思っておりますけれども、これは12月の段階のいきさつがあるんで、あんたに答弁願っても、どうすると結論をよう出しまへんやろう。

- 企画課長（橋本昭夫君） 第3点の都市計画の関係についてお答え申し上げます。

前回からご指摘がございましたように、都市計画の法決定によりまして長期にわたっての制約を受け市民の皆さん方にご迷惑をかけているのではないかと、そういうご指摘についてはおっしゃるとおりでございます。確かに、従来の都市計画の設定につきましては、ある一定の広域的な構想の中で法決定に、そういう必要の段階でいたすわけでございます。

それで今後の具体的な取り組みについての基本的な計画についてお答え申し上げまして、よろしくご賢察のほどお願い申し上げます。

何を申しましても、街路にしても、公園にしても、住民の生活あるいは福祉の向上に欠かれないものでございます。したがって、事業ができないからやらないんだというものでなくて計画をして、それを積極的に事業を進めていくのが都市計画の前提でございます。したがって、事業化をどのように積極的に取り組むかということについて、考えておりますことを申し上げます。

現在、計画を決定し、事業へ移行する場合に、前段行為としてすぐに事業認可をとり、事業開始となってもよいわけでございますが、その間、時間が非常にあるものについては、今後、都市計画の55条の規定あるいはまた、現在国会で審議中でございます公有地の拡大に関する法律、それに基づく都市計画施設等の先行用地の促進というものを考えまして、これは大体、4月ないし5月に公布される予定でございますが、そういうものを兼ね合わせて、積極的に公有地の取得をしまいたい。そういうことによつて、土地を持って使い道がないというご不満をできるだけ解消していきたいというふうに考えます。

第2点としまして、確かに都市計画の決定は、市民さんから見れば、市がやったということになります。しかし、内容につきましては当然、知事の決定もございまして、市の決定もございまして。したがって、現在、考えております基本構想に基づきまして、早期に、中期の計画をつくりまして、その中期の計画の中では、事業主体あるいはまた、個別の実施計画というものを組むことによつて、その責任の所在を明らかにしていきたいと思つて。そうして、大阪府なり国なり市なり、そういうものが一体となって計画を事業化するという体制の中で、市民の皆さん方のご支持を得る方向づけをいたしたいと思つて。それが当面の具体的な考え方でございます。

将来の都市計画の策定に当たりましては、先ほど申し上げましたように、単なるプランを法決定するんじゃなくて、あらゆる諸条件とらみ合わせて、早急に事業ができるような体制の中で、法決定の行為をするという基本姿勢でまいりたいと思つて。そういうことで、前回市長のほうからある年限のお答えを申し上げましたんですが、そういう年限という形という中での答えは、えらい借越でございまして、市長もできないというふうな形に相なる

りかと思ひます。これは市長とお話をした結果でございまして、したがいまして、いま申し上げましたような積極的に事業化に取り組んで、そういうご不満を解消するという姿勢の中で、ひとつご賢察をお願い申し上げたいと思ひます。

- 13番(竹下義章君) いま、じょうずに言われておるわけですが、言われておることはわかるんですよ。ただ問題は、これは新しい市長になっているか知らんけど、やっぱり部課長さんは古い人がかなり多いし、そんなら和泉市はいままでそういうことでやってきたかどうかということですよ。何もされていないのが現状や、そうでしよ。計画決定を打ったやつに対して、その半分も3分の1もできていないでしよ。これで何十年も放ったらかして、そこの地主が今度売りたい、買いたいと言ったかて、どうもならぬ。こういう形で前回の議会でも事こまかに申し上げましたが、市民の方が困っておるんですよ。売れば金が入って楽になるけども、売れないために困る、こういう状態もあるわけですね。和泉市がある程度財政が裕福であり、やっていけるなら、あなたが言われるようなことでもけっこうなんです。ところが、何をしても財政がないからということではできないんです。手がつけられない状態が多く出てくるわけですね。それには補助でやれる問題もあるだろうと思ひますが、たとえ補助がつく問題でもやっていないんですよ、これがいままでの現状でしよ。もしやっておるところがあったら出してみなさい。私は大がいに調べておりますがね。何十カ所あって、その中で、そのようにされておるのがあったら出してもらってもけっこうです。したがって、あなたの答弁は、市長はおそらく年限を切つて云々と言えないということと言われておると思ひんですがね。いつまでも追及をする考えはございませんが、やっぱり4年間でやるかということでも年限を切つてくれたんですよ、前回は。それでは和泉市の行政を考える中において非常に短いからできないでしよと、そういう形の中で私は申し上げて、休憩後、あれは間違いだったということがあったわけですね。これはそのような状態というものの中で出てきた問題ですから、いままではこういう問題はなかったわけですね。なかったから、理事者はじめ部課長がそのまま放つてきておるわけだ、そういう問題を放つてきておるのに対して、だれが困っておるかということになると、持っている人が一番困っている。そういうような状態というものが各市にございますから、計画の打ち放してやってもらっては困るから、何とかこの問題を、行政全般を眺めて、和泉市としては、この問題であればどのくらいの年限で、どのくらいにしてやっていくのか、それが和泉市の発展につながるし、よいんだというくらいの構想がなかったら、これはえらそうに企画でいろいろやっても何もできませんよ。4年では無理だから、ある程度の年限によってこの問題が解決いたしましよというよりような形くらいは決めてもらつてやるのが行政だろうと思ひんです。いままでやっ

でもらってるなら、こんなこと言いません。昭和25年、昭和30年というのがまだあるわけです。それすらいまだにやっておられないというのがあるから、そして問題が起こってきた。それを私、知っておるから前回の議会からこういうことを申し上げておるわけでありまして、したがって、いま、言われておる答弁では私は了解するわけにはいかんわけですよ。いままでやっておられるなら別ですけれども、赤字解消ができたところで、労働会館一つすらやりましようということを言うてくれない。約束をはごにされておるわけです。そういう状態でありますから、あんたが言われることだけではこの問題は解決しません。また、あなたのためにも年限を切ってもらえばいいわけや。何年できちっとやりなさい、こういうことで買収をしてということなら、事業もどンドン動いていく、のんべん、たたりんと計画をして、金がないから一応々々というところで延ばしているから何もできない、こういう現状でしょう。したがって、やっぱりこの問題はそういうけじめをつけて、そうしてけじめをつけ、それによって軌道に乗って、和泉市の財産もめとりができ、こういう見通しができれば、年限だけは何とかはずしてもらえんか、そういう時期が来れば、またはずしますよ。こんなふうにやってもらわんと何にもできませんよ。以上、よろしく答弁願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

竹下議員さんのおっしゃっておるご趣旨につきましては、いわゆる都市計画決定は一方的に市のほうでやられておりながら、所有者の権利というものは何れもなされておらない。それで当然、ある年限を決めて権利の保護をすべきじゃないかということに尽きると思っております。ご趣旨につきましてはそのとおりでございます。都市計画事業の従来から一番問題になってきておりますのは、竹下議員さんがご指摘されておられる点でございます。いわゆる計画決定というものは、すでに皆さまのご承知のとおり、一応、10年なり20年なり、従来の考え方では通常20年くらい後の都市の未来像というものをえがきながら、それに必要な都市施設の計画をしていくという考え方でまいっておるわけなんです。したがって、その時点での必要な都市施設に要する用地というものを一応、計画決定していく。特に目立っておりますのは、道路の計画決定であるとか、あるいは公園等の計画決定であるとかいうことが、特にその中でも目立っております。これらの計画の内容は、かなり後年度のことを予想いたしております関係上、相当な量になってまいります。その量をこなしていくだけの財政力というものは、これほどこの市でもいまのところ持っていません。したがって、都市計画決定されておる地主の方々に対する所有権と申しますか、私権を侵かしていくんじゃないかということで、これは国会サイドでもかなりいろいろ論議が行なわれておるわけなんですけれども、現在では、そういう所有者の方々の強い声が反映してまいりまし

て、先ほど、企画課長の答弁の中でもございましたように、55条の規定等を行なって、その指定を受けた地域の方々の土地につきましては、優先的に市が買い上げていくというような方法も講じられてまいっております。このような状況の中で、ご指摘の件につきましては一定のサイドで変更し、廃止する、ある年限を明記せよということでございますが、そういう従来の考え方、そういう都市計画のあり方等からいたしまして、一定の年限を切るということにつきましては、非常に苦しくて申し上げにくいでございます。たとえば、とうてい無理だと思っておりますも、たまたま、そこに新しい開発業者が新しく開発するということになりますと、都市計画決定されております道路等につきましては、その幅員とか、そういうものは計画決定をされておるとおりにせなければならぬということになりますと、われわれとしては、ずいぶん後年度にできるだろうと思っておったのが、たまたま、早くできるというようなこともございまして、なかなか一定の年限を切つてということではできかねるんでございますけれども、やはり都市計画決定は、先ほど申しましたように、長い将来を見越して決定いたしておりますので、現実的にその都市計画決定されてある周辺を計画決定された内容の実情にありような発展過程と申しますか、変化を来たしておらないという場合にはありうると思えます。そういうふうな周囲の条件等の状況いかによりましては、この計画決定も当然、変更したり、あるいは廃止したりということもありうると思えますけれども、それは議員さんが特に指摘されておりますように、10年後あるいは15年後はそうしますということで、都市計画決定の性質そのものからして、ちょっと明言いたしかねますので、ご賢察をお願いいたしたいと思えます。答弁になっているか、いないかわかりませんが、そういう現状でございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

- 13番(竹下義章君) 私ほさっきも申し上げたように、和泉市はそういう体制で進めていただいておりますなら、年限はやかましく言わないですよ。あんた調べてみなさいよ。昭和何年に打ったやつが現在どないなっているか、5年や10年くらいの年限だったらまだいいわい。調べてみたら、和泉は一番おくられているんですよ。こんな広い土地を持ちながら都市計画というものに対するいろいろの問題がね。したがって、そのようにおくられておるからせんといかぬ。それもしていないという、非常に持ってる方等が非常に困っておるということですね。ところが逆に、三井が来たと、和泉中央線にしたかて、これは三井がいろいろ金でやるかわからぬけれど、さっさとやっているわけですよ。これは予算委員会で私は申し上げたいけれども、何年か前に買った値都と次に買った値段が違いと、それによって前に買った人に対して何ぼか払っているということを知っているわけや。こんなこと一般質問でしたら問題になるから言わんけれど、そのようにどんでんやでしておるわけです。そういう関連のあ

るやつについてはやって、ただ一般市民さんの持つておるところについてはやらへん、そういう問題があるでしょう、和泉市は。これをやらぬから年限を切りなさいと言ひんですよ。私も年限を切りたくないんです。こんなもの。やっぱり何十年、何百年先を見越して、和泉市はどうするんだという構想がなかったらいかんわけだ、そういう構想を出したことがあるんか、市として大きく。そういう中で私はあまり言いたくないけれども、前回の議会では4年で切るかと。あんたは休んでおったけど、議事録を読んでいるでしょうが。そういう事情があるんやから、そういうふうに考えてもらわんと困るということ。これ以上言ひても答弁はそれだけですか。それ以上はどうもなりまへんのか。市長に聞いても同じことかね。どうしようこの問題は。これ市長、あんたが最高責任者ですから、前回、言われて取り消しをされたんでやむをえぬとしても、私は今回くらいはそういういきさつ等をいろいろ十分お考え願ひて、何年くらいでどうするというよりなことくらいは出てくるだろうと期待をしておったんですかね。それは総務部長が言われている以外に對して答弁のしようがないのですか、市長としてどうやね。

○ 市長(藤木秀夫君) 前回、取り消させていただきました問題でもありますし、私も市長になった当時に、浅はかな答弁を申し上げて失敗したわけでございますが、ならぬということはないと思ひますけれども、建設省によるところの手續変更をせなければいけないというむずかしさがあるわけでございますので、その点ご理解賜りたいと存じます。

○ 13番(竹下義章君) そうしたら、私はこの問題につきましては、次回の議会で再度やるということ、これ以上申しませんが、企画課長、あんたに一言、申し上げてしてもらいたい点は、和泉市におけを計画すべて、その地域、児童遊園すべて、いろいろ明細に、こういう書類をつくってもらって、昭和何年に計画を打ったと、昭和何年にこの問題はどうなって、現在どういふふうに進行しておると、そういう資料をつくって、これは各議員に配ってもらえますか。各議員さんも知ってもらったほうがいいと思ひんす。知ってはおられるだろうと思ひんすかね。やっぱりわからぬ点もございすから、そういうことで、私は次回の議会でもう一ぺんそういう書類に基づいてやりますから、ひとつ市長、次回の議会までにこの問題を十分検討してもらって、たとえ年限を切れるなら、私はどうしてという突っ込んだ答弁がなかったら、また年限を切れと言ひまね。私が年限を切れと言ひんでもよいよりの答弁を次回の議会まで考えてもらって、ひとつ和泉市発展のために尽してもらいたいという要望と、それからあんたに資料をつくってもらいたいことを申し上げて、この問題は終ります。

○ 建設課長(林 徳治君) それでは第4点の市営住宅建設の問題について私から申し上げ

うかと思ひます。これは市長とお話をした結果でございまして、したがひまして、いま申し上げましたような積極的に事業化に取り組んで、そういうご不満を解消するという姿勢の中で、ひとつご賢察をお願い申し上げたいと思ひます。

- 13番(竹下義章君) いま、じょうずに言われておるわけですが、言われておることはわかるんですよ。ただ問題は、これは新しい市長になっているか知らんけど、やっぱり部課長さんは古い人がかなり多いし、そんなら和泉市はいままでそういうことでやってきたかどうかということですよ。何もされていないのが現状や、そうでしょう。計画決定を打ったやつに対して、その半分も3分の1もできていないでしょう。これで何十年も放つたらかして、そこの地主が今度売りたい、買いたいと言ったかて、どうもならぬ。こういう形で前回の議会で事もまかに申し上げましたが、市民の方が困っておるんですよ。売れば金が入って楽になるけども、売れないために困る、こういう状態もあるわけですね。和泉市がある程度財政が裕福であり、やっていけるなら、あなたが言われるようなことでもけっこうなんです。ところが、何をしても財政がないからということではできないんです。手をつけられない状態が多く出てくるわけですね。それには補助でやれる問題もあるだろうと思ひますが、たとえ補助がつく問題でもやっていないんですよ、これがいままでの現状でしょう。もしやっておるところがあったら出してみなさい。私は大がいに調べておりますがね。何十カ所あって、その中で、そのようにされておるのがあったら出してもらってもけっこうです。したがって、あなたの答弁は、市長はおそらく年限を切つて云々と言えないということと言われておると思ひんですがね。いつまでも追及をする考えはございませんが、やっぱり4年間でやるかということでも年限を切つてくれたんですよ、前回は。それでは和泉市の行政を考える中において非常に短いからできないでしょうと、そういう形の中で私は申し上げて、休憩後、あれは間違いだったということがあったわけですね。これはそのような状態というものの中で出てきた問題ですから、いままではこういう問題はなかったわけですね。なかったから、理事者はじめ部課長がそのまま放つてきておるわけだ、そういう問題を放つてきておるのに対して、だれが困っておるかということになると、持っている人が一番困っている。そういうような状態というものが各市にございますから、計画の打ち放してやってもらつては困るから、何とかこの問題を、行政全般を眺めて、和泉市としては、この問題であればどのくらいの年限で、どのくらいにしてやっていくのか、それが和泉市の発展につながるし、よいんだというくらいの構想がなかったら、これはえらそうに企画でいろいろやっても何もできませんよ。4年では無理だから、ある程度の年限によってこの問題が解決いたしましよというふうな形くらいは決めてもらつてやるのが行政だろうと思ひます。いままでや

てもらってるなら、こんなこと言いません。昭和25年、昭和30年というのがまだあるわけです。それすらいまだにやっておられないというのがあるから、そして問題が起こってきた。それを私、知っておるから前回の議会からこういうことを申し上げておるわけでありまして、したがって、いま、言われておる答弁では私は了解するわけにはいかんわけです。いままでやっておられるなら別ですけれども、赤字解消ができたところで、労働会館一つすらやりましようということをやってくれない。約束をほごにされておるわけです。そういう状態でありますから、あんたが言われることだけではこの問題は解決しません。また、あんたのためにも年限を切ってもらえばいいわけや。何年できちっとやりなさい。こういうことで買収をしてということなら、事業もどンドン動いていく、のんべん、だらりんと計画をして、金がないから一応々々というところで延ばしているから何もできない、こういう現状でしょう。したがって、やっぱりこの問題はそういうけじめをつけて、そうしてけじめをつけ、それによって軌道に乗って、和泉市の財産もめとりができ、こういう見通しができれば、年限だけは何とかはずしてもらえんか、そういう時期が来れば、またはずしますよ。こんなふうに戻ってやらんと何にもできませんよ。以上、よろしく答弁願います。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

竹下議員さんのおっしゃっておる趣旨につきましては、いわゆる都市計画決定は一方的に市のほうでやられておりながら、所有者の権利というものは何らなされておらない。それで当然、ある年限を決めて権利の保護をすべきじゃないかということに尽きると思っております。ご趣旨につきましてはそのとおりでございます。都市計画事業の従来から一番問題になってきておりますのは、竹下議員さんがご指摘されておられる点でございます。いわゆる計画決定というものは、すでに皆さまのご承知のとおり、一応、10年なり20年なり、従来の考え方では通常20年くらい後の都市の未来像というものをえがきながら、それに必要な都市施設の計画をしていくという考え方でまいておるわけなんです。したがって、その時点での必要な都市施設に要する用地というものを一応、計画決定していく。特に目立っておりますのは、道路の計画決定であるとか、あるいは公園等の計画決定であるとかいうことが、特にその中でも目立っております。これらの計画の内容は、かなり後年度のことを予想いたしております関係上、相当な量になってまいります。その量をこなしていくだけの財政力というものは、これほどこの市でもいまのところ持っていません。したがって、都市計画決定されておる地主の方々に対する所有権と申しますか、私権を侵かしていくんじゃないかということで、これは国会サイドでもかなりいろいろ論議が行なわれておるわけなんですけれども、現在では、そういう所有者の方々の強い声が反映してまいりまし

て、先ほど、企画課長の答弁の中でもございましたように、5.5条の規定等を行なって、その指定を受けた地域の方々の土地につきましても、優先的に市が買い上げていくというよりな方法も講じられてまいっております。このような状況の中で、ご指摘の件につきましてもは一定のサイドで変更し、廃止する、ある年限を明記せよということもございますが、そういう従来の考え方、そういう都市計画のあり方等からいたしまして、一定の年限を切るということにつきましては、非常に苦しくて申し上げにくいでございます。たとえば、とうてい無理だと思っておりますも、たまたま、そこに新しい開発業者が新しく開発するということになりますと、都市計画決定されております道路等につきましては、その幅員とか、そういうものは計画決定をされておるとおりにせなければならぬということになりますと、われわれとしては、ずいぶん後年度にできるだろうと思っておったのが、たまたま、早くできるというようにもございまして、なかなか一定の年限を切つてということではできかねるんでございますけれども、やはり都市計画決定は、先ほど申しましたように、長い将来を見越して決定いたしておりますので、現実的にその都市計画決定されてある周辺を計画決定された内容の実情にありような発展過程と申しますか、変化を来しておらないという場合にはありうると思えます。そういうふうな周囲の条件等の状況にかんじましては、この計画決定も当然、変更したり、あるいは廃止したりということもありうると思えますけれども、それは議員さんが特に指摘されておりますように、10年後あるいは15年後はそうしますということで、都市計画決定の性質そのものからして、ちょっと明言いたしかねますので、ご賢察をお願いいたします。答弁になっているか、いないかわかりませんが、そういう現状でございますので、ひとつご理解を賜りたいと存じます。

- 13番(竹下義章君) 私はさっきも申し上げたように、和泉市はそういう体制で進めていただいておりますなら、年限はやかましく言わないですよ。あんた調べてみなさいよ。昭和何年に打ったやつが現在どないなっているか、5年や10年くらいの年限だったらまだいいわい。調べてみたら、和泉が一番おくられているんですよ。こんな広い土地を持ちながら都市計画というものに対するいろいろの問題がね。したがって、そのようにおくられているからせんといかぬ。それもしていないといひ、非常に持つての方等が非常に困つておるといふことですね。ところが逆に、三井が来たと、和泉中央線にしたかて、これは三井がいろいろ金でやるかわからぬけれど、さっさとやつておるわけですよ。これは予算委員会で私は申し上げたいけれども、何年か前に買った値都和次に買った値段が違つて、それによって前に買った人に対して何ぼか払つておるということを知つておるわけや。こんなこと一般質問でしたら問題になるから言わんけれど、そのようにどんどんやでておるわけですよ。そういう関連のあ

るやつについてはやって、ただ一般市民さんの持っておるところについてはやらへん、そういう問題があるでしょう、和泉市は。これをやらぬから年限を切りなさいと言ひんですよ。私も年限を切りたくないんです。こんなもの。やっぱり何十年、何百年先を見越して、和泉市はどうするんだという構想がなかったらいかんわけだ、そういう構想を出したことがあるんか、市として大きく。そういう中で私はあまり言いたくないけれども、前回の議会では4年で切るかと。あんたは休んでおったけど、議事録を読んでいるでしょうが。そういう事情があるんやから、そういうふうに考えてもらわんと困るといふことを。これ以上言ひても答弁はそれだけですか。それ以上はどうもなりまへんのか。市長に聞いても同じことかね。どうしよこの問題は。これ市長、あんたが最高責任者ですから、前回、言われて取り消しをされたんでやむをえぬとしても、私は今回くらいはそういういきさつ等をいろいろ十分お考え願って、何年くらいでどうするといふようなことくらいは出てくるだろうと期待をしておったんですがね。それは総務部長が言われている以外に對して答弁のしよがないのですか、市長としてどうやね。

○ 市長(藤木秀夫君) 前回、取り消さしていただきました問題でもありますし、私も市長になった当時で、浅はかな答弁を申し上げて失敗したわけでございますが、ならぬということはないと思ひますけれども、建設省によるところの手續変更をせなければいけないといふむずかしさがあるわけでございますので、その点ご理解賜りたいと存じます。

○ 13番(竹下義章君) そうしたら、私はこの問題につきましては、次回の議会で再度やるということ、これ以上申しませんが、企画課長、あんたに一言、申し上げてしてもらいたい点は、和泉市におけを計画すべ、そこの地域、児童遊園すべ、いろいろ明細に、こゝろい書類をつくってもらって、昭和何年に計画を打ったと、昭和何年にこの問題はどいつな、現在どいついふに進行しておると、そういう資料をつくって、これは各議員に配ってもらえますか。各議員さんも知ってもらったほうがいいと思ひんす。知ってはおられるだろうと思ひんすかね。やっぱりわからぬ点もございすから、そういうことで、私は次回の議会でもう一べんそういう書類に基づいてやりますから、ひとつ市長、次回の議会までにこの問題を十分検討してもらって、たとえ年限を切れるなら、私はどうしてといふ突っ込んだ答えがなかったら、また年限を切れと言ひまね。私が年限を切れと言ひんでもよいよな答弁を次回の議会まで考えてもらって、ひとつ和泉市発展のために尽してもらいたいといふ要望と、それからあんたに資料をつくってもらいたいことを申し上げて、この問題は終ります。

○ 建設課長(林 徳治君) それでは第4点の市営住宅建設の問題について私から申し上げ

ます。

先ほど、いろいろな角度から本市の住宅対策につきましてご質問、合わせましてご意見をいただいたところでございますので、私はまず第1点、市営住宅建設の実態に関しましてご説明、第2点といたしまして、立ち退き処理とおっしゃっておりますので、その現状と、その考え方を申し上げます。

最後に、以上の1、2点の実態から最終的に今後の住宅政策をどう考えているのかということ順序に従いまして私の考え方を説明申し上げ、ご了解賜りたい、こういうふうに考えております。

第1点は、まず市営住宅建設の実態ということのご指摘でございましたが、これは事実ありのままご認識願いたいという意味で申し上げます。

唐が最終であって、あと伯太団地等で改良住宅に便乗し、多少の水増しがあったというおことばをいただいておりますが、これは確かにその事実がございまして、おっしゃったのは、伯太の改良1号棟から3号棟に限った分に当てはまることばではないかと思っております。昭和44年度から6年に繰り越して建設をいたしました戸数は、わずか16戸でございましたが、あれは本来の公営住宅法に基づきますと一般公営住宅でございます。

それから現状といたしまして、現在の私どもの管理いたしております戸数は636戸でございます。以上、ご報告を申し上げます。

それから2番目のご指摘の立ち退き処理の問題につきまして、これは先ほどご指摘をいただきました伯太改良住宅のみに限った問題ではないと、基本的に和泉市の管理いたしております改良住宅そのものに対しまして、数年前に改良住宅は、今後、逐次、廃止をしていくという基本方針が決定されておりますという事実がございまして、ご承知のように、従来ございました改良住宅をほとんど整備いたしまして、現在、残っておりますのは、ご指摘の伯太改良、それから唐国に6戸残っておりますのみでございます。伯太の改良住宅につきましては昨年末に、先ほど申し上げました改良住宅を整備していこうという基本方針にのっとりまして、今後の方針として補充認可をしないということで決裁を受けたいでございます。

それから次にご指摘の今後、住宅政策として和泉市はどう考えておるのかということが焦点になってこようかと存じますが、昨年でございましたか、この席上で横田議員から2回にわたり本市の住宅につきましてご指摘がございました。私、お答えを申し上げた記憶がございまして、したがって、当面は47年度に対しまして、残念ながら、基本方針としては考えは変えておりません。あの席上申し上げましたことを再確認の意味で簡単に申し上げますと、基本的にはご指摘のとおり、公営住宅法に示されます市営住宅、これは建てるべき

でございます。これは否定をするものではございません。ただし、当面、都府県市町村が力を合わせて地方の実態の中で計画的に公営住宅を建設していき、低家賃で提供していける趣旨に対処するためには、全く無策であってはならない。ただ便乗の組織はありまじようが、当面、和泉市の府営住宅600戸の建設計画は示されております事実の中では、その優先入居45%を上回ります優先入居によって大幅に一気に解決をしていかざるをえないという事実をご賢察を願いたいということをご了解をえたところでございます。ただし、今日の時点でいささか、それに対しますその後の考え方と申しますか、補足をさせていただきたい部分がございます。ご承知のように、公営住宅法ではございませんが、住宅建設法というのがあります。この中で昭和46年度を基点といたしまして、当面50年まで国及び府県の単位でそれぞれ住宅建設を、先ほど申し上げた趣旨に照らして建設を計画的に、最期的にやっつけていきなさいという規定がございます。本市もこれに対応いたしまして、協議の結果、当面5カ年計画の後半でございますが、一部新設をしなければならない。それから一部は、ご指摘の建て替え施工の必要が生ずるのであろうと。たまたま、ご指摘の住宅は5カ年計画後半になりますと、その後の事情といたしましては、入居者のご意見を拝聴いたしておりませんが、いま、何年度に何戸という明確なご説明を申し上げることができないのは非常に遺憾ではございますが、年度後半、少なくとも49年、50年に至りまして、一般公営住宅の新設並びに建て替え施工による建て替えの場合は、最低現有戸数の2倍以上、戸数の増も大幅に期待できるめどがございます。この両制度が併行してとられるであろうことをこの際、新たな基本方針として、すでに府にも提出していることを合わせてご報告申し上げ、ご了解をえたいと考えます。以上。

- 13番(竹下義章君) いまの答弁で、唐園以外15戸ですか、この点私の調べが間違っておったんだろうと思います。あなたの言われている点は、これは今後、5カ年計画による問題ですね。したがって、私がちょっと申し上げたのは、市営住宅は何にも建てる計画もない、その中で後退をしていくんじゃないか。現在、これは空家抽せん申し込みをし、また半数も入っていないわけですよ、そうでしょう。ところが、どうい理由でそこに入れぬかという答弁を漏らしておられるけれども、空家のままで入れてないということ、したがって入れないということは後退なんです。結局、836戸あると、この中で1軒入れなかったら635戸、そういう後退があるんやから、少なくとも、相当課長としては、こういう当初予算等の交渉の中においてこういう後退が生まれてくると、議員が建て建てとやってきたわけだから後退することになるならば追及をするだろう。したがって、後退をする部分についても建て替えができんやったら、ほかにも市営住宅として建てていくと、入れてはいかんところは入

れずに、新しいところに入れていく、これが前向きの姿勢だろうと私は思うんです。こういう市政をなぜに和泉市にとられないのか。財政もあるでしょう。泉大津市にしたって公営住宅は建てておるわけですよ。和泉市は先ほど申し上げましたように、そういう住宅難も含めて苦しい人が生活補助をとらぬといかんということ、これは権利金の問題もありますわね、少なくとも市営住宅というものはそういう後退さしてはいかぬ。前回の議会の答弁云々というのを言われておりますけれども、こういう後退をしている部分についてはどういふふうり考えておるか、こういう問題についてちょっとお答えください。

○ 建築課長(林 徳治君) 端的なご指摘で恐縮でございますが、確かに改良住宅に関しましては、ご指摘の伯太改良住宅、現に空家のままで入居しておりません。また、先年、決定いたしました唐国につきましても1戸空家のままで入居いたしておりません。この2戸について後退という結果になると思います。ただ、私ども改良住宅の廃止後退を見越しまして、それに代わるべき戸数の確保、たとえば、1戸空家になった時点ですぐに対応できないという点につきましては、先ほど申し上げましたように、当市の当面の実態の中ではないかと思われることを申し上げておりますので、原則といたしましては、その方針を決定をし、16戸なり30戸なり、1戸でも多く建てていくのが正当なやり方である。この点はおくればせながらも、単に計画に終わらせない決意を申し上げたわけでございます。その点ご賢察賜りたいと存じます。

○ 13番(竹下義章君) 5カ年計画でどれくらいの戸数の住宅を建てられますか。

○ 建築課長(林 徳治君) 新設が一部あるということをお知らせしましたが、具体的に説明いたしますと、前年度の決定でも申し上げましたように、一番大きな問題は用地の取得なんです。それから用地に対する補助金がゼロという現行制度の中での苦しさ、したがいまして、当面唐国団地に一定の敷地を確認されております。ただし、地形がご承知のような状態でございますので、造成をしなければ、当面の使用は許しがたい、こういう実情でございますが、40戸の計画を持っております。ただし、年度は5カ年計画の後半でございます。

それから坊城川住宅につきましても、面積等の調査も終わり、レイアウトを行ないました結果、80戸以上建設が可能であるということで、当面、80戸の計画をいたしております。

○ 13番(竹下義章君) この1年間は建てる計画はないんですから、ある程度壁とか直して、やっぱり空家にどんどん入れていくということで、課長、あんたのほうは事務的にやってください。市長、これはやっぱり後退なんです。そこでとりあえず、空家抽せんで申し込みをされて、まだかなり残っておるわけですわ。したがって、5カ年計画でどうするか、これはあとで追及するとして、空家にどんどん入れていく決意をやってください。

それともう1点。5カ年計画云々と言われても、困っておる実態というものをよく眺めてこの予算の中にも改良云々ということで相当組まれておるわけです。住宅難で困っておる人々に対する市政というものを示してもらわぬと困ると思います。5カ年計画もありますけれども、これ以外に早期に建てるようにしてください。これの答弁はよろしいが、空家に対しての、そういう決裁をしていただけますね。

- 市長（藤木秀夫君） はい。
- 13番（竹下義章君） では議長、答えをもらいましたから、私の質問はこれをもって終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 暫時休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では1時まで休憩します。

（午後零時4分休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問を続行いたします。

- 7番 出原君……。

ただいま市長より発言許可の申し出がありましたので、これを許可します。

- 市長（藤木秀夫君） 午前中、竹下議員さんに申し上げたのは私の思い違いでございまして、翌年48年度に必ず住宅の計画をいたしまして、この住宅難に対する住民の方々に対処したいと思っておりますので、その点ご了承賜りたいと存じます。

- 13番（竹下義章君） 間違いでありますとかいうことは、先ほど答弁をされた点を取り下げるといことですね。そこで48年度に建てよといことを言われておるわけですが建築課長のほうからも5カ年計画に基づいて計画をし執行していこうという答弁があったわけで、私の申し上げている点は、現在、空家抽せんに当選をされまして、その当選をされた人が1種であれば10名、そのうち4名しか入っておらない、あと6名残っておるわけですね。これらをあえて入れないということになれば後退になるんじゃないかということの質問をしているわけです。したがって、いま言われている点を確認しようとするなら、建築課長が答弁をしておりました5カ年計画云々は、そういう後退をしている点の埋め合わせとして、何戸は別として、市営住宅を建ててそれを補っていく、このように解釈をしてもいいわけですか。

- 市長（藤木秀夫君） 午前中の課長の説明では40戸という計画を申し上げたと思いますが、その上に一段と多く計画いたし、そういう点について、遺憾のないように対処いたしてまいりたいと考えております。
- 13番（竹下義章君） そうしたら、いま言われているのは、5カ年計画云々は別にして市独自でそういう住宅を建てていく、こういうことですね。
- 市長（藤木秀夫君） 独自ではありませんけれども、ともに併設という意味で多く建てていきたい。
- 13番（竹下義章君） それを補うために多く建てていく、こういう意味、それが48年もっと早くなりませんか。
- 市長（藤木秀夫君） 現在では、補助の関係もございまして、その点は至難な問題だと思えます。
- 13番（竹下義章君） それから改良住宅に限って、たとえば黒鳥とか、そういう関連のある市営住宅がございましてね。これの空家については入れていくというように解釈してもよろしいですね。そんならけっこうです。
- 28番（藤原要麿君） いまの話はおかしいと思うんですね。午前中に空いてるところに入れるという市長の確答があったわけです。それを取り消すといって、また空いたところに入れるというのと違いませんか。それでわれわれ議員として、これは12月から、この会期においても市長が答弁の中で何回も取り消しているわけですね。われわれは何を目標に審議し、質疑していくんかということです。確答をなさっておきながら、直ちにそれを取り消すということでは、われわれは審議が真剣にできないんじゃないんですか。だから議長としてまことにおそれ入りますが、理事者においては、もう少し的確なご答弁を願えるような方法をするとも、部内の中でも、やはり横の連絡を十分してもらって、そうしないと、私はこの議会に任せられないと思うんです。もう少ししっかりしたご答弁を願わなければ議長としても、議会運営を採配できないんじゃないかと思うんです。それだけ申し上げておきます。
- 課長（貝淵博治君） 休憩の間に議運、理事者間で議運の話し合いが済んだらうと思うんです。それで、いま竹下さんが了解したと、また建築課長から、市長の言われたことに対する補足というか、また是正しようとする発言を許さなかったのですが、それを許してよろしいか。
- 28番（藤原要麿君） 許してもらわぬと一応内容がわからんんじゃないかと思うんですよ。
- 建築課長（林 徳治君） それではお許しを得まして、補足をさせていただきます。

前段の市長、助役から申し上げましたことにつきましては、全くそのとおりでございます。最後に竹下議員からだめを押されました入居対象者が私の取り違いでしたらご勘弁願いたいんですが、改良住宅入居者が、その新設48年度に予定されます部分に入居できる、移転さすという前提はございません。そういう取り扱いは公営住宅法上できません。その点だけ訂正させていただきたいと思えます。

- 13番(竹下義章君) 確認をします。

私の申し上げておるのは、あれに入れないという理由があるでしょう。それは取り消したからけっこうなんです。それ以外に、たとえば唐国住宅とか、これは老朽でも、何でもない完全なる市営住宅があるでしょう。そういうところが空家として出てまいります。それまでも含めて入れないということにするのか、これは入れますね、いまの残っている人は入れますね——はい、それでけっこうです。以上終わります。

- 議長(貝淵博治君) 何回も済みません。出原君

- 7番(出原武司君) 一般質問をさせていただきます前に、一言、理事者間に要望というよりも、これは私が一般質問として、7番、出原君という指名がありましたけれども、市長から発言を求められていままで時間がかかったわけではありますが、その間に理事者の間で非常に遅刻されたことを私は認めております。これは私が質問を申し上げても、その担当課長なりが出席しておらないということになれば、私の質問の要旨が獲得できないということになると考えますので、この点、私は非常に遺憾に思っております。それでは大体、部課長がそろったと思えますので、一般質問に入れさせていただきます。

まず第1点といたしまして、電話事務簡素化について、これは要望にとどめさせていただきますが、電電公社の説明によれば、今年度内か、おそくとも来年度内に各和泉局でもプッシュ電話に切りかえられると聞いておるわけではありますが、これができると、当市役所内の電話事務も短縮し、ダイヤルが応用できると考えますので、局の切りかえと同時に工事申請することを要望いたします。そうすることによって通話手数が非常に省かれ、わずか2、3回ダイヤル回しただけで一定の指定先に通話できますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存するわけでありませう。

第2点といたしましては、和泉市の将来計画についてであります。私はさきに一般質問として、今後の和泉の将来計画についてと題して、一般質問でお尋ね申し上げたはずであります。その答弁として、すでに総合計画審議委員の方々をわずらわし、ご審議願える運びとなっているとのご答弁でありましたけれども、これが一こうに何の反応もないということ

は、そのときまかせのお茶をにどすという魂胆であったのか、それとも何か隘路があったのか、再度お尋ねを申し上げたいわけでありますが、私がたまたま、議会運営委員の一員であります、こういった最後の一般質問に対し、各会派とも自棄していきたいという意見が、今議会を開催するにあたっての議運の中での申し合わせ事項としたわけでありますが、私がかつての一般質問について、一般質問の行方ということで問題にしたことがあります、現在の総務部長がこれに対し、ごもっともでありますと答弁し、同時に、今後ご趣旨を尊重して十分にこれにお応えすることとございましたけれども、今議会の一般質問で、ほかの議員さんの質問をうかがっておりますけれども、過去何回か問題にされたことの繰り返しが非常に多いと考えるわけであります。これもそのときまかせの部長の答弁であったのか疑わざるをえない。したがって、今後の将来について、具体的に説明できるならご答弁をお願いいたしますと思っておりますけれども、昨日、池田議員さんの答弁にもある程度出ておりましたので、私の質問については、審議会をいつ開くのかということの答弁を求めることにとどめさせていただきますと存じます。

第3点目は、税金の使い方でありますが、私は和泉市も、全市町村とも予算の伸長に伴い、ご多聞に漏れず、年々予算の増大をはかってきたかが和泉市といたしましても、やはり年々予算が増大していくわけでありますが、予算は税金に基本を置いて組まれておりますので、その税金は予算のうえでどのように使われているか、公平を期しているか、最も市民の知らんとするところだと考えますので、はたしてガラス張りの取り組みが行なわれているのかどうか。グラフ式の中によるところの一つの表をつくって、広報に載せていただきまして、十分市民の皆さんの理解をしていただくことの方法を考えられたいと思っております。

その他といたしまして、さきに民社党よりわが市に対して提出させていただきました中でそのうち3点にわたってお尋ね申し上げたいと存じます。

まず第1点といたしましては、公害対策の問題で、さきに直村議員さんから審議委員会設置について質問されておりますので、この点は省きますけれども、さらにこれに対して、条例の制定を強く要望いたしますと存ずるわけでございます。現在は大阪府条例におんぶしてあるかのように聞いておりますけれども、近くその方針がありますかどうか、その点をおうかがいしたいと存じます。

第2点といたしましては、社会教育の問題で、市長は施政方針の中で、25ページの6]目からとなえられているように、社会教育施設を活用して、文化体育活動の振興をはかると出ておりますけれども、その具体的な方針、たとえば市民グラウンドの増設あるいは各所に配分する等のことについてのお尋ねをいたしますと存じます。

第3点といたしまして、中小企業対策として、われわれ産業衛生常任委員から経済課を部制として商工課として中小企業の一番多いわが市の育成につとめられたいという申し入れを委員長名義でいたしましたはずでありますけれども、その一環として経営の相談室をつくっていただく、あるいはまたドル・ショックによるところのその他特別の人々、そういう人々に対する減税措置を講じてやれるかどうか、何とか具体的なご答弁をおうかがいしたいと考えるわけでございます。

以上の諸点についてご答弁をお願いしますが、答弁いただいたによっては再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 企画課長（橋本昭夫君） 第2点の総合計画審議会についてご報告申し上げます。

計画の策定の管理が非常的に確に奉理できなかったことを深く反省しております。今回の日程につきましては、3月にできるよう努力しておりましたのでございますけれども、本議会との関連もございまして、できましたら4月上旬から十分ご審議を願いたい、かように考えてございます。

なおそれに伴う作業は一部を除きまして、すべて完了いたしてございます。

以上、報告いたします。

○ 7番（出原武司君） あなたは12月の私の一般質問に対しても同じようなご答弁をなされましたね。それができなかったということになれば、4月になって行なわれるということも、どの程度信頼しているのかね、その信頼性のできる具体的な内容があれば説明していただきたい。

○ 企画課長（橋本昭夫君） 前回におきまして、私のほうのスケジュールでは、総合計画の審議会に加わっていただいております学識経験者の先生方に、約1カ月で審議の課程を終わっていただくスケジュールを組んだわけでございますが、いろいろの問題の提起がございまして、先月の28日のことでございまして、よりやくここで学識経験者からの意見としては、将来のビジョンとしていただろうということで、その間、非常に積極的に先生方も取り組んでいただきましたけれども、私の見方が甘うございまして、ただ現在、まことに変な形でございまして、一応、こういう印刷物になってございまして、あと日程の予定がつけばご審議願える段階でございまして。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 前回、前々回の一般質問の席上であったと思いますが、出原議員さんからの一般質問の行方ということにつきまして、ご叱責なり、ご質問を受けたわけなんでございますが、その節、私がおの一般質問の行方というものにつきましては、関係課

長にそれぞれ追及をしていって、どのような結果におさめていくかということについては、責任をもって今後、そういう方向でやらしていただきたいということを申し上げてまいっております。まあ現実に関係者がそのような姿勢で取り組んでいただいておりますというふうにも存じておったんですけれども、今議会を通じまして、各議員さん方の一般質問を拝聴いたしておりますと、12月の宿題が何ら解決もされていない。一応、解決されておらなくても、方向づけの経過というものに対する関係職員と関係議員さんとの間の協議、意思の疎通等も生まれていないということが再三出てまいっております、非常に申しわけなく反省いたしておるしいてでございます。確かに従前からこれは本市としての欠陥だろうと思っておりますが、言いつ放し、開き放しというような傾向がずっと流れ続けてきております。しかし本議会では特に12月の議会での質問に対する質問と申しますか、繰り返しと申しますか、そういうことが、むしろわれわれが、えりを正してその質問を聞かなければいけないということに対するきつい反省の機会であって、ある意味では喜んでおをわけです。それと同時にやはりこうした公開の席上で発言いたしましたことにつきましても責任というもの、さらに強く今後、お互いに自覚してまいりたい。47年度の当初予算の中に出てまいると思いますが、こうした議会を通しての質疑応答の経過を議事録、これをある程度の部数印刷いたしまして、議員さんなり、部課長等に配布しようという計画を議会事務局でなっております。われわれもそれに賛成をし参加をいたしてでございます。これらのものができてまいりますとさらに反省する機会というものがたくさんあると思っておりますので、今後、なお積極的に、おのずから申し上げましたことに対する責任というものを痛感いたしまして、ご期待に添えるような方向で、全部課長努力いたしてまいりたいと存じております。ひとつその点を、従来は完全に果たしていただくか、ちょっと申し上げにくいと強く反省いたしておりますので、今後、さらに質問されたこと、あるいはそれに対してお答えした経過、結論というものに年々努力を重ねてまいりたいと存じます。ひとつご寛容願いたいと存じます。

- 7番(出原武司君) 今議会の一般質問では、いまでも部長がそれを認めておりましたけれども、非常にそういうことが多かったわけです。したがって、一般質問のとらわれている日程の中で、議運まで開いてきよらまで持ち越してきたわけでありまして。そこをやっぱり部長課長あるいは理事者の市長や助役全部、それを肝に銘じて、こういうむだな時間とシーソーゲームにならないように、これは強く皆さんに要求いたしたいと思っております。今後ともこういうことを繰り返さないように、もしそれが実施できなければ、その提案された議員とも連絡をとって、再び同じことの繰り返しにならないように特に希望したいと考えるわけでありまして。はい次。

- 財政課長(庄司 清君) 3点目の税金対策についてのご質問につきまして、私からお答え申し上げます。

市民から大切なお金を納入をしていただきまして、それをどういふぐあいに使っているかという方面を明らかにPRするのは確かに必要でございます、従来から和泉市政よりも、それから補正のあるつど、簡単に一応掲載をしておるわけでございます。こういう広報に載れる場合、それから財政事情の広報ということで、条例によりまして2回公表しており、こういうPRをいままでから広報としてはやっておったわけでございます。ご指摘のように、非常に市民さんにわかりにくいという点も反省いたしまして、これからグラフ等によりわかりやすいものにしていくように広報のほうにお願いをしたい、このように考えておるわけでございます。さしあたり、4月の当初予算1年間の予算を決定したその内容というものをできるだけ詳しく増ページでもしていただきまして、皆さんにご認識をしていただくようにつとめたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 7番(出原武司君) ただいま課長の説明によりますと、今度の当初予算を、と言われておりますけれども、それは4月広報で間に合いますか。

- 財政課長(庄司 清君) 4月の発行分に載せたいと思います。

- 交通公害課長(内田 繁君) 公害防止に関係の条例の制定についてお答え申し上げます。

公害を規制いたしております法令は皆さんもご存じのとおり、いわゆる公害対策基本法、これに基づきます実施法、それから議員さんがおっしゃっておられました大阪府の公害防止条例があるわけであります。これらの法律はご存じのとおり、昨年、非常に急激にそれらの条例あるいは法律で整備されて大幅に強化されたわけでございます。現在の本市の公害発生、それらの実態からいたしまして、現在としては、十分であると私は思うわけでございます。しかしながら、昨今の公害問題はきわめて複雑多岐にわたってまいっておりますので、これらの問題に対処するため、本市の実情に即した条例を制定しなければならない段階に来ているのではないかと思います。したがって、本市の実情に即した条例の制定等をするためには、いわゆる公害の本市の実態なり、あるいは工場、事業場等の実地の現状等、基礎調査といえますか、そういう各種の調査、研究をも進めてまいりたい。それと先進都市の状況等を十分調査なり研究をいたしまして、それらの資料等ができました時点で前向きの姿勢で検討してまいりたい、かように考えておりますのでご了承願ひたいと思います。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

社会教育施設を拡充して青少年の健全な振興をはかるといふ市長の施策を受けて、4月委員会会でグラウンドの増設等の計画があるんかというふうなお尋ねがあったと、こう考えるん

ですが、青少年の健全な活動の場として、スポーツ振興の面からも豊かな、しかも明るくスポーツという形の具体化に添うべく、これらの施設の充実をはからなければならぬということ、しごと、ごもつともであると思ひでございます。しかし、いかに望ましいものでございまして、そのまますべての施策を生かすということは非常にむずかしい、こういふふうに考えるんでございます。だからといって、決して現在の本市の財政の事情に目を奪われて、将来の発展規模を失なうというそりいふ考え方もとより持っておりません。将来本市の社会教育施設の今後の充実、計画の位置付けの中において、積極的に取り組んでまいりたい、かより考えます。当面の措置といたしましては、現行の小中学校の運動場の活用をはかつて、これら青少年の健全なる育成の支障を来たさないように、かつまた、指導につとめてまいりたい、かより考えるわけでございます。

- 経済課長（門林六男君） 経営相談につきましては4名の相談員がおるわけでございますが、この相談は、商工会に行きまして相談しておるわけでございますけれども、市といたしましては、47年度から各校区のほうに巡回出張していただき相談していただけるよう十分要求もしておるわけでございます。今後、そのようにしていただくように努力いたしたい、このように思っております。

また振興対策につきましては、先日来、部長が申し上げておりますように、あと追い行政になっておりますけれども、47年度につきましては、広い範囲にわたる商工業の診断をいたし、その結果によりまして検討していきたい、このように存じておりますので、よろしくお願いします。

- 課税課長（西川喜久君） ドル・ショックによるところの減税についてご質問にお答えいたします。市独自の措置としては現在、いたしてはおりませんが、ご承知のように、わが国の取引きの中に占めるアメリカのウエイトが非常に高いだけに、これらの経済事情の調整における影響も非常に大きいのでございます。このような事態が長期間にわたって続くと、特に輸出関係の中小企業の経営上、大きな影響を与えることは事実でございまして、このよりのことから税務当局におきましても、米国の輸入課徴金制度の実情に伴う当面の緊急中小企業対策を徹底いたしまして、経済事情調整措置の実施に伴う中小企業の臨時措置に関する法律制定をするのととも、税制上の特例措(7)を講ずるため、租税特別措置法の一部を改正する法律が制定されております。それに伴いまして地方税法の一部も改正され、昭和47年度におきまして、従来の損失金の繰越控除を個人企業所得者については3年を5年に、法人につきましては5年を7年に、それぞれ改正する予定となっております。また、対米輸出自主規制の特別措置に基づく設備投資に伴う課税上の取り扱いも改正されておまして、また一

時所得におきましては、総額が40万円を控除され、その残額の2分の1相当額が課税対象とするような緩和策も講じられております。

以上のことから、私ども市税を預る者といたしまして、今後十分、考慮に入れまして税務行政に取り組んでまいりたい、かように考えておりますので、ひとつご承願したいと思っております。

- 7番(出原武司君) まずその他といたしまして再質問させていただきますが、公害課長のただいまの条例制定については、いつごろできる見通しがついているのか、まずそれを聞きたい。

教育長のご答弁に対しましては、非常に抽象的で具体的な答弁がいただけなかったと思うわけでございますが、それと同時に、あなたの答弁の中で、小中学校を開放してということばがありましたけれども、それは単に教育委員会だけであったのか、ややもすれば、当学校の校長の許可をもってこいというような面が非常に多いように考えておりますが、それは管理上の面もありましようけれども、もちろん、教育委員会でもそういう姿勢でこの議会で答弁される限り、やはりそういう教育委員会としてあつせんをし、連絡も取り合ひ中でなくては正しい答弁にはならない。それと同時に、そのグラウンドの設置にいたしましても何か所くらい設けられる、あるいは次のグラウンドはどこに設けられるか、そしてまた、現在の市民グラウンドが一番ピークに使わしているころ、それに備えるんだというような使用禁止になっていることは非常に遺憾に考えます。その点を具体的に答弁願いたい。

それから、経済課のほうに対しましては、経済課を商工課とするということに対する答弁が出ておられなかったのと、それから商工会だけにおんぶされる側として、商工課専門の経営相談所というものを、場所とともに人員も用意して設けていただきたい、このように考えておりますので、順を追ってご答弁を願いたいと思っております。

- 交通公害課長(内田 繁君) 率直に申し上げまして、まだ見通しは立てておりません。と申しますのは、先に申しましたとおり、市の実態というものをつかまなければいけないというような観点から、現在、まだ関係の書類あるいは資料等を研究している段階でございます。現在としては見通がついておりません。

- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

小中学校運動場の開放につきましてのこれらの連携は、校長会等を通じまして積極的に校区の青少年の方が申し込まれる便宜をはかるように、その周知徹底をさらに強化してまいりたい、かように考えます。

なおグラウンド等の位置づけをいつやるんかというご指摘でございますが、現行、本委員

会としての構想は、青少年会館あるいは、図書館、公民館あるいは市民体育館という、しかも総合グラウンドを含めた昭和50年、人口17万5千人と予定し、これらの人口にふさわしいりっぱな理想土地を求める計画構想をえがいておるものでございます。

なおお説の子供活動、青少年の運動活動の場としては随所につくる必要性は当然のことと存じますけれども、現時点では、まず総合的なもの、理想的なものを一つつくろうという構想をえがいておまして、したがって校区の小グラウンド的なものは既設の活用をはかっていただきたい、かよう考えるんでございます。

- 事業部長(中塚 白君) それでは現在の機構の中にあつて、私のほうの経済課の問題について申し上げますと、これは端的に申し上げまして、やはり市全般の機構にかかりますので、私のこれから申し上げることは、即そのようになるんだというご解釈はひとつご勘弁願いたい。

一応、現在の商工係というものについては、いま以上の前進をはかることは間違ひございません。先ほど申し上げておりますように、現在の市の市長部局の中にあつて、即部の昇格はいささか問題があらうかと存じます。まあ、いずれにいたしましても、少なくとも、いま以上に事務事業もふえておりますし、過日來、私のほうの商工関係につきましては、かなりおくれが目立っております。これを取り戻すためには、少なくとも何らかの措置を講じなければならぬということ、私も万々承知しておりますので、ひとつこの3月中に何らかの機構改革は、私は私なりに現在は考えてございますけれども、それと合わしたうえて検討したい、かように存じますので、その点ひとつご了解願います。

なお経営相談でございますが、これにつきましては、何も商工会オンリーという形は持っておりません。たまたま、ご承知のように経営診断ということになりますと、かなり個人の利害関係が伴つてまいりますし、市が入りますと、もろもろの税金関係等の障害もございませぬ。経営診断をやる場合、実際の実情を把握しなければ、適切な指導もできないわけでございます。その場合前面に立っていただくのが、やはり商工会であらう。私のほうもそれについて、全面的にやることについてはやぶさかではございませんけれども、少なくとも前面には商工会が出ていただかなければならぬということを勘案して、先ほど課長が申し上げましたのは、商工会ということをお願いしたのでございまして、市がこれについて商工会まかせだという考え方は毛頭持っておりません。以上です。

- 7番(出原武司君) ただいま公害課長から見通しとしては、はなはだお約束できたいという答弁でございましたが、これはひとつ助役なり市長なり責任あるご答弁をお願いしたいと考えるわけでございます。

なお、直村議員さんから先日質問されました公害審議委員設置に伴って条例をつくっていかねばならないと考えますので、合わせていつごろできるかという答弁をお願いしたいと思います。

なお、教育委員会につきましては、非常に夢のような50年というお話でございましたけれども、市長はたまたま、私の任期中とかいうことを多々使われたわけでありまして。ちょうど昭和50年と申し上げますと任期中でございます。したがって、あなたの任期中に、いま教育長が答弁されたことは可能なかどうか、責任ある答弁をおうかがいしたい。しかもこの大きな、いわゆる総合センターというものは、非常に1日も早く市民が期待しているのだと考えますので、あなたが、それは昭和50年でなくても、来年でもいいわけなんです。それから昭和50年にはたしてできるのか、自信あるご答弁をお願いしたい。

いま、事業部長が申されましたが、私の責任ある答弁ということではありませんという前置きのもとに答弁されたわけでありまして、これも助役なり市長から責任のある答弁をしていただきたい、このように考えます。

- 助役(辻 忠夫君) まず条例の問題でございますが、これにつきましては審議会を先に設置いたしまして、その審議会で条例案をご審議いただきまして、なるべく早い時期につくりたい、かように考えます。

なお、商工課の独立の問題につきましては、当市は非常に零細企業が多いでございます。地場産業の振興は、市の発展にも大きく寄与いたしますので、そういう点については十分配慮はいたしておりますものの、現在の商工係ではとっている十分なことはできないということは承知をいたしております。特に地場産業の繊維による織布業及び人造真珠は年々経営が困難になってきており、最近では経営が悪い状態でございますので、これをどの方向に、こうした業種を転換すべきか、あるいはこのまま継続するなら、どういふ方法でコストを減すことができるか、非常にむずかしい問題がございますので、そうした問題につきましてもっと深く診断をし検討をし、また経営の困難な面につきましては、また融資の問題につきましても、現状では十分ではございません。そういう問題等々、非常にむずかしい問題がございます。

また、商店につきましても、野放しに現在のままで置くわけにもいきませんので、これも経営診断をしなければいけませんし、先ほど来申されておりますように、商工係では将来やっていけない、私はそういうふうに考えております。ただ、これについては最終決定はいたしておりませんが、私個人の考えでは、少なくとも商工課は独立すべきである、かように考えております。

○ 市長（藤木秀夫君） 健全な青少年を育成するうえにおきましては、何を言うても健康が第一でございます。健康な青少年を育成しようと思えば、そういう運動の場をいの一歩に与えるべきであるということは、施政方針にも私、言うておるとおりでございます。現在といたしましても、総合グラウンドという目標のもとに2カ所土地を選定はしてございますけれども、これに対して教育委員会のほうとよく検討いたしまして、それに向かつて邁進したい、かように存するわけでございます。どうかよろしくご了承願いたいと思います。

○ 7番（出原武司君） 教育長、その具体的な方針として準備が進められているだろうと思うけれども、それは市長の答弁で間違いでございせんか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

昭和50年と申しましたのは、人口推計昭和50年に総合計画上では17万5千が見込まれ、それらの将来の町づくり計画と合わせて、理想的な社会教育活動の場をぜひとも設置しなければならぬという考えでございまして、これはもちろん、上司の本年度予算措置の具体化を審議する中で、いろいろ話題のぼったわけでございます。先ほどちょっとご賢察いただけないような答弁になったと思うんですが、非常に理想で、当然のことであるということとはよく承知しておるが、しかし財政事情云々、これも皆さん賢察のとくりでございます。したがって、私は財政事情の現実を目を奪われては発展も進歩もないんじゃないかという考え方の中で、将来計画として、ぜひこれを打ち立てていこうということの協議過程を申し上げたわけでございます。昨日も他の議員さんから、これらの総合社会施設の充実ということについていろいろご指示をいただき、積極的に対処して必ず実現を旨として努力してまいります。

○ 7番（出原武司君） ただいま辻助役の答弁にいたしましても、商工課にすることの基本方針の理念はご答弁願いましたけれども、その時期とか、具体的な方法については、詳しいご答弁がいただけなかったのは残念でございますけれども、時間の都合もありますので、はなはだ不満足のまま私の質問を終わらしていただきます。

○

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして一般総括質問を終わります。

この際、おはかりいたします。日程第1、和泉市立教育研究所条例制定についてより日程第14、昭種7年度和泉市病院事業会計暫定予算までを特別委員会を設置のうえ、十分ご審議を賜りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。特別委員の選任については、はなはだ借

越ではございますが、私から選任させていただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、私より選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(土野 稔君) 柳瀬美樹議員、井上平兵衛議員、坂上国治議員、横田憲治郎議員、柏音三郎議員、藤原要馬議員、直村静二議員、竹下義章議員、三井正光議員、松恩千代一議員、関戸正一議員、池田信幸議員、山田清二議員。
- 議長(貝淵博治君) ただいまの朗読どおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、ただいまの朗読どおり13名の方を予算特別委員に選任することに決めます。特別委員の皆さんにはまことにご苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

おはかりいたします。ここで暫時休憩をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないようでございますので、暫時休憩させていただきます。

(午後2時02分休憩)

(午後3時15分再開)

- 議長(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。
これより昭和46年度補正予算並びに関係謝議案の日程審議に入ります。
まず日程15、「昭和45年度和泉市歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件につきましては、去る12月の第4回定例会におきまして、決算特別委員会に付託を申し上げておりましたので、その審議の結果を委員長の池辺秀夫君よりご報告をお願い申し上げます。

(決算委員長報告)

- 決算委員長(池辺秀夫君) それでは私から昭和45年度和泉市歳入歳出決算審査の結果の報告をいたします。

昨年12月22日開会の第4回定例市会におきまして、当決算委員会に付託となりました

昭和45年度大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算並びに昭和45年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算及び昭和45年度大阪府和泉市同和更生貸付資金特別会計歳入歳出決算、昭和45年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算について、慎重審議いたしました経過並びに結果について、その大要をご報告いたします。

第1日の委員会は1月17日開催され、正副委員長の互選をいたしまして、委員長に不肖私が、副委員長に吉川伊与一氏が選任されました。

そのあと、審議日程をその日の午後一般会計の歳入全部を行ない、18日に一般会計の歳出と特別会計全部を行なうことにきめ、午後より理事者の出席を求め、款ごとに説明を受け審議に入りました。

一般会計の決算額は、歳入35億8千6百95万1千9百80円、歳出35億1千3百61万2千5百56円で、歳入歳出差し引き残額7千3百33万9千4百32円となっております。

審議の内容を歳出より款を追って申し上げます。

議会費につきましては、別に質問がなく、総務費に入りました。

まず第1点、交通公害費の中で不用額の出ているのは、保険料を支払っていない不用額であるかどうか。

第2点は、和泉・泉大津の境界調査委託料、これは現在でそのときの調査の結果がどのようになっているのか、交通安全活動委託料、これはどういうところへ、どういう活動内容として支払っているのか。自衛隊関係負担金ですが、これはその他に関連してこういうものがあるのか、どういう関係の負担金なのかお聞きしたいとのことでありました。

第1点の交通公害費の中の不用額につきましては、交通傷害補償費の役務費において非常に多く出ておりますが、当初加入者を1万3千人見込んで計上したのでありますが、残念ながら、8千7百28人で約89%弱という結果になり、その差が不用額となった旨回答がありました。

第2点の和泉・泉大津の境界調査委託料については、土地の境界線から約6平方キロメートルの土地の権利調査を泉大津と双方委託料を折半して調査を行なったもので、今後、境界について事務局段階では、昭和48年4月1日を目標として境界の適正化につとめる形で事務処理を行なっている現況である。

交通安全活動委託料については、和泉交通安全協会に委託しており、交通安全思想の普及のためのもので、具体的に申しますと運転者講習会、交通安全運動等を委託している。

自衛隊関係の負担金については、自衛隊の隊員の市民税を特別徴収するための組織があり、

自衛隊員は年間非常に多く基地を転勤していきますので、全国的に転勤したものを集めて、それぞれもとの市町村に送っていただくという仕事を依頼するもので、そういう全国的な組織がある中で、手数料として負担金を納めているという性質のものである旨の答弁がありました。第1点の交通傷害補償費の中の災害保険の加入者が非常に少ないという原因について検討されたかどうか、また加入者をふやせようという意思があるかという質問がありました。

本件につきましては当初15%の加入率を見込んで計上いたしましたのであるが、ご承知のように各金融機関において、これとよく似た定額な保険料で加入できる定期預金で加入された場合に含まれているというもの、その他各保険業界においても、これと類似した保険が発売されているということが一番大きな原因であり、PRもしてきたのであるが、このような結果に終わったのであり、十分に反省しており、今後、検討を加え加入増加につとめたいとの回答がありました。

その他住居表示について鶴山台の整備費が出ているが、今後大場・三栄・光明池団地と新しく開発されていくところを予定しているようであるが、現在、困っているところからやっていく意思があるのかなのか、との質問があり、これにつきましては、新しい開発地域については、市が住居表示を再度やらなくてもよいように地番設定等を開発者に指導し、開発当事者が市の指導に基づいてやるべきであるという見解を持っており、住宅公園の場合でもそういう形式をとっております。この場合の費用の大半は、ご存じのとおり、和気町を2分して繁和町というのを新たに設定し、その繁和町の住居表示に係る費用で、鶴山台については開発施行者である住宅公園に住居表示を再度せなくてもよいような地番設定を指導しており、今後ご指摘のとおり既存の信太地区地番の複雑なところを市の予算でもって担当職員等の充実に配慮して優先して解決に最善の努力をする旨の回答があり総務費を終わりました。

次に民生費について申し上げます。

第1点として不用額約119.0万円あるが、社会福祉関係で和泉市がたいへんおくらしている、わずかなお金でもらう方がたいへん多いところの行政ですので、ご意見をお聞きしたい。

第2点として同和対策費関係で、特別措置法では国が3分の2持つという内容と聞いているが、45年度の予算に対して国の補助が移ら出たのかお聞きしたい等の問いに対し

第1点につきましては、非常に広範に属しており、同和関連を除きますと、138万円余の不執行額となる旨の回答がありました。

第2点につきましては、本決算に対する同和対策関係費の全体の比率は出していない、各目のみならず、他にも同和対策施策として行なっている関係上比率は出しにくい、同和対策

事業についての国庫補助3分の2と特別措置法でうたわれているが、ご承知のように事業によってすべて違っており、現行の補助制度の中では3分の2あるいは8割、残りの2割に対しても起債を受けられるということですが、個々の事業によって違います。たとえば教育施設のように、土地は補助対象にならないとかいうように、非常に高率なものと、そうでないものがあり、同和対策事業なのか、一般対策事業なのか区分しがたい点もありますので、その点の集計については、個々の事業でご判断願うほかないとの回答があり民生費を終わりました。

次に衛生費について申し上げます。

予防接種費の中で事故補償費というのがあるが、これについて説明を求めました。

これにつきましては、予防接種をした際に、高熱等がよく出るわけで、その検査費用の補償費で、実質的には事故による補償費ではなく、検査費用として計上したものである旨の回答があり衛生費を終わりました。

次に労働費については質問がなく、農林水産費について申し上げます。

輸出みかん出荷奨励金については不用額を含めた額以上に要求しておったにもかかわらず不用額を出した理由と、農林協同組合事務委託料の不用額についての理由についてお聞きしたい旨の質問がありました。

輸出みかん出荷奨励金については、横山、南池田、南松尾農協が輸出しており、みかんのケース1個当たり幾らと奨励金を出しており、昭和45年度当初予算で11万円を計上し、11万円支出しており、不用額については米の供出報償費として計上した額が全額残っていると回答でした。

農協委託料は予算額どおり執行しており、不用額として出ておりますのは、和泉寺農道設計委託料の残金である旨回答があり終わりました。

次に商工費については中小企業経営相談委託料20万円について当初捻出してもらったときは模造真珠業の不況に対して何か対策を講じてもらうということで出たものを、中小企業経営相談委託料という名目で出したわけですが、商工会がこの金をどのように使っているかとの問いに対しまして、この中小企業経営相談委託料については、商工会は各会員の中小企業の経営内容について相談を受けており、模造真珠問題も中小企業の一企業として、あらゆる経営相談を受けており、そのための職員の費用とか需用費等に使用している状況である旨の回答があり商工費を終わりました。

次に土木費について申し上げます。

第1点として、需用費の中で消耗品と修繕料を含めて残してあるが、消耗品の節約という

ことは、事業の円滑な進め方を妨げるという弊害が起こってくるわけですが、そういうことがなかったかどうか。

第2点として、当市では部長制をひいているが、部長が統轄している中で食糧費が科目ごとに非常に多いわけですが、二重にも三重にも計上されている感を受ける。新年度予算には一貫して計上する意思があるのかとの質問がありました。

第1点の需用費の節約により工事進捗上支障が起きなかったかという問いについては、各土木費の中での需用費も見ておりますので、結論的に申し上げて、そういう不備な点は出ていない。事業費の中に出てくる需用費につきましては補助の対象となりますので、補助の対象にならないところで、できるだけ残していくように、毎年考えて執行しておりますので、このように不用額が出ております。

第2点の食糧費につきましては、ご趣旨に添うように、47年度において十分考慮して予算要求しております。この食糧費ですが、各補助事業の事務費の中に入れられます。一応補助対象となる事務費、これはできるだけ、その事業の中で見ていくという個所もありますので、そういうことも考慮した上で予算措置をしていきたい旨の回答がありました。

そのほかパラス等の原材料費の問題、市営住宅の修繕費の問題等の質問がありました。それぞれ回答を得て了とし終わりました。

次に消防費につきましては別になく終わり、引き続いて教育費に入りました。

教育指導費の中の委託料で同和教育推進事務委託料はどこに支払っているのか。

和泉市高等学校修学奨励金は、対象者は和泉市の高等学校に入学する人全部に渡しているものなのか。

幸小学校他5校水泳訓練補助金というのがあるが、他5校というのはこの学校で、均等割で補助金が出ているものかどうか。

学校保健費の中に要保護及び準保護児童給食費扶助が出ているが、これは何名の方が受けているのか、以上の問いにつきましては、

同和教育推進委託料は、社会同和を進める中で、現在支部のほうに2名の事務員がおりますが、その経費を教育委員会のほうで委託契約のもとに計上しております。

高等学校の修学奨励金については、府の高等学校以上の補助要綱に基づき、申し出である方々に和泉市も府と同額の修学奨励費を支出している現状であり、

水泳訓練補助につきましては、プールのない学校に対して無料で市民プールを開放し、それに通うバス等の助成を行っており、信太の小・中学校、南松尾小・中学校、幸、南横山の小学校の6校である、要保護及び準保護児童給食費扶助の該当者は小・中学校あわせまし

て689名となっているとの回答がありました。

次に、公民館費の中に観音寺町町会館建設補助金が出ているが、これは教育費の中から出すものでなかったと思いますが、もし観音寺の町内会館がこういうふうにして補助づけていくとするならば、各町内にある町会の集会場という公営会場となっているところの補助というものは含められてしかりだという見方をするわけですが、この点どのようなわけで社会教育費に持っていったかという点を説明願いたい、との問いに対し、これについてご指摘のとおりで、火葬場の解決等いろいろと事情を経た上で、教育関係費に計上いたしておりますが、本来の予算の計上につきましては、その他にもいろいろと考えられると思いますが、そういう点について今後十分に検討いたしたい旨の回答がありました。

本件につきましては、説明を受けると火葬場の取り除きについての金の出みちであることがわかりますが、どうも社会教育から出した根本がわかりにくい。火葬場だから、少なくとも衛生関係で出すべきで、その交渉も衛生課でやってきた、それが教育委員会で計上されている。これは決算で、予算を使ってしまったものだからしかたがないというものの、こういう不合理な予算の出し入れということはいけぬ。先にも申し上げたように、各町にこのような施設を持っているが、改築・増築というような場合には、こういう補助とか、あるいはこれによって責任を市が持たなければいけない事態が起こってくるので、この点をはっきりお答え願いたいとの質問があり、ご指摘の趣旨はよくわかりますので、再びこのようなことのないよう十分に検討いたしたいと思っておりますので、よろしく願いたいとのことであり、教育費を終わりました。

続きまして、公債費について申し上げます。

公債諸費の役務費とは何であるのか、との質問がありました。これについては、公募債の手数料で、手数料にはいろいろあり、残金を払い込む場合に対する手数料、公募債の引き受けに対する手数料、社債等の登録に関する手数料とあり、この公募債の発行した場合のみ手数料が必要となるわけで、そのための手数料である旨の回答でしたが、手数料が要るのは当然わかっていることで、流用ということより最初から、なぜ組んでおかなかったのか。

これについては、44年度に黒鳥小学校の国庫債を発行し、この分については予算措置をしておりましたが、45年度で庁舎の敷地とか、芦部小学校、保育所の敷地等を発行したわけで、この分については3月31日以後、通例でしたら5月31日までの間に発行するわけですが、一応金融情勢が緩和されたという事情から発行繰り上げをした関係で、3件についての手数料が不足を生じたので流用させていただいた旨の回答があり、公債費を終わりました。

た。

次に諸支出金、災害復旧費については、別になく終わりました。

予備費につきましては、全額不用額となるのがよいと思うが、予備費が相当流用されるということは、予算編成上の不備ということになり、そういう点においても、予備費は全額不用となるよう方向づけて、予算編成のときに十分留意するよう意見があり、一般会計の歳出を全部終わり、審議の第1日を終わりました。

次に第2日目、前日に引き続きまして一般会計の歳入審議に入りました。

第1款の市税並びに第2款の自動車取得交付金及び第3款の国有提供施設所在市町村助成交付金について、それぞれ説明を受け質疑に入りましたが、別になく終わりました。

第4款の地方交付税について申し上げます。

この地方交付税7億7,122,000円収入しているが、この交付税の中に他の会計分も含まれているのかとの質問がありました。

これについては、地方交付税の普通交付税6億4,297,200円収入している中に、泉北環境施設組合事業の清掃の関係で昨年8,207,000円、これが高石、泉大津の分として含まれており、歳出の諸支出金で支出している旨回答があり終わりました。

次に第5款、交通安全対策特別交付金については質疑がなく、第6款の分担金及び負担金について申し上げます。

老人施設の入所負担金の個人からとっている分、それと本市の場合、主としてどこへ行っているのかとの問いに対し、老人福祉施設は個人負担となっており、入所先は2カ所あり、本市から2人入所している旨の回答があり終わりました。

第7款の使用料及び手数料については、住宅使用料31,900円の収入未済額が出ているが聞くところによると、家賃を何カ月間か滞納しておけば零になるというところがあると聞いているが、これは単なるうわさだけなのかどうか、この収入未済額の分はいつごろ解決しているのか、との質問がありました。

これについて、現在まで家賃において不納欠損ということで落とした例がなく全くのうわさだと思います。過去5、6年以前まで多少前年度の分が残って、現年度の分を納めている例もありましたが、ここ4、5年前からあらためまして、そういうことは一切ないよう前分から納めてもらっているとの回答がありました。

次に保育園私的契約児使用料ですが、人数にしてどれくらいで、1人幾らになっているのか、電柱の占用料ですが、本数と1本当たりの金額は幾らかとの問いに対し、保育園の私的契約児の使用料については208名で、1人当たりの使用料は、A階層は生活保混法による

保混世帯では該当者はなく、B階層は前年度は非常税の世帯で、これもなく、C階層は均等割の世帯で、3才以上児で1,500円、3才未満児で1,900円で11ぐらいの階層に分かれており、いま申し上げたのは徴収基準の最高と最低で、D階層で3才以上児で4,500円、3才未満児で8,000円で、これは46年度の徴収表で申し上げたので、45年度と少しずれがありますのでご了承願いたい。

電柱の使用料については、関西電力の使用料で1本当たり350円、本数にいたしますと約3,650本程度になるわけで、このうち一部照明灯の点火に使っている分がありますので一部の減免規定がありますので適用しているとの回答がありました。

そのほか2、3質問がありました。それぞれ回答を得て終わりました。

次に第8款の国庫支出金については、土木費国庫補助金で8181,000円が府中使太山線舗装工事補助金として出ているが、どこからどこまでなのかとの問いがありました。

この箇所は黒鳥の第一住宅、自衛隊の裏門から山荘へあがっている路線である旨回答があり終わりました。

第9款の府支出金につきましては、教育費府補助金の小学校並びに中学校でいろいろ出ているが、府からの教育費の補助というのは各自治体独自に使っていくようになるのか、それとも定められたものがあるのかお聞きしたいとのことであり、

これについては施設関係において、おもに国の補助金をいただいてするわけですが、その他の扶助費とか、あるいは小、中学校の府の関係補助は、府の補助規定によって府が2分の1を助成し、また、それに裏づけとして市が2分の1を出して就学の奨励をはかっていくというような制度になっており、決算書にあらわれているように、万博がありましたので、大阪府としてはぜひ万博につれていきたいということで、これらの補助は全額補助になっている警備等につきましても、それぞれの規定で異なるわけですが、府のほうから交付を受けておりますのでご了承願いたい旨の回答があり終わりました。

次に第10款、財産収入について申し上げます。

市有土地建物賃貸料並びに土地貸付収入というものはあるが、どことどこなのか、市民プールの売店貸付料ですが、聞くとところによると、どこかが権利を持っておいて、そこでなければできない、それ以外にはだれもがその近くで販売することが許されないというふうに聞いているが、どのようになっているのかと質しました。

市有地建物の貸し付けについては、青少年会館裏にある自家用自動車組合の事務所、地区労事務所、久井診療所、庁舎内の食堂である。

市民プールの売店の貸し付けについては、市が売店を持っていないし、貸し付けする規定

等もなく、教育委員会としては露店組合にお願いし、土地の使用料というか、夏の2カ月間ということて売店の保持というような実態から売店を貸し付けるのではなく、売店をするに於いて土地の使用料ということて1万円を話し合ってもらっている。市が売店的なものをこしらえて規則の上で明確化して公開によって貸し付ける、入札によるとか、いろんな方法も今後十分検討してまいりたい旨の回答がありました。

また、売却収入の中で、棄跡地の金額8千1百7万5千余円出ているが、農協に売った価格で計算しているのか、開発協会へ売ったということになるのか。開発協会へ売ったということになると、開発協会はそれだけ損をしたことになる。市と駅前商店街との約束どおり払い下げをしておれば、こんな大きな問題にならない。損が生じてくると開発協会にゆだねていくというような傾向がはっきりあらわれている。開発協会と市との話し合い、連携について明確にしていきたいとのことでありました。

これについてはずいぶんいろいろ協議が交わされたうえでの結論としてとり行なわれた問題であり、質問の趣旨は駅前に分譲した土地の価格と、ここに出ている単価との間の相違がかなりある、その相違を市が持つのか、開発協会が持つのかということだと思いのですが、これはこの土地の売却代金として8千1百7万5千6百72円収入しておりますとおり、鑑定価格どおり総坪数で計算した価格で開発協会に買ってもらっており、したがって価格差による欠損の金額については協会に負担していただいている。開発協会の役員会でも再三議論をしていただいた結果に基づくもので、基本的な考え方としては、いろいろいきさつがありまして前市長が約束したこと、あるいは仮契約を結んだというようなこともあって、ある一定の価格まで引き下げて売却されたわけで、これを処理する基本的な考え方として、市が直接駅前等に土地を分譲するということであれば、何らの因果関係はあり得ないと解釈している。

府中駅前の開発についても開発協会で行ってきており、駅前開発の手段として、もっと駐車場等の措置あるいは道路の幅員等をも、もっと広く持つておくべきではなかったかという批判として出されてきた、そういう開発中の計画の思い切ったことがやれなかったということに対する何らかのむくいということで、一定の財産を分与するということになり、組合員の要請に対して開発協会のほうで聞き入れる以外に方法はないということになったわけで、結果としては、こういうふうになった旨回答がありました。初めから開発協会が駅前をこういうふうにするんだというなら、こういう問題は起こっていなかった。市長は市の責任においてやらなければならない、だから坪5万円の収入でよい、このように8千1百余万円で売ったと思っていない、そういうごまかしを開発協会に求めようとする市の財政運営のいき

方が気になる、こういうことはどちらがやっても損は損であるから、この点はやはり、そういうふうに書きあらわすべきである、市が開発に金を貸してやるか、市がみずから出すかの二つのうりの一つだから開発へ貸してやったらよい。こういうことであれば開発の続く限り2千万円という損失が残っていく、このやり方がどうも不思議でならない、今後こういうことのないように強く要望がありました。

次に第11款の寄付金より第15款の繰越金まで別に質問がなく一般会計の歳入歳出の審議が全部終わりましたので、本決算を認定すべくおはかりいたしましたところ、反対の意見もあり、採決の結果、賛成多数により認定することに決したしいであります。

引き続きまして国民健康保険事業特別会計の歳入歳出を取りまとめて申し上げます。

まず滞納繰越の徴収率が非常に悪いのですが、滞納の質の問題だと思っておりますが、この点説明願いたいということと、医療費の不当徴収については、たぶん切りかえのときの医療費の分だろうと思っておりますが、これはもう少しスムーズにいく方法はないものかと質しましたところ、滞納繰越分の徴収については現年度分の徴収を見ていただいたらわかりますようにここ5年以来平均して現年度徴収は90%以上の成績を上げており、大阪府下でも5位以内に入っている状態であり、滞納繰越分が悪いと申しますのは、操作の面で前年これを蓄積と申しますか、不納欠損処分または滞納停止処分の手続を行ってなかったという積み重ねになっておりますが、被保険者に対しては債務関係が長びいておりますが、昨年から本年にかけて内容的に分析して、これを早急に整理したいと考えている。

不当利得の関係については、手続上の関係で、たとえば扶養家族の場合には、社会保険が5割、国民健康保険が7割給付の面があるということで割合ルーズになりがちで、これは全国的な問題もあり、社会保険離脱の時点で、社会保険事務所より各市町村へ連絡するような制度を設けてほしいという意見もあるわけで、全国課長会の中でも要望しているが実現されていない、したがって、あとになって市のほうから返還命令を出す時点で非常に債務関係が被保険者に対して負担が大きくなる場合もあるわけですが、その辺も十分に指導したいと考えている旨の回答がありました。さらに家族の保険の切りかえの問題ですが、健康保険から社会保険に切りかえた場合に、事業所なり会社に就職した日によっては、1カ月おくれたり、保険証が本人の手元に入るまでには2カ月間かかることがあり、この間、保険料を掛けながら本人は使えない2カ月間の料金は戻してくれるとは思いますが、その間の医療費を返せということになる、そういうときの手続を市が代理でスムーズにできないものかとの質問がありました。

本件については、現行制度に対し一応医療機関から診療報酬明細書が回ってくる、それに

よって支払いをするわけで、その支払いをした分については、診療報酬明細書は完結されるわけで、切りかえの時点によっての不当利得については、今度は本人に請求することになっている、このようなとき社会保険から直接もらってもらう方法はないかということですが診療報酬の完結以前であったら、そういうことができるけれども、医者から来た診療報酬明細書を社会保険庁へ回すのですが、ところが、すでにそれを市のほうで処理していた場合には、国保連合会で処理した関係上、もう一度市のほうに戻して全部手続をやり直さなければならない、それで直接被保険者から市に払っていただいて、払ってもらった領収書をもって、療養二払い方式で社会保険庁のほうでもらうよう現在制度はなっている。そういうことで、あくまでも手続上の問題ですが、被保険者のほうで知らないことが多いわけですが、診療報酬が来た時点で、市のほうでチェックすることができないわけですが、社会保険のほうで請求以前に医療機関に支払ってもらおうという段階が一番よいと思うのですが、その辺が現行制度ではできていないので、先ほど申し上げたような制度も含めて、全国的な国保の問題として取り上げておりますので運動したいと思っている旨の回答がありました。その外12点質問がありました、それぞれ回答を得て了とされ国保会計を終わりましたので、本決算を認定すべくおはかりいたしましたところ、全委員異議なく認定することといたしました。

次に同和更正貸付資金特別会計の決算について申し上げます。

同和更正貸付資金を広い範囲の人が利用できることになっているけれども、事実上審査の段階で解放同盟員以外の方は制限されると聞いているが、この制度の中でこのようなことがあってよいのかという旨の質問があり、これについては、今後こういう制度を皆さんがフルに活用していただいて制度をよりよく回転できるような支部体制の中でやっていただき、やはり市としても十分検討をして行きたい旨の回答があり、同和更正資金特別会計の審議を終わり、本決算の認定するについてはかりましたところ全委員異議なく認定することといたしました。

次に、土地区画整理事業特別会計決算について申し上げます。

本件について説明を受け質疑に入りましたが、別なく終わり、認定することについてはおはかりいたしました、全委員異議なく認定することと決した次第であります。

以上をもちまして、昭和45年度の決算審査の結果を終わらせていただきます。

何とぞすみやかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

○ 議長(貝淵博治君) ただいま委員長よりの詳細な報告が終わりました。

おはかりいたします。本件につきましては委員長報告に対する質疑を省略し、討論に入り

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは討論に入ります。反対の方からお願い申し上げます。

- 20番(直村静二君) いまの委員長の報告を詳細に聞きましたが、不承認の立場で意見を申し上げます。

歳入関係で、やはり自衛隊の地区の交付金、これが非常に少ないということ、さらに電柱の占有使用料、これも非常に少ない。大阪瓦斯、これも非常に不当な特典を与えているということ。また問題になりました毎日牛乳の市が一たん却下しながら、再度これを税金をまけた1千数百万、これが45年度の歳入の関係では非常に不正な行政をやっている、こういうことでございます。

さらに各科目におきましても土木費9千8百万並びに5千万、さらに全体として黒字が7千万、同時に不用額の8千万、つじつまを合わせたような内容、こういう点も問題があります。さらに公有財産の運営、委員長報告にありました警察跡地の売却、これも8千万の代金になっておりますけれども、実際はそうではなしに、やはり3千万くらいの損失を市に与えているという点、これも非常に問題があります。同時に開発協会、このへんも明快な報告がありません。

また、同和行政につきましても、これは45年の7月13日に部落解放同盟和泉支部との確約書、窓口一本化、こういう問題で憲法違反の窓口一本化を行なっているという中で、やはりそれ以後の予算執行のいろいろな問題につきましても、やはり一定の問題が起こっているという、同和行政についても公正な立場から見ても、この認定は絶対に認めるわけにはいきません。

特別会計の土地区画整理の問題につきましても、これもいまだに地区住民の支持を得られず、ただいたずらに区画整理の促進だということで、この45年度も1千500万のむだ使いをしている、こういうような行ない方、これを認めるわけにはいきません。

以上、非常に簡単でございますが、要点を申し述べまして、この決算認定に不承認の意見を述べさせていただきます。

- 議長(具淵博治君) 賛成の方のご意見をお願い申し上げます。
- 1番(田中幸一君) 45年度の一般会計並びに特別会計の歳出面をよく決算委員として審査しました。各理事者が各項にわたって、乏しい財源の中から事業効果を十分あげるべく努力をしたということがはっきりとわかりました。また、歳入面、一歳及び特別とも鋭意努力をして間違いなかったことを認めましたので、私ははっきりと賛成の意を表します。

- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして討論を終わります。

ただいまのとおり賛成、反対のご意見がありますので、本案に対する採決を行ないますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでありますので、採決に入ります。

それでは昭和45年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について、委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手挙手）

ありがとうございます。賛成多数でありますので、昭和45年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定は委員長報告のとおり認定することに決めます。

○

- 議長（貝淵博治君） ただいま理事者より第33号議案について撤回したき旨の申し出がありますので、本案を撤回する理由についての説明を求めます。総務部長。

- 総務部長（坂口礼之助君） お許しをいただきまして、議案第33号の取り下げの理由を申し上げます。

議案綴りの12ページでございます。実は、この和泉市廃棄物の清掃に関する条例の制定でございますが、この改正案は、実は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴いまして、本市の清掃条例の全面改正を起案いたし、ご上程を申し上げるようにならしたまわったわけでございますが、この内容を精査検討いたしましたところ、し尿浄化槽の清掃業と、旧法による市の浄化槽維持管理上の取り扱いをどのようにするかについては、条例上明確にされておられません。また、不燃性一般廃棄物の取扱いについて、その処理体制が不十分なうちにこの条例を実施する場合に種々の問題点がございまして、これに対する解決策についても未整備でございます。これらの点をさらに種々検討せなければならぬ事項のあることが判明いたしましたので、はなはだ不手ぎわなことで申しわけないしいたごさいますが、今議会への提案を見送ることとさせていただきたいと存ずるしいたごさいます。

なお十分精査検討を重ねまして、次期議会にあらためてご提案をいたしたく存じますので、事情ご賢察賜わりたくお願いいたすしいたごさいます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの説明のように本案を撤回するにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め、よって本案を撤回することに決めます。

○

- 議長(貝淵博治君) 日程第16、17は例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第5号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第23-5条の2第1項の規定により、昭和47年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年3月6日

監査委員 堀 田 徳 治

同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年3月6日
2. 検査の対象 昭和47年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

收 支 計

区 分		收 入 支 出				
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一 般 会 計		2,778,767,025	△ 615,964 174,580,695	2,952,731,766	3,178,988,043	△ 644,856 149,979,477
歳入歳出外現金		120,421,586	11,062,405	131,483,901	95,892,321	18,780,498
特別歳入歳出外現金		854,955,259	124,974,881	979,930,140	801,935,111	141,028,668
府 税		147,744,294	13,309,716	161,054,010	127,828,841	19,862,780
特 別 会 計	国民健康保険	437,134,765	△ 76,211 13,934,017	450,992,571	343,156,628	△ 24,956 45,843,060
	土地区画 整理事業	239	0	239	11,540,464	0
合 計		4,339,023,168	△ 692,165 337,861,714	4,676,192,717	4,559,341,408	△ 669,812 375,494,483
基 金	用品調達	6,175,279	494,928	6,670,207	5,364,494	190,975
	同資 和更 金貸 正付	14,064,872	0	14,064,872	10,050,000	300,000
	財政調整					
	土地開発	132,177,670	0	132,177,670	67,569,382	0
合 計		152,417,821	494,928	152,912,749	82,983,876	490,975

算 書

昭和47年1月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘 要
		一時貸付金			
3,328,822.664	△ 375,590.898	350,000.000	43,459.536	17,868.638	
114,672.819	16,811.172			16,811.172	
942,963.779	36,966.361			36,966.361	
147,691.621	13,362.389			13,362.389	
388,974.732	62,017.839		△ 55,000.000	7,017.839	
11,540.464	△ 11,540.225		11,540.464	239	
4,934,166.079	△ 257,973.362	350,000.000	0	92,026.638	
5,555.469	1,114.738			1,114.738	
10,350.000	3,714.872			3,714.872	
67,569.382	64,608.288			64,608.288	
83,474.851	69,437.898			69,437.898	

現金の保

区 分	現在高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	17,868,638	10,139,138		
特 別 会 計	国 保 事 業	7,017,839	5,797,839	
	土地区画整理事業	239	239	
基 金	用 品 調 達	1,114,738	808,934	310,804
	同和更生資金貸付	3,714,872	3,714,872	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	64,608,288	64,608,288	
特別歳入歳出外現金	58,933,321	36,966,361		
歳入歳出外現金	16,811,172	16,811,172		
府 税	13,362,389	13,362,389		
住 宅 敷 金	4,402,925	546,905		3,036,293
合 計	187,834,421	152,751,137	310,804	3,036,293

管 方 法

昭和47年1月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局	追加信託 長期債券	電話自動払 釣 銭	
	1,500,000	4,729,500	500,000 1,000,000	
			1,220,000	
21,716,116	250,844			大阪公 137 250,586 大阪 24,223 258
		819,727		
21,716,116	1,750,844	5,549,227	2,720,000	

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 済	
		前月末累計	本 月 分
市 税	1,272,887,000	843,435,583	△605,923 1,274,181,36
国有提供施設等所在市 町村助成交付金	879,000	881,000	0
地 方 交 付 税	871,793,000	871,666,000	0
分担金及負担金	96,628,000	59,805,514	△7,250 2,147,500
使用料及手数料	44,533,000	30,145,665	△2,780 2,927,770
国 庫 支 出 金	1,684,221,000	278,057,154	27,729,000
府 支 出 金	1,038,192,000	28,644,830	3,259,000
財 産 収 入	201,529,000	160,544,717	38,665
寄 附 金	100,711,000	30,541,137	0
繰 入 金	69,210,000	70,000,000	0
繰 越 金	73,339,000	73,339,432	0
諸 収 入	317,697,000	191,159,993	△1 11,060,624
市 債	1,880,147,000	94,600,000	0
自動車取得税交付金	49,521,000	34,341,000	0
交通安全対策 特別交付金	3,675,000	3,675,000	0
地 方 譲 与 税	7,366,000	0	0
合 計	7,720,238,000	2,778,767,025	△615,954 1,745,806,95

調

書

昭和47年1月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
計			
970.247.796		302.639.204	76.22
8.811.000	21.000		100.24
871.666.000		127.000	99.99
61.945.764		346.82.236	64.11
330.70.655		11.462.345	74.26
305.786.154		1.378.434.846	18.16
31.903.830		1.006.288.170	3.07
160.666.473		40.862.527	79.72
30.541.137		70.169.863	30.33
70.000.000	790.000		101.14
73.339.432	432		100.00
202.137.525		115.559.475	63.63
94.600.000		1.785.547.000	5.03
34.341.000		15.180.000	69.35
3.675.000		0	100.00
0		7.365.000	
2.952.731.766		4.767.506.234	38.25

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前月末累計	本 月 分
議 會 費	66630000	49844433	5012429
總 務 費	620001000	473642978	△201194 29,975,854
民 生 費	915437000	563563616	△57,231 34,374,475
衛 生 費	495330000	363,057,496	△95,520 7,487,711
勞 働 費	48,438,000	42,942,555	△16,250 2,330,667
農 林 水 産 業 費	103,400,000	29,524,278	1,523,467
商 工 費	31,941,000	22,140,215	△23,000 668,284
土 木 費	3,333,913,000	2,942,474,04	1,423,6042
消 防 費	404,896,000	88,468,550	6,974,459
教 育 費	1,283,834,000	1,060,206,131	△105,411 38,328,173
公 債 費	273,111,000	151,017,277	50,064
諸 支 出 金	73,221,000	25,000,000	
予 備 費	5,000,000		
災 害 復 旧 費	65,086,000	15,333,110	9,017,852
合 計	7,720,238,000	3,178,988,043	△644,856 149,979,477

調 書

昭和47年1月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 に 対 す る 支 出 割 合
計		
54,856,862	11,773,138	82.33
50,341,763.8	11,658,362	81.20
59,788,086.0	31,755,614.0	65.31
37,044,968.7	12,488,031.3	74.79
45,110,722	3,927,278	93.13
31,047,745	72,352,255	30.03
22,785,499	9,155,501	71.34
30,848,344.6	3,025,429,554	92.5
95,443,009	30,945,299.1	23.57
1,098,428,893	185,405,107	85.56
151,067,341	122,043,659	55.31
25,000,000	48,221,000	34.14
	5,000,000	
24,350,962	40,735,038	37.41
3,328,322,664	4,391,915,336	43.11

監査報告第6号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年3月6日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年3月6日
2. 検査の対象 昭和47年1月分の出納状況
3. 検査の結果

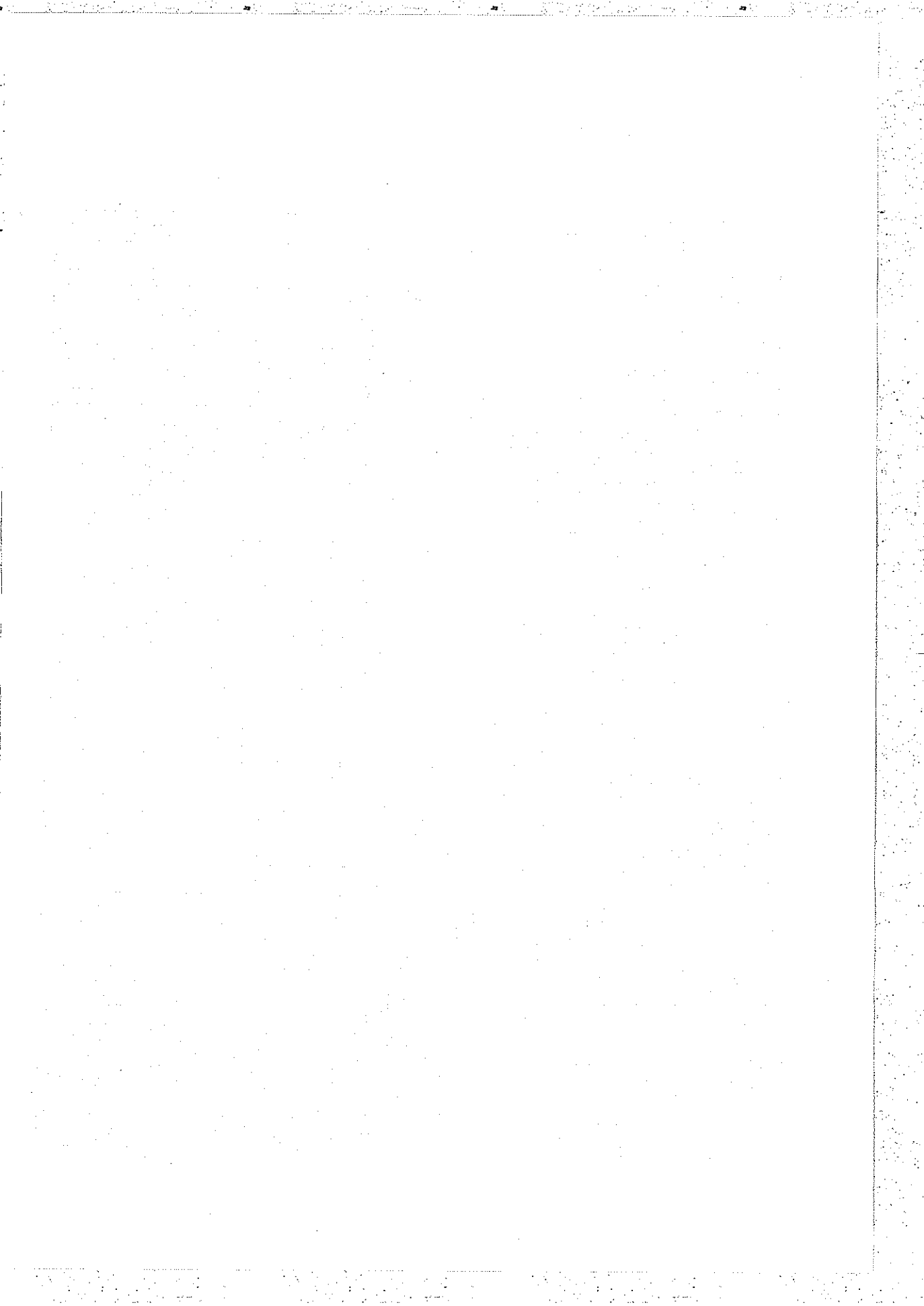
地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管すを出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、1月末日における収支の状況は別表のとおりである。

1 月分月次合計残高試算表

昭和47年1月31日現在

借 方			勘 定 科 目			貸 方		
残 高	合 計	本 月 計	資 産 の 部	本 月 計	合 計	債 権 の 部	本 月 計	合 計
22051361	22051361		土 地					
88714773	88714773		建 物					
782436315	785194840		構 築 物			2758025		
133870390	138442390		機 械 及 装 置			4572000		
38876589	38876589	354900	量 水 器					
5559753	6139753		車 輜 及 運 搬 具			580000		
12823927	12823927		工 具 器 具 及 備 品					
824594749	824596931	11466618	建 設 仮 勘 定	2182	2182			
660000	660000		水 利 権					
41200	41200		電 話 加 入 権					
20000	20000		現 金					
55411301	947834824	46281411	普 通 預 金	30280045	892423523			
	867373705	30280045	当 座 預 金	30280045	867373705			
59744704	371091889	32495637	未 収 金	21787072	311347185			
16607772	89374107	3104780	貯 蔵 品	10344595	72766335			
			仮 払 金					
419000	419000		投 資 有 価 証 券					
			前 払 費 用					
			前 払 金					
800000	2238000		保 管 有 価 証 券		1438000			
			負 債 の 部					
		68448950	未 払 金	3104780	71089020			1640070
			未 払 費 用					
	250000000		一 時 借 入 金		554000000			304000000
	8337400	1079000	前 受 金	1539000	31641130			23403730
	28824585	2077270	預 り 金	1542270	30936235			2111650
	1024000		有 価 証 券 引 当 金		1824000			800000
	2441418		減 価 償 却 引 当 金		132385966			123944548
			退 職 給 与 引 当 金		528960			528960
			資 本 の 部					
			自 己 資 本 金		118703235			118703235
			借 入 資 本 金		1166370341			1148864222
	17506119		借 入 利 益 剰 余 金	6610000	305962683			305962683
79047204	79047204		利 益 剰 余 金					
			費 用 の 部					
122206978	126176148	10534455	原 水 及 浄 水 費	3690	3969170			
46255474	46259879	2327937	配 水 及 給 水 費	4405	4405			
11626700	11626700		受 託 工 事 費					
24450985	24452917	2070395	業 務 費	1932	1932			
19272414	19280404	1185945	総 務 費	1690	7990			
			減 価 償 却 費					
5468607	5468607		資 産 減 耗 費					
45085462	45085462		支 払 利 息 及 企 業 債 取 扱 諸 費					
			雑 支 出					
59118940	59172950	9126060	そ の 他 の 管 業 費 用		54010			
1279154	1279154		過 年 度 損 益 修 正					
			収 益 の 部					
	254670		給 水 収 益	32458117	329865088			329610418
			補 償 金					
			受 託 工 事 収 益	10329000	27735900			27735900
			そ の 他 の 管 業 収 益	6217920	58521075			58521075
			受 取 利 益		535175			535175
			雑 収 益	317000	4082086			4082086
			固 定 資 産 売 却 益					
			過 年 度 損 益 修 正					
2456448752	4991479350	154823843	合 計	154823843	4991479356			2456448752



1 月分子算執行報告書 (甲)

昭和47年1月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
①水道事業収益	540,182,000	49,322,037	420,484,654	119,697,346
1 営業収益	535,182,000	49,005,037	415,867,393	119,314,607
1 給水収益	401,021,000	32,458,117	329,610,418	71,410,582
2 補償金	5,000,000	0	0	5,000,000
3 受託工事収益	38,500,000	10,329,000	27,735,900	10,764,100
4 その他の営業収益	90,661,000	6,217,920	58,521,075	32,139,925
2 営業外収益	5,000,000	317,000	4,617,261	382,739
1 受取利息	1,000,000	0	535,175	464,825
2 雑収益	4,000,000	317,000	4,082,086	△ 82,086
②資本的収入	298,939,309	6,610,000	141,668,000	157,271,309
1 企業債	127,000,000	0	0	127,000,000
1 企業債	127,000,000	0	0	127,000,000
2 工事負担金	171,939,309	6,610,000	141,668,000	30,271,309
1 工事負担金	171,939,309	6,610,000	141,668,000	30,271,309
収入合計	839,121,309	55,932,037	562,152,654	276,968,655

1月分子算執行報告書 (乙)

昭和47年1月31日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		1 月	累 計	
① 水道事業費用	510,440.000	25,233.075	333,485.560	176,954.440
1 管 業 費 用	407,379.000	25,233.075	288,400.098	118,978.902
1 原水及浄水費	131,552.000	10,530.765	122,206.978	9,345.022
2 配水及給水費	54,854.000	2,323.532	46,255.474	8,598.526
3 受託工事費	38,500.000	0	11,626.700	26,873.300
4 業 務 費	30,022.000	2,068.463	24,450.985	5,571.015
5 総 務 費	24,402.000	1,184.255	19,272.414	5,129.586
6 減価償却費	32,309.000	0	0	32,309.000
7 資産減耗費	5,740.000	0	5,468.607	271.393
8. その他の営業費用	90,000.000	9,126.060	59,118.940	30,881.060
2 営業外費用	102,961.000	0	45,085.462	57,875.538
1 支払利息及 企業債取扱諸費	102,951.000	0	45,085.462	57,865.538
2 雑 支 出	10,000	0	0	10,000

3	予備費	100.000	0	0	0	100.000
1	予備費	100.000	0	0	0	100.000
②	資本的支出	358,068,206	11,818,336	309,424,618		48,643,588
1	建設改良費	323,271,206	11,818,336	291,918,499		31,352,707
1	事務費	3,600,000	158,298	2,473,904		1,126,096
2	擴張工事費	139,068,897	0	125,894,000		13,174,897
3	改良工事費	50,000,000	11,287,658	41,692,871		8,307,129
4	鶴山台水施設建設改良費	121,939,309	1,7480	114,522,049		7,417,260
5	管業設備費	8,658,000	354,900	7,330,800		1,327,200
6	投資	5,000	0	4,875		125
2	企業債償還金	34,797,000	0	17,506,119		17,290,881
1	企業債償還金	34,797,000	0	17,506,119		17,290,881
	支出合計	868,508,206	37,051,411	642,910,178		225,598,028

和泉市水道事業損益計算書（1月分）

（昭和47年1月1日から昭和47年1月31日まで）

1. 営業収益		
(1) 給水収益	32,458,117円	
(2) 受託工事収益	1,032,900円	
(3) その他の営業収益	6,217,920円	49,005,037円
2. 営業費用		
(1) 原水及浄水費	10,530,765円	
(2) 配水及給水費	2,323,532円	
(3) 業務費	2,068,463円	
(4) 総係費	1,184,255円	
(5) その他の営業費用	9,126,060円	25,233,075円
営業利益		23,771,962円
3. 営業外収益		
(1) 雑収益	317,000円	317,000円
当月分総利益		24,088,962円
当月分純利益		24,088,962円

資 金 予 算 表

昭和47年2月10日

月 次		1月執行済額	2月予定額	3月予定額	4月予定額
科 目		円	千円	千円	千円
前月繰越金		39,429,935	5,5431	7,881	0
入	営業収益	37,801,512	41,000	43,000	9,000
	営業外収益	317,000	200	300	200
	前年度未収金	0	50	30	36,000
	企業債	0	0	29,000	0
	工事負担金	6,610,000	4,000	20,000	0
	一時借入金	0	0	200,000	200,000
	預り金	0	500	500	500
	前年度繰越金	0	0	0	5,926
	前受金	1,539,000	500	500	500
	計	46,267,512	46,250	293,330	252,125
支	営業費用	15,243,280	35,000	42,000	43,000
	営業外費用	0	15,300	30,319	200
	前年度未払費用 及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	11,463,436	20,000	2,000	1,000
	貯蔵品	2,440,390	14,000	1,000	800
	企業債償還金	0	3,500	12,966	0
	一時借入金返還	0	0	206,000	200,000
	預り金返還	535,000	500	500	500
	前受金	584,040	500	500	500
計	30,266,146	93,800	295,285	246,000	
収支差引額		5,5431,301	7,881	5,926	6,126

○ 議長（貝淵博治君） 本報告に質疑ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ご意見ないようでありますので、第5号、第6号の報告を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に第18、「前市長に対して支給する退職手当の額について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第41号

前市長に対して支給する退職手当の額について

和泉市職員の給与に関する条例第28条第3項ただし書の規定により、さきに任期満了により退職した前市長に対して支給する退職手当の額については、一般職の職員の例により算定した額のほか、次のとおり支給する。

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

前 職 名	氏 名	議決による退職手当支近額
市 長	池 辺 恒 雄	8,000,000円

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（藤木秀夫君） 議案第41号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

前市長池辺恒雄氏は、昭和42年12月3日市長に就任され、1期4年間、市政をご担任昨年46年12月2日、任期満了によりご退任されました。

池辺市長には就任後直ちに財政再建に取り組み、議会のご支援と市民のご協力のもとに、昭和44年度をもってこの大目的を達成されました。さらに任期の後半におきましては内政

充実の年代といわれます70年代に入りまして、行政需要の山積する中で、同和問題の解決促進に努力され、文教施設の抜本的整備、新火葬場の建設など、市民生活の安定と繁栄のために文字どおり東奔西走、寝食を忘れ、ひたすら市政運営に苦心されました。任期の満了に際し、ご健康もすぐれず、惜しまれつつ退任されました池辺前市長のご功勞に対し、感謝の意をお報いいたしたく存じ、本議案を提案申し上げたいたいでございます。何とぞよろしくご審議賜わりまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

最後に金額は3百万円といたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。直村君。
- 20番(直村静二君) きのう議案を見せていただきまして、普通は少なくとも1週間なり、こういう問題につきましても、住民の感情その他を十分検討してわれわれの態度を決めたい、こういうふうに考えておったんですけれども、これは理事者の出し方が非常におくれておったということを1点申し上げたい。

それから、普通の退職金の規定からいきますといかほど出すかという点、ひとつお聞きしたいんですが。

- 人事議長(平野誠蔵君) 一般条例におきましては、10年未満の在職につき、前市長に對しまして給料24万円の4カ月96万円を支出させていただくとなっております。
- 28番(藤原要馬君) 藤田助役にも慰勞金を出したと思うんですけれども、玉置助役には出ないんじゃないかと思いますが。
- 人事課長(平野誠蔵君) 玉置助役さんに対しては、前池田市長の在任中とございまして、特段のご指示を受けておらなかったんでございます。
- 28番(藤原要馬君) 出さないということですか。何かせりゃならんじゃないですか。
- 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

実はおやめにになりました直後そのようなことにつきまして検討いたしたんでございますけれども、一応、規定されてる金額だけはすぐに支給してもらい、その後不用意のこととございまして、前市長在職中にたまたま病気で倒れたという面もございまして、十分相談もできないままに今日に至って、その点ご指摘いただいて申しわけないんでございますけれども、新市長ともご相談させていただきたいと存じます。いまのところではそういう経過でございます。

- 議長(貝淵博治君) おわかりいたします。

本件を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

と異議なしと認めます。よって議案第41号原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に第19、「昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第38号

昭和46年度大阪府和泉市一般会計補正予算 （第6号）

昭和46年度和泉市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（歳入・歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,230千円を追加し歳入、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,979,035千円とする。

2. 歳入、歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は「第1表 歳入・歳出予算の補正」による。

（繰越明許費）

第2条 繰越明許費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為の補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は「第4表 地方債の補正」による。

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入・歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 地方交付税		871,793	84,207	956,000
	1. 地方交付税	871,793	84,207	956,000
6. 分担金及負担金		745,39	112,634	187,173
	1. 負担金	64,490	114,800	179,290
	2. 分担金	10,049	△ 2,166	7,883
8. 国庫支出金		1,673,014	462	1,673,476
	2. 国庫補助金	1,369,829	362	1,370,191
	3. 国庫委託金	8,197	100	8,297
9. 府支出金		1,030,192	25,256	1,055,448
	1. 府負担金	10,096	1,500	11,596
	2. 府補助金	990,725	22,759	1,013,484
	3. 府委託金	29,000	997	29,997
10. 財産収入		201,529	△9,695	191,834
	2. 財産売却収入	199,000	△9,695	189,305
11. 寄付金		85,711	500	86,211
	1. 寄付金	75,711	500	86,211
13. 諸収入		295,607	156,991	452,598
	4. 受託事業収入	97,700	10,000	107,700
	5. 雑収入	183,535	146,991	310,526
14. 市債		1,844,547	29,875	1,874,422
	1. 市債	1,844,547	29,875	1,874,422
歳入合計		7,578,805	400,230	7,979,035

2. 歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	額
1. 議 会 費		66,630	829	67,459
	1. 議 会 費	66,630	829	67,459
2. 総 務 費		620,001	45,929	665,930
	1. 総務管理費	346,496	41,032	387,528
	2. 徴 税 費	115,700	3,900	119,600
	4. 選 挙 費	27,292	997	28,289
3. 民 生 費		915,437	34,462	949,899
	1. 社会福祉費	194,591	1,968	196,559
	2. 児童福祉費	420,035	32,494	452,529
4. 衛 生 費		448,280	56,558	504,838
	1. 保健衛生費	167,251	17,338	184,589
	3. 墓地火葬場費	97,218	5,000	102,218
	4. 上水道費	0	34,220	34,220
5. 労 働 費		48,438	3,389	51,827
	1. 失業対策費	48,438	3,389	51,827
6. 農林水産業費		103,400	△15,198	88,202
	1. 農 業 費	100,652	△12,768	87,884
	2. 林 業 費	2,748	△2,430	318
7. 商 工 費		31,941	1,810	33,751
	1. 商 工 費	31,941	1,810	33,751
8. 土 木 費		3,250,411	260,694	3,511,105
	1. 土木管理費	60,389	730	61,119
	2. 道路橋梁費	193,772	121,144	314,916
	3. 河川及水路費	7,180	42,120	49,300
	4. 都市計画費	811,392	96,700	908,092

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		404,896	1,873	406,769
	1. 消 防 費	404,896	1,873	406,769
10. 教 育 費		1,272,953	7,164	1,280,117
	1. 教育総務費	92,809	5,896	98,705
	2. 小学校費	522,317	1,450	523,767
	3. 中学校費	554,714	△1,682	553,032
	4. 幼稚園費	66,820	1,300	68,120
	5. 社会教育費	29,922	200	30,122
12. 災害復旧費		65,086	2,720	67,806
	3. 文教施設 災害復旧費	45,381	2,720	48,101
歳 出	合 計	7,578,805	400,230	7,979,035

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
民生費	児童福祉費	保育所建設事業	231,688
衛生費	保健衛生費	診療所建設事業	41,603
土木費	住宅費	改良住宅建設事業	795,000
消防費	消防費	消防庁舎建設事業	116,598

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
鶴山台南小学校 用地取得業業		千円	昭和47年度) 昭和66年度	千円 42,302

第4表 地方債の補正

起 債 の目的	補 正 前							
	限 度 額	起 債 の方法	利 率	償 還 の 方 法				そ の 他
				資 金 分 区	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法	
退 職 当 手 当	千円 24,000	普通貸 借また は証券 発行	年%以内 8.0	政 府 その他	年以内 14	年以内 2	半年賦・年賦元利 均等または当初発 行額の5%以上半 年賦償還	据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還または低利で 借換えることができる
保 育 園 設 業	116,500	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
同和更 生貸付 資 金	6,000	同上	無	大阪府	無			
合 計	1,844,547							

補 正 後							
限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
			資 金 区 分	償 還 期 間	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他
千円 46,000	普通貸借または証券発行	年以内 7.6	政 府 その他	年以内 14	年以内 2	半年賦・年賦元利均等または当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間および償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる
122,900	同上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
7,475	同上	無	大阪府	7	無	各年度の償還額については借入先(大阪府)と協議のうえ決定	償還期間を短縮し、もしくは繰上償還することができる
1,874,422							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	額	
④ 地方交付税	871,793 千円	84,207 千円	956,000 千円			
(1) 地方交付税	871,793	84,207	956,000			
1. 地方交付税	871,793	84,207	956,000	1. 地方交付税	84,207	特別地方交付税
⑤ 分担金及負担金	74,539	112,634	187,173			
(1) 負担金	64,490	114,800	179,290			
3. 土木費負担金	32,580	114,800	147,380	2. 道路負担金	114,800	住宅公団光明池、和田線用地購入費負担金
(2) 分担金	10,049	△2,166	7,883			
1. 農林水産業費分担金	9,935	△2,166	7,769	1. 農事負担金	△1,291	土地改良事業分担金更正減
				2. 林業負担金	△ 875	林道事業分担金更正減

⑥ 国庫支出金	1,673,014	462	1,673,476			
(2) 国庫補助金	1,369,829	362	1,370,191			
7 教育費国庫補助金	105,739	362	106,101	3	幼稚園費補助金	北松尾幼稚園新設による初年度設備費補助金
(3) 国庫委託金	8,197	100	8,297			
1 総務費国庫委託金	13	100	113	1	総務管理費委託金	信太山演習場管理事務委託費
④ 府支出金	1,030,192	25,256	1,055,448			
(1) 府負担金	1,0096	1,500	11,596			
2 土木費府負担金		1,500	1,500	1	道路整備費府負担金	伯太、久米田線整備事業負担金
(2) 府補助金	990,725	22,759	1,013,484			
2 民生費府補助金	95,702	36,119	131,821	1	児童福祉費補助金	幸保育園建設事業補助金追加
				4	環境改善施設整備事業補助金	有線放送設置費補助金追加 512,000 幸会館改造事業補助金 704,000
3 衛生費府補助金	23,939	854	24,793	1	保健衛生費補助金	結核予防費補助金追加

科	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
					区分	金額		
4.	農林水産業 費補助金	42,389 千円	△18,272 千円	24,117 千円	1	農業給務費 補助金	757 千円	農業委員会設置補助金追加 円
					2	農業費補助 金	△5,779	土地改良事業補助金更正減
					3	農業振興費 補助金	△12,250	農業振興事業補助金更正減
					4	林業費	△1,000	林道整備事業補助金更正減
6.	土木費府補 助金	80,735	1,500	80,857	1	道路橋梁費 補助金	1,500	松尾寺内田線道路整備事業補助金 追加
7.	教育費府補 助金	10,973	2,426	13,399	4.	就学奨励費 補助金	2,426	義務教育特別就学奨励費補助金
10.	消防費府補 助金	2,792	132	2,924	1.	消防費府補 助金	132	ヘリコプター運営補助金
(3)	府委託金	29,000	997	29,997				
1.	総務費府委 託金	28,619	997	29,616	4.	選挙費委託 金	997	参議院議員選挙委託金追加
⑩	財産収入	201,529	△9,695	191,834				
(2)	財産売却 収入	199,000	△9,695	189,305				

2. 不動産売払 収入	195,965	△9,695	186,270	1. 土地建物売 払収入	△9,695	更正減
① 寄付金	85,711	500	86,211			
(1) 寄付金	85,711	500	86,211			
1. 一般寄付金	85,711	500	86,211	1. 一般寄付金	500	一般寄付金追加
② 諸収入	295,607	156,991	452,598			
(4) 受託事業収 入	97,700	10,000	107,700			
1. 土木費受託 事業収入	97,000	10,000	107,000	1. 道路橋梁費 受託収入	10,000	市道堀削復旧受託事業収入
(5) 雑収入	168,535	146,991	310,526			
2. 雑収入	168,485	146,991	310,476	3. 雑収入	529,700	畜産振興事業収入 9,550,000 松尾川支流河川改修事業収入 42,120,000 大阪府畜産振興会交付金 1,000,000 雑収入 300,000

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		明 細
				区	金額	
				4. 過年度収入	94021	街路北信太駅前線国庫補助金 過年度収入 93,700,000 近畿圏嵩上補助金追加 821,000
⑩ 市 債	1,844,547	29,875	1,874,422			
(1) 市 債	1,844,547	29,875	1,874,422			
1. 総務債	30,000	23,475	53,475	1. 退職手当債	22,000	退職手当債追加
				2. 同和真正貸付資金債	1,475	国民年金同和貸付資金債
2. 民生債	1,21,300	6,400	127,700	2. 児童福祉債	6,400	幸保育園整備事業債 1,000,000 幸第2保育園建設事業債追加 5,400,000
歳入合計	7,578,805	400,230	7,979,035			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支	府 出 金	地 方 債				
① 議会費	66,630	829	67,459				829			
(1) 議会費	66,630	829	67,459				829			
1. 議会費	66,630	829	67,459				829	3. 職員手当	49	
								9. 旅 費	780	
② 総務費	620,001	45,929	665,930	8,137		22,000	15,792			
(1) 総層管理費	346,496	41,032	387,528	100		22,000	18,932			
1. 一般管理費	290,310	38,850	329,160	100		22,000	16,750	3. 職員手当	37,230	前市長退職手当 3,000,000 時間外勤務手当追加 500,000 退職手当追加 33,730,000
								12. 役務費	1,620	郵便料及電話使用料追加
6. 企画費	10,548	1,445	11,993				1,445	13. 委託料	1,445	総合計画策定委員料追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		明 細
				特 定 財 源				区 分	額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
8. 交通安全対策費	2,607	500	3,101				500	18. 備品購入費	500	教材用信号機購入費
11. 諸 費	7,288	237	7,525				237	23. 借入金利息料	237	老人福祉等 国庫補助金返還金
(2) 徴 税 費	115,700	3,900	119,600				3,900			
1. 税務総務費	84,549	2,300	86,849				2,300	3. 職員手当	2,300	時間外勤務手当追加
3. 徴 収 費	19,659	1,600	21,259				1,600	9. 報 償 費	1,600	納期前納付報償金追加
(4) 選 挙 費	27,292	997	28,289							
3. 参議院議員選挙費	5,193	997	6,190					18. 備品購入費	997	選挙用器具購入費
(7) 同和对策費	72,328		72,388				△ 7,040			
2. 隣保館費	31,385		31,385				△ 7,040			
③ 民 生 費	915,437	34,462	949,899	29,079	6,400		△ 1,017			
(1) 社会福祉費	194,591	1,968	196,559	512			1,456			
1. 社会福祉総務費	51,670	126	51,795				126	19. 貸付金	126	社会福祉補助金追加

6. 国民年金費	5,057	842	5,899					842	負担金補 19. 助及交付 金	842	納付組合補助金追加
環境改善費	4,000	1,000	5,000	512			488	15. 費	工事請負	1,000	有線放送設置工事費追 加
(2) 児童福祉費	420,035	32,494	452,529	28,567	6,400		△ 2,473				
2. 保育所費	197,561	100	197,661		1,000		△ 900		3. 職員手当	△ 1,000	更正減
3. 保育所建設 事業費	201,336	32,394	233,730	28,567	5,400		△ 1,573		18. 費	1,100	幸保育園及信太第二保 育園用備品購入費
									11. 需用費	85	○ 食糧費 上棟式貲費追加
									13. 委託料	607	設計委託料追加
									15. 費	30,135	保育所新設工事費追加
									17. 公有財産 購入費	1,518	用地購入費追加
									22. 補繕補填 及賠償金		補繕金追加
④ 衛生費	448,280	56,558	504,838	854			55,704				
(1) 保健衛生費	167,251	17,338	184,589	854			16,484				
1. 保健衛生総 務費	104,718	15,365	120,083				15,365		2. 給料	△ 200	更正減
									13. 委託料	730	弁護士委託料
									19. 負担金補 助及交付 金	14,835	和泉病院分担金追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	額	
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他				
2. 予防接種費	11,847	1,000	12,847	854		146	146	1,000	予防接種用自動車購入費	
3. 伝染病予防対策費	5,961	973	6,934			973	973	973		
(3) 墓地火葬場 敷地	97,218	5,000	102,218			5,000	5,000			
2. 火葬場建設費	88,274	5,000	93,274			5,000	5,000	5,000		
(4) 上水道費		34,220	34,220			34,220	34,220			
1. 上水道費		24,220	24,220			34,220	34,220	34,220	京北水道企業団補助金 14,220,000 水道事業補助金 20,000,000	
⑤ 労働費	48,438	3,389	51,827			3,389	3,389			
(1) 失業対策費	48,438	3,389	51,827			3,389	3,389			
1. 失業対策総務費	15,537	112	15,649			112	112	112	時間外勤務手当追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	分 額	明 説
				特 定 財 源		一 般 財 源				
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他	千 円			
⑦商工費	31,941	1,810	33,751	千円	千円	千円	千円	千円		
(1)商工費	31,941	1,810	33,751			1,810				
1.商工総務費	17,108	△1,190	15,918			△1,190		2.給料	更正減	
								13.委託料	更正減	
2.商工振興費	2,697	3,000	5,697			3,000		負担金補給金	商業者共同施設設置事業補助金	
⑧土木費	3,250,411	260,694	3,511,105	3,000	250,620	7,074				
(1)土木管理費	60,389	730	61,119			730				
1.土木総務費	60,389	730	61,119			730		3.職員手当	時間外勤務手当追加	
(2)道路橋梁費	198,772	121,144	314,915	3,000	114,800	3,344				
2.道路維持費	160,849	3,000	163,849	1,500		1,500		工事請負費	伯太久米田線道路整備工事費	

3. 道路橋梁新設改良費	11. 430	118, 144	129, 574	1, 500	114, 800	1, 844	13. 受託料	4, 795	住宅公園光明池和田線用地購入委託料
							15. 費	3, 450	松尾寺内田線道路整備工事費追加
							17. 購入費	108, 749	光明池和田線用地購入費
							18. 費	200	器具購入費
							22. 補償補填及賠償金	950	支障物件補償費
(3) 河川及水路費	7, 180	42, 120	49, 300		42, 120				
1. 河川維持費	3, 020	42, 120	45, 140		42, 120		17. 購入費	35, 500	松尾川支流河川改修用地購入補償費
							22. 補償補填及賠償金	6, 620	松尾川支流改修用地購入補償費
(4) 都市計画費	811, 392	96, 700	908, 092			3, 000			
2. 公園費	4, 936	3, 000	7, 936			3, 000	17. 購入費	3, 000	黒島山公園用地購入費
3. 街路事業費	236, 430	93, 700	330, 130		93, 700		23. 優待金割引料	93, 700	北信太駅前線償還金追加
⑨ 消防費	404, 896	1, 873	406, 769	132		1, 741			
(1) 消防費	404, 896	1, 873	406, 769	132		1, 741			

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額	明 説
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 支 出 金	府 地 方 債	そ の 他			
1. 常備消防費	千円 95,093	千円 1,873	千円 96,966	千円 132	千円	千円	千円 1,741	千円 1,623	時間外勤務手当追加
								100	燃料費 ガソリン代追加
								150	ヘリコプター運営費 税金 264,000 更正減 △114,000
⑩教育費	1,272,953	7,164	1,280,117	2,788			4,376		
(1)教育総務費	98,809	5,896	98,705	2,426			3,470		
3.教育指導費	12,710	105	12,815				105	105	教職員研修補助金
同和教育指導費	27,458	5,791	33,249	2,426			3,365	8,677	更正減
(2)小学校費	522,317	1,450	523,767				1,450	8,468	就学補助金等各種補助 金追加

1. 学校管理費	144,465	900	145,365				900	2. 給料	△ 150	更正減
								3. 職員手当	△ 300	"
								4. 共済費	△ 250	"
								11. 需用費	1,600	○ 消耗品費 1,000,000 ○ 消耗器材費 追加 ○ 修繕料 600,000 ○ 校舍修理費追加
2. 学校保健費	29,720	500	30,220				500	15. 工事請負	500	南松尾給食施設修工事費
北池田小学 6. 校増築 築費	53,939	50	53,939				50	15. 工事請負	50	附帯工事追加
(3) 中学校費	554,714	△ 1,682	553,032				△ 1,682			
1. 学校管理費	453,726	△ 1,244	457,480				△ 1,244	2. 給料	△ 50	更正減
								3. 職員手当	△ 100	"
								4. 共済費	△ 150	"
								11. 需用費	500	○ 修繕料 ○ 校舍修繕料追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区		明 説
				特 定 財 源	財 債	所 債	其 他	分 額	額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	13.委託料	△447	更正減
								15.工事請負費	600	和泉中学校用プレハフ教室移転工事費
								23.子及割引料	△1,497	更正減
2.学校保健費	15,769	△438	15,331				△438	13.委託料	△438	〃
(4)幼稚園費	66,820	1,300	68,120	362			938			
幼稚園管理費	39,865	△100	39,765				△100	8.報償費	△100	更正減
北松尾幼稚園建設事業費	28,634	1,400	25,034	362			1,038	18.備品購入費	1,400	園用備品購入費
(5)社会教育費	29,922	200	30,122				200			
市民会館費	1,960	200	2,160				200	18.備品購入費	200	市民会館用器具購入費

②災害復旧費	65,086	2,720	67,806					2,720			
(3)文教施設災 害復旧費	45,381	2,720	48,101					2,720			
1.文教施設災 害復旧費	45,381	2,720	48,101					2,720	工事請負 15.費	2,720	信太小学校々舎火災復 旧工事追加
歳出合計	7,578,805	400,230	7,979,035	25,718	28,400	258,004	88,108				

給 与 費 明 細 書

款	項	職員数		給 与				費		共 濟 費	合 計
		特別職 人	一般職 人	報 酬	料 給	職 員 手 当	計	千円	千円		
1. 議 会 費								千円 49			千円 49
	1. 議 会 費							49			49
2. 総 務 費									36,530		36,530
	1. 総 務 管 理 費								34,230		34,230
	2. 徴 税 費								2,300		2,300
3. 民 生 費											
	2. 児 童 福 祉 費								△ 1,000		△ 1,000
4. 衛 生 費											
	1. 保 健 衛 生 費								△ 200		△ 200
5. 劳 働 費											
	1. 失 業 对 策 費								△ 200		△ 200
6. 農 林 水 産 業 費											
	1. 農 業 費								112		112
									112		112
									△ 124		△ 124
									△ 124		△ 124

7. 商工費				△ 190		△ 190		△ 190
	1. 商工費			△ 190		△ 190		△ 190
8. 土木費					730	730		730
	1. 土木管理費				730	730		730
9. 消防費					1,623	1,623		1,623
	1. 消防費				1,623	1,623		1,623
10. 教育費				△ 200	△ 400	△ 600	△ 400	△ 1,000
	2. 小学校費			△ 150	△ 300	△ 450	△ 250	△ 700
	3. 中学校費			△ 50	△ 100	△ 150	△ 150	△ 300
	補正予算額計			△ 590	37,520	36,930	△ 400	36,530
	補正前の額			549,768	443,285	993,053	101,962	1,095,015
	合計			549,178	480,805	1,029,983	101,562	1,131,545
職員手当の内訳								
時間外勤務手当 3,790 千円								
退職手当 33,730 千円								

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調査

事 項	限 度 額 (今回補正額)	前年度未までの 支 出 見 込 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国府支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
鶴山台南小学校 用地取得事業	千円		千円	昭和67年度 昭和66年度	千円	千円	千円	千円	千円	4,2302

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現 在高見込高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	
1. 普通債	1,405,213	1,712,268	1,789,447	7,875	1,797,322	1,022,229	102,229	3,407,361	
(1) 総務	25,500	31,500	6,000	1,475	7,475			38,975	
(5) 民生	77,289	146,999	121,300	6,400	127,700	6,683	6,683	268,016	
3. その他	97,143	109,100	24,000	22,000	46,000	8,050	8,050	147,050	
退職手当	97,143	109,100	24,000	22,000	46,000	8,050	8,050	147,050	
計	1,581,579	1,904,829	1,844,547	29,875	1,874,422	114,794	114,794	3,664,457	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） お許しを得まして、ご説明申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第38号、昭和46年度一般会計補正予算第6号につきまして、その内容をご説明申し上げます。

予算全体を通じまして7カ所ほどミスプリントがございますので、この件につきましては別途正誤表をお手元にお配りしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは昭和46年度の押し詰まってまいりましたので、年度末の見直し等を勘案いたしまして、今回、補正予算を計上させていただいたさせていただきます。

第24ページ、歳入歳出予算といたしましては、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ4億23万円を追加計上し、補正後の総額で79億7千9百3万5千円といたしたく、補正の款項の区分及び金額は第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、繰越明許費を定めるもので第2表に計上いたしましたように、保育所建設事業2億3千68万9千円、診療所建設事業4千60万3千円、改良住宅建設事業7億9千5百万円及び消防庁舎建設事業1億1千6百59万8千円につきましては、工事の着工見直し等勘案いたしまして、昭和47年度へ繰り越して執行できるよう定めるものでございます。

次に第3条、債務負担行為でございますが、南鶴山小学校用地21,473平方メートルを住宅公団から譲渡されるにつきまして、20年の分割払いといたしたく存するものでございます。

第3条につきましては、地方債の補正でございますが、職員特別退職優遇措置条例の適用を受ける退職手当の財源措置として、退職手当等といたしまして2千9百87万5千円を追加計上いたしました。借入条件及び償還の方法は、第4表のとおりでございます。

以上が予算の内容でございます。

それでは引き続きまして、事項別明細によりまして、歳入歳出予算の内容をご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げたいと存じます。一部科目につきましては、職員の給与費を計上いたしております。こ減は時間外勤務手当の増こうによる科目別調査でございますが、差し引き379万円を計上いたさせていただきます。個々の科目についての説明は省かせていただきますので、よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

まず議会費でございますが、さきの議会で議決のございました費用弁償条例に基づく経費といたしまして78万円を計上いたしました。

次に総務費でございますが、総務管理費につきましては、前市長さんの特別退職手当といたしまして3百万円、一般職員の退職手当として3,373万円を追加いたしましたほか、教材用の信号機の購入として50万円、その他管理経費として追加し、総務管理費として4千百3万2千円を計上いたしてございます。

次に徴税費につきましては、市税の徴収費といたしまして、市税納期前納付報償金追加として160万円計上いたしました。

次に選挙費につきましては、去る昭和46年6月27日執行いたしました参議院選挙の委託金が増額交付されることになりましたので、今後の選挙事務の備品を整備いたすために99万7千円を追加計上いたしましたのでございます。

次に民生費でございますが、社会福祉費につきましては、関係団体への補助金の追加12万6千円、国民年金事務経費の補助として84万2千円及び有線放送の設置工事費の追加費として百万円それぞれ追加計上いたしました。

児童福祉費につきましては、幸保育園及び信太第二保育園にオルガン、椅子等整備費として百万円及び新設保育園の事業費追加として3千239万4千円をそれぞれ追加計上いたしました。

次に衛生費でございますが、保健衛生費につきましては、現在、火葬場関係の訴訟がございまして、この事務につきましては弁護士に委託してございますので、この経費として73万円、和泉病院組合の分担金の精算分として1千483万5千円並びに予防接種用自動車の買いかけのため百万円等を計上いたしてございます。

墓地火葬場建設費につきましては、進入道路の整備及び工事費として5百万円を計上いたしてございます。

また上水道費につきましては、泉北水道企業団の不良債務解消のための補助金1,425万円、本市水道事業の対策補助金として2千万円を計上いたしました。

次に労働費でございますが、失業対策費として離職者1人当たり20万円の補償金をお支払いできるよう措置いたしました。

農林水産業費の農業費につきましては、主として畜産振興対策の経費950万円及び日本酪農協同株式会社の工場建設に伴う農業用水路の変更工事による補助費でございまして、債務負担行為としてご議決いただいている分を今回、歳出予算に計上したものでございます。その他は、補助額の減額に伴う更正減額でございます。

次の林業費につきましても、更正減額でございまして、工事の廃止によるものでございます。

以上、農林水産業費では、追加減額差し引きいたしまして1千519万8千円の減となる
しだいでございます。

次に商工費につきましては、駅前商店街の共同施設設置事業に対する補助金として3百万
円を計上いたしましたほかは更正減額でございまして、差し引き商工費として181万円を
計上いたしてございます。

土木費にまいります。道路橋梁費につきましては、市道伯太・久米田線舗装工事費3百万
円、松尾寺・内田線345万円及び住宅公団関連進入道路用地関係費1億1千419万4千
円、合計1億2千114万4千円それぞれ計上いたしました。

河川維持費につきましては、松尾川主流改修に要する用地取得費として4千212万円を
計上いたしてございます。

次に都市計画費につきましては、黒取山公園の敷地は、すでに土地開発基金で取得し拡張
済みでございますが、今般、一般会計へ3百万円を計上いたしましたほか、街路北信太駅前
線の整備返還金でございまして、この件につきましては、昭和35年度において債務負担行
為のご議決を賜わり、国庫補助金の承認を取りつけ、補助金相当分を住宅公団から借り入れ
施行したものでございまして、今回、過年度補助の認承がございました。よって、この額と
して9千370万円を追加計上いたしただいでございます。これらの追加合わせまして、
土木費として今回、2億6千69万4千円の追加計上と相なるしだいでございます。

次に消防費につきましては、大阪市消防局のヘリコプターの経費等として180万3千円
を計上いたしました。

教育費でございしますが、教育総務費につきましては、主として、同和対策補助金の追加とい
たしまして589万6千円を計上いたしました。

小学校費につきましては、維持管理費の追加等といたしまして145万円を計上いたして
ございます。

次に中学校費につきましては、経費の見通し等を勘案いたし168万2千円の減額と相な
りました。

幼稚園新設設備費として140万円計上いたしましたほかは減額でございます。

社会教育費につきましては、市民会館用の備品購入費として20万円計上いたしまして、
社会教育費としましては716万4千円を計上いたしただいでございます。

最後に災害復旧費につきましては、信太小学校復旧工事の追加として272万円を計上い
たしてございます。

以上が歳出の事項でございまして、歳出の補正予算総額が4億23万円と相なるしだいでご

ございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について、ご説明申し上げます。

まず初めに地方交付税でございますが、議員各位のご努力によりまして、本年度の特別交付税が8千420万7千円と決定いたしましたので、この分を計上いたしましたのでございます。

分担金及び負担金でございますが、道路用地取得費関係の負担金として1億1千480万円を住宅公団から収入するべく計上いたしましたほか、分担金では、農地関係諸事業の縮小または廃止による分担金の更正減額でございます。

次に国庫支出金でございますが、北松尾幼稚園開設に伴い46万2千円。

諸支出金につきましては、歳出事情のかね合いを考慮し、補助認承額の増減を勧案いたしまして、2千525万6千円を計上いたしてございます。

財産収入につきましては、土地売り払い収入の減額でございます。

一般寄付金につきましては、子供を交通事故でなくされた方々への供養として50万円の寄付を下されたものでございまして、ここに議会の皆さま方のご報告を申し上げますとともに、慎んで哀悼の意を表したく存するしだいでございます。

諸収入でございますが、市道掘削復旧受託事業収入といたしまして1千万円。

雑入につきましては、畜産振興事業費及び松尾川主流河川改修用地取得事業費の増額収入するよう955万円及び4千218万円をそれぞれ計上いたしてございます。

また大阪府畜産振興会交付金百万円及び雑入30万円につきましては、過日の船山牧場の火災に要した経費230万円の財源に当たるものでございまして、過年度収入につきましては、45年度において、街路北信太駅前線の補助金等として9千402万1千万円を計上いたしました。

最後に市債でございますが、退職手当債につきましては、職員特別退職手当の適用を受ける退職手当の財源措置として2千2百万円を追加計上し、累計4千6百万円と相なるしだいでございます。

同和更正貸付債の147万5千円につきましては、45年度におきまして、市が貸し付けてまいりましたが、これの財源補てんとして、金額大阪府から無利子で借り入れることとするものでございます。

児童福祉債につきましては、保育園関係の起債でございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額4億23万円と相なるしだいでございます。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算の内容の説明を終わらさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご可決、ご決定を賜りますようお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 本案について質疑ご意見ありませんか。
- 1番（田中幸一君） 29ページのところで、せっかく正誤表が配られておられるにもかかわらず、まだ「幸会館分室改造事業補助金」と記しているのに「改装」となっている。正誤表とこの表とは合っていないというのが1点。

次に30ページの雑入のところで、大阪府畜産振興会交付金百万円、これが給山牧場の火事の跡始末を打ったと言われておりますが、事実、あの火事の跡始末をするためにどれだけの補助金が府のほうから入ったか質問します。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 総務部長（坂口礼之助君） 第1点のご指摘、まことにおそれ入ります。これは「改装」でございます。事業の内容は冷暖房設備でございます。

それから第2点目、牧場の跡始末の関係でございますが、ご承知のとおり、乳牛が44頭これが一夜にして焼け、本来なら当然、所有者がそのあと始末をすべきであります。家族の方々がその火事で焼け死んだりしまして、残った方は老齢な方ばかりで、これを処理するだけの能力がない状態でございます。なればん、忍牛44頭という非常に巨大な動物の焼失でございますので、悪臭等耐えがたいものがあり、公害を防止する立場から、市のほうで関係課それぞれを打って努力をなさったわけですが、これに要しました総経費は、先ほどの提案理由の中にもちょっと触れましたように230万でございます。そのうち30万は本人が納入して、残り2百万に対しましては、大阪府の畜産振興会から半額の百万円が交付金として交付されることになりました。したがって、現状では市の負担が残り百万円ということになりました。

- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 20番（直村静二君） 費用弁償という2年前を思い出しますがね。今度の場合は金額はない。それで聞きたいのは、どういう算定基礎で支給されるのか、その点1つ。
- 市会事務局長（上野 稔君） 78万円の費用弁償に対するご質問でございますが、これは去る1月29日の臨時会におきましてご議決を賜っておるんでございますが、支給の方法等につきましては議員皆さま方と十分ご協議のうえお決めしてまいりたいというお話もございましたのですが、今回の補正につきましては、最近の議員さんの議会活動等、まことに繁忙をきわめてまいっておりますので、諸情勢を判断のうえ、月1万円程度の出費弁償が必要であろうと考えまして、1月から3月まで計3万円として78万円計上をお願いしたい、かようなしだいでございますので、よろしくご賢察賜りたいと存じます。

○ 20番(直村静二君) 費用弁償は一律支給はあかんのじゃないですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

費用弁償につきましては、個々の金額まで条例を、というふうには私は考えておりません。支給できるという基本的にはご議決をいただいております。したがって、どのような形でその費用を弁償するかという細則なり、施行規則なり、あるいは内規等によってお取り決め願うたらいというふうに解釈をいたしております。名目どおり費目弁償でございますので、議会活動に要した個々の議員さんの費用について、弁償していくという考え方を持っていたらけっこうかと存じておるしだいでございます。

○ 20番(直村静二君) 条例が通っても金額は書かなくてもいいのかと、そこをもう一べん。

○ 議長(貝淵博治君) 局長の判断によってその補正を組み、出し方を今後、どういふふうにしていくかということを経理から私に相談があったと思うんです。その点誤解のないように、細部にわたって局長をして説明させます。

○ 市会事務局長(上野 稔君) 昭和47年度に156万円でございますか、その分につきましては、その支給方法、内容等については、皆さん方、十分ご協議のうえ決めてまいりたいということであったんですが、今回、私、局長という立場から、費用弁償というものは、実際に執行に要した経費を補うための金銭であるということからいたしまして、これらの議会活動を容易にさせていただくために、議員さんに出費弁償をするのが適当であろう、こういうふうにご考えまして、月1万円ということで計上させていただいたんでございます。

○ 20番(直村静二君) 1万円ぐらゐの支給金額なら書かなくてもいいというのは、何か法的根拠があるんですか。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

金額が1万円ぐらゐだったら書かなくていいとか、何万円以上だったら書かなくてはいかぬという基準はございません。したがって、条例で議員さんが議会活動に必要な費用を弁償することができるということが決まっておるんでございますから、その場合は幾ら幾ら払いますというように明細のことまでは、条例に記載せなくともいい、こういう解釈で、いろいろケースはあるかと思ひます。しかし、議会活動に要する弁償をするんでございますから、一律に規制するということとはむしろできないのではないかと。実態に応じて費用を弁償していくのが建て前でございますから、金額を幾らというふうな規定をするのは、むしろ費用弁償本来の目的にマッチしないんじゃないかというふうにご考慮のしだいでございます。

- 20番(直村静二君) 内規をつくらなくては支給はできないというふうに総務部長が言ったと思うですね。
- 総務部長(坂口礼之助君) 先ほど事務局長さんからもお答えいたしてございますが、議員さんもよく協議のうえ、その内容については取り決めていきたいということを申してございます。したがって、協議によって作成せられたものは内規であると、そのように解釈していただきたいと思えます。
- 20番(直村静二君) やはり少なくとも、今度はこういうふうに出るんだからくらいことはあってしかるべきだと思ふ。そうしないと、きょう、ここで細かい点を質問せないかんことになる。そうしないと、いかにもこっちの質問が悪いようになりますわな。
- 総務部長(坂口礼之助君) 大阪府下におきましての議員活動に要した費用を弁償するということの各市の実態を調べてみますと、たとえば、本会議あるいは委員会等に出席いたしました場合には、出席1日について2千円、3千円というふうに取り決めの方法をとっておるわけなんです。そういう形での内規というものはつくられてございます。私の申し上げておるのは、そういうことでございまして、きょうはどこに行っただから何ぼとかいう性質のものでございませぬ。それはあらかじめ公務執行で、議長の命令によって出張された場合は当然議員さんに対する旅費というものは支給できるように措置いたしてございます。したがって、この場合の考えております費用弁償の内容というものは、先ほど、私が申しましたように、市の例等をも勘案いたしまして、今後の支給内容をお取り決め願ったらというふうに思えます。
- 29番(坂上国治君) 私、はっきり申し上げて、現在の26名の議員がこれをもたらなかったら食っていけない人はおそくないと思ふんです。現在の議員活動の状態から見て、今後、なお一そう和泉市発展のために議員各位に活躍してほしいという意味のもとにそういうことを考えてくれているんだと、こう私は解釈しているんです。そこで直村さんあたりがどんな問題についても反対の意見が多いんですけども、これは考えてもらわぬと、あなただけがいいかっこうするわけです。それやなしに、26名の議員がお互いに市の発展のために尽くしていくためには、そのくらいのことばやるべきじゃないかというふうに私は判断するんですけども、直村さんと私はちょっと意見が違いますけれども、わずか1カ月の1万円くらいもろうて喜んでる議員さんはおそくないと思ふんですよ。えらい直村さんになつたようになります。今後、和泉市発展のためにひとつなお一そう努力してほしいという現われたいと思ふんですんで申し上げておきます。
- 20番(直村静二君) まことはいかっこうにたいへん恐縮ですが(笑声)

- 議長（貝淵博治君） 質疑の途中ですが、おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認め延長することに決めます。

- 28番（藤原要馬君） 関連。私、議長のとくにも、お金が足りないということで、局長に聞きたかったんですが、あれはどうなっているんですかな。
- 市会事務局長（上野 稔君） 現在、まだ保管してございます。
- 11番（田村清房君） ここで休憩していただいて、いろいろ調製していただきたいと思ひます。
- 議長（貝淵博治君） 田村君から休憩ということでございますので、暫時休憩することに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは大体15分間休憩いたします。

（午後4時53分休憩）

（午後6時07分再開）

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ありませんか。直村君。
- 20番（直村静二君） 費用弁償につきましては、私の質問に明快な答えがないということで休憩までとっていただきましたが、次の質問に入ることにして、自衛隊の管理とというのがありますが、何を市が委託して管理するのか、そして何に使うのか、この補正について明快な答えを願ひます。

それから弁護士73万円、この弁護士は何人くらい、どの程度の期間ということでの計算になるのか。

それから、この文書の面では、第二幸保育園というのは旭ではないかと思ひますが、名称の件でお答え願ひたいと思ひます。

その次、起債の合計が30億、46年の18億になりますけれども、それ以前の総合計36億、非常に膨大な数字になるわけですが、これも47年度の予算の地方債、47年度末が35億、この補正予算では36億、そういうことで非常に大きな違いが出てくるので、その点での金利、その他補助金の事情等をご説明願ひたいと思ひます。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 民生部次長（宇沢 清君） 自衛隊の火葬場建設に伴う交換に一応、一昨年度20万円の

ただいたわけてございます。今度10万円をいただいております。

それから弁護士費用の点につきましては、これは市長会の顧問田原法律事務所へ委託しておるわけでございます。人員につきましてはちょっと記憶いたしませんですが、いま現在担任の弁護士が1名、その他に顧問の弁護士が4、5人おると思います。

以上のとおりです。

- 社会児童課長（森 法君） 歳入面の2千856万7千円、これは46年度の方でございます。

第二幸保育園の違いでございますが、現在、幸第二として改称したんでございますが、同じ名称の中で幸保育園と幸第二保育園とございます。その点ご了承下さい。

- 議長（貝淵博治君） 本案を原案どおり可決するに異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声さくそう）

本案については反対の意見もありますので、採決をもって行ないます。

おはかりいたします。本案を承認するについて賛成の方は挙手を求めます。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、本案は原案どおり可決されました。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に第20、「財産取得について」（鶴山台南小学校用地）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第35号

財産取得について

鶴山台南小学校用地として次の土地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 場 所 和泉市鶴山台四丁目1番地
2. 面 積 21,472.69㎡
3. 取得予定価額 42,301,199円

4. 契約の相手方 東京都千代田区九段一丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市北区玉江町二丁目1番地の3

日本住宅公団大阪支所

支所長理事 青 樹 英 次

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 教育次長(阪東重信君) ただいまご上程いただきました議案第35号、財産取得についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は昨年10月1日、開設いたしました鶴山台南小学校敷地は、日本住宅公団から無償貸与を受け、すでに公用を開始してまいりましたが、昭和46年度公団関連資金の融資を得て、正式に市の財産として取得することになりましたので、和泉市議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会のご議決を賜わりたく提案申し上げるものでございます。

場所については鶴山台四丁目1番地。面積21472.69平方メートル。取得価額4千231万1千199円。契約の相手方は日本住宅公団であります。予算上の金銭的な受け渡しを行なうことなく、先ほど、昭和46年度の補正で議決いただきました債務負担のご議決をいただいて市の財産とするもので、本資金は、3年据え置き、17年元利均等償還という土地譲渡契約をいたしたいと存じますが、全額、政府資金の起債を充てるのと何ら変わりなく、利率は年6分5厘となっております。よろしくご審議のうえ、可決決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

- 議長(貝淵博治君) 本案について質疑、ご意見ありませんか。
- 12番(金沢 勝君) 本件については財産取得による議決をされておるわけですが、かつての宅地債券が住宅公団から発行されたときに、すでに入居されておる中では、3.3平方メートルで大体3万円程度で購入されておると聞いておるんですが、209区画ほどが、やがて7月に申し込まれて受付売却しようとしておる価格が安かって4万円、高くて4万1千円と聞いておるわけでありましてけれども、本市の買入れ価格が1平方メートル当たり1万9千円、大方2万円と計算いたしますと、3.3平方メートル当たり大体6万円以上になっておると思うのですが、その点について質問申し上げたいんですが。
- 教育次長(阪東重信君) お答え申し上げます。

ご承知の公団との話し合いの結果、学校敷地は平方メートル1970円、坪にして6千5

百円ご了解願いたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認め、本案を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって議案第35号原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に日程21、「昭和46年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

昭和46年度、大阪府和泉市国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

昭和46年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入・歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ4,035千円を追加し歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ626,118千円とする。

2. 事業勘定の歳入・歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は「第1表 歳入・歳出予算の補正」による。

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入・歳出予算補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正後	計
4. 国庫支出金		371,576	△12,973	358,603
	1. 国庫負担金	340,256	△12,973	327,294
7. 繰越金		38,787	17,008	55,795
	1. 繰越金	38,787	17,008	55,795
歳入合計		622,083	4,035	626,118

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		47,691	4,035	51,726
	2. 徴収費	33,256	4,035	37,291
歳出合計		622,083	4,035	626,118

国民健康保険事業特別会計補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前額	補正額	計	区 分		明 細
				金	額	
④ 国庫支出金	371,576千円	△12,973千円	358,603千円		千円	円
(1) 国庫負担金	340,267	△12,973	327,294			
2. 療養給付費 負担金	323,073	△12,973	310,100	2. 過年度分	△12,973	更正減
⑦ 繰越金	38,787	17,008	55,795			
(1) 繰越金	38,787	17,008	55,795			
1. 繰越金	38,787	17,008	55,795	1. 前年度繰越金	17,008	前年度繰越金
歳入合計	622,083	4,035	626,118			

2. 歳 出

科 目	補 正 前 額	補 正 額	額	補 正 額 の 財 源 内 訳				節 分 額	説 明
				国 支	府 出 金	地 方 債	そ の 他		
① 総 務 費	47691	4035	51726				4035		円
(2) 徴 収 費	33256	4035	37291				4035		
2. 賦 課 徴 収 費	4270	4035	8305				4035	13. 委託料	保険料賦課計算委託料追加
								負担金 19. 補助及 交付金	組付組合補助金追加
歳 出 合 計	622083	4035	626118				4035		

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	540,182千円	△ 7,000千円	533,182千円
第1項 営業収益	535,182千円	△ 27,000千円	508,182千円
第2項 営業外収益	5,000千円	20,000千円	25,000千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	497,430千円	6,182千円	503,612千円
第1項 営業費用	407,379千円	6,182千円	413,561千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「56,460千円」を「85,370千円」に、利益剰余金「18,411千円」を利益剰余金「29,570千円」及借入金「17,651千円」に改め資本的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	210,900千円	10,000千円	220,900千円
第2項 工事負担金	83,900千円	10,000千円	93,900千円
	支	出	
第1款 資本的支出	267,360千円	3,891千円	306,270千円
第1項 建設改良費	232,563千円	4,000千円	272,563千円
第2項 企業債償還金	34,797千円	△ 1,090千円	33,707千円

第4条 予算第7条中原水及浄水費「91,439千円」を「106,219千円」に改める。

第5条 予算第9条中「107,734千円」を「97,734千円」に改める。

第6条 予算第10条の年割額を次のとおり改める。

変 更 前		変 更 後	
年 度	年 割 額	年 度	年 割 額
昭和41年度	47,000,000	昭和41年度	47,000,000
昭和42年度	113,000,000	昭和42年度	113,000,000
昭和43年度	26,600,000	昭和43年度	26,600,000
昭和44年度	110,000,000	昭和44年度	110,000,000
昭和45年度	156,600,000	昭和45年度	156,600,000
昭和46年度	140,000,000	昭和46年度	143,800,000
昭和47年度	421,800,000	昭和47年度	421,800,000
昭和48年度	56,000,000	昭和48年度	53,200,000
総 額	1,071,000,000円	総 額	1,071,000,000円

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和46年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		583,182		
			508,182		
		1. 給水収益	394,021	水道料金及び量水器使用料	
		2. 補償金	5,000	消火栓維持管理補償金	
		3. 受託工事収益	28,500	給水装置の新設増設及び修繕等の受託工事収益	
		4. その他の営業収益	80,661	材料売却収益並びに設計審査、竣功検査及び材料検査手数料	
			25,000		
	2. 営業外収益	1. 受取利息	1,000	預金利息及び有価証券利息	
		2. 雑収益	4,000	不用品売却その他雑収益	
		3. 他会計補助金	20,000	一般会計からの営業補助金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		508,612		
			418,561		
		1. 原水及浄水費	146,634	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2. 配水及給水費	65,954	配水、給水に要する費用	
		3. 受託工事費	28,500	受託工事に要する費用	
		4. 業務費	30,022	検針、測定、集金その他業務の運営に要する費用	
		5. 総係費	24,402	事業活動全般に関連する費用	
		6. 減価償却費	32,309	固定資産の減価償却費	
	2. 営業外費用	7. 資産減耗費	5,740	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
		8. その他の営業費用	80,000	材料売却原価	
			89,951		
		1. 支払利息及企業債取敢諸費	89,941	企業債の利息及び一時借入金利息	
3. 予備費		2. 雑支出	10	雑支出	
			100		
		1. 予備費	100	予備費	

2. 資本的収入及支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的収入	1. 企業債		220,900		
			127,000		
	1. 企業債		127,000	和泉上水道第3回拡張事業	
2. 工事負担金			98,900		
	1. 工事負担金		98,900	配水管布設工事負担金	

支出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		306,270		
			272,563		
		1. 事務費	8,600	拡張事業に要する事務費	
		2. 拡張工事費	140,200	第3回拡張事業に要する工事費	
		3. 改良工事費	86,200	改良工事に要する工事費	
	2. 企業債償還金	4. 鶴山台水道施設建設改良費	33,900	鶴山台団地水道施設建設改良工事費	
		5. 営業設備費	8,663	営業に係る諸資産購入費	
			33,707		
		1. 企業債償還金	33,707	企業債の元金償還金	

昭和46年度水道事業会計資金計画

区 分	当年度予定額
受 入 資 金	993,188千円
1. 事 業 収 益	493,085
2. 前 年 度 未 収 金	40,615
3. 企 業 債	127,000
4. 工 事 負 担 金	169,729
5. 一 時 借 入 金	100,000
6. 前 受 金	10,000
7. 預 り 金	7,000
8. 繰 越 金	45,759
支 払 資 金	985,510
1. 事 業 費 用	454,201
2. 建 設 改 良 費	360,602
3. 企 業 債 償 還 金	33,707
4. 一 時 借 入 金 返 済	120,000
5. 前 受 金 払 出	10,000
6. 預 り 金 返 済	7,000
差 引	7,678

昭和46年度水道事業予定貸借対照表

(昭和47年3月31日)

資産の部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		2,205,136.1円
イ 土地		
ロ 建物	88,364,773円	
ハ 構築物	4,998,519円	83,366,254円
ニ 構築物減価償却引当金	785,194,340円	
ホ 構築物減価償却引当金	102,599,443円	682,594,897円
ヘ 機械及装置	132,712,390円	
ト 機械及装置減価償却引当金	34,980,035円	97,732,855円
チ 量水器	41,242,789円	
テ 量水器減価償却引当金	13,832,073円	27,410,716円
ツ 車輛及運搬具	5,213,753円	
ニ 車輛及運搬具減価償却引当金	2,362,213円	2,851,540円

ト 工具器具及備品	12,715,927円	
工具器具及備品減価去り当金	4,233,833円	8,482,094円
チ 建設仮勘定		892,300,925円
有形固定資産合計		1,816,790,142円
(2) 無形固定資産		
イ 水利権	610,000円	
ロ 電話加入券	41,200円	
無形固定資産合計		651,200円
固定資産合計		1,817,441,342円
2. 流動資産		
(1) 現金預金	7,678,910円	
(2) 未収金	38,097,000円	
(3) 有価証券	2,238,000円	
(4) 貯蔵品	7,289,443円	
流動資産合計		55,303,353円
資産合計		1,872,744,695円

負債の部

3. 固定負債	
(1) 引当金	628,960円
固定負債合計	628,960円
4. 流動負債	
(1) 一時借入金	180,000,000円
(2) 前受金	16,249,330円
(3) 預り金	11,159,350円
(4) 預り担保保有証券	1,824,000円
流動負債合計	209,232,680円
負債合計	209,861,640円

資 本 の 部

5. 資 本 金			
(1) 自己資金			118,703,235円
(2) 借入資金			
イ 企業債	1,259,668,341円		
資本金合計		1,259,668,341円	
			1,378,366,576円
6. 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	3,948,000円		
ロ 府補助金	3,668,400円		
ハ 工事負担金	291,990,626円		
ニ 受贈財産評価額	34,416,657円		
資本剰余金合計		334,023,683円	
(2) 利益剰余金			
当年度未処理欠損金			

繰越欠損金年度末残高 △79,047,204円

当年度純利益 29,570,000円

△49,477,204円

利益剰余金合計

284,546,479円

剰余金合計

1,662,883,055円

資本合計

1,872,744,695円

負債資本合計

昭和46年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益的収入及支出

(単位 千円)

収入

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業収益		540,182	△ 7,000	533,182			
	1. 営業収益	535,182	△ 27,000	508,182			
2. 営業外収益	1. 給水収益	401,021	△ 7,000	394,021	給水収益	△ 7,000	給水収益更正減
	3. 受託工事収益	38,500	△ 10,000	28,500	受託工事収益	△ 10,000	受託工事収益更正減
	4. その他の 営業収益	90,661	△ 10,000	80,661	材料売却収益	△ 10,000	材料売却収益更正減
		5,000	20,000	25,000			
	3. 他会計補助金	0	20,000	20,000	他会計補助金	20,000	他会計補助金追加

支 出

款 項	目	前回迄の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1.水道事業費用		497,430	6,182	503,612			
1.營業費用		407,379	6,182	413,561			
	1.原水及浄水費	131,552	15,082	146,634	受水費	13,582	受水費追加
					薬品費	1,500	薬品費追加
	2.配水及給水費	54,854	11,100	65,954	請負工事費	1,100	請負工事費追加
					路面復旧費	10,000	路面復旧費追加
	3.受託工事費	38,500	△ 10,000	28,500	請負工事費	△ 10,000	請負工事費更正減
	8.その他 營業費用	90,000	△ 10,000	80,000	材料売却原価	△ 10,000	材料売却原価更正減

2. 資本的收入及支出

收入 (單位 千円)

款 項	目	前回迄の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		考
					節	金 額	
1. 資本的收入		210,900	10,000	220,900			
2. 工事負担金		83,900	10,000	93,900			
	1. 工事負担金	83,900	10,000	93,900	工事負担金	10,000	工事負担金追加

支出

款 項	目	前回迄の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		考
					節	金 額	
1. 資本の支出		267,360	38,910	306,270			
1. 建設改良費		232,563	40,000	272,563			
	2. 拡張工事費	136,400	3,800	140,200	路面復旧費	3,800	路面復旧費追加
	3. 改良工事費	50,000	36,200	86,200	請負工事費	36,200	請負工事費追加
2. 企業債償還金		34,797	△1,090	33,707			
	1. 企業債償還金	34,797	△1,090	33,707	元 金	△1,090	元金更正減

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長(神田平吉君) 議案説明に入ります前に一言おわびしたいんですが、数字の一部ちょっと間違っていますので、おそれ入りますがお願いします。2枚目の年次割、これの変更後の一番最後の「5.320万」とあるのは「5.220万」の誤りでございますのでおそれ入りますが、お願いします。

では説明させていただきます。議案40号、昭和46年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)第2条は、予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

水道事業収益で7百万円の減。内訳が営業収益で2千7百万円、これは雑工費収益、材料売却収益、給水収益等の変更の減でございます。営業外収者の2千万円は水道の高料金の対策による一般会計から受け入れる補助金でございます。

支出では、水道事業の費用といたしまして、618万2千円、これは営業費用のうちで受水費、役員費等の追加でございます。

第3条は、予算第4条本文カッコ書中の資本的収入額が資本的支出に対し不足する額を改めようとするものでございます。

なお、資本的収入及び支出の予定額を次のように定めるということがございまして、資本的収入1千万円、工事負担金で1千万円。支出では資本的支出3,891万円。それから内訳が、建設改良費で4千万円、これは工事請負費及び復旧費の追加でございます。企業債償還金で1,09万円、これは46年度に返還するものでございましたが、1年延期になりましたので、1,09万円の減としております。

第4条は、予算第7条中原水及び浄水費を改めようとするものでございます。

第5条は棚卸資産の購入限度額を改めようとするものでございます。

第6条は、予算第10条の年割額を次のとおり改めるということでございまして、変更前は昭和46年度は1億4千万円、変更後は1億4千680万円ということでございます。

以上、簡単でございますが、どうぞよろしくお願いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑ご意見ありませんか。

○ 20番(直村静二君) この補正予算で、2千万円というのはどういう意味なのかの説明願いたい。水道からの説明資料によりますと25%ですか、この中で支払い利息が1億2百万と、その補償になるんか。

○ 水道部長(神田平吉君) これは本市は公共料金が平均高いということで、国から特別交

付金として一般会計に、一般会計からうちのほうに補助金として受け入れてもらうという
とでございます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、ご意見ないものと認めます。
おはかりいたします。本案を原案どおり可決するに異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、議案第40号原案どおり可決いたします。

- 議長（貝淵博治君） この際、おはかりいたします。昭和47年度一般会計補正予算第1
号が提出されますので、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって議案第42号を日程に追加し、議題とすることと決めます。
この際、おはかりいたします。ただいま追加した議案第42号、第34号、第36号、第
37号の4議案については、いずれも昭和47年度の当初予算に関連する諸議案であります。
したがって、当初に上程申し上げるのが本意でありましたが、理事者の手ぎわにより、
本日、上程の運びに至り、一括議題として総括質問をお願いした後、予算委員会に追加討議
をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないようでございますので、さよう決定させていただきます。
それでは議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算
（第1号）

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は第1表「債務負担行為補正」による。

昭和47年3月17日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
信太山駅前整備公共用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	千円 1,000,000
道路用地取得事業 (阪和東側2号線)	昭和48年度 } 昭和50年度	200,000
和泉市北部第一改良地区指定内公共用地取得事業	昭和48年度 } 昭和50年度	1,500,000
財団法人和泉市開発協会に委託し先行取得する上記用地取得事業資金の元金およびその利子ならびに同協会が取得する用地の事業資金の元金およびその利子(損失補償)	昭和48年度 } 昭和50年度	元金 5,000,000 およびその利子

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
 又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源	そ の 他		
信太山駅前整備公共 用地取得事業	1,000,000			昭和48年度	1,000,000	国府支出金	686,600	地方債	300,000	38,400
				昭和50年度						
道路用地取得事業 (阪和東側2号線)	200,000			昭和48年度	200,000		160,000	36,000		4,000
				昭和50年度						
和泉市北部第一改良 地区指定内公共用地 取得事業	1,500,000			昭和48年度	1,500,000		1,000,000	450,000		50,000
				昭和50年度						
財団法人和泉市開発 協会に委託し、先行 取得する上記用地取 得事業資金の元金お よびその利子ならび に同協会が取得する 用地の事業資金の元 金およびその利子 (損失補償)	元金 5,000,000 およびその利子			昭和48年度	元金 5,000,000 およびその利子					元金 5,000,000 およびその利子
				昭和50年度						

議案第 34 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 47 年 3 月 17 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立幼稚園条例(昭和 34 年和泉市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(幼稚園の名称等)

第 2 条 幼稚園の名称、位置及び園児の定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	園 児 の 定 員
和泉市立国府幼稚園	和泉市府中町 7 9 3 番地	2 0 0 人
和泉市立伯太幼稚園	和泉市伯太町二丁目 2 5 番 3 号	2 0 0 人
和泉市立幸幼稚園	和泉市山手町 2 0 0 番地	1 2 0 人
和泉市立北松尾幼稚園	和泉市唐国町 1 0 4 2 番地	1 2 0 人

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

幼稚園教育の重要性にかんがみ、今般唐国町に設置する幼稚園の名称、園児定員等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 36 号

財産取得について

信太中学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

昭和 47 年 3 月 17 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 場 所 和泉市鶴山台一丁目 1 番 1 号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造 736㎡
3. 取得予定価額 26,641,000円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段一丁目 14 番 6 号
日本住宅公団
大阪市北区玉江町二丁目 1 番地の 3
日本住宅公団大阪支所
支所長理事 青 樹 英 次

議案第 37 号

伝染病患者収容事務の委託に関する協議について

地方自治法第 252 条の 14 の規定により、伝染病患者収容事務を次の規約により泉大津市に委託するについて、議会の議決を求める。

昭和 47 年 3 月 17 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市 伝染病患者収容事務の委託に関する規約（案）
泉大津市

（委託事務の範囲）

第1条 和泉市（以下「甲」という。）は、伝染病予防法（明治30年法律第36号）に基づき、和泉市住民の伝染病患者の収容診療の事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉大津市（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 前条に規定する事務の管理及び執行については、乙の条例及びその他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（委託事務に要する経費）

第3条 甲は、委託事務に要する経費として、基本委託料及び患者処置委託料を次の各号に定めるところにより負担するものとする。

- (1) 基本委託料は、予算の属する年度の前年10月1日現在における住民基本台帳人口を基準とし、甲・乙の市長が協議して定めた額
- (2) 患者処置委託料は、乙の条例等の定めるところにより、算出した額

（条例等改正の場合の措置）

第4条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部若しくは一部を変更した場合においては、乙は、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

2. 前項の規定による通知があったときは、甲は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、甲乙の市長の協議により定めるところによる。

附 則

この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

議案第 37 号 参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

第 252 条の 14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。

〔第 2 項略〕

③ 第 252 条の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合にこれを準用する。

第 252 条の 15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- (2) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (3) 委託事務に要する経費の支弁の方法
- (4) 前各号に掲げるものの外、委託事務に関し必要な事項

第 252 条の 2 〔第 1 項略〕

② 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事に届け出なければならない。

③ 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

〔ただし書略〕

④ 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

〔第 5 項及び第 6 項略〕

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（阪東重信君） 提案理由のご説明を申し上げる前に一言おわびを申し上げます。教育委員会の関係の議案につきまして提出がくれ、ただいま議長さんからご注意をいただきましたとおり、本日、追加議案の形でご審議をいただく結果となり、加えて昭和47年度予算の関連議案の提出がくれましたことについて、たいへん申しわけなく、今後かかることをいより十分反省いたしておりますので、お許しを賜りますようお願い申し上げます。

それではただいまご上程いただきました議案第34号、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

本件は、幼稚園教育の重要性にかんがみ、今般、唐国町に設置する幼稚園の名称、園児定員等を定める必要があり、現行条例の一部改正をお願いいたしたく提案申し上げるものであります。

一部改正の内容として、現行条例の第二条は、本市幼稚園の名称、位置、定員等として国府幼稚園、伯太幼稚園、幸幼稚園の三園について示してありますものの上に、今般新設いたしました幼稚園を北松尾幼稚園と名称づけ、位置は唐国町1042番地、園児の定員を20名にいたしたく、附則として、この条例は本年4月1日から施行いたしたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして20ページでございます。議案第36号財産取得についてのご説明を申し上げます。

本件はすでに信太中学校の校舎として公用を開始いたしております。建物は旧信太中学校の危険校舎改築事業として国庫補助を受け、移転建築したものと、日本住宅公団発生生徒を見込んで公団関連資金をもって建て替え施行のうえ建築した、いわば合併施行の形をもって完成したものでありますが、そのうち公団関連資金で建築した部分が、従来、賃貸契約により借り入れたものが、昭和47年度社会事業として、国庫補助対象事業に認定を得るよう措置いたしておりますので、これらの資金をもって、正式に市の財産として取得するもので、和泉市議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を賜わりたく提案申し上げるものであります。

場所については、和泉市鶴山台1丁目1番1号、現信太中学校の場所で、取得する校舎の面積が736平方メートル、普通教室4教室分と図書室、用務員室相当分ですが、取得価格は2千664万1千円、契約の相手方は日本住宅公団であります。この公有財産の購入費、すなわち2千664万1千円は、昭和47年度予算書171ページ、信太中の公有財産購入

費に計上いたしており、財源内訳は昭和47年度国庫補助金千327万1千円、起債1千1万円、一般財源327万円といたしております。よろしくご審議のうえ、可決決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

- 民生部次長（宇沢 清君） 議案第37号、和泉市泉大津市伝染病患者収容事務の委託に関する協議について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案は、さきにご議決いただきました伝染病組合の解放に関する協議書に基づき、伝染病患者の収容事務を泉大津市に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を賜わりたく提案申し上げるのしだいでございます。

続いて内容のご説明を申し上げます。

第1条は、委託事務の範囲を定めるものでございまして、伝染病予防法第17条第1項の規定により市の事務とされている伝染病院設置を、地方自治法第252条の14第1項に基づき、和泉市民伝染病患者の収容診療事務の管理及び執行を泉大津市へ委託するものでございます。

第2条は、前条により委託する場合の収容事務の管理及び執行については、泉大津市立伝染病院使用条例並びに関係規定によることといたしたいと存じます。

第3条は、患者収容事務委託に要する経費の基準を定めるものでございまして、この基本委託料につきましては、前年10月1日現在の住民基本台帳人口に両市長が協議して定めた額、または患者委託料は、収容委託した患者の処置費として、泉大津市の当該条例及び関係規定に定める額をおのおの負担することといたしております。

第4条、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部または一部を改正しようとするときは、事前に泉大津市に対し通知することとし、その通知を受けた和泉市は、直ちに当該条例等を公表することを義務づけております。

第5条は、この規約に定めるほか、必要な事項については両市長間の協議を定めることといたしております。

附則として、この規約は昭和47年4月1日から施行したいと存じます。

以上簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明を終わらさせていただきます。

- 総務部長（坂口礼之助君） それでは、生後ど日程に追加上程をお許しいただきました議案42号、昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算第1号について、その内容のご説明を申し上げます。

昭和47年度の当初予算の総括質問が終わりました直後に、すぐまたその補正予算をご提案申し上げますのは、当初予算編成に当たっての慎重な配慮の足らなかったことにつきまして

では、まことに不手ぎわなことでございまして、慎んで深くおわび申し上げるだけでございます。今後、再びこのようなことのないように十分心いたしまして、慎重に配慮いたしてまいりたいと存じますので、この点よろしくご了承を賜りたいと存じます。

それではその内容でございますが、今回の補正は、債務負担行為のみでございます。昭和47年度当初予算編成後において計上する運びとなったものでございます。債務負担行為補正の内容といたしましては、第1表にございますように、信太山駅前整備公共用地取得事業費といたしまして9億円、道路用地すなわち阪和東側2号線用地取得事業費といたしまして2億円、それから和泉市北部第1改良地区指定内公共用地の取得事業費といたしまして1.5億円並びにこれが事業資金及び開発協会が持家制度の代替地用の取得に要します事業資金の損失補給といたしまして、合わせて50億円それぞれ計上させていただきます。

以上が債務負担行為補正の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 議長(貝淵博治君) 以上4案に対する質疑をお願いいたします。

質疑と意見のないようでありますので、以上をもって予算委員会で十分ご審議をわずらわすことといたしまして、本案を終わることといたします。委員の皆さんにはご苦勞ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、付議されました案件は全部終わりました。

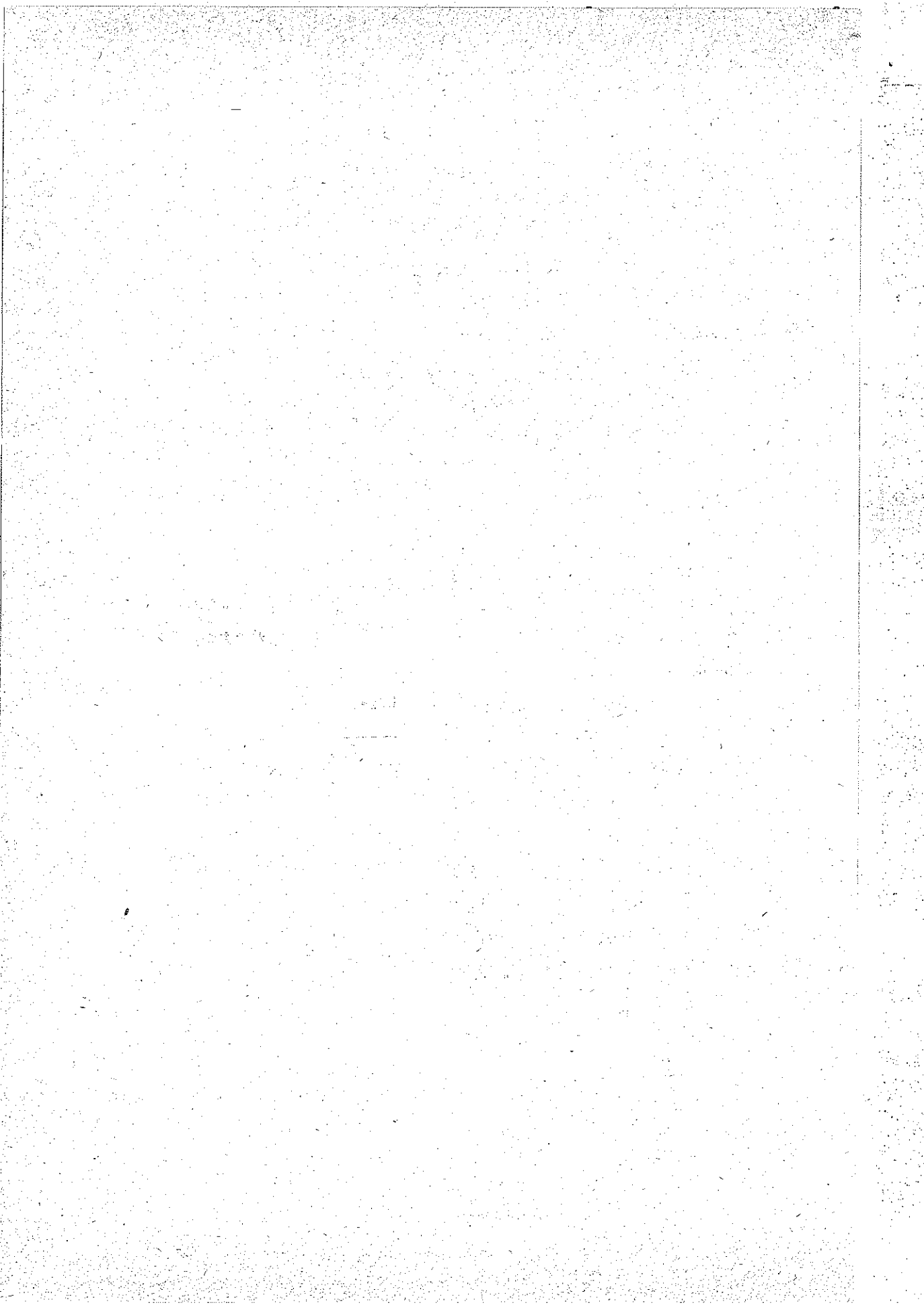
○

- 議長(貝淵博治君) おほかりいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議のないようでございますので、本日はこれをもって散会することといたします。長時間、まことにご苦勞でございました。明18日より29日まで休会となっておりますが、予算委員長以下13名の方には、21日より委員会が開かれますので、まことにご苦勞ですがよろしくお願ひ申し上げます。まことに長時間、ありがとうございました。

(午後6時42分散会)



第 6 日

11

12

13

昭和47年3月22日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第6日)出席議員(25日)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	22番	池辺秀夫君
8番	三井正光君	23番	貝淵博治君
9番	上代卯之松君	25番	井上平兵衛君
10番	池田信幸君	26番	成田秀益君
11番	田村清房君	27番	吉川伊与一君
12番	金沢勝君	28番	藤原要馬君
13番	竹下義章君	29番	坂上国治君
15番	依田七郎君		

欠席議員(1名)

21番 松尾千代一君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	民生部長	大和茂治
助役	辻忠夫	事業部長	中塚白
助役	藤田利	同和対策部長	小林一三
収入役	橋本炳	水道部長	神田平吉
総務部長	坂口礼之助	消防長	赤阪久

総務部次長 兼庶務課長	井谷義雄	幸会館分室長	吉田利秀
企画課長	橋本昭夫	会計課長	片桐武雄
人事課長	平野誠蔵	水道部次長	田中稔
財政課長	庄司清	営業課長	高橋新平
課税課長 兼納税課長	西川喜久	工務課長	福本喬久
交通公害課長	内田繁	監査委員	堀田徳治
民生部次長	宇沢清	監査事務局長	吉岡昭男
市民課長	杉本忠彦	選管委員長	味谷日吉
保険年金課長	高橋正弘	選管事務局長	青木孝之
衛生課長	西岡正志	教育委員長	堀内由延
社会児童課長	森保	教育長	葛城宗一
福祉事務所長	山本武雄	教育次長	阪東重信
事業部次長 兼土木課長	神山一郎	教委総務課長	紀之定藤与茂
開発課長	宮本福秀	学校教育課長	唄幸治
建築課長	林徳治	社会教育課長	広岡史郎
経済課長	門林六男	同和教育指導 室長	竹内義一
同和对策部 次長	佐原行雄	開発協会事務 局長	西川武雄
推進調整担 当課長(総 活・教育)	逢野一郎	開発協会総務 課長	山本俊兼
推進調整担 当課長(総 活・民生)	生田稔	開発協会用地 課長	中西淳富
推進調整担 当課長(事業)	浅井隆介		

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 上野 稔
次 長 北野 丈夫
調査係長 大塚 俊昭
議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年年泉市議会第1回定例会議事日程

(3月22日)

日 程	種別及び番号	件 名	備 考
1	議案第42号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正 予算(第1号)	

昭和47年 第1回定例会第6日

3月22日

(午後1時20分開議)

- 議長(貝淵博治君) たいへんお待たせいたしました。電員の皆さまには公私何かと繁忙のところ、緊急本会議をお願いいたしまして、多数ご出席を賜りまことにありがとうございます。

それでは局長をして本日の出席議員数並びに欠席議員などの氏名を報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野稔君) ただいま出席されております議員さんは20名でございます。なお欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の議員さんについてはおっつけお見えになるものと思われまます。現在20名でございます。

開議

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) それでは日程審議に入ります。日程第一、「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案については、去る17日に予算委員会に付託したものでありますが、今般理事者より本件を撤回したき旨申し出があり、合わせて先刻来、予算委員長より本会議差し戻しの報告を受けました。よって本案に対する撤回理由の説明を求めます。

- 市長(藤木秀夫君) 去る3月17日の定例市議会におきまして追加ご提案申し上げました議案第42号「昭和47年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」につきまして、本案の撤回をいたしたく、昨日議長さんに申し入れを願ひ出たしいでございませす。

撤回の理由といたしましては、本定例会が47年度の市政の基本となる当初予算のご審議をお願いする議会で、その審議がまだ未了の中で多額の補正をお願いすることは、当初予算編成に対する常識を逸することである等との事情を十分反省し、追加提案を願ひました点は、まことに私の詮率に尽きるものでございませす。補正予算の追加提案をめぐって、議員各位からご指摘賜りました種々のご意見については謙虚に拝聴いたし、この提案方法、時期等について深く反省をいたしてはるしいでございませす、ここに本議案を撤回させていた

だき、後日、あらためて提案いたしたく存ずるしだいでございます。

今後は、再びこのような失態のなきよう慎重の上にも慎重を期したく存じますので、何とぞ以上の点をご賢察下さしまして、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。ただいまの説明どおり、議案第42号を撤回するに異議ありませんか。

○ 3番（山田清二君） 予算委員会の予算審議の過程において、本予算が審議未了の間追加予算案の出たことが不都合であったという説明でございますが、この予算は、突如として出てきた問題ではないと思います。総括質問あるいは一般質問の中で、市長は会期中に追加予算を出すことを明言し、そして議会では、そういうことはあり得ない、本予算案が終了してから後に補正予算として出すべきだという意見が何人かから出た。にもかかわらず、これは本予算案と同時に議決してもらわなければならないということで、議会の反対を押し切って提案された議案なんです。これにもかかわらず、本予算案の審議が実際にかかっている段階で、また取り下げますと。提案のときには、これは絶対に3月中に認めてもらわなければ和泉市の運営ができないのだといながら、1週間もたたんうちに、またこの次の機会にお願いしますという、そういう無定見なものならば、前に出された予算案についても無定見なものであるのかどうか。議会軽視ということばがありますけれども、むしろこれでは議会無視です。軽視なんて言うてられへん。

議会から出すべきでないという意見があって、出さないなんていう意見は一つもなかった。にもかかわらず、市長の権利行使として提案された。これを今度は市長の権限で撤回するんだと。これでは職権の乱用、権利の乱用だと思う。議会なんか必要ないという考え方だ。ただ手続上、議会の議を得なきゃならんから出してきただけの話だ。しかもこれは500万円とか1,000万円の予算と違って、年度の予算をはるかに上回る75億という予算なんです。この予算を議会の反対を押し切って提案しなければならない理由をはっきり言うていただきたい。また今回、それを取り下げるに至った経過、状態の変化も説明していただきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 山田議員さんのご指摘はごもっともでございます。しかし、本件のおし方についてご批判がございましたので、今回、撤回させていただいたわけでございます。その点よろしくご了解を賜ります。

○ 3番（山田清二君） おし方に批判があったから撤回するというんだったら、当初の議案として出ているものでも、これに批判があれば取り下げますか。

追加予算はたまたま離れているから撤回だといいますが、もし一括予算案の中で撤回すべ

きものが出てきたら、一体どうするつもりですか。それほど予算委員なり、議会の言いことを聞く市長であるかどうか。最初からわれわれは出すなと言いつたのに、どうしても出さなきゃならんと言いつて出してきたはずだ。だから、どうしても出さなければならなかったという理由をはっきりしない。同時に、撤回してもいいよになった経過をはっきりしなさい。出し方の問題じゃないんだ。市長にしたって、一ぺん出して悪かったらへっこめようというつもりで出したわけじゃないはずです。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 私からこの経過等についてご答弁申し上げたいと存じます。

ご指摘のとおり、この補正予算については、一般質問の段階で市長よりそのようなことが明らかになされ、それをめぐって議員の皆さんから、本議会にこういう形の補正予算の提出は非常に不謹慎を覚えるじゃないかというご指摘をいただきましたことは確かでございます。

しかし、われわれの考え方としては、何とか本会期中に補正予算のご審議をお願いしたいということで、これを重大視しておいたわけでございます。率直に申しまして実は、17日に提案を申し上げ、当初予算と並行して本予算委員会に付託されたんでございますが、その予算委員会の第1日目にあたる昨日の予算委員会で、まず予算の審議に入るまで、補正予算の提案のしかたに対するご批判を仰いだわけでございます。確かに、当初予算の審議が終わっていない段階で補正を組むこと自体に問題があると思います。計画性のなさというご指摘を受ければ、何らお返すことばもございません。全く細部にわたっての検討が十分行なわれないうままに、このような補正をせざるを得ない状態になったことについては、深く反省いたしておるわけでございます。

単に理事者の反省という姿勢だけであっては、予算委員会としてこれを承認するわけにはいかん。これに対して理事者側はえりを正し、姿勢を正した後でなければ、当初予算をはじめとする謝議案の審議には入れないというところまで実は追い詰められたわけでございます。議員さん方のおっしゃる点は、われわれとしては何ら反発する余地のない問題で、いさゝか理事者の責任でございます。

このことのために、昭和47年度の市政の大綱をきめていただくところの当初予算の審議もしていただけないということになったら、完全に市政は麻痺いたします。そういうことを憂えまして、この補正予算は相願わくは今会期中にご審議をわずらわしいという願いはございまして、それはやはり謙虚に反省して、議員さん方のご趣旨に基づいて、もう一度姿勢を正してからご論議を願ひ、ご提案を願ひ、そのうえでいろいろご論議を願ひのが筋ではないかというふうに考え直したわけでございます。

この際、正常な形で議会運営をお願いするためには、これを取り下げて、われわれも謙虚

に反省し、えりを正したところをお認め願う以外に道がないんじゃないかということから、昨日、急拠撤回の意思決定をさせていただいた次第でございます。その間のわれわれの不手際については、重々お詫びする以外のことばがございませんのですが、その間の事情を何とぞご賢察賜わりまして、この撤回にご同意いただきますようお願いいたしますと存ずるだけでございます。

- 3番(山田清二君) 確かにえりを正したんか知りませんが、もともと正してあったえりをもって乱したんだ。そして、えりを正したんやから認めてくださいというんでしょ。だから議会無視だというんです。横暴だというんです。職権の乱用だというんです。おまえのえりが乱れている、正しなさいよと言われて、正しましたというんなら素直でよろしいよ。しかし、一応ボタンもかけてちゃんとして出てきたんや。それをみんなが、ここではえりを乱したらだめですよ、あきまへんせというてるのに、いや、おれはボタンをはずすほうが気持ちがあえんやいうて、わざわざはずしたんや。そこでみんなが、あんたは服装が悪いからあきまへん、認められまへんというたら、ボタンをかけたんやからよろしいでしょう、了解してくれという。もう誠意もくそも何にもない。そんなもん、デンプにこう薬を貼ったようなもんで、中から幾らでも出てくる。最初からの姿勢が悪いんですよ。

少ししつこう言われたら何でも約束してくる。やりますと言ひんや。ところが、おとなしゅうしとったら、何年頼んだってやらへんのか。それが和泉の市政や。市政の姿勢や。そうでしょう。全市民の要望やと3年も4年も言ひてるのに、どっかに反対がある、どっかに問題があるいうて、やらなんだんや。

ところが、今度の問題は突如として出てきた。どうい理由で出したかは説明せんかてわかってますよ。出さざるを得んという状態に追い詰められて出した。しかし議会が通らない。議会で通る見通しがないとなったら、もう一べん話をして引っ込める。それならなぜ最初にそれをやらんのか。これをそのまま通すというんなら、施政方針を改めたらええんや。

施政方針には、裏づけのあるものとか、やれる見通しのあるものをまず最初にやるんだとはっきり書いてある。ところが48年度や49年度のものをやろうとしている。それがなぜ今月中にきめなければいかんのか。こういうことは一般質問等を通じてほとんどの議員から指摘されていたにもかかわらず、それをあえて出してきたんだ。そしていまごろになって、えりを正したなんていうても、正したなんて思えない。むしろえりが乱れてぐあい悪いから全部脱いで裸になったようなもんや。ボタンがはずれてますよと言われて、ボタンをちぎって、これでよろしいやろというのとおんなじや。こんなものでえりを正したなんて思っていなら、たいへん間違いです。

予算審議のためには5日間の日程をきめたときには、こんなものは関係なかった。そこへこれを押し込んできたんだ。こんなもの見たって、何のためにやるのやら、どこから金を持ってくるのやらさっぱりわからん。それこそ絵にかいた餅や。いや、もっとたよりないもんや。それを割り込まして審議しなさいという。とうていできまへんいうたら、へっこめてしま。これで2日かかっているんや。本予算案の審議に5日かかる予定のものが、もうすでにその4割を空費している。

国会においては12月から3月一ぱいかかっている。けども、たった一つというんか、4次防のなれが入っておったというだけで、3月一ぱいの審議が未了になる。したがって暫定予算を組んでいかなざるを得ないということで、暫定予算の審議をやるはずだ。これが和泉市の場合は、もうあと1週間しか日がないのに、全部のうちの6割をへっこめますいうて、えりを正したんやから審議をちゃんとやっってくださいという。こんなことでだれがきちっとした審議ができますか。もし逆に考えたら、5日間の日程でこまかく審議されたら困ることになる。施政方針とはまるっきり離れたような予算がようけ組んであるし、予算の面に具らの考慮も払われてないような問題もようけある。こういうものに日数をかけられたんではとても太刀打ちできないから、2日なり3日なりつぶして、期日がないんやということで1日か2日でさっさとやろうと思ってやったんだと言われて、そうでないということがはっきり明言できるんなら、してみなさい。

- 総務部長（坂口礼之助君） 一々ごもっともなおしかりでございますが、ただはっきり申し上げておかなければならないことは、後段の、5日間十分やられることを忌避するためにあえてこのような補正予算を提出したというおしかりでございますけれども、そのような意図は絶対ございません。これは天地神明に誓って私から申し上げます。

たまたま議員さんがおっしゃいましたようないろいろな事情がございまして、こういう結果を招いたわけでございまして、これはあくまでわれわれ執行者の主体性の欠除にあると反省をいたしておるわけでございます。全く和泉市政の主体性はどこにあるのかというご批判を受けましてもやむを得ないような状況でございまして、われわれ自身も慎重性を欠いたのではないかという点では深く反省をいたしておるわけでございます。

たまたま昨日並びに一般質問等の機会を通じて、このことに対する議会としての強いご批判、ご意見は、われわれの気まますをお許し願って、何とかこの際、ご審議を願いたいという気持ちがこのようなあやまちをおかしたのだと反省しておるわけでございます。再びこのような失態を繰り返さないよう慎重に今後の事を運んでまいりたいと存じますので、今回のことについては、われわれの説明不足で申しわけないのですけれども、ご意怒賜りますよ

りお願いするしだいでございます。

- 3番(山田清二君) いま、総務部長からそういう意図は決してございませんと。意図はなかったかもしれませんが、事実上はそうなっております。少なくとも政治は、理論や考え方ではなしに事実の問題だと思ひ。一つのことのできたか、できなかったかが問題なんだ。やりたいと思ひますなんで30余年間言ひとつたてあかんねん。また私はやりたいとは思ひませんと言ひたつて、やったらそれは事実なんだ。政治の問題を、しかも期限つきの問題を精神論でいこうとしたつていけるものと違ひ。

なぜ5日間のものを3日に縮めて、どうして5日分のことをやろうとするのか。予算審議で質問したつてまともな返事はずせんと、いつもすかたんな返事ばかりで、同じことばかり聞き過ぎるいうて、ではこの辺でというよなやり方。本会議においでもそのとおりです。とにかく何やかんやいうて、時間さえたつたらいいかげんにやめるやろ、議長のはうでもええかげんにとめてくれるやろと。ルールとかそういうものを悪用して、自分たちの欠陥を補おうとする。和泉市の理事者はそういうやり方を伝統的に持つてきた。それでそのままここに如実にあらわれ、70何億という大きな金額で表面に出てきたわけだ。これを幾ら糊塗しようとしたつてできるもんぢゃない。

なるほど執行権は理事者にあるけれども、議員の要望なんていうのはほとんど受け入れられたことがない、団体とか町内会、そういうところの要望はたやすく受け入れるけれども、議員が議会を通じて要望したことはほとんど受け入れないというのが、いままでの和泉市政なんだ。一つの団体なり、町内会、地域の団体から要望されたら、議員の意思などは無視して、これを執行し、方向転換もやろうとする。だからこそ、議会の反対を押し切つて提案した議案でも、またへっこめざるを得なくなる。1回出した議案なら、どんなことがあつても通してもらひんだという信念でいきなはれ。そのための努力をしていけばいいんだ。施政方針が間違つてゐるんなら変えたらいいんやないですか。

出したけれども、障害になるのならへっこめます、はいさよりならというあれでやったのか、それとも少々言ひ者もあるやろけど、まあ大勢は認めてくれるわいと思ひて出したんかそれら知りまへんけども、少なくとも、当初予算の1倍半にもなるよな予算をまだ審議にもかからん間に出してきて、多過ぎると言われて、せんならへっこめまっさと、せんな難定見なやり方がありますか。しかも、引っこめたからその分ひとつ慎重に審議しておくんなはれと。せんなら31日に出したらいいんやないか、時間がないというんなら。31日に議決しておくんなはれというたらどないなるんや。

補正予算を出す限りは、すでに4月ないし5月の暫定予算を用意して出すべきだ。でなけ

れば、この議会が済んでから直ちに臨時会を開いて出せばよかった。これは一般質問を通じてみんなから意見として出ていたことだ。これをあえて無視してやったんだから、議会無視だといわれてもしかたがない。また予算の修正とか、市民のためにやってくれという意見、要望などもたくさん出ていた。そういうものも全部無視されておる。そういう中からこれが出てきて、やりにくいからというんですぐへっこめる。これは議会軽視というより無視です。こういう姿勢こそ根本的に正さなければならぬ。

えりを正したというんなら、そのえりの正し方を一べん言うておくんなはれ。

○ 28番(藤原要壽君) この問題の根本的な誤まりは、当初予算にあるんだが、一般質問で、市長から当初予算が少なから追加してほしいという答弁があり、それがひっきりになって、竹下議員から緊急質問が出たんです。その緊急質問の処理をしない間にこの議案が出されてきた。われわれ議会としては、市長が言明したものを阻止することは議会が阻止したことになるので、17日の委員会付託のときに追加予算が出され、それをだまって議会は受けだわけた、出してきた限りは当然議会は受けなえればならぬ。

議会は受けたいけれども、予算委員会としては、議会で解決のついてないものをそのまま受け継いで審議することになれば、必ず審議に入る過程でこの問題が出てくる。だから議会で解決のついてないものは委員会の審議を先にして、次の審議に入るべきだということで、私としては予算委員会で審議してもらったわけです。予算委員の方々もやるべきではないとおっしゃったのは当然だろぬと思ひ。市長の姿勢がはっきり出ていないということなんです。根本問題は。

よって予算委員会では、これの解決なくして審議はできないということで、市長の解決方法を求めたわけです。市長のほうでは、非常に至難なこともあったらうけれども、この議案は撤回をしなければ予算委員会は進行しないという考えから、こういうふうにしたんだと思ひ。またやらなければ予算委員会の進行はできません。そうしなければ、委員長を受けた私にも責任がかかってくる。責任上、私もやめざるを得ないという窮地に追い込まれてきたので、やったわけです。

だから市長は、これに対しては答弁できないと思ひんですよ。ひたすら議員さんに謝罪するとともに、この件についてはお願いせざるを得ない、私はそう考えているわけです。市長が幾ら知恵を絞っても、どないしても満足を得られるような回答はできない。謝罪の一手しかないと思ひ。それにわれわれ予算委員会も、予算審議の付託を受けているんですから認定するかしないかは別として、1日も早く、1時間も早く審議に入らなければならぬ義務があるわけです。だから、みんなに納得してもらえろような態度に出てもらいたい。これは

予算委員長としてお願いしたい。これができなったら私の責任になるんですよ。委員長は不適任だからようせなんだと世間からいわれる。そんなばかなことは私、委員長として受けられない。

市長、今日の議会においてはどんなに頭を絞っても明快な答弁はできません。それを肝に銘じて、みんなにお願いしてもらわざるを得ない。私、予算委員長の職責からひとつそれはお願いしておきたいと思う。

- 20番（直村静二君） すでに山田議員さん、藤原議員さんから言っておられるので、私は2点だけ確認しておきたい。

まず、多額の金額である42号議案をなぜ議会運営委員会に出さなかったのか。これは議会無視の最大のものである。この点を明確にしてほしい。

第2点は、一般質問、その他で各議員から質問があって、市長が補正を出しますと言ったのは、それは自分としてはよいことではないということを十分に知っておったはずなんです。本予算案の上程をしておきながら補正を出してきたんだからね。ところがあなたは、その補正を出すことの責任を自分の責任ではなしに、一つの団体の承認がもらえなかったから、やむなく出したんだというふうに答弁された。そこに根本的な誤りがあると思う。

あなたの出す補正予算、いかなる議案についてもそれは和泉の最高責任者である市長の責任でしょう。それを出さざるをえなかったという形で、他の団体に責任をかぶせて答弁するというのは……。もしそうだとすれば、一体だれが市長なんですか。この2点が最も大きな誤りの根本だと言いたい。

それは単に出し方の間違いとかなんとかいう問題じゃない。あなた自身がそのことを知っていたながらやらなかったんです。そのところをはっきりしておかないと……。今後そういうことはいたしませんと言っても、また出てくるんです。だから、その点は確認しておいてもらわんと困る。あなた、わかっておっしゃったんでしょ。

だから、議会に上程するすべての議案、要件は市長の責任だということ。それと議会の運営委員会に出していないということ。この二つは今後絶対にしないということを議員の前ではっきり確約してほしい。そうしないと、えりを正すといっても正したことになる。この二点の答弁を求めます。

- 総務部長（坂口礼之助君） ただいま藤原議員さんからご指摘をいただきましたように、今回の不手際に対しましては弁明も、弁解の余地も全くございません。正直申しまして、えりを正してあやまる以外に道はないと私自身も存じております。したがって、とやかくの答弁はごかんべんをお願いしたいと存じます。

ただ山田議員さんの75億という数字の件につきましては、債務負担で27億でございます。その27億の債務負担も含めて、あと協会が資金運営のために要する23億に対する損失補償をあわせてしたということで、総合計が50億でございます。その点だけは申し上げておきます。

直村議員さんからご指摘をいただきました第1点についても、当日、わざわざ運営委員会を開いてくださっておられるにもかかわらず、その段階でまだおはかりしておらなかった。そういう主体性のない提案のしかたについてのご批判、いずれにしても、全くご指摘のとおりだと私も反省いたしてございます。再びこのような不手際を起こさないよう、今後、慎重に事を運んでまいりたいと存じますので、ひとつごかんべんを願いたいと存じます。

- 3番(山田清二君) 移ら聞いたってどうせこれ以上の返事は出ないと思いますので、一言だけ。これは返事は要りません。

いま75億を50億と訂正されたけれども、50億には違いないわ。全部合わせても、一般会計が50何億ですから、ほとんど匹敵する。片方はまるまるへっこめた。それでも施政方針に反しているというか沿わないもの、あるいは施政方針にあってもここにはないものが多々あります。これらは予算委員会の意向をくみとって、予算審議のときに削除するか、追加するかという事は当然ありうると認めて、この問題は終わります。

- 29番(坂上国治君) 先ほどからの答弁を聞いてみると、和泉市政の何もかもが総務部長に代行してやられているような感じがするんです。私の考え方では、総務部長は一応、職員である。しかも、りっぱな助役さんが2人もおられるのに、助役さんの助言が全くないのがおかしいと思うんですよ。これは各議員さんも同じようにお考えだと思います。片腕である助役さんにカバーしてもらえるような市長は政治姿勢を示してほしい。うかうかについていたらえらい目に合ひわいといった考え方があるんではなからうかと、私は推察するわけです。

先ほどから各議員が市長の施政をただしておるのに、どうも総務部長の施政を聞かしてもらっているような感じがします。総務部長が何ほ声をからして頼んでも、市長のなにがなかつたら意味がない。最高責任者である市長のはっきりしたご答弁をいただきたいと思います。

- 市長(藤木秀夫君) 先ほども申し上げましたように、私の不手際によりまして、皆さんに非常な迷惑をおかけいたしましたことを幾重にもおわび申し上げます。今後におきましては、かようなことのないよう、自信をもって私の責任においてやっていきたいと思っておりますので、その点、よろしくご了承を賜りますようお願いするしだいでございます。

- 議長(貝淵博治君) ほかにおしかりの点勿々あるうかと思いますが、後日、絶対にこの

ようなことのないよう、私からも皆さんにかわりまして深く注意をうながします。ご審議ありがとうございました。

ご異議ないものと認めます。よって議案第42号を撤回することに決めます。

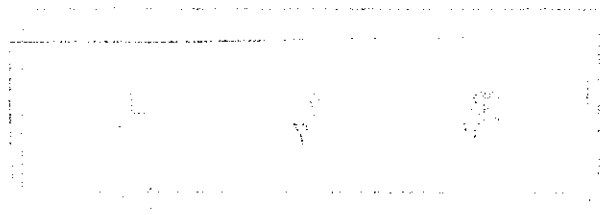
ここでご報告申し上げます。午前中の議会運営委員会において、予算委員会の審議日程は21日から25日までの5日間と決定いたしておりましたが、きょうまでの理事者の不手際によりすでに2日間が浪費されております関係上、十分にご審議を賜わるため、審議の日程を28日、29日まで延長することに決定いたしましたので、議員各位にはまことにご苦勞ですが、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして本日の議事を散会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、散会することに決めます。まことに長時間ありがとうございました。（午後2時7分散会）

第 7 日



昭和47年3月30日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

(第7日)出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	柳瀬美樹君
2番	木下甲子三君	17番	関戸正一君
3番	山田清二君	18番	藤原利一君
5番	横田憲治郎君	19番	勝部津喜枝君
6番	柏音三郎君	20番	直村静二君
7番	出原武司君	21番	松尾千代一君
8番	三井正光君	22番	池辺秀夫君
9番	上代卯之松君	23番	貝淵博治君
10番	池田信幸君	25番	井上平兵衛君
11番	田村清房君	26番	成田秀益君
12番	金沢勝君	27番	吉川伊与一君
13番	竹下義章君	28番	藤原要尾君
15番	依田七郎君	29番	坂上国治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	同和対策部長	小林一三
助役	辻忠夫	水道部長	神田平吉
助役	藤田利	消防長	赤阪久
収入役	橋本炳	総務部次長兼庶務課長	井谷義雄
総務部長	坂口礼之助	企画課長	橋本昭夫
民生部長	大和茂治	人事課長	平野誠藏
事業部長	中塚白	財政課長	庄司清

課 稅 課 長 兼 納 稅 課 長	西 川 喜 久	會 計 課 長	片 桐 武 雄
交 通 公 害 課 長	内 田 繁	水 道 部 次 長	田 中 稔
民 生 部 次 長	宇 沢 清	當 業 課 長	高 橋 新 平
市 民 課 長	杉 本 忠 彦	工 務 課 長	福 本 喬 久
保 險 年 金 課 長	高 橋 正 弘	監 査 委 員	堀 田 徳 治
衛 生 課 長	西 岡 正 志	監 査 事 務 局 長	吉 岡 昭 男
社 会 児 童 課 長	森 保	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
福 祉 事 務 所 長	山 本 武 雄	選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
事 業 部 次 長 兼 土 木 課 長	神 山 幸 郎	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
開 発 課 長	宮 本 福 秀	教 育 長	葛 城 宗 一
建 築 課 長	林 徳 治	教 育 次 長	阪 東 重 信
病 院 事 務 長	竹 内 潔	教 委 総 務 課 長	紀 之 定 藤 与 茂
病 院 事 務 課 長	守 田 勇	学 校 教 育 課 長	唄 幸 治
経 済 課 長	門 林 六 男	社 会 教 育 課 長	広 岡 史 郎
同 和 对 策 部 次 長	債 原 行 雄	同 和 教 育 指 導 室 長	竹 内 義 一
推 進 調 整 担 当 課 長 (總 括 教 育)	逢 野 一 郎	開 発 協 会 事 務 局 長	西 川 武 雄
推 進 調 整 担 当 課 長 (總 括 民 生)	生 田 稔	開 発 協 会 総 務 課 長	山 本 俊 兼
推 進 調 整 担 当 課 長 (事 業)	浅 井 隆 介	開 発 協 会 用 地 課 長	中 西 淳 富
幸 会 館 分 室 長	吉 田 利 秀		

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中 野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 上 野 稔
次 長 北 野 丈 夫
調査係長 大 塚 俊 昭
議事係 西 垣 宏 高

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和47年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議案第25号	和泉市立教育研究所条例制定について	P46~47
2	議案第19号	和泉市職員定数条例制定について	P29~31
3	議案第20号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P32~36
4	議案第21号	一併職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	P37~39
5	議案第22号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	P40~41
6	議案第23号	和泉市立病院の料金等に関する条例制定について	P42~44
7	議案第24号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P45
8	議案第31号	青年学級開設について	P48~49

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
9	議案第 32号	和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例制定について	P50~52
10	議案第 34号	和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について	P17~18
11	議案第 36号	財産取得について (信太中学校校舎)	P20
12	議案第 37号	伝染病患者収容事務の委託に関する協議について	P21~23
13	議案第 26号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計予算	別 冊
14	議案第 27号	昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計予算	"
15	議案第 28号	昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算	"
16	議案第 29号	昭和47年度和泉市水道事業会計予算	"
17	議案第 30号	昭和47年度和泉市病院事業会計暫定予算	"

昭和47年和泉市議会第1回定例会追加議事日程

(3月30日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
18	議案第 43号	和泉市事務分掌条例制定について	P1-4
19	議案第 44号	和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について	P5
20	議案第 45号	財産取得について(改良住宅建設用地)	P6
21	議案第 46号	財産取得について(消防署用地)	P7
22	報告第 1号	昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算書について	P8
23	議会議案第 1号	和泉市議会委員条例の一部を改正する条例制定について	
24	議会議案第 2号	和泉市立病院特別委員会設置ならびに委員の選任について	
26	請願第 1号	和泉市道認定請願書	
追加	決議第 1号	公共料金値上げ反対に関する要望決議	

(午前10時50分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。たいへん長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには年度末何かと繁忙のところ多数ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(上野稔君) ご報告申し上げます。

ただいま出席されております議員さんは19名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございませんので、その他の方につきましては、おっつけおみえになるものと思います。現在、19名ご出席になっております。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの程告どおり、出席議員数19名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

なお本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでありますので、よろしく願います。

- 議長(貝淵博治君) それではこれより日程審議に入ります。日程第1、「和泉市立教育研究所条例制定について」より日程第17、「昭和47年度年泉市病院事業会計暫定予算」までを一括議題といたします。

本件につきましては、去る17日にその審査を予算特別委員会に付託し、慎重審議をいただいておりますので、その結果を藤原要馬委員長より報告をお願いいたします。

(予算委員長報告)

- 予算委員長(藤原要馬君) 去る3月17日の本会議におきまして、昭和47年度和泉市一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計暫定予算並びに関連する諸議案についての審査を、当予算特別委員会に付託されまして慎重審議いたしましたその経過並びに結果につきましての概要をとりまとめ、ご報告申し上げます。

17日の本会議の休憩時に委員会が開かれまして、正副委員長の互選が行なわれ、不肖、私が委員長に、柳瀬美樹氏が副委員長に選任されまして、審査の日程が21日より25日までの5日間となっておりますが、この日程にこだわらず、納得のいく回答を得るまで、十分審議を尽したき旨申し合わせて、その日の委員会を終わりました。

審査の第1日目は21日より始まりまして、22日、23日、24日、25日、28日までの6日間にわたり、市長はじめ助役、収入役並びに全部課長の出席を求め審査いたしまし

た。

予算委員会の審査の第1日目、第2日目の内容につきましては、皆さんすでにご承知の通り、去る22日の緊急本会議で撤回されました議案第42号、昭和47年度和泉市一般会計補正予算(第1号)にまつわる審議でありますので、内容の報告を省略させていただきます。

審査の第3日目は、一般会計予算の歳出より歳入を追って審査に入り、議会費よりその内容につきまして申し上げます。

まず第1点は、費用弁償については、議員間のことではあるが、支給の方法についてお聞きしたい。また委員会の活動旅費について質したい。

第2点は、会議録の印刷費については、昨年当初に比べて約3倍になっていると思うが、本会議録の配布のためなのかとの質問がありました。

第1点の費用弁償については、46年度分については、先日、お渡しした通り、臨時会8日、定例会7日ということの基礎のうえにたって算出したものであり、47年度分については、皆さんとご協議のうえ決めて参りたい、このように議長さんも申されておりますので、ご了解賜りたい。

委員会活動旅費については、現在常任委員会が4つ、特別委員等があり、年間を通じて計上して置かなければ、臨時にどういうことで調査、研究をせなければならぬことが起こって参りますので、一応、委員会旅費として計上したものである。

第2点の会議録の印刷費については、前回の議会のときにも会議録の配布ということでお話しもあり、今回、ここに7.3万円会議録の印刷費として計上し、約50部、部長以上を含めた数を作成し、配布したいとの回答で了としました。

また事務局の人数については、議事係、調査係に別れているが、最近の行政事情に因るために会議が多く、会議録の収録に没頭しなければならないような現状のように拝察している。調査担当が名目だけで、先進都市とか、いろんなことで資料要求をしたくても出来ないような実態であり、市政の充実という意味からも、十分配慮して検討していただくよう要望があり、議会費を終わりました。

続いて第2款、総務費については、項目が多数に別れているので、まず1項、総務管理費について質質に入りました。まず一般管理費の非常勤嘱託員報酬が計上されているが、該当者は何人か。

弁護士委託料は、あらかじめ訴訟を予定しているのか。

同和広報印刷費は、広報いずみの印刷費とあまり差がない額が計上されているが、どのような内容なのか。

教宣対策補助金は、どこに補助するのか。

市長会の負担金は多額であるが、どのような算定によって負担しているのか。

財産評価審査委員とは、誰がどのように選任されているのか。また企画費の総合計画専門委員の人数及びその名前はどうか。

町づくり対策補助金とはなにか。

等の質問がありました。

これにたいし非常勤嘱託員は現在4名で、市民相談室、衛生指導員に各1名、課税課に2名それぞれ配置しております。

弁護士委託料は、顧問契約による顧問料で、訴訟の弁護士料は別。

市長会の負担金は、必要金額を府下31市で均等割65%、人口割35%の割合で負担しています。

同和広報については、全世帯を対象にタブロイド型の広報を年2回発行する。同和対策の重要性と、全市民の認識を深めるためのポスター千枚を年間に3回、全市域に掲示、また同和問題についての小中学生の作文集等を印刷発行するための金額である。

教宣対策補助金とは、実質的に負担金としての性格で、誰かに補助するということではございません。同和問題に関する市民の理解と認識をより一層深めて参りますために、同対部庶務課、社会教育課が相互に連携し、市民を対象とした教育宣伝活動をより積極的に、市自らが主体性をもった活動を行なって参るに必要な経費でございます。

財産評価審査委員は、市長の付属機関でございます。議員3人、職員4人、一般市民4人の11名で構成しております。市の不動産の取得、処分の価額が適正であるかどうか審査をお願いしております。毎月1回以上開催されている。

総合計画専門委員は6人で、大学教授3人、近畿圏大阪事務所、大阪府職員各1人、民間総合建築研究所の職員1名である。

町づくり対策補助金は、教宣対策補助金と同じように、実質的には負担金で、町づくり対策委員会と協力し、同和対策事業の促進をはかるために、地区住民に対する事業内容、事業目的等の説明会の開催等のために必要な経費である。

等の説明がありました。同和対策事業の促進については、特に地元住民の理解と協力を得ることが大切なことであり、このことについては、十分に留意するようにとの意見が述べられた。

町会活動委託料、バス運営委員会負担金及び消費生活リーダーの養成等について説明を求めましたが、それぞれ答弁があり、了いたしました。

続いて同和関係の対策費については、各科目に亘って計上されているので、その都度質疑をするより、一括して説明を求め審議してはどうかとの提案がなされ、総務費に関係なく、全科目にわたって説明を求め、この種対策費は、すでに議題にのぼった教宣対策、町づくり対策等を含めて17項目に分類されており、総額で18,791,000千円である。これらの経費は、それぞれの行政目的別に、同和対策を市自らの責任において積極的に推進していくための資料作成費、会議費、見学会費等であるとの説明があった。

また施設敷地借上料は、昨年からみてかなり増額しているがなぜか。

泉大津市との境界線の適正化については、あらかじめそのラインを予定して作業を進めているのか。

交通安全対策費については、施設関係費は土木費に計上されているが、交通公害課の所管業務であり、1カ所に集約できないのか、との質問があり、施設敷地借上料は3年ごとに更改することになっていますが、昨年後半期がその更改の時期に当たっており、約70%の増額となっています。

泉大津市との境界線の設定は、あらかじめ予定はいたしておりません。現在は、その実態を調査している段階でございまして、市の境界変更は、関係市の議会の議決を経て、府議会の議決を得ることが必要であります。したがって、実態調査が終わりしだい、具体的に両市間で協議し、昭和48年4月1日までに新しい市の境界線を設定出来るよう進めて参りたい。

交通安全対策費については、交通安全対策特別交付金との関係上、施設に関する費用については、土木費に計上したのでありますが、ご指摘の点もあるので、統一出来るよう今後、検討して参りたいとの回答があった。

続いて職員定数条例による定数と、実際の配置職員との関係についてどう考えているのか。特に監査委員、公平委員会事務局はそれぞれ3人、合計6人の定数があるのに、予算上は2人分の職員費しか計上されていないのはなぜか。

現実には、それぞれの職場では必要に応じて時間外勤務が行なわれているのに、月1回でもよい日曜日に窓口事務を開き、週1回、たとい2時間でもよい時間外に窓口事務が行なえるようしてもらいたいとの要請に対しては、それは出来ないとのことであるがなぜか、との質問に対し、職員定数と実人員は、必ずしも一致したものではない。職員定数は職員数の最高限度を示す数であって、実人員はその範囲内にとどめて配置いたすものである。監査、公平委員会の定数は過去10年前から設定された数であり、両委員会の職員は兼務していますので、そのままの定数を踏襲したものである。

日曜日の窓口事務の取り扱いについては、職員の労務対策等の面からもむづかしい問題であるが、市の職員組合とも協議いたしたいとの回答があった。

なお臨時職員を3月末で一斉に解雇することは、臨時職員の中にも、長年勤続して仕事の処理についてはベテランの人もあり、仕事の処理の低下を来し、市民サービスに影響を及ぼすようなことのないように配慮されたいとの意見が述べられた。

以上で1項の総務管理費に対する質疑が終わり、引き続いて2項、徴税費から7項、同和对策費までを一括議題にし、質疑には入った。まず、市煙草消費税は1億5千3百万円増上しているのに、たばこの販売促進のための費用はわずかに4万4千円の宣伝費だけしか計上されていない。市内でのたばこの販売量がふえればふえるだけ煙草消費税の収入がふえるのであるから、もっと積極的に宣伝する必要がないか。臨時職員を3月中で全員解雇することであるが、至難なことではないか、との質問があり、たばこを市内で買ってもらうような宣伝の必要なことはお説のとおりで、ご指摘の4万4千円は、堺と岸和田にある煙草小売商業協同組合が行なうたばこ販売の宣伝に対する負担金で、市ではこれとは別に宣伝マッチ10万個を作成するために、需用費の消耗品費で20万円を計上いたしていますが、これ以外にも人の気を引くような宣伝方法等も考えたい。

また臨時職員には、十分話し合うとの回答があった。

続いて住居表示について、市内で最も地番が入り乱れている地区を対象とせず、やりやすいところから行なってゆくということは、市民の要求に沿った施策ではないのではないかと、最も複雑なところから実施してゆく意思がないか。

飛び地がかなり多くあるが、これを整理する考えがあるか。

住居表示事務は、どこに委託する考えか、とただしたところ、飛び地の整理等を行なうことが住居表示制度の目的でございまして、飛び地の地番を変更することは複雑な事務手続きを要しますので、これに代わって住居表示という手法によって、地番とは関係なく、新しく付番していくという方法が住居表示でございまして、本年度の住居表示は、すでに住居表示の終わった府中町、井元口町、伯太町、池上町の一部で住居表示の区域に入らなかった地区及び黒鳥町、一条院町の一部の区域に実施して町名だけの呼称と、丁目の付いた呼称との不合理の是正を行ないたいと存じていたのですが、さらに実態をよく調査して、より必要な個所について実施してゆくよう検討してまいりたい。

なお委託先については、現在では確定しておりません。との回答があった。

統計総務費の消耗品費の調査員記念品とはどのような性格のものか。

同和对策費に非常勤嘱託員報酬が計上されているが、このような嘱託員は何名いるのか。

同和対策の総合計画は、一応、マスタープランが作成され、地域住民にも公表されているが、なお2百万円の委託料が計上されているが、どう使われるのか。

隣保館費にも事務及び用務委託料が計上されているが、その内容を説明願いたいとただしたのに対し、統計調査費の消耗品費は、各種統計調査員の確保は非常にむずかしくなっております。したがって、府の補助金の交付を受け、統計調査員確保の一方法として、調査員に記念品をお渡ししているしだいである。

非常勤嘱託員は、現在、合計14人委嘱しております。報酬は男子で月額6万円、女子で3万5千円～4万円で、年間4.5カ月分の賞与を加算した額を計上いたしましたものでございます。

隣保館費の委託料は、現在、王子会館に2人の委託職員がおりまして、この人たちに対する委託料でございますが、このようなやり方は、現実に即した手法ではないので、今後再検討いたしたい。との回答があった。

次に徴税費の府軽自動車協会の負担金とは、どのような性格のものか。なぜ負担するのか。徴収専務員報酬5百81万円が計上されているが、現在、何人いるのか、またその身分はどうなっているのか。

市税納期前納付報償金8百万円、納税組合補助金6百万円が計上されているが、これらの対象となっている徴税額はいくらか。

戸籍住民基本台帳費の財源内訳に国、府支出金28万円とあるが、その内容について説明されたい。

また選挙費に関連して、丸笠団地から団地内に投票所をつくってほしいとの要望があり、富秋団地からも強い要望がなされているが、この取り扱いについてどう考えているのか。

同和対策について、同和施策は解放同盟員でなければ対象としないという考え方でよいのか。そのような態度、考え方では、環境改善整備事業が一步前進しないと思われるが、それでよいのかとの質問に対し、大阪府下全市町村では、府軽自動車協会に委託して、市税の対象となる軽自動車の廃止、登録等の業務を委託しておりまして、その事務費に対する負担金である。

徴収専務員は現在6人で、身分は嘱託でございます。報酬は、基本給と能率給と件数給により支給されていて、46年度の徴収実績は約2億円である。

納税組合を通じて納付された税額は約2億8千万円で、補助金は納付税額の百分の3及び納税組合員1人当たり600円以内で積算し、交付されます。現在、市内には約80の納税組合が設置されており、組合員は約1万2千人です。

納期前納付報償金は、約2億4千万円の納期前納付でございまして、これに対して交付する報償金である。

戸籍住民基本台帳の財源で、国、府支出金の28万円の内容は、国庫支出金で日雇労働者健康保険事務補助金5万円、人口動態事務委託金1万1千円。府支出金で食糧管理協力費補助金7万5千円、外国人登録事務委託金14万4千円、合計28万円である。

丸笠団地内への投票所の設置については、すでに市の選挙管理委員会で設置するより決定しております。富秋団地内については、現在、まだ結論が出ていませんが、今後、十分検討してまいりたいと存じます。

同和対策についてでございますが、同和施策については、部落解放の理念に目ざめて、自ら部落解放に努力する者のみを対象とすることは、大阪府の黒田知事も、同和対策促進協議会を1本の窓口とすることは憲法に違反するものでないと言明しており、国、府、市を通じての方針である。本市の場合も、同和問題を認識した人のみに同和施策を行なってまいり、同和対策事業の推進に当たっては民意を尊重し、地区住民の一体化をはかってまいりたいとの回答があり、総務費を終わりました。

次に第4日目、民生費の審議に入りました。

まず福祉関係費の審査についてより申し上げます。

各種団体補助金39万4千円計上されておるが、各種団体とはどのような団体で、交付金の内訳を説明願いたい。

福祉事務所関係の各種団体を申し上げます。老人クラブ連合会へ7万円、身体障害者福祉会へ14万円、肢体不自由父母の会へ4万円、残りの14万4千円は、同和対策の一環として、生活対策部の役員、班長の研修会の資料代として負担するもので、合計39万4千円となります。

老人医療費については、同和対策として、60才以上の老人に対し医療費の無料化を実施すると聞いておるが、何歳から適用し、該当者は何名で、これに対し国、府の補助はいくらあるのか、またこれに対する必要経費はいくらいるのか、との質問がありました。

これに対し和泉市の同和地区、すなわち幸、旭、山手、王子地区、丸笠団地及びその周辺に2カ年以上居住し、住民基本台帳に登録されておる60歳以上の老人で「しあわせ会」の会員のみ適用し、該当者は535名で、国、府の補助は現在のところありません。これについての経費は、該当者全員が診療を受けるとは考えられないので、そのうち40%~50%の受診率を見込みまして、これに要する経費は、6百96万8千円を計上しておるとのことでありました。

また老人憩いの家の建設については、先般質問の際にお答えいたしましたとおり、ご指摘の趣旨を尊重いたしまして、前向きの姿勢で検討いたすとの回答があり、福祉費を終わりました。

引き続き社会児童課関係に移りました。各種団体補助会が計上されているが、各種団体とはどのような団体か、また交付金の内容を説明願いたい。

臨時保母の賃金について、臨時職員を採用しないという助役の基本方針の中で、保育園費に計上しているのはどういうことなのか。

幸保育園のプレハフについて、新園が建設されようとする中でなぜ建てるのか、また幸保育園の減免措置について、その差額はいくらか。

国府保育園は、現在、全員が入園出来ない現況であるが、あと1カ所の保育園を建設するのかどうか。

負担金補助及び交付金の中で、保育事業補助金と、保育対策負担金とあるが、これはどういうものか。

母子家庭であるが、現在、何名いるのか。また母子福祉費について、予算が非常に少ないが、どのように考えているのか、との質問に対して、

各種団体の内容は、保護司会、母子福祉会、遺族会、傷痍軍人会、手をつなぐ親の会です。

保育園保母は、現在非常に不足しており、幸保育園の新園建設を控え必要定数が不足している中で計上せざるをえなかった。また幸保育園建設完了が9月末日の予定であり、その間においても、定員120名に対し、現在180名を措置している中で、新園建設が出来るまでの暫定措置として建設したものです。

一般保育園で3歳児以上が4千6百円、幸保育園では千百円、その差は参千5百円です。今後、十分に検討し保育園建設を進めますとそれぞれの回答があり、これを了として民生費を終わりました。

続いて衛生関係について、審議の内容を申し上げます。

火葬場問題について、過日、産衛委員会席上で報告があったが、その後の進展状況を説明されたい。

過日、産衛委員会の席上、竹下議員より地元説明を三役就任以後、上代町への説明をなされたかとの問いに対して、その後3回、地元説明に向き、方向としては、示談解決の見通しがあるように思う。

示談解決の方向はよくわかるが、過日、理事者より委員会席上において、4月早々に開設するということであったが、いつの時点でその見通しははっきりするのか、の問いに対して

少なくとも、本月末日までに解決策を取り付けるよう努力するということで了といたしました。

次に市営葬儀条例改正と合わせて、過日、吉川議員より質問のあった霊柩車の改造についてその意思があるか、また市民が多少費用が高ついても理解していただけると思う。

なお全市一本化により、現在の霊柩車1台で十分配車できるのか、その体制がとれているのか、との問いに対し、第1点の霊柩車の改造についてはご承知の通り、公益社に年間委託契約を行ない、公益社から霊柩車と運転手を配置しており、改善策については、公益社に協力申し出をいたしまして、特別配車の考慮をしていただけるよう申し出ます。

第2点の現在、1台の配車ですが、人口増加に伴って増設の可能があり、現在、岸和田市においても、1台で支障がないと聞いております。

次に予防接種の日脳関係の予算が計上されていないが、との問いに対して、インフルエンザ及び日脳については、従来、実費徴収していたが、義務教育の途上にあるものの料金徴収及び義務教育の趣旨から料金徴収は不合理であり、またインフルエンザ、日脳の発生源である集団生活する者を集中的に予防し、発生源を絶つことを重点対策とするため、47年度から小、中学校、公私立幼稚園、保育所園児の無料化としたのであります。

次に不燃性物処理対策について、各所に不法投棄が相当見受けられるのと、一般家庭の燃えないごみの処理対策をどのようにするのか、との問いに対し、ご指摘とおり、処理対策について十分とは言えませんが、近く改正する廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定と相まって、処理地確保と収集体制に万全を期したいと存じております。

次に今回の市営葬儀改正により、飾付委託料は値上げはないか、その実態を説明されたい。実質値上げのようになりますが、従来の飾付祭壇は、相当古く老朽したものを修理して使用しており、市民からの要求も強く、今回、新たに祭壇を購入して、従来の松号飾付の上に特別祭壇を5段飾として新設したものであり、いづれも、祭壇購入価格の減耗度と、消耗品の減耗度等を算定して飾付料金を定めたものであります。

以上で衛生関係を終わります。

続いて労働費の内容を申し上げます。

失業対策費予算は大幅に減少しているが、どのような理由かという質問に対し、予算編成時点において84名の就労者がおりましたが、昭和46年7月1日より9月末日までの他の企業への常用就職、自営業を促進するための時限要綱をつくって常用化を図ったため、との回答があり、これを了として終わりました。

次に農林水産費について申し上げます。

農林水産費の中で、農業振興事業及び近郊農業近代化施設設置事業についても、市において一部負担措置を考へてほしいとの要望があり、これについて、現在、阪南各市の状況等を調査してあるので、その結果により前向きな姿勢で検討していくとのことであり、また農業施設として市内に多くのため池があるが、危険な池が多く、災害が発生した場合は、人命にもかかわる恐れがあるから、市がこれらのため池を改修する必要があると思ひが、という質問に対し、農業基盤の整備として、老朽ため池等の改修は、年次計画によって国、府の補助対象として実施している。昭和47年度は2カ所を予定しています。現在、市単独では、財源の関係もありますので、困難であるとのことでありました。

また林業事業費については、予算が少ないが、林道工事費が予算化されていることは、林業振興に努力していると思われるので、林業者からの収入も得られるようにしていただきたいとの要望があり、また近郊農業近代化施設設置事業とは、どんな事業をするのか、との問いに対しましては、桑原地区等に設置されている温室施設等の設置事業である、との回答があり、農林水産費を終わりました。

次に商工関係費についてであります。商工費につきましては、商工総務費の中で、各種学校報償及び各種自動車技能習得委託料はどのように使われるのか。

これに対しましては、同和事業の一環として行なわれている就職安定対策事業でありまして、報償費は、高度な技術を身に付けるべく、専門的な学校等に入学した人々を奨励していくものであり、また技能習得委託料は、自動車運転免許取得のための教習料であります。

また商工会館運営補助金は利子補給だと思われるが、今後、いつまで補助していくのか、との質問があり、これに対しては、市が商工会館に代わるものを建設するまでは必要だと思ひ、とのことであり、また市の単独融資は、目標額は1億円であるが限度額が百万円であるから、約百人の人の利用であるが、どのように考へているか。

これに対しまして、現在、選面について検討しているものであり、より多くの商工業者の人に利用していただけるよう努力するとのことでありました。

また求人キャラバンについては、本年度も実施する予定か、これに対しましては、雇用対策事業として、本年度も実施すると回答がありました。実施することにはいろいろな意見が出てまいりましたが、実施計画としては、受け入れ側と密接な連絡をとりながら、就職後の問題等についても検討していき、またこれらの事業を進めるうえにおいて、当市で雇用促進協議会を設け、受け入れ側にもこれらのことについて協力願っていき、この状況及び結果等についても把握し、求人側及び求職側の要望等拾えるよう努力してまいります、とのことであり、商工関係を終わりました。

次に土木費について申し上げます。

まず固定公園榎尾山について、維持管理費が計上されていないが、どのように考えているのか。また榎尾山公園の固定公園指定面積はいくらか、樹木の損傷等はどのように対処していくのか。

道路工事費、水路費、用悪水路についての内容説明。

また都市計画街路府中北通り線昭和47年度計画について、等の質問に対し、公園管理については、現在、青年の家の管理人に両方をゆだねている状態であり、また除草、清掃等については、失業対策事業就労者により行なっている中で、根本的に考えなければならぬ時間でもあり、来年度は予算計上も行なう。面積については、和泉市全体で40ヘクタールあり、樹木の損傷には、十分に手当してまいります。

総額6千50万円の予算でそのうち2千万円が電電公社、大阪瓦斯等の舗装復旧費が含まれ、約4千万円が土木工事費となります。これを効果的に使用し、要望にこたえていくが、必要に応じて補正等も考えてまいります。

また本市の進展及び都市計画法の施行等により、従来のかんがい用水路が排水路に年々移行し、それらの観点から、早期に下水道完備、排水路整備の声が高い中で、今年度より予算を計上し、局部的に整備する予定です。

また府中北通り線については、今年度は市道、和泉中央線、セントラル劇場下りまで用地を確保する予定で計上し、その中に、支障物件について2件が含まれていると、それぞれ答弁があり、また都市計画道路北信太駅前線の測量委託料について、いつ事業決定を行なうのか。それと開発事業費の委託料千百万円は、黒石山開発のためのものか。また委託は、どこを対象に考えているのか、という問いに対して、この30万円の予算は、事業決定を受ける前段の措置であり、いつ受けるかは決定していない。また黒石山の開発には全く無関係で、これは信太、幸、伯太、黒鳥の各校区にまたがる約4百ヘクタールの区域を航空写真測量を行ない、5百分の1の図化をしようとするもので、この区域には、環境改善整備事業の区域も含まれており、計画街路、改善事業、駅前広場等、近く事業化の段階に入ることが予測され、これらに必要な測量の経費として計上したもので、委託は、航空専門業者数社の中から入札によって決定しようとする旨の回答があり、続いて住宅費の中における委託料千3百万円の積算の根拠と、誰に委託するのか、との問いに対しては、千3百万円のうち千2百万円は、仮称総合文化センターとして、児童館、青少年センター図書館及び隣保館等の総合的施設と、今次計画の環境改善整備計画区域内に建設いたすべく、内部的に助役を委員長として、関係部課長で建設委員会を設けて検討いたしております。これが工事費を約4億円とし

て、その3割の千2百万円を設計委託料として計上させていただき、残り百万円については、地区改良基本構想の修正等に伴い専門業者への委託料でありますので、双方とも、現時点で誰と契約するかについては決まっております。

また本建設用地取得のため、別途3億3百余万円を債務負担行為としてお願いいたします。との回答でありました。

それぞれの回答が当を得ておりましたので、これを終わりました。

次に消防費関係について申し上げます。

1. 建築物の高層化に伴う問題として、消火栓の整備、はしご車及び化学消防車の整備は考えているか。
2. 昭和46年共中に設置した消火栓の数と、補修数は把握しているか。
3. 署員の現在数と給与は、市職員との間に格差はないか。
4. 現在の消防庁舎が新築移転した場合、跡地は消防出張所として残すのか。
5. 跡地を出張所とした場合は、署員数を増加するのか。

等の点について質問があり、理事側より1については、本年度は本部庁舎と出張所の建築に最重点を置きたい。

2については、新設79箇所、補修125箇所となっている。

3については、署員数61名で、市職員との給与差はない。

4については、新庁舎が開設になる時点において、出張所として開設するよう配慮したい旨の回答を得た。

5については、当然のことであるので、署員数を増加する考えである、とそれぞれ回答を得たので、消防関係を終わりました。

次に教育費について審議の経過を申し上げます。

まず幸小学校プール建設事業費について、公有財産購入費を計上し、実際、小中学校兼用のプールをぜひ建設したい意向であるが場所をどこに求めようとしているのか。

一方、債務負担行為の中で、幸小学校移転用地取得事業という名称があるが、この矛盾を解くため、小中学校兼用プールという名称に訂正すべきだとの指摘があり、これに対し、理事者より場所については、現山手中学校の前の空地の用地買収を見込んでおり、小中幼兼用のプール建設である考えを明らかにしたが、終始、幸小学校名をもって、国や府に対し補助要望は一貫してきた経過から、このような名称の予算措置に及んだ旨説明があり、さらに幸小学校移築という名称の矛盾と、二重投資になるおそれがないか、との追及に対し同和対策事業は、行政の責任において積極的に押し進めていかねばならぬことは当然であるが、地区

の人々が何を要求しているか、その要求が集約されたものの考え方に立って、行政への要求を受けている姿勢であること。さらに地区の解放を旨とする環境改善整備事業の中で、マスタープランに基づく学校用地の取得事業はぜひやりたいことの予算措置である旨の説明があり、移転用地云々ということで、2、3の質疑応答の中で一たん休憩に入り、再び理事者より同和対策事業を積極的に押し進めていく中で、マスタープランに基づく学校用地の取得事業は、当然、教育委員会として予算措置すべきで、債務負担行為による小学校移転用地とあるを、学校用地取得事業と訂正させていただきたく、本委員会中に正誤表で訂正する旨のことと、さらにご指摘の二重投資にならぬよう、十分配慮する旨の答弁があり、これを了解しました。

次に文化財保護費の印刷費についての内容。同和対策費の婦人対策報償費の内訳と消耗品の計上のない理由等の指摘があり、特に文化財保存行政について、池上遺跡ほか重要遺跡については、調査に基づく印刷物の発刊を予定しているとの前向きな回答を求めて、これを終わりました。

続いて学校備品費に計上された机の買い替え。学校管繕工事が、各学校の実態からどの程度の予算化か。市民会館料理教室の設備の充実。第二和泉中学校の建設のめど。国府小学校不足教室の解消策等、学校施設の充実は、教育行政として絶対行政である強い指摘のある中で、2人用机は3カ年計画で進めてきた最終年次であったこと、学校施設についても、第二和泉中学校については、昭和48年4月開校の用意のあることや、国府小学校についても、早急に明確な対策を打ち立てること、等の所要の答弁を求めて教育費を終わり25日の委員会を終了いたしました。

次に審査の第6日目は、歳出の公債費、予備費から入りましたが、異議がなく、歳出を全部終わりましたので、歳入を一括して審査いたしました。

まず市税1人当たりの税負担はどの程度になるのか。過去3年くらいどのような線をたどっているか。

固定資産の問題ですが、本市の農地の全容、A農地はどれくらい、Bはどれくらい、Cはどれくらいになっているのか。

それと都市計画税の滞納繰越分ですが、38%という基礎はどのように算定したのか。

地方交付税の算定基準、積算根拠をお聞きしたいとのことであり、市税1人当たりの税負担については、47年度約1万3千円、46年度は1万1千円、45年度は1万円程度となっている。

固定資産税の農地の評価替えについてのA、B、C構成ですが、Aの面積は2万7千5百21坪、B農地は36万7百18坪、C農地は百67万1千8百99坪となっており、パー

セントで申しますと A 農地で 1.3%、B 農地は 17.5%、C 農地は 81.2% となります。

都市計画税の滞納繰越額の徴収率 3.8 パーセントの理由については、昨年および 45 年度から繰り越した滞納税額の徴収率を勘案して、平均をとって徴収率をあげさせてもらっている。

地方交付税につきましては、4 億いくらという多額を増収になっておりますが、根拠としては、46 年度の算定を基礎として積算しており、46 年度普通交付税の交付基準額が 8 億 5 千 7 百 10 万円で、それに 25% の増を見込んでおり、過去 3 カ年間の伸び率を平均すると 30% ほどになるのであるが、まず 25% と安全台におさえて計算したわけである、との回答がありましたが、都市計画税の繰り越しですが、これは努力してもらわなければいけない。税の公平ということもあり、だからといって、強制処分ということでなしに、やはり出張して、了解のうえに納めていただくようお願いしたい。

交付税の問題ですが、当初予算のことであるから、堅く見積るといことはわかるが、本市財政事情等を考えるならば、やはり政治的な努力が必要であり、30% を目標として、自信をもって国、府の支出金への強力な財源獲得に当たっていただきき旨の要望がありました。

次に衛生使用料ですが、今まで松、竹、梅だったのが、二段飾りから五段飾りまでとなり実質的な値上げになりはしないか。最低の二段がちょっと下げてあるが、使用内容にもよると思うのですが、使用内容についてお聞きしたい。

これにつきましては、今回の改正により、従来の最高の松の飾り付けで全部入れて 1 万 5 千円ですが、この五段飾りで現在購入する原価が 3.6 万 2 千円ほどかかり、原価償却の耐用年数を見込んだ額を最小限度 3 万円としたのであり、一昨年の統計で松については 150 件、竹は 258 件、梅 67 件となっておりますが、今回、条例改正をさせていただいたことからすれば、特に祭壇を新調して最高のお葬式も市営で出来るという便利さをとったわけで、現在の松は四段の飾りとなるわけである旨の回答がありました。

次に国庫補助で、旭保育園の場合には 5 平方メートル 3 万 2 千円で、鶴山台の保育園は 4 万 4 千 7 百円と単価の違いのはなぜか。

また府補助金の建設費が、旭保育園が 8.1 平方メートルで 7 万 2 千 4 百円、鶴山台保育園が 5 平方メートルで 4 万 4 千 7 百円の場合についてもお聞きしたい。

電柱占有料がありますが、少ないではないか等の質問がありました。

補助金単価の件につきましては、一応、そういうご不審の点が起こってくるわけですが、国、府の補助要項が示されており、補助単価、補助率が明確にされておるわけで、国の補助

については、府が上積みしていくわけで、そういう関係で国と府の基準とはおのずから変わってまいります。

単価の違いについては、環境改善整備事業の中で、特に府が抜本的に取り組んでの施策でもあり、行政の一端かと思う。補助金の中でも、やはり一般との違いだということでご理解願いたい旨の回答がありました。

電柱占有料につきましては、阪南土木研究会というのがあり、その中で協定もしており、阪南各市とも360円と共通料金となっております。本数については3千本である旨の回答がありました。

そのほか、固定資産税の減免問題等の質問がありました。それぞれ回答がありましたとして、歳入を終わるのであります。

そこで本予算を採択するにつきおはかりいたしましたところ、反対の声もありましたので採決をとり、賛成者多数で昭和47年度和泉市一般会計予算を可決することといたしましたのであります。

次に国民健康保険事業特別会計について、審議の結果を申し上げます。

まず歳入面における国民健康保険料収入、いわゆる保険料の値上げの問題が一番の焦点になったのであります。質問の内容としては、

1. 保険料は前年度に比し6千9百67万5千円の増額となっているが、保険料率改定をなぜ必要とするのか。
2. 赤字の原因が医療費の上昇によるものであるとすれば、その要素は被保険者でもなければ、保険者でもなく、現行の国保制度の問題があるのであって、むしろその責任は国にある。国保は任意であればよいが、強制であるから、権力を行使する中で、国民福祉のうえからも趣旨に逆行するものであり、いわば、市も、市民も、被害者の立場にあると思われるので、被害者の立場として国にどう対処していくのか。保険料の値上げによる程かほなという段階では、これでは万全の策ではない。

また値上げの料率であるが、最低生活をしている4人の家庭で、値上げ幅が年間2千円程度であるが、年間といえども負担は大きいのではないか。

3. 現実的な問題として、4百万円の繰越金を計上してあり、現実には赤字になっていない。努力は最高限度に払うべきであり、市民にとって医療費の値上げは、手術料については倍額になり、そのうえに保険料を上げるということは、市民負担が増加する点でも賛成できない。

4. また一般会計からの繰り入れの問題でも総括質問であったが、阪南都市においても措置

しているから、繰り入れの措置について質問がありました。

これに対し、まず第1点については、総括質問においてその説明があったように、過去3年間、保険料率が据え置きのままになっており、その間、医療の給付額が約2倍のほっているため、昨年度は、6百30万円、本年度は約5千万円の単年度赤字が生じたうえ、先に厚生省から発表された医療費の12%という記録的な大幅引き上げは、新年度に与える影響は決定的なものであるため、現行のままでは約7千万円に近い赤字が見込まれる等の情勢から、保険料収入としては、2億7千万円を見込まざるをえない事態に立ち至ったこと。

引き上げ率についても、約10%の自然増も含み、実質的21%の引き上げとなるが、料率の引き上げは必要最小限にとどめてあること。

また限度額の引き上げについても、現行5万円では、所得の低い階層においてさらに保険料負担が高くなることから、これらの低所得層の負担をできるだけ軽くする意図から、上限を8万円に引き上げるとはやむを得ない措置であること。

第2点については、現行国保制度における保険料制度を中心として、現在、国において標準保険料についての検討が行なわれているほか、市としても今後、国等に対しても強力に働きかけ、真剣にこれと取り組むよう努力をいたしたい。

第3、4点については、保険料負担は、国保の相扶共済制度として成り立っているものであり、医療費の被保険者としての一部負担金とは別個の負担制度であること。

また一般会計繰入金の考え方については、阪南各市の場合においても、必ずしも、国保の運営が困難であるからとの理由からではなく、全市民を対象とした診療施設を設置しているとか、市独自の老人医療負担を実施している等の理由によるものであると考えられる点もあるが、本市の実情として、一般会計の苦しさから繰り入れができない事情があるが、今後、前向きに繰り入れについて最善の努力を傾注する旨説明がありました。

なおまた、その他の質問としては、保険料の値上げという切り札は最も安易な方法でありこれは健全なやり方ではなく、政治としては一步後退である。また繰り入れはできない状態ということであるが、卒直に市民負担の軽減に最大の努力を払うべきであるという要望があったほか、徴収率にしても、94%を見込んでいるが、おそらく市民はすんなりと受け入れてくれないのではなからうか。具体的には、納付拒否などが出た場合はどう対処し、国保としてこれで運営が図られるかどうかという意見がありました。

これについて、徴収実績は昨年度95%であり、本年度も現在99%を徴収しており、新年度においては、被保険者に対し、保険料についてのPRについては十分意を尽し、国保財政の仕組み等とおして周知を行ない、協力を求め、徴収率の低下を来たすことのないよ

り確保できる用意があると説明がありました。

以上のほか、さらに国保運営上の問題について2、3意見がありました。いずれも前向きな改善姿勢がうかがわれ、これを了といたしました。

このように反対意見が一部の委員さんから出されましたので、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決決定いたしましたのでございます。

次に議案第28号、昭和47年度大阪府和泉市土地区画整理事業特別会計予算についておはかりいたしましたところ、第二阪和国道の葛の葉土地区画整理事業がなされているが、国道敷の延長、面積並びにその敷地を買収するとすればいくらののか、との質問があり、理事者より、第二阪和国道の葛の葉地区は幅員30メートルで、延長645メートルであり、面積については約1万9千余平方メートル（約6千坪）で、用地価格については、昭和41年協定の国の管理者負担金が、補償費を含めて1億2千4百50万円でありまして、現在の評価については、新しく鑑定等により国道側において評価されると思いますと回答があり、再質問で、かりに坪当たり10万円で買収するとすればいくらになるかと発言あり、理事者より約6億となりますとの回答あり、質疑を終わりましたので、本件について、承認するにつき反対者がありましたので採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり承認することにいたしました。

次に水道事業会計について申し上げますと高料金対策として、特別交付税より水道に対し2千万円の補助金が支出されているが、その使用目的は何か。

また現在の控数に対しての金利、黒石山の開発に伴う投資、これらによる借入金の増加が不良債務の解消が遅れさせているのではないかと、この問いに対し、一般会計から受けている補助金2千万円は、不良債務を解消するとともに、将来の料金値上げを抑制する目的のために使用している。

また不良債務の解消が遅れているのは、現在、給水している地区の古い配水管の取り替え及び従来、井戸水でまかなっておった住民への配水管の布設等を自己資金によって施行したため、当初の解消目標年次よりも2年程度遅れるものであるとの答弁があり、さらに開発団地等の投資が不良債務解消が遅れさせているのではないかと、また現在までの徴収した負担金の額ほどの程度か、との問いに対し、開発等により、既住民に決してしわ寄せはしない。開発等については、その原因者から全額工事負担金として徴収しているし、その額も3億円以上である。したがって、不良債務解消が遅れているのは、あくまで既住民に対しての配慮であるとの旨であった。

また47年度の当初予算に計上してある予定貸借対照表と、46年度補正予算に計上して

ある予定貸借対照表の数字が相違しているのはなぜか、との問いに対し、編成時期のずれである。つまり当初予算の編成は46年の12月に行なったので、46年度末の見通しが不確定なため、現計予算のまま46年度及び47年度予定貸借対照表を作成したため、46年度の補正予算予定貸借対照表の繰越欠損金、その他の計数に相違が生じたものである。これについては、次回の補正予算上程の際に更正いたす旨答弁があり、これを了とし、水道事業予算についての質疑を終わり、採決の結果賛成多数で原案どおり可決されたものであります。

次に和泉市病院事業会計暫定予算について、審議の内容を申し上げます。

小児科の新設と合わせ、産婦人科の設置について早急に検討し、的確な判断を望むと要望があり、採決の結果、原案どおり可決決定しました。

引き続きまして、予算に関連する諸議案について申し上げます。

議案第25号、和泉市立教育研究所条例の審議に入り、この条例の趣旨は、教育行政法に基づく機関であるから反対する理由はないが、今後、研究所が宗教的な活動なり、ランク付教育指導のないよう要望があり、終わりました。

本件につきましては、全委員異議なく、原案どおり承認いたしました。

次に議案第19号、和泉市職員定数条例制定についての審議に入り、臨時職員との関係について、予算を組んでいないから、生活不安を感じている。人事課としては、定数の中において処理をされるのか、との質問があり、これについては、一挙整理という考えはない。あくまでも、話し合って円満な道を基礎づけていくという姿勢である旨の回答があり、終わりました。

本件については反対意見があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり承認いたしました。

議案第20号、和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第21号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正する条例及び議案第22号、和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例、議案第23号、和泉市立病院の料金等に関する条例並びに議案第31号、青年学級開設については、別に質疑なく、全委員一致で各議案を原案どおり承認いたしました。

次に議案第24号、和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、反対する意見があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり承認いたしました。

議案第32号、和泉市営葬儀条例の一部を改正する条例については、この条例が可決された段階で、この適用は4月1日となっているが、観音寺が今、市営の火葬場だということで、そこに適用されるまいことになるのではないか、あるいは和泉霊苑なのか。

開設の時期などについては、過日、説明申し上げたように、今議会の議決を得まして、公園墓地特別委員会並びに産衛委員会の委員さん方とご協議願って、開設の時期等を再協議していただき、開設と同時にこの条例を施行させていただく旨の回答があり終わり、反対の意見があり、議決の結果、賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に議案第34号、和泉市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、北松尾幼稚園について、定員120名に決めた積算と、就学前1年であっても、措置すべき幼児は保育所に入れるべき旨など、質疑応答の中で、幼稚園と保育所との関係、幼稚園新設に及んだ経過等、所要の答弁があり、体質的に異なる保育所と幼稚園のあり方についての意見の一致をみてこれを終わり、全委員異議なく原案を承認いたしました。

議案第36号、財産取得について、議案第37号、伝染病患者収容事務の委託に関する協議については、質疑がなく、全委員異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

以上をもちまして、当予算委員会に付託された全議案の審査が終わったのであります。なにとぞすみやかに本議案を可決決定下さるようお願いいたします、私の報告を終わります。

- 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細な報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略し、討論に移りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、討論に入ります。

反対の方お願いいたします。

- 19番（勝部津喜枝君） 予算委員長の詳細な報告をお聞きし、また十分な検討のうえで47年度予算案に対し、反対の意思を表します。

次にその理由を簡単に申し上げます。

市長は施政方針の中で福祉諸法の精神を重んじ、きめ細かな措置を約束されておりますがまず老人福祉についても、医療費無料の年令引き下げについて、また老後の生き甲斐を約束する慰いの家等についても、なんら実施されておられません。

また現在、諸物価の値上がりの中で、働く婦人が増加している今日、保育所政策についても、すでにある保育所の内容も不十分であり、また職業と家庭を両立させる積極的な施策、またあすに生きる子供たちによりよい保育を約束することがなされておられません。

また同和事業についても、憲法第14条と地方自治法第10条2項に反し、窓口一本化についても絶対認めることはできません。

労働費についても、失対事業打ち切りの方向を打ち出し、国の失対事業の減額と相まって再就職あっせんを名目とするさらに低い不安定な労働条件に追いやり、国の政策に追随したものと考えます。

市債発行の増加と、債務負担行為の増加等、財政の前途を暗くするものであり、人口急増に伴い学校、保育所等、財政需要が地方財政の悪化にさらに拍車をかけ、住民に犠牲をしわ寄せするものであります。黒石山開発等を優先した市長の方針は、今後、ますます和泉市において民間ゼベロッパーによる開発が行なわれ、土地騰貴は、地方財政を圧迫する要因になると考えられます。こうしたなんの歯止めもない開発は今後、改めるべきであり、住民の立場に立った都市計画、住民の参加する民主的な都市計画の委員会をつくるべきであると考えます。

こうした立場から国への補助増額を積極的に働きかけるべきであり、交際費、食糧費など浪費を削減し、道路占用料等も引き上げ、財源の確保にいっそう努力すべきであると考えます。

また各科目の中で同和予算が組まれておりますが、一部に不明確な点もあり、今後、こうしたことをなくす必要があります。また予算の内容の説明が不十分であり、今後、このことを強く要望しておきます。

また特別会計の国民健康保険については、受益者負担を名目にして料金引き上げを行ない市民を犠牲にし、医者にかかれなくすることであるため反対いたします。

また第二阪和国道については、いまだに地域住民との十分な話し合いが行なわれない中でさらに強行しようとするものであります。

病院会計については、独立後初めての暫定会計であり、今後、市民の命を守る内容を充実していただくことを強く要望しておきます。

以上の諸点から、47年度予算案に対して反対の意見といたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に賛成の方お願いいたします。
- 6番（柏音三郎君） 私は昭和47年度各会計の予算について、賛成の意見を申し述べたいと思います。

昨年12月、新市長を迎えまして、市政に期待するところ大でございます。就任初のお仕事であったことと推察いたします。予算は行政の設計書と言われるように、その市の事務事業を進めるためには、特に慎重を要することは言うまでもないところでございます。

今次、定例会の冒頭に市長の施政方針を拝聴いたしました。就任後、初めて手堅く市政運営の指針として4つの柱を基本として打ち出されたことは、十分とは言えないまでも、市

民の願望をおおむね満たすものとうかがい、まことに喜ばしいことと存ずるものでございます。

一般会計については、総額55億円のうち、事業経費として40%以上を投入して、住民の要望に応えようとしているものであると考えます。一方、歳入についてみますと、市税及び地方交付税等の一般財源の大幅な増額は、われわれ議会人としてまことにけっこうなこととでございます。もとより大企業の少ない本市として、税収の確保については、尋常なことではなしえないものでありますが、消費的経費の節減に努め、健全財政を維持されることを望みます。

次に国民健康保険事業特別会計につきましては、最近の医療費の増嵩にからみまして、これだけの保険料の増加はやむをえないものと考えます。

土地区画整理事業特別会計につきましては、事業施行の1日も早からんことを願いつつも一般財源の投入をできる限り避けてほしいと思います。

そしてその他、水道、病院事業の企業会計にあっては、独立採算を基本原理として計上しております。特に病院事業につきましては、市立病院発足当初は暫定予算にして、経営の慎重を期していることと受け取っております。

以上、各会計予算編成に当たっては、最少の経費で最大の効果をあげるべく努力されておることは、当を得たことと思います。この膨大なる予算の執行に当たっては、財源の見直し等を勘案し、慎重を期するよう要望いたしまして、各会計予算に賛成するものでございます。

○ 議長(具淵博治君) 次に反対の方、山田君。

○ 3番(山田清二君) 簡単に申し上げます。

予算全般にわたりまして、市長の施政方針とマッチしておらないことを、まず第1点で主張します。

民主関係の諸施策については、従来よりもむしろ低下しておる。金額的にはある程度ふえておるとか、あるいはそのままのところもありますが、諸物価の上昇あるいは市民の公費負担の増大の面からは、むしろ低下しておる。

さらに役所自体、窓口事務の関係あるいは窓口サービスの面でも一つも改善されておらないし、また改善しようとする意思すら認められない。さらに各部課にはつきりとした縄張りをつくってあるために、隣りの課との連繫すらとられていない。したがって、この予算審議を通しても、同じ質問に対して、丸っ切り反対の答弁が出てきておる。役所の機構の改善をしようとしないうえ、この予算執行のうえにおいて、さらにその縄張りが強くなっていくと考えられます。

次には同和関係でございますが、同和施策の最大の意義は、差別の解消にあると考えられ、またそのようにうたわれております。にもかかわらず、この施策の中で、さらに同地域内において差別をつくらうとする方向に進んでおるし、現にそれが実施されておる。しかもこれは憲法違反でないというようなき弁を弄し、改めようとしなぬ。これは同和事業の方針に対して、まさしく逆行するものと考えられます。

さらに和泉市の将来計画等々を言いながら、災害防止に関する施策というものは、一つもこの予算に盛り込まれておらない。特別会計の面についても、先ほどの賛成者の意見では、当然のように独立採算制を謳歌されておりましたが、独立採算制の賛否は別問題として事業の赤字の補てんをすべて市民に転嫁していかうという考え方は排除すべきだ。赤字の原因がはっきりしておりながら、その方向はそのまま放置し、ただ料金の値上げという、市民にいっさいを肩替りするような施策をやっているというところ。これは一人、国民健康保険だけではなく、いっさいのものがそうになっている。だから、全般的というか、いっさいを通じて強いものには弱く、弱いものには強いという、いわゆる封建時代の施策をそのまま踏襲していく予算である。

以上が大綱でございますが、その意味において、この予算案は全面的に反対いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次に賛成の方、松尾君。
- 21番（松尾千代一君） 私は昭和47年度予算案に対しまして、賛成の意を表するものでございます。

賛成の理由を申し上げますと、本当を申しますと、私も賛成し難い面が多々あったわけなんですけれども、第1番に申し上げたいことは、今回の予算案が提出されたときに非常に福祉行政、教育行政について、物足りないものが多々あったのでございます。その中において、われわれ議会人を無視するような、追加予算を出されるということも、大きな一つの不満としたところであったのですけれども、理事者におかれましてはすみやかに撤回され、そして姿勢を新たに、今回の予算を誠意をもって遂行せんとする前向きの姿勢を拝察いたしましたので、賛成の気持ちになってまいりました。

しかしながら、まだ私は要望しておきたいことがあるわけなんですけれども、これはあくまでも要望でございます。この予算案につきましても、非常に収入面でも不十分なものがございまして、理事者の方々にはさらに勉強していただきまして、この地方交付税、特別交付税等については、全力を挙げて国、府に対して努力していただきたいことを要望いたします。私の賛成の意見とさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして討論を終わります。

それでは採決に入ります。日程第1より日程第17までを委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数でありますので、日程第1より第17までは委員長報告どおり可決されました。特別委員の皆さんにおかれましては、連日のご審議まことにありがとうございました。

○

暫時、休憩いたしたいと思います。1時半まで休憩いたします。

(午後零時30分休憩)

(午後1時45分再開)

○ 議最(貝淵博治君) それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○

日程第18、「和泉市事務分掌条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

和泉市事務分掌条例制定について

和泉市事務分掌条例を次のように制定する。

昭和47年3月30日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市事務分掌条例(案)

和泉市事務分掌条例(昭和37年和泉市条例第18号)の全部を改正する。

(部の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、本市に次の部を置く。

総務部 同和対策部 市民部 産業衛生部 建設部

(各部の分掌事務)

第2条 前条の各部の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 秘書及び広報公聴に関すること。
- (2) 市の総合企画調整に関すること。
- (3) 人事及び給与に関すること。
- (4) 統計及び文書に関すること。
- (5) 市の財政及び財産管理に関すること。
- (6) 市税の賦課徴収に関すること。
- (7) 他の部の所掌に属さないこと。

同和対策部

- (1) 同和対策の総合企画及び連絡調整に関すること。

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。

産業衛生部

- (1) 商工及び農林に関すること。
- (2) 交通及び公害に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。

建設部

- (1) 都市計画及び開発指導に関すること。
- (2) 土木施設及び市有建物の建設に関すること。
- (3) 土地施設及び住宅の管理に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に関すること。
- (5) 地区改良事業及び都市再開発事業に関すること。

(臨時措置)

第3条 臨時の事務、事業のため必要があるときは、市長は、前条の事務分掌につき、臨時に新設、分合又は変更をすることができる。

(施行の細目)

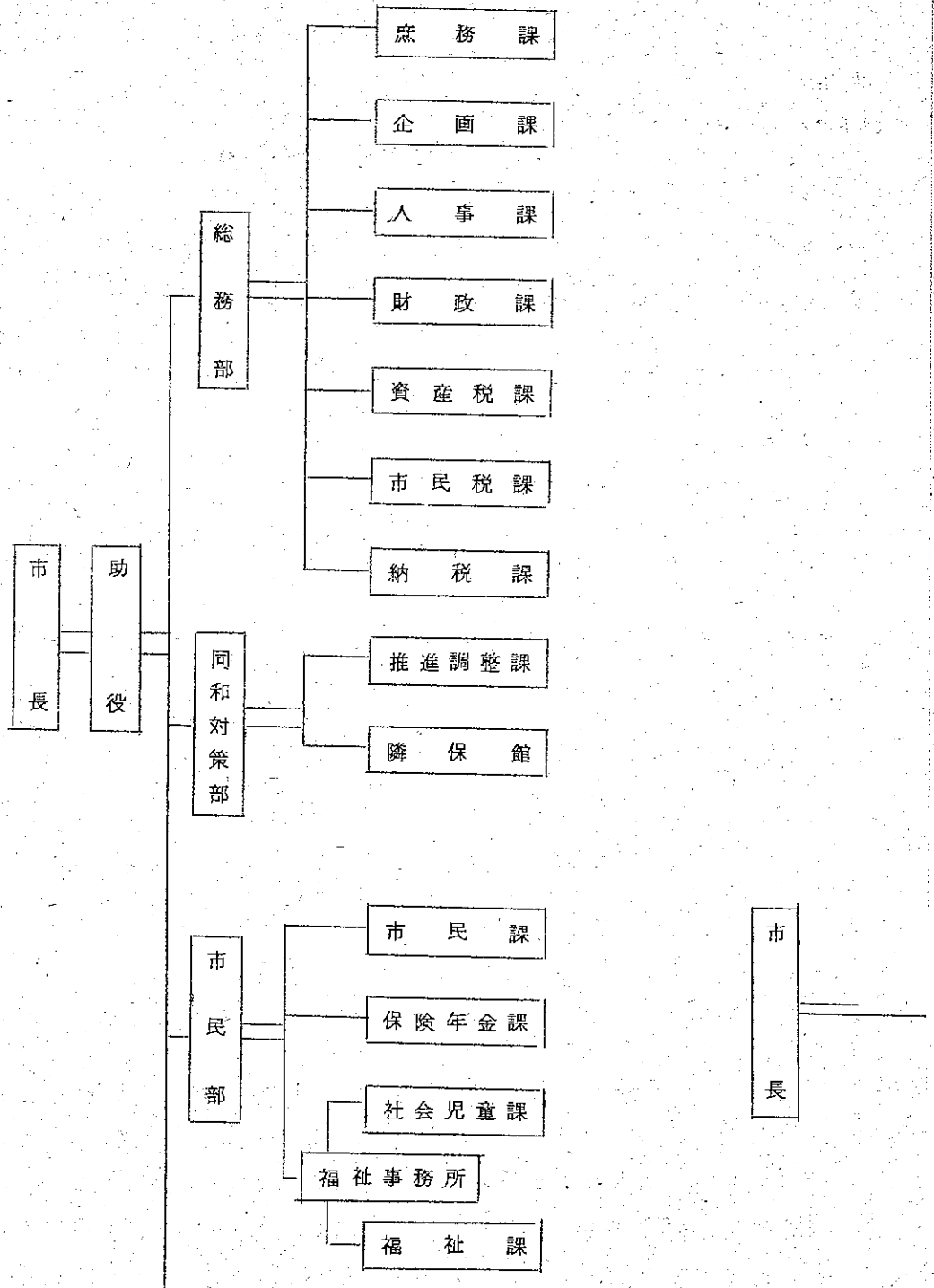
第4条 第1条に掲げる部の内部組織その他の条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

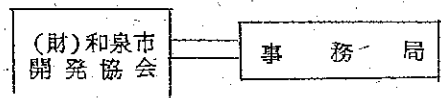
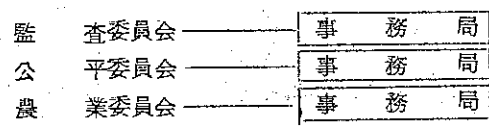
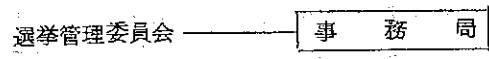
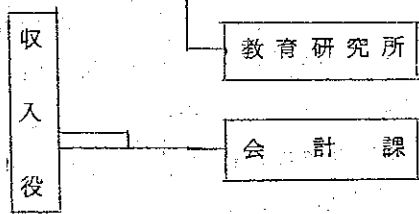
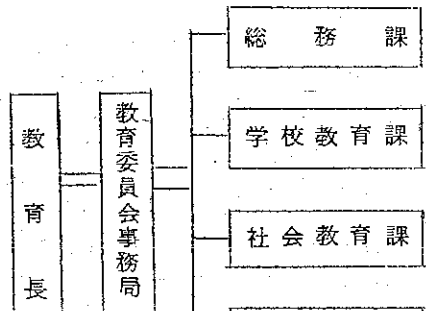
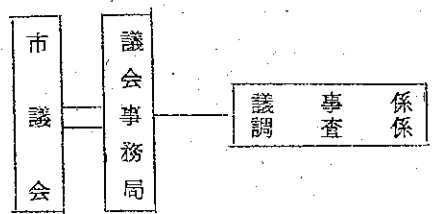
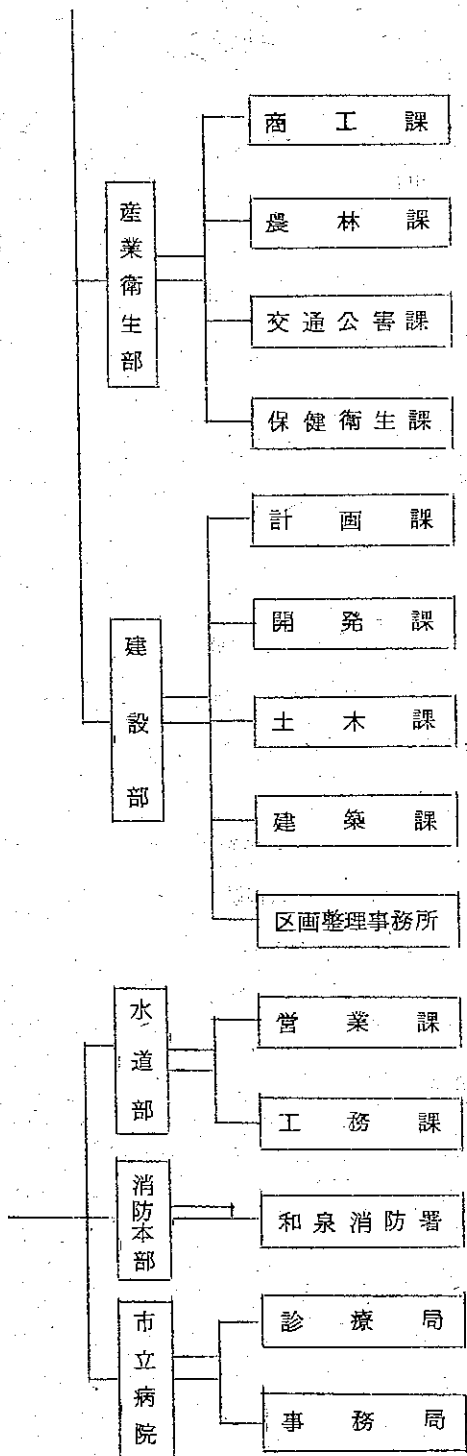
附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

最近における行政需要の急速な増加およびその多様化に対処するため、組織を改組する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（坂口礼之助） ただいまご上程をいただきました議案第43号、和泉市事務分掌条例制定についての提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

ご承知のように、最近における行政需要の急増及び多様化に対処いたしますために、現行の組織の一部を改正する必要が生じたので、本条例案をご提案申し上げたいたいでございます。

内容でございますが、まず第1条では、部の設置を規定いたしております、現行の市長部局4部制を、産業衛生部を新設いたしまして5部に改めてまいりたいと存ずるしだいでございます。

昨年来のドルショック並びに日米繊維協定など、一連の経済政策によりまして、本市の地元産業、特に繊維産業、模造真珠業などは、その経営にかけりを来たしてまいっておりまして、困難な状態が続いております。

そのような中で、本市の中核的な産業を積極的に盛り立てるとともに、指導育成を行ない合わせて資金のあっせん融資などに力を注ぎ、地元産業の振興に寄与いたしたく、現在の経済課を発展的に解消し、商工課と農林課の2課を設置し、合わせて保健衛生課、交通公害課を含め、産業衛生部を新設いたしたいと存ずるものでございます。部の下部組織、すなわち課の内容につきましては、参考資料として4ページに記載いたしてございます。

次に第2条につきましては、各部の事務分掌を規定いたしておるものでございます。現行条例より改正した点のみをご説明申し上げますと、まず総務部では、交通安全対策、公害防止等の事項を今回、新設しようとする産業衛生部に移管いたしまして、従来から企画課において都市計画策定業務を担当しておりましたが、都市計画の決定と、その事業実施とは密接な関係がございますので、この関係を十分に勘案しながら、都市計画を決定してまいりますためには、都市計画の計画機能は、事業の実施を所管する部局で一体的に担当することが適切と考え、事業実施を担当しております建設部へその機能を移管いたしたく存ずるものでございます。

同対部につきましては、現行のとおりでございます。

次に市民部でございますが、現行の民生部のうち、保健衛生に関係いたします機能を産業衛生部に移管いたしまして、民生部を市民部に名称を変更いたしたものでございます。

次の産業衛生部につきましては、先ほど申し上げましたような内容でございます。

建設部につきましては、従来の事業部から経済課を分離し、建設部と名称を変更いたしましたことと、先ほどご説明申し上げましたように、総務部で所管いたしておりました都市計

画策定機能を建設部で行なうよう措置したものでございます。

また市長の施政方針にもございました市街地の再開発整備と、第二阪和国道関連事業を強力に推進いたすため、それぞれの機能を独立させまして、建設部のもとに開発課と区画整理事務所を設けまして、その早期実現に努力を傾注したいと考えておるしだいでございます。

以上、簡単でございますが、事務分掌条例の内容並びに改正点についてご説明申し上げます。

なお本条例は昭和47年4月1日から施行いたしたく存ずるしだいでございます。先ほど申し上げましたように、部に所属する課の内容につきましては、前ページに参考資料として組織図が掲げてございます。

以上のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、可決決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 20番(直村静二君) 3点についてお尋ねしたい。

一つは、ここに出ております産業衛生部、また建設部の中で、(1)、(2)、(3)、(4)と項目に分けて書いてますのは、全部課となるんだということで、当然、課長が出てくる。もちろん五つの部ですから、5人の部長、各課には課長を置くことになるのかどうか、ひとつ明快にお答え願いたいと思います。

さらに建設部の中で、開発協会との関係がどのように何課で処理されようとするのか。また前から用地課を設置せよと要望もしておいたのですが、その点、この建設部の中では、どのようにやっていくのか、まずおろかがいしたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) お答えいたします。

まず第1点のご指摘ですが、先ほど申し上げましたように、前ページに参考資料として組織図を掲げてございます。この課には、それぞれ課長、部には部長を設置してまいりたいと存じております。

それから建設部と開発協会との関係ということでございますが、開発協会と建設部は、特別な関係というものはありません。開発協会そのものは、いわゆる独立機関でございます。土地の先行取得並びに現年度の用地の買収等について協会に委託し、開発協会には、市の公共事業に関連いたします一切の用地買収並びに物件の補償等をお願いいたしております。特別な建設部と関係を持つことはないでございまして。したがって、第3点の用地課の設置でございますが、この点についても、現在では開発協会に用地の先行取得、さらに現年

度の予算のうえで買収する用地等についてもお願いし、また用地買収に關係する物件の移転等の補償についても、一切の事務を開発協会に委託をし、お願いをしております關係上、用地課の設置は、現時点では見送らせていただいたということでございます。

○ 20番(直村諍二君) いまの説明でよくわかりませんが、意見だけ言うときます。

全部を開発協会に委託すると、公共施設という關係が非常にあいまいであり、議會からの監督も全部抜けている。その点で、どうしても用地課がほしい。ただ先行取得するから用地課がいらないというんじゃない、もう少し検討していただきたいと申し上げて終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ございませんか。金沢君。

○ 12番(金沢勝君) この条例の改正で各課が細分化されるわけでございますが、非常に事務の簡素化が唱えられておる現在、実情に逆行する感じがするわけでございます。やってみなければええか、悪いかわかりませんが、おそらく議場においても、部課長だけでも50人以上おる。ある係では、4人の職員のうち3人が役付きという職場もある。それをこんどまた課長ふやしたら、役付きばかりで、平職員が少ないという傾向が非常に強くなるんじゃないかと考えます。地区改善事業においても、理事者が窓口一本化をやりつつあるのに、これは逆行してるんじゃないかと強く申し上げたい。

それから産業衛生部の中で商工課ができ、交通公害課も入った。いわゆる商工業振興のためにやらないかん課と、公害を抑制せないかん課とがいっしょにあるのはおかしい。横の連絡が密になるといえばそれまでですが、商工業振興のためにアクセル、公害防止のためにブレーキを踏まないかん、部長としてはしんどいと思います。その点について、実際に細分化され、充実された中で非常にむずかしい問題が出てくると思いますが、理論は別にして、実際はどうか、お尋ねしておきたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 総務部長(坂口礼之助君) まず第1点の部課長が非常に多くなるんじゃないかという指摘でございますが、今回の機構の改正に伴いまして、一部三課が増設なっております。したがって、一部長、三課長がふえるのは事実でございます。そういう面で、いわゆる部課長の数がふえてまいりますのは、市役所内部における業務の多様化等から、そうしたものを処理していくうえで、必然的にこうした形をとらざるをえなくなっておりますのでございます。

もちろんいろいろご批判もあり、こうした組織形態が絶対的なものであるかどうかは、いろいろ主観、見方によって変わってくると存じますが、私たちがいろんな角度から現在、所管されておる各部、各課の事務内容を精査検討いたしました結果、今回の機構改革はこうせ

ざるをえないと考え、ここに提案申し上げたいでございますので、その点、ひとつご理解を願いたいと存じます。

なお交通公害課の所管が衛生部で適切かどうか、このことについても、交通公害課の所管事項につきましても、交通安全対策と、公害防止対策等を一つの課で扱うこと自身、やはりいろいろ問題があると思うんです。交通公害という性格では共通しておるかも知れませんが、本来の交通安全対策と、公害防止を一つの課で扱うこと、そのものにもいろいろ議論があるかと思えます。

いま、金沢議員さんのご質問の中にもございましたように、むしろ公害を発生するといわれる、一番の原因者である工場関係の所管しておるところと、公害防止を担当してもらうところと、端的な考え方としては、原因者に一番近いところに位置付けることによって、因果関係の糾明あるいは工場の指導面において強力な力を発揮していただけるんじゃないかと考えたわけでございます。

以上、簡単ですが、答弁させていただきます。

○ 12番(金沢勝君) 意見だけ申し上げておきます。

われわれの立場から考えますと、4人の中で3人が役付きだという係がある。これがやがて課になれば、3人の課長、4人の課長とかいうことになれば、職場の民主化、管理体制の強化、民主的な職場をつくらないかん、明るい、能率、市民サービスの向上という観点から考えると、私は逆行してるとしか考えられない。市民が全体の機構改革だということは申し上げるまでもないと思いますが、われわれの市民の代表の立場に立てば、むしろ逆行してるんじゃないか。だから、今後の細分化された中では、運営面で考えていただかんと、これが完璧だと考えておらないのは他の議員さんも同じだと思います。反対が多いと思います。われわれは、はっきり申し上げて反対です。意見だけ申し上げて終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 他に……。

○ 3番(山田清二君) 機構の改革については、いままでの議会でも、各課の連繫を密にし、市民に不便をかけないようにしますということはおかねがね言われてきたのですが、その全容がここへ出てきたのですが、午前中には、まだわれわれにはわからなかった。休憩が終わってきたらこういうものが出てきた。さっそくこれを審議しなさい、賛成ですか、反対ですかと言いますが、こんなもん、ぼっとみて検討してる時間もない状態で審議しなさい、これが基本的な間違いなんです。となれば、この機構改革で、これだけの部課をつくったとしても、綱張りを固めるにすぎないという憂いを持つんですが、そういうことがないかどうか、はっきりと説明をしていただきたい。

○ 議長（貝淵博治君） 総務部長。

○ 総務部長（坂口礼之助君） 議案配布が非常に遅くなりました点については、いつもご指摘を受けてございますのに、全く申しわけないと存じます。1日も早く出されるべく努力しておったんですが、いろいろ事件がたくさん出てまいり遅くなったしだいでございまして、ひとつお詫び申し上げながら、ご了解をお願いいたします。

なお第2点のいわゆるセクショナリズム、縄張り争いというようなものが、この機構改革によって解けていくかどうかの点でございしますが、こうした機構の整備の段階でも、常にそういう各課、各部それぞれ自分の持ち場だけを頑固に死守して、他との横の連絡を密にしないということは、非常に市民サービスの面でも大きな影響があるんだということを、常に機会あるごとに管理職並びに職員には話してまいってるわけなんでございます。一番、私たち考えられますことは、やはり幹部の職員に対する指導性だろうと思うのです。いわゆる、その部内においては当然、部長なり、次長の職にある人は、いろいろ横の連絡、統一を常に保たれていくという心構えをいつも持ってなければならぬと思います。部課における連絡調整等につきましては、当然、助役さんが当たってございます。そうした面については、いろいろ細かい配慮を行ないながら、今回の機構改革についても考えてまいったわけなんでございますが、これは単なる組織上の課、部の統廃合という形だけでは全きものも得られないと存じますので、今後、部課長等の管理職については、横の連絡を密にし、市民の方々にご迷惑をかけんように最善の努力を払っていくようにしたい、このように存じておるしだいでございます。

○ 3番（山田清二君） 各部課の連絡は助役がやるんだ、そんなものはいまさら言わなくてやってると思います。当然、課長会をやってる。どれだけの部課ができて、市長部局は一応、助役が責任をもって統轄してる、図表のとおりです。問題は、現実的にそれが行なわれるかどうか。私が言うてるのは、助役がどれだけ掌握してるかとか、あるいは部長同士が1週間に何回話し合いするとか、そんなこと言うてるのと違います。1人の市民がきて用事をするのに、たらい回しと云った、あっち行ったり、こっちへ行ったりぐるぐる回らないかんことを排除せよと云ってる。いつも言い通り、銀行へ行けば、一つの窓口で一切やってくれる。書類は銀行中かけめぐってるかもしれませんが、出てくるのは一カ所、受け付けも一カ所だ。役所はその通りできんかもわからんけど、もう少し簡素化できないか、そういう意味の連絡がとれないものかどうか。いろいろハンコの行列がなければ物事が進まん。人間よりハンコのほうがよけいいる。いまの行制は人がやるんじゃなく、ハンコがやるといっても間違いない。部課をたくさん置けば置くほど、よけいハンコもらひに歩かないかん。その意味

で部課をふやすことがええか、悪いかわかりませんが、これでなるほどよくなったと、あるいはよくなるであろうと思うためには相当検討の必要がある。いま、ここで賛否を聞かれても、これではよろしいとは言えないし、他のことやったらもっと時間かけて審議してる。これは基本的なことです。それがほっと出すわ、これではよろしいか、これでやっていきますんやで、よろしおまっしゃろな。あとかうり言たら、「あのとき、あんたら認めたやないか」と言われる。そういう面で、もう少し具体的に、これによって市民サービスがどれだけ向上するかわかっておったら知らせてほしいし、これはわからんけれども、だんだん人間もふえてくるし、年数もたってくるし、長い間置いとくわけにいかんから、この際、異動を含めて役職をうんとふやそうという意味でやったんかどうかわかりませんが、これによって市民サービス、窓口事務の簡素化、これがどれだけ向上するか、教えていただきたい。

- 企画課長（橋本昭夫君） この機構改革によりまして、基本的に市民の皆さん方が窓口をいろいろ回られることを排除しなければならんのは基本でございます。ただ市民の来庁される、たとえば住民登録あるいは印鑑証明関係等、当然、現状の市民課で困ってるわけでございます。現在、非常にふえてまいりました建築確認行為に伴う計画サイドとの関係あるいは区域設定の関係等については、現状では開発課で受け付け、そして都市計画施設等の以外については、企画のほうへ回ってくる、一部土木のほうへも水路の関係で回る。それを今回、建設部の計画課の中に計画等の機能、それから事業の実施機能並びに開発指導の関係を一課にまとめておりますので、その面では一部ですべてがやれます。

それから従来、衛生課で受け付けておりました葬儀等の関係でございますが、これは市民課で所管をいたしたいと考えております。したがって、死亡届と同時に葬儀の受け付けも行なえるわけでございます。

なお基本的には、やはり窓口一本化して受け付けを一切行なうのが望ましいわけでございますが、現行の法制上の台帳の関係あるいは法律がそれぞれ独立しながら立法されておる関係で、そうした台帳の統廃合等については、できるだけ法律等を現状に合わせ改正する動きを市長会等でやりながら、先進都市でやっておるような、一部の特殊な業務を除き、できるだけ市民の皆さん方がこられても、一つの取り扱いで初めからできる体制にするために検討し実施してまいるように努力したいと思います。今回の機構改革につきまは、部長がご説明申し上げましたとおり、現行の体制を基盤としておりますので、大きな変更はできなかったわけでございます。

- 3番（山田清二君） いまの答弁のなかで、葬儀の問題は市民課でやるということですか。
- 企画課長（橋本昭夫君） 受け付けは市民課でやり、もちろん、火葬場の管理は衛生課で

ございます。受け付けを衛生課でやっておりますのを、市民課に窓口を統合するということ
でございます。

- 3番(山田清二君) そういう問題が出てくるから、ぼっと出されては困るというんです。
それで祭壇とかは全部市民課、焼くのは衛生課がやる。
- 企画課長(橋本昭夫君) 火葬場の管理は当然でございます。
- 3番(山田清二君) 霊きゅう車はどっちが扱う。役所ではここまでは市民課、これから
は衛生課でやるというが、頼むほうは、死にました、葬式お願いします、葬式すむまで必要
なんですわ。ここから先は衛生課ですよと言われたって困る。それが縄張りやと言ひんです。
どこまで扱うんやじゃない。扱うんやったら、一切市民課で扱ってもらわな。
- 企画課長(橋本昭夫君) 現在は衛生課で葬銀の受け付けをしておりますが、こんどは市
民課で受け付け、責任をもって衛生課が執行するわけでございます。現在、窓口が二つであ
ったものを一つにして、市民課で受け付けをさせていただく、衛生課に行く必要はございま
せん。
- 議長(貝淵博治君) 他。
- 26番(成田秀益君) これで相当大幅な人事異動があると思いますが、私がかちょっと要
望したいのは、前からよく言ひんですが、うちの市の中では、各課の中は俗に言う“主”み
たいなスペシャリストが少ない。非常に生き辞引みたいな人が少ない。これはあんまり異動
が激しいことにもよると思うんですが、その点について、どういふふうな人事をやられるの
か、関連ですが、ちょっとおうかがいしたいと思ひます。
- 議長(貝淵博治君) 市長。
- 市長(藤木秀夫君) こういふ機構改革を皆さんにおはかりいたしまして、お認め願いま
したならば、それから細かい肉付けをやりたい。今後、検討するわけでございますので、人
事におきましては、さようご承願いたしたいと思ひます。
- 26番(成田秀益君) それはよりわかってるんですが、あんまりあっちこちへ行くと
非常にどこの役所へ行っても、ベテランの人がその課におります。ここはそういう人が少な
いんじゃないかと思ひんですが、これはあんまり異動が激しすぎるさかいに思ひのですが
その点の見解をおうかがいしたい。
- 市長(藤木秀夫君) その面につきましては、なるべく事務能率の低下せんように配慮し
て人事をやりたいと存じますので、さようご承願いたしたいと思ひます。
- 議長(貝淵博治君) 本案を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声さくそう)

反対の声があるようですので、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数により議案第43号を原案どおり可決いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に日程第19、「和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第44号

和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年3月30日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例(案)

和泉市福祉事務所設置条例(昭和44年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条中「必要な係」を「必要な課」に改める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

措置の適正な運用を期するため、福祉事務所社会児童課及び福祉課を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではただいまご上程いただきました議案第44号、和泉市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例制定について、内容のご説明を申し上げます。

最近の社会情勢の中では、住民に直結いたします福祉行政の需要が急激に増大しており、これらの行政需要に対応してまいりますために、福祉事務所の機能を充実し、特に福祉六法にもとづく措置の適正な運用を期待いたしまして、本改正条例案をご提案申し上げたいでございます。

内容につきましては、第8条の条項に「必要な係」を設置することができるというところを「必要な課」を設置することができるかと改めたいと存ずるしいてでございます。具体的には、福祉事務所を格上げいたしまして、市民部のもとに福祉事務所を設置し、さらに福祉事務所の中に必要な課を設置していく、こういうこととでございます。前ページの参考資料にもありますとおり、福祉事務所のもとに社会児童課と福祉課を設置したいと存じておるしいてでございます。

なおこの条例も昭和47年4月1日から施行いたしたく存ずるしいてでございます。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしくご審議のうえ可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本案を原案どおり可決するに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第44号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第20、「財産取得について」（改良住宅建設用地）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

財産取得について

住宅地区改良事業による改良住宅建設用地として次の土地を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和47年3月30日提出

和泉市長 藤木秀夫

1. 場所 和泉市旭町90・91・93・94番地
和泉市王子町157・158の1・159・160・162・175の
1・175の5番地
2. 面積 8,213㎡
3. 取得予定額 386,347,983円
4. 契約の相手方 財団法人 和泉市開発協会
理事長 藤木秀夫

議案第45号に係る諮問答申書

財産第6号

昭和47年1月5日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会長 小路山 丑 松 団

和泉市環境改善整備事業用地の取得価額の評価
について(答申)

昭和46年12月7日付諮問第14号について、当委員会は、次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第14号価額を適正価額と認める。

2. 諮問第14号価額

所在地	地目		取得面積	取得単価 (m^2 当)
	台帳	現況		
王子町175の1	田	田	416.00 m^2	43,863円
" 175の5	田	田	806.00	43,862

財審第12号

昭和47年1月5日

和泉市長 藤木 秀夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会長 小路山 丑 松 園

和泉市環境改善整備事業用地の取得価額の評価
について(答申)

昭和46年12月7日付諮問第21号について、当委員会は、次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第21号価額を適正価額と認める。

2. 諮問第21号価額

所在地	地目		取得面積	取得単価 (m^2 当)
	台帳	現況		
旭町91	田	田	766.00 m^2	37,863円
" 93	田	田	267.00	37,863
" 94	田	田	555.00	37,863

財 審 第 19 号

昭和 47 年 3 月 8 日

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会 長 小 路 山 丑 松 団

和泉市環境改善整備事業用地の取得価額の評価
について(答申)

昭和 47 年 3 月 8 日付諮問第 25 号について、当委員会は、次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第 25 号価額を適正価額と認める。
2. 諮問第 25 号価額

所 在 地	地 目		取 得 面 積	取 得 単 価 (m^2 当)
	台 帳	現 況		
王子町157	田	田	846.00 m^2	44,771 円
" 158の1	"	"	1,130.00	44,771
" 159	"	"	1,236.00	44,771
" 160	"	"	357.00	44,771
" 162	"	"	1,080.00	44,771

昭和47年3月8日

和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会長 小路山 丑 松 園

和泉市環境改善整備事業用地の取得価額の評価
について(答申)

昭和47年3月8日付諮問第36号について、当委員会は、次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第36号価額を適正価額と認める。
2. 諮問第36号価額

所在地	地 目		取得面積	取得単価 (㎡当)
	台帳	現況		
旭町90	田	田	224.00㎡	60,500円

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 事業部長(中塚白君) それでは議案第45号、財産取得についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、改良住宅として、昭和46年度高層150戸、47年度高層80戸中層60戸、計290戸の建設用地として必要な面積約12,108平方メートルのうち、和泉市旭町90番地ほか3筆、王子町157番地ほか6筆、8,213平方メートルを取得予定価格3億8千6百34万7千9百83円をもって、先に先行取得を願った開発協会より買い戻すものとございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長(貝淵博治君) 本案について質疑、ご意見ありませんか。

○ 20番(直村静二君) 坪数で約2,460坪、坪単価15万7千円ぐらいと思うんですがお聞きしたい点は、開発協会から買い戻す、最初、開発協会は幾らで買って、この中に金利手数料等はいかほど含まれているか。それだけお知らせ願いたいと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 建築課長(林徳治君) お答えいたします。

合計では、該当分の金利につきましては、6百96万6千16円でございます。それから付帯事務費は、8百97万3千80円でございます。あと一部調査費といまして12万円でございます。

以上がご質問の原価プラスアルファ分でございまして、これを足しまして、ただいま部長が申し上げた金額になるということでございます。

○ 20番(直村静二君) そうすると約千5百万円、約1割ですか。坪15万円で14万円ですか。約1割ぐらいの手数料が、これから開発協会に先行取座してもらったら、皆それだけ出ていくということ、確認してもらいたい。

○ 建築課長(林徳治君) 10%とおっしゃいましたが、そんなに高くない、約5%前後だと思います。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本案を原案どおり可決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議ないものと認め、議案第45号を原案どおり可決いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 次に日程第21、「財産取得について」(消防署用地)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第46号

財産取得について

和泉市消防署移転用地に供する次の土地を取得するについて和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和47年3月30日提出

和泉市長 藤木 秀夫

1. 場 所 和泉市一条院町140-2、144-1、145-1、146-1、
147-1、148、150-3、151-3、154-4、155-
1番地
2. 面 積 5.039㎡
3. 取得予定価額 162,301,992円
4. 契約の相手方 和泉市黒鳥町878 浅井 武治
同 839 黒川 長吉
同 847 黒川 繁和
同 834 浅井 利治

議案第46号に係る諮問答申書

財 審 第 30 号

昭和47年3月27日

和泉市長 藤木 秀夫 殿

和泉市財産評価審査委員会

会長 小路山 丑 松 印

和泉市消防庁舎用地の取得価額について
(答申)

昭和47年3月27日付諮問第40号について、当委員会は、次のとおり答申する。

記

1. 価額評価 諮問第40号価額を適正価額と認める。
2. 諮問第40号価額

所在地	地目		取得面積	取得単価 (㎡当)
	台帳	現況		
一条院町148	田	田	2,132.00㎡	28,301円
〃 150の3	〃	〃	49.00	27,942
〃 151の3	〃	〃	109.00	28,198
〃 154の4	〃	〃	92.00	33,914
〃 155の1	〃	〃	66.00	20,040
〃 140の2	〃	〃	842.00	27,904
〃 144の1	〃	〃	908.00	32,947
〃 145の1	〃	〃	504.00	33,121
〃 146の1	〃	〃	269.00	34,109
〃 147の1	〃	〃	948.00	28,241

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 消防長(赤坂久君) ただいま上程されました議案第46号、財産取得について、提案の理由及び内容の説明を申し上げます。

現在の庁舎は、大阪和泉泉南線に面して建設されておりますところから、昭和38年以来交通の停滞による緊急時の出勤に不都合を来す状況が現われてきております。

第2点は、高層建築物、危険物火災に対処するためのはしご車、化学車の配置等によりまして、ガレージ関係の狭わいを来たしておる点。

第3点は、和泉ショッピングセンター、和泉電報電話局、鷺谷商店等の高層建築物が建設されまして、望楼による祖界に死角が生じまして、望楼の価値がなくなった。

第4点は、山林火災に対処するフェリーポート対策の必要が生じたこと。

第5点は、職員増加による局舎の狭わいで、職員の教養、訓練にも事欠く状況にあります。

以上のような理由で昭和45年以来、適当な場所へ移転方を考えてまいったところでございますが、今回、関係町会長はじめ地元の方々のご協力を得て、次の場所の土地所有者の協力が得られることになりましたので、本件の承認をお願いすることとさせていただいております。

場所は、和泉市一条院町140の2点ほか9筆、面積は5,039平方メートル。取得予定

価額1億6千2百35万9千92円。契約の相手方、和泉市黒鳥町878番地、浅井武治ほか3名でございます。なにとぞよろしく議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由及び内容の説明を終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おほかりいたします。本案を原案どおり可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり可決いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第22、「昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算書について」を議題といたします。

報告書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第1号

昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算書について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算書を、次のとおり議会に提出する。

昭和47年3月30日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

報告第1号参考資料

[Ⅰ] 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(財政状況の公表等)

第243条の3(第1項略)

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

[Ⅱ] 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(法人の経営状況を説明する書類)

第173条 地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

昭和47年度財団法人 和泉市開発協会事業計画書

財団法人和泉市開発協会の昭和47年度事業計画を次のとおり定める。

1. 和泉市環境改善整備事業の促進をはかるため下記公共用地の先行取得を行なうものとする。

記

区 分	計 画 面 積	事 業 費	摘 要
文化センター	3,000 m ²	308,750 円	物件の取得又は補償を含む
改良住宅	5,142	266,400	"
阪和東側1号線	1,840	80,960	"
阪和東側2号線	2,400	115,500	"
小学校	17,989	1,458,390	"
老人福祉センター	3,000	192,000	"
計	33,371	2,417,000	

2. 和泉市都市計画街路事業の促進をはかるため下記公共用地の先行取得を行なうものとする。

記

区分	計画面積	事業費	摘	要
和泉中央線	2,425 m ²	79,339 円	物件の補償を含む	
計	2,425	79,339		

3. 和泉市から公共用地取得業務を受託して下記用地の取得を行なうものとする。

記

区分	計画面積	受託事業費	摘	要
改良住宅	2,000 m ²	256,738 円	物件の取得又は補償を含む	
阪和東側1号線	294	8,679	"	
地区内21号線	900	68,947	"	
小学校プール	1,507	46,374	"	
府中北通線	64	25,735	"	
池田唐国線	600	6,240	"	
計	5,366	407,718		

4. 和泉市の公共事業に充当する目的を以って当協会にて先行取得した土地等を下記により和泉市に売り渡すものとする。

記

区 分	計 画 面 積	売 渡 し 予 定 価 格	摘 要
仮称第3保育所	1,796.05 m ²	101,138 円	
阪和東側1号線	3.184	148,865	
消防出張所	330	20,108	
水道施設	1,487	10,026	
市役所敷地拡張	1,229	87,357	
和泉中央線	1,810	20,000	
計	9,836.05	387,494	

歳入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 率	額	節 目		明 記
					区 分	金 額	
① 財産収入	387,551	10,055	377,496	千円		千円	
1) 財産運用収入	57	55	2	2			
1. 利子収入	57	55	2	2	1. 利子収入	57	基本財産預金利子収入(定期)
2) 財産売渡収入	387,494	10,000	377,494				
1. 土地売払収入	387,494	10,000	377,494				
					1. 土地売払収入	387,494	公共用地等の売渡し代金
② 繰越金	1,000	10,000	△ 9,000				
1) 繰越金	1,000	10,000	△ 9,000				
1. 繰越金	1,000	10,000	△ 9,000		1. 前年度繰越金	1,000	前年度繰越金

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 率	節 分		説 明
				区 分	金 額	
③ 事業資金借入金	2,704,680	1,300,000	257.4680		千円	
1) 借 入 金	2,704,680	1,300,000	257.4680			
1. 借 入 金	2,704,680	1,300,000	257.4680			
				1. 借 入 金	2,704,680	用地等の先行取得事業費及び協会運営費借入金
④ 諸 収 入	7,643	600	70.43			
1) 預 金 利 子	600	600	0			
1. 預 金 利 子	600	600	0			
				1. 預 金 利 子	600	歳計現金預金利子
2) 受託事業収入	7,043	0	70.43			
1. 受託事業収入	7,043	0	70.43			
				1. 受託事業収入	7,043	公共用地等取得業務受託収入
歳 入 合 計	8,100,874	1,506,655	295.0219			

歳 出

科 目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 較	節 目		明 細
				区 分	金 額 千円	
① 事務費	31,604	16,655	14,949			
1) 事務費	31,604	16,655	14,949			
L 事務管理費	31,604	16,655	14,949			
				1. 報酬	630	嘱託職員報酬
				2. 給料	14,365	一般職員給料 15人分
				3. 職員手当	11,548	調整、管理、通勤、扶養、時間外、住宅、特勤、夏季、年末、年度末、児童各手当
				4. 共済費	1,862	健康保険互助会、共済組合等負担金
				7. 賃金	1,088	臨時職員 賃金 2人分
				9. 旅費	265	府内 192,000円 府外 73,000円
				10. 交際費	300	協会交際費

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 率	節 目		説 明
				区 分	金 額	
				11. 需用費	950	消耗品費 215,000円 燃料費(自動車等) 164,000円 食糧費 200,000円 印刷製本費 320,000円 修繕料 51,000円
				12. 役務費	160	自動車損害保険料手数料、電話使用料、広告料等
				14. 使用料及び賃借料	130	道路使用料、自動車借上げ料、会場借上料等
				16. 原材料費	100	保有物件、管理用材料費
				18. 備品費	158	参考図書、書籍ロッカー、冬事務服代等
				19. 負担金補助及び交付金	95	事務事業研修、市職員厚生会負担金
				27. 公課費	5	自動車重量税
② 事業費	2502,939	107,000	2,395,939			
1) 用地取得費	2502,939	107,000	2,395,939			

科 目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比 率	節 分		明 示
				区 分	金 額 千円	
1. 予 備 費	3,000	3,000	100.0			
				1. 予 備 費	3,000	予 備 費
費 出 合 計	3,100,874	150,655	2,950,219			

歳入歳出差引残金なし

昭和47年3月29日提出

財団法人 和泉市開発協会

理事 長 藤 木 秀 夫

○ 議長(貝淵博治君) 本報告についての内容説明を願います。

○ 開発協会事務局長(西川武雄君) ただいまご上程いただきました報告第1号、昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算の内容の説明とご報告を申し上げます。

まず予算の基本となります事業計画であります。予算の1ページの1、2ページの2にあるとおり、市公共事業用地として、面積35,796平方メートル、24億9千6百33万9千円で先行取得しようとするものであります。

3として、和泉市と協会の業務委託契約によって、用地取得の業務を市から受託して行なうもので、面積5,365平方メートルを4億7百70万円で取得しようとするものであります。

3ページの4ですが、和泉市の公共事業に充当する目的で取得していた土地等を和泉市に売り渡ししようとするもので、面積9,836.05平方メートル、金額で3億8千7百46万4千円であります。

以上が昭和47年度の和泉市開発協会の事業計画であります。

次に予算であります。総額31億87万4千円で、前年度と比較いたしまして2.9億5千21万9千円の増となっております。

まず6ページの歳出からご説明申し上げます。

事務管理費で3千60万4千円。おもなものは、職員の人件費といたしまして2千9百43万3千円。一般事務経費といたしまして2百17万1千円であります。

次に7ページの事業費でございますが、事業計画1と2で申し上げました先行取得事業費24億9千6百33万9千円と、これに必要な調査費等6百60万円、合計で25億2百93万9千円であります。

次に8ページの借入金償還金の元金返済でございますが、3億7千8百26万1千円は、事業計画4で申し上げました市に売り渡す3億8千7百49万4千円から、事務費等を引いた土地の原価を借入金の返済にしようとするものであります。

利子1億8千5百7万円につきましては、昭和47年3月31日現在の借入残高14億2千8百9万7千円、昭和47年度に借入予定額25億3千4百54万3千円を見込み、年利7.6%と計算いたしましたものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額3百万円を計上いたしております。

歳出合計として31億87万4千円と相なるわけであります。

次に歳入でございますが、4ページをお開き願いたいと思います。

財産収入でございますが、利子収入として、出資金百万円に対する利子5万7千円であり

ます。

土地売却収入として、合計3億8千7百49万4千円。財産収入として、合計3億8千7百55万1千円と相なるわけでございます。

次に繰越金として、昭和46年度予算の繰越金百万円を計上したものでございます。

次に5ページの事業資金借入金でございますが、用地先行取得費25億2百93万9千円、利子支払いに充当する1億8千5百7万円、事務管理費の千6百67万円、合計27億4百68万円と相成るわけでございます。

次に諸収入でございますが、歳計現金の預金利子として60万円を計上させていただいたものでございます。

受託事業収入として、事業計画3で申し上げました市より受託を受けて実施する事業の受託費7百4万3千円であります。

以上で歳入合計31億87万4千円と相なるわけでございます。

以上で報告第1号、昭和47年度財団法人和泉市開発協会歳入歳出予算の内容の説明とご報告を終わらせていただきます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件についてなにかご意見ありませんか。
- 20番（直村静二君） 2点説明願いたい。

8ページの先行取得費の公有財産購入費20億7千9百95万5千円並びに補償補填賠償費4億1千万円、これは物件移転補償金ということで家屋関係も入っておりますが、だいたいの何戸ぐらいの戸数の移転補償か。

第2点は、元金の公共用地等取得資金返済となっており、並びに利子が1億8千5百万円これでお尋ねしたいのは、公共用地取得資金返済という場合どうなるのか。たとえば先行取得で10億円の土地を買い話が付いた時点で、銀行に行って開発協会が10億円借りて買う。そして一定期間持って市に買い戻しさせる。その間をもっと縮めることができないか。そうしないと、相当金利がふえる。開発協会が品物を買う場合、大方、話が付いた時点で銀行から借る。すぐに補助、起債が付くようなものでしたら、早目に市に渡せば金利が非常に安くなるのではないかと、そういうことが可能かどうか。

以上、2点について説明願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 開発協会総務課長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

第1点の8ページの公有財産購入費、土地家屋購入代並びに補償補填賠償費、これらの関係の内容についてご質問があったわけでございますが、1ページの事業計画の24億千7百

万円に対する、あらかじめ、われわれ事務当局で予想しております用地費と物件の補償の形をとるか、もしくは、家屋を買収していくかのいずれかの方法になるわけですが、これが協力願う相手方の意向を十分尊重、配慮していくという考え方で、用地費につきましては、16億7千9百15万円を一応、見積っております。それから残る補償費につきましては、7億3千7百85万円、こういうことで、何戸分という考え方でなく、一つの事業をやっていく中で、物件補償費の中にはいろいろの補償関係が出てきますので、総合的に見込んでおるものでございます。

さらに事業計画の2にもありますとおり、和泉中央線の関係についても、用地費がだいたい3千6百38万円程度で、いま、三林で残っているとこの物件補償費がかなりかかってくるというところから、中央線につきましては、7千9百33万9千円の事業計画を立てたのでございます。

第2点の事業資金の借入等に関する関係でございますが、ご指摘ごもっともで、結局、私たちの執行しております現在の姿といたしましては、その資金を銀行等から借り入れし、和泉市なり、公共団体に売り渡したときに即刻、返済に充てていくという方法をとっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

- 20番(直村静二君) 3億7千万円の返済金と出てるが、47年度には、3億7千万円しか返済ができないのかということです。そのへん、お金を借りたらいきたい半年以内あるいは1年以内でできるんか。これではなんぼ買っても、3億7千万何がしの予定しかないんだということになる。
- 開発総務課長(山本俊兼君) ここに挙がっておる金額につきましては、事業計画書にもついで一応、考えておるわけでございます。したがって、この計画を立てたのちにおいてこれ以上に和泉市において事業化を進められた場合には、当然、市の方に買い戻しをお願いして、元金を早く返していくという考え方を持っております。
- 20番(直村静二君) 市長ね、ひとつ提案があるんですけど、確約してほしいのですが、こういうふうに報告出ると、1年間しまいですわ。相当膨大な金額で先行取得し、返済金、金利ということで絶えず議会で問題になりますから、できたら半年、3カ月に1回の中間報告をやると確認できますか。
- 市長(藤木秀夫君) それはできます。
- 議長(貝淵博治君) 他にございませんか。
- 12番(金沢勝君) 公課費160万円が計上されておりますが、公共施設の場合、いわゆる登録税、不動産取得税はいらんと思っているのですが、20億以上の物件を取得されようとす

るならば、登録税は千分の50、実取引価格の千分の50です。不動産取得税は、台帳の金額の百分の3ですが、その点についてちょっと疑問がございますが、お答えいただきたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 開発総務課長（山本俊兼君） お答え申し上げます。

ただいま金沢議員さんのご意見はごもっともで、われわれも公共用地の取得に際しては、当然、そういう公課費というものは考えられないわけでございますが、現行法律上、財団法人和泉市開発協会という名前のもとに執行していく場合には当然、考えられるわけです。

したがって、できるだけわれわれも現在のやり方といたしましては、建設省の事務次官通達に則りまして、なるべく契約者は開発協会であっても、登記等の関係につきましては、すぐさま和泉市の名前でもってやっていくわけですが、やはり一時的に開発協会の名前でやっていくほうが市としても得策でなかろうかと考えられるわけでございます。ただし登記の登録上の関係は無理でございますが、大阪府の府税等については、和泉市がそれを市の公共事業化した場合、その分については返済するという但し書きもございまして、最終的に不動産取得税等については免税になるわけでございますが、一時的に必要な場合がありますので、よろしくご了解賜りたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 3番（山田清二君） 内容そのものについて、一つ一つ質問する必要はないと思いますが、せつかく年に1回、議会に報告して実情を知ってもらおうということですから、もう少し親切な書き方をしていただきたいと思います。開発協会というのは、土地を先行取得して市に買い戻してもらい、これが仕事だと思ふ。土地を買い金なんぼ、売る金なんぼ、それだけしか書いてない。こんなやつたら、今年は売買なんぼやりますという帳面と同じ。だから、第1表の1ページにあるように、ただ、こんなことばんと書いてあるだけ、1平方メートル10万以上に見積られるものもあれば、5万円以下のものもある。補償を含むと書いてあるが、いったい、どこがどうなってるんかわかりません。全部ひっくるめてなんぼとしか書いてない。この土地がなんぼかかるんか。ここにはどういふものがある、どれだけの補償費がかかるか全然わからない。毎月やってるんやったら、これでええかもわからんが、年に1回、しかも出したって、来月になったらまた変わるかもわかりません。来月になったらどうせ変わるんやから、これでええわという気で出したかもしれませんが、年に1回出す予算案、決算案の報告書は、もう少し親切な、誰がみてもだいたい内容がわかるようにしてもらいたい。

また先ほど、市が買いますということになったのは、全然関係がないのか。この予算の

中に出ているものは、市の方で議案として出てきたのか、その点をひとつ教えていただきたい。

- 開発総務課長（山本俊兼君） 先ほどの改良住宅の取得の可決された問題につきましては和泉市としては46年度、また開発協会としても、46年度の事業ということで取り扱っております。ここに挙がっております。
- 議長（貝淵博治君） ほかにご意見ないようですので、第1号報告を終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第23、「和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

昭和47年3月30日提出

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
出	原	武	司
金	沢		勝
松	尾	千代	一
藤	原	要	馬
山	田	清	二
依	田	七	郎
直	村	静	二
井	上	平	兵衛
坂	上	国	治
柏		音	三郎

和泉市条例第 号

和泉市議会委員会条例の一部を改正する条例

和泉市議会委員会条例(昭和31年11月1日条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、各号の委員会所管に属する事項を、次のように改める。

(1) 総務委員会(6名)

ア. 総務部所管に属する事項

イ. 消防本部の所管に属する事項

ウ. 収入役の所管に属する事項

エ. 選挙管理委員会の所管に属する事項

オ. 監査委員の所管に属する事項

カ. 公平委員会の所管に属する事項

キ. 市議会の所管に属する事項

ク. 他の委員会の所管に属しない事項

(2) 厚生文教委員会(6名)

ア. 同和対策部の所管に属する事項

イ. 市民部の所管に属する事項

ウ. 教育委員会事務局の所管に属する事項

(3) 建設委員会(7名)

ア. 建設部の所管に属する事項

イ. 水道部の所管に属する事項

(4) 産業衛生委員会(7名)

ア. 産業衛生部の所管に属する事項

イ. 農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市会事務局長（上野稔君） 議会議案でございますので、私から申し上げたいと存じます。先刻の和泉市事務分掌条例の全文改正が承認されましたのに伴いまして、議会の委員会条例の一部を改正する必要が生じてまいったわけでございます。したがって、4 常任委員会の所管事項について、それぞれの委員会に属する事項を整備する必要があり、改正案のとおりご提案申し上げたいでございますので、よろしくご審議のうえ、ご決賜りたいと存じます。

- 議長（貝淵博治君） 本案について質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないようでございますので、これを終わります。

おはかりいたします。本案を原案どおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでありますので、議会議案第 1 号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） おはかりいたします。暫時、休憩いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは 3 時 30 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 54 分休憩）

（午後 3 時 43 分再開）

-
- 議長（貝淵博治君） それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次に日程第 24、「和泉市立病院特別委員会設置ならびに委員の選任について」を議題といたします。

議会議案第 2 号

和泉市立病院特別委員会設置ならびに委員の選任について

本市議会は、和泉市立病院特別委員会を設置し、その委員を下記のとおり選任するものとする。

昭和 47 年 3 月 30 日提出

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
出	原	武	司
金	沢		勝
松	尾	千代	一
藤	原	要	馬
山	田	清	二
依	田	七	郎
直	村	静	二
井	上	平兵衛	
坂	上	国	治
柏		音三郎	

記

柏	音三郎	成田	秀益	山田	清二	竹下	義章
井上	平兵衛	藤原	利一	出原	武司	直村	静二
田村	清房	金沢	勝	横田	憲治郎		

- 議長（貝淵博治君） 本件につきましては、先刻より種々ご検討をいただき、十分ご了解を賜っておりますので、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。それでは委員の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（上野稔君） ご報告申し上げます。敬称を略させていただきます。
柏音三郎、成田秀益、山田清二、竹下義章、井上平兵衛、藤原利一、出原武司、直村静二、田村清房、金沢勝、横田憲治郎。
以上、11名でございます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの朗読どおり選任するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めまして、朗読どおり選任することに決めます。特別委員の皆さんには、まことにご苦勞ですがよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に日程第25、「和泉市道認定請願書」についてを議題といたします。

請願書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

紹介議員

田	中	幸	一	㊦	
松	尾	千	代	一	㊦
三	井	正	光	㊦	
柏		音	三	郎	㊦
藤	原	要	馬	㊦	
依	田	七	郎	㊦	
木	下	甲	子	三	㊦
吉	川	伊	与	一	㊦
井	上	平	兵	衛	㊦
関	戸	正	一	㊦	

和泉市道認定請願書

添付別紙記載の道路は現在農道と相成っておりますが、最近産業の発展と共に道路使用も広範囲となりたるため、該農道を和泉市道と御認定方お取計賜り度く連署を以って御願の申し上げます。

昭和47年3月30日

請願者

和泉市黒鳥町904番地

校区連合町会長 山本 修 ㊦

和泉市黒鳥町167番地

黒鳥町第1町会長 武田 松太郎 ㊦

和泉市黒鳥町

黒鳥町第2町会長 奥村 善保 ㊦

和泉市黒鳥町210番地の2

黒鳥町第5町会長 寺井 富治 ㊦

和泉市黒鳥町753番地

黒鳥町第3町会長 立石 登司春 ㊦

和泉市黒鳥町208の15

黒鳥町第6町会長 森山 泉 ㊦

和泉市黒鳥町1819

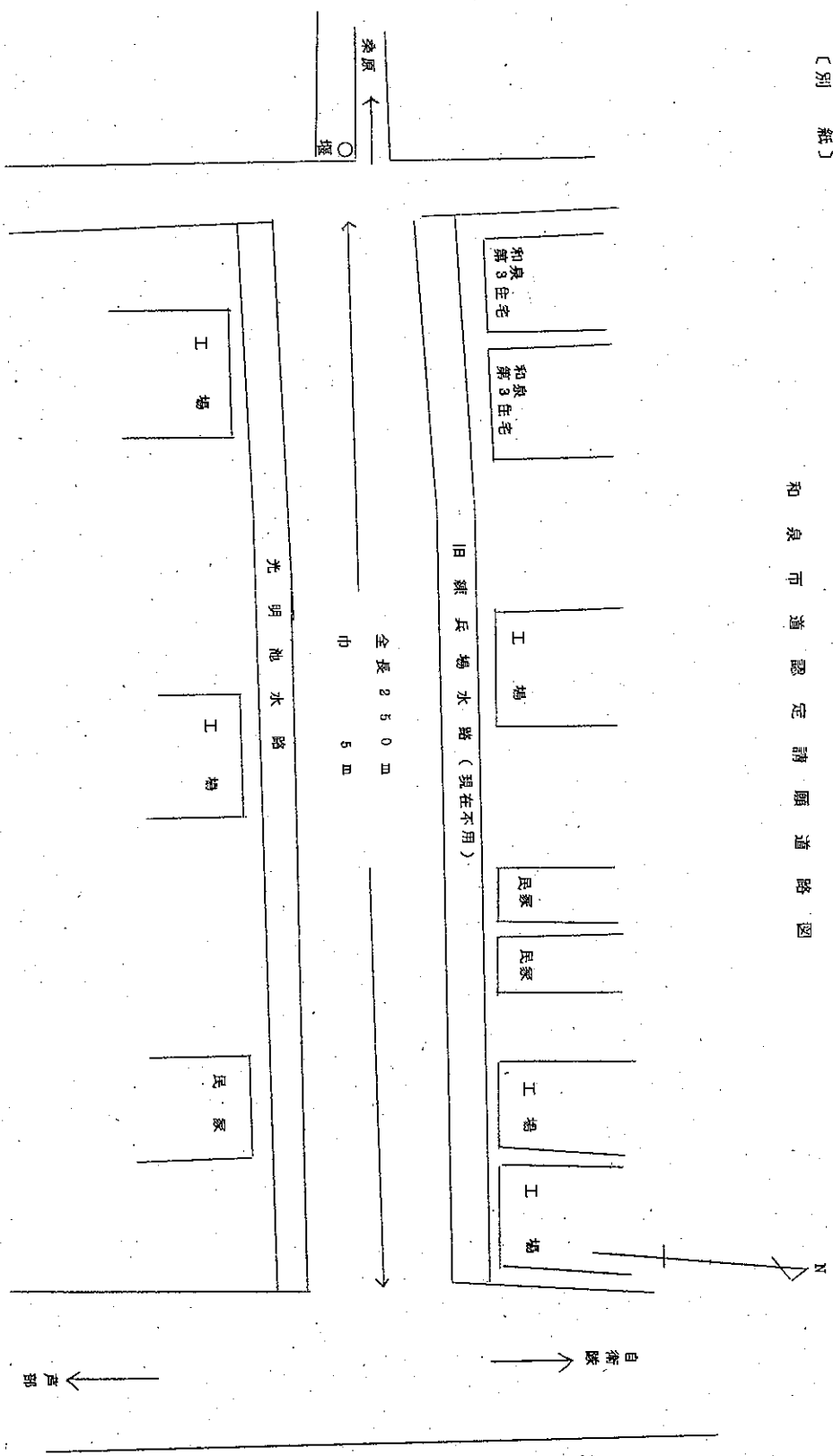
奥村 清 ㊦

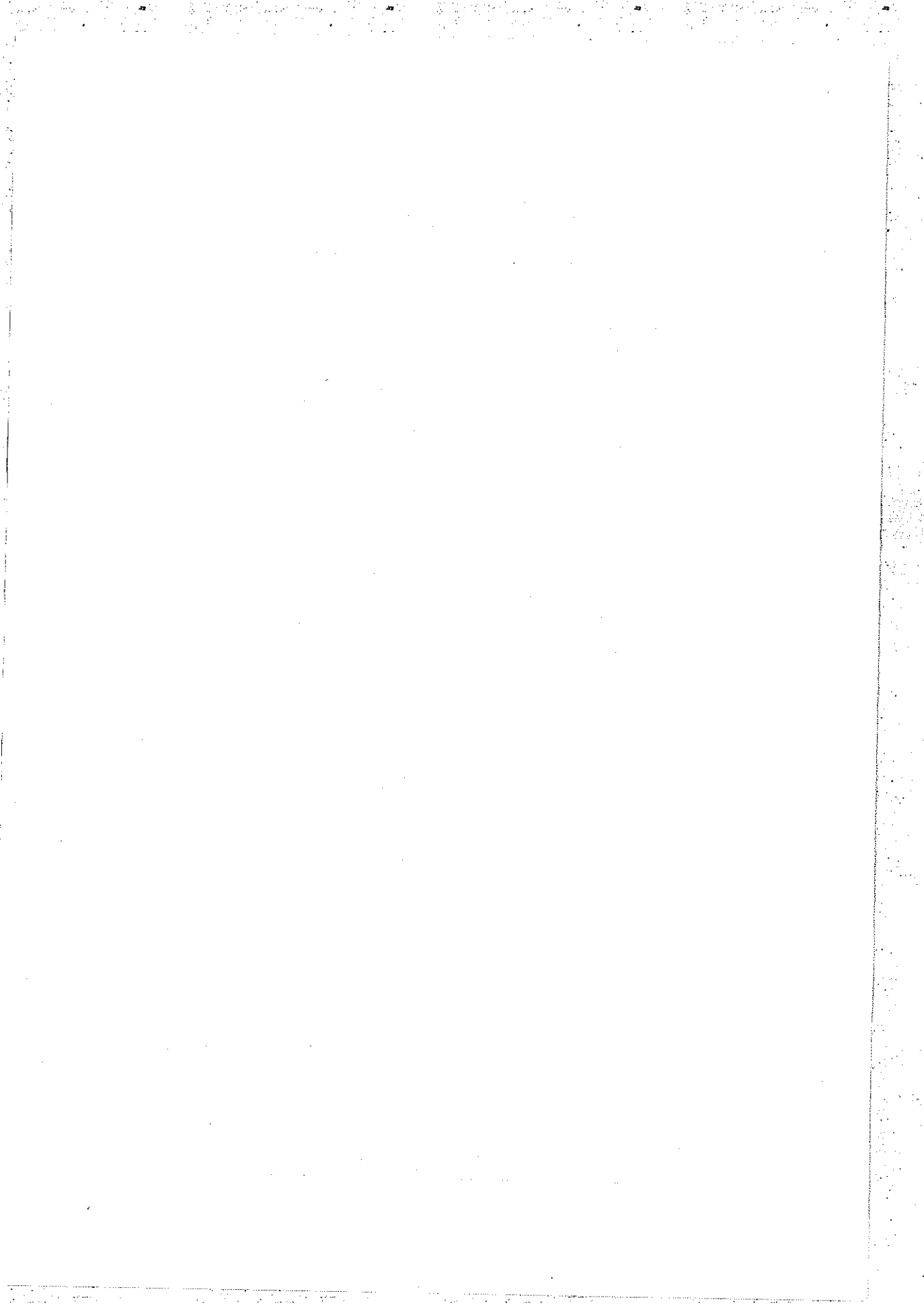
和泉市議会議長

貝 淵 博 治 殿

〔別紙〕

和泉市道認定請願道路図





○ 議長（貝淵博治君） 請願書の趣旨説明を願います。

○ 21番（松尾千代一君） それでは請願書についての説明をさせていただきます。

皆さんのお手元に配布されていると思いますが、別紙図面のとおりに、幅員が約5メートル延長250メートルという距離になるわけですが、非常に幅員から申しまして、市道として最もふさわしいと思うわけなんです。とりわけ、この周辺には住宅も次から次へと建ってまいりましたし、交通量も非常に多くなってまいりましたので、ぜひひとつ、この道路を市道に認定賜わりたく、町会長連署いたしまして請願書を提出されましたので、これをお認め願いたいと私は思いますので、議員の皆さんにはぜひご賢察いただきまして、認定賜わりますようお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 本請願について質疑、ご意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おわかりいたします。本請願を採択すること異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって請願第1号を採択することに決めます。

○ 議長（貝淵博治君） この際、公共料金値上げ反対の要望決議の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、要望決議の件を議題とすることに決めます。

それでは日程第26、「公共料金値上げ反対に関する要望決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第1号

公共料金値上げ反対に関する要望決議

本市議会は、公共料金値上げ反対に関し別紙のとおり要望決議するものとする。

昭和47年3月30日提出

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
出	原	武	司
金	沢		勝
松	尾	千	代一
藤	原	要	馬
山	田	清	二
依	田	七	郎
直	村	静	二
井	上	平	兵衛
坂	上	国	治
柏		音	三郎

公共料金値上げ反対に関する要望決議

近年来の物価の高騰等による、国民生活の低下は著しいものがある。

しかるに最近、公共企業等の健全運営のためとして、公共料金等の引上げがあいついで実行され、国民生活は更に圧迫され、公共料金等の負担は今や極限に達し、生活は破綻に瀕して居る。かかる現状は、大衆福祉の精神に反するのみならず、公共企業等本来の目的にも反するのみならず、公共企業等本来の目的にも反することは明白である。

日本国民は健康にして文化的な生活を営む権利をもっている。

政府に於ては、公共企業等の赤字の負担を単に値上げにより国民に転嫁すると言ひ安易な方策を避け、国民の基本権を確保するための賢明な施策をもって対処し、料金等の引上げは絶対回避されることを要望する。

以上決議する。

昭和47年3月30日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 20番（直村静二君） 私のほうも二つほど出させてもらっておりますが…。
- 議長（貝淵博治君） あんたたちが出されたやつは議運にはかっておりませんから、次の臨時でお願いするということです。
- 22番（池辺秀夫君） それではただいま上程になりました決議について、私から提案の理由を説明させていただきます。

ただいま局長から朗読したとおりでございますので、よろしく願いたします。

- 議長（貝淵博治君） 本決議案についてご意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別にご意見ないものと認め、これを終わります。
おわかりいたします。本件を原案どおり決議するに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認めます。よって要望決議第1号を決定いたします。

閉 会

- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全部終わりました。
この際、おわかりいたします。本定例会は、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議ないものと認め、以上をもちまして閉会することに決めます。

- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを許します。
（市長あいさつ）
- 市長（藤木秀夫君） 一言、御礼とごあいさつを申し上げます。
去る10日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和47年度一般会計予算をはじめ特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計暫定予算並びに補正予算、このほか市立病院設置に伴う条例制定など、多数の重要議案をご提案申し上げましたところ、皆様方にはきわめて長期間にかたり、しかも公私ご繁忙のおりにもかかわりませず、連日にわたり慎重ご審議賜わり、可決決定していただきましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。
なおまた予算委員の方々にはたいへんお疲れのところ、連日にわたりご審議をわずらわし

深く感謝申し上げるさせていただきます。このたびの定例会を通じ、あるいは予算委員会の過程において指摘いただきました諸事項、ご意見、ご要望に対しましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、市政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算執行につきましても、慎重を期してまいりたい所存でございます。なれとぞ議員各位におかれましても、市政運営にいつそのご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが、御礼のことは代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（貝淵博治君） 議会事務局長から一言、議員の皆さん方にごあいさつをということでございますので、これを許します。

（市会事務局長あいさつ）

- 市会事務局長（上野稔君） お疲れのところ、まことに恐縮に存じます。せっかくの機会でございますので、お許しをいただきまして一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

私、いよいよ明日31日付けをもちまして、本市を退職することになりました。過ぎし日を振り返ってみますと、ちょうど議会にご厄介になりましたより4年と8カ月、たいへん長い間お世話になりました。その間、事務局長としての大任を拝命しながら、議員皆様方のご期待に沿うような勤めのできなかったことは、まことに申しわけなく存じてございます。しかしお陰をもちまして無事大過なく退職の時期を迎えることができましたことは、議員皆様方の深いご理解と心からなるご支援、ご支持の賜にほかならないと深く感謝申し上げます。ここにあらためて厚く御礼申し上げます。

退職後は、今後の歩むべき道につきまして、じっくりとみつめながら将来に対処してまいりたい、かよう考えておりますので、今後ともなれとぞ倍旧のお力添え、お導きを賜りますようお願い、切に懇願申し上げます。どうか議員の皆様方におかれましては、今後ともますますお健やかに、本市発展のためによりいつそのご活動を賜わらんことをお祈り申し上げます、はなはだ簡単ですが一言、御礼とごあいさつに代えさせていただきます。たいへん長い間ありがとうございました。（拍手）

（議長あいさつ）

- 議長（貝淵博治君） 一言御礼申し上げます。

21日間の長期間にわたる昭和47年度当初予算密議に当たりまして、議員の皆様方にはまことに忙しいなか、連日慎重なご審議を賜わり、ありがとうございます。

ことに予算委員の皆さんには、当初予算をはじめとする17件の案件、議案を8日間の日程内に詳細なご審議をわずらわし、全議案の審査を消化していただきましたことに対しまし

て、議長として衷心より厚く御礼申し上げるさせていただきます。

本定例会を通して特に感じましたことは、提案権のある理事者の議会に対する不手際もさることながら、提案しようとする諸議案についてあまりにも不勉強であり、信念に乏しい点が多々うかがわれたと思います。今後はさようなことのないように、一般質問並びに議案審議を通じて指授された点を十分反省し、議会運営に支障を来たすことのないよう、確固たる信念をもって議会に臨まれんことを特に要望いたしまして一言、ごあいさついたします。たいへん長期間、まことにありがとうございました。（拍手）

（午後4時閉会）

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

和泉市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

